

## 第七篇 近世

### 第一章 第三期の七戸氏

#### 第一節 南直勝七戸の名跡を継ぐ

天正一九年（一五九一）の九戸政実の乱は失敗に終わり、これにくみした七戸家国と、その配下の部将である天間館源左衛門、花松左近、附田甚兵衛等およびもう一つの七戸家である七戸伊勢慶道も亡んだ。

中世以来の名家の滅亡である。

これより先、南部信直は、天正一八年七月二七日付で、秀吉から、南部内七郡の本領安堵の朱印状をうけていた。その中に、家中の者共の抱えている諸城は悉く破却せよ、との一項があった。

この命令は、九戸の乱がおちついた後に実行された。

当時南部領には、四八城あったが、天正二〇年一二城が残され、三六城が破却された。

このことにつき『南部大膳大夫分国之内諸城破却書上』は、左のように記している。

乙 郡	長 岡	見 舞	片 寄	大 迫	新 堀	寺 林	十二丁日	安 俵	江 尻子	岩 崎	二 子	鬼 柳	鳥屋崎
部 山	平 城	平 城	平 城	山 城	山 城	平 城	平 城	平 城	平 城	山 城	平 山 城	平 城	平 城
平 城	破 却	破 却	破 却	破 却	在	破 却	破 却	破 却	破 却	破 却	破 却	破 却	在
破 却	信直抱	南部内膳助持分	信直抱 代官日戸内膳	信直抱 代官川村中務	信直抱 九丁目九郎兵衛	江刺兵庫持分	信直抱 代官左平次	寺前縫殿助持分	信直抱 代官中野修理	信直抱 代官川村与三郎	信直抱 代官藤四郎	南部主馬持分 代官鬼柳源四郎	南部主馬持分
信直抱													
富士右衛門持分													

第一章 第三期の七戸氏

金田一	九戸	浄法寺	一戸	葛巻	板沢	横田	増沢	田鎖	千徳	一方井	雫石	沼宮内	下田	厨川	不来方
平城	平城	平山城	平城	山城	山城	山城	山城	山城	山城	山城	平城	山城	平城	平城	平城
破却	破却	破却	破却	破却	破却	破却	破却	破却	破却	破却	破却	破却	破却	破却	在
信直抱 代官木村全	信直抱	畠山修理持分	信直抱 代官石井新助	工藤掃部助持分	浅沼藤次郎持分	信直抱 代官九戸左馬助 唐の供	浅沼忠次郎持分 (浅沼は阿曾沼に同じ)	佐々木十郎左衛門持分 唐の供留守	一戸孫三郎持分 唐之供留守	安俵孫三郎持分	信直抱 代官八日町太郎兵衛	川村治部持分	川村中務持分	工藤兵部少輔持分	福士彦三郎持分

花 輪	野 辺 地	七 戸	沢 田	洞 内・	中 市	新 田	八 戸 (根城)	三 戸	櫛 引	劍 吉	名 久 井	種 市	野 田	古 軽 米	姉 帯
平 城	平 城	平 城	平 城	平 城	平 城	平 城	平 城	山 城	平 城	平 城	平 城	山 城	山 城	山 城	山 城
在	在	破却	在	在	破却	在	破却	在	破却	在	在	破却	破却	破却	破却
大光寺左衛門持分	七戸将監持分	信直抱 代官横浜左近	惠比奈左近持分	佐藤将監持分	小笠原弥九郎持分	南部彦次郎持分	南部彦次郎持分 唐の供名代 弥十郎(新田)	信直抱	信直抱 代官桜庭将監	南部左衛門尉持分 唐の供	南部中務持分	久慈孫三郎持分	信直抱 代官久慈修理	古軽米左衛門持分	野田甚五郎持分



毛馬 内 平城 在 南部大学持分

同書には、七戸城について、左のように記されている。

七戸 平城 破却 信直抱 代官横浜左近 唐の供

これは七戸城は破却され、七戸地方は南部藩主信直の直轄地とされ、その代官として横浜左近がおかれたことを示したものである。このことについては『参考諸家系図』中、本名七戸・横浜館主横浜氏の系図に、七戸右近朝慶の四男横浜兵三郎慶則の曾孫である兵庫助慶房（慶末）の次男に横浜左近慶勝がみえる。年代がややずれる感があるが、「七戸御城番を勤む」とあるから、七戸御城番を勤めたのが正しければ、年代の誤記と思われる。

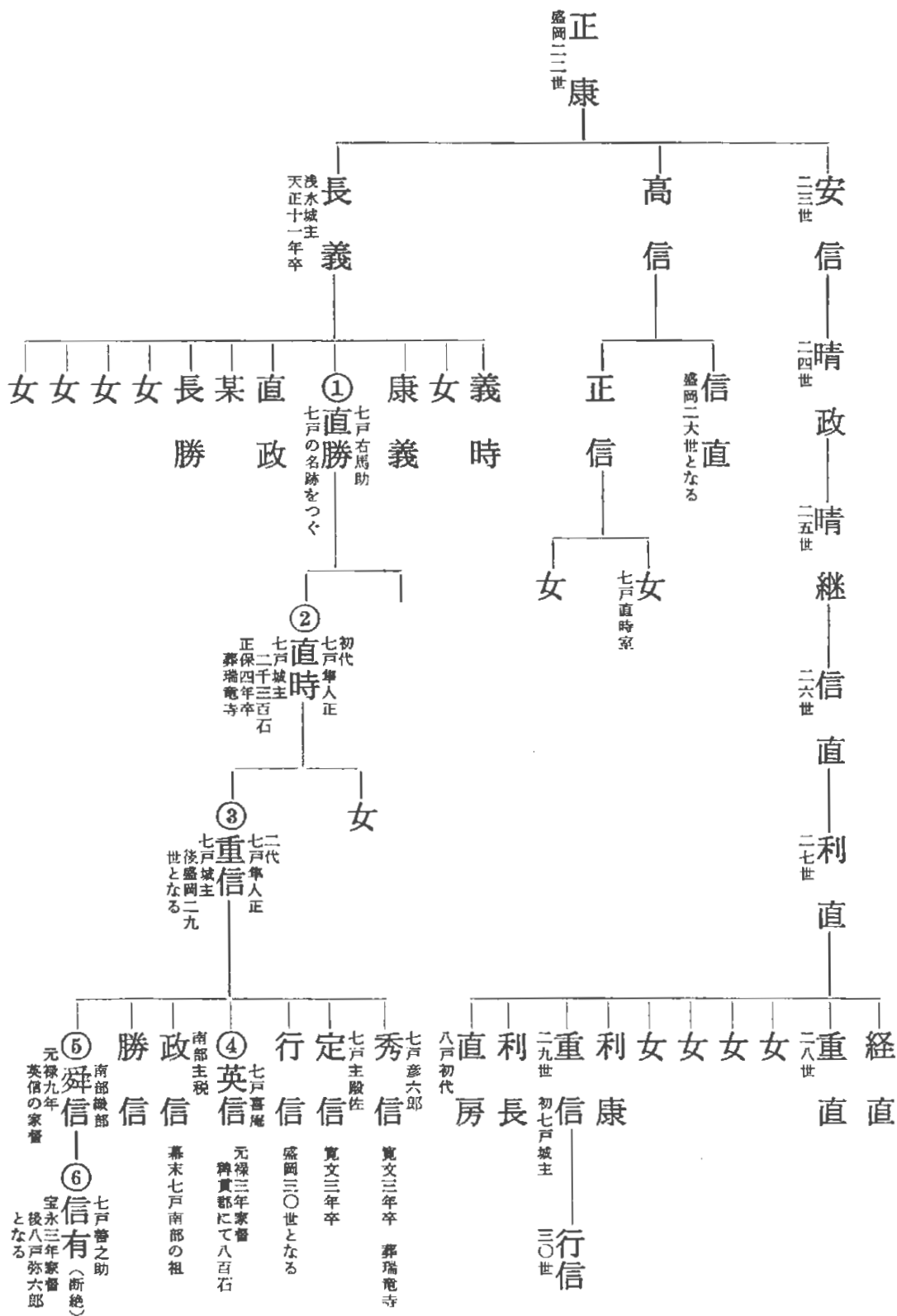
また『参考諸家系図』中、本名七戸・横浜館主横浜氏の系図に、七戸右近朝慶の四男横浜兵三郎慶則の次男野辺地久善慶堅の系に野辺地（七戸）将監直高について、「信直公文禄元年部屋住にて肥前名護屋御陳御供」とある。

しかし、この措置は、九戸の乱の終わったあとの天正二〇年（文禄元年）の文禄の役、いわゆる豊臣秀吉の朝鮮征伐などのため、信直も肥前名護屋に滞陣するなどのこともあり、一時的なものであったらしく、その後まもなく、七戸には、九戸の乱の時信直方として働いた浅水の城主南遠江守康義の弟直勝が起用された。第三期の七戸氏の誕生である。

七戸城は、破却されたといっても、實際上、城そのものが破却されたものではなかったことが、これでもわかるが、それは津軽に対する顧慮からも、ここに有力な武將を配置しておく必要があったための措置であった。

左に、第三期の七戸氏の系図を掲げる。

第三期 七戸氏の系図



註 重信には一三男一一女あるが別記するので、ここでは省略する。

さて、直勝がその名称を継いだ七戸家は、和田藤太郎編『七戸郷土誌稿本』中の「北郡沿革大要」に

建久年間南部三郎光行陸奥国糠部五郡を鎌倉將軍源頼朝より賜はり、爾来代々領之。

光行五男朝清に七戸郷を宛行ひ、七戸太郎三郎と称し、一門の重臣たり。

其子孫兩家に分る（天正年間）。

一は七戸彦三郎家国、一は七戸伊勢慶道といふ。

天正十九年同族九戸左近將監政実反逆、両氏之れに党し、二戸郡宮野に籠城、伊勢慶道城内に病没し、彦三郎家国一方の將として官兵に抗し、屢々防戦すと雖も力尽き終に降る。秀次の陣所にひかれ、栗原郡三迫に於て刑せらる。

爰に於て兩家断絶せり。

然るに信直、名門の臣断絶せるを歎き、一族某を以て伊勢の名跡を立てらる。

七戸右馬助直勝と称す。

其男隼人直時嗣ぎ、正保四年病没……

とあるのによれば、九戸の乱で九戸方の勇將として活躍した家国家ではなく、伊勢慶道家であった。

さて、七戸伊勢慶道家は既に示したように、本名武田氏であるが、武田某とは誰のことか、『参考諸家系図・

八巻』にも「七戸太郎三郎朝清後胤」とあるだけで、はっきりしない。

いずれにせよ、直勝は七戸の名跡を継いだか、この直勝がまた謎の人物であり、その七戸襲封の時期、在職期

間、事績、死亡年月日等すべて明らかでない。

『参考諸家系図』によれば、直勝は浅水城主南遠江守信義の二男で右馬助と称した。南部第二六世南部信直より「北郡七戸の郷を賜わり、七戸城に居」た、とあるがその時期は示されていない。

宮一雄著『浅水城主南氏の研究』に、「天正十九年の九戸の乱の時、七戸家国は取り潰しとなり、同年暮直勝は新七戸城主として起用された」とある。

ところが前述のように、天正二〇年（文禄元年）七戸城には、七戸左近が信直の代官（城代）としている。

私も以前、宮氏のように考えた時もあったが、直勝の七戸への入部は早くても文禄二年（一五九三）末、信直が名護屋から帰国以後とみるべきであろう。

在職期間について明示したものもないが、これも『参考諸家系図』中の野辺地氏系図に「七戸縫殿助直次、利直公（南部家二十七世）慶長二年（一五九七）、甥七戸隼人正直時に従て七戸に到る。直時地方五十石を給す。後加増して百三十石となる。城代を勤む。」とある。

直勝の後を継いだ直時の七戸入部が慶長二年だとすれば、直勝の在職期間は、その時までの三年程に過ぎなかったことになる。

しかし、直時の七戸入部は、直勝の死に基づくものではない。そこで、直勝の事績に言及しなければならぬがこれまた不明な点が多い。

直勝の事績としては

①慶長一三年（一六〇八）直勝が七戸新館八幡宮に奉納した左記棟札があること。（上北町新館八幡宮蔵）

聖主中天

羽黒山中禅寺之住僧大工大納言鍛冶民部

迦陵頻伽声

奉 造立八幡宮大檀那七戸直勝本願大宝院御願成就所敬白

哀愍衆生者

我等今敬礼

慶長十三戊申年八月十五日

②慶長一八年（一六一三）二月一五日直勝が七戸（横浜村）松木八幡宮を修造した時の棟札のことが『篤焉家訓』に記載されていること。

奉修造正八幡宮社 檀那右馬助源直勝公

別当 大光院

慶長 年 二月十五日

役人膳助

.....

の二つが知られている。

この二つの八幡宮の造立もしくは修造は事実であろう。この頃の七戸城主はいうまでもなく、直勝ではなく直時である。そうなると直勝は一体この間何処に居たであろうか。

旧地の浅水に帰っていたのであろうか。それとも七戸で隠居をしていたのであろうか。

ところが、この二つの考え方と全く異なり、直勝が継いだ七戸氏の名跡は、七戸家国家ではなく、七戸伊勢慶道家であったが（註　そこまでは全く正しい……）、実はその七戸伊勢慶道家は、小湊福館城主であったので、直勝は小湊福館城主となって七戸氏を継ぎ、福館城主と七戸城主とを兼ねた、という考え方がある。

『郷社新館神社縁起由来に関する文献及其考証』の著者は、「慶長十三年大檀那七戸直勝、直勝の子七戸隼人直時慶長二年七戸城主たり、直勝は慶道の後を興して小湊福館城主となれば、恐らく直時七戸城主となりし後、七戸八幡宮を奉養せしものならん」と記しているのがそれである。

この説を布衍すれば

①直勝は、七戸伊勢慶道家を継ぎ、福館城主と七戸城主とを兼ねた。

②直勝が福館城に在城していた時、津軽為信の謀略にあい、その軍門に降った。その時期は判然としないが、文禄年間、直勝が福館城主となって程遠からぬ時期であったろう。

③直勝が為信の軍門に降ったので、直時が改めて七戸城主に任ぜられた。直時は直勝の嫡出子ではなく、直勝の兄康義の五男、つまり直勝の甥であった。

④直勝は、福館城主の地位を保障され、七戸隼人宗慶と名乗ったが、為信の直勝に対する優遇は一代限りであった。

⑤為信に降ったのちの直勝は、父祖の地への思慕を込めて、七戸新館八幡宮、横浜松木八幡宮に祈った。

⑥直勝の法名は、松庵自公大禅定門といい、浅水の法福寺に葬ったと『篤焉家訓』にあるが、『浅水城主南氏の

研究』にも、そのことは定かでないと言われ、しかも没年すら伝えられていないのも、右のような事情のためと思われる。

ということになろう。

このように考えると、直勝に対する謎のほとんどは解ける。私も、この仮説を全面的には否定しきれないでいる。この仮説が、真説となるか否か、今後の研究にまつより仕方がない。

## 第二節 七戸直時の治世

慶長二年（一五九七）、直勝の甥直時が襲封、二代目七戸氏となり、七戸隼人正と称し、二〇〇〇石を食んだ。その領地の明細を記したものはないが、明治初期、五戸通一三カ村が加えられる以前の七戸代官所の支配地域とはほぼ一致するものとみて間違いはないであろう。

直時の治世は、慶長二年から、正保四年（一六四七）二月、没するまでの五〇年の長きにわたった。

直時が第一になさねばならなかったことは、天正一九年（一五九一）の九戸の乱後の民心の安定と、南部藩の財政的基盤を確立するための検地の施行と、七戸城の戦略的役割を確保するための家臣団の編成とであったと思われる。

秀吉は天下統一後、全国に対し、いわゆる太閤検地を行った。津軽に対しては、天正一八年に行ったことが明

らかにされているが、南部に対し、いつ、どういう形で行ったか明らかでない。しかし、天正一九年の九戸の乱や文禄の役等のことを考慮にいれると、早くとも文禄三、四年（一五九四～五）頃ではないかと推定されている。（『盛岡市史近世・上』一〇二ページ）

今南部藩に残っている郷村高帳の最古のものは、正保四年三月付のもので、ちょうど直時の死去の頃のものである。

この郷村高帳は、寛永期の調査に基づくものとされているから、少なくとも寛永期には、村毎の一筆調査が行われ、石高表示がなされたものと思われるが、この郷村高帳の日付の前年の正保三年にも検地が施行されているから、正保四年の郷村高帳は、正保三年迄の調査の結果をふまえたものであろう。

さて、家臣団の編成であるが、『参考諸家系図』から七戸隼人正直時の家臣となった人々を拾えば、別記『御給人制度』の項で示すように四一家を数えることが出来るが、拾い洩れの可能性もあるので、あるいはもう少し多かったかもしれない。

『郷村古実見聞記』に「……七戸隼人直時家来五拾五人……」とあることからその可能性がある。しかし、この記述にも疑問があり、その人数は定めがたい。

これらの家臣は、南部藩の重臣として不在勝ちな直時に代わって、城代職についていた七戸縫殿助、のちにはその男野辺地忠左衛門の指揮のもと、七戸地方の治安に当たったものと思われる。

直時が南部藩の家老を勤めたのは、いつからか正確にはわからないが、相当早くからで、その勤務の大半は、



七戸城主としてよりは、南部藩の高知の士又は家老としてのものであった。

以下、諸書に記されている直時の業績を拾ってみよう。

- 一 慶長四年（一五九九）八月十五日、七戸新館八幡宮の祭礼を大檀那として行う。
- 一 同一四年（一六〇九）一〇月、直時大奉行となり、盛岡中津川に、長さ二〇間、広さ三間の上の橋をかける。

一 同一九年（一六一四）大坂冬の陣おこる。南部二七世利直、徳川家康の召に応じ、総勢四五〇〇人（一説五四九〇人）を率い、一〇月一二日盛岡を発し、十一月一六日奈良法隆寺にて家康に謁し、その命により秀忠の軍に属し、大坂に到る。

七戸隼人正直時は総勢四八人を率いて利直の軍に従い、南遠江、東中務、八戸弥六郎等とともに、右備に属す。

この時、七戸通の元右衛門（七戸町下館米内山家の祖）は、直時に従い、その旗持を勤めた功により、帰国後、御城廻の内で御免地一五石を賜り、帯刀を許され、南川目通、上川目通両通の大肝入を仰付けられる。

一 寛永五年（一六二八）、幕府の切支丹詮議がやかましくなった時、直時は、当時野左掛村にあった瑞竜寺四世即翁明守和尚を招聘し、同一〇年、現在の瑞竜寺のある場所に、その新建を命じた。

同寺は、四月建立に着手、翌一年に工事が完成した。

なお同寺は、寛永一三年四〇石余、正保三年（一六四六）五〇石の寺領を直時より拝領した。

一 同一〇年（一六三三）、南部二八世重直四月二七日江戸発、五月八日盛岡へ無事着城したが、その御礼言上のため、直時は即日江戸に向け出立す。

一 同一一年（一六三四）六月二〇日、南部二八世重直は三代將軍家光の上洛に供奉し、士卒二〇〇〇余を率いて京都に赴いた。

この時直時は、総勢四〇人を以てこれに従ったが、鎧持以下の構成は左の三一人であった。

鎧四本 鉄炮四挺 弓弍張 馬取二人 草履取一人 挾箱一人 若党一五人 褰箱一人 沓箱一人  
馬老疋

一 同一二年（一六三五）三月、幕命により盛岡に預けられた宗対馬守の従弟である僧無法長老（芳長老・方長老とも規伯叟無方ともいう）と親交を持った。

方長老が盛岡に預けられた理由については二説がある。一説は、朝鮮国との間に交換される幕府の外交文書のことを管掌していた対馬守の従弟の柳川豊前守と方長老とが謀議の上、外交関係を円滑にするため、將軍秀忠の肩書を、勝手に「日本国王」と改ざんしたことによるものとし、他の一説は、宗対馬守の娘を朝鮮国王の后としたことが幕府の怒に触れたとするものである。

いずれにせよ、方長老は、和漢の学に長じていたので南部藩はこれに五〇〇石の薪水料を与えて厚遇したが、方長老もまたよくその期待に応え、ために南部藩の産業、文化、教育は大いに発展した。

直時は藩の家老として方長老と親交があった。

方長老が盛岡へ持ってきたものに高麗胡桃があった。それを直時がもらいうけ、盛岡城の新丸前に植えつけたのが見事な大木となり、年々沢山の実をつけた。

これが我が国の菓子グルミの元祖である。

また、そのような縁から、七戸瑞竜寺の鐘楼につるされた丈二尺六寸、経二尺二寸の鐘の銘は方長老（規伯叟無方）が書いてくれたものであった。

その銘文は左の通りであった。

華鯨吠苦海尽竭 華鯨吠えて苦海ことごとく竭き

瑞竜吟祥雲自興 瑞竜吟じて祥雲自ら興る

億千檀度船若妙 億千の檀度は船若の妙

百八春容大小乗 百八のしょうようは大小乗

忽然警覚盲聾啞 忽然として警覚す盲聾啞

特地円皈仏法僧 ことさらに円皈す仏法僧

幽明三世饒利益 幽明三世利益おおく

家国千秋楽豊登 家国千秋豊登を楽しむ

なお、それまで濁酒ばかりしかなかった南部地方の人に清酒のつくり方を教えたのも方長老であるといわれて

いる。

一 同二〇年（一六四三）六月一四日、南閉伊、大槌代官所管内の山田浦にオランダ船ブレスケンス号が漂着したとき、藩命を受けて現地に着した七戸隼人正直時と漆戸勘左衛門正重（正茂）とは、浦人に祭礼のまねをさせ、オランダ人達の興味をそそらせ、上陸したところを捕えてこれを盛岡へ連行し、報告によつて盛岡へ到着した幕府の上使とともに、これを江戸へ連行した。

切支丹禁制の厳しい時であったので幕府のおほめに与り、直時は公儀より、時服一重、羽織一か、白銀二〇〇枚を、勘左衛門へは銀二〇〇枚を下されたほか、南部藩では直時へ三〇〇石、勘左衛門へ二〇〇石の加増を賜つてこれを賞した。

漆戸家もその後代は南部藩の家老となった名門であり、その子孫は最近まで天間林村の坪に住み、その家は明治天皇の東北御巡行の時には御立寄所となった。

このオランダ船の船員拿捕のてんまつは『内史略』に詳しいので、左に引用する。

一 寛永十六己卯年 切支丹御制禁敵敷被 仰出 若異国船浦々へ漂泊之義も候は、召捕候様被仰渡候処  
 同二十年六月十四日 御領内閉伊郡山田浦と申所へ阿蘭陀船漂泊 船中百二三十人程も可有之哉と見得候  
 間 所々差置候役人より注進有之候に付 家来七戸隼人 漆戸勘左衛門差遣 色々手便を以て 右之内十  
 人召捕 其趣及言上候処 石川伊左衛門殿 藤井善左衛門殿并道句と申通辞在所へ御下 阿蘭陀人捕候義  
 御感被思召候旨 御奉書以兩使被下之則兩使へ阿蘭陀人相渡 家士七戸隼人 漆戸勘左衛門差添 江戸へ

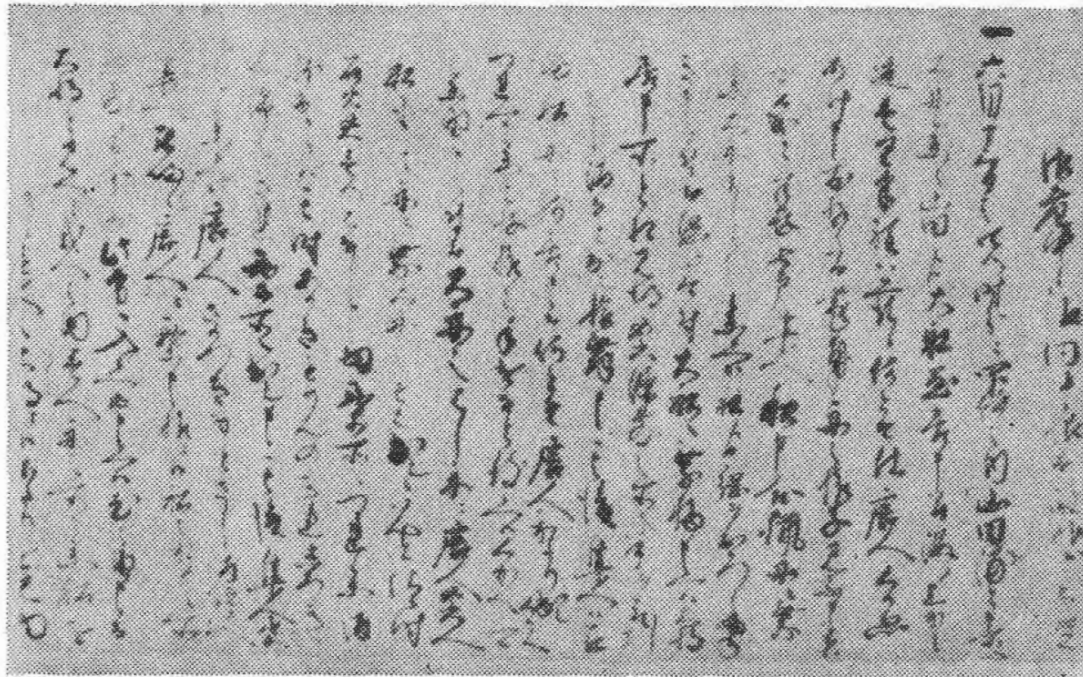
為差登候所従 將軍家隼人へ銀二百枚 呉服二 御羽織一 勘左衛門へ銀二百枚 呉服一 頂戴被仰付

附御当家には 徳川御当家之御感状不被為有候之間 今度出候御奉書は 御感状御同然たるへき御儀

格別之御儀と奉存候也 又云 前書写有之候右大将秀忠公より御書御奉書を以 御一門歴仕の家老南部尾張守信愛 南部九兵衛直継并御一門に並候桜庭兵助直綱右同断の事は 御書 御奉書被成下候は 御感状御同様にて 右に等しき御事も様にもと奉存候事也 尤御文躰至て御叮嚀の御義也

一 寛永二十癸未年六月十四日 南閉伊山田浦にて阿蘭陀人捕申候事は 御代官七戸勘之丞 穴沢采女 北御代官小本助兵衛 船越新左衛門注進に付 七戸隼人<sup>時直</sup>横目漆戸勘左衛門被遣右の阿蘭陀人船よりたばかり 陸へ上り十人捕之 盛岡へ参 江戸へ御注進被成候に付 上使藤井善左衛門殿 石川伊左衛門殿 并通辞の坊主江戸より急下着 然所江戸へ阿蘭陀人召連御両使并隼人 勘左衛門に 又重兵左衛門同心共に為登候処 其後長崎へ被遣 通辞の者参候て阿蘭陀人に相究本国へ送届被成候節 阿蘭陀並びの国よりエ<sup>ン</sup>サラキと申者江戸へ下着右之者共申請 長崎へ参候由 隼人 勘左衛門江戸に六七十日程逗留仕 其後御城へ被召出前書之通拝領物被仰付罷下候所にて 三百石七戸隼人へ 二百石漆戸勘左衛門へ 為御加増 拝領被仰付之

一 同年八月伝云 山田浦之百姓共申には 七戸隼人直時 漆戸勘左衛門より被仰渡には 其処の者共相集候て祭礼の真似を致 人形芝居の狂言せよと 因茲御さたの通所の者共集り色々の稽尽せしに 紅毛陀人是を見物せんとや船より上陸せしを捕取 其内に無髪にて僧如き者行馬を抜て海を遊び元船に入 隼人伝



オランダ船拿捕てんまつ報告書

馬船を下知して是を廻し 元船を取んとす 彼僧石火矢鉄炮を發し防之飛か如くに船を廻し 行方不知見失へる由

一 重直公御代 寛永二十癸未年閉伊郡山田浦へ阿蘭陀船漂着 阿蘭陀人十人捕 其趣言上の所 上使石川伊左衛門殿 藤

井善右衛門殿 御徒目付衆兩人 此外為通詞道句入道下向見 届被申 右阿蘭陀人江府へ為登候様被申渡候に付 阿蘭陀人

召捕人家老七戸隼人 御目付漆戸勘左衛門相添為登申所 於 殿中兩人の家来共に船中の様子并捕申節之次第御尋に付 委

細及言上 尤御老中様 同中根老岐様へ申上候覚

一 六月十三日四ツ時分に 閉伊之内山田浦と申処へ大船参

候 山田より大船懸居申間 海の上一里半程御座候 何卒

仕唐人陸へ上げ申度存候間 兎角舟之様子見不申候ては

不罷成と奉存 七戸隼人 私申合 漁船に乗参 大船間近

参候得は 船より綱を落し招申に付て 綱に取付大船へ乗

移申候得は 大将居申所と相見得 五六疊敷の所へ手を取

引込申 酒杯出し振廻申候 其後隻人は罷帰 私船に残居

申候て 何卒唐人かたり出し 陸へ連可参と存 手遣杯致候得は 陸へ可参由申に付て 大船の端船に  
 唐人五六人 私も其船に乗大船の側へ出候半と仕候時 石火矢一ツ放し申候 我等所へ連参酒杯出申候  
 得は其時赤き木綿の切 白き木綿の切 我等所へ出申候 其後隼人我等所へ参候得は 唐人盃杯さし酒  
 を給隼人罷帰候 唐人に我等申候は 船の懸候所悪敷候間 今少此方へ入候得と申候へは尤の由申候て  
 大将と見得候二人の内一人 船の所へ参 舟を寄申候 其内に一人の大将には 辺を見物致させ 又  
 我等処へ召連罷帰 大船間近く寄候間 今晚杯舟は出申問敷と存 何卒其内にたばかり唐人の一人も数  
 多く陸へ上ケ申度 右の大船へ戻候由申に付て唐人と一所に端船に乗 私も大船へ参 夜の四ツ時迄罷  
 有 様々手遣杯致 明日は我等所へ参 見物杯仕候様に致約束罷帰候時分 車火を致見物為仕候 扱漁  
 船に乗罷帰候得は 又石火矢を一ツ放し 私船の跡に送船と相見得端舟に乗 頓て陸へ上り候半と存候  
 所にて 先へ其日乗廻し大船へ戻申候 明十四日の五ツ時大船へ参 如約束之我等所へ参 陸を見物仕  
 候得と申 大将三人御座候と見得申 内大将二人 小姓一人 擢搔六人揖取一人已上唐人十人 大船の  
 端船に乗 則我等も其船に乗 陸へ連参 我等所へ参 大船近くにて搦候はゞ若大船出し候か 又は石  
 火矢の一ツも放し候半と奉存 山田より道十四五丁か二十丁程御座候 織笠と申所へ召連参候時分も  
 隼人所へ連候て寄り申候 織笠へ召連れ 罷通候舟より見得不申所にて 十人の者に繩を懸大槌と申所  
 へ田舎道三十里程御座候へ連参留申候 同十五日の朝 唐人に申候は 二三日過候者船へ戻候はん間  
 衣装杯見苦候間取寄 船も其儘居候様と申越候得は 唐人尤と申 則文を書越申候間 此方の船頭に大

- 船へ越申候得は 大船より唐人方へ 衣装呉座に包封を付越申候間 唐人に相渡申候夫より山城守罷在候盛岡へ召連参候 右の大船沖へ出船致候由申候間又唐人に申候は 舟の所へ何成共用事候は、申越候得と申候へは 酒取寄内の者の衣装扨取寄申度と 文を書申候間 其文を請取 我等手前へ差置申候 舟は参候得共右の舟何方へも参候得と申候かと存 文書せ申候得共 船の義何方へも参候得とは 少も不申と相見得申候 其文の返事不参候とて 殊の外不審を立申候
- 一 舟の大き御尋に候 睨とは見届不申候得共 大形長さ十三間程 横五間程に可有御座かと奉存候
- 一 仕懸置申候石火矢 艦に四挺 艦に二挺已上六挺
- 一 舟の内に漕の物御座候も 睨とは見留不申候 乍去船の足浅く御座候間 荷物は無御坐候と奉存候 唐人共一人に一ツ宛 長さ五尺計の櫃持申候 舟の廻りに唐人共臥り申候 一畳敷程の床を釣置申候
- 一 物置に番の者居申候 其者に見物致度由申候て 見申候得は 三尺五寸の長さ鉄炮 数は何程有御座も不存候 鉄炮二十挺計御座候
- 一 釧二十腰程も天井の上に懸って御座候 其物置に鉄炮の外 薬は やかうへ入並置申候
- 一 大将寝所と相見得 其物置に三ツ釣候て御座候
- 一 人数何程可有御座候 睨と見不申候得共しひて七八十人程も可有之かと奉存候
- 一 帆柱二本 内八帆の帆柱一本御座候
- 一 帆を置候帆桁の長さ 五間計も可有御座候 二階帆に懸申候 上の帆桁の長さは 三間も可有御座か



と奉存候

一 帆は何も太織の白木綿に御座候 右の通大形か様に覚申候間 書付越申候 内々申上候通国元より御書付被遣候 是程には細に御座有間数と奉存候 委細は拙者為使為指登申候間 口上に可申上由被申越候間 右の書付とは違申義も可有御座候 国元より扣の書物参候 是は御返し可被下候御心得被成度為と被仰候間 大形書越申候 何も重て面上に可得 御意候以上

七月十八日

漆戸 勘左衛門

藤井 善右衛門 様

石川 伊左衛門 様

右に付為御褒美 従公義隼人へ御時服一重 御羽織一か 白銀二百枚 勘左衛門へ銀二百枚被下置候 罷下り候て後 重直公為御褒美 隼人へ三百石 勘左衛門へ二百石御加増賜之

阿蘭陀人手紙の写は本書に無之間略之

一 漂泊の阿蘭陀人江府参着に付御奉書

御状令披見候 今度異国船に乗渡の内 十人於領分捕の義 御感の趣 最前以奉書相達 并通事一人 徒之御目付兩人被遣之 重畳忝被存候の由得其意 因茲被差越使者候 念之入候段達 上聞候 彼異国者共 爰元到着の事 委曲使者可令演説候 恐々謹言

寛永二十年癸未年

八月二十五日

阿部対馬守重次判

阿部豊後守忠秋判

松平伊豆守信次判

南部山城守 殿

なお、引用文に示しているように、オランダ人達は、長崎をへて本国に送還されたが、近年このオランダ船の船長コルネリス・スハープの日記『南部漂着記』が和訳刊行された。

この日記は、きわめて興味深いものであるが、直時をはじめ、南部藩では、これらオランダ人を虐待することなく、要求に応じて豚肉などを提供したことも書かれているなど食肉史上も注目すべき文献である。

第三節 七戸直時の死去と葬式の次第

直時は正保四年（一六四七）二月一日、盛岡で病死したが、その遺骸は七戸に送られ、瑞竜寺に葬られた。その御葬式行列の次第書が残っているので参考迄に左に掲げよう。なお、直時の奥方は、波岡彦次郎政信即ち石川政信の娘であり、天正一八年（一五九〇）津軽為信のため浪岡城が落城の際、これも高田城主として戦死した土岐大和助則基の男高田善助則忠（銀杏木高田家の祖）に守られて三戸に落ち、後直時に嫁したものである。奥方の法名は光伝院殿天祥寥真大姉と申し上げ、金剛寺がその御位牌所となっている。

七戸隼人正直時君御死去御行列写

隼人正殿正保四年丁亥二月十六日御病死ニ付無常

眺見順仕候 朱書 書付古ク  
不分明

但盛岡ニテ御病死、御尊骸斗七戸江参、七戸御葬送諸入方、盛岡江忠左エ門ヨリ申遣候  
尤諸品々二月二十二日西野清助ヨリ土岐善兵衛、七戸忠左衛門江書付ニテ相渡

亥二月二十七日御吊役付之覚

一、面々奏者 嘉兵衛 内記助 御長書長十郎

但シ一面ニ詰申衆十人組一日一夜御番処二人組

一、御配善 甚吉 弥九郎 庄五郎 甚三郎

一、御料理衆頭 勘三郎 勘右エ門 清八 久三郎 勘五郎 長治 金平 三十郎

一、御菓子 勘六 助左エ門

一、御かよひ 作七

一、雑事帳付 弥平治

一、御代物遣 三七 久太郎 半三郎 てい 藤九郎 小伝治 久七 助蔵 たり 梅千代 亀松 たき

一、御掃除見 当時駒嶺仁太郎先祖畑山善蔵

一、御座敷同断 浦田甚左エ門祖治右エ門

一、大工鍛冶奉行 主計

一、御普請奉行 喜兵エ 清三郎 逸右エ門 又右エ門

一、細工衆 勘兵エ 甚次郎 作七 佐内

一、起炭 又五郎

一、薪奉行 源五郎

但三十五日之節御普代檢断肝入ヨリ薪野菜道具差上候面付略之、御寺江御供野辺送人数着用色物被

下面付別ニ有之

野辺送之次第

○一番 火 ○二番 どら ○三番 旗四旒 ○四番 小荷駄 ○五番 乘懸 ○六番 長持五挺奉行一人

○七番 屏風宮奉行 ○八番 乘馬追繩弥平治 ○九番 乗物奉行伝二郎 ○十番 茶弁当御町ヨリ ○十

一番 弁当 ○十二番 みの箱 ○十三番 挾箱 ○十四番 長持持鎗差笠長刀弓鍔炮笠杖 ○十五番 沓

○十六番 広ふた ○十七番 手拭懸 ○十八番 天台 ○十九番 湯 ○廿番 茶 ○廿一番 香炉 ○

廿二番 香箱 ○廿三番 高札 ○廿四番 花 ○廿五番 女竹矢三本  
持みの ○廿六番 枕付膳歩忍方  
不分 ○廿七番

刀茶水 宗徳院  
はらつ つみ 出家衆 ○廿八番 脇差 ○廿九番 御位牌 七戸縫殿助 ○三十番 御龕式拾人 ○卅一番

天蓋

- 一、御入物前 織部 勘三郎 主計
- 一、万下知 七戸忠左エ門 土岐善兵エ
- 一、御布施方 かり竹 勘六 源内
- 一、諸道具下知 孫八 内記 手代与平治
- 一、四門奉行 又右エ門 喜兵エ 清三郎 市左エ門 十六人
- 一、ろろそく奉行 新町甚九郎 蝶石源五郎 町甚五郎 人足五人
- 一、錢蒔 兵部 甚四郎 千五郎 久兵エ 人足四人
- 一、辻堅 治右エ門 甚六 半之助 市右エ門 兵八 孫二郎 筑前
- 一、御葬礼場 高田

隼人正直時公御牌名

瑞竜寺殿證山自公大居士

葬七戸祥雲山瑞竜寺

正保四丁亥年二月十六日

八戸名久井村法光寺ヨリ導師来るといふ

(一説瑞竜寺五世量山泉寿御引導と云う)



七戸隼人正直時の墓碑

## (篤焉家訓第拾三雜)

## 頭註

此節御葬送江出候者百姓斗也と云、元來七戸ハ貧郷ニ付為引立茶無尽ト申事を申合候処二月十六日ハ右会交之日也 依之右無尽仲間之者不殘御葬送江出候由今云抜無尽之類ならんか

至今年々二月十六日ハ往古佛残り御官所江も高桃灯付候由又云直時君御存生之節廿四日講といふものを御始被成御家中月々右御講日ニ打寄候由

今右廿四日御講之形有之候由 古姿不失事 可感服

この頭註に「此節御葬送<sup>五</sup>出候者百姓斗也と云……」とあるが、この頃七戸および近村在住の七戸隼人直時の家臣は、少なくとも四〇人余あつたはずである。

そのうち、この文中に出てくるのは、七戸縫殿助（野辺地忠左衛門の父、七戸直時の伯父で、正保元年まで七戸城代を勤めた）、野辺地忠左衛門、西野清助、土岐善兵衛等数名に過ぎない。

もっとも、「内記」とあるのは工藤助長であり、「高田」とあるのは高田善助であるというふうに家臣の氏名を略記しているものもあるが、それにしても家臣名の掲げられているものが少ないのが不思議である。

あるいは、「野辺送之次第」の、氏名の記入のないところの役も家臣が勤めたのかもしれないが、それにしてもあまり大規模な葬式ではなかったようである。

## 第二章 七戸隼人正重信の治世

正保四年（一六四七）、七戸隼人正直時が死んだが嗣子はなかった。

そこで南部二八世南部重直は、二七世利直の五男で、自分の弟に当たる花輪彦左衛門重政（閉伊郡花輪にて二〇〇石、外に現米二八〇駄、計七六〇石）に、直時の遺領二三〇〇石を与え、花輪の領知はこれを除いた。

彦左衛門は、同年一月初めて領地七戸に來り、一二月、名を七戸隼人正重信と改め、七戸地方の治世の任に当たった。

重政は、のち寛文四年（一六六四）、兄重直死去ののち、新南部藩八万石を継ぎ、南部大膳大夫重信と改名した。

重信は、元和二年（一六一六）五月一五日生まれであり、正保四年、七戸領主となった時は三二歳であり、南部藩主となった時は四九歳であったから、七戸領主としての治世は一八年間であった。

重信は、南部の歴代藩主の中でも名君の誉れ高く、仁政を施したので、「御領中衆民萬歳を唱えた」と『篤焉家訓』は伝えている。

その藩主としての主な業績は、寛文六年（一六六六）から天和三年（一六八三）までかかって実施した領内の

総検地、寛文九年以降の新田開発の促進、儉約令の実施、天和三年五月の、一〇万石への昇格等であるが、七戸領主としての在任中の事績はほとんど伝わっていない。

ここにあげた領内の総検地も、北郡については、田名部地方のみに実施されており、七戸地方に実施されたという記録はない。

『岩手県史・近世第二』は、寛文七年の五戸・六戸地方の検地の際、七戸地方も検地されたのではないかと推定しているが、『郷村古実見聞記』にも「但、七戸通は、正保年中御検地以後、寛文・延宝之惣検地にも御改無之」とあるから、やはり検地は行われなかったと見るべきであろう。

重信の、七戸在城中の記録を諸書から拾ってみると、次のようなものがあげられる。

。正保四年（一六四七） 一二月六日

藩主重直の名代として江戸に登る。（『雑記』）

。慶安二年（一六四九） 一二月八日

藩主重直の名代として年頭挨拶言上のため江戸に登る。（『雑記』）

。慶安三年（一六五〇）以降しばしば、重直の命により領内で牛乳をしぼる（『雑書』）

。承応元年（一六五二）金剛寺隠居量山泉寿和尚に対し隠居手当二人扶持を与え、なお寺領として寺下村に地方（領地）一二石を与える。（『瑞竜寺史』）

。同年七月～八月、工藤重助祐通に、七戸川去・豊間内間一里塚を築かせる。（『参考諸家系図』）



。万治二年（一六五九）、先代七戸隼人正直時の一三回忌を行い、寺中守護のため門前百姓三人の所有地を境内に編入する。

。寛文二年（一六六二）正月、重直の命により江戸に赴く。（『南部史要』）

。寛文三年（一六六三）八月五日、嫡子彦六郎秀信、オコリを煩い死去す。二九歳。瑞竜寺に葬る。

（『篤焉家訓』・『瑞竜寺史』）

。寛文四年（一六六四）一二月、新南部八万石の藩主となる。

重信は、歌人としても有名であり、多数の和歌をのこしている。

そのうち、慶安四年（一六五一）に、「名にしおふ 千引の石に跡しめて 引手になびく石の心を」という千引の石を詠んだ和歌のことは既に紹介したが、「花」という題で詠んだ「身を分は 野にも山にもあくがれて 花のさかりを過ぎざらまし」という和歌の直筆の懐紙が七戸の旧家にのこされている。

また、重信作と伝えられる「嵯峨へ嵯峨へと 草木もなびく 嵯峨はいよいか住みよいか」という和歌は南朝懐旧の歌として著名である。

七戸隼人正重信の事績について、残されている数少ない資料によってみてきたが、家臣および給人の登用も大きな事績であった。

重信は、先代直時の家臣およびその子孫を、そのまま自分の家臣として引き受けただけでなく、新たに相当数の者を土もしくは給人に登用した。

家臣の登用は、七戸在城中だけでなく、盛岡城主へ就任後に、七戸給人へ登用したものが多いうである。

重信による家臣への登用は四七家に上る。これらの家臣の主なるものは七戸城の城中および七戸御町通りに住居を構えたが、支村および隣村にも居住した。

その氏名は「御給人制度」の項に記す。

## 第三章 南部・八戸二藩の分立と七戸

### 第一節 南部藩の断絶

南部藩第二八代の重直はかなりの暴君であったようである。

寛永一三年（一六三六）幕府の許可なしに新丸を増築したり、新城に別荘を作ったりして、家臣の忠告にも耳をかさないこともあったらしいが、たまたま寛永一三年の参勤遅滞が原因となり、その他数カ条の不審が尋問され、ついに三年間の謹慎を命ぜられた。

その結果、武州岩槻および近江にある鷹野料三五〇石を没収され、また従来の格式も下げられるに至ったが、ようやく寛永一五年、水戸頼房、佐竹直政、天海僧正、春日局等のとりなしで謹慎を解かれた。

しかし、重直の圧政はその後もやまず、万治三年（一六六〇）には、譜代の諸士四二人の禄を、粗野にして容姿整わず、という理由で没収し、それに替えて遊芸技能にすぐれた者数十人を召しかかえるなどのことがあり、領内でもあまり歓迎された領主ではなく、幕府の評判もよくなかったらしい。

重直には二男二女四養子があったが、加藤嘉明の末子内蔵助を離別したのを除けばすべて早世している。

ここにも何か暗い影が感じられる。さらに重直には、経直という兄のほか、政直、利康、重信、利長、直房という弟があったが、七戸家を継いだ重信と中里家を継いだ直房以外は、寛文二年（一六六二）以前に、いずれも若死している。

これら弟のうち、少なくとも政直・利長は重直の手により毒殺されたと見られているが、重直がそのような行動に出たのは、格式の高い大名から養嗣子を貰うことによって南部家の家格の上昇を狙ったためとみられる。

しかし、重直の非道な試みは失敗し、寛文四年九月一二日、重直は後嗣を定めることなしに死去した。

大名が嗣子を定めることなしに死亡した場合は、御家断絶となるのが当時の慣例である。

しかも、重直は幕府のおぼえもよくなかったから、このことは必至とみられ、そのため南部では流言飛語が乱れ飛び物情騒然となった。

この間の事情を『篤焉家訓』は次のように述べている。

山城守（重直）儀、一生公儀の勤を軽し、上を蔑にし、継日之申立も不仕病死之段、言語同断之儀也。

依之、今度数代之領地可被召放候由、既に公儀御評定相究り、近日中隣国<sup>ニ</sup>城請取も被仰出候筈之趣専ら風

## 聞也

隣国の大名が盛岡城の受取りにくるといっているのである。

そこで譜代の諸士たちは、数代の領地おめおめ渡すべからずといっているので、城を枕に討ち死するか、あるいは花巻あたりまで討って出て、国境付近で討ち死せんと血気にはやったが、間もなく風説のみをたよりに血気の勇にはやるのは好ましくない、との議論が勝ち、まず嗣子を定めて幕府に相続願いを出すことになったが、嗣子の選定についても意見が割れ、三派に分かれ紛争はますます激化した。

その模様を再び『篤焉家訓』から拾ってみよう。

其頃毛馬内三左衛門と云人有。数年出会の懇意之者共、段々打寄、此度御名跡誰をか御心付候哉と云ければ、兎角今度の御名跡は、七戸隼人殿（重信）こそ可有之趣申者多し。

三左衛門大に喜び、左候はば是<sup>ニ</sup>血判せられよとて、連判の書付を出し、一々一味同心を被記候趣。

此事義士忠臣の御譜代聞伝、昼夜彼宅<sup>ニ</sup>馳参、前後を争、連判に相加候。

これが家老毛馬内三左衛門を中心とする七戸隼人正重信擁立派である。

一方、遠野城主である八戸弥六郎家は「古来より南部の家絶候時は、八戸より継、八戸の家絶候時は、南部の庶子は継ぐと云ふ事あり。家中一の大身、殊に公儀にて御存の家なれば、可然」といっているので、密に八戸家に向ち寄る者も多かったという。

これが、八戸弥六郎擁立派である。

また、新参の諸士は「公儀御庶子方、御連枝なりとも申請、南部之主に可奉迎也。隼人殿に於ては、主人に不可頼」というので、これまた一味連判したという。

これが、幕府御連枝擁立派である。

これら三派は、他人に対してのみならず親類、親子兄弟に対しても互いに本心をあかさず、その騒動は言語に絶するものがあつたという。

ちょうどその頃、幕府の御馬方、笹部志津摩らが馬買いのため盛岡へ入りこんでいたので、この御家騒動は逐一幕府へ報告された。

笹部は単なる馬買いではなく、幕府の隠密であつたわけである。

意外の騒動に驚いた幕府は、南部藩の江戸留守居役を老中の所へ召し寄せ、跡目のことは然るべきように取り計らうから、安心して、騒がぬよう在所へ通知せよと命じた。（『篤焉家訓』による）

このしらせが江戸から早打ちで盛岡に到着したのが一〇月七、八日の頃であつた。

このしらせのお陰で、二、三日の間は静穏を保つたが、再び誰いうとなく、すでに水戸様御庶子源治郎君に南部の名跡をつがせることに決定したとの流言が流れた。

南部家は水戸家とは格別懇意に願っていたので、この流言もそんな所から出たのかも分からぬし、あるいはまた本当にそういうことが考えられていたのかもしれない。

右の流言に対し、幕府御連枝擁立派の新参衆は、わが事成れりと大満足したのに対し、七戸隼人正擁立派の譜

代連中は、他姓の主人をとり、その禄を全うするのは忠臣の道にあらずとし、まず幕府の馬買いを軍陣の血祭りにあげたりえ、七戸隼人正重信を擁し、はなばなしく一戦を交えんと、毛馬内三左衛門以下数百人が、白昼白装束で新山堂社前大勝寺へ参り、盟約神水をくみかわして結束をかためた。折りしも

譜代の者共、弥相従不申、合戦に及候はば、米沢の者共、後切仕候筈の趣、左候はば、何萬騎討手下り候ても、定て及難儀、大乱に可相成趣申成候。

当夏、上杉家継目の事にて、領知半分被召上候に付、上杉殿は不及申、家中迄殊の外憤り罷在候故、是正内通候得ば、後より手合仕候筈（『篤焉家訓』）

といった風聞もあり、七戸隼人正擁立派の氣勢も大いにあがった。

これらの動きは、盛岡、花巻等における動きであるが、七戸隼人正重信を城主としていただいている七戸地方の動きは皆目わからない。

七戸隼人正自身は、この騒動をいたく憂え、しばしば軽挙妄動しないよう南部藩士に忠告をしているから、七戸では平穩を保っていたと思われるが、盛岡・花巻等の動きを中止させることは出来なかった。

このころ、江戸辰巳（東南）の方向に凶星が現れ、世人これに「南部星」と名づける等の景物まで加わった。

そうこうしているうちに、七戸隼人正重信擁立派は、三六六人の連判を以て幕府に直訴するに至った。

それらのことが奏功したかどうか分からないが、一月一二日、南部藩江戸家老奥瀬治太夫より、七戸隼人正重信および中里数馬の兩人を幕府に召されたとの飛報が入った。

そこで、同一六日、重信は南部藩から付与された六三人を供とし、二二人を従えた数馬と共に盛岡を出立、同二六日、江戸桜田の南部藩邸に着いた。

季節を考えると相当の急行軍であった。その主なる者の氏名は左の通りである。

重 信 様 御 供

野辺地忠左衛門	野辺地 左 内	田 鍍八右衛門	田 鍍庄左衛門
大川与五左衛門	長 尾安右衛門	刈 屋 金 助	久 慈 三之丞
村 田市左衛門	村 木新五兵衛	刈 屋 覚大夫	佐久間茂左衛門
津軽石 七之丞	波 岡 庄太郎	久 慈 七兵衛	福 士治左衛門
西 野八左衛門	新井田 九伝次	久 保 長之助	高 村 六兵衛
新 町三右衛門	中 野金左衛門	中 野 新 六	安 部市左衛門
町 屋 長三郎	榎 林 源次郎		
その他、御人数合六三人（『重信公御事續抄』）			

第二節 新南部藩と八戸藩の誕生

七戸隼人正重信と中里数馬の二人は、一二月六日、大老酒井雅楽頭邸に召され、老中稲葉美濃守、阿部山城守、

久世大和守列座の上、酒井雅楽頭が台命を伝え、左の如く申し渡したという。

故山城守（重直）未ダ家督ヲ立ズシテ病死ニ付、他家一般ノ例ナリセバ跡式召上ゲラルベキ筋也ト雖、南部家柄古ク、其上故信濃守（利直）公儀へ対シ忠勤浅カラズ、権現様（家康）、台徳院様（秀忠）ノ御覚深キ其先功ヲ思召サレ、此度南部十萬石ヲ分ケテ、隼人へ八萬石、教馬（直房）へ二萬石ヲ賜ハリ、新規ニ取立給フノ間、決シテ先祖伝来父兄ノ遺跡相続ト思フ可ラズ。（『盛岡市史』）

同様の趣旨のことは、八戸藩二代南部直政も遺文としてこれを後世に伝えている。

事実この通りであつたろうが、そうすると南部藩は慣習通り一旦断絶し、新たに新南部藩八萬石と八戸藩二萬石の二つが創設されたことになる。

かくて、一月一五日、両者は御礼を言上、同二八日、七戸隼人正重信は、従五位下大膳大夫に、直房は同じく従五位下左衛門佐に叙位、任官した。

次いで、翌寛文五年（一六六五）二月二七日、南部藩主となった重信から八戸藩主となった弟直房に対し、領地書上目録が手交された。

ところで、この二藩の分位は、当時南部地方の人々にいかなる眼をもつて迎えられたであろうか。

『篤焉家訓』には

寛文四年、兄重直公御逝去ニ付、重信御年四十九ニテ、計ラズモ南部ノ正統ヲ継ギ、国家ヲ修メ、仁政ヲ施シ玉ヘバ、御領中衆民万才ヲ唱ヘケル



とある。

しかし、幕府のとったこの二藩分立策は、『篤焉家訓』の云う処とは大分異なった受取方をされたようである。盛岡南部家は、家格の上昇を望んでおりながら、逆に一〇万石から八万石へと格下げになった。

重信の施政には不満がなかったが、南部藩士の眼には、この格下げは、八戸藩ができたためと映じたらしく、直房が数年後の寛文八年六月二四日、南部藩から八戸藩士として送りこまれていた刺客の凶刃に倒されただけでなく、五代將軍綱吉の御側御用人まで累進するほどの名君であった八戸藩二代目直政まで南部家のために毒殺された、と推察されるほどの悲劇を生んだ。

南部藩と八戸藩との家臣同志のあつれきは、八戸の三代藩主に、重信の一〇男で、南部藩三〇世南部信濃守行信の弟右近（通信）を迎えることによって、ようやく落ち着いた。

### 第三節 第三期の七戸氏の断絶

重信には左に掲げる一三男一一女があった。

秀信	七戸 彦六郎	寛文三年八月五日、七戸で死去、二九歳、瑞雲院殿、七戸瑞竜寺に葬る。
定信	七戸 主殿佐	寛文三年一月廿日、七戸で思い、盛岡で死す。二六歳、盛岡東禅寺に葬る。

<p>通信</p>	<p>色 千 萬 勝 姫 之 之 之 信</p>	<p>政 信</p>	<p>英 信</p>	<p>辰 七 式 行 之 姫 姫 信 助</p>
<p>南部 右 近 幼名 内 匠</p>		<p>南部 主 税 幼名 亀 之 助</p>	<p>七 戸 喜 庵 幼名 乙 之 助</p>	<p>兵 部 南部 信濃 守</p>
<p>寛文一三年二月、盛岡にて出生。 八戸藩三代藩主となる。</p>	<p>寛文一三年（延宝元年）三歳にて死去。 寛文一二年八月出生。延宝二年七月死去。</p>	<p>寛文八年正月六日、盛岡で出生。和賀郡、二戸郡の内にて新田五〇〇〇石を賜り、旗本となる。後の七戸南部家の祖。</p>	<p>明暦四年出生、稗貫郡五ヶ村八〇〇石を賜り、七戸の名跡をついだが多病のため弟舜信を養子とし家を治めさせる。享保一六年正月六日死去、七四歳。</p>	<p>南部三〇代藩主となる。 早世。</p>

愛信	七戸外記	和賀・稗貫・岩手三郡で一〇〇〇石を賜る。享保一七年死去、五九歳。
千代姫		延宝五年七月、二歳にて死去。
捨姫		延宝六年七月、一歳にて死去。
三代姫		天和三年正月死去。
岸姫		天和元年六月死去。
豊信	坪内数馬定信	寛保二年七月死去、六二歳、坪内定重嗣子。
舜信	南部織部	初賢信、善之助。七戸喜庵養子。
谷地姫		元禄六年正月、九歳にて死去。
慶姫		享保四年死去、三四歳。
恵岐姫		享保五年八月四日死去。

註 ①秀信・定信は父重信七戸在城中、七戸で生長したため七戸氏を名乗る。

②第七子英信まで七戸で出生。

③『篤焉家訓』により作る。

これによれば、重信の子で七戸氏を名乗った者は、長男秀信、次男定信をはじめ、英信、愛信、舜信等がある。長男秀信は、寛文三年、七戸で死亡、その墓は瑞竜寺の御霊屋にある。次男定信も七戸で発病したが、のち盛岡に移り、秀信と同じ年に死去しているので、この二人がもし長生をし

ていれば、どちらかが重信のあとをついで七戸南部家となったと思われるが、二人とも重信に先立って死去したため、そうならなかった。

そこで重信は、五男英信に稗貫郡五カ村を与え、七戸の名跡を継がせたが、英信は病気がちであったため、重信の一三男舜信をその養子とし、家を治めさせた。

この英信は、七戸氏を継いだとはいうものの、七戸に領地があるわけでもないので、もはや七戸地方とは何の関係もない家柄であった。

なお、七戸英信家は、舜信の次の三代目信有の時、遠野の八戸弥六郎家を継いだため、断絶している。

今一つ、七戸氏を名乗った愛信、七戸外記家も七戸氏を名乗っても、その領地は和賀、稗貫、岩手三郡で一〇〇〇石であり、七戸地方とはこれまた無縁の人であった。

この七戸外記家も、三代信起の時、三田の南部主計家三〇〇〇石を継いだため断絶している。

さらに、のちにその子孫が七戸藩知事となる南部政信家も別記詳述するように、この段階では七戸地方と何の関係わりももっていないかった。

以上によって明瞭なように、寛文四年（一六六四）、重信が盛岡藩第二九世となったあと、七戸氏を名乗った者は数人いたが、いずれも七戸とは無縁の人であったから、七戸地方民が七戸城主としていただく七戸南部家は重信以後存在しなかったといつてよいであろう。

それでは、重信が去ったあとの七戸地方の政治は、どのように行われたであろうか。

#### ・第四節 代官政治のはじまり

七戸隼人正重信が南部藩主となった後、重信の領地であった七戸地方は、南部藩の直轄地となり、代官がおかれ、じらい明治二年（一八六九）の初めまで代官所によって政治が行われることになる。

このことにつき、『郷村古実見聞記』および『篤焉家訓』は次のように記している。

##### 七戸御代官始并七戸御給人初之事

寛文五年より、七戸御代官野辺地忠左衛門・藤村清兵衛野辺地共に兼ル。（筆者註 清兵衛は源兵衛の誤り）  
七戸隼人直時家来五拾五人、忠左衛門・清兵衛手に付、勿論表御礼といふもなく御座候処、元禄五年より七戸御給人と申名目に相成、右元禄四年より野辺地忠左衛門七戸一応ニ願上、野辺地御代官へ、七戸御給人西野八左衛門盛岡支配被仰付、野辺地御代官被仰付、身帯新田五拾石なり。（『郷村古実見聞記』）

##### 七戸御給人之古実并野辺地御代官之事

七戸御給人へ七戸隼人正直時家来也。寛文五年へ御代官野辺地忠左衛門・藤村源兵衛手に付、勿論表御礼と云も無之、元禄五年へ七戸御給人と名目定る。五拾五人有之。 後略（『篤焉家訓』）

この二つの史料の間には、微妙な差があるが、これによって大略次のことがわかる。

- ① 初代七戸隼人正直時には家来が五五人あった。（『郷村古実見聞記』）  
 ② その家来は、当然二代七戸隼人正重信の家来となっていた。

③ 重信が南部藩主となった翌年の寛文五年から野辺地忠左衛門、藤村源兵衛が七戸代官となり、野辺地代官を兼ねた。

④ 七戸隼人正の家来達は、七戸代官の支配下におかれ、盛岡城へ、表御礼に上ることもなかった。

⑤ 元禄四年から野辺地忠左衛門は七戸代官に専念することとなり、七戸在住の西野八左衛門が盛岡支配下におかれ、野辺地代官の職についた。

⑥ 七戸隼人正家臣は、元禄五年（一六九二）から、七戸御給人という身分に定められた。

⑦ 元禄五年、七戸御給人は五五人ある。（『篤焉家訓』）

この史料には疑問点が二つある。その一は「七戸御給人」という名が、果たして元禄五年に初めて定まったのか、という点である。

盛岡市中央公民館の資料の中には天和四年（一六八四）に書かれた『七戸御給人小高帳』が二種類ある。

これによれば、「七戸御給人」という名称は、少なくとも元禄五年より一一年前の天和四年にすでにあったことは明らかである。

御給人とは、他藩でいう郷士である。この制度が元禄五年に定められた、というのはどうみても遅すぎる。

後述するように御給人という名称は天和以前の寛文五年にも出てくる。これらを勘案すれば、御給人という名称は少なくとも寛文頃から普通名詞として用い、七戸在住の御給人の意味で「七戸御給人」と呼んでいたが、元禄五年以降「七戸御給人」という固有の身分をあらわす言葉として用いるに至ったと見るべきものであろうか。

今一つの疑問は、『郷村古実見聞記』では「七戸隼人直時家来五拾五人……元禄五年より七戸御給人と申名目に相成……」とあるのに対し、『篤焉家訓』では、「元禄五年より七戸御給人と名目定まる。……五拾五人有り。……」とある点である。

これを文言通りに解釈すれば前記①と⑦のように違う解釈になるが、『郷村古実見聞記』の記載に妥当性があるように思われる。なお、七戸御給人誕生の時期の考証については第五章で再説する。

さて、巷間「南部の悪代官」という言葉がよくきかれるが、七戸通における代官政治の功罪はどうであったらうか。

これを一口にいうことは難しいが、たとえば『七戸藩支配地の次第申立書』に「租税ノ向モ民事局ノ取建無之罷有候事柄、諸事寛宥取計ニ流弊致、租税ハ年々下ヨリ何石何斗上納仕度申出、任其意検地毛見無之、寛文七八年改高之儘有来候。如期次第ニ而田畑反別不定、土地混乱ニ罷成、且又三民宅地山林野藪等ニハ南部旧領内何レモ取図無之、従前仕来ニ御座候事……」によってもうかがえるように、農作不適地であることの認識の上に立つて、租税制度等はゆるやかであり、そのために百姓一揆等があまり発生していないのは功の部に入るのであろうが、一方、何事も旧慣通りということ、いっこうに地方の発展策が講じられなかったことは、いわば政治不在

ともいってよく、罪の部に数えられても仕方がないようである。

南部藩の資料を見ても、他の通から藩に対してなされた報告書や、他の通の色々な調査記録は比較的残存しているのに、七戸通に関する資料が極めて乏しいのも、その辺に原因がありそうである。

## 第四章 南部藩の地方行政組織

### 第一節 郡・通・村制

南部藩は「三日月の円くなるまで南部領」といわれるほど広大な地域を占める藩であったが、その地域は山林・原野の割合が大きく、村落は「人家少し、三里に一駅、五里に一村のみ……」（肝付兼武著『東北風談』）といわれるように、その発達が不十分であった。

そのため、これを治めるには、特別な地方行政組織……郡・通・村制（郡の下に通とおをおき、その下に村をおく）を設ける必要があった。

郡は、藩政初期、和賀・稗貫・紫波・岩手・閉伊・九戸・北・三戸・二戸・鹿角の十郡に分けられた。

郡の下に通がおかれ、通ごとに代官所が設けられるようになったのは何時頃かはっきりしないが、承応年間か



ら寛文年間末（一六五二～一六七三）にかけて整理統合が行われたようである。（『内史略』）これを、七戸通についてみると、次のようになる。

。慶長二年（一五九七） 七戸直時七戸城主（二〇〇〇石）となる。直時伯父七戸縫殿助直次（二代目から野辺地氏を名乗る）従って七戸へ来り、七戸城代役を勤める。

。正保四年（一六四七） 七戸直時死去、十一月七戸重信七戸城主二代目となる。

。寛文四年（一六六四） 七戸重信南部藩主となる。

。〃 五年（一六六五） 野辺地忠左衛門、藤村源兵衛七戸代官となり、野辺地代官を兼ねる。

。元禄四年（一六九一） 七戸代官所野辺地忠左衛門、野辺地代官兼務を辞退し、七戸通代官専任となる。七戸給人西野八右衛門野辺地代官となる。

右に少し説明を加えよう。

慶長二年七月直時が七戸城主となったが、直時は南部藩の重役として、三戸（後には盛岡）出仕がほとんどであった。

従って七戸地方の治世は、城代である七戸縫殿助が担当したが、直時の死後正保四年から二代目七戸城主となった重信は、七戸に在城したので自ら治世の任に当たり、名君と仰がれた。

ところが寛文四年、南部藩が、跡目人未定のため、一たん断絶し、新に南部藩八万石と八戸藩二万石とが成立したとき、重信は、ばってきされて南部藩主となった。

そして七戸地方は南部藩の直轄となったので、同年代官所が設置されるに至った。このとき野辺地にも田名部にも代官所がおかれ、翌五年、野辺地忠左衛門（先の城代の後えい）および藤村源兵衛の二人が七戸代官となり、かつ野辺地代官を兼ねた。

七戸代官が野辺地代官を兼ねる方式はしばらく続いたが、元禄四年野辺地通が設けられ、独立の代官がおかれたため廃され、七戸代官は七戸通の専任となり、幕末まで及んだ。

なお代官は二年任期で二人任命され、半年交代で勤めるのが習わしであったが、江戸時代後期にはいつのまにか三年前後となり、文化四年（一八〇七）以後は特に任期を定めないこととされた。

七戸代官所は旧七戸城の中におかれた。

代官に任ぜられるのは、原則として、純粹の南部藩士に限られたが、初期の頃は、諸制度の改変期でもあり、七戸給人が七戸代官に任ぜられることもあった。

すなわち、寛文五年（一六六五）七戸代官となった時点の野辺地忠左衛門は藩士の身分であったが、もと七戸城主直時および重信の家臣であった人々は、重信の盛岡城主へのぼってき後、いつの間にか七戸給人という身分に変わっていたらしく、天和四年（一六八四）の『七戸御給人小高帳』には、野辺地氏・藤村氏をはじめ全員給人として書き上げられている。

一方『郷村古実見聞記』および『篤焉家訓』には、元禄五年（一六九二）より七戸御給人と名目定まる。」とあり、七戸御給人の名称の発生時期は定かでないが、少なくとも元禄年間野辺地忠左衛門の代官時代の身分が給

人（郷土）であったことは確實である。

通の長官である代官の下には、下役・物書その他が配された。その数は時代とともに次第にふえていき、主として地方給人（郷土）がこれにあてられた。

代官は、所属する村々の行・財政上の一切の権限を有した。

従って、その治世の良否は、直ちに藩政へも影響した。このため、藩は代官に対して、しばしばその治世上の心得を発している。

それらの中で、「民は天下の民に候へば、我等（藩重役をさす）は重きことに存候間、永々おこたりなく相勤むべきものなり」とか、「代官は其の身を慎み、支配処の邪曲を糺し、下々を教導、風俗を正しく致候心得」云々と論しているほか、機に応じ、農民の取り扱い方について指示している。

さて、このようにして、南部領全体の整理がすすみ、天和二年（一六八二）には、一〇郡、三三通、五七八カ村に分割統治されるに至った。

このとき、今の青森県に属するいわゆる南部地方は、

三戸郡……三戸通・五戸通

北 郡……七戸通・田名部通

に分けられた。

このとき、七戸通に含まれた村々は、左の二四カ村であり、その村高の合計は四〇六七石七斗四升九合であつ

た。(『惣御代官所中高村付并延宝三年と天和元年迄七ヶ年平均ノ歩付』)

新館村 野崎村 附田村 花松村 中畑村(中岫村) 榎林村 二森村 大沢村 馬洗場村 八斗沢村

甲地村 三本木村 洞内村 大浦村 天間館村 倉内村 平沼村 鷹架村 尾駿村 泊り村 横浜村

出戸村 五戸村(七戸村) 野辺地村

中畑村とあるのは中岫村、五戸村とあるのは七戸村の誤りであることが明らかであるので( )内に示しておいた。

なお、野辺地村、横浜村は、この段階では七戸通に所属していたことになっている。

先に、『郷村古実見聞記』および『篤焉家訓』の『七戸御代官始并七戸御給人初之事』、『七戸御給人之古実并野辺地代官之事』を紹介したが、それらによれば、寛文五年(一六六五)七戸御代官が野辺地代官を兼ねており、元禄四年(一六九一)はじめて野辺地代官が独立したことになる。

この史料では、寛文五年、野辺地通があっても、独立の野辺地代官が置かれず、七戸代官が兼ねたようにとられるが、『惣御代官所中高村付并延宝三年と天和元年迄七ヶ年平均ノ歩付』には、天和二年(一六八二)段階で野辺地村・横浜村は七戸通に含まれ、野辺地通は存在していないから、結局野辺地通は元禄四年に七戸通から分離し、独立の代官が置かれたということになる。

南部藩の一〇郡三三通制は、通例享保二〇年(一七三五)に確定されたことになっているが、それは天和二年の組織中、享保二〇年迄に若干の改変を加えたものにすぎないとされている。しかし、北郡には今みたように野

辺地通の新設があったことになる。

さて、このような村は、本百姓（自作農）を中心に構成されていたが、百姓の中には土地を持たぬ小作農もあった。

この百姓が五人組を構成した。その五人組のことを南部では組合と呼んでいる。

組合は組頭を互選し、組合の代表とした。

その組頭の中から老名（乙名）がえらばれた。

その老名が肝煎（肝入）候補者をえらび、代官の許可を得て肝煎すなわち村の長とした。

肝煎は関東地方にいう名主、関西地方でいう庄屋に相当するもので、老名の補佐を受けて村政を掌握し、また代官所を通じて藩の方針や命令を村民に伝達する役割を果たした。

村にはまた馬肝煎・山肝煎・古人等がおかれることもあった。

馬肝煎は代官所の牛馬役の下に属し、牛馬に関する村の事務の一切を管掌し、後の二者は御山奉行の下に属し林制を管掌した。

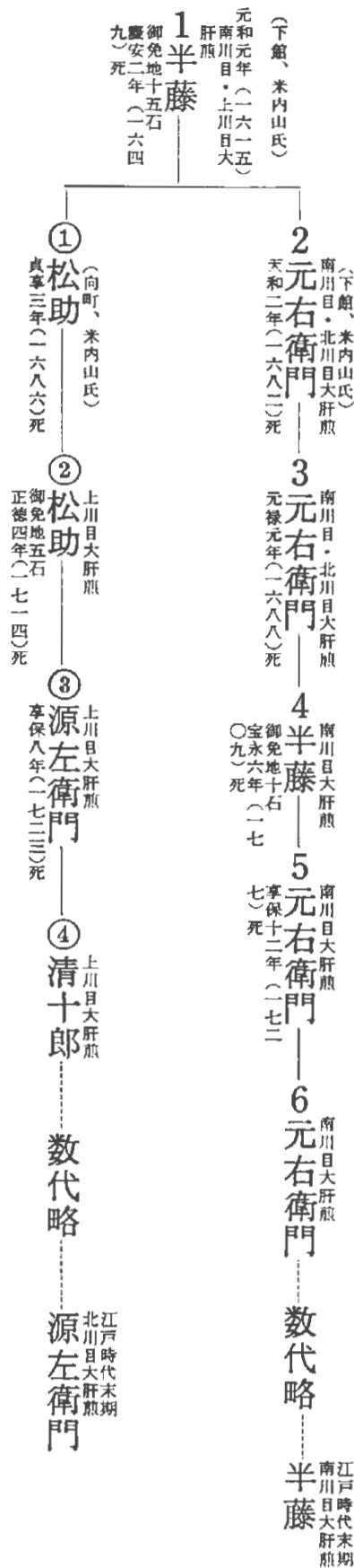
以上の村役人のほか、代官所在地等重要都市には、下級警察権をも持った検断を置き、治安維持に当たらせた。七戸通では、七戸通の中心で、「御町通」と呼ばれた七戸村だけに検断がおかれ、その下にその諮問に応ずる宿老が数人おかれていた。

村には通例、村民が自主的に定めた「村極」すなわち村法があり、あるていどの自治が認められていた。

以上のような地方行政組織は、南部藩一帯に共通のものであったが、重要な通、もしくは広大な通には数力村を統合した下級の通制がしかれ、そこには大肝煎がおかれた。

七戸通にも下級の通が設けられたことはいうまでもない。(後記、『天保七年七戸惣郷村名附』参照)  
次に七戸村の大肝煎・検断・宿老のうち、氏名のわかったものを掲げよう。

歴代大肝煎氏名 (下館、米内山家文書)



註 下館、米内山氏の祖半藤が元和元年(一六一五)大坂夏の陣の時、七戸隼人正直時に従って、その旗持を勤めた功により、帰国後、御城廻の内御免地一五石を賜り、帯刀御免、南川目・北上川両通の大肝煎役を仰せつけられ、代々世襲したが、元禄年間、四代目半藤幼少のため、分家の叔父、向町米内山家二代松助に上川目大肝煎の職を譲り、御免地一五石の内五石を分与し、爾來、南川目・北川目大肝煎は両家世襲にて勤めた。

歴代の検断氏名（各種史料による）

安永	三年（一七七四）	一二月	武左衛門	天保	九年（一八三八）	藤田嘉助
〃	六年（一七七七）		惣右衛門	〃	一〇年（一八三九）	藤田嘉助
天明	元年（一七八一）	一二月	喜太郎	弘化	四年（一八四七）	盛田兵右衛門
〃	二年（一七八二）	二月	喜太郎	〃	四年（一八四七）	盛田安右衛門
〃	四年（一七八四）	六月	宇右衛門	〃	五年（一八四八）	盛田安右衛門
享和	元年（一八〇一）		与左衛門	嘉永	二年（一八四九）	盛田安右衛門
〃	三年（一八〇三）	一二月	与左衛門	安政	三年（一八五六）	安右衛門
文化	三年（一八〇六）	六月	久右衛門	文久	三年（一八六三）	忠右衛門
〃	四年（一八〇七）		久右衛門	元治	元年（一八六四）	忠右衛門
〃	六年（一八〇九）		盛田礼右衛門	慶応	二年（一八六六）	忠右衛門
〃	一〇年（一八一三）		盛田礼右衛門	〃	三年（一八六七）	忠右衛門
文政	三年（一八二〇）		武兵衛			

宿老 盛田与左衛門家

検断の諮問に応ずるための宿老は複数置かれたが、その氏名は残念ながら判然としていない。

その中であって、江戸時代末期宿老をつとめた与左衛門は、七戸町盛田・石田家の祖と目されているが、その由緒書が残っているので左に掲げておく。

乍恐口上書を以奉申上事（『石田家文書』）

一、御免地拾石 本町与左衛門

右御証文写差上候様御沙汰御座候。私先祖上方牢人民部と申者、七戸江罷下り、久右衛門と申者江入聲ニ相成罷有候所、右民部儀、古隼人様（筆者註 七戸隼人正直時）ニ而御取立可被成下置旨御意在之、三戸ニ而も、殿様御取立可被成下置由御意御座候所、御免之儀願上、御当所町人ニ而相統罷有候。

尤、民部親子三人（兄弟三人とも…筆者註）ニ而罷下り、娘くりハ古隼人様江御宮仕被仰付、悴肥前江御免地拾石被下置候旨御意ニ而頂載仕候由申伝御座候。依而御代々御目見申上来候御免地御証文ハ取持不仕、御免地頂戴年月も相知不申候。

此度御尋ニ付、奉申上候。此段宜被仰上被下度奉願上候。以上。

寛政九年九月

本町 与 左 衛 門 ⑩

高 田 寛 兵 衛 様

千 葉 才 藏 様

註 与左衛門は、元来石田姓、一二代与左衛門の代苗字を許され盛田と称したが、明治五年石田姓に復した。



## 第二節 代官の職務

代官の職務についてはすでに述べたが、その事務分掌等について記した資料があるので、左にかかげよう。代官の職務については、『御勘定所七棚仕様付帳』に

### 代官の職務

- 一、御定役銭割付御証文相<sup>したため</sup>認候事
- 一、御蔵高出入御証文相認候事
- 一、海辺諸船役金改之事
- 一、塩釜御証文相認候事
- 一、御鷹餌鳥請負銭割付本帳相出候事
- 一、所々橋懸直御普請入方銭、割付証文相認申事
- 一、御馬飼料入方算改仕候事
- 一、所々定番兩御馬屋口付人足、出入切手を以月々算改仕、御定月雇代一ヶ年限算改仕候事
- 一、江戸詰夫人足割付之事
- 一、御蔵壹分増舫金算改之事

- 一、為御登米おんのぼせまい 上俵・繩、御入用次第御取上被成候節、右御代錢百姓共共被下候ニ付、請取手形算改仕候事
- 一、御年貢米蒔・孤代之事
- 一、御代官・御蔵奉行御役料米御証文相認候事
- 一、沓里給米御証文相認候事
- 一、無高・明屋敷御役錢之事
- 一、知行方五ヶ一積御貸上之事
- 一、所々御新田御用始末仕候事

右宝曆七丑年三月十二日被仰渡

とあり、また『旧盛岡藩勘定所事務分掌』中「御代官方」の項には

- 一、諸割付高取調之事
- 一、金米錢定高・御金米錢御宥免高御証文并年数帳取調之事
- 一、諸上納金錢割付之事
- 一、諸向御渡相成候錢割付之事
- 一、人馬・諸品割付之事
- 一、諸御払金米錢始末之事
- 一、諸御引米始末之事

- 一、御役料米金・諸給米被下米・御手当御証文取調差出候事
- 一、御免地御証文取調之事
- 一、御蔵高加高・引高御証文取調差出候事
- 一、御蔵・給所不仕付披立願之事
- 一、御支配方断相廻候事
- 一、御支配方へ断遣候事
- 一、御土蔵方へ断遣候事
- 一、年々仕立用候御用物之事
  - 一、御代官方日記 一、金米定高御証文留 一、書拔御役高帳 一、御役金錢割付帳 一、御鷹餌鳥錢御本帳 一、御鷹部屋御用代錢御本帳 一、鶏黒尾代錢御本帳 一、御厩荒糠代錢御本帳 一、中津川・北上川御要害御普請御入方錢御本帳 一、無高明屋敷坪御役錢御本帳 一、高ノ目林御役錢御本帳 一、御代官・御蔵奉行御役料米金御証文留 一、大納戸ヨリ諸品請取通 一、所々御定番人足御本帳
  - 一、年々書加用候御用物之事
    - 一、伺留 一、御米定高出米積帳 一、高出入書拔帳 一、金目錢定高出金錢積帳 一、古荒・不仕付・川欠高書拔帳 一、辰不仕付高書拔帳 一、享和元年・二年・文化十二年・弘化元年川欠高書拔帳
    - 一、諸給米・御手当米御証文留 一、駅所困窮ニ付御手当米錢御証文留 一、御免地高御証文留

- 一、加高・引高御証文留 一、永ク金目定高御証文留 一、道橋御普請錢割付御証文留 一、川除御普請人足割付扣帳 一、大畑詰庶人錢割付扣帳 一、江戸上下屋敷詰御中間割付扣帳 一、御金錢大図帳
- 一、地頭定高出金錢取立御本帳 一、塩釜御役錢御本帳 一、本御金錢始末留 一、払御金錢留帳
- 一、御米本留帳 一、御米払留帳
- 一、年々諸向差出候御用物之事

一、諸御代官所御役高書上帳 一、諸船・塩釜改書上帳 一、諸普請割合高書上帳  
とある。七戸代官所の仕事は、右と全く同じであったとは限らないが、ほぼこのようなものであった、ということができよう。

今引用した資料は難解であるが、その多くは、年貢に関係したものであることが分かる。

そのためか、代官の中には、年貢の取立を専務と心得、不法にこれを取り立てる者すらあった。

そこで、南部藩では『御代官心得草』なるものを作り、代官の心得とした。

これは長文にわたるので、その一節のみを引用してみよう。

御代官は重き御役ニ候所、近年一統困窮、御上ニても御差支之所より、金錢取立之事已専務と心得候類多、且不法之取扱を以、金錢取立候者も有之、右ヲ出精と相心得義、甚御代官之趣意相応申間敷哉、随分村方之事心を附、貧富・驕奢・質朴等之訳ヲ相考、土地善悪・薪芻之祐ケ等迄氣ヲ付取扱可申事。  
農業之外産業有之村方、或ハ田畑之油一通り之所抔勘弁、取立方考も有之事也。

惣て御高并給地等、是又委細ニ心得扣度事也。

其役所ニは諸書付も有之、前々より被仰渡候事共熟覽、取扱候義甚重き事候間、専ら主役之要たる事なるへし。

廻村の節は、御百姓共閑かなる時を考、春秋之内廻村一村毎ニ心ヲ用へ、土地善悪、草木之有無、人物等承合、覚不申節は、取扱方不行届も多き事也。

故に萬民不服、自然と大難ニ至る事古今不少、小吏ヲ頼ミ致候て、事任<sup>まかせ</sup>申間敷事、下役共外御役屋掛之者共、能々人物ヲ覚申度事也。

惣て人ヲ不知シては、取扱方ニ不埒多し、国家ヲ統るニは、寛猛中を取る一定之大法也、賢愚ニ依りて、或ハゆるく、又は猛く、何れ見合へき事也。

一朝一夕ニ事ヲ成さるハ、是不学不智之謂也。

要は、百姓やその持てる土地の善悪をよく知り、百姓の迷惑にならぬよう適切なる取り扱いをし、万一にも不行届の取り扱いによって百姓の不満を招き、大事に至ることがないようにせよ。

また部下を用いるにも、小吏に仕事をまかせることのないよう、人をよく見て使え、と説ききかしている。

このような、代官としての心得は、幾度となく藩当局から発せられている。

そのうちの一つ、寛政七年（一七九五）一二月八日付のものを紹介しよう。

御代筆を以被仰出候御書付左之通

支配所遠近も有之候得共、役人共繁多にて指凶も行届不申故、為長其処々え遣置、田畑之興廢、百姓之安否を至見聞、取斗候ために候処、何事も司候者之申付而已を重し、民之艱苦を不弁様ニ相成候ハ、甚不宜風儀ニ候。

年貢金銭取立斗ハ、<sup>ばかり</sup>村肝煎にて相濟候事ニ候、代官は其身を慎、支配処之邪曲を糺し、下々を教導、風俗を正しく致候心得等第一之主意、御代々被仰渡、何れも心得居可申筈、今更委敷不及申渡候。

都て、下々之愁訴を押へ置候事ハ不宜候、併願之向ニ寄、表立候ては他村之障ニ相成候哉、或ハ平生山野之稼を致不精、家業に怠り候類、或ハ行跡不宜、村之風儀ニ拘り候者、頭に制しかたき類有之候ハ、役人共え申出候上、内々側向手寄之方え其旨可申出候、何ニも差凶可遣候。

ケ様申候上、若不正之取扱等有之、村方難渋之聞得有之候ハ、急度相糺、不念ニ可申付候。

諸音物受申間敷儀、兼々申渡置候処、百姓共願筋ニ付てハ、物入有之趣も相聞得候。

手先之輕き者共ニハ、心得違之者も可有之哉、心を付、急度吟味可申候、自然少分之品たり共、受納之趣相聞得候ハ、急度可申付候。

この書付は、代官は、田畑の興廢、百姓の安否を見定め、取り計らうのが任務であること、司どる者の言のみを重んじ、百姓の艱苦をわきまえないようではいけないこと、年貢取り立てのみを事とする者もあるが、それは村肝煎だけでもすむことで、代官の仕事は別にあること、それは、身をつつしみ、管内の正邪善悪をただし、下

々の者を教導し、風俗を正しくすることであること、百姓の訴を、むやみに押さえておくことはよくないが、願いによっては上司の命を仰ぐこと、もし不正の取り扱いがあつて村が難渋しているときこえてきたときは、きつと糺明すること、代官又はその下の役の者がワイロを取ったときは処罰すること等々をきびしく示したものである。

### 第三節 七戸代官所御給人役職

代官所勤務の給人数が時代とともにふえていったことは前に記したが、嘉永二年（一八四九）の七戸代官所御給人役職表が七戸町の小林家に残っているので、左に掲げよう。

#### 七戸代官所御給人役職（嘉永二年—一八四九）

##### 一、下御役

小原 八十助

中村 新左衛門

村木 喜太郎

##### 一、牛馬吟味役

中野 太郎右衛門

#### 御武器係冥加銭取扱御用係兼

##### 一、下御役当分加

盛田 准助

盛田 弓太

##### 一、御蔵手伝

盛田 准助

一、御境役

福田 文 藏

鳴海 長 藏

清水目 長左衛門

高田 善 八 郎

一、御山奉行

高田 善 八 郎

浦田 寛 平

一、御武具係

工藤 龍 太

福士 留之丞

一、奥御用大豆御買上係

工藤 龍 太

一、牛馬役

中島 伊左衛門

米田 泰 治

一、御用手伝

盛田 准 助

福田 文 藏

工藤 龍 太

米田 泰 治

浦田 寛 平

一、由緒御用係

工藤 龍 太

盛田 祐 助

一、同当分加

駒嶺 又左衛門

一、御物書

盛田 勇 司

附田 其右衛門

小山 真 理

一、同定加



	一、同加	駒嶺 又左衛門
		盛田 祐助
		四戸角之進
一、御用見習		高田 勇
		藤島 丹吾
		野辺地 久吉
		川村 才助
		中島 弥六
		西野 広治
		町屋 七郎右衛門
一、五錢係		四戸角之進
一、御所限御代物御貸付御用係		福士留之丞

	一、御普請係	四戸角之進
		福士留之丞
		附田 其右衛門
一、盜賊吟味方並火之廻用水奉行		中原 平左衛門
		千葉 才藏
一、御本丸御座処御掃除係		駒嶺 又左衛門
		野辺地 久吉
一、御古城廻御掃除係		四戸角之進
		高村庄之助
一、往還道橋御掃除係		佐々木 其馬
		工藤 茂右衛門

苦米地 伊右衛門

一、蟻渡御野馬御用係

工藤 龍 太

一、大阪御仕向大豆御用係

中島 伊左衛門

一、質金錢並悪銭吟味御用係

中原 平左衛門

附田 其右衛門

小山 真理

一、三本木平植立奉行

大下内 武太夫

工藤 喜三太

町屋 勝右衛門

四戸 等八

米田 武右衛門

藤島 丹吾

一、魚粕御買上御用係

中島 伊左衛門

一、泊村遠見御番所御番人

作田 半右衛門

貝塚 平助

貝塚 伝助

第四節 七戸通の行政区域

前述したように、南部藩の地方行政区域は、郡・通・通（下級の通）・村という区分になっていた。天和二年頃の七戸通は、前述のように、横浜村・野辺地村をも含む二四カ村から成っていたが、元禄四年（一

六九一) 野辺地通が分離、独立したので、横浜・野辺地の二村は七戸通の支配から離れた。

七戸通内の村数は、時代により、一、二の変動があることは、以下に示す諸表によって明らかであるが、変動カ所を見出すことは相当困難であるので、まず、その変遷カ所を示そう。

一、安永九年(一七八〇) 『邦内郷村志』 二六カ村

二、享和三年(一八〇三) 『仮名附帳』 二六カ村

三、天保七年(一八三六) 『七戸惣郷村名附』 二六カ村

四、安政五年(一八五八) 『御領分中本村枝村仮名附帳』 二五カ村

附田村が無くなっている

五、明治二年(一八六九) (六より類推) 二五カ村

附田村が入り法量村が消えている

六、明治二年、四月以降 『陸奥国北郡之内郷村高帳』 三八カ村

旧五戸通りの一三カ村が編入されている。

江戸時代末期の諸史料には、通例「七戸通二五村」と出てくるが、その二五カ村の内容には、一カ村程度の変化があったことがわかる。

さて、七戸通の下の通(下級の通)は、御町通、上川目通、南川目通、北川目通、北山通、天間館通、洞内通、深持通、法量通、三本木通、東郷通の一一通に分かれていた。

この一一通は『七戸惣郷村名附』天保七年（一八三六）によると、左のように区分されていた。

御町 通……七戸本村

上川目通……七戸川上流に位置する七戸村の支村

南川目通……七戸川南岸の諸村―新館村・大浦村・上野村・立崎村・大沢田村・（八斗沢村）・馬洗場村

北川目通……七戸川北岸の諸村―中岫村・野崎村・花松村・榎林村・附田村・二ツ森村・甲地村

北山 通……甲地村支村

天間館通……天間館村

洞内 通……洞内村

深持 通……深持村

法量 通……法量村

三本木通……三本木村

東郷 通……倉内村・平沼村・鷹架村・尾駸村・出戸村・泊村

註 南川目通に八斗沢村が入っていないが、これは脱漏と思われる。従って、この段階までは七戸通は二六カ村であったが、安政五年以降は二五カ村となる。

下級の通は、単に地域を指す名称であるに過ぎないという見方もある。（『岩手百科事典』）  
もちろん、下級の通は、地形を基にした地域的一体性を考慮して定めたものであるが、単なる呼称に止まらず、

御町通には検断、大きな通には大肝入がおかれ、村役筆頭として行政を担当していた。大肝入がいて、数カ村を統轄したような場合、その下の各村に肝入がおかれたか否かは必ずしも一様でなかったようである。

一村で一通を構成しているような時は、大肝入は置かれず、肝入が村政を掌握した。

以下、江戸時代の七戸通を構成していた村々の、村名・民戸数・馬数等を記してある幾つかの資料を掲げよう。資料の中には軽微な誤記、時には重大な誤記もあると思われるので、その点については備考で触れておいた。これらの資料のうち、七戸通行政区域を知るに最も良い資料は『天保七年（一八三六）七戸惣郷村名附』であるが、これには、本村、支村の関係が記されていないので、ここに掲げたその他の資料で補充して見てほしい。なお、七戸町の場合、上川目通の名称が今日でも残っているのは周知の通りである。

一 『邦内郷村志』（村名・高・民戸数・馬数書上）

民戸 安永九年（一七八〇改め）

馬数 寛政九年（一七九七改め）

村名	民戸数	高（石）	馬数	本・枝村		備考
				村（町）名	民戸数	
三本木村	五四	高 五二石六斗余 郡 廿三石二斗余	八一	三本木	四〇	民戸数計算合わず
				中 擧 川 臺	七五	

	立 崎 村	八 斗 沢 村	馬 洗 場 村	洞 内 村
	四 二	一 五	九	一 四 〇
	高 一〇〇石五斗余	郡 高 一六石八斗 四一石九斗余	寺 郡 高 一〇石 一九石八斗 二九石余	寺 郡 高 一〇石 二二石六斗余 二九石四斗余
	七 〇	四 四	八	三 三 六
小 大 大 沢 沢 田 田				蓬 小 五 豐 中 樽 芦 洞 久 田 十 良 村 石 沢 内 保 田 貫 良 村 石 沢 内
一 四 五 八				五 三 四 一 一 二 九 五 三 四 三 八 二 四 一

第四章 南部藩の地方行政組織

大 浦 村	新 館 村	大 沢 田 村
二 六 〇	四 六	九 一
郡 高 二 五 四 七 九 三 石 五 三 斗 三 余 斗 余	給 郡 高 七 一 一 四 八 石 石 八 六 斗 斗 余 余 斗 余	郡 高 九 一 九 五 石 九 九 石 斗 三 斗 斗 余 余
六 五	四 八	一 四 三
徳 中 沼 小 新 白 二 大 万 岫 崎 川 山 旗 ツ 浦 才 平 崎 原 山 旗 森 浦	八 大 赤 戸 新 幡 池 平 館 館	牛 大 早 下 内 坂 鍵 内 坂
三 一 一 四 五 二 一 二 六 二 三 〇 七 〇 七 四	一 八 七 三 九 九	一 一 九 八

	上野村	
	六三	
	高 二〇六石四斗余 郡 七〇石七斗余	同 一〇六石七斗余 給 一二石八斗余
	九一	
本町 横町 下町 小川町 新川原町 向町 袋町 南町 新町		才一田 全村 坂井野沢 大洞 菩提寺 虫神
二七 二五 五〇 五〇 二三 六 一五 二一 四三		二二 一五 一 四 九 一



第四章 南部藩の地方行政組織

七戸村												
四八三												
高 八五五石七斗余 郡 六四〇石一斗余 同 五九一石四斗余 給 五二六石四斗余												
川原町 一四 大竹林 六 作田 五 左組 〇 倉岡 一六 見町 一七 荒屋 一〇 中村 一三 野左懸 二五 全村 二 沼沢 四 八栗平 五 道地 一 別曾 九 山屋 六 八懸 八 高屋敷 七												

附 田 村	野 崎 村	花 松 村	中 岫 村	
二 三	二 二	四	七	
郡高 四五石 二四石 二五石 八斗余	同郡高 三五石余 四五石余 一二石 九斗余 二六石 七斗余	寺郡高 一八石 一三石 五斗 三石 五斗	給郡高 一三石 五斗 一石 八斗余 三四石 三斗余 五石 八斗余	
二 七	三 三	三 八	三 四	
	中野 野崎			林寺門半小一和 下前田子丁ノ木田野
	二 一 〇			六 七 六 一 二 三 三〇 二五

第四章 南部藩の地方行政組織

	榎 林 村
	三 二
	同 郡高 二〇〇石五斗余 六〇〇石九斗余 七八石五斗 三五石五斗
	一 五 〇
細 級 水 野 狼 田 漆 舟 鶴 蓼 土 長 甲 李 甲 田 ノ 野 ケ ケ 久 津 木 喰 頭 沢 沢 玉 沢 崎 内 橋 保 田 沢 地	貝 榎 塚 林
三 三 一 二 三 六 三 五 四 四 一 六 九 七 二 三 六 二 三 六 三 五 四 四 四 六 九 七 四	二 三 〇

二ツ森村																
三〇九																
高 郡 給																
六〇石六斗余 一三石九斗 一五石																
三九																
宇道坂	添ノ沢	清水目	上板橋	下板橋	数牛	淋代	横沢	塔野沢	長者久保	夫雑原	千引	旗屋	コブノ木	寒水	切左坂	萌出
二	七	四	二三	八	三	一五	一〇	七	八	八	六	一〇	四	五	五	一一
<p>①このらん誤り。</p> <p>②民戸数三〇九戸と枝村名は全部甲地村のものである。</p> <p>③高と馬数は二ツ森のものである。</p> <p>④二ツ森村と甲地村の記載に重大な脱漏があったため混交したものである。</p> <p>⑤詳細は末尾を参照せられたい。</p>																

第四章 南部藩の地方行政組織

天間館村	
二五六	
郡 高 二二九石三斗余	
一三六	
中 白 柳 原 津 小 市 听 十 手 天 野 石 平 子 保 又 沢 野 海 代 間 八 二 五 八 〇 二 七 六 一 七 二 三 八 四	外 内 保 乙 向 乙 蛭 蛭 戸 旗 旗 旗 沢 沢 沢 部 屋 供 一 一 八 七 四 九 九 七 八 七 四 九

倉内村	法量村	深持村	
三五			
高 郡 二七石五斗余 一五石四斗余			同 二九八石八斗余 一三八石九斗余
七九			
倉内 中志 芋ヶ崎			向中野 鳥谷部 金沢 柳沢 上原 原久保 松ヶ沢 栗沢 古和備 底田 寺沢
二五 三七			二二二 三三三 一一二 二二五 一七三
	<p>深持・法量両村の記載に大なる誤りあり。省略す。</p>		

第四章 南部藩の地方行政組織

総計	泊村	出戸村	尾駭村	鷹架村	平沼村
二二三三〇	五七	二〇	四一	二七	三六
郡高 三七九〇石余	郡高 三四石二斗余	郡高 一六石余 二一石余	郡高 一九石八斗余 二二石五斗余	郡高 七石八斗余 一九石二斗余	郡高 二一石六斗余 三五石四斗余
五七八五	五六	二〇	七七	一六	一七
			尾室久保 二又	鷹架 戸鎖	
			二五 一一 五	一八 一九	

註 高は村高、郡は郡分郷村高、給は給地高、寺は寺領。

この『邦内郷村志』は南部藩大巻秀詮の著で、民戸は安永九年（一七八〇）、馬数は寛政九年（一七九七）調

べといわれる。南部藩地誌として最も優れたものであるが幾つかの難点がある。

その最大なものは、高の記載の仕方が難解で、統一的解釈がまだ成立していない点である。

その他、例えば、榎林村を榎橋村と誤記した上、同村の長松寺に、真壁平四郎法身和尚自作像有り、としているが、法身云々は洞内村の法蓮寺のことであるし、自作像というのも寺伝とは異なるなどの誤りや、深持村と法量村の記載の誤り等が見られるが、二ツ森村の記録については重大な誤りがある。すなわち、同書一行目に二ツ森村、高六〇石六斗余、同一三石九斗、一五石、給地、馬三九疋とあるのは恐らく正しい記述であろう。

ところが、その二行目に、民戸三〇九軒、内二四軒甲地云々と記しているところ以下の記載は全く甲地村についての記載である。大体三〇九戸の戸数で、村高数六〇石、馬三九疋などという事はありえない。

現に、明和七年（一七七〇）の『七戸御代官所惣高并村家数書上』によれば、二ツ森村は、戸数一六戸、村高七五石六斗四升五合で、一戸当たり持高は四石七斗二升七合であり、甲地村は、四一カ村で村高四七七石余である。

結論を云えば、『邦内郷村志』の二ツ森村についての記述は、最初の一行だけは正しいが、民戸数、枝村およびその戸数を記した二行目以下は甲地村についての記載を誤記したものであるということになる。

この誤りの生じたのは、最初の一行目の次に、二ツ森本村とその枝村の貝塚についての記述を脱漏し、さらにその次の行に、甲地村の村高、馬数等の記述をも脱漏したことに基づくものである。

これを、真実な記載と見、その後大幅な村の編成替えがあった、と見るのは誤謬である。



第四章 南部藩の地方行政組織

										村名	本			
										戸数	村			
										村(町)名	枝村・			
										戸数	駅場			
										内、	給人戸数			
										備考				
向	川	銀	川	新	南	浦	袋	新	小	下	横	本		
町	原	南	去	原	町	町	町	町	川	町	町	町		
二六	一三	三	三	一七	三一	二二	二二	三五	三七	二三	二三	二八		
一八	七		一		七			二				八		
		山	野											
		際	中											

二 享和三年(一八〇三) 『仮名附帳』  
七 戸 通

													七 戸 村				
													三 七 八				
倉	左	作	八	道	別	沼	幣	中	荒	見	山	八	高	西	和	小	
			栗			野						掛	屋			田	
岡	組	田	平	地	曾	沢	掛	村	屋	町	屋	田	敷	野	田	子	
一 〇	五	二	三	七	六	三	七	六	五	六	三	七	三	七	一 四	七	
													七				
													二				
													七				
山 際	〃	川 目	野 間	〃	〃	〃	山 際	〃	野 間	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	川 目

第四章 南部藩の地方行政組織

馬洗場村	上野村	大浦村	新館村	
二	六四	四一	三〇	
	沼新境才本 崎山沢田村	徳中白二本 万岫ツ 歳平旗屋村	赤八本 平幡村	寺治部 下袋
	一〇 一八 一 一一 二四	一六 五 五 二 一三	二 一三 一五	二 二
		四	二 三	二
地窪	沼はた 野間 〃 〃 平地村	〃 〃 〃 〃 平地村	〃 〃 平地村	山中 川目

洞 内 村	八 斗 沢 村	立 崎 村	大 沢 田 村
八 七	四 八	一 四	五 一
芦 小 豊 五 本 沢 田 良 拾 貫 村 村	小 菩 大 虫 本 川 提 下 神 村 原 寺 内 神 村		早 牛 大 芋 本 坂 鍵 洞 保 村
二 二 六 三 五 八	二 四 四 五 一 五 〇		八 四 五 七 二 七
二	三	二	一
山 間 〃 〃 野 間 平 地 間	沼 ノ 上 〃 山 中 山 際 山 間 上	山 際	野 間 山 中 野 間 山 中 山 際 間

第四章 南部藩の地方行政組織

	深 持 村	三 本 木 村	
	七 七	二 六	
本 村	熊ノ沢 中村 梅村 赤沼 矢神 晴山 中板野沢 板野沢 小田 本村	川中本 臺振村	中樽 村石
二	七 五 七 二 〇 七 六 一 六 三 一 四	五 六 一 五	一 三 三
	四		
川 目	山中 〃 山間 川目 川上 野中 〃 野間 野中 山中	山下 川目 野合	山際 山中

法 量 村																
一 一 六																
小	百	漆	山	両	中	川	山	萩	鳥	増	石	府	蓬	長	熊	川
倉	目	畑	口	泉	寺	里	臺	屋	岫	附	沢	り	金	畑	沢	沢
二	九	四	五	〇	八	六	六	四	六	三	三	三	六	〇	一	七
〃	山際	山ノ上	平地	川目	川目	山際	山間	山ノ上	〃	山間	〃	〃	〃	〃	川目	川端

第四章 南部藩の地方行政組織

天間館村	
一二六	
金柳上白原坪小寺市听鳥向中原本 沢平原石子村又沢渡部野野保村	片貝沢 六五
六三七七六一四二二三六 一一〇四一三五	六五
二 二 一 九	
川目野間山際 〃 〃 川目 川ノ上 〃 川目 平地ノ下 野間 〃 〃 川目 往還筋	山際 川目

	二ツ森村	榎林村	附田村	花松村	中岫村	野崎村	
	一五	三九	八	九	七	一八	
長本 久保 村	貝本 塚村					中本 野崎 村	手底古 代森田和 森田備
一四 五	一二 三					一七 二	三一 一
	三四 三	二三		五	二		
〃 山間	野間 川ノ上	川ノ上	川ノ上	野間	野間	〃 野間	野間 〃 山ノ下



第四章 南部藩の地方行政組織

甲 地 村																
一 八 八																
寒	李	甲	田	中	水	級	細	崩	切	野	狼	漆	船	靄	土	蓼
			ノ						左	田			ケ	ケ		
水	沢	田	沢	村	喰	木	津	出	坂	頭	沢	玉	沢	崎	橋	内
五 二 八 一 五 五 一 三 五 二 三 一 七 二 三 九 三																
三 一																
〃	山際	沼ノ上	山中	〃	山間	〃	〃	野間	川目	〃	野間	〃	沼端	〃	〃	〃

下 板 橋	上 板 橋	数 牛	淋 代	横 沢	塔 ノ 沢	長 者 久 保	夫 雜 原	千 引	乙 部	保 戸 沢	外 蛭 沢	内 蛭 沢	乙 供	向 旗 屋	旗 屋	枋 木
一	〇	二	七	四	四	三	三	二	六	七	二	一	〇	四	三	四
山 中	山 際	〃	〃	野 中	山 中	〃	〃	往 還 筋	〃	〃	〃	〃	山 中	〃	〃	〃

第四章 南部藩の地方行政組織

計二六カ村	泊 村	出 戸 村	尾 駭 村	鷹 架 村	平 沼 村	倉 内 村	
一五二〇	六四	一二	三三	一三	二七	二七	
			二室本 久保村	戸本 鎖村		芋中本 ヶ志村	清添 水ノ 目沢
			三九二 一	八五		二五〇	七四
							六
	御巡見通筋、遠見御番所	御巡見通筋、海辺	沼端 山下 御巡見通筋、海辺	沼端 御巡見通筋、道端	御巡見通筋、海辺	沼端 御巡見通筋、沼ノ上	川目 山際

註 ①上段らん、「本村」は「枝村」を含んだ「総村」の意。

②「枝村」・「駅場」らんの内訳には、「総村」の中の「本村」も記入した。

③備考らんの記載は、村落の所在地の地勢を示したものである。

④本資料は、幕府からの指令に基づいて調査・報告したものであり、よく利用される史料である。

三 天保七年（一八三六）『七戸惣郷村名附』

御町通	御城 内丸 本町 横町 下町 小川町 新町 裏町 南町 新川原町 袋町 柳町 下川原町 川向
上川目通	川原町 向町 小田子村 和田村 高屋敷村 八掛田村 山屋村 西野村 八栗平村 別曾村 道地村 見町村 荒屋村 中村 野左懸村 沼野沢村 寺下村 鷹巣村 作田村 左組村 銀杏木村 倉岡村 治部袋村 古和備村 底田村
南川目通	坂本村 新館村 戸館村 八幡村 赤平村 大浦村 徳万歳村 歳市田村 上野村 沼崎村 小川原村 新山村 早坂村 牛鍵村 大洞村 菩提寺村 虫神村 大下内村 中岫平 立崎村 大沢田村 芋久保村 馬洗場村 境野沢村 (。八斗沢村、記入もれ)
	。中岫村 野崎村 花松村 寺沢村 附田村 榎林村 貝塚村 二ッ森村 甲田村 李沢

第四章 南部藩の地方行政組織

北川目通	<p>村。甲地村 長窪村 蓼内村 土橋村 船ヶ沢村 鶴ヶ崎村 漆玉村 田野沢村(正名、浜漆玉)          狼沢村 野田頭村 水喰村 中村 旗屋村 枋ノ木村 冷水村 崩出村 吉嗟坂村 級ノ木村 川原町</p>
北山通	<p>千曳村 下<sup>板</sup>渡橋村 上板橋村 清水目村 添野沢村 宇道坂村 長者久保村 夫雜原村 塔野沢村          横沢村 淋代村 数牛村</p>
天間館通	<p>。天満館村 小俣村 金沢村 坪村 柳平村 原子村 上原子村(内膳) 白石村 原窪村 中野村          向中野村 鳥谷部村 一ノ渡村 所村 手代森村 松ヶ沢村 栗ノ木沢村 栗沢村</p>
洞内通	<p>。洞内村 五十貫田村 小田村 中村(初立村) 豊良村 樽石村 葦沢村</p>
深持通	<p>。深持村 上<sup>中</sup>板野沢村 矢神村 晴山村 小田村 赤沼村 梅村 中村 熊野沢村</p>
法量通	<p>角明村(麿村) 淵沢村 片貝沢村 小倉村 百目木村 山口村 両泉寺村。法量村 中里村 川臺村 山屋村 萩ノ岫村 鳥谷附村 漆畑村 増沢村 石渡村 府金村 蓬畑村 中村 長沢村 熊野沢村 川口村</p>
三本木通	<p>。三本木村 中振村 川臺村</p>
	<p>。倉内村(枝村、芋ヶ崎村、中志村) 平沼村 鷹架村(枝村、戸鎖村) 尾駮村(枝村、室)</p>

東 郷 通	ノ久保村、二股村)。出戸村。泊村 外海老沢村 内海老沢村 乙供村 乙部村 保土沢村 向 旗屋村
-------	--

註 ①この史料は、故浜中善右衛門旧蔵に係わるものである。恐らく、七戸代官所が作成したものの写本であろう。

②。印を付したのが本村、印のないのが支村である。

③御町通とあるのが七戸本村、上川目通とあるのが七戸村の支村である。

④南川目通、八斗沢村に（ ）を付したのは、原本にその記載がないが、脱漏と思われるので挿入したことを示すものである。

⑤北山通は、甲地村の支村である。

⑥法量通は、明治二年、七戸藩成立の時、七戸通から離れている。

⑦東郷通は、単に東通とも称した。

四 安政五年（一八五八）『御領分中本村枝村仮名附帳』

七 戸 通

本 村	枝 村 其 他
御古城有、内ニ御代官所御役屋有 駅 場	

第四章 南部藩の地方行政組織

<p>法 量 村</p>	<p>深 持 村</p>	<p>新館村 大浦村 上野村 馬洗場村 大沢田村 立崎村 八斗沢村 洞内村 三本木村</p>	<p>七戸村</p>
<p>漆畑 百目木 小倉 片貝沢 渕沢 川口 熊野沢 長沢 蓬畑 府金 石渡 増沢 鳥谷附 萩岫 山屋 川臺 中里 両泉寺 山口</p>	<p>小田 板野沢 中板野沢 晴山 矢神 赤沼 梅村 中村 熊野沢</p>	<p>八幡 赤平 二ツ屋 白旗 中岫平 徳方才 新山 才一田 境野沢 沼崎 ナシ 芋久保 大洞 牛鍵 早坂 ナシ 虫神 大下内 菩提寺 小川原 豊良 五拾貫田 小田 芦沢 樽石 中村 中振 川臺</p>	<p>本町 横町 下町 小川町 新町 袋町 浦町 南町 新川原町(以上本村) 枝村 川去 銀南木 川原町 向町 小田子 和田 西野 高屋敷 八掛田 山屋 見町 荒屋 中村 野 左懸 沼野沢 別曾 道地 八栗平 作田 左組 倉岡 治部袋 寺下</p>

<p>倉内村 平沼村 鷹架村 尾駁村 出戸村 泊村</p>	<p>甲地村</p>	<p>花松村 榎林村</p>	<p>野崎村 中岫村 (三ツ森村)</p>	<p>天間館村</p>
<p>中志 芋ヶ崎 ナシ 戸鎖 室久保 二又 ナシ ナシ 遠見御番所</p>	<p>引 夫雑原 長者久保 塔野沢 横沢 淋代 数牛 上板橋 下板橋 添野沢 清水目 長久保 蓼内 土橋 露ヶ崎 船ヶ沢 漆玉 狼沢 野田頭 切左坂 萌出 級木 細津 水喰 中 村 田野沢 甲田 李沢 寒水 枋ノ木 旗屋 向旗屋 乙供 内蛭沢 外蛭沢 保土沢 乙部 千</p>	<p>ナシ 貝塚</p>	<p>中野崎 ナシ 記入なし</p>	<p>原久保 中野 向中野 鳥谷部 听 市ノ渡 寺沢 小又 坪村 原子 白石 上原子 柳平 金沢 古和備 底田 手代森</p>



筆者註 ①二ツ森村の記入が無いが、これは、行政区域の編成替えがあったのではなく、単なる脱漏であると思われるので、

( ) を付しておいた。

②附田村の記入もないが、これは編成替えによるものと思われる。

五 明治二年（一八六九）『陸奥国北郡之内郷村高帳』

明治二年、七戸藩創設に伴い、五戸通の一三カ村が七戸通に編入され、七戸藩領は三八カ村となった。

この、五戸から編入された一三カ村を通例「七戸通一三カ村」と呼んでいる。

三八カ村の内訳は左の通りである。

御町 通……七戸本村（安政五年『御領分中本村枝村仮名附帳』参照）

上川 目通……七戸支村（右に同じ）

南川 目通……新館村・大浦村・上野村・立崎村・大沢田村・八斗沢村・馬洗場村

北川 目通……中岫村・野崎村・花松村・榎林村・附田村・二ツ森村・甲地村

北山 通……甲地村支村

天間 館通……天間館村

洞内 通……洞内村

深持 通……深持村

三 本 木通……三本木村

東 郷 通……倉内村・平沼村・鷹架村・尾駮村・出戸村・泊村……（以上二五カ村）

七戸通一三カ村……沢田村の一部・切田村・相坂村・折茂村・小平村・柳町村・鶴喰村・犬落瀬村・上吉田村

・下吉田村・百石村・天ヶ森村

註 ①安政五年の『御領分中本村・枝村仮名附帳』に較べると、北川目通の附田村が再び書き上げられ、法量通法量村が消えている。

②五戸通一三カ村が新に加わり「七戸通一三カ村」と呼ばれた。

③この新に七戸通に編入された七戸通一三カ村の村民の不満が、翌三年の七戸通百姓一揆の原動力となった。

## 第五章 御給人制度

### 第一節 御給人制度の成立

#### 一 御給人の意義

七戸地方には士族の子孫と称される人が沢山いる。これらの人々の祖先が明治初年、あるいは明治の後年士族

の族籍を認められたことは間違いのない事実である。

しかし、それでは、それらの人々の祖先が江戸時代、南部藩の藩士であったかという答えは否定的である。南部藩には、藩の地方支配機構の重要な組織として、いわゆる「御給人」制度というものがあつた。

「御給人」とは、城下を離れた在町に土着し、相当の知行地の保有を認められ、それからの年貢収入に依存して生活するか、あるいは自らその土地に依拠して農業を営むか、あるいはまた時には商業を営むかしながら、同時に藩士に準ずる待遇（名字・帯刀・年貢取得権等）を与えられ、その反対給付として一定の軍役に従事する者、つまりは半農半士、あるいは半商半士の生活を営んでいた者を指す名称であり、一般にいう「郷士」に近い概念に属する。

これら御給人は、いわゆる藩士とは厳然と区別され、その知行高を記した名簿も、藩士と盛岡給人は「御支配帳」または「城下身帯帳」に記載されるのに対し、その他の在々居住の御給人は「在々御給人帳」に記載され、その居住地を支配している代官の置かれた地域名を冠して「七戸御給人」、「野辺地御給人」などと称されていた。

明治以降、士族の族籍を与えられた私達の祖先は、このような「七戸御給人」であつたのであり、その身分は一般の士の下、農工商民の上であつた。

これら御給人は、藩の地方行政機構である代官所の役人として、あるいは治安の維持に、あるいは新田開発に、あるいは藩の財政窮乏打開に貢献する等、藩政に寄与する処多大なものがあつたと同時に在町における各方

面の指導者でもあった。

## 二 御給人制度成立の契機

南部藩における御給人発生の始期は必ずしも明確ではない。

小野武夫は『郷士制度の研究』において、郷士発生の社会経済的事情として、経済的理由（浪士救済のため新田開発を行わしめ、これを郷士と称する）、政治的理由（地方開発の農民表彰のため）、及び兵事的理由（中世農兵制度の踏襲、幕末対外防備のための農民武装）の三つをあげている。

これら三つの理由は多かれ少なかれ郷士制度を採用した諸藩に共通した理由であると思われるが、実際上ある種の郷士が出現する場合、そこには幾つかの発生理由が複合している場合が多いようである。

さて、御給人制度が、南部藩の地方行政機構の重要な構成要素である以上、その発生の始期は、中世的地方行政機構の消滅の時期と近世的地方行政機構の成立、整備の時機とに大きくかかわってくる。

中世末の天正二〇年（一五九二）まで、南部領には四八城があり、地方にある城はそれぞれその城の周辺の地域の支配に当たっていたが、それより二年前に出されていた秀吉の諸城破却令に従って、この年（天正二〇年）一二城が残されて三六城が破却された。

七戸城も破却された城の一つである。

天正一九年当時、七戸城を預かっていたのは七戸家国であったが家国は九戸の乱に、九戸氏に加担して亡び、

今一家の七戸伊勢慶道も同時に亡んだ。その後、七戸は一時、宗家南部信直の直轄地とされ、その代官として横浜左近慶勝の支配する処となったが、七戸南部家の断絶を惜しんだ信直は、浅水の城主である南右馬助直勝を七戸に移し、七戸の名跡を継がせた。

そして、慶長二年（一五九七）その甥、七戸隼人正直時が七戸城主を命ぜられ、二〇〇〇石を食んだ。しかし直時は、その五〇年の長きにわたる治世期間の多くを、藩の重臣として三戸もしくは盛岡で過ごした。そのため直時の七戸入部の時付随してきた直時の伯父にあたる七戸縫之助直次（野辺地氏の祖）が七戸城代を勤めた。

以上によって見れば、七戸城は天正二〇年以降も、長く破却されず、城主がおかれているから、直時の治世中は、まだ中世的支配形態を存続していた、ということになる。

正保四年（一六四七）直時の死後七戸隼人正重信が七戸城主の地位についたが、名君の誉れの高かった重信は寛文四年（一六六四）末、ばってきされて第二九代の南部藩主の地位についた。

重信の南部藩主就任により、重信の所領であった七戸地方は南部藩の直轄となり、代官所が設けられ、代官がおかれることとなった。

天正二〇年以降残された一二城がその後廃城になった時期、それに伴って代官所が設置された時期はもちろん同一ではない。

従って、各代官所ごとに御給人が配置された時期も同一ではないであろう。しかし、南部藩の地方行政機構が整備され、一〇郡三三通の行政区が定まったのは天和二年（一六八二）頃と

されているから、この時期こそ南部藩の地方支配機構が完全に近世的になった時期であるといえよう。

ただし、七戸に代官所がおかれたのは前述のように、これより少し前、重信の南部藩主へのぼってき直後のことであるから寛文五年（一六六五）であったと思われる。

従って、七戸御給人の誕生も、当然この時期であったことが推定される。

ところがこの推定に反し、既述のように『郷村古実見聞記』には次のような記載がある。

七戸御代官并七戸御給人初之事

寛文五年より、七戸御代官野辺地忠左衛門、藤村清兵衛野辺地共に兼る。（筆者註 清兵衛は源兵衛の誤り）

七戸隼人正家来五拾五人、忠左衛門・清兵衛手に付、勿論表御礼といふもなく御座候処、元禄五年より七戸

御給人と申名日に相成、右元禄四年より野辺地忠左衛門七戸一応に願上、野辺地代官は七戸御給人西野八左

衛門盛岡支配被仰付、野辺地代官付、身帯新田五拾石なり。

これによってわれわれは次のことを知ることができる。

- ①初代七戸隼人正直時には家来が五五人あった。
- ②その家来は、当然二代七戸隼人正重信の家来となっていた。
- ③重信が南部藩主となった翌年の寛文五年から野辺地・藤村の二氏が七戸代官となり、野辺地代官を兼ねた。
- ④七戸氏の家来達は七戸代官の支配下におかれ、盛岡城へ表御礼に上ることもなかった。
- ⑤元禄四年から野辺地氏は七戸代官に専念することになり、七戸の西野氏が野辺地代官となった。



天和四年 七戸御給人小高帳

⑥七戸氏の家来は元禄五年（一六九二）か

ら七戸御給人という身分に定められた。

話を七戸御給人誕生の時期にしぼると、その時期は、私の推定の寛文五年ではなく、元禄五年である、というのである。

この元禄五年説に対して、私は大きな疑問を持っている。その疑問の根拠は、天和三年（一六八三）ないし天和四年に書かれた、盛岡市中央公民館所蔵資料『七戸御給人小高帳』二点に、その頃七戸在住の南部氏の家臣をはっきり「御給人」と呼び、その知行高および氏名を書き上げているからである。

この『七戸御給人小高帳』は、七戸御給人の氏名を記した最古の第一級資料であるので、左にこれを掲げよう。

資料は二点あり、末尾は共に天和四年子の

三月七日付となっているが、表書きの月日は、一つは「亥二月十日」とあり、他の一つには「天和四年子三月七日」とある。

亥年は天和三年であるので、「亥二月十日」とある方が一年早いことになり、内容を比較すると「亥……」とある方が古いことが判然とする。しかも、記載されている内容は、「亥……」の方が数十年も古い直時時代の家臣名と知行高を中心にし、それがどのように子・孫に受け継がれたかを明らかにしているのに対し、今一つの方は、天和四年現在の状況を示しているようである。（以下の表は、比較しやすくするため、同じ家を上下同らんに示した。また上下らん全く関係のない時は複線で区切った。）

七戸御給人小高帳（亥二月十日）				七戸御給人小高帳（天和四年子三月七日）			
氏名	知行高	摘要	氏名	知行高	摘要		
野辺地 忠左衛門	本地 <small>百十石斗升合</small> 二一九三六三 加増 二〇六三七 加増 一〇〇〇〇 計 三〇〇〇〇	地方 現米	野辺地 忠左衛門	<small>百十石斗升合</small> 一五〇〇〇〇			
西野 与助…病死 孫 八左衛門	加増 四〇五三四 加増 九四六六 計 五〇〇〇〇		西野 八左衛門	五〇〇〇〇			



第五章 御給人制度

藤島 勘六…病死	久保 子 清三郎…病死 子 長之助	蛭名 子 助九郎…病死 子 助九郎	中原 子 平七…病死 子 平左衛門	戸田 子 勘兵衛…病死 子 善五郎	内藤 弥兵衛	高田 善兵衛…病死 <small>兼</small> 福士治左衛門
八六四五	八一八九	四四〇二	八五七九	三一二七	九七二二	計 加増 二〇五三六 二九四六四 五〇〇〇〇
一子身上叶わず百姓地となる					津軽へ走る。百姓地となる	治左衛門病死により三〇石を善兵衛の孫善兵衛に、二〇石を治左衛門の子、長作、重助に分ける
	久保 長之助	蛭名 助九郎	中原 平左衛門	戸田 善五郎		高田 善兵衛 福士 長作 福士 重助
	一〇〇〇〇	一五〇〇	八三四八	三六二九		三〇〇〇〇 一〇〇〇〇 一〇〇〇〇

福田 子 左 助…病死 左 平次	工藤 主計…病死	内藤 子 甚九郎…病死 甚九郎	畑 山 善 蔵	千葉 子 嘉兵衛…病死 松右衛門	畑 山 孫 治右衛門…病死 吉十郎	高村 勘右衛門…病死 六兵衛	千葉 子 兵 八…病死 兵 四郎
六九〇四	五四一七	二二四六	五一七三	加増 計 八一五二 九八五〇 一八〇〇〇	一一七三七	七〇七六 外切米五駄は召上 げ	五一六九
	子無く百姓地となる						
福 田 左 平次				千 葉 松右衛門		高 村 六兵衛	千 葉 兵 四郎
六二〇一				一八〇〇〇		八二三〇	三八〇〇

第五章 御給人制度

中野 又右衛門	三上 新助…病死 半之助	工藤 右京助…病死 子十五郎	蛭名 孫六	福士源 五郎	横浜 勘太郎…病死	新町 甚六…病死 孫甚六	千葉 甚五郎
計 加増 一四六〇〇 七七〇〇 六九〇七	四四八七	五三四九	五二〇一	三九一六	四三七五	七六八三	三〇
			津輕へ走る。百姓地 となる		子無く百姓地となる		
中野 太郎左衛門	三上 半之助	工藤 十五郎		福士源 五郎			
一四六〇〇	三〇〇〇	六三一〇		三七四二			

小田子弥次兵衛 …病死	中野 子 孫九郎…病死 孫兵衛	四戸 子 勘之丞…病死 嘉右衛門	須藤 刑部左衛門	福田 兵部	高坂 甚之丞	畑山 与五郎	姥名 喜兵衛…死去	工藤 十助…病死 子 新藏
一三五〇	一七九	一八六三	三三二一	三六〇〇	一八一	六二九八	五三四四	加増 一三七三〇 三二三〇 一七〇〇〇
子無く百姓地となる			津軽へ走る。百姓地となる	津軽へ走る。百姓地となる	津軽へ走る。百姓地となる	津軽へ走る。百姓地となる	子無く百姓地となる	
	中野 孫兵衛	四戸 嘉右衛門						工藤 新藏
	二六六〇	四五八八						一七〇〇〇

第五章 御給人制度

石文 兵部…病死 子 弥三郎	以下在々 居住 給人	松村 甚吉…病死	高田 覚兵衛	工藤 内記…病死 子 新之丞	藤村 源兵衛	野統 総次郎…病死	長内 勘六	安部 市右衛門
四〇五四		切米三駄	一〇〇〇〇	切米五駄	加増零五〇〇〇〇 石にて五〇〇〇〇 計一〇〇〇〇〇〇	一四〇	二八四〇	六六一五
		子無く百姓地となる	もと切米五駄			子無く百姓地となる	身上叶わず百姓地となる	
石文 弥三郎	同 上		高田 覚兵衛	工藤 新之丞	藤村 源兵衛			安部 市右衛門
三七〇四			一〇〇〇〇	三〇八〇	五〇〇〇〇			八七〇〇
				切米五駄分として				

長内 孫 弥 七…病死 弥 七	本間 孫 市左衛門…病死 孫 福村孫八	付田 惣右衛門	花松 平左衛門	徳万才 子 彦四郎…病死 与次右衛門	作田 伊之助	蛭名 子 兵庫助…病死 又十郎	町屋 孫 兵部…病死 孫 長右衛門 弟 長五郎
一二五一九	一〇四三九	一二五八九	一六二四四	八九三六	一一四六六	六四〇六	五五〇八〇
	孫八へ六石 残りは上地	津輕へ走る。百姓地 となる。					長右衛門に三〇石 長五郎に一〇石 残地は上地
長内 弥 七	福村 孫 八		花松 平左衛門				町屋 長右衛門 町屋 長五郎
九三〇〇	六〇〇〇		一〇〇〇〇				三〇〇〇〇 一〇〇〇〇

第五章 御給人制度

		旗屋 与五郎…病死 子 庄三郎	清水目助三郎…病死
		二八四〇	九五〇八
			子無く百姓地となる
浦田吉十郎 米田本左衛門 中村藤七 駒嶺善藏 中野半兵衛 新井田九右衛門 坂本甚六 中畑与次右衛門 蛭名山三郎 付田七右衛門 浦田助十郎 付田六左衛門	上段には無く、 新に見える給人名	旗屋庄三郎	
一〇〇〇〇 一〇〇〇〇 八〇〇〇 七五〇〇 七五〇〇 七一〇〇 六八二〇 六五〇〇 六〇〇〇 六〇〇〇 五二八〇 五〇〇〇		五〇〇〇	
駒嶺善七か？ 坂本三右衛門			

<p>野統 助右衛門…病死 子 新九郎</p>	<p>土屋 清左衛門…病死 子 甚三郎</p>	<p>御城廻りに居住の鉄炮の者</p>	
<p>三一三六</p>	<p>三七一七</p>		
<p>新九郎病身につき上地、百姓地となる</p>	<p>身上叶わず上地、百姓地となる</p>		
		<p>同 上</p>	<p>玉山才次郎 氣田市十郎 西野半三郎 清水目 甚右衛門 矢崎利兵衛 荒屋新三郎 佐々木 惣右衛門 清水目 新右衛門 清水目 与左衛門 石橋 弥兵衛 中野 長兵衛</p>
			<p>一〇〇〇 一五〇〇 二五〇〇 二五〇〇 二二〇〇 二七八二 三〇〇〇 三二〇〇 三二〇〇 四五〇〇 五〇〇〇</p>
			<p>新屋 新三郎</p>



第五章 御給人制度

安部 源内…病死 子助八	河原木助左衛門 …病死	蛭名 源五郎…病死 子源五郎	千葉 甚次郎…病死 子作右衛門	蛭名 源藏…病死	畑山 助三郎…病死 子助十郎	中野久兵衛	松沢清十郎	蛭名新三郎
五五九〇	二四七〇	九一九	四八七二	二六八三	一一二六	二七七二	四九九三	二四九七
身上叶わず百姓地となる	子無く百姓地となる			子無く百姓地となる			身上叶わず上地、百姓地となる	
		蛭名源五郎	千葉作右衛門			中野久兵衛		
		一五〇〇	五五〇〇			六七四六		

野田頭 仁右衛門	千葉 平右衛門…病死 子孫 六	蛭名 弥五郎	蛭名 甚九郎…病死 子 源右衛門	付田 六助	付田 六右衛門…病死 子 六右衛門	貝塚 弥十郎…病死 子 弥十郎	在々居住の鉄炮の者	橋本 甚四郎
一九五九	三七四七	五九四二	五二六九	五四九六	八五四六	一九一六		五五九〇
野田頭 仁右衛門	子孫六死亡につき 百姓地となる	蛭名 弥五郎	蛭名 源右衛門		付田 六右衛門	貝塚 弥十郎	同上	橋本 甚四郎
五〇〇〇		八五〇〇	八五〇〇		一〇〇〇〇	六〇〇〇		六六九二

第五章 御給人制度

(甲地) 子 吉左衛門	(小田子)治部…病死	馬責民部…病死	(新山)因幡…病死	(〃)助太郎	(〃)助作…病死 子助作	(〃)総三郎	(小田子)六郎	御小者 (知行地あり)	碓石 子 弥三郎 半右衛門
四五七八	四二二一	二五七三	一五四二三	八九六五	六〇六六	一〇八三〇	七八九六		四八六七
	子無く百姓地となる	子無く百姓地となる	子無く百姓地となる	津軽へ走る。百姓地となる	子供助作盛岡で病死、百姓地となる	津軽へ走る。百姓地となる	津軽へ走る。百姓地となる		津軽へ走る。百姓地となる
吉左衛門								同	
四二二〇								上	

<p>兵部 三四郎 病死</p>	<p>御小者 (知行地無し)</p>	<p>工藤 伝次郎…病死 内藤 助十郎…病死 長内 半十郎…病死 千葉 小伝次…病死 福田 左平次…病死 久保 清 八…病死 畑山 久七 蛭名 助蔵 中原 作七 小西 庄五郎</p>	<p>若党</p>	<p>八幡 神田 七三二四</p>
<p>検断 左平次 一〇〇〇〇</p>	<p>御小者 (記載無し) 町役・村役等</p>	<p>八太夫となり盛岡へ行く 盛岡居住、庄左衛門と称す</p>	<p>寺・修験</p>	<p>瑞龍寺 五〇〇〇〇 金剛寺 一二〇〇〇 作田 大法院 一〇〇〇〇 八幡 万蔵院 一〇〇〇〇 見町 法寿院 五〇〇〇 花松 普明院 三五〇〇 伊勢別当 文珠坊 一〇〇〇 不動別当 三覚院 一〇〇〇</p>

第五章 御給人制度

<table border="1"> <tr> <td>才六</td> <td>病死</td> </tr> <tr> <td>三吉</td> <td>病死</td> </tr> <tr> <td>茂吉</td> <td>病死</td> </tr> <tr> <td>又五郎</td> <td>病死</td> </tr> <tr> <td>仁藏</td> <td>病死</td> </tr> <tr> <td>左衛門次郎</td> <td>病死</td> </tr> </table>	才六	病死	三吉	病死	茂吉	病死	又五郎	病死	仁藏	病死	左衛門次郎	病死	<table border="1"> <tr> <td>肝入</td> <td>元右衛門</td> <td>一〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>肝入</td> <td>民部</td> <td>五七〇〇</td> </tr> <tr> <td>本町</td> <td>三太郎</td> <td>一〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>小者</td> <td>助五郎</td> <td>六一〇〇</td> </tr> <tr> <td>倉内村<small>有戸野馬別当</small></td> <td>兵部</td> <td>七五〇〇</td> </tr> <tr> <td>荒木田</td> <td>小三郎</td> <td>切米五駄(二人扶持)</td> </tr> </table>	肝入	元右衛門	一〇〇〇〇	肝入	民部	五七〇〇	本町	三太郎	一〇〇〇〇	小者	助五郎	六一〇〇	倉内村 <small>有戸野馬別当</small>	兵部	七五〇〇	荒木田	小三郎	切米五駄(二人扶持)
才六	病死																														
三吉	病死																														
茂吉	病死																														
又五郎	病死																														
仁藏	病死																														
左衛門次郎	病死																														
肝入	元右衛門	一〇〇〇〇																													
肝入	民部	五七〇〇																													
本町	三太郎	一〇〇〇〇																													
小者	助五郎	六一〇〇																													
倉内村 <small>有戸野馬別当</small>	兵部	七五〇〇																													
荒木田	小三郎	切米五駄(二人扶持)																													
<p>本高ノ 七百拾石三斗九升八合</p> <p>内 百八拾三石式斗五升八合ハ上地、御百姓地ニ罷成候</p> <p>外 百三拾石三斗四升八合ハ御家督後七戸ニ而御加増被</p> <p>下候分</p> <p>高二口 合六百五拾七石四斗八升八合</p> <p>天和四年子三月七日 野辺地 忠左衛門</p>	<p>高ノ 八百三拾式石式斗八升式合</p> <p>御切米御扶持ノ 式拾壹駄</p> <p>天和四年三月七日 藤村源兵衛印</p> <p>野辺地 忠左衛門印</p> <p>(盛岡市中央公民館蔵『七戸御給人小高帳』による)</p>																														

この天知の『七戸御給人小高帳』によって少なくとも、「七戸御給人」の名目が定まったといわれる元禄五年より一年前の天和四年に「七戸御給人」という称呼があったことは明らかである。

さらに、後述するように『参考諸家系図』によれば主として寛文五年(一六六五)すなわち代官所設置の頃、七戸御給人になった者が四〇人を越えている。

系図は一級資料とはいえないが全く無視することも出来ないであろう。

以上の理由により、「七戸御給人」という身分・名称は、寛文四年重信が南部藩主となり盛岡へ去った後、七戸に残された家臣達が七戸代官所の支配下に組み込まれたときに与えられたものとみることができよう。元禄五年説は、この事実の再確認と受け取りたい。

さて、この表の上らんに、「津軽へ走る。百姓地となる」とあるのが、かなりいることに注目する必要がある。正確には、これは「此者身上不叶、津軽へ走申、御百姓地ニ仕候」と記されている。また、身上叶わず百姓になった者も何人かいる。この記載により、給人といってもその生活がきわめて不安定であったことがわかると同時に、津軽が当時の人々にも魅力ある土地として映っていたことなどが分かる。

さて、このような在々御給人の成因は決して一様ではなく、次のような様々なものが考えられる。

#### (一) 旧武士御給人

南部領は「三日月の円くなるまで南部領」と唱えられるほど広大な地域を占めていたので、本城の外に多くの支城を有し、各地にその城主の家臣が住んでいた。七戸の場合も、七戸城主が廃されたのは江戸時代初期の寛文四年末のことであり、それに伴い代官所がおかれ、旧城主の家臣が代官所配下の在々御給人になったことは前述した。

最初七戸直時に召し抱えられ、その後七戸御給人になった人々の顔ぶれを見ると、中世以来の名族である工藤氏の一族、津軽為信に亡ぼされた高田城主の後裔、九戸の乱の時、賊方であった九戸氏や七戸氏の旧臣、あるいは

は七戸城主の一族等々多彩である。

これらの人々は、その後も七戸御給人団の中の中核的地位を占めたから、七戸御給人の主体をなすものは、この旧武士御給人であった。

(二) 新田開発御給人

南部藩財政は、藩政初期においては膨大なる産金のため極めて裕福であったので、特に農業政策の面でもとりたてていう程のものも見られないが、寛文四年末の八戸藩分立以後、減封恢復の手段として、新田開発を積極的に奨励した。

特に寛文九年（一六六九）一〇月朔日付で、左のような新田開発奨励策が出されるに及んで開田は飛躍的に進んだようである。

御家中・諸牢人・百姓によらず、奥郡にては高百石迄、国郡にては五十石新田可被下候間、野竿申請、三年休にても披済次第御検地申請、高に結び御役可被仰付候間、望之者於有之は何人成共可被召抱候、御役仕候は、誰組頭被仰付、寄騎に可被仰付候、御奉公能勤其身能者に候は、御直参に可被仰付候間、何も申上候得と、今日御家中え被仰渡

（藩法研究会編『藩法集9盛岡藩上』「御家被仰出」）

この新田開発令は、新田開発を身分の上昇に結びつけ、どのような身分の者でも、奥郡（田名部、野辺地、七戸、五戸、三戸、福岡、沼宮内、毛馬内、花輪の各通）は一〇〇石まで、その他の国郡は五〇石までの新田開発

とその知行権を認め、寄騎（与力）に登用し、働きによっては直参にも取り立てようというのであった。

天和二年（一六八二）の新田調査によると、同年迄に、個人の開田は一二三人で高四〇二六石余、各村による開田は三〇カ所で高二一五二石余、藩営開田は元禄二年（一六八九）迄で一万四三〇八石余に達している。

（『封内貢賦記』・『郷村古実見聞記』）

この時点に限定すれば七戸でどの程度の新田開発が行われたか、必ずしも明確ではないが、その期間を多少前後に延長してみると、かなりの面積の新田開発が行われたことが明らかになる。

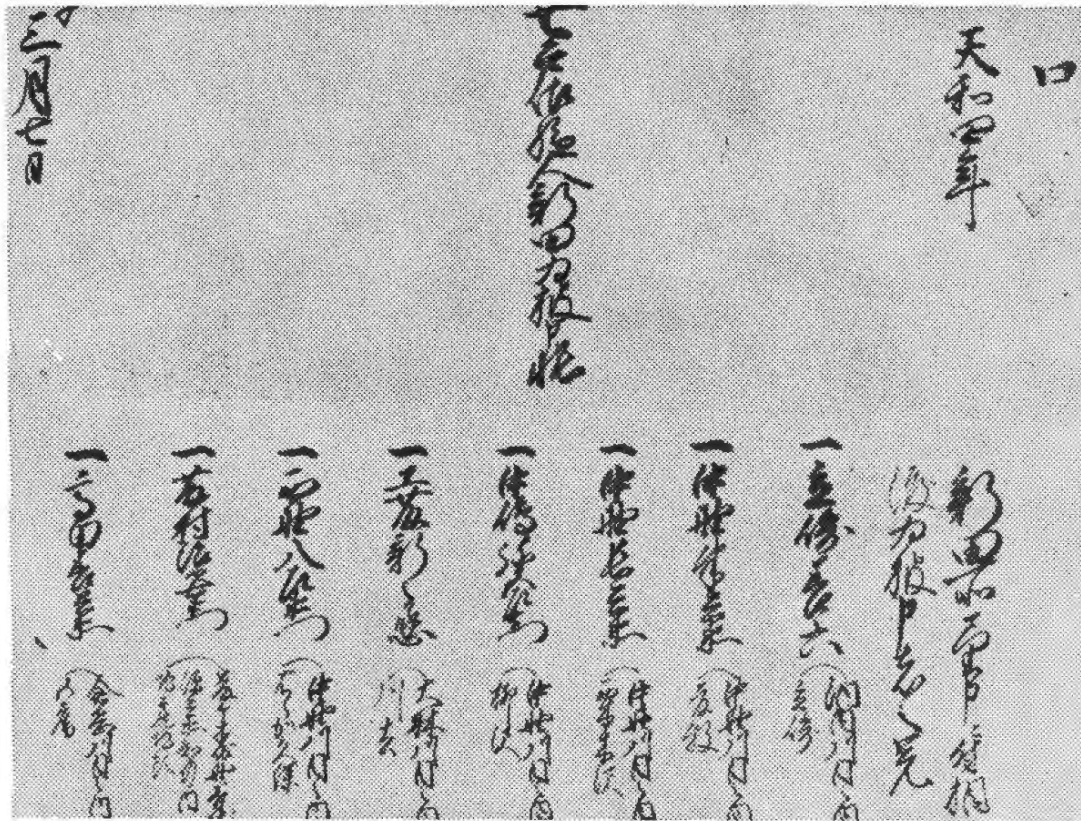
すなわち、別記「重信の採用した家臣・給人名」によって明らかのように、重信は七戸在城時代及び南部二九代の藩主時代に四七人の家臣もしくは御給人を採用しているが、そのうち新田開発によって御給人に取り立てられたことが確実な者が二五人、多少不明確であるがほとんど確実とみてよい者一三名であるから、八〇パーセントが新田開発御給人であったことがわかる。

また、天和四年、七戸にて新田開発を望み、許可された者の氏名の書上が幸いにも残っているので左にこれを掲げよう。

七戸にて新田開発を望み許可された者（盛岡市中央公民館蔵『七戸御給人新田為披申帳』による）

立崎 善 六	洞内川目の内 立崎	中島弥五左衛門	中野川目の内 柳沢
中野 半兵衛	中野川目の内 夏牧	工 藤 新之丞	大林川目の内 川去
中野 長兵衛	中野川目の内 栗木沢	西野 八左衛門	中野川目の内 ばらが久保





天和四年 七戸御給人新田為披申帳

藤村治部右衛門	藤ヶ森野谷地
高田善兵衛	源兵衛知行内
米田杳左衛門	倉岡川目の内
新井田九右衛門	五庵
大下内新四郎	作田川目の内
治部袋弥右衛門	土牧
荒屋新三郎	天間館川目の内
中野久作	大寺沢
藤島治五右衛門	洞内川目の内
荒木田清吉	大下内
中島助右衛門	鳥屋部川目の内
福士長作	治部袋
鳴海善助	鳥屋部川目の内
沢田太兵衛	南あそ内
西野半三郎	五庵川目の内
工藤小市郎	中渡り
	鳥屋部川目の内
	小あそ内
	鳥屋部川目の内
	底田
	作田山添
	草かり沢
	倉岡外谷地
	津保川目
	原子
	一本木谷地の内
	小向谷地
	中野川目の内
	おろくま内
	中野川目の内
	おろくま内

付 田 七之助	天間館川目の内 大寺沢谷地
中 村 平十郎	在市田谷地
中村弥五左衛門	在市田谷地
中村長右衛門	二森の上 千刈田
中村久左衛門	在市田谷地
付 田 久 作	在市田谷地
宮沢仁左衛門	二森谷地
貝 塚 半十郎	赤川谷地
榎 林 五兵衛	赤川谷地
千 葉 兵四郎	赤川谷地
中 村 清 七	花松谷地
四戸茂右衛門	見町林の上 鷹巣沢
久 保 与五郎	大林の上 平中沢
左和山作右衛門	かけつ内谷地

町 屋 権三郎	町屋林谷地
町 屋 長五郎	在市田家の下谷地
大 田 助 惣	徳万才家の下野谷地
万 蔵 院	藤ヶ森谷地
千 葉 市之丞	洞内川目の内まどち川原
荒木田 小三郎	どうじ川目の内とうせい野谷地
千 葉 半 七	中野川目の内おろくま内野谷地
町 屋 新九郎	上野谷地
町 屋 長次郎	大浦野谷地
三 上 左五兵衛	清水川目の内松の木平野谷地
築 田 十三郎	天間館川目の内津保南の向野谷地
中 村 覚 助	在市田野谷地
千 葉 作右衛門	在市田谷地

人数ノ 四拾九人

野辺地にて新田開拓を望み許可された者

飯田源八 戸田の沢尻谷地  
 河村監物 戸田の沢尻谷地  
 工藤長三郎 みたらせ谷地  
 飯田与兵衛 中屋敷谷地  
 中村半三郎 くわんをん林野谷地

横浜吉右衛門 くわんをん林野谷地  
 尾山長右衛門 尾山頭野谷地  
 河村伝右衛門 ちか沢野谷地  
 荒屋半兵衛 一の渡谷地

メ 九人

天和四年子三月七日

野辺地 忠左衛門 ⑩

以上により、江戸時代初期の七戸地方は、家臣もしくは御給人に登用されるための新田開発の盛行期であったことが分かる。

とくにこの期の新田開発には比較的大規模なもの、従って比較的高禄な御給人の形成が目立つ。こういった新田開発による御給人の形成は幕末まで続くが、その開発は小規模化していく傾向が見られる。

(三) 町人御給人

藩政初期において裕福であった南部藩の財政は、財政基盤の弱体化すなわち産金の減少、凶作の頻発<sup>頻</sup>その他の事情により、元禄年代以降急速に窮乏化していったが、これと対蹠的に丁度この頃台頭し始めた町人階級、商業資本の勢力は、その発展の比較的遅れた七戸地方でも、宝暦の飢饉の頃を境として、確乎としてぬくべからざる

ものとなっていた。

商業資本の発展は封建的秩序の破壊を意味したにも拘わらず、多くの藩がそうであったように南部藩においても、結局これら商業資本と妥協し、その経済的援助によって藩財政窮乏打開の途をきり開くより外に方法がなかった。その方策の一つとして採られたのが御用金献納者の藩士もしくは御給人、与力への登用、すなわち一種の売禄制度の採用である。

南部藩が売禄基準を設け、公然と募ったのは安永二年（一七七三）以後のことであるといわれるが、在々における売禄がこの基準通りに行われたかどうかははっきりしない。

江戸時代、士・農・工・商という身分制度が厳然と存在した時、いかに経済的実力があっても身分的には最下級におかれた商人にとって、士もしくは御給人の地位につき得るということは多分に魅力的であった。

そのため各地の在町の有力商人の中には、御給人に登用される者も次第に出てきた。

商人から御給人に登用される場合、一足飛びに御給人になる者もあれば、幾つかの段階を経る者もあった。

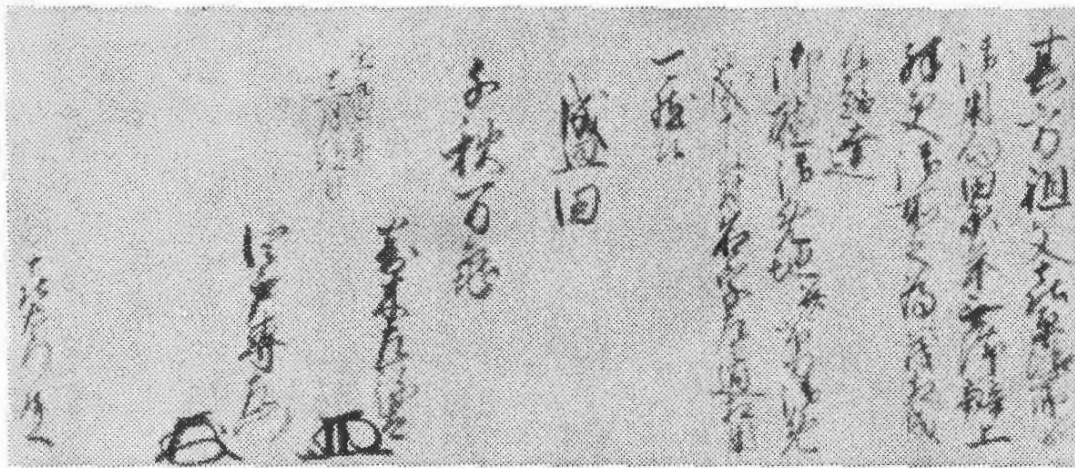
七戸で御給人になった商人は大塚屋喜右衛門広治が最初であり、唯一人の人でもあった。

大塚屋についての詳細は別記することとするので、ここでは大塚屋がどのような段階を経て御給人になったかを簡単に記そう。

第一段階 宝暦六・閏一一・二一

祖父の代からの貧民救済并宝暦五年凶作時粟献上の功により、帯刀許

可并持地の内一五石壺斗九升八合を御免地として認められる。



宝暦六年 盛田名字許可証

第二段階 宝暦六・一二・朔

第三段階 安永四・六・一三

第四段階 安永五・八・八

祖父の代から御用向を滞なく勉め、所の為めにつくした功により、「盛田」の名字使用許可。金子一〇五両献納の功により、持高の内一五石を知行高に公認し、御与力に登用される。御用数年出精に勤めた功により、御免地を知行地に直し、与力知行高に加えた外、新田三〇石を加え、合計五〇石一斗九升を知行高とし、御給人に登用される。

この種の商人から御給人になった者は、御給人としての威厳を保つために新たに御給人屋敷を与えられ、そこに住んだが商業は依然として営むことを認められていた。つまり御給人と商人との二枚鑑札が認められていたのである。

なお七戸の商人のうち、南部藩の御用達を勤めた舟木屋（山松）儀兵衛と岩城屋（新谷）清左衛門の二人は、それぞれ嘉永四年（一八五二）と嘉永六年（一八五三）に、在勤中「御城下支配御給人格」の待遇を受けている。御城下支配とは、在々にある代官所の支配ではなく、直接南部藩庁の支配を受けることを意味し、御給人格とは、御給人ではないが、それに準ずる身分の者という程度の意味であった。

この二人はそれより以前、それぞれ山本・新谷という名字を認められ、帯刀を許されていたが、御給人格となったことにより、在勤中三人扶持を与えられている。

この給人格の下には、給人並・給人列があった。（前掲『藩法集9盛岡藩』上巻二九二ページ）

#### （四）分家御給人

これは、前記三種の御給人が、二、三男を御給人として分家した場合に創出されるものである。もちろん、これには藩の許可を必要とした。

別記『三二世利幹の採用した給人名』、『三三世利祝の採用した給人名』、『三四世利雄以後採用された給人名』等が示すように、江戸時代中期以降、分家による御給人の創出が多くなる。

しかし、その分家した者の知行高は二石、三石といった小禄の者が多かった。

周知のように徳川幕府は小農民の発生を防ぐ目的で分地制限令を出している。

南部藩では、それを参考にしたかどうかかわからないが明和二年（一七六五）一〇月朔日、左のような、御給人・御与力に対し分地制限令を出した。

在々御給人・御与力高拾石以下之分地、是まで願之通被仰付候得共、至て少高故、御奉公の差支にも可罷成義と思召候之間、此以来は拾石以下之分地は不被仰付候条、右之趣御目付共相心得、願書取次可申旨被仰出

（前掲『藩法集9盛岡藩』上巻二五九ページ）

この文中「高拾石以下の分地」の意味が判然とせず、「在々御給人・御与力高拾石以下」とあるから、高一〇石以下の者の分地を禁じたともとれるし、又「拾石以下之分地は不被仰付候」というのは、分地した高が一〇石以下になるような分地は認めない、ともとれる。

いずれに解釈しても、文中にその理由を示しているように、あまりにも少ない高の御給人や御与力では、藩への御奉公もかなわぬので、分地を制限した、という趣旨には変わりはない。

しかし、『三四世利雄以後採用された給人名』によっても分かるように、二石、三石という少高の御給人の創出は止まらなかった。

第二節 御給人制の展開

一 各時代に採用された家臣・御給人数

まず、七戸代官所管内で、いつどのような家臣・御給人が採用されたか、年代を追って示して見よう。

(一) 七戸隼人正直時家臣

氏	名	知行高	摘	要
七戸	縫殿助 直次	五〇〇〇〇 <small>百十石斗升合</small>		城代、のち寛文五年給人
高田	善助 則忠	二三〇〇〇		慶長年中仕う、初土岐氏、のち〳(のち給人の意)
工藤	内記 助長	三八〇〇		のち〳
工藤	重助 祐通	一四〇〇〇		のち〳
中野	太郎左衛門 為親	七〇〇〇〇		寛永一六年死亡
中野	孫九郎 為方	二六六〇		のち〳
中野	久兵衛 為清	六七四六		のち〳
四戸	勘之丞 義且	一〇〇〇〇		嘉右衛門、のち〳
米田	左衛門 義則	?		助九郎、のち〳



第五章 御給人制度

駒ヶ嶺 善 藏	正知	七〇〇〇	善八、本姓畠山、のち々
戸田 重右衛門	実家	三六二九	のち々
千葉 平八郎	光元	三八〇〇	のち々
三上 新 助	慶元	三〇〇〇	のち々
木村 常 陸	定成	一〇〇〇〇〇	町屋氏、のち々
畠山 甚兵衛	光元	一〇〇〇〇	浦田氏、のち々
附田 六右衛門	政秋	一〇〇〇〇	のち々
久保 清三郎	光堪	一〇〇〇〇	のち々
花松 平右衛門	祐治	一〇〇〇〇	のち々
清水目 新左衛門	清春	九三〇〇	のち々
榎林 甚九郎	正弥	八五〇〇	本姓姥名、のち々
中原 越 後	正廣	八三四八	のち々
高村 勘右衛門	兼隅	八一三〇	のち々
坂本 三右衛門	義長	六八二〇	のち々
橋本 甚四郎	為安	六六九二	のち々
工藤 右京助	常秋	六三一〇	のち々
福田 左平治	祐林	六二一〇	のち々

(以上 四一家)	三上 新助	町屋 長五郎	畠山 助三郎	西野 与助	蛭名 弥五郎	甲地 源五郎	新谷 新三郎	中岫 与次郎	野田頭 弥八	附田 七右衛門	旗屋 与五郎	千葉 甚次郎	附田 兵庫助	安部 市右衛門	貝塚 弥十郎	
	慶元	定堅	光勝		政成	根道	近則	廣定	吉甫	政為	忠茂	矩正	正道	定納	正常	
	三〇〇〇	一〇〇〇〇	五二八〇	五〇〇〇〇	?	三五〇〇	二七八二	三〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五五〇〇	五五〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	
					榎林氏、のち々	のち々	荒谷とも、のち々	のち々	のち々	本姓蛭名、のち々	のち々	のち々	のち々	のち々	のち々	のち々

註 ①『参考諸家系図』による。

②直時の家臣となった年代は人により異なり、またその記載のないものも多いので、一々掲げない。

③のち々は、のち寛文五年以降、本人またはその子・孫が御給人になったことを示す。

これらの家臣達は、それぞれ賜った知行地に居住しており、三戸城もしくは盛岡城に出仕している主君直時のもとにはおらず、城代七戸縫殿助またはその子野辺地忠左衛門の指揮下、七戸地方の治安に当たっていたものと思われる。

もっとも、以上四一家の中の木村常陸定成は、慶長六年の岩崎討伐の軍に、直時の家臣として従軍しているが、これは武芸に秀でていたためであり、むしろ例外とすべきであろう。

なおこれら、七戸隼人正直時の家臣達は、直時の跡目をついだ二代目七戸隼人正重信の家臣となり、重信が盛岡二九世の藩主の地位についたあと、いわゆる七戸御給人（郷士）という地位に変わらずことになる。

この氏名および知行高は、前掲、天和四年の『七戸御給人小高帳』とは若干その記載内容が異なるが、一応そのまましておいたから比較参照して見てほしい。

なお、別記、直時の葬儀の模様を記した「野辺送次第」の頭註に、「此節御葬送江出候者百姓斗也と云……」とあるのは不思議である。

(二) 七戸隼人正重信の採用した家臣・給人名

氏 名	知行高	摘 要
中野 金三郎 為長 高田 則吉 円藏 福士 治左衛門 光徳 氣田 市十郎 親政 駒ヶ嶺 善七 正次 大下内 新四郎 清安 立崎 嘉右衛門 助光 石橋 弥兵衛 秀継 清水目 新右衛門 清春 小山 作右衛門 忠春 藤島 治五右衛門 方門 荒木田 祐近 玉山 才次郎 秀正 佐々木 総右衛門 高行 太田 助六 秀次 鳴海 内膳 清時	百十石斗升合 五〇〇〇 一〇〇〇〇 一〇〇〇〇 一〇〇〇〇 四五〇〇 ? 三〇〇〇〇 七〇〇〇〇 二五〇〇 二五〇〇 三〇〇〇 八〇〇〇 一五〇〇〇 五〇〇〇 二〇〇〇 二〇〇〇 三〇〇〇〇	元禄三年新田給人 正保四年仕う、外に五駄、のち寛文五年給人 寛文一〇年分家給人 宝永四年戦死、給人 寛文六年七戸屋敷給人、のち享保一九年新田給人 本姓櫛引、新田給人 寛文一〇年新田給人 寛文五年給人(新田?) 給人(新田?) 新田給人 貞享三年新田給人、父勘六 貞享二年新田給人 川村氏、給人(新田?) 給人(新田?) 貞享二年新田給人 重信七戸在城時仕える、のち新田給人

第五章 御給人制度

清水目 与左衛門	為定	二五〇〇	給人(新田?)
福士源五郎	光門	三七四〇	給人(新田?)
赤沼甚五郎	照元	?	寛文中七戸屋敷給人、のち享保一九年新田給人三石
工藤与兵衛	常清	一〇〇〇〇	貞享三年新田給人
宮沢仁左衛門	則光	一〇〇〇〇	附田氏、貞享三年新田給人
中島弥五右衛門		一〇〇〇〇〇	寛文重信在城時、新田家臣、五年給人
西野半三郎		三二〇〇	天和年中新田給人
西野勘三郎	慶清	二人扶持	馬医、寛文一一年給人
苔米地角左衛門	安知	?	寛文中七戸屋敷給人、のち享保一九年新田給人三石
貝塚半十郎	正高	四〇〇〇	新田給人
中村弥五右衛門	政光	七〇〇〇	給人(新田?)
附田甚右衛門	政則	八〇〇〇	新田給人
附田六左衛門	正房	五〇〇〇	給人(新田?)
福士長作	光胤	七〇〇〇	寛文一〇年分家給人、外に切米五駄
久保与五郎	光恒	三〇〇〇	貞享三年新田給人
成田弥右衛門	茂春	一五〇〇〇	新田給人
町屋新九郎	定時	一〇〇〇〇	貞享二年新田給人

<p>町屋 長次郎 定廣          町屋 庄左衛門 定則          附田 久右衛門 正長          中村 久左衛門 茂明          中村 平右衛門 政紹          中村 藤左衛門 定勝          中村 四郎兵衛 政則          中野 長兵衛 為則          沢田 多兵衛 定光          立崎 嘉右衛門 助元          築田 重右衛門 左近          清水目 又五郎 則包          中岫 清 七 廣長          中村 長右衛門 政孝</p>	<p>三二〇〇〇          三〇〇〇〇          六〇〇〇          八〇〇〇          一〇〇〇〇          八〇〇〇          五〇〇〇          一二〇〇          三〇〇〇〇          七〇〇〇〇          三〇〇〇〇          三三〇〇          三〇〇〇          七〇〇〇</p>	<p>貞享二年新田給人          貞享二年新田給人          天和年中新田給人          貞享三年新田給人          花松氏、新田給人          給人(新田?)          兄花松平左衛門分家給人          のち寛文五年給人(新田?)          延宝三年給人(新田?)          寛文七年新田給人          貞享三年新田給人          寛文五年給人(新田?)          貞享三年新田給人          貞享年中新田給人</p>
<p>(以上 四七家)</p>		

註 ①『参考諸家系図』による。

②新田給人とは、新田開発によって給人となった者。分家給人とは、分家によって給人となった者。

新田給人？は、新田開発によって給人となったと推定されるが記載が不明確な者。

③七戸在城時に仕えた者ははじめ家臣として仕え、のち寛文五年七戸御給人となっている。

七戸隼人正重信は、先代直時の家臣またはその子孫をそのまま自分の家臣として引き受けただけでなく、新に四七家を家臣に登用した。

寛文四年末、重信が南部藩主として盛岡へ移る以前の登用は家臣としての登用であったことは論をまたない。盛岡へ移ってから後の登用は、当然に七戸御給人としての登用である。

以上により、七戸代官所設置の寛文五年の少し後の貞享年間（一六八四～一六八七）頃までの間、直時、重信の二人によって家臣団に編成され、さらには七戸御給人という家格になった者は、直時による四一家と重信による四七家、合計八八家であったことが分かる。

これらの人々は七戸代官所管内各村に在住し、それぞれの村の指導者となっていた。

以下、南部藩主三〇世行信、三一世信恩、三二世利幹、三三世利視、三四世利雄以降の時代に七戸御給人として登用された者の氏名および知行高を掲げる。

（三）三〇世行信の採用した給人名

氏名	知行高	摘	要
成田清吉茂房	百十石斗升合 五〇〇〇	元禄九年新田給人、花松平左衛門二男	

町屋長兵衛	一五〇〇	元禄年中分地給人、町屋長五郎二男
(以上 二家)		

註 ① 『参考諸家系図』による。

(四) 三一世信恩の採用した給人名

氏名	知行高	摘要
西野 半左衛門 慶宗	百十石斗升合 四〇〇〇	宝永二年分地給人、西野半三郎二男
蛭名 儀右衛門 政方	のち四〇〇〇	宝永二年給人、榎林源左衛門二男、のち長男享保一九年新田給人四石
赤沼 權 内 沼勝	のち二〇〇〇	宝永二年給人、赤沼甚五郎二男、のち長男享保一九年新田給人二石
中野 多右衛門 為朝	三〇〇〇〇	宝永元年分地、中野長兵衛四男
小原 勘之丞 弥次	のち二〇〇〇	宝永年中、小笠原右近三男
工藤 重 蔵 定光	のち二〇〇〇	宝永二年七戸屋敷給人、築田重右衛門三男、のち長男享保一九年新田給人二石
中村 主 八 政宗	のち三〇〇〇	宝永二年七戸屋敷給人、中村長右衛門二男、享保一九年新田給人三石
中村 源之助 政尹	二〇〇〇	宝永年中給人、蛭名弥五郎三男、享保一九年新田給人二石
四戸 半右衛門 慶行	七〇〇〇	宝永三年新田給人、四戸嘉右衛門三男
小原 才次郎 弥昌	のち二〇〇〇	宝永二年給人(新田?)、小笠原才次郎長男



<p>(以上 二〇家)</p>	<p>藤島 甚兵衛 方成 藤島 次郎左衛門 方則 藤島 多兵衛 方勝 千葉 庄兵衛 當元 花松 半右衛門 祐持 阿部 為親 作田 久兵衛 宣恒 作田 三九郎 忠清 花松 半右衛門 祐時 小原 新五 弥正</p>	<p>のち二〇〇〇 のち七〇〇〇 のち三〇〇〇 のち二〇〇〇 のち五〇〇〇 のち二〇〇〇 のち二〇〇〇 のち二〇〇〇 のち二〇〇〇 のち五〇〇〇 のち三〇〇〇</p>	<p>宝永二年七戸屋敷給人、藤島勘六三男方守の長男、享保一九年新田給人二石 宝永二年七戸屋敷給人、藤島勘六二男方光の長男、享保一九年新田給人七石 宝永二年七戸屋敷給人、藤島多兵衛方光の二男 宝永三年七戸屋敷給人、のち長男享保一九年新田給人二石 宝永年中七戸屋敷給人、花松平左衛門二男、のち長男享保一九年新田給人五石 宝永三年七戸屋敷給人、のち長男享保一九年新田給人二石 宝永二年七戸屋敷給人、作田村修驗三光院二男、享保一九年新田給人二石 宝永二年七戸屋敷給人、作田村修驗大法院二男、享保一九年新田給人二石 宝永年中新田、花松平左衛門二男 宝永年中七戸屋敷給人、小笠原弥晴長男、のち享保一九年新田給人三石</p>
-----------------	---	---	---

註 ① 『参考諸系図』による。

② 宝永年中採用された者の知行高等ほとんど不明。

但し、全員が親又は兄の願いによって採用されている。

③ のち……石とあるのは、主として後世享保年間新田給人となった時の知行高である。

(五) 三三二世利幹の採用した給人名

氏 名	知行 高	摘 要
中原 清次郎 正兼	百十石斗升合 二〇〇〇	正徳三年新田給人、中原平左衛門二男
中原 平 七 正道	一五〇〇	享保三年新田給人、中原平左衛門三男
高村 覺 内 慶忠	三〇〇〇	享保八年分地給人、高村金右衛門二男
工藤 三之丞 常清	三〇〇〇	正徳三年分地給人、工藤与兵衛二男
工藤 三郎右衛門 常家	二〇〇〇	正徳六年分地給人、工藤重五郎二男
西野 半 六 慶兼	二〇〇〇	享保三年新田給人、二代西野半三郎二男
福村 長四郎 吉矩	二〇〇〇	享保八年分地給人、福村儀右衛門三男
安部 六之丞 定則	二五〇〇	享保年中分地給人、安部市右衛門二男
附田 太郎右衛門 正房	のち 一五〇〇	享保六年分地給人、附田又十郎二男
附田 源五右衛門 政安	のち 一〇〇〇	享保三年分地給人、附田七右衛門二男
附田 小左衛門 則里	のち 一〇〇〇	享保六年分地給人、附田甚右衛門二男
野田頭 八十郎 吉房	五〇〇〇	正徳二年新田給人、野田頭与八郎二男
野田頭三郎右衛門 吉近	五〇〇〇	正徳三年新田給人、野田頭与八郎三男
野田頭 茂左衛門 吉明	のち 七〇〇〇	正徳六年新田給人、野田頭仁右衛門二男
鳴海 長三郎 清兼	一〇〇〇	?
浦田 平次右衛門 昌為	のち 一三〇〇〇	享保九年分地給人、浦田喜兵衛養二男

第五章 御給人制度

成田 清之丞	茂則	二〇〇〇	正德三年分地給人、成田弥右衛門二男
町屋 源八	定廣	三駄二人扶持	正德二年、町屋長右衛門二男
中村 覚内	政長	二〇〇〇	享保九年新田給人、中村四郎兵衛二男
野辺地 作太夫	慶任	五〇〇〇〇	享保二年分地給人、野辺地忠左衛門三男
立崎 七右衛門	助候	一〇〇〇〇	享保五年分地給人、立崎善六助定三男
築田 重次郎	政定	一〇〇〇〇	享保七年新田給人、築田重右衛門二男
田島 源次郎	友定	五七〇〇	？ 不詳
清水目 又作	則定	三〇〇〇	正德三年新田給人、清水目甚右衛門二男
工藤 新右衛門	助政	一〇〇〇〇	享保八年、工藤新之丞助久三男
中野 惣十郎	為好	？初七戸屋敷給人	享保二年、中野甚右衛門三男
中野 久作	為盛	二〇〇〇	享保八年新田給人、中野長右衛門二男
高田 利左衛門	則定	一〇〇〇〇	享保六年新田給人、高田覚兵衛二男
氣田 三郎右衛門	親忠	五〇〇〇	正德三年新田給人、氣田市十郎二男
佐々木 弥七郎	行友	初七戸屋敷給人 一〇〇〇〇	享保一九年新田給人、佐々木弥七郎長男
千葉 庄右衛門	胤吉	二人扶持	享保六年、千葉専右衛門二男
安部 六之丞	定則	二五〇〇	享保年中分地給人、安部市右衛門二男
川村 三之丞	秀為	二〇〇〇	享保四年新田給人、川村第三郎二男

鳴海 長三郎 清兼	一〇〇〇〇	?	分地給人、鳴海善十郎二男
駒ヶ嶺 庄之助 正定	二〇〇〇	享保三年新田給人、駒ヶ嶺善藏二男	
大下内 九伝次 正安	五〇〇〇	正徳二年分地給人、大下内新四郎二男	
(以上 三六家)			

註 ① 『参考諸家系図』による。

(六) 三三世利視の採用した給人名

氏 名	知行高	摘 要
工藤 重之助 常廣	百十五斗升合 三〇〇〇	元文五年分地給人、工藤重五郎甥
野田頭 長右衛門 吉知	三〇〇〇	享保一九年新田給人、野田頭喜平治二男
榎林 平次郎 正貞	?	享保一九年新田給人、榎林源右衛門二男
福村 弥三郎 吉兼	五〇〇〇	元文四年分地給人、福村儀右衛門三男
附田 小右衛門 政仲	四〇〇〇	享保一九年新田給人、附田甚右衛門二男
附田 小十郎 則定	二〇〇〇	享保一九年新田給人、附田小七郎二男
野田頭 重左衛門 吉元	二〇〇〇	享保一九年新田給人、野田頭八十郎二男
野田頭 伝右衛門 吉典	二〇〇〇	享保一九年新田給人、野田頭三郎右衛門二男

第五章 御給人制度

成田 弥兵衛	茂吉	初七戸屋敷給人 のち二〇〇〇	？、成田弥右衛門二男
町屋 長吉	定好	二〇〇〇	寛保四年分地給人、町屋長五郎二男
町屋 庄右衛門	定友	六〇〇〇	寛保三年分地給人、町屋庄左衛門三男
宮沢 五郎右衛門	則包	二〇〇〇	寛保二年新田給人、宮沢仁左衛門二男
沢田多一（作太）	政樹	一〇〇〇〇	元文四年分地給人、沢田太兵衛四男
立崎 久兵衛	助寅	三〇〇〇	享保一九年新田給人、立崎善六助定五男
立崎 此右衛門	助暁	五〇〇〇	享保一九年新田給人、立崎善六助定六男
田島 弥次右衛門	友繼	二〇〇〇	享保一九年新田給人、田島弥次郎右衛門二男
中村善次郎右衛門	政武	三〇〇〇	享保一九年新田給人、中村源三郎二男
四戸 久次郎	義定	二〇〇〇	享保一九年新田給人、四戸嘉右衛門二男
米田 武右衛門	義當	？	享保一九年、米田本左衛門二男
小山 作兵衛	忠正	二〇〇〇	享保一九年新田給人、小山作十郎養子
鷹山 立憲	政辺	七戸御役医 三人扶持	享保一四年、小山田利右衛門弟
※高田理七郎家		三〇〇〇	寛延二年高田五六七家より分地給人
※町屋長助家		七〇〇〇	寛延二年町屋長右衛門家より分地給人
※藤島長之助家		三〇〇〇	寛延二年藤島覺太夫家より分地給人
※藤島軍太家		三〇〇〇	寛延二年藤島丹吾家より分地給人

※四戸伊之助家	二〇〇〇	寛延二年四戸等八家より分地給人
※中村弥蔵家	二〇〇〇	寛延三年中村乙蔵家より分地給人
※中野八郎家	一〇〇〇〇	寛延四年中野宇右衛門家より分地給人
(以上 二八家)		

註 ①※印の分は幕末頃の『七戸御給人身帶書上帳写』により、他は『参考諸家系図』による。

(七) 三四世利雄以後採用された給人名

氏 名	知行高	摘 要
※富士義八家	百十石斗升合 一〇〇〇〇	宝暦六年富士儀八より分地給人
※大下内直之進家	一〇〇〇〇	宝暦一二年大下内福治家より分地給人
※町屋治家	三〇〇〇	明和七年町屋久米治家より分地給人
盛 田 喜右衛門 廣治	一五〇〇〇	安永四年与力、翌五年五〇石で給人
※附田与傳治家	二〇〇〇	安永五年附田伊八郎家より分地給人
※花松平作家	一五〇〇	安永六年花松平左衛門家より分地給人
※附田右平太家	三〇〇〇	安永九年附田岩松家より分地給人
※千葉軍蔵家(甚之丞)	三〇〇〇	天明二年千葉専右衛門家より分地給人

※清水目權之助家 盛田喜十郎 楨長庵 盛田栄之進 ※沢田勇治家	二〇〇〇 二〇〇〇〇 五二九七八 九〇〇〇 二人扶持	天明三年清水目長左衛門家より分地給人 天明四年盛田喜右衛門より分地給人 文化三年、外に薬種代五貫文、給人 文化四年盛田喜右衛門より分地給人 天保二年
(以上 一三家)		

註 ①※印は前同断『七戸御給人身帯書上帳写』により、他はそれぞれの家文書によった。

以上各年代に採用された七戸城下の家臣および七戸御給人の氏名、知行高、人数等を見てきたが、幕末時、七戸代官所管内には一体どの程度の人数の御給人がいたであろうか。以下にこれを掲げる。

(八) 文久元年(一八六一)七戸御給人身帯書上

知行高	氏名	摘要
百十石斗升合 一〇一六四三	野辺地 弘志	
五二五九九	高田 和治助	
五三〇九〇	中野 宇右衛門	
四八五八〇	工藤 祐右衛門	
百十石斗升合 七七三三六	立崎 堅之助	
三三〇〇〇	町屋 七郎右衛門	
五三〇五三	中嶋 弥六	
八四四四二	中野 太右衛門	

五五八五八	盛田 勇 司
五二九七六	榎 長 庵
三〇〇〇〇	築田 重 太
二四〇〇〇	西野 廣 治
五〇七三四	高田 圓 藏
二〇〇〇〇	鳴海 長次郎
二六二五八	太田 弥 藏
五七九六九	盛田 弓 太
二七六八七	米田 武右衛門
三五五五五	福士 慶 作
一八〇〇〇	町屋 忠太郎
五〇三六二	工藤 龍 太
四九五二二	大下内 福 治
一四六〇〇	中野 福 弥
一三五〇〇	花松 平左衛門
一五〇〇〇	町屋 弥五右衛門
一二〇〇〇	千葉 専右衛門

一二〇〇〇	千葉才 藏
一〇〇〇〇	久保左 忠太
一〇〇〇〇	附田 其右衛門
一九五九九	米田 文 助
一〇〇〇〇	四戸 角之進
一〇〇〇〇	成田 弥右衛門
一〇〇〇〇	沢田 良 助
一〇〇〇〇	鳴海 長 助
一〇〇〇〇	宮沢 仁左衛門
一〇〇〇〇	中村 専右衛門
一〇〇〇〇	町屋 新左衛門
一〇〇〇〇	築田 友 八
一〇〇〇〇	工藤 喜三太
一〇〇〇〇	沢田 元 八
一〇〇〇〇	福士 儀 八
一〇〇〇〇	立崎 善 七
一〇〇〇〇	大下内 直之進



第五章 御給人制度

七〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇	一二〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇	一一〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八五〇〇	八三四八	九〇〇〇	九〇〇〇	九七九二	一〇〇〇〇
町屋長助	附田源八	中村長治	町屋勝右衛門	工藤旅之助	高田五六七	中村弥藤治	駒嶺修達	藤島勘六	中村五郎	町屋甚助	榎林儀太夫	中原平左衛門	町屋勝之助	清水目長左衛門	橋本甚之助	浦田寛平	
五二八〇	五二八〇	五五〇〇	五七〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六一〇〇	六二〇〇	六二〇一	六五〇〇	六七〇〇	六八二〇	八二四二	
高村喜之助	浦田与一右衛門	千葉蔵之助	田島直右衛門	町屋長蔵	附田磯右衛門	貝塚伝助	榎林周助	三上軍作	中村乙蔵	川村權左衛門	阿部伊右衛門	福田文蔵	中岫理作	中野但見	坂本伝助	福士源五郎	

五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	六〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	二一八七七	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	七〇〇〇〇	五〇〇〇〇
福村市左衛門	氣田勇作	大下内孫右衛門	野田頭權治郎	野田頭弥助	矢崎重作	旗屋長太	成田熊太郎	中野軍七	荒木田甚兵衛	附田又助	川村新兵衛	野田頭權藏	附田与茂八	四戸等八	野田頭茂助	中村重藏

八三一五	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三二〇〇	三三一〇	一一〇二五	三六二九	一五八〇〇	一二二〇〇	一〇〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	七五〇〇	一〇〇〇〇
久保十藏	中岫治太郎	矢崎文治	高村官右衛門	清水目甚右衛門	工藤長兵衛	中岫長藏	戸田勘助	千葉勘之丞	西野半治	附田伊八郎	貝塚宇平太	西野平助	森田重兵衛	附田茂弥太	氣田猿藏	附田善太郎	

第五章 御給人制度

二五〇〇	二五〇〇	二六六〇	二七八二	三〇〇〇	三五〇〇	四二〇〇	一三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
石橋長六	清水目藤作	中野小兵衛	荒屋佐太郎	工藤周助	中村左忠太	佐々木金之丞	浦田蔵太	千葉軍蔵	町屋長治	高田理七郎	工藤与七	工藤力之助	清水目又右衛門	森田民之助	成田左助	小山直衛
一〇〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	九一四六	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二五〇〇	二五〇〇
附田福蔵	花松平七	中原長之助	町屋金弥	清水目条助	中村弥蔵	四戸金平	成田文治	中野宇平太	福村長左衛門	川村弥太	駒嶺長助	西野文吉	中原九兵衛	町屋茂平太	甲地嘉右衛門	阿部宇之助

五〇〇〇	三〇〇〇	五〇〇〇	三〇〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇	五貫文	一八〇〇	二二一二	二〇〇〇	一一九二	一三八一	二人扶持	三〇七五	一〇〇〇	五九五〇	二〇七三八
榎林平太	中村勘右衛門	立崎儀助	立崎久太郎	花松子之丞	佐々木其馬	榎長庵	鷹山立益	工藤重内	小原熊蔵	小原文太郎	小原新左衛門	沢田周助	小山喜代太	中野八郎	野田頭周平	盛田左右助

二〇〇〇	二〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	二〇〇〇	三〇〇〇	二〇〇〇	三〇〇〇	二〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
橋本文治	四戸伝平	藤島長之助	佐々木福弥	立崎友七	苦米地伊右衛門	中村長助	中村權四郎	附田与左衛門	野田頭六兵衛	野田頭三之丞	蛭名源八	藤島覺太夫	附田千太郎	附田右平太	藤島軍太	佐々木福弥

二 御給人数の変動

註 『七戸御給人身帯書上帳写』(筆者蔵)による。

六七〇七四	右の外に	瑞龍寺
九一五三	沢田勇司	
一五〇〇	甲地善之助	
二〇〇〇	附田与伝治	
二〇〇〇	宮沢新左	
二〇〇〇	駒嶺善之助	
二〇〇〇	田島長助	
二〇〇〇	千葉長之助	
二〇〇〇	作田市左衛門	
二〇〇〇	藤島五郎	
二〇〇〇	赤沼吉之助	
二〇〇〇	作田庄左衛門	
二〇〇〇	阿部又兵衛	

(以上 一九〇名)	六七三三	慈性院
	五四四二	為生院
	一〇〇〇	神明別當 行寶院
	三五〇〇	観音別當 普明院
	三〇〇〇	稻荷別當 正法院
	五〇〇〇	観音別當 日光院
	一二五〇〇	新山別當 大徳院
	一〇〇〇〇	八幡別當 立光院
	一人扶持	御霊屋守 休圓
	二〇〇〇〇	青岩寺
一二〇〇〇	金剛寺	

江戸時代の七戸御給人の人数を記した記録は数種類ある。しかし、その記載様式が時代により、あるいはそれを作成した人により異なるので、人数の変遷を簡単に知ることは困難であるが、左に元文三年（一七三八）と推定される『七戸在々御給人知行所出物諸品境書上』と明治二年（一八六九）調査の『七戸御給人身帯書上』とによってその変遷をみてみよう。

明治二年調査のそれは、明治維新前後の七戸御給人の身帯高を記したもので、この種のものでは最も最後のものであり、確度の高いものである。

従ってこれにより、人はその子孫を尋ね、あるいは子孫の者はその先祖をさがすことも出来るであろう、と思われるので、まず、その氏名および身帯高を掲げよう。

(九) 幕末七戸御給人身帯書上（明治二年記）

氏 名	知 行 高	摘 要
野辺地 弘 志	百十石斗升合 七六二二三	
高 田 和 治 助	五二五九九	内二〇石古来新田
中 野 宇 右 衛 門	五三〇九〇	内四〇石古来新田
工 藤 祐 右 衛 門	四八五八〇	内五駄現米、三〇石古来新田
立 崎 堅 之 進	七七三三六	内四〇石現米
中 野 太 見 人	八四四四二	内二五石四斗古来新田

第五章 御給人制度

高田圓藏	五〇七三四	内一〇石古来新田
工藤隆太	五〇三六二	
盛田勇司	五五八五八	内六石御金方
榎篤玄	五二九七六	外に五貫文
盛田弓太	三八六四二	
中島弥六	三九七九〇	
町屋七郎右衛門	三三〇〇〇	内三石古来新田
築田勇之進	三〇〇〇〇	
西野新右衛門	三駄二人扶持	外ニ六石古来新田(二四石とも)
鳴海長次郎	二〇〇〇〇	古来新田
太田庄右衛門	二六二五八	内二〇石古来新田
米田要右衛門	二七六八七	
福士啓作	三五五五五	
町屋忠太郎	一八〇〇〇	
大下内敬助	四九五二二	
中野福弥	一四六〇〇	
花松清右衛門	一三五〇〇	内五石古来新田

町屋 弥五右衛門	千葉 軍助	千葉 才藏	久保 左忠太	附田 其右衛門	米田 茂登馬	四戸 才太郎	成田 福助	澤田 長之助	鳴海 善藏	宮沢 金之丞	中村 専右衛門	町屋 勝弥	築田 友八	工藤 才右衛門	澤田 元八	福士 儀八
一二〇〇〇	一二〇〇〇	一二〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一九五九九	五〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
外三三石野竿高、古来新田(計一五石)	古来新田						古来新田	古来新田	古来新田	古来新田	古来新田		古来新田	古来新田	古来新田	古来新田



第五章 御給人制度

立崎忠八	一〇〇〇〇	現米
大下内直之進	一〇〇〇〇	古来新田
浦田寛平	一〇〇〇〇	内二石金方
橋本甚之助	九七九二	
清水目新左衛門	九〇〇〇	内五石七斗古来新田
町屋八十助	九〇〇〇	古来新田
中原平左衛門	八三四八	
榎林儀太夫	八五〇〇	
町屋甚助	八〇〇〇	
中村五郎	八〇〇〇	古来新田
藤島勘六	八〇〇〇	古来新田
駒ヶ嶺又左衛門	一一二八	
中村弥太	七〇〇〇	古来新田
高田他人	七〇〇〇	古来新田
工藤旅之助	七〇〇〇	古来新田
町屋勝右衛門	一二一四	内七石古来新田
中村長治	七〇〇〇	古来新田

千 葉 藏 之 助	田 島 直 右 衛 門	町 屋 長 藏	附 田 磯 右 衛 門	貝 塚 傳 助	榎 林 周 作	三 上 軍 作	中 村 留 之 丞	川 村 權 左 衛 門	阿 部 伊 右 衛 門	福 田 文 藏	中 嶋 理 作	中 野 但 見	坂 本 傳 助	福 士 源 五 郎	町 屋 長 助	附 田 健 太 郎
五五〇〇	五七〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六一〇〇	六二〇〇	六二〇一	六五〇〇	六七四二	六八二〇	八二四二	七〇〇〇	七〇〇〇
			古来新田			内三石古来新田								内一石二斗野竿高、三石古来新田	内二石古来新田	古来新田

第五章 御給人制度

浦田与一右衛門	五二八〇	
高持喜之助	五一三〇	
中村丹治	五〇〇〇	古来新田、外二三石野竿高(計八石)
野田頭茂助	五〇〇〇	古来新田、外二二石野竿高(計七石)
四戸等八	五〇〇〇	古来新田
附田与茂八	五〇〇〇	
野田頭權藏	五〇〇〇	
川村熊藏	二一八七七	
附田久助	五〇〇〇	
荒木田甚兵衛	五〇〇〇	古来新田
中野軍七	五〇〇〇	
成田熊太郎	五〇〇〇	古来新田
旗屋長右衛門	五〇〇〇	
矢崎平内	五〇〇〇	古来新田
野田頭岩太	五〇〇〇	古来新田
野田頭權右衛門	五〇〇〇	古来新田、外二三石野竿高(計八石)
大下内源治	五〇〇〇	古来新田

矢崎文六	高村官右衛門	清水目八之助	工藤長藏	中岫健之助	戸田勘助	千葉勘之丞	西野半治	附田伊八郎	貝塚平助	西野平助	森田重兵衛	附田長太郎	氣田忠太	附田善助	福村市左衛門	氣田勇作
三〇〇〇	三〇〇〇	三二〇〇	三三一〇	一一〇二五	三六二九	三八〇〇	二三六一四	三〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四五〇〇	一〇〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇
	(一本戸田覺右衛門)			内三石五斗古来新田	(一本戸田甚助)	外二二人扶持(計七石八斗)	外二七石野竿高(計一〇石)	外二七石野竿高(計一〇石)	古来新田	古来新田	古来新田	古来新田	外二七石野竿高(計七石五斗)	内三石野竿高	内三石古来新田	古来新田

第五章 御給人制度

中村茂平	荒屋左太郎	工藤紋吉	中村左忠太	佐々木新左衛門	浦田八十助	千葉治郎助	町屋長治	高田理七郎	工藤与七	工藤理平	清水目又右衛門	森田民之助	成田元八	小山直衛	久保十蔵	中岫治太郎
二六六〇	二七八二	二〇〇〇	二〇〇〇	二二〇〇	二〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	八三一五	三〇〇〇
			外ニ一石野竿高	古来新田、外ニ一石野竿高(計三石)	外ニ二石野竿高(計四石二斗)	外ニ一石新田(計一三石)	古来新田	古来新田	古来新田	古来新田	古来新田	古来新田	古来新田	古来新田	内三石古来新田	古来新田

町屋文治	清水目條助	中村弥藏	四戸福太郎	成田善七	中野宇平太	福村直治	川村弥太	駒嶺長助	西野文吉	中原貞助	町屋茂平太	甲地賀八	阿部宇之助	石橋長六	清水目藤作	清水目三太
------	-------	------	-------	------	-------	------	------	------	------	------	-------	------	-------	------	-------	-------

一五〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	九一四六	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二五〇〇	二五〇〇	二五〇〇	二五〇〇	二五〇〇
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

			内二石古来新田	古来新田	古来新田	古来新田	古来新田	古来新田	古来新田	古来新田		内一石古来新田				
--	--	--	---------	------	------	------	------	------	------	------	--	---------	--	--	--	--

第五章 御給人制度

中原長之助	一五〇〇	古来新田
花松平作	一五〇〇	
附田与八	一〇〇〇	
成田左右助	二〇七三八	内六石御金方、一二石七斗六升八合新田
野田頭周平	六〇〇〇	
中野八郎	一〇〇〇〇	
小山喜代太	三七〇五	
小原新左衛門	一三八一〇	
小原友弥	一九二一	
小原熊藏	二〇〇〇	
工藤重内	二二一五	
沢田勇司	四〇〇〇	外二五石一斗五升三合野竿高(計九石一斗五升三合)
花松子之丞	一〇八四三	
附田千太郎	六〇五八	
中村權四郎	三〇五一	
苦米地伊右衛門	四七四二	
中村長助	三八〇七	

附田右平太	藤島長之助	佐々木福弥	中村福治	立崎友七	野田頭六兵衛	中村勘右衛門	藤島他宮	蛭名源八	榎林平太	立崎儀助	佐々木其馬	野竿新田御給人	鷹山立益	外に	以上一五九人
三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇	野竿新田御給人	一八〇〇〇	外に	
													御役医		



第五章 御給人制度

野田頭	平	蔵	二〇〇〇
附田	与五郎		二〇〇〇
四戸	傳平		二〇〇〇
橋本	文治		二〇〇〇
阿部	忠吉		二〇〇〇
作田	庄右衛門		二〇〇〇
赤沼	吉之助		二〇〇〇
藤島	五郎		二〇〇〇
作田	市左衛門		二〇〇〇
千葉	長兵衛		二〇〇〇
田島	長助		二〇〇〇
駒ヶ嶺	定之助		二〇〇〇
宮澤	新左		二〇〇〇
附田	与傳治		二〇〇〇
甲地	喜之助		一五〇〇
以上	二七人		
総計	一八七人	外に御同心	一〇人

二石とあり

次に、七戸御給人数量遷表を掲げる。

第三表 七戸御給人数量遷表

石高	人数
一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一	(元文三) 一七三八
一 一 一 一 一八 一 九 六 九 一六 八 二四 三一 五	(明治二) 一八六九

石高	人数
三三 三〇 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二〇 一九 一八 一七 一六 一五	(元文三) 一七三八
六 一 一 一 四 一 一 一 四	(明治二) 一八六九

計	石高	人数
八四 七七 七六 五五 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四〇 三九 三八 三五	(元文三) 一七三八	(明治二) 一八六九
一五九	一 一 三 三	
一八七	一 一 一 一 二 二 一 一 一 一 一	

註 元文三年『七戸在々御給人知行所出物諸品境書上』、明治二年『七戸御給人身帯書上』による。

この表を、前掲『七戸御給人小高帳』天和三年亥二月一〇日、ないし天和四年のそれ、および『七戸隼人正直時家臣』と比較してみると、初期の七戸御給人数は四一人ないし五五人前後であったから、おおむね幕末迄の間に三倍から四倍近くまでその人数が増大していることがわかるが、元文三年から幕末までの変遷の概要をつかむために、この表をさらに書き直してみると

石高	人数	元文三年	明治二年
五石以下	八四人(五二%)	九三人(四九%)	
六石～一〇石	四三人(二七%)	五七人(三〇%)	
一一石～二〇石	一五人(九%)	一六人(八%)	
二一石～三〇石	九人(五%)	六人(三%)	
三一石～四〇石	三人	四人	
四一石～五〇石	三人	四人	
五一石～八四石	二人	七人	
計	一五九人	一八七人	

ということになり、この一三〇年間に総人数は二八人増大しているが、依然として知行高一〇石以下の者が七九パーセントを占め、零細御給人が多いこと、従って知行地の全体を手作りしている御給人の比率も、元文三年

時の七九パーセント（後述第四節参照）とあまり変わっていないであろうことが推定され、御給人の性格にはほとんど変化がみられないということが出来よう。

三 南部藩御給人制度の中における七戸御給人の位置

南部藩の各通にはそれぞれ御給人が配置されているが、歴史的事情および支配上の必要度により、その人数にはかなりの差等が見られる。七戸御給人数の変遷については既に見たが、これを他と比較することにより、南部藩御給人制度の中で七戸御給人がどういう位置を占めていたかをみてみよう。

第四表 南部藩御給人数の変遷表

文久頃 (1861 ～)	天保二 年 (1831)	元文三 年 (1738)	年 次	通
三	一七	一	三	戸
一	一	一	花	卷
一	一	一	七	戸
六			上	田
			飯	岡
			向中野・見前	
一			徳田・伝法寺	
七	四	三	日詰・長岡	
四			八幡・寺林	
三	一		二子・万丁目	
二	一		安俵・高木	
九	三		鬼柳・黒沢尻	
五			雫	石
三	六		沢	内
三	一		大	迫
四	三	二	大	槌
八	四	二	宮	古
六	三		野	田
一	三	二	沼 宮	内
四	四	一	福	岡
三	四	二	五	戸
三	三	一	野 辺	地
九	三	〇	田 名	部
五	三	二	花	輪
	三	一	毛 馬	内
			大	更
			厨	川
			計	
三三三	七六〇	三二	摘	
質」による	所給人の制	『盛岡藩の	要	
	の展開と特			

これによれば、元文三年（一七三八）の頃、南部藩の御給人は三戸通・七戸通・五戸通・野辺地通・田名部通等、盛岡以北の、いわゆる奥郡に圧倒的に多く配置されていたことがわかる。

奥郡に御給人層の配置の多いのは、一つには城下を遠く離れた奥郡を支配するのに、地方行政機構の整備が必要であったためであるが、今一つは、中世南部氏の支配様式の伝統の名残りであろう。

中世南部氏の城下町は三戸であり、一方七戸は有力な支城があり、寛文四年（一六六四）末迄南部重信が在城するほど重視されたところである。

城下が三戸から盛岡に移り、重信が南部藩二九世として七戸を去ったあと、三戸と七戸には、盛岡へ移らない旧臣が多数残された。これらの者がいわゆる在々御給人となったことはすでに示した通りである。

元文三年、七戸の御給人数一六三名は、当時の南部領御給人数三六一人の四五パーセントにも当たり、断然これを圧しているのはこの二つの理由によるものである。

花巻が城下に比較的近いにもかかわらず、その御給人数が多いのも、花巻が中世以来南部氏にとって枢要な地位を占めていたからであり、第二の理由に基づくものである。

江戸時代後期に至り、南部藩の総御給人数は著しく増大した。そして、三戸・五戸・野辺地・田名部通の御給人数も大きく増加したが、七戸通の御給人数の増加はそれほど大きくはなかった。

これは、七戸通の御給人は寛文四年末以降急速に増大し、この表の最初に出てくる元文三年頃には、ほぼ許容し得る御給人数の限界近くに達していたためであろう。

一口にいえば、七戸通の御給人の発生と発展が早く、他の通のそれは遅かった、ということになる。

#### 四 七戸御給人の筆頭の家格

七戸御給人には知行高の上下はあっても、特に藩士に見られるような身分の上下は無かった。

但し、七戸氏の一族もしくは南部氏の家臣で功績が顕著であった家柄の野辺地・高田・工藤・立崎の四家は、盛岡城御本丸御広間御番頭の家柄として遇せられ、たとえ、これら四人の知行高以上の知行高を有する御給人が出たとしても、その席次は立崎氏の次とされた。

この旨を明記した文書が、高田家に残っているので、左にこれを掲げよう。

野辺地家は、初代七戸縫殿助直次が七戸隼人正直時の伯父であり、直時が七戸城主を命ぜられた時、これに従って七戸へ来り、城代を勤め、二代野辺地忠左衛門慶次が七戸代官を勤めた由緒ある家柄であり、高田家は、初代土岐大和助則基が津軽石川城主南部高信に仕えて軍功あり、高田城主として活躍し、二代目高田善助則忠が天正一八年（一五九〇）の津軽の乱の時、浪岡城代南部政信の息女を奉じて三戸に乱を逃れ、のち同女が七戸隼人正直時に嫁入りした時、同女の御付人として七戸へ来たという功績顕著なる家柄である。

工藤氏は南部氏以前にこの地を領した工藤氏につながる中世以来の名族の一人と考えられ、立崎氏もまた中世以来の豪族の後と考えられる。

これらの事情により、以上の四家は七戸御給人中筆頭の家柄として遇せられたのである。

御本丸御広間御番頭家柄ニ候之間、御給人之内々以来、右々身帯高増ニ相成候而茂、立崎堅之助次座被仰付候間、此旨相心得可申旨被仰出。

未ノ四月

右之通被仰出候旨、御側御目付米内此面殿達之趣、非番御代官今洸半九郎殿々勤番江苅内寛尔殿<sub>江</sub>申来候ニ付、寛尔殿前四人<sub>江</sub>被仰渡。

依之後年見含之ため御用番々写望来之、尤御代官御聞届ニ而申請之。

弘化四年未四月十日

高田 善八郎 ㊦ 控之

### 第三節 御給人の機能

このような御給人は在郷に居て、一体どのような機能・職責を果たしていたであろうか。

野辺地 民 太

高田 善八郎

工藤新五右衛門

立崎 堅之助

一口にいうと、それは知行地を与えられていることの代償として“軍役”を果たすことであった。御給人が軍役を果たさなければならぬ、という義務づけは、御給人が交付される「知行状」と「知行新田百姓小高帳」の末尾に明示されていた。左に「知行新田百姓小高帳」（工藤正六家文書）によってそれを示そう。

（表紙）

弘化四年六月 被遣知行新田百姓小高

北郡 大沢田村 同郡 深持村

同郡 法量村 同郡 三本木村

（本文）

被遣知行新田百姓小高 北郡 大沢田村

一 四斗三升三合	与 治	一 三石壹斗五升三合	三 六
一 三斗四升	作之丞	一 壹石六升	喜 助
一 壹石三斗七升	七之助	一 壹石貳斗七升五合	太 郎 作
一 七斗壹升七合	又 四 郎	一 壹石五斗八升三合	巳 之 助
一 壹斗七升五合	太 郎 吉		
ノ 拾石壹斗六合			

同郡 深持村



第五章 御給人制度

一	三升	長之助	一	七升七合	市右衛門
一	八斗五合	右衛門太	一	五升五合	金右衛門
一	三斗壹升	助 藏	一	三斗壹升	助 八
同郡 三本木村					
✓	四石四斗七升壹合				
一	八斗五合	市右衛門			
一	五斗九升五合	金右衛門	一	四斗三升壹合	助 藏
一	三斗三升八合	作右衛門	一	四斗四升三合	半右衛門
一	六升	長之助	一	壹斗三升七合	助 八
一	七斗壹升四合	三 七	一	七斗七合	三九郎
一	九升七合	右衛門太	一	壹斗四升四合	權 助
同郡 法量村					
✓	四石壹斗七升六合				
一	貳斗六升八合	瀨兵衛	一	壹斗九升八合	弥右衛門
一	六斗壹升	丑之助	一	貳石壹升八合	助 太
一	壹石壹升九合	久 作	一	六升三合	久次郎

ノ 壱石五斗八升七合

高合 貳拾石三斗四升

右者、其方儀弘化二年依願、七戸通右村々ニ而、新田野竿高貳拾石壱斗六升被下置候之所、披揃候付御改被成下、過高茂有之候ハ、被下度旨、先達而申上、願之通被仰付、当春為御檢地、杉村兵藏、兼平金平被遣、改過高共右之通被下置、被下来候地形三拾石貳斗貳升江合御加、都合五拾石三斗六升江合被下候。全令知行、御軍役可被相勤者也

弘化四丁未歲六月

在江戸

栃内 讚岐 ⑩

向井 大和

横澤 兵庫 ⑩

戸澤 駿河 ⑩

榎山 帶刀 ⑩

花輪 伊豆 ⑩

毛馬内 典膳 ⑩

七戸御給人工藤龍太とのへ

軍役とはいうまでもなく軍事上の課役のことである。

御給人がどのような軍役を課せられるかは直接これを規定したものは見当たらないが、色々な資料により、おむね次のようなものであったことがわかる。

- 一 代官所役人としての職責
  - 二 治安の維持および有事の際の護りに任ずること
  - 三 学問と武芸に励むこと
  - 四 新田開発その他の産業開発に勉めること
- 以下これらについて簡単に記そう。

一 代官所役人としての職責

嘉永二年（一八四九）正月現在の七戸代官所の役職については既述した。（第四章第三節：『小市文書』）  
代官所の職制については『公国史』中『官職志』に記載がある。それによると、その職制は各代官所の特質に  
応じたもののように一様ではない。

『官職志』には、七戸通代官所の職制を、御代官二人、下役二人、牛馬役Ⅱ所給人二人、御境役Ⅱ所給人二人、御山出下役Ⅱ所給人一人、御側大豆御用懸Ⅱ所給人二人、御代物御貸付御用懸Ⅱ所給人一人としており、『小市文書』七戸代官所職制に比し、はるかに小規模である。

『岩手県史第五巻近世篇2』は、この『官職志』中の職制を、天保一五年（一八四四）の代官所の職制改革以前のものとしている。

そうだとすると、『小市文書』記載の職制は、天保の職制改革後、七戸代官所の機構が大きくなった直後の嘉永二年（一八四九）の状況を記したものだということになる。

しかし、左に掲げる七戸御給人中島伊左衛門、ならびに盛田弓太の略歴が示すように、天保一五年以前の七戸代官所の職制の中には、『官職志』には記載されておらず、『小市文書』に登場している御山奉行・御蔵手伝・魚粕御買入御用懸・御武具掛・御野馬役等の官職があったことは明確であるから、当時社会政治経済情勢の変化に伴い、『官職志』に記載のない官職が地方代官区の実情に応じて設けられており、その結果『官職志』を改訂する必要に迫られ、天保一五年の改革となったものであろう。つまり天保一五年の改革は地方の実情に応じたものであったのである。

中島伊左衛門勤役表（天間林村 『中島家文書』）

天保 三・ 四・ 八 御山奉行・御境役

天保 四・ 七 御蔵手伝

天保 八・ 九・二八 下御役

天保一〇・一一・二五 御山奉行・御境役

天保一一・ 六・一二 御蔵手伝、御山奉行・御境役兼帯

天保一一・一〇・一六 御側御買大豆御用懸、ざる田影津内通用水御普請懸、御山奉行・御境役・御蔵手

伝兼帯

天保一三・七・一二 牛馬役、但シ従前の持役はそのまま兼帯

天保一三・一一・一〇 魚粕御買入御用懸、但シ従前の持役はそのまま兼帯

盛田弓太略歴 (『御城盛田家文書』)

天保 六 御用見習

天保 九閏四 御武具掛、大豆掛

天保一〇・五 下役

天保一二 牛馬吟味役

天保一五・一一 御野馬役

いずれにせよ、嘉永二年の頃、七戸代官所の役人として登用された御給人は四〇数人に上るから、七戸御給人の約三分の一が七戸地方の行政組織の中の役職についていたことになる。

さて、七戸代官所のこれらの官職の内容はどのようなものであったろうか。

その全部については記載する資料に乏しいので、その主なるものについて述べてみよう。

(一) 下 役

下役は代官の補佐役である。はじめの頃は在々御給人ではなく藩士がこれに任用されたが、のちには在々御給人がこれに任用されるのが通例となった。

代官は交代制で盛岡から派遣されたが地方の実情にいくらか慣れてきたかと思うと、もう任期が終わって盛岡へ帰らなければならなかった。

従ってその補佐役である下役は管下全般の事情について精通し、代官の治績が上るようになることが必要であった。代官の治績が上るか否かは、下役の働き如何に依ったといっても過言ではなかった。

それだけ下役の仕事は重く、実質上の最高権威者といってもよかった。

その重且つ大なる仕事を自覚して、立派に補佐役としての勤めを果たした下役ももちろん多かったが、時には権威に溺れ、専横のふるまいをする者もあった。

これでは藩の権威も代官所の秩序も保たれない。そのことを恐れた藩は寛保元年（一七四一）、そのような下役は糺明を経ず、早速交代させるよう代官に指令を発している。しかし、そのような事態は根絶出来なかったらしく、ほぼ同文の指令が安永三年（一七七四）、文政八年（一八二五）の両度にわたって出されている。

次に安永三年二月一日に出された全文を掲げよう。（『藩法集9の南部藩上』『御家被仰出』三一九ページ）

#### 諸御代官

御代官下役之者ハ、不依何方、所居之者ニテ数年相勤来候事故、其所下々模様委細存居可申処、時として從御上被仰出候筋を取捨ニいたし、所不案内者之様成取扱有之、或ハ心得違之下役も有之候て、下々之儀御代

官え具ニ不申聞事も有之様相聞得候。

然共、数年来勤来候功者之下役共故、嚴密之取捌も如何と致用捨候て、其分ニ打過候御代官も有之様相聞得候。

以来、表を粧、内々不律儀成下役も有之候ハ、急度不及糺明、早速取替、吟味之上実躰成者可申付候。此段少も遠慮不仕、取斗可申候。

右之通、寛保元年五月被仰出候之処、数年ニ相成自然と相弛、心得違之者可有之哉、依之、尚又被仰出候。此旨得と相心得、心得違之者も於有之は、無遠慮取替可申旨被仰出。

下役の任期は特に定めが無かったものと思われ、盛田周左衛門は、文政十一年（一八二八）六月から、天保四年（一八三三）七月、病氣辞任するまで満五年間その職にあった。

## （二）御山奉行

御山奉行は山林・原野の多い地方の代官所に置かれた。山林は、南部藩の産金収入減少後の重要な財政収入の源であったので藩は、植林と撫育管理に力を注いだ。

その林政の先頭に立ったのが御山奉行である。御山奉行は常々藩有林を見廻り、藩境に異常がないか、山が過伐になっていないか、伐採後の植林が適<sup>確</sup>に行われているか、手入れが行き届いているか、盗伐はないか、水の目林（水源涵養林）がよくその機能を果たしているか等を調査し、手段を構じ、山林が繁茂するように勉めるとともに、野火や山火事がおこらぬよう村民に注意し、お蔵地・知行地に植林適地があり、且つ希望者がある時に

は積極的に植林することを奨励し、街道筋の並木も風致を害わぬよう管理するのがその職務内容であった。

このようにその職責が重大であったので御山奉行は少なくとも下役、時には代官と同格とされた。

これらの仕事のうち、一番重要な仕事は、春秋二回の大廻りであった。

大廻りとは、御境役（御境方）と共に往う藩境地帯の異常の有無の見分の仕事であった。

次に、年代不詳であるが江戸時代末期、御山奉行浦田直右衛門が御境方と共に大廻りした時の報告書があるので掲げよう。（『中島家文書』）

前欠：昼、津軽御境大坪頭七丈高森八高田大嶽之後駒形嶽之間見通シ御場所右之間、田代川湯崎之方見分、

右七丈高森と段々津軽御境筋七丈か平罷通、大坪之内西野沢頭□か峠通り三階滝通、柁沢長根一宿。

同三日出立、どろかい丸山罷通り、鍵懸昼へすび山三角山仙台沢頭通越渡新坊長根一宿、同四日出立、西ノ

嶺北ノ又御境見分、津軽野辺地七戸三方境烏帽子嶽之下通赤石倉右ハ野辺地小境見分、同日上板橋付一宿、

同五日七戸江着仕候。

此段書上申候。以上

午ノ四月

御山奉行	浦田直右衛門
御境方	川村市郎右衛門
同	鳴海長左衛門
同	町屋倉右衛門



毛馬内 名 張 殿  
八木橋 孫左衛門 殿

同  
清水目 新左衛門  
下役御用名代 米田 勇 助  
八木橋孫左衛門名代 中島 伊左衛門

前書申上候通、津輕御境目右之通人数廻シ候所、御境目通相替儀無御座候。此段御訴申上候。以上

午ノ四月十五日

毛馬内 名 張 印

御係七戸

御用懸衆中

右之通相認、御勘定所へ尅通差上

此度津輕御境目為見分御廻シ被成候ニ付、私共御境目通見届、出入無御座候ニ付所々番木<sub>江</sub>書付申候。猶又相守候御古人共<sub>江</sub>も申含候所、相違無御座候。以上

午ノ四月

同 断

同 断

前書之通、津輕御境目、前々々相廻来候所無相違相廻申候。

此段御訴申上候。以上

午ノ四月

御 代 官

御 係

同 断

右同様御勘定所へ巻通上

前の部分が欠落しているので、はっきり分からないが、これは山中三泊四日の調査であったようで、その苦勞のほどがしのばれる。

なお、続いて同人数でもって、二泊三日の日程で、津輕・七戸・五戸境の見分もしている。

これらの見分に際しては、多数の手伝い人足を必要としたことはいうまでもない。

(三) 牛馬吟味役

まず、資料を掲げよう。

口 上 之 覚 (『御城盛田家文書』)

私儀此度牛馬吟味役被仰付候儀ハ近年此元馬事猥ケ門敷相成、不心得之者有之、向後為御締被仰付候ニ付而ハ、吟味御締ニ相成候諸事勤方能々相考、心付之分、無他事、ケ条書伺書を以、早俄取申上候様、其筋御沙

汰之趣牛馬定役川守田伝、荒木田善助、八木橋良八、上順武左衛門より申参候。

依之、重疊恐多申上様ニ奉存候得共私儀馬事都而不案内之者ニ御座候得ハ、諸事御締方ニ可相成程之儀存付候様茂無御座候得共、心付之分ハ一円不申上候而ハ、却而恐入候間左ニ奉申上候。

一、牛馬ニ付、兼々敵數被仰出候儀茂有之候得ハ、一統心得居候事故、全御制法相背候者無御座筈ニハ候得共、万一御百姓共ニ不限、不心得之者御沙汰向疎ニ相心得、馬事ニ付疑數儀等有之由及承候ハ、早速吟味之上御官所迄申上、得御取扱候様仕度奉存候。

一、惣牛馬御改之儀、每度敵數被仰出、殊ニ年々春夏暮と三度、牛馬役、馬肝入、御村肝入立合、御改被仰付置候上、例年二月中□馬為御改、馬肝入既元限相廻候儀ニ御座候得ハ、全御帳外并紛敷牛馬有之間敷と奉存候所、多分之内ニハ不心得之者、既立□馬或ハ病馬抔と偽り、出懸リニ仕、其節々得御改不申分茂有之哉ニ承知仕候。以来共右様之儀有之由及承候ハ、是又一通吟味之上、弥々不心得ニ而紛敷儀致候者有之候ハ、其旨御官所<sub>江</sub>申上、得御取扱候様仕度奉存候。

一、駒当才同式才御改前中壳仕候儀、決而不相成趣兼而御沙汰有之上、一昨年別而敵數被仰出候得ハ、心得違之者茂有之間敷と奉存候所、御擧前六七月之比中、奥并南通馬喰共商用事有之、罷越候由申候得ハ、逗留茂為致候趣、其内ニハ不心得之馬喰共致手引、却而不案内之御百姓共<sub>江</sub>寄々申進メ買取候者茂有之由、程過而相知候旨承知仕候。

右様不心得之馬喰共ハ当御擧駒御改之節、御吟味之上、此度夫々無調法被仰付候之事故一統闡ニ茂相成可申

候間、向後中壳等仕候者有之間敷哉とハ御座候得共、不相替、此上共ニ不宜者致徘徊候事ニ而ハ自と御吟味御差支ニ相成可申奉存候間、頓而前同通<sup>江</sup>茂殿敷御沙汰被成下置候様仕度奉存候。

右之通奉伺上候外、差当り別段心付等茂無御座候間、此段御序之砌、宜被仰上被下度奉願上候以上。

天保十二年十二月

盛田 弓 太

浦田 七左衛門 殿

上田 勇 平 殿

前書之通申出候間取次差上申候 以上

十二月

上田 勇 平

浦田 七左衛門

牛馬吟味役と牛馬役との職務分担等明確でないが、この「口上覚」でみる限りでは、牛馬改め、牛馬の売買の監視・密売取締等が牛馬吟味役の重要な任務であったようである。

二 治安維持および有事の際の護りに任ずること

七戸代官所の職制をみても、武器係とか泊村遠見番所の役人を除いて、特に治安維持の係というものを設定は

していないが、当然これには代官以下御給人全員が当たるべきものであった。

七戸御給人達が七戸地方の治安維持、ならびに有事の際の護りに活躍した事件としては、戊辰戦争の一環としての明治元年（一八六八）九月の野辺地戦争への出陣、明治三年閏一〇月の七戸通百姓一揆の鎮定等があるほか、どのようなことがあったか、ほとんど知られていない。この二つの事件については別記することとし、ここでは乏しい資料によって、七戸御給人が治安維持のためどのような活躍をしたか、うかがってみることとする。

南部領の海岸線は随分長く、太平洋に面している。鎖国の時代のことであるから当然海岸警備ということが問題になる。

そこで南部藩では、海岸の要所要所に「遠見番所」（「船遠見番所」ともいう）を置いて外国船警備の任に当たらせた。正保二年（一六四五）御国絵図には、南部領内に一九カ所の遠見番所が書き上げられているが、そのうち今の青森県に相当する処には

一 鮫ヶ崎	八 戸	白金村	一 はるねい崎	五戸通	市川村
一 中山崎	七戸通	泊村	一 あをへさき	七戸通	尻旁村
一 尻屋崎	田名部通	尻屋村	一 大間崎	田名部通	大間村
一 おきな	田名部通	脇野沢村	一（野辺地浦内）	野辺地通	野辺地村

の八カ所が記されている。（『岩手史叢第三卷内史略3』による）

これら遠見番所には、侍一人、足軽一〇人宛が配置されたというが、その中に七戸御給人が入っていたかどうか

か分からない。この遠見番所の置かれた場所は、時代によって変わったようで、元禄一二年（一六九九）の御国絵図では次のようになっていた。

一 泊のさき	七戸通	泊村	一 尻屋崎	七戸通	尻屋村
一 中山さき			一 大間崎	田名部通	大間村
一 焼山崎	田名部通	大畑村	一 品の木崎	田名部通	宿野部村
一 おきな	田名部通	脇野沢村	一 鮫ヶ崎	八戸	白金浜村の内
一 野辺地浦に有	野辺地通	野辺地村			
一	八戸	道仏村			

このうち、七戸通の泊については左の説明が付されている。

一 泊 七戸通 泊村 浜遠見番所、泊村上町六助と申者の家へ建継候様相談の上申渡候。但古来中山と申所に御座候由、右場所泊村より四五丁隔り、人家相離れ候所にて諸事不并用に付、右六助と申者の所、場所宜御座候間、御普請申付、尤八戸浦より尻屋迄見得渡候処に御座候。

この遠見番所の数は、文化元年（一八〇四）三月の『郡村仮名付帳御書上』の節、遠見番処御書上』によれば、南部領全体で一〇カ所、青森県内では、泊、尻屋、佐井村の黒石・牛滝と減少している。（前掲『内史略』）

この頃は、異国船が蝦夷地および北方海域に出没し、南部・津軽両藩による蝦夷地および北方海域の警備の任務が強く課せられた時であるのに、遠見番所の減少はふにおちない点がある。この文化元年の資料は、南部領の郡村の仮名付であり、八戸領は当然書き上げるべきではないので記されなかったであろうが、それを考慮におい

ても減少している事実が変わりはない。あるいは番所数をへらして、一カ所の警備を嚴重にしたものであろうか。嘉永二年（一八四九）の七戸御代官所の職制に、泊村遠見御番所御番人があり、三人の七戸御給人が番人として指名されているから、この頃六ヶ所村方面の海岸警備の任は七戸代官所が担っていたことは明確である。

文化年代以降の、海岸警備に関する事項を『南部史要』より拾えば次のようになる。

一、文化四年（一八〇七）五月二五日 五戸・七戸・野辺地の海岸警備のため、物頭岡田金左衛門および小奉行二人を派遣し、所在の士（御給人）をこれに参加させた。

二、文化五年（一八〇八）正月 領内海岸警備の員数を左の通幕府に届けでた。

田名部浦 五七六人 七戸浦 一九二人 五戸浦 一七〇人 野田浦 一四八人

宮古浦 二二九人 大槌浦 二一五人

なおこの時海岸近村の獵夫五百人に鉄砲を交付し、非常の場合は警備隊に参加させることとする。

三、天保一四年（一八四三）九月 南部藩主利済が海岸警備の状況を視察する予定であったが、領民の迷惑を考え、替って南部弥六郎に命じてこれを検分させた。弥六郎は九月一七日出発、あまねく検分を遂げ、一月四日に盛岡へ帰っている。

四、安政三年（一八五六）四月 南部藩主利剛が領内の北海岸を巡視し、台場では射撃を試み、田名部大間沖では砲鑑の演習を行わせ、五月一日盛岡へ帰っている。

この頃、泊村・平沼村・尾駸村には御台場が築かれ、左のように大砲が具えられていた。

泊村 中山崎御台場 一貫目筒、三百目筒

泊村 六 角御台場 七百目筒

泊村 館ノ上御台場 三百目筒

平沼村 浜下り戸御台場 三百目筒

尾駁村 鷲 森御台場 五百目筒

(『御城盛田家文書』)

この四つの出来事のうち、第一・第二に関する資料は、七戸には全く残っていないが、第三に関する資料は、『御城盛田家文書』の中から発見されたので、左に示そう。この文書は、軍の編成に係わるものであり、その目的は明示されていないが、作成された年月日からみて、天保一四年の南部弥六郎の海岸警備状況視察の時のものであることはほぼ確実と思われる。

天保十四年閏九月

盛田弓太ひかへ

御備人数面附帳

諸御用向手控帳

覚

一 鉄炮 中 原 平左衛門預り

作 田 半 九 郎

佐々木 其 馬

工 藤 与 七

沢 田 周 助

浦 田 寛 平預り

一 鉄炮



第五章 御給人制度

実際に派遣されたか否かは明瞭でない。

すなわち、鉄炮組・弓組・鎗組各二組宛の編成を以て海岸警備の備えとしようとしたものであったが、これが第四の、藩主利剛の北方海岸巡視の時、利剛は漆戸茂樹を供につれ、四月晦日瑞龍寺に参詣し、五月朔日には十三杜で七戸御給人の軍事演習を見ている。

高田 理七郎	森田 重兵衛
苦米地 伊右衛門	町屋 長治
久保 重蔵	高田 円蔵預り
清水目 巳之助	清水目 甚右衛門
中野 三治預り	清水目 権之助
橋本 甚之助	中村 □蔵
千葉 長之助	矢崎 文治
荒木田 甚兵衛	工藤 喜三太預り
気田 茂左衛門	中原 長之助
一弓	福村 長松
町屋 長右衛門預り	花松 平作
町屋 甚兵衛	立崎 久太郎
工藤 周助	
	一鎗
	一鎗

その時の模様を漆戸の著書『若葉の幣』から引用してみよう。

暮かゝる比ほひ七戸に着かせ給ふ。所の侍三百人ばかり、御城の庭もせに並居て君を拝み、礼申奉るも昔のさまと思はる。

晦日、晴たる空の午の時ばかりに瑞龍寺へ詣ましぬ。まろも侍りて御香の木奉る。

爰は七戸隼人正直時君のしりましけるなれば、直時君の画像、大源君（重信）の花と云ふ御題にて

身を分は 野にも山にもあくかれて

花のさかりを 過ささらまし

とみやびたる御筆の御歌、あるは観音のかけ図、またかたりと呼名せる古代のうつはなど見給ひ、その、御庭にて侍が武の業尽せるなど、櫓に登らせ給ひて、軍の調度ことと敷積置るなど、かれこれ見給ふにも御供に侍ひて見まいらすも、いと浅からぬ思い出也。

五月朔日、けふも朝は日さし晴たれど、昼は雨いささか降り、あるははれ、あるはくもりなど様々なり。

十三森といふ野にて軍立見給ふ。枋内はつとみてそこに行き、まろは御供に侍りて軍立の懸引も粧も見し。

大かた爰の侍は古代のふりにて、陣羽織などいふ武の具なども、いとふるびたるは、中々に昔おぼへてめづらしとこそおもほゆれ。

もののふの その粧も軍立も

むかしおぼえて かたなふりかな

もののふの 脇目もふらぬ真ころは

まことにたけき やまとだましる

中略

二日辰の刻、七戸御城より天間館といふにうつらせけれ

このとき七戸御給人達のすべてによろい・かぶと等の準備があつたわけではなかつたので、中には秋田などから急ぎ購入して間にあわせたりした者もあつたらしい。そのため武具なども不揃いで、一体に古びていたらしいが、それでも七戸御給人達の実直さは漆戸茂樹の眼にもはっきりと映つたらしく思われる文章である。

なお、この頃において特筆しておかなければならないことがある。

それは、七戸が文化元年（一八〇四）、鹿角郡の花輪、同郡毛馬内、閉伊郡遠野、北郡野辺地とともに五要害屋敷の一つとして指定されたことである。

このとき、盛岡は居城として、稗貫郡の花巻は抱城として書き上げられている。

要害屋敷の意義について、要害屋敷へ交付した下札には

此要害屋敷の儀、御注文には無御座候へとも 領分場広にも御座候間 城下へ収納物相納候ては 其土地の者甚迷惑仕候 其外格別の義は 従城下得差函申候へ共 差急候義は 古来右場所々々へ差遣置候家来共取扱申故 書上仕候

右の通書上御帳相調 三月一日御留居吉田一学持参 御勘定奉行中川飛弾守殿御用人瀬尾降助を以差出候処

## 御取納被成候段被仰聞候

(前掲『内史略』)

とある。これによれば、七戸通の百姓が一々盛岡まで年貢米を運ぶとすれば不便であること、重要事項については盛岡の指図を仰ぐとして、急ぎの用事などは七戸在勤の士で処理させているため、これを要害屋敷として書き上げた、ということのようであるが、果たしてそれだけの理由によったものかどうかは、要害屋敷という名称からも疑わしく、もっと重要な意味をもたせたものと思われる。

『内史略』古城の事云々の項に、「一 七戸御城 地名柏の城と云 中略 右御城前々公義御書上に無之 文化元年要害屋敷と御書上被成」とあるのが、このことを端的にあらわしている。

すなわち、七戸の御古城とは、江戸時代、もちろん正規の城ではなく、幕府にも届け出もなかったのが文化元年、北方警備問題が幕府にとっても重要な関心事となるに及んで、「要害屋敷」として届け出、幕府の認知を得たものであったのである。

## 三 学問と武芸に励むこと

代官所役人として地方支配機構の構成員をなしている御給人は、永久に、子々孫々に至るまでその地方に在住する地方の上層階級でもあったから、要求されると否とにかかわらず武の道においてだけでなく、文の道においても秀でていることが当然のことであった。

高禄の御給人の家では現在でも、弓術・砲術・剣術・馬術等に関する各種免許状を保管しているのを見ることが

がある。

天明年間（一七八一〜一七八八）頃の作成と思われる『七戸城下図』には馬場があり、流鑄馬やぶさめが行われたことを示している。

江戸時代、八戸の櫛引八幡宮で行われる流鑄馬の神事には、遠野と七戸から射手が出場するのが習わしであったから、馬術・弓術は相当盛んに行われたものであろう。最近まで新館八幡宮で流鑄馬が行われたのもその名残りである。

一方御給人は文の道にも励んだが、儒者として名をなしたのは、米田義幸（高観）、同義尚父子の名が知られる程度であるが、南部藩の役医となった榎長庵は、仁術に徹した名医の誉が高く、「七戸に過ぎたるもの」の一つに数えられたが、儒学にも造詣が深く、詩歌にも優れていた。

左に文久元年（一八六一）当時の榎家の蔵書名を記し、当時の御給人の勉学の一端を窺ってみよう。

- 医書** 外台 千金方 本草綱目 肘后方 寿世保元 医方紀原 病源候論 儒門事親 外科精要 難經本義 医案類語 外科百効 外科正宗 医家名数 瘍医大全 仲景全書 傷寒論弁正 同名数解 痘科鍵 眼科全書 萬病回春 同横切本 婦人良方 瘍科秘録 傷寒論釋解 凡例 外多数
- 和漢書** 史記評林 王充論衡 唐詩品彙 韓非子 古今詩刪 三礼凶 徂徠集 高季迪集 葛原詩話 文章軌範 唐宋八大家 世説 五車韻瑞 円機活法 日本外史 頭書字彙 草書洵海 草字彙 益会玉篇 十七史蒙求 通議 保健大記 日本楽府 麻光韻鏡 米家書訊 遠思楼 天保三十六家絶句

曾茶山集 文政十七家絶句 草書韻会 黄葉多陽村舎詩 浙西六家詩鈔 先哲叢談 南部詩文集  
 三体詩 唐詩訓解 同国字解 六如庵詩鈔 小学 成語考集 欧蘓手問 監本詩経 尚書 周易  
 礼記 毛詩鄭箋 傍訓文選 春秋左氏伝 七書 朱子誦義大学 論語義疏 同集解標記 謀野集刪  
 嘉靖七子近体集 韻府一隅 三韻考 イロハ韻 詩韻含英 題画詩類 爾雅註 莊子翼 三国志  
 日本書紀 剪燈新話 四書大全 万葉考 別記 人曆集 草庵集 万葉梯 万葉集略 六家集  
 秋の寢覚 古今和歌集 四季部類 誹諧七部集 土郎七部 誹諧道の便 誹諧十家類題集 発句東  
 風流 流行七部集 倭語便覧 袖中草分衣 山家集 袖珍歌枕  
 法帖 行書趙子昂 同洛神賦 趙子昂真体 市川三亥生筆 柳公権 懷素 小野道風 広沢 文徵明三体  
 同大字楷書 竹沙小品 魚目先生 同島嶽歌楷書 同草書 同七城三絶 東江先生千字文 大雅堂  
 千字文 顔真卿大字楷書 正水楷書 和用隅田川

(註『榎家文書』『文久元年八月改蔵書控』)

四 新田開発その他の産業開発に勉めること。

新田開発、畜産、林業の発展等に御給人の果たした役割はきわめて大きい。

しかし、この役割は、直接的軍役ではなく、その置かれている指導者的立場と、自己の経済力を高めようとする立場との二つの立場の融合から生まれたものであった。

これらの業績については別記する。

#### 第四節 知行地の経営形態

知行地を保有している七戸地方の御給人達は、一体その知行地をどのように経営していたであろうか。

多くの人は、御給人を藩士と同一視し、知行地を誰が耕作していたか、という疑問すらいだかないようである。すなわち、御給人の知行地は、当然に知行地百姓が耕していたものとみているようである。

果たしてそうであろうか。

この節では、知行地は一体誰が耕していたであろうか。その知行地は、休耕地なしに全部が耕作されていたであろうか。その知行地からあがる御給人の所得は一体どの程度であったろうか、ということについて研究し、御給人の生活状態をうかがう資料としたい。

##### 一 知行地の耕作者別区分

知業地を、一体誰が、どのような割合で耕作していたか、を明らかに出来る資料は極めて少ないが、幸いにも盛岡市中央公民館に、元文三年（一七三八）頃調査の『七戸在々御給人知行所出物諸品境書上』という資料があり、これを分析したところ面白い結果を得たので左にこれを掲げよう。

分析結果の概要は、註として示しておいた。

第五表 知行地耕作者別区分表 (『七戸在々御給人知行所出物諸品境書上』による)

知行高													人数	
一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇	一	二	三	作地	全部手
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
													姓一作地	全部手
													姓作地	全部百
													墾一作地	全部手
													墾地	全部未
一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	計	五人

知行高													人数	
計	五	五	五	四	三	二	二	二	二	一	一	一	作地	全部手
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
													姓一作地	全部手
													姓作地	全部百
													墾一作地	全部手
													墾地	全部未
一	一	一	三	三	六	一	一	一	四	一	一	一	計	四人



註 ①本表は『七戸在々御給人知行所出物諸品境書上』（盛岡市中央公民館蔵）によって作った。

②右書上は、その記載内容からみて元文三年（一七三八）頃と推定される。

③本表は、知行地を誰がどのような形で耕作しているかを示したものである。ここに手作地とは、御給人が自ら耕作している土地であり、百姓作地とは、百姓に耕作させて所務（年貢）を徴収している土地をさす。

④知行高一石とあるのは、一石代すなわち一石から一石九斗九升九合迄の意味。以下同じ。

⑤一部手作地・一部百姓作地のらんには、両者の比率が様々であっても、すべてここに掲げた。

⑥未墾地とは、新田開発の許可を得ておりながら未墾の状態に止まっている地のことである。

⑦自己の知行地の全部を手作りしている者は一二七人で全体の七九パーセントある。

一部手作りをしている者をも含めると、その数は一三九人で全体の八七パーセントに上る。

九石以下の知行主は全員、全部を手作りしている。

二〇石・三〇石の知行主の中にも全部手作りしている者がいるが、四〇石以上の知行主で全部手作りしている者はない。

⑧全部を百姓に作らせ、検見の上、年貢を徴収している知行主は一三人で八・一パーセントに過ぎない。

一部を手作りし、一部を百姓に作らせている者は一二人で七・五パーセントである。

従って、一部もしくは全部を百姓に作らせている者の合計は二五人で一五・六パーセントである。

右の表および註によって明らかのように、全御給人の八七パーセントが程度の差こそあれ、自ら耕作に従事していた。知行高九石以下の者は全員、全面積を自ら耕作していた。

全く知行地百姓からの年貢収入に依存していた御給人は、八・一パーセントに過ぎなかった。

このことは、御給人の半農半士的性格をはっきりと示したものである。

次にこういった経営形態を、より具体的に知るために、前掲資料により、一部手作地・一部百姓作地の例と、全部手作地の例とを掲げよう。

第一例 一部手作地・一部百姓作地 三拾石 中島清左衛門の場合

七戸在々御給人知行所出物諸品境書上

例一 三拾石 七戸御給人 中島清左衛門

内

一 高 拾六石壹斗 七戸通御代官所内北郡 七戸村

一 右所検見定、米・粟・大豆・小豆所務仕候所も御座候。手作ニ仕、米・粟・大豆・小豆・稗・蕎麦所務仕候。(註 所務：先の所務は年貢、後の所務は収獲の意)

一 右所、町屋長右衛門、戸田市右衛門、中原平助、高田八郎左衛門、福田左平次、工藤新之丞知行并其外御蔵高へ入交申候。

一 右所、小田子川と申小川御座候田懸之用水御座候。夏ハやまべ・かちかの類御座候得共商売不仕候。

一 右所、馬計遣申候。年ニ寄、能駒出候節ハ御取馬ニも罷成又ハ持馬ニも仕候。

一 高 拾三石九斗 七戸通御代官所内北郡 天満館村

一 右所、中野川目内柳沢と申所野谷地、西東南ハ御蔵境也。北ハ千葉専右衛門、築田十次郎新田所入交申候。

一 右所、検見定、当毛次第、米・粟・大豆・小豆所務仕候。(所務：年貢の意)

二 知行地の仕付高、不仕付高の割合

一 右所、葛・わらび・ところ類出申候得共商売ニハ不仕候。

一 右所、馬計遣申候。年ニ寄、能駒出候節ハ御取馬ニも罷成又ハ持馬ニも仕候。

午 三月廿八日

野辺地 平 馬 殿

中 島 清左衛門 印

第二例 全部手作地 二石 阿部作之丞の場合

一 貳石 七戸御給人 阿部作之丞

一 高 貳石 七戸御代官所北郡七戸村 野竿新田

一 右ハ享保十九年願上被下置候新田少々披立手作仕、粟・稗・大豆・小豆所務仕候。(所務：

収獲の意)

一 右所、北東ハ中野宇左衛門新田、西ハ狐沢限、南ハ鳥谷部伴右衛門知行添

一 右所、馬計遣申候。年ニ寄、能駒出候得ハ御取馬罷成、亦者持馬ニも仕候。

午 三月廿八日

野辺地 平 馬 殿

阿 部 作 之 丞 印

一では、知行地を誰が耕作しているか、を見たが、それらの知行地は、誰が耕作しているにせよ、その知行地の全部が耕作されていたとは限らなかった。すなわち、全部耕作されている場合もあれば、その何割かしが耕作されず、残りは不仕付地すなわち空地そらしちとなっていたこともある。

御給人の生活の実態を明らかにするには、どうしてもこの点を究明しなければならない。

一で示した資料より一〇〇年以上も後のものであるが、筆者蔵『七戸通御代官所郡分郷村高書上帳』は、七戸御給人達が實際上、知行地の何割ぐらいを、自ら、又は知行地百姓に耕作させているかを知ることができる好資料であるので左に掲げよう。

第六表 嘉永六年（一八五三）七戸通仕付高、不仕付高表（『七戸通御代官所郡分郷村高書上帳』による）

氏名	村名	仕付高	不仕付高	計
盛田 勇 司	奥 瀬	千百十石斗升合 二二二二三	千百十石斗升合	千百十石斗升合 二二二二三
	七 戸	一一二四八		一一二四八
	大 浦	八六六五		八六六五
	三 本 木	五七二二		五七二二
	計	四九八五八		四九八五八
齋藤 伊左衛門	奥 瀬	二一七六六		二一七六六

第五章 御給人制度

中島 弥六	沢目 治六	工藤 新五右衛門	小原 新左衛門 小原文太郎	工藤 龍太			
奥 瀬	奥 瀬	計 七 奥 瀬 戸	奥 瀬 奥 瀬	計 三本木 大沢田 七 戸	計 三本木	計 三本木	
一一二七三	九〇〇〇	一六六〇〇 一一一〇〇 五五〇〇	一一九二一 一三八一〇	四五三六二 一五八七 一〇一〇六 一二〇〇〇 二一六六九	三六四九七 一四七三一		
		二一九八〇 二一九八〇		五〇〇〇 五〇〇〇			
一一二七三	九〇〇〇	三八五八〇 三三〇八〇 五五〇〇	一一九二一 一三八一〇	四五三六二 一五八七 一〇一〇六 一七〇〇〇 二一六六九	三六四九七 一四七三一		

野辺地民太	新谷清左衛門	浜中幾治郎	高田和治助	小原熊蔵	福士慶治
七戸	奥瀬	奥瀬 七戸 新館 三本木 計	奥瀬 七戸 計	奥瀬 奥瀬	奥瀬 奥瀬 計 大沢田 七戸
五八一四三	一五三六九	一一二〇三 二六七七 六一九 三三三六 一七八三四	七九五九 一九一四〇 二七〇九九	一七五五五 二〇〇〇	七〇〇〇 三七五七 一二〇三〇
一三五〇〇		六三四 六三四	二五五〇〇 二五五〇〇 二五五〇〇		九一〇〇 九一〇〇
七一六四三	一五三六九	一一二〇三 三三三一 六一九 三三三六 一八四六八	七九五九 四四六四〇 五二五九九	一七五五五 二〇〇〇	一六一〇〇 三七五七 三一一三〇

第五章 御給人制度

◎								◎							
駒嶺修達	千葉勘之助	浦田寛平	高村覚左衛門	高村喜之助	久保左仲太	町屋金弥	中原平左衛門	福士儀八	金剛寺	瑞龍寺					
七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	計大浦	計甲地	野崎			
四〇〇〇	三〇〇〇	六〇〇〇	一五〇〇	一六三〇	四〇〇〇	一五〇〇	四〇〇〇	四五〇〇	五〇〇〇	一八一五〇	一七〇七四	三五二二四	六七六四三	七〇〇〇	二五〇〇
三五〇〇	八〇〇	二〇〇〇	一五〇〇	三五〇〇	六〇〇〇		四三四八	五五〇〇	一二一三六	三一八五〇	三一八五〇	三一八五〇	三四〇〇〇	一三〇〇〇	七五〇〇
七五〇〇	三八〇〇	八〇〇〇	三〇〇〇	五一三〇	一〇〇〇〇	一五〇〇	八三四八	一〇〇〇〇	一七一三六	五〇〇〇〇	一七〇七四	六七〇七四	一〇一六四三	二〇〇〇〇	一〇〇〇〇

中野小兵衛	中野但見	三上軍作	浦田与一右衛門	荒屋左太郎	中野福弥	戸田勘助	高田円蔵	石橋長六	工藤与七	工藤長蔵	橋本甚之助	福士源五郎	福田左平治	坂本才助
七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸
二六〇〇	二一〇〇	三二〇〇	三五〇〇	一七八二	五〇〇〇	一五〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一五〇〇	五〇〇〇	二五〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇
	四六四六	二八〇〇	一七八〇	一〇〇〇	九六〇〇	二二二九	五〇〇〇	一五〇〇	二〇〇〇	一八〇一	四七九二	四二四二	一二〇一	五八二〇
二六〇〇	六七四六	六〇〇〇	五二八〇	二七八二	一四六〇〇	三六二〇九	五〇七三四	二五〇〇	三〇〇〇	三三〇一	九七九二	六七四二	六二〇一	六八二〇



第五章 御給人制度

川村新兵衛	四戸角之進	中野半兵衛	米田文助	中野字右衛門
計 七戸 洞内	七戸	計 七戸 天間館	計 七戸 大浦	計 七戸 大沢田 大浦 天間館
九五〇〇 一二八二七 二二三二七	三〇〇〇	七五〇〇 二〇〇〇 九五〇〇	六〇〇〇 九五九九 一五五九九	七〇〇〇 一一〇四一 一〇四九 二〇〇〇 二二〇九〇
	七〇〇〇	四八〇〇〇 四八〇〇〇 四八〇〇〇	四〇〇〇 四〇〇〇	二六〇〇 二九九四〇 三二五四〇
九五〇〇 一二八二七 二二三二七	一〇〇〇〇	七五〇〇 五〇〇〇〇 五〇〇〇〇 五七五〇〇	一〇〇〇〇 九五九九 一九五九九	九六〇〇 一一〇四一 一〇四九 三一九四〇 五三六三〇

西野平助	成田熊太郎	矢崎重作	高田理七郎	高田五六七	成田文治	成田弥右衛門	四戸金平	工藤喜三太	気田猿蔵	工藤周助	千葉蔵之助	西野半治	矢崎文治	川村権左衛門	佐々木金之丞	阿部宇之助	阿部伊右衛門
七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸
一五〇〇	三〇〇〇		五〇〇〇	二〇〇〇	一五〇〇	七〇〇〇	九一四六	三五〇〇	四〇〇〇		四七〇〇	三二〇〇	一六〇〇	三五〇〇	一〇〇〇	一五〇〇	二五〇〇
二五〇〇	二〇〇〇	五〇〇〇	二五〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	三〇〇〇		六五〇〇	五〇〇〇	二〇〇〇	八〇〇〇		一四〇〇	二六〇〇	一二〇〇	一〇〇〇	三七〇〇
四〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	三〇〇〇	七〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇	九一四六	一〇〇〇	四五〇〇	二〇〇〇	五五〇〇	三二〇〇	三〇〇〇	六一〇〇	二二〇〇	二五〇〇	六二〇〇

第五章 御給人制度

◎ ◎ ◎ ○ ○ ○ ○

稻荷別当	新山別当	神明別当	小者	盛田	米内山	米内山	盛田	中原	中野	川村	駒嶺	西野	中原	気田	小山	成田	久保
正法院	大徳院	行宝院	助五郎	安右衛門	源左衛門	元右衛門	与左衛門	長之助	字平太	弥太	觉蔵	半十郎	九兵衛	勇作	直衛	左助	十蔵
七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸	七戸
二〇〇〇	一〇五〇〇		三〇〇〇	九六五三	五〇〇〇	八〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇〇	一五〇〇	一五〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	一〇〇〇
九〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇	三一〇〇	三四二		二〇〇〇		五〇〇	一〇〇〇		一〇〇〇	一五〇〇	五〇〇	三五〇〇			二〇〇〇
三〇〇〇	一二五〇〇	一〇〇〇	六一〇〇	一〇〇〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一五〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	五〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇

第七篇 近 世

◎ ◎

小山喜代太	盛田祐助	盛田弓太	浦田平治右衛門	田島直右衛門	工藤律平 不動別当 為生院	観音別当 日光院
七戸	計 洞 七戸 内	計 洞 大 七戸 内 浦	七戸	計 新 新 七戸 知 田 戸 行 所	七戸	七戸
三〇七五	一四七三八 一一七三八 三〇〇〇	三九九六九 五〇八八 三二八八一 二〇〇〇〇	一五〇〇	五四〇〇 一〇〇〇 四四〇〇	一五〇〇 五五四二	五〇〇〇
			五〇〇	七四〇〇 六一〇〇 一三〇〇	一五〇〇	
三〇七五	一四七三八 一一七三八 三〇〇〇	五七 卅九六九 三二八八一 五〇八八 二〇〇〇〇	二〇〇〇	一二八〇〇 七一〇〇 五七〇〇	三〇〇〇 五五四二	五〇〇〇

第五章 御給人制度

◎ ○

○

町屋 長右衛門 永祥院 知行所 田中 安太郎	山本 儀兵衛	大下内 孫右衛門	米田 武右衛門	榎 長庵
新館 七戸 七戸	計 大浦 新館 七戸	計 大沢田 七戸	七戸	計 洞内 大浦 七戸
一六〇〇〇 二〇〇〇	九五六〇 八六五 四〇七四六 五一一七一	二二二 五八三四 六〇五六	八六八七	一九八二二 一九一六二 一四〇二八 五三〇一二
一七〇〇〇 一五〇〇	三三四	五〇〇 五〇〇		
三三〇〇〇 一五〇〇 二〇〇〇	五一一五〇 四〇七四六 五一五〇五	六五五六 六三三四	八六八七	一九八二二 一九一六二 一四〇二八 五三〇一二

◎	◎	○	◎
青 岩 寺	大下内 武太夫	観音别当 慈性院	盛田 喜平治
馬洗場	計 八斗沢 大沢田 上野	上野	計 大浦 上野
六〇〇〇	五五〇三七 二五一七九 一六〇〇〇 一三八五八	六七三三	三五〇〇〇 一六六一二 一八三八八
四〇〇〇			一〇〇〇〇 三〇〇〇 三五〇〇 二〇〇〇 三〇〇〇 三〇〇〇
一〇〇〇〇	五五〇三七 二五一七九 一六〇〇〇 一三八五八	六七三三	一〇〇〇〇 三〇〇〇 四〇〇〇 二〇〇〇 八〇〇〇 七〇〇〇
			八幡别当 立法院 森田民之助 森田重兵衛 町屋茂平太 町屋甚助 町屋長助
			新館 新館 新館 新館 新館 新館
			五〇〇〇 五〇〇〇 四〇〇〇

第五章 御給人制度

中野 太右衛門	中 岫 長 蔵	中 岫 理 作	立 崎 堅 之 助	中 野 八 郎	大 下 内 直 之 丞	
中 岫	計 大 中 浦 岫	中 岫	計 立 八 崎 斗 沢	計 大 大 浦 沢 田	大 沢 田	計 洞 内
	一 一 〇 二 五 七 五 二 五 三 五 〇 〇	六 五 〇 〇	三 七 三 三 六 二 七 四 二 八 九 九 〇 八	一 〇 〇 〇 〇 一 七 二 八 八 二 七 二	三 五 〇 〇	一 四 〇 〇 〇 八 〇 〇 〇
一 八 〇 〇					六 五 〇 〇	六 〇 〇 〇 二 〇 〇 〇
一 八 〇 〇	一 一 〇 二 五 七 五 二 五 三 五 〇 〇	六 五 〇 〇	三 七 三 三 六 二 七 四 二 八 九 九 〇 八	一 〇 〇 〇 〇 一 七 二 八 八 二 七 二	一 〇 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇 一 〇 〇 〇 〇



中 村 五 郎	附 田 善 太 郎	附 田 茂 弥 太	附 田 磯 右 衛 門	附 田 伊 八 郎	附 田 又 助	附 田 福 藏	附 田 源 八	附 田 与 茂 八	附 田 其 右 衛 門	觀 音 別 當 普 明 院	中 岫 准 作	花 松 平 治	花 松 平 左 衛 門
榎 林	附 田	附 田	附 田	附 田	附 田	附 田	附 田	附 田	附 田		花 松	花 松	花 松
五〇〇〇	三〇〇〇	二五〇〇	四〇〇〇	二五〇〇	二八〇〇	一〇〇〇	五五〇〇	一五〇〇	四〇〇〇	三五〇〇	三〇〇〇	一五〇〇	一三五〇〇
三〇〇〇	一〇〇〇	一五〇〇	二〇〇〇	五〇〇	二二〇〇		一五〇〇	三五〇〇	六〇〇〇		九三〇〇		七五〇〇
八〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	六〇〇〇	三〇〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇	七〇〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇	三五〇〇	三〇〇〇	一五〇〇	一三五〇〇
													八二五〇〇
													五四四四二
													二六二五八
													計 洞 大
													内 浦



第五章 御給人制度

<p>甲地 喜右衛門</p>	<p>千葉軍蔵</p>	<p>福村市左衛門 中村專右衛門 福村長左衛門 中村左忠太 中村長治 中村弥藤治 中村重蔵 榎林儀太夫 貝塚宇平太 榎林周助 中村弥蔵 中村乙蔵 貝塚伝助</p>
<p>甲地</p>	<p>計 天間館 榎林</p>	<p>榎林 榎林 榎林 榎林 榎林 榎林 榎林 榎林 榎林 榎林 榎林 榎林 榎林 榎林</p>
<p>二五〇〇</p>	<p>二五九五 一五〇〇 一〇九五</p>	<p>五〇〇〇 八〇〇〇 二〇〇〇 一五〇〇 五〇〇〇 五四〇〇 五〇〇〇 四〇〇〇 三五〇〇 二五〇〇 一五〇〇 四五〇〇 四〇〇〇</p>
<p>一五〇〇 一五〇〇</p>	<p>二〇〇〇 五〇〇〇 二〇〇〇 二七〇〇</p>	<p>四五〇〇 五〇〇〇 三五〇〇 五〇〇〇 一五〇〇 二〇〇〇</p>
<p>二五〇〇</p>	<p>四〇九五 三〇〇〇 一〇九五</p>	<p>五〇〇〇 一〇〇〇〇 二〇〇〇 二〇〇〇 七〇〇〇 八一〇二 五〇〇〇 八五〇〇 四〇〇〇 六〇〇〇 二〇〇〇 六〇〇〇 六〇〇〇</p>

中野軍七	宮沢仁左衛門	石輪林司 <small>野辺地給人</small>	久保十蔵	小者 吉左衛門	野田頭周平	工藤伴蔵 <small>野辺地給人</small>	清水目権之助	野田頭茂助	野田頭権治郎	清水目又右衛門	清水目藤作	野田頭弥助	清水目三太	清水目長左衛門	旗屋長太	野田頭権蔵
二ツ森	二ツ森	甲地	甲地	甲地	甲地	甲地	甲地	甲地	甲地	甲地	甲地	甲地	甲地	甲地	甲地	甲地
五〇〇〇	七五〇〇	三四八九	五三一五	二五〇〇	六一五		二〇〇〇	二五〇〇	二八〇〇	二五〇〇	二三〇〇	三〇〇〇	二〇〇〇	八〇〇〇	五〇〇〇	四〇〇〇
	二五〇〇	五一二		一七二〇		一四六八三		二五〇〇	二二〇〇	五〇〇	二〇〇	二〇〇〇	五〇〇	一〇〇〇		一〇〇〇
五〇〇〇	一〇〇〇〇	四〇〇〇	五三一五	四二二〇	六一五	一四六八三	二〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	三〇〇〇	二五〇〇	五〇〇〇	二五〇〇	九〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇

第五章 御給人制度

<p>町屋長治 大下内 武左衛門 中島弥五右衛門</p>	<p>町屋長藏</p>	<p>町屋惣太</p>	<p>太田弥藏 町屋弥五右衛門 町屋新左衛門 町屋勝右衛門</p>
<p>大浦 大浦 三本木 天間館 計</p>	<p>大浦 新館 計</p>	<p>大浦 新館 計</p>	<p>大浦 大浦 大浦 大浦</p>
<p>二〇〇〇 五〇六 八〇二三 二五〇〇 一〇五二三</p>	<p>一〇〇〇 五〇〇 一五〇〇</p>	<p>二〇〇〇 二五〇〇 四五〇〇</p>	<p>一八七五八 七〇〇〇 六五〇〇 一二一四四</p>
<p>一〇〇〇 一一四〇〇</p>	<p>二〇〇〇 二五〇〇 四五〇〇</p>	<p>三五〇〇 一〇〇〇 四五〇〇</p>	<p>七五〇〇 五〇〇〇 三五〇〇</p>
<p>三〇〇〇 五〇六 八〇二三 一三九〇〇 二一九二三</p>	<p>三〇〇〇 三〇〇〇 六〇〇〇</p>	<p>五五〇〇 三五〇〇 九〇〇〇</p>	<p>二六二五八 一二〇〇〇 一〇〇〇〇 一二一四四</p>

○

木村喜六	工藤重内	西野轉	築田友八	千葉專右衛門	鳴海長助	荒木田甚兵衛	西野広治	藤島勘六	沢田元八	鳴海長治郎	築田重太	沢田良助		
倉内	天間館	天間館	天間館	天間館	天間館	天間館	計 新田 新知行所	天間館	天間館	天間館	天間館	天間館		
四〇〇〇	二二二五	三〇〇〇	一〇〇〇	四〇〇〇	七〇〇〇	二二〇〇	五一〇〇	三一〇〇	二〇〇〇	六〇〇〇	五〇〇〇	一八〇〇	一三〇〇	五〇〇〇
三五〇〇		四七〇〇	九〇〇〇	八〇〇〇	三〇〇〇	二八〇〇	二五九〇	二一九〇	四〇〇〇	二〇〇〇	五〇〇〇	二〇〇〇	一七〇〇	五〇〇〇
七五〇〇	二二二五	五〇〇〇	一〇〇〇	一二〇〇	一〇〇〇	五〇〇〇	三一〇〇	二五〇〇	六〇〇〇	八〇〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇	三〇〇〇	一〇〇〇

		総高	
		六四三二七五八	
	仕付高	二〇五三三〇三	
	不仕付高	一八二九〇一〇	
	<small>嘉永五年より五年 間諸役御免</small>	一六〇四七一	
	荒地	二三九一八	
	御手作地	七四〇〇	
	御給所	二〇〇二一三八	
	仕付高		一三六一五九六
	不仕付高		六四〇五四二
社寺領	仕付高		九七四九九
	不仕付高		六八八八六
	一六六三八五		
検断・肝入	仕付高		一六三〇二八
	不仕付高		六二八五
商人持地	仕付高		
	不仕付高		
	一六九三三三		
木村喜六	仕付高		
	不仕付高		
	七五〇〇		

十 段 初 立	御 免 地	仕 付 高	四 〇 〇 〇
御 免 地	不 仕 付 高	三 五 〇 〇	
御 小 者	一 〇 三 二 〇	仕 付 高	五 五 〇 〇
御 免 地	不 仕 付 高	四 八 二 〇	

註 ①本表は、嘉永六年丑正月調『七戸通御代官所郡分郷村高書上帳』（筆者蔵）によって作った。

②七戸通以外の処に持っている知行地はこれに含まれていない。

③この資料は、七戸通の総高を、「御蔵高」、「給所高」その他に分け、これを仕付高・不仕付高に分けて記した最も正確な資料である。

④○印を付した人は、検断・肝入・苗字を許された商人等である。

●印を付した人は、社寺・修験等である。

これによれば、七戸通の総高は六四三一石七斗五升八合である。総高の次に記されている仕付高及び不仕付高は、註記が無いが、御蔵地（知行地ではなく、百姓が耕作し、藩庫に年貢を納める土地）の仕付高・不仕付高を示したものである。

この両者を合計すれば、御蔵地の高（御蔵高）は三八八二石三斗一升三合で総高の六〇・三パーセントに当たる。そしてこの御蔵高のうち、仕付高は五二パーセントで、不仕付高は四八パーセントということになる。

これに対し、御給所高、すなわち知行高の合計二〇〇二石一斗三升八合は、総高に対する三一・一パーセントに当たる。すなわち、御給所高は御蔵高の約半分であったことが分かる。

次に、御給所高のうち、実際に仕付けられていた一三六一石五斗九升六合は、御給所高の六八パーセントであり、不仕付高の六四〇石五斗四升二合は三二パーセントに当たる。

すなわち、平均的にみれば、知行地のうち、実際に耕作されていたのは、その六八パーセントにとどまり、三二パーセントは不仕付地であったということが分かる。

これを百姓が耕している御蔵地の仕付割合に比較すると、仕付高の割合が一六パーセントも高くなっていることが分かる。

細かい解説は避けるが、このことは、大きな知行高を有する御給人の仕付高の割合が大きく、一〇〇パーセントの仕付高の者もかなりいることによるものである。

読者は、先に第一の知行地の耕作区分の所で、知行高四〇石以上の御給人は、知行高の一部もしくは全部を百姓に耕作させて、年貢を徴収している事を知ったが、今度は、この知行地の仕付高・不仕付高表によって、御給人の知行地を耕作させてもらっている知行地百姓は、その土地を不仕付地にするわけにはいかなかったことを知り得るであろう。

これによって大きな御給人は、その知行地の多くの部分を知行地百姓に耕作させ、第三に述べるような割合の年貢を徴収し、一般百姓とは比較にならない高い生活をしていただであろうことを推察することができる。

一方、すでに第一でみたように、知行高九石以下の御給人は、ほとんど自らの知行地を自らの手で耕作しているのであるが、その中には、この仕付高・不仕付高表でみられるように、かなりの不仕付地を含んでいたから、知行高相当の生産をあげていなかったことは確かである。

しかし、御給人は、たとえ小禄であっても、百姓と違って年貢を上納する必要が無かったから、その分同高の百姓よりはずっと有利であったが、二石、三石といった御給人になると、その生活はほとんど百姓と変わりが無かった。

しかも、一般的に云って凶作が続けば、不仕付地の割合が増加するから、生活程度の下降は避けられなかった。註 御蔵高・給所高の合計が一〇〇パーセントにならないのは諸役御免地・荒地その他を計算から除外したためである。

### 三 御給人の所得（年貢収入）

すでに述べたように御給人の知行地の経営形態には数種の形があるが、それら御給人の知行地からの収入は一体どの程度であったろうか。

これを乏しい資料によって明らかにすることは極めて困難であるが、出来るだけ実態に迫ってみよう。

まず御給人の手作地についていえば、百姓ならば当然納めなくてはならない何割かの年貢を納入することなく、収穫しただけのもの全部がまるまる収入となったから、百姓よりはかなり有利であったといえる。



しがし、たとえば二石の知行高の土地を耕作した場合、実収は二石より上であったか、下であったか、大いに研究の余地がある。一般通念では反当実収は、藩の課税標準高である斗代より上であり、従って斗代に面積をかけてはじきだした知行高よりその実収高は上であると考えられているが、一概にそうもいえない面もあるからである。

御給人が自作するに当たって何等かの他人の労働力を用いたとすると、それに対する賃金分だけ収入は減った。さて、御給人が知行地を百姓に耕作させる場合の御給人の年貢収入は、どの程度であったろうか。

一般の知行主が賦課しうる税率は、藩が御蔵地百姓（藩庫に年貢を納める百姓）に対して課する税率に準ずるものとされている。従って詳細については別記、税制の項を参照されたいが、年貢収入についての具体例を二つ掲げよう。

第一例 五拾石 立崎嘉右衛門の場合（『立崎家文書』による）

覚

五拾石 立崎嘉右衛門領

右之高出物

一 米 四駄片馬壹斗貳升

（註 一駄は二俵、片馬は一俵）

一 粟 八駄片馬六升

一 大豆三駄貳斗貳升

右之通立崎嘉右衛門所務仕候。出物書上候様ニ被仰付候。尤年柄ニ過不足も御座候。以上

寛保二年戌ノ十月廿九日

大沢田村肝入 甚右衛門

浦 田平次右衛門 様  
太 田弥三右衛門 様

ここに示されている出物、すなわち、年貢を今少し分かりやすく書き直してみよう。

駄 表 示	俵 表 示	石 数 表 示	米 換 算 表 示
米 四駄片馬壹斗貳升	米 九俵壹斗貳升	米 三石六斗貳升	米 三石六斗貳升
粟 八駄片馬六升	粟 一七俵六升	粟 六石八斗六升	米 三石四斗三升
大豆 三駄貳斗貳升	大豆 六俵貳斗貳升	大豆 二石六斗八升	米 一石三斗四升
合計			米 八石四斗九升

一駄とは二俵のことであり、片馬とは一俵のことである。また一俵は四斗のことであるので、右のような石数表示になる。年貢は、米・粟・大豆種々のもので納入されているが、粟と大豆は米に換算する場合、二分の一に計算されるので、結局米換算で、五〇石の知行地から八石四斗九升の年貢収入があったことになる。

この『覚』は、七戸代官所の命により、立崎氏の知行所のある大沢田村の肝入が書き上げたものである。末尾に年柄により、年貢高に差のあることを記しているが、五〇石の知行高に対しこれだけでは余りにも少なすぎる。

そこで、丁度この『覚』の書かれた寛保二年（一七四二）より四年前に書かれた前記『七戸在々御給人知行所出物諸品境書上』を見ると、この年貢は、五〇石のうち享保一二年（一七二七）に願い上げた新田野竿高一五石に対するものようである。その場合残りの三五石分はどうなっているか記載が不備である。いずれにしろ、一五石に対し八石四斗九升というのは、高に対し、五割六分の税率を課していたことになる。次に、比較的資料が整っている御給人の場合を例にとってみよう。

第二例 五拾石八斗五升八合の内五石七斗貳升貳合に対する年貢 盛田勇司の場合

村名	地行地百姓名	百姓小高	年貢高	摘要
三本木村	孫四郎	石斗升合 一四二〇	石斗升合 二七二	税率本来は六割四分の処大巾減免
	三 四郎	一〇〇二	六四一	税率六割四分
	弥五助	一〇六〇	六八八	六割四分九厘
	三 六	二二四〇	一四四〇	六割四分三厘
計		五七二二	三〇四一	五割三分

註 元治元年（一八六四）『盛田家文書・知行所より年貢穀錢共取立帳』による。

これによれば、盛田氏の水田に対する税率は高に対し本来六四パーセントであった。孫四郎に大巾減免をしているのは、孫四郎が盛田勇司の知行地肝入的役割を果たしていたためと思われる。

この百姓小高（知行地百姓が耕作している高）に対し六四パーセントという税率は、南部藩の課税標準高（斗代という）及び税率（歩付という）を定めた『斗代歩付表』に照らしてみると、五等級の村位の村々の上田に対する税率よりも重い。三本木地方および七戸地方の村位は七等級であり、しかも上田は少なかったことを考えると、この税率は高すぎる。

このような税率が公認されていたということは、反当実収が課税標準高をかなり上廻っていたとしか考えようがない。反当実収があがればあがるほど、実際上の税率は表面にあらわれている税率よりは低いものとなるからである。

いずれにせよ、この二例によれば、御給人が知行地百姓に対して課す税率は、実収高に対する税率はともかくとして、その百姓小高に対しては、五〇数パーセントから六〇数パーセントに上っていたのである。

#### 四 御給人の知行高の変遷

大きな御給人の多くは、時々の新田開発により、その知行高を増やしていった。

一方南部藩の財政窮乏が深刻化するようになると藩はしばしば藩士並びに御給人の俸禄を、「借上」<sup>かりあげ</sup>もしくは「取戻」<sup>とりもどし</sup>という名目で減給した。

それらについて正確な記録を残している七戸御給人は極めて少なく、従って七戸御給人の知行高の変遷を正しく捕らえることは不可能に近いので、一、二の資料を示し、参考に供するに止めたい。

第一例 大木内氏の例（『大下内家文書』）

一 地形 六石式升巻合

大下内 福 治

右地形御取戻、六ヶ年々追々御下ヶ金被成候事

この資料は年代不詳であるが、大下内福治は文久元年（一八六一）の『七戸御給人身帯書上写』に出てくるから、幕末頃の資料と思われる。知行地のうち六石余を藩で取り上げ、六年目からその代償として若干の金子を給与するというものであるが詳細は分からない。

第二例 盛田氏の例（『盛田家文書』によって作る）

第七表 盛田氏知行高変遷表

年 月 日	西 暦	事 項
宝曆 六閏一・二一	一七五六	七戸横町喜右衛門、祖父喜平治の代より困窮者を救済した褒美として、帯刀を許され、持地高一五石巻斗九升八合の年貢を免除される。 喜右衛門、南部藩より盛田の名字を名乗ることを許される。 盛田喜右衛門（広治）、与力に登用され、先の御免地とは別に与力知行高一五石を拝領する。
安永 四・六・一三	一七七五	
〃 五・八・八	一七七六	
		盛田喜右衛門、七戸御給人に登用され、従前の御免地、与力知行高に野竿高二〇石を加え、計五〇石一斗九升八合を拝領する。

文化 四・八・一	一八〇七	
寛政 八・二・六	一七九六	
天明 四・九・二九	一七八四	
〃 五・九・二七	一七八五	
〃 八・三・一七	一七八八	
〃 七・七・二五	〃	盛田喜右衛門死去
〃 七・八	〃	喜右衛門の伴盛田喜平太（のち杢）跡目を継ぎ、知行高五〇石一斗九升八合の七戸御給人となる（安永五年の加増分五斗が忘れられている）。
〃 九・五・二九	一七八〇	亡父喜右衛門が安永七年の盛岡城下大火に際し、御用金を献上した功により、伴喜平太、金七両、高に直して三五石を加増され、合計八五石一斗九升八合の知行高となる（安永五年の加増分五斗が忘れられている）。
		盛田杢、弟喜十郎へ地方二〇石を分けて分家させたので知行高六五石二斗四升八合となる（先に忘れられていた加増分五斗が復活している）。
		盛田杢、天明三年不作の節御用金を献上した功により金四両、高に直して二〇石を加増され、知行高八五石二斗四升八合となる。
		盛田杢、天明六年御用金献上の功により二人扶持、高に直して一二石并地形二石七斗五升二合を加増され、知行高一〇〇石となる。
		南部藩、財政窮乏を理由に、安永年中以来の加増分を藩に没収する。このため盛田杢は一〇〇石の内八四石七斗五升五合を没収され、宝暦六年の御免地高一五石一斗九升八合に、野竿高五升の加増分を加えた一五石二斗四升八合の保有を認められたほか、没収分に対し金方二両一步砂七分五厘分の地形一二石の割当を受け、計二七石二斗四升八合の知行高となる。
		盛田杢、次男栄之進へ地形三石、金方六石、計九石を分けて分家させたので、知行高一八石二斗四升八合となる。

文化 七・四	一八一〇	<p>盛田本隠居、盛田喜右衛門広豊、跡目を継ぎ、知行高一八石二斗四升八合となる。</p> <p>盛田喜右衛門広豊、深持村に新田高一二石二斗五升六合を開き、計三〇石五斗四合の知行高となる。</p> <p>盛田喜右衛門広豊、大浦村、三本木村、法量村に新田高二五石三斗五升四合を開き、知行高五五石八斗五升八合となる。</p> <p>盛田喜右衛門広豊隠居、嫡子勇司跡目を継ぎ、知行高五五石八斗五升八合</p> <p>盛田勇司、尾駁村、大浦村、甲地村等にて高五〇石の新田開発願を出す。</p> <p>藩にて前記五〇石の新田開発希望地を検地した結果、高八二石二斗七升八合の知行新田野竿高証文を盛田勇司に交付、向う五カ年間で開高すべきことを命ず（但しこれは維新に際会したため開発に至らなかったよう、開発後交付されるはずの小高帳の交付はなかった）。</p> <p>（従って御給人としての最終の知行高は、五五石八斗五升八合である）。</p>
文政二二・一〇	一八二九	
弘化 四・六	一八四七	
〃 四・一〇	〃	
元治 二・一	一八六五	
慶応 二・八	一八六六	

この変遷表中、特記しなければならないことは、寛政八年（一七九六）に行われた、いわゆる「御取戻」すなわち知行地の没収である。

悪事を働いたわけでもないのに知行地を取り上げられたのは、全く藩の財政窮乏打開策によるものであった。

この時の達書は左の通りのものであった。（『藩法集9盛岡藩』上巻七三四ページ 御家被仰出）

二月六日

一 宝暦年中より以来、金子差上、新地・足高・替地等被下候者え被仰渡左之通

## 覺

數年在府中、役人共不取<sub>レ</sub>ニテ、臨時之用金多年打続申付候より事起、去冬之一件、其上国元并江戸・大坂大金之借請ニ相成、勝手向甚難渋、公務難相成程ニ至、相統筋目当無之由、旧冬渡方等も相残候趣之処、別段之差凶を以、家中之者共えは可成ニも為相渡候処、此節ニ至、江戸扶持米為登方都合も無覺束、尤、当用金引向春穀為御登、右払代金を以參勤前後当冬穀為御登候迄、金繰一円無之旨、殊莫太之借請金、數十ヶ年之濟方ニ申懸候ても、差向金等も行当候程之危窮ニ至候由、ヶ様之節は、前例も有之事故、諸士并在町分限相応之用金申付候ても可然事ニ候得共、十ヶ年余年毎種々申付候趣候得は、一統困窮ニ相聞得候間、公用之外用金等ハ、暫不申付存入ニ付、外繰合同も相尽候上ニテ、萬端行当候付、宝曆年中金子指上、新地・足高・替地等差遣候盛岡諸士并在々給人・与力共ニ、地方之分金方ニ直し差遣候。

尤、安永年中以來追々相願、新地・足高・替地或ハ金子指出候付、加増又は免地之分共ニ取戻、公務并相統之補、年濟金引当之内え差向候様、役人共申出候条、乍不本意不得止取上候。

乍然、新規之分ハ、高ニ応し、割合を以差遣候、尤、其節ニ金子差出、用儀も相弁候故、小給ニ致遣候上ニも、後々繰合都合次第、為相捨申間敷候。

一、足高之者、五拾石以上は軍役も相勤候事故、是迄差遣候高分ハ、新田差遣可申候間、相願申度者ハ、場所を見立可申出、新田礼錢は不取上、差支も無之場所ニ候ハ、可申付者也。

辰二月



右之通被仰出、金子差上御取立之者とも呼上、於柳之間仲間出座申渡、御役人共相詰、以御目付右御書付爲見之、組付以下之者ハ、御目付を以其筋え被申渡、委細名面等御目付書留ニ有之。

これをかいつまんで云うと、藩の不手際で財政窮乏が甚だしいので、宝暦年中に金子を献上し、新地・足高・替地等を給与された諸士・諸医・在々給人・与力等の新地の分は金に直し、給与する。安永年中以来の新地・足高・替地の分、ならびに金子献上による加増・免地の分は残らず藩に取り上げ、藩のお蔵地とする。但し新規召出の分は高に応じ、割合を以て給与する、というのである。

その割合の記入は、今引用した資料には記載がないが、『篤焉家訓』には、これについて次のような記載がある。

辰二月

一 宝暦年中地形は、御金方ニ被成候事

一 安永年中以来は、足高之分不残御取戻シ被成候事

一 安永年中以来、新規百石以上之者貳拾四石ニ被成遣、五拾石以上三人扶持ニ被成、五拾石以下は貳人扶持

方ニ被成遣

但御城下之外ハ皆々御金方ニ被成遣候事

盛田奎は前述のように、この「御取戻」により、高一〇〇石のうち八四石余を没収されたが、この没収分に対し、金方二両一步と砂七分五厘分の地形一二石の給与を得け、保有を認められた一五石余とあわせ、二七石余の

知行高に減給されたのであった。

ここで、金方二兩一步と砂七分五厘がどうして地形一二石になるか、その計算を掲げておこう。

金方とは、金で俸禄を支給されることを意味し、その計算方法は次の通りであった。

金方一〇〇石：金二〇兩のこと。逆に、金方二〇兩とも云う。これは地方（知行地）に直すと一〇〇石に相当する。従って、金方二兩は地方一〇石に相当し、一步は一兩の四分の一であるから地方一石二斗五升に相当する。砂とは砂金のことである。砂金は五匁で一兩であり、地方の五石に相当する。従って砂金一匁は地方一石に当たる。砂金は、匁以下分・厘と計り、十進法であるから、七分五厘は一匁の七割五分であり、地方では一石の七割五分、すなわち七斗五升ということになる。

以上により、二兩一步と砂七分五厘は、地方に直すと一二石になるのである。

盛田奎の外に、この時「御取戻」の難をこうむった七戸御給人がどのくらいいたか不明であるが、『七戸御給人身帯書上写』によれば、野田頭源蔵も地方四石と金方八石の取戻を受けている。

第一例大下内氏の場合の「取戻」は、前述のようにこの時期のものでなく、もっと後のことであるようである。

##### 五 借用手形並びに土地売渡手形に見られる御給人の生熊

上述してきたところにより、一口に御給人と云っても大小種々あり、貧富の差も大きかったことが分かるが、そういう背景のもと、一方において生活に困った御給人は、土地を担保として借金をしたり、また土地、ときに

は知行地さえも売却したりしたが、他方、困窮した御給人に、土地を担保にとつて金を貸したり、また土地、ときには知行地さえも購入し、益々大きくなっていく裕福な御給人も生じた。以下、現存している借用手形、土地売渡手形等によつて、御給人の生態を窺つてみよう。

第一例

手形之事（『鷹山家文書』）

拙者儀近年不相統ニ付、年中繰合行届兼、難渋致候ニ付、五ケ年間御扶持方粟仕送り御相談申候所、御承知被成、忝存候。

依之、老ケ年御粟拾八駄、但シ老ケ月老駄片馬ツ、御渡可申候。

年限御仕送り可被下候諸品代共ニ右年数之内、老ケ年分都合程宛無心可致候。少々過分之所ハ十二月八日菓礼を以相仕切、相渡申候。

御錢ハ老貫文ニ付、老ケ月ニ弍拾五文利足ニ而御勘定可申候。尤粟相庭之儀、脇方並合も可有之候間、年内中ニ明年御扶持方御積申定ニ御座候。

無心通相済不申内ハ幾年ニ而も貴殿方ニ而御扶持方御蔵ハ御受取可被成候。

右之印御蔵方<sup>五</sup>も拙者ハ届置可申候。貴殿ハも御届可被成候。

為後日一札依而如件。

寛政三年亥十二月

本人 鷹山立庵印

請合 高田 覚兵衛 印  
同 米田 専 助 印

大津かや 忠右衛門 殿

安之助 殿

これは、扶持粟の支給を受けている七戸御給人が生活に困り、七戸町の商人大塚屋忠右衛門（大安）より、五カ年間生活費の仕送を受け、扶持粟で返済することを約束した手形である。

## 第二例

後証手形之事（『大塚屋文書』）

拙者共公私用至而差支候故仕送之儀兼而各方御頼申候所、積年大錢ニ相成候ニ付旧冬々段々及御相談候処、此度元利ノ高千三拾貳貫貳百五拾五文々三百貫文御引切被下、錢七百三拾貳貫貳百五拾五文有之候間、右ニ拙者共御扶持粟一ヶ年老入分来卯九月々十一月迄、三ヶ月ニ而三駄宛、都合三拾駄、老駄ニ付老貫文ニ相積濟切候迄、仲間ニ而仮令如何様之差支、出入有之候共、一言之無子細、年々小頭立合、無間違、急度相渡可申候。

尤其内凶年ニも御座候ハ、年延ニ仕候筈相定候。殊ニ数年相懸候事故、年数中仲間ニ而如何様之出入、六ヶ敷儀出来仕候共、仲間々相弁、無滞相渡、各ニ少茂御損御苦勞相懸申間敷候。為後証之仲間連印、依而如件。

寛政六年寅ノ三月

横町 権兵衛 殿

松坂屋 喜兵衛 殿

第二例は、七戸町の御同心連中が、扶持粟を引き当てにして生活費の支給を七戸町の商人権兵衛等から受けていたが、返済未済金がかさんだため、減額してもらった上、なおまた扶持粟で返済することを約束した手形であり、第一例と同性格のものである。

第三例

高坂	専蔵	印
田中	弥兵衛	印
太田	沢右衛門	印
太田	野助	印
中原	与八	印
鳥谷部	幸七	印
荒木田	嘉兵衛	印
川村	弥右衛門	印
小頭	土岐	覚右衛門
		印
同	太田	新六
		印

借用中手形之事 (『岩城屋文書』)

一 代物三拾九貫文借用申処実正御座候。右為引当、拙者知行所之内狄花通田形拾人役、右代物相払候迄利足造ニ相渡置申処相違無之候。

尤、代物返済之節ハ何時ニ而茂右田形御返被成候定ニ御座候。

若脇方<sup>江</sup>相払申候節ハ其方<sup>江</sup>為御知可申候間、其節ハ相談可致候。

其内何ヶ年ニ而茂其方<sup>江</sup>利足作ニ相渡置候。為後日之、借用手形依而如件。

文化十四年 丑二月

本人 盛 田 喜右衛門 印

親類 盛 田 栄之進 印

受人 盛 田 周左衛門 印

岩城屋 清左衛門 殿

御給人盛田喜右衛門が、知行地の一部を、商人岩城屋清左衛門(岩清)に、利作に渡し(質入れし)、借金したものである。この頃の盛田氏は、知行地の御取戻に会ったり、分家を出したりした後で、生活が最も苦しかった時である。

一方、岩清にはこの種の手形や土地売渡手形が多く残っており、商人として大きく成長していたことを物語っている。

第四例

田利作手形之事 (『岩城屋文書』)

一 拙者知行所之内、於前川原ニ田五人役、長数貳拾貳枚ニ而、金卷兩三步、慥ニ請取、貴殿<sup>江</sup>利作ニ相渡候処実正明白也。

尤、作方之儀ハ、此方ニ而相仕付、苅取候節ハ貴殿<sup>江</sup>相断可申間、分作可被致候。

金子借用之分、貳分半利足相加へ、返濟候ハ、田始末共ニ相戻シ可給候。

為後日之田利作手形、仍而如件。

文政八年 酉十一月

小原 寅之助 印

同 甚 太 印

同 五 郎 印

岩城屋 清左衛門 殿

これも、第三例同様、御給人が岩城屋へ、知行地の一部を質入した手形である。第三例では、質入地は岩城屋が耕作することになっているが、この第四例では、質入れをした御給人本人が耕作し、分作することにしてい  
る。質入れにも、このように二種類あったことが分かる。

小原氏は熊ノ沢の御給人である。

第五例

年数中売渡申田地手形之事 (『大塚屋文書』)

拙者儀入用之儀、要用之品質入ニ致置候処、此度不叶入用有之請出候ニ付、貴殿ノ代物三拾三貫文借用致候  
処実正ニ御座候。

右借用代物為引当拙者知行之内狄花ニ而田形拾人役、長サ数拾式枚、来亥ノ春ノ午ノ秋迄八ケ年中、年数ニ  
売渡申候処相違無御座候。

然ル上ハ年数諸繫并年貢手伝一切不申受定ニ御座候。

尤未ノ春ノ御帰可被下旨、是亦申定ニ候。

為念年数中売渡申田地始末、依而如件。

文政九年 戌十一月

盛 田 勇 司 印

盛 田 喜右衛門 印

江州屋

七郎兵衛 殿

喜平治 殿

第五例は、御給人である盛田勇司が八カ年の年数を限って、知行地の一部を、一族の江州屋に売り渡した、い  
わゆる年期売渡手形である。

売り渡しの理由が、別に質入している品物を請け出すためである、というのは面白いが、哀れでもある。



六 明治維新と御給人

南部領内に広くおかれた御給人（郷士）は、新田開発に、領内の治世の一端に、あるいはまた治安の維持にたずさわりつつ自らも農業に従事し、村の指導層を形成していた。

これらの人々の内には幕末、寺小屋を開き、村民の教育にたずさわった者もあり、また戊辰戦争の時は、七戸隊として野辺地、馬門に出陣した者もある。

それら御給人のうち、古い家柄の人は七戸隼人正直時の時に、次に古い家柄の人は七戸重信の治世の頃に登用された人々である。給人の数はその後も新規登用、あるいは分家等によって、次第に増えていったが、その知行高はすでに見たように極めて零細な者が多かった。

これらの御給人が七戸代官所の役職についた時は、役職料を支給されることもあったが、多くは自ら開墾し、あるいは分家によって親から譲られた自己の所有地を知行高として認められたに過ぎないものであった。

戊辰の役の時南部藩が賊軍となったため、減俸の上白石に転封になったとき、御給人達はすべてその禄を没収されてしまった。

没収されたといっても、土地そのものは、自らの耕作地であるから取り上げられることはなかったが、農民同様年貢を納めなければならなくなったわけである。

これらの人々は、明治二年（一八六九）七戸藩ができたとき、無禄のまま七戸藩に奉仕する形となり、無禄士族と呼ばれた。そして、新規開墾が造成されたのち、有禄の士族となる筈であったが、維新後のめまぐるしい政

治 奉的変革はそれを許さなかった。

そのため、族籍決定の際これら御給人達は、平民に編入されたが、これを不服とした御給人達は、長年、根氣強く復祿誓願を続け、明治後期にいたってようやく、士族の族籍を得ることに成功した。

## 第六章 農業生産の構造

### 第一節 村 位

現在の七戸町は江戸時代には七戸村と称した。その領域は今も昔もほとんど変わりが無い。

江戸時代の七戸地方の人々の生活については、これから詳細に見ていくが、その前に、今の上北郡・下北郡をも含めた広い地域である「北郡」という処は一体どういう処であったか、あるいは、よその人からどういうふうに見られていたか、明治七年（一八七四）の太政官達第一四七号に基づいてつくられた『青森県歴史』によって見てみよう。（『みちのく双書第二十三集』）

#### 北 郡

北郡は陸奥国東北の尽頭にして東は大東洋に浜し、南は三戸郡隣し、西半は八甲田山脈を以て津軽郡と界を

なし、野辺地以北は田名部に連亘<sup>れんこう</sup>し、相離る十三里余、其間地峽広きは四里、狭きは三里、半島の地勢たる西北に向て漸く濶く延て大間・佐井に至て尽き、北海道と僅かに一葦の水を隔て、兩岸の翠黛相映ず。

東西二十里、南北三十六里余、概ね岡原不毛の地にして風烈く、草木長ぜず、野辺地以北の高山中央に突起し、山脈闔境に亘り、耕地十分の一に居り、一郡の村数僅に八十三、其戸壺万千二百余、人口六万七千四百余、大区を劃す二、小区を分つ十二、一村の戸数二百を越え、稍清潔なる者は七戸、田名部等と野辺地、大湊、川内、脇野沢、大間、佐井、大畑の七港に過ず。

而て港湾野辺地を以て最とす。

岩手以北多くは該港の輸入品に仰がざるの地なく、其他の諸港は加能越及び函館等の商船米・酒・煙草の類を積み来りて土民と桧材に貿易し帰るのみ。

郡中至る所地味瘠薄、其質灰の如く、米穀実り難く、産する所多く雑穀に過ず、加ふるに秋霜早く降り、積雪遅く融え、晴陰立どころに變じ、寒暄も亦随て転ずるを常とす。

凶歉屢々至り、其民貧窶、多くは朝夕を計るの徒にして、毎に凍餒の苦を被らざるはなく、嗚呼真に皇國中最不幸の民と称するも亦誣言にあらざるべし。

明治二己巳年凶歉、五穀全く登らず、土民当時田宅を売り、或は馬を食て僅に余喘を存せり。最貧困なる者は、其愛児を棄つ。甚しきは一村の人民族を挙て散じ去るに至れり。

産物は牛馬を以て最とし、上等の家には十余頭を畜し、下等の者と雖も四、五頭を下らず。

或は牛馬を以て生とする者に至らば、一家能く数十頭を蓄え、其産殖する者は年々之を売却す。

この『青森県歴史』の著者は不明であるが、北郡地方の住民は、日本で最も不幸な人達である、といふのである。

当たらずといえども遠からざる表現であつたと云えよう。

北郡は、大小区制施行当時、第六大区（のちの下北郡）と第七大区（のちの上北郡）とに分かれていたが、このうち第七大区について、同書はまた次のように述べている。

前略……東西二十里、南北十九里余、分て七小区とし、村数五十、其戸六千八百余、人口四万弐千九百余、七戸を以て本部とし、人烟五百余、市街不潔、居民多くは農を業とす。

区内十の七荒蕪不毛の原野にして、山岳其二に居る。

耕地僅に一分を含む。村落至る所蕪穢、只少し見るべきものは野辺地の一港あるのみ。

中略……

又西に偏する地は、山氣常に□朦として、五穀実らず、故に薪炭を売り、或は野生の諸物、蕨・款冬の類を採て生計とす。下略……

区内の十分の七が荒蕪地、十分の二が山地、耕地は僅かに十分の一に過ぎないのに住民の多くは農業従事者であり、市街は不潔であり、村落は荒れ、きたなかつたというのである。

以上は、明治初年頃の上北・下北郡地方の村落の状況であるが、それより以前の江戸時代の状況も、この叙述

からして察せられるであろう。

ただここで注目しなければならないのは、北郡の記述の処で、馬産の盛んであったことに言及している点である。

あとで述べるように、七戸地方に限らず、北郡の農民は、信じられないほど僅かの農業生産力しかあげることが出来なかった。

そのため、大凶作が到来すれば沢山の人が死んだ。

それでもこの地方の人々が死に絶えず、村が続いてきたのは馬産によるところが極めて大きかったのである。

次に今度は、同じく明治五年、岸俊武が県命によって編さんした『新撰陸奥国誌』によって、七戸村の、明治初年頃の概況を見てみよう。（『みちのく双書十八集』）

七戸は、いつの頃より創りはじまけん、此区（当時七戸村は青森県の第七大区の第三小区に属した）の首邑にして、五戸より野辺地村に達する街道にあり。

西北は小阜を枕として城砦あり。南に七戸川流れ、市街は南北に長し。

土地は広野に続き、且水沢汚地ありて、民家清潔ならざれども、八日、十八日、二十八日と毎月三度市立ありて、四方相会し、交易繁盛なり。

且、五戸・野辺地の半程なれば、上下の旅人多くは皆此町に止宿し、旅客も多く集り、産に繭あり、又多く蚕種を出す。

郵便・陸運会社を設け、南は………下略

先に、北郡について述べたのに較べると、さすがに長年七戸代官所の所在地であり、宿駅がおかれており、また明治二年（一八六九）以降、短期間ではあったが七戸藩の城下町であったことの伝統が感じられ、周辺の農村を遥かに上廻る経済繁栄ぶりが窺われる。

この明治初年の記述が、どの程度江戸時代の七戸村にあてはまるか、以下順を追って見ていこう。

周知のように、江戸時代における財政・経済の基礎となるものは農業であり、農業生産力の大小は、藩・村・村民の経済を大きく左右した。

北郡地方は、水稲の限界生産地帯であったため、その生産力は低く、農民は、畜産に力を入れる一方、多少の副業を営み、一部出稼にも依存していたことが、同じく『新撰陸奥国誌』の記載によってわかる。

七戸村の場合、副業の主なるものは、いわゆる山子仕事と薪炭の生産であったが、このほか別曾・道地方面では石工仕事があった。

以下、当時の農業の状況を、より正確に把握するために、当時のこの地方における標準反収から見ていこう。

## 第二節 標準反収（斗代）

江戸時代、南部藩では課税基準となる標準反収を斗代とだいという言葉であらわしている。

斗代は、もともとは実際の反当収量を基準にして定められたものであるが、江戸時代を通じて変わらなかったため、時代の進むにつれ、実際の反収とは合わないことも多かった。

また豊作の時の実生産量ははるかに斗代を上廻り、凶作の時は斗代以下になるのはいうまでもないことであった。

斗代は郡単位に、同程度の土地の肥沃度の村々をひとまとめにして定め、『御領分中斗代歩付御定目』として規定している。

ここで注意しなければならないのは、田畑の面積の計り方である。

多くの藩では、六尺一分四方を以て一坪とし、三百坪を以て一反歩としているが、南部藩では、六尺五寸四方を以て一坪とし、田は三百坪で一反歩、畑は九百坪を以て一反歩としている。

畑九百坪を以て一反歩としたのは、南部地方の畑の生産力があまりにも低いいため、徴税技術上こうすること便宜としたからである。

それでは、七戸村の斗代はどうであったろうか。次に表示しよう。

第八表 斗代・歩付表

田(畑)位	斗代	歩付
上田	九斗 九・〇	五ッ 五・一分
中田	七斗 七・〇	三 三・四

下田	六斗 六・〇	一 一・七
下々田	五斗 五・〇	〇 〇・九
苗代	五斗 五・〇	

上稗田	六斗 六・〇	一 一・六
中稗田	五斗 五・〇	一 一・一
下稗田	四斗 四・〇	〇 〇・六

中 畑	上 畑	下々 稗田	下々 畑	下 畑
四・〇	五・〇	三・〇	二・〇	三・〇
一・五	二・三	〇・三	〇・四	〇・八

この表について若干説明しよう。田位・畑位というのは、田畑の肥沃度に応じて分けられた田畑の等級であり田畑ともそれぞれ、上・中・下・下々の四等級に分けられていた。

稗田というのは、文字通り、稗を植えた水田のことである。

田の斗代何斗何升というのは、米であらわしたものであることは云うまでもないが、稗田の斗代も畑の斗代も、すべて米換算で、米であらわしたものである。

歩付というのは税率のことであり、五ツ一分というのは五割一分のことである。

この表は七戸村のほか、洞内村、それに上野村等をはじめとする今の上北町、天間館をはじめとする今の天間林村等に適用された。

ところで、前掲『御領分中斗代歩付御定目』によって、南部藩全領の上田の斗代だけを拾ってみれば、一石三斗、一石二斗五升、一石二斗。一石一斗、一石、九斗の六等級があるが、今の七戸町・天間林村・上北町地方は、いずれも南部藩で最下級の斗代の村々であったのである。

今の上北郡でいえば、切田・深持・相坂・米田等の上田は一石一斗の斗代であり、二級上に位置していた。やや奇異の感にうたれるが、今の六ヶ所村の上田は一石の斗代であり、一級上に位置していた。



一石三斗とか一石二斗五升という高いランクの水田は和賀・志和・稗貫・岩手・鹿角の諸郡すなわち、今の岩手・秋田の両県に属する地方に限られており、本県の最高は三戸郡に属する諸村の一石二斗であった。

稗田についてみても、一番良い村の上稗田が九斗の斗代であるのに対し、七戸村は六斗であり、畑も一番良い村では九斗の斗代であるのに対し、七戸村は五斗であり、天間林等とともに最下位にあった。

北郡のうち、今の下北郡に当たる地方には、稲を植える水田はほとんどなかった。

この意味で七戸地方は下北郡の諸村よりは良かったといえるが、稗田・畑となると下北郡の諸村の方が七戸周辺に諸村よりもずっとランクが上であった。

結局、総合的にみて、七戸や天間林、それに上北町等は、農業生産力（厳密には反収）という点からいえば、南部藩においても最下級の段階に位置づけられていたということになる。

前掲『青森県歴史』が「嗚呼真に皇国中最不幸の民と称するも亦誣言にあらざるべし」と云ったのも、これらの事情を知っての上のことであつたらう。

しかしながら、七戸を中心とする地方の農業生産力の低位性は農民自身の責任ではなく、主として土壤の侵蝕をもたらす春の強い西風、冷温をもたらす冷たい夏の偏東風（ヤマセ）等、自然条件の劣悪さに帰せらるべきものであった。

このような厳しい自然条件下の土地に住んで、七戸地方の人々は営々と自らの生活を営んできた。

次に、これらの村々には、どの程度の戸数があり、村全体として、どの程度の生産をあげていたか見てみよう。

## 第三節 農家戸数と村高

今残されている史料により、江戸時代の当地方の各村落ごとの人口構成を正確に知ることはほとんど不可能であるが、北郡全体の人口構成については、幸い元文三年（一七三八）の『南部藩雜書』によって知ることができ  
る。（盛岡市中央公民館蔵）

それによれば、北郡の農民人口は四万九四七一人、町人一九二五人、出家一四八人、行人四人、山伏二四四人、神子二〇一人、社人四人、比立尼一人、座頭八二人、ごぜ三六人、計五万二一六人であり、農民人口の全人口の中で占める割合は約九五パーセントであった。

農民について数の多い町人は、その大半が七戸・野辺地・田名部等に住み、その他の地方には純粹の商人は皆無であったから、七戸・野辺地・田名部以外の地方における農業人口の比率は前述九五パーセントより更に高かったことはいうまでもない。

なお、『南部藩雜書』に、武士の人口が記されていないことに奇異の感をいだく人もあろうと思われるが、北郡には、七戸・野辺地・田名部の三代官所の代官以外に純粹の武士は存在しなかったため、わざわざ記入しなかったものと思われる。

ここで、当然、それでは七戸地方の各村々にもいた御給人は武士ではないのか、という疑問が生じると思われ

るが、これについては別項で述べることとする。

さて、江戸時代、各村落ごとの村高・戸数・馬数等のすべてを書き記した、ほとんど唯一の史料ともいべきものに、南部藩の学者大巻秀詮（享和元年―一八〇一没）著の『邦内郷村志』がある。

この書には、江戸時代中期、安永九年頃（一七八〇）の調査状況が記入されており、よく引用される書であるが、時として大きな誤りがあり、全面的に信頼することの危険性は既に指摘した通りなので、以下、別の史料によって七戸村の村高を見てみよう。

#### 第四節 七戸村の村高

江戸時代、七戸村は一体どの程度の農業生産高を有していたであろうか。

当時、年貢徴収の単位である各郷村には、“村高”というものが定められていた。

村高は、おおむね、村の農業生産力を基本として定められるものであり、これに対し、一定の“歩付”すなわち税率を掛けて、村全体の年貢高が決定された。

年貢は、まず村に割り当てられ、村でそれを農家各戸に割り当てたのである。

村高を知るための史料として通例用いられているものに、各藩の『郷村高帳』がある。

郷村高帳というのは、徳川将軍の代替わりのつど、新将軍から改めて新しい領知朱印状又は判物を拝領するた

めのよりどころの資料として、各藩から幕府に対して提出したもので、村ごとに、村高を明確に記入し、藩全体の総高を明らかにしたものである。御朱印状改めの場合も右に準じた。

従って、常識的には、これによって村高を調査するのが最も合理的であると思われるが、この方法によるのが必ずしも合理的でない場合もある。

まず、順序として、郷村高帳によって七戸村の村高をみることにしよう。

正保	四年(一七四七)	三四一石〇斗六升五合
貞享	元年(一六八四)	四二六石三斗三升〇合
元禄	一二年(一六九九)	〃
宝永	八年(一七一二)	〃
享保	元年(一七一六)	〃
延享	三年(一七四六)	〃
宝暦	一〇年(一七六〇)	〃
天明	七年(一七八七)	〃
天保	九年(一八三八)	六六四石二斗三升一合
嘉永	七年(一八五四)	〃
安政	六年(一八五九)	〃

正保四年の分は、『奥羽之内南部領高郷村帳』により、貞享元年以降の分は、夫々の年の『陸奥国南部領郷村高辻帳』に拠った。

この史料によると、七戸村は、正保四年三四一石余の村高であったが、貞享元年には四二六石余になり、しばらく同じ村高であったが天保九年に至り、一拠に六六四石余に増えたように思われる。しかし、こういう見方は間違いである。左にその理由を示そう。

貞享元年以降四二六石余であった村高が、天保九年以降六六四石余となったのは、文化五年（一八〇八）南部藩が一〇万石から二〇万石の表高（公認石高）に昇格したのに伴い、一〇万石時代には、表高一〇万石、内高（表高以外の高）一四万八〇〇〇石、総高二四万八〇〇〇石としていたものが、二〇万石時代には、表高二〇万石、内高四万八〇〇〇石、総高二四万八〇〇〇石となったため、従来内高としていた一四万八〇〇〇石の中から一〇万石を表高に組み入れたことによるものである。

すなわち、総高においては、はじめから二四万八〇〇〇石であり、しかも『篤焉家訓』中『南部御領内郷村帳』によれば、貞享元年、表高を構成している村数も、内高を構成している村数も、ともに四四七カ村であるから、一つの村の村高が、表高と内高とに分けられており、『郷村（高辻）帳』中の村高は、表高のみの記載であったことが分かる。

これによって、貞享元年の段階においても、七戸村の実際の村高は、四二六石余ではなく、少なくとも天保九年に書き上げられている六六四石余はあった、ということになる。

ここに、「少なくとも六六四石余」という表現を用いたのは、七戸村の村高が、これよりずっと多かつたことを示す史料が幾つかあるからである。

左にこれを、年代順に示そう。

明和七年（一七七〇） 七戸御代官所惣高并村家数書上 一五〇八石一斗六升八合

安永九年（一七八〇） 邦内郷村志 高八五五石七斗余・郡分郷村高書上六四〇石一斗余  
（寛政年間刊）

五九一石四斗余同・五二六石四斗余給地・八一石社寺給地 民戸四八三軒

天保五年（一八三四） 天保郷帳 八二八石二斗一升八合

天保八年（一八三七） 南部盛岡藩御領分中各村御蔵・給所惣高書上帳 一五四一石一斗四升九合

内 八二八石八斗二合御蔵高 七一石三斗四升七合給所高

嘉永六年（一八五三） 七戸通御代官所郡分郷高書上帳 一六三九石七斗二升三合

萬延二年（一八六一） 七戸通御代官所御役立書上帳 一六三九石七斗二升三合

明治二年（一八六九） 陸奥国北郡之内郷村高帳 一六四三石八斗四升一合

明治年間 旧高旧領取調帳 一六四三石八斗四升一合

『七戸御代官所惣高并村家数書上』は、七戸代官所の調査書と思われ、信頼がおける。

『邦内郷村志』は、大巻秀詮の著であり、南部藩最良の地誌書といわれているが、中には重大なミスもある。

この、村高の記載も複雑で、多くの人はその解釈に苦しみ、解説も加えずそのまま転記している状態にある。

私は最近ようやく、その解釈方法を見出したが、複雑になるので、のちの機会に譲ることとする。

『天保郷帳』は、幕府が天保三年に編纂をはじめ、同五年に完成したものであるが、七戸村についていえば、給所高（御給人に支給している分）が脱落しているようで採用できない。

天保八年の『南部盛岡藩御領分中各村御蔵・給所惣高書上帳』は、各村の村高を、御蔵高（藩に年貢を納める土地の高）と給所高とに分けて記載しており、信頼するに足る史料である。

『七戸通御代官所郡分郷高書上帳』・『七戸通御代官所御役立書上帳』は、ともに七戸代官所調製のものと思われるが、前書同様、御蔵高と給所高とに分けて記載しており、しかも村高は全く同一である。

明治二年の『陸奥国北郡之内郷村高帳』は、明治二年七戸藩創設の際のものであり、最も信頼がおける。『旧高旧領取調帳』もそれによった明治政府の調帳である。

以上によれば、明治七年以降の、七戸村の村高は相近似しているから、江戸時代中期末以降明治初期までの七戸村の村高は一五〇〇石から一六〇〇石の間であった、といつてよいであろう。

### 第五節 農家一戸当たりの持高

徳川幕府は、自作農中心主義を農政の根幹とし、持高にして一〇石、耕地面積にして一町歩を保有する農民を標準百姓としていた。

これを本県と対比してみよう。

津軽地方についていえば、その水稲生産力は一般の通念より遙かに高かったので、幕府の設定した標準百姓の基準を越える者が極めて多かった。

そのため、たとえば、大豊作であった文化一四年（一八一七）の津軽全農家の一戸当たりの生産高は、時の勘定奉行竹内清承によれば、実に二三石七斗八升六合という高いものであった。（『御国内出穀大略考量』）

しかし、南部地方は、その劣悪な自然条件のため、そうはいかなかった。

南部地方には、農家一戸当たりの持高（課税標準高）を知るための適格な史料はあまりない。

そこで、ごく大ざっぱに、享保一〇年（一七二五）の南部藩の総戸数五万五〇〇〇戸で郷村高の二五万八〇〇〇石余を割ってみれば、一戸当たりの持高は四石七斗に満たない。

農家戸数の正確な把握は困難なので確言は出来ないが、多くみても一戸当たり持高は五石程度であったろう。

これが青森県内の南部領となると、岩手県内よりも一般に農業生産力は低かったから、ひいき目にみても五石以上ということは絶対になかったであろう。

八戸藩では六石百姓を標準百姓としていたが、延享三年（一七四六）の『御巡見通行に付御差立覚』によって八戸藩領三五カ村の農家一戸当たりの高を見ると、坂上村三石一斗、小田村三石四斗、八太郎村四石一斗、日斗村一石九斗、谷地村六石三斗、はひ上村二石四斗、追切村五石四斗、川原木村三石三斗、悪虫村一石三斗、内舟渡村五斗、石堂村一石三斗、売市村一石四斗、沢里村四斗、根城村一石五斗、田面木村三石、尻内村二石四斗、



坂牛村二石八斗、櫛引村四石二斗、鳥沢村三石二斗、一日市村四石九斗、平林村六斗、小泉村二石七斗、高橋村五石一斗、苦米地村一〇石四斗、片岸村四石四斗、下名久井村三石六斗、平村三石、上名久井村三石三斗、高瀬村一二石であり、それらの平均は三石五斗に過ぎない。

これらの村々は八戸藩にとっては穀倉地帯であるのに、平均一〇石以上の村は僅かに二カ村に過ぎず、一石台・二石台・三石台の村が多く、一石未満の村が三カ村もある。

次に、七戸村の農家一戸当たりの持高を、ほとんど唯一、最高の史料とも云える、前記明和七年（一七七〇）の『七戸御代官所惣高并村家数書上』によって見てみよう。

当時七戸村は、三一カ村、五五〇戸で、村高一五〇八石一斗六升八合であるから、一戸当たり持高は、二石七斗四升二合に過ぎなかった。

これを、同史料によって現在天間林村を構成している諸村と較べると次表のようになる。

第九表 村高・持高表

村名	村高	村数	戸数	一戸当たり持高
天間館村	七三六九五一 <small>百十石斗升合</small>	二〇	二五三	二九一二 <small>百十石斗升合</small>
中岫村	六六一三七	一	八	八二六七
花松村	二一五〇〇	七	七	三〇七一

野崎村	七二七五八	二	一九	三七七六
附田村	六七八〇〇	一	一六	四二三七
榎林村	二八二〇五三	三	六一	四六二三
二ツ森村	七五六四五	一	一六	四七二七
天間林 合計	一三二一八四四	三五	三八〇	三四七八
七戸村	一五〇八一六八	三一	五五〇	二七四二

註 ①村数とは、本村と枝村との合計のこと。

②李沢村・甲地村は含まれていない。

こうして見ると、江戸時代中期頃の七戸村の農家は、天間林に較べてもなお低い農業生産力しかあげていなかったことが分かる。

七戸町に治部袋という村があり、そこに住んでいた成田氏の子孫儀右衛門は、今でも“治部袋の一〇石”と呼ばれている。江戸時代、一〇石の持高を有する者は七戸ではまれであったことの証左である。

七戸地方の農家よりも農業生産力の低かったのは、下北地方の農家だけである。

下北地方では江戸時代水稲生産はほとんど行われていなかったから、水稲生産の行われていた地方で、生産力の最も低かったのは七戸地方であったのである。

一戸当たり、二石七斗四升二合といえは、米に換算して七俵に満たない。

一家族数人が一年がかりで生産する田畑の全収穫が、米換算で七俵に満たないのである。

この中から、年貢も払わなければならないのであるから、その生活程度は、今の人には想像もつかないほど低いものであつたらう。

尤も、斗代の所でも説明したように、斗代（年貢をかけるため藩で定めた一反歩当たりの標準生産高）は実際の生産高とは必ずしも一致しないから、その斗代に面積を掛けて産出した持高・村高等も実収とは違うことが考えられる。

津軽藩では、南部藩の斗代に当たる分米は、不作の時の反収を基準として定めたものである。従つて、平年作、豊作の時の反収は、はるかに分米の高を凌駕している。

これに対し、南部藩の場合の斗代の定め方ははっきりしていないが、平均すれば実収が斗代を若干上まわつたのではないかと思われる。

この一戸当たり、二石七斗四升二合の持高がどの程度の経営面積となるかは、節を改めて述べることにする。

## 第六節 地目構成・一戸当たり経営面積及び作付構成

## 一 地目構成・一戸当たり経営面積

江戸時代、七戸地方の農家の保有する農地の地目構成すなわち水田面積と畑作面積との比率がどうであったか、ということを知ることが困難である。

南部藩の郷村高帳のほとんどは、村高のみを掲げ、その地目構成は示していない。

その中にあってただ一つ、江戸時代の初期、正保四年（一六四七）の『奥州之内南部領高郷村帳』のみは、各村ごとの田高、畑高およびその合計の村高を掲げているので、左にこれを表示しよう。

七戸村村高 三四一石〇斗六升五合

内

田高 二四八石六斗九升四合

畑高 九二石三斗七升一合

これによれば、田高比率七三パーセントに対し、畑高比率二七パーセントである。

これを面積に直してみよう。

この村高を面積に直すには、田畑それぞれ等級ごとの内訳が明らかでなければならぬが、それは皆目分から

ない。

『新撰陸奥国誌』にも、七戸村の土地の肥沃度についての記載はないが、天間館村については、「土地下の下」と記している。

そこで、これを類推して七戸村の水田を下田とし、畑はこれを中畑として計算すれば、下田の斗代は六斗、中畑の斗代は四斗であるから、その経営面積は

田面積	四一町四反
畑面積	二三町一反
計	五四町五反

ということになる。しかし、江戸時代南部藩では、水田面積の一反歩は三〇〇坪であるが、畑面積の一反歩は九〇〇坪であったから、畑も三〇〇坪一反歩として勘定するとすれば、右の畑面積を三倍しなければならぬ。

従って、正保四年当時の七戸村の耕地面積は

田面積	四一町四反
畑面積	六九町三反
計	一一〇町五反

ということになる。

しかし、貞享元年（一六八四）から安政六年（一八五九）にかけての『陸奥国南部領郷村高辻帳』の記載が信

をおけないことは前述の通りであるように、それより前の『奥州之内南部領高郷村帳』にも信がおけない。

前述のように、江戸時代の七戸村の村高を記したもので、信をおける最初のもものは、明和七年（一七七〇）の『七戸御代官所惣高併村家数書上』である。

これには、田畑ごとの高が示されていないが、田高・畑高の比率が、正保四年当時の比率と一応等しいものとし、田高七三パーセント、畑高二七パーセントとして計算すれば、その面積は左のようになる。

明和七年七戸村田高 一一〇〇石九斗六升三合

〃 畑高 四〇七石二斗〇升五合

計 一五〇八石一斗六升八合

田面積 一八三町九反

畑面積 一〇一町八反

計 二八五町七反

これを現在の面積に直すと

田面積 一八三町九反

畑面積 三〇五町四反

計 四八九町三反

ということになる。

ところが、『青森県租税誌前編上』中の『田制前記石高沿革』は、明治初年、青森県が県内各県から引き継いだ郷村高及び農地面積を次のように記している。

元弘前県より引受の郷村高	三二九・六七三石六斗四升一合
元黒石県	〃
元黒石県	一一・一六四石二斗三升二合
元斗南県	〃
元斗南県	三〇・三七三石二斗四升二合
元七戸県	〃
元七戸県	一四・七九五石一斗九升〇合
元八戸県	〃
元八戸県	二一・七四四石二斗八升〇合

註 斗南県……二戸郡領を除いた高

八戸県……九戸郡・志和郡領を除いた高

元弘前県より引受の面積	五〇・七二三町余
元黒石県	〃
元黒石県	一・二〇三町余
元斗南県	〃
元斗南県	?
元七戸県	〃
元七戸県	一・〇九五町余
元八戸県	〃
元八戸県	?
	以上

これによれば、それぞれの田畑平均反収は左のようになる。

元弘前県の田畑平均一反歩当たりの高	六斗五升弱
元黒石県	九斗三升弱
元斗南県	?
元七戸県	一石三斗三升強
元八戸県	?

この記述はまことに興味がある。斗南県・八戸県は面積の書き上げがないので反収は出せないが、反収の出る弘前県・黒石県・七戸県のうち、常識的にも、その他の調査によっても、黒石県が最も反収が多く、弘前県がこれに次ぎ、七戸県は最下位であることは周知のことである。

然るにこの報告では、最下位のはずの七戸県の反収が最上位であり、実に弘前県の倍以上、黒石県の一・四倍というから驚く。

弘前県の郷村高は、不作の時を標準としたものであることは前述の通りであり、また私はそのことを『近世青森県農民の生活史』の中で詳述しているが、例えば津軽藩では文化一三年（一八一六）には六三万二〇〇〇石の生産高をあげている。

弘前県の六斗五升弱という反収を二倍すればちょうどその額となる。過少申告もよいところである。

これに対し、七戸県の田畑平均の反収一石三斗三升強というのは、先の明和七年の七戸村の村高に基づいて面積を計算する際、私が採用した水田、下田として斗代六斗、畑、中畑として斗代四斗という基準に対し高すぎる。



この七戸県の郷村高は、明治二年（一八六九）、七戸藩が出来た時の郷村高一万〇三八四石六斗四升七合よりも四四〇〇石余も多くなっているから、過少申告どころか、馬鹿正直な申告と思われるが、或いは何か間違いでもあったものであろうか。

間違いがあるとすると、それは面積の申告にあるのかもしれない。南部藩では、津軽藩が町・反・畝で面積を表しているのに対し、これを用いず、稲の刈数と畑の場合は投下労働量（人役または手役、ツ役という）によって計る習慣があるので、正確な面積の把握は至難の業である。

そういう点を勘案すれば、この一〇九五町歩という面積の申告は過少のように思われる。しかし、この面積の申告は、もし間違いがあるとしても郷村高を馬鹿正直に申告しているところから見て、悪意に出たものでないことは明瞭である。

その結果、反収は一石三斗三升と馬鹿高いことになっているが、七戸地方は、上田でもその斗代が九斗に過ぎないので、それより遙かに低い畑の斗代をも加えた平均の斗代がそんなに高いということは絶対にありえない。

明和七年から幕末までの間に斗代の増額はなかったから、たとい反当実収がこの間に増大しても、それが村高・郷高の増大にはつながらないのである。

結局、くり返すが、この一石三斗三升という反収は、郷村高の過大申告と面積の過少申告から相乗効果的に生まれた、誤った数字であると云わざるを得ない。（註 ここに示されている七戸県の面積は、畑一反歩を九〇〇坪と計算したものであり、三〇〇坪一反の現行計算法によれば、もっと多くなることは云うまでもない）

以上述べた所を総合してみるに、結局七戸村の地目構成は、明和七年の村高で試算してみたものを一応の基準とみるより今のところ方法がないようである。

それでは、農家一戸当たりの地目構成はどうであったか、次にこれを見てみよう。

七戸村の農家一戸当たりの持高は、明和七年、既に見たように二石七斗四升二合であった。

これを、先に見たように、水田高七三パーセント・畑高二七パーセントとすると

水田高 二石二合

畑 高 七斗四升

となる。水田を下田とし、その斗代六斗、畑は中畑としその斗代四斗で計算すると、その地目構成別経営面積は

水田面積 三反三畝余

畑 面積 一反八畝余

計 五反一畝余

となる。しかし、畑面積を現行面積に換算すれば五反四畝となる。従って、現行面積に換算すると、明和七年七戸村の農家一戸当たりの地目構成別経営面積は

水田面積 三反三畝余

畑 面積 五反四畝

計 八反七畝

となるのである。この数字は、水田高と畑高の比率ならびに、田畑の等級（斗代）が、ここに採用したものと違えば当然に違ってくる。

すなわち田畑の等級（斗代）が低ければ低いほど、そして畑高が多ければ多いほど面積は大きくなるのである。

すなわち、仮りに水田高と畑高とを丁度半分宛の一石三斗七升一合宛とすると、水田面積は二反三畝、畑面積は三反四畝、合計経営面積は五反七畝となる。

旧面積では、先に例示した、水田高七三パーセント、畑高二七パーセントのときと六畝しか違わないが、これを現行面積に換算すると畑面積は一町二畝となり、合計経営面積は一町二反五畝となり、ほぼ先の例の二倍近くになるのである。

一戸当たりの持高二石七斗四升二合は、いかにも少ない高であるが、実収は、時代が下るほどそれよりかなり高くなっていたものと推定される一方、その面積は、持高二石余から想像されるものよりずっと多かった、ということが以上で明白となる。

## 二 作付構成

作付構成とは、耕地に何をどのくらい植えたかという比率である。

正保四年（一六四七）および明和七年（一七七〇）の郷村帳で見たように、江戸時代の当地方は、その生産高

においては、水田の生産高が畑の生産高よりも高かった。

しかし、その面積においてはこれと逆に、畑面積が水田面積よりも遙かに多かった。

南部藩は、雑穀地帯であった、といわれるのはこのためである。

当時の上北郡地方は、水稻生産の北限であり、その生産力は、南部地方の中でも最も低い地帯であった。また凶作の危険も大きかった。

それでも水田が畑より有利であったことは、既に見たように水田が、畑より少ない面積から畑より多い生産額をあげていることでも知られる。

そのため農民は、防風林を設けては強い西風を防ぎ、水路を長くしては水温を高め、早稲・中稲・晩稲を混植しては凶作の危険を分散するなどして稲作の維持につとめた。

享保二〇年（一七三五）南部藩が幕府に提出した『産物書上帳』には、粳米九一種、糯米四七種が書き上げられている。

これらの品種の中には、地元でつくられたものもあったが、津軽・仙台・福島・豊後等から移入されたものもあった。

平年作以上の年には晩稲の収量が最も多く、以下中稲・早稲と続いたが凶作の年はその逆となった。

それで凶作が来そうな年には晩稲田は中稲田に、中稲田は早稲田に、早稲田は稗田に変わったりした。

凶作は後で詳しく見るように頻繁に襲来した。そういう農業事情のため、面積の多い畑地には主食となるよう

品 種						比 率 (%)
小 豆	青 引	麦	大 根	そ ば	大 豆	
○・〇四	○・六〇	○・八〇	八・四〇	一六・九〇	二三・三〇	二五・八〇

な雑穀が多く植えられた。

当地方で、畑にどのような作物をどのような割合で作付したか、非常に興味ある問題であるが、これを知ることの出来る資料はない。

そこで参考までに、天保一〇年（一八三九）の十和田市切田村牧田領内畑高九〇石の土地の作付構成をかかげることとする。

第一〇表 切田村牧田領畑作付構成表

一見して分かるように、粟・稗・そばの主穀作物で七四・七パーセントを占めているが、これらはすべて凶作に強い作物であり、特に稗とそばとは救荒作物として重要視されていた。

これらが多く作られているということは、屢々凶作の襲来を受けた当地方農民のいわば生活防衛の知恵であった。

粟は、わせ粟五一種、おくて一一九種、わせもち粟五種、なかもち粟九種、おくてもち粟九六種、稗は、わせ稗二八種、なかて二九種、おくて四六種が南部地方全体で数えられている。

大豆は、南部大豆という名で呼ばれ、大阪・江戸の穀物市場に上場されるほど有名であり、御用大豆として藩に買い上げられたが、農民にとっても自家用味噌の原料として極めて重要なもので

あった。

そのため、この大豆の買い上げをめぐり、代官所と農民との間には紛争がおこることもあり、時には百姓一揆にまで発展したこともあった。

大根は漬物・かてももの・味噌汁の実用として重要な食糧であり、副食というより主食に近いものであった。

その葉も干菜として冬期間の汁の実用とされた。

麦も作付けされたが、その量は多くはなかった。

小豆の作付けも非常に少なくなっているが、これはこの年が天保の七年飢饉の最後の年に当たっているせいかも知れない。

牧田領の作付品目にはこの八品種しか出てこないが、勿論これ以外のものが作付されなかったわけではなからう。

自給衣料である大麻はすべての農家で大根の前作として作られたし、その他荏・ささげ・豌豆・里芋・長芋・茄子・胡瓜・まくわ瓜・ごぼう・にんじん・にら・ねぎ・からしな・けし・蕪等も作られた。

畑一反歩当たりの斗代は、等級に応じ、何を作っても同じなため、一年二毛作、二年三毛作を行った場合でも一年につき一作だけを書き上げればよかったから、作付構成面に多くの野菜の名が書き上げられる必要はなかった。

従って実際上の作付構成は、もっと複雑なものであったはずである。

今一つ、小豆の処で述べたように、この調査の行われた天保一〇年は、天保三年からはじまるいわゆる七年飢饉の最終年である。そうしてみると、長年の大凶作に対する生活防衛策として農民はおそらくふだんの年よりも雑穀の作付けを多くしたのであろう、と考えられる。

この表を読むとき、そういう配慮が必要であるが、いずれにせよ、この表は、江戸時代後期における上北郡地方の畑の作付構成を知る一指標であると云えるであろう。

### 第七節 大豆と農民

今日においても大豆は、日本人にとって最も重要な蛋白質資源であるばかりでなく、その栄養学からの価値は世界的にも高い評価を受けている。

畑作の占める比重の大きかった江戸時代の南部地方において、大豆は、粟・稗とともに畑作物の中核をなしていた。

飢饉の時「米は無くても、味噌さえあれば生きられる」というのが百姓の常識であったが、大豆は、味噌・醤油・豆腐・納豆等の原料であり、また、きな粉・豆しとぎ・ずんだ餅等の材料でもあり、さらに、その実も殻もこれまた南部地方の重要産物であり、農業生産手段である馬の飼料でもあった。

大豆は、窒素肥料なしで作られる穀物である。その反収は低い、南部地方には、「三日月の丸くなるまで南

部領」といわれるほど広大な土地があった。

この広大な原野が、きりひらかれた、いわゆる「あらしき」と田の畔に大豆は主として植えられた。

原野は、立木や雑草が刈り払われ、焼かれたのち「たち」（太刀）で切られ、鋤で表土が両側から折り畳まれ、高畝につくられた。

この高畝の上に大豆が植えられた。翌年は、この高畝を、左右にひっくり返して隣の畝とあわせ、新しい高畝とし、再び大豆を蒔いた。この二年目の耕作方法を「おもがえし」と呼んだ。

三年目には、表土に含まれていた草の根等もおおむね分解しているので、何でも蒔くことが出来たが、まだ普通の「畑」とは呼ばれず、「三年がえし」と呼ばれ、まだ無肥料で栽培できた。

いわゆる普通の「畑」となるのは四年目からであり、この年からは施肥を必要とした。

「あらしき」は、「鋤下年季」といって、成工までの数年間は無年貢の慣習があったので、無年貢期間だけ耕して、あとは「そらす」こと、すなわち不耕作地とすることも多かった。

「あらしき」が「そらし地」となる頃には、別に「あらしき」を開いたりもした。こうして上手にやれば、長く無年貢地を持つことが出来たようである。

「そらし地」には、近くに生えている「コバノハンノキ」（コバハン）の種子が飛んできて、一面に生えた。

近くにコバハンがないときは、冬、種子のついている枝を折ってきて、「そらし地」の所々にさしおけば、春になつてコバハンの木が生えた。



コバハンは、空中から窒素を取って、これを根に固定し、どんどん生長した。

コバハンは、日本在来樹の中では、初期における生長が最も早い木である。一、二、三年で早くも伐期に達する。農民は、これを燃料として伐採し、伐採あとには、大豆・その他の雑穀を蒔いた。コバハンが地下に残した窒素肥料によって、どんな作物も、木灰を施すぐらいでよく成長した。伐採跡の耕作地は、「切替畑」と呼ばれ、これも年貢減免の慣習があった。「あらしき」と「切替畑」の違いは、それほどはっきりしたものではなかった。このような、有利な条件に恵まれたので、大豆は、南部地方の農民にとっては、まことに重要な作物であり、その生産は相当の量に上った。もちろん大豆は普通畑にも植えられた。

これらの大豆が、大凶作時に農民の飢えを救い、また馬産発展のために大きな役割りを果たしたことは別記の通りであるが、これが商品作物化されないうちは、時として過剰生産気味になることもあった。

一方、江戸時代中期ともなると、先進地帯では、色々な商品作物が栽培され、大豆その他の雑穀のような低生産性の作物の栽培は減少の一途をたどっていた。

この点に着目したのが、財政窮乏に悩んでいる南部藩であった。

廣 齋沢安任著『奥隅馬誌』によれば、藩は領内で過剰生産気味であった花巻地方の米、三戸郡・北郡地方の大豆、および牡馬の三物について、「御定例」の制度を設け、永年の平均相場でこれを買上げ、民政の安定を計ったという。

「御定例」というのは、毎年、必ず買上げることの意味であり、大豆についていえばこれを「御定例御買上

大豆”と呼んだが、買い上げられた大豆は、馬で野辺地湊に運ばれ、船積みされて、大坂に送られるのが常であったので“為御登大豆”<sup>おんのぼせだいず</sup>とも呼ばれた。“御定例大豆”のはじまりは、宝暦二年（一七五二）とされ（『新渡戸伝一生記』）、為御登大豆の始まりは、明和二年（一七六五）とされている。

この為御登大豆は、福岡通、三戸通、五戸通、七戸通の四通から買い上げられた。

買上を総轄する藩の役所は幕末の頃では“御国益所”と呼ばれ、各通で、買上の実際にたずさわる商人は“御国益所附御用達”と呼ばれた。

この名称からもわかるように、はじめ百姓のために有利に買い上げてやろう、という制度であった大豆の買上の制度は、それが大坂市場等で高く評価されるにつれ、百姓のためというよりは、藩の有力財源とするために買い上げる方向に変わっていった。

そしてまたそれに味をしめた藩は、“御定御買上大豆”のほかに、“別段御買上大豆”、“奥国産御買上大豆”等の名目で、半強制的に百姓から買い上げるようになった。

そして、その強制的買い上げが、百姓の生活をおびやかすまでに到ったときは、いかに辛抱強い百姓でも立ち上がって抵抗せざるを得なかった。

別記、嘉永六年（一八五三）七月の七戸通御蔵総百姓一揆は、この“別段御買上大豆”ならびに“奥国産御買上大豆”の買い入れ中止を求めた一揆であったし、後記、明治三年（一八七〇）七戸通総百姓一揆の願条の中にも“御定例大豆”の買上中止の要求が見えるのがその好例である。

それでは一体、どのくらいの大豆が各種御用大豆として買い上げられたであろうか。資料が不十分で、断片的にしか紹介できないが、大豆をめぐる藩、農民、御用達の動向を交えて、以下これを示してみよう。

第一例 文化一四年（一八一七）大坂為御登大豆、福岡・三戸・五戸・七戸にて定例御買上石数

（『五戸町誌』による）

福岡通	二四三七石
三戸通	一七二五石
五戸通	二〇二五石
七戸通	九五六石
計	七一四三石

第二例 弘化五年（一八四八）別段御買上大豆御免願

七戸通内の各村総百姓並にその代表者としての大肝入・肝入等連名で、天保十一年（一八四〇）より弘化三年（一八四六）までの六カ年分の大豆代、駄賃等の代金一万二九八七貫文余は、もう支払ってもらわなくてもよいから、せめて昨年分の大豆代等は支払ってほしいこと。昨年下命の「別段御買上大豆、六八〇石にはとても応じられないこと。今後は、「御定例大豆」以外の「別段御買上大豆」の買上はやらないでほしいこと等を訴えたものである。

百姓から買い上げた大豆代金の支払いが七カ年も滞っていることには驚きを禁じ得ないが、そのうち六カ年分の代金の受け取り権は放棄するから、今後“別段御買上大豆”の買上は中止して“御定例大豆”だけの買上にしてほしいという百姓の心中は察するに余りがある。

この願いはききいれられず、“別段御買上大豆”の制度は、その後も存続し、しかもその買上量はさらに多くなってくる。

代金の支払いがどうなったかは分からない。

#### 乍恐奉願上事

当二月、御役人様御下被遊、段々難在御沙汰向被仰渡、且又、兼而被仰付置候御月割錢之儀茂上納御免被成下候旨、此度被仰出、重疊難在仕合ニ奉存候。依之、千万恐多申上様ニ奉存候得共、近年被為在御物入多、御勝手向御差支之趣粗奉承知候間、天保十一年も一昨年迄之御大豆代并諸御駄賃錢御下滞之分、別紙之通書万弐千九百八拾七ノ八百六拾五文御座候。右之分為寸志、奉差上度奉願上候。乍恐、願之通御取納、御用途之内<sup>江</sup>御加被成下置候ハ、御百姓共一統難在仕合ニ奉存候。

扱段々ニ奉申上候茂恐入奉存候得共、昨年作合之儀ハ夏中も御見分奉願上候程之仕合ニ而、諸作一躰不宜所、残暑在之候故ニ哉、秋ニ至リ可成<sup>かなり</sup>実取茂仕候得共、大豆作之儀者至而生立薄御座候而、実取甚不足仕、御年貢御大豆并御定例御買上御大豆上納ニ茂迷惑仕候御百姓共多分、在々漸々之次第ニテ、皆納ニ至リ候所、猶又去十一月、別段御買上ケ大豆御当所<sup>江</sup>六百八拾石程御買上被仰付候得共、所詮上納之目当茂無御座、再応

御免被成下置度旨奉申上候所、押々御論御取扱被成下候ニ付、御請奉申上候。然ル所右ニ奉申上候通、難渋之御百姓共種大豆味噌大豆ニ茂差支、不得止事、先頃御蔵大豆之内百駄拝借之儀奉願上候程ニ御座候得ハ、此節迄精誠手を盡し候得共、右六百八拾石之御大豆、迎茂上納手段相及兼、今更可申上様無御座、恐入奉存候。随而可被為在御承知茂、御当所之儀ハ元来小場之御村方、殊更難渋之御百姓共勝ニ而、天保九年凶作之砌御高過半不仕付ニ相成、右ニ准牛馬茂減少仕、極窮之御百姓共一統迷惑仕罷在候所、近年御定例御大豆并御用銅共之外、別段御大豆、中奥通ハ数千駄御附下ニ御座候。右共々不殘、御当所御百姓共ニ而野辺地表ニ駄送仕、其他年ニ寄、御銅山ニ御附上ケ之塩等茂在之、彼是ニ而不少御駄送方御座候内、御大豆并御用銅ハ就中御差兼之御用之趣ニ而、早春ハ附下方敵敷被仰渡候得共、遠在ハ疲勞之牛馬疾速既出等茂相成兼、無抛、近在ハ雇馬相頼、駄下仕候得共、多分春中ハ道悪之事故、早俄取不申内、自然ト秋更迄も相懸り、漸々附下濟ニ相成居候。然ル所中奥通ハ御当所迄、別段御買上ケ御大豆共々、野辺地湊ニ被遊御附下、頓而御当所御百姓共ニ而駄下仕候事ニ而ハ、譬節之御駄賃錢御下渡被下置候而茂、迎茂行届附下候儀者無覚束奉存候。昨年迄御附下駄数すら前文奉申上候通、年々容易ニ附下濟ニ相成不申、誠ニ一統迷惑仕候。猶此上数千駄相増駄送被仰付候事ニ而ハ、日々駄下ニばかり差懸り居候様ニ至り可申、乍去御大切之御用物ニ御座候得者、其度毎ニ兎角願上候様茂無御座候。左候ハ、難渋之御百姓共、田畑仕付向ハ勿論、草手入、其外家作、山働等迄茂、銘々思敷手配行届兼、元来鹿地之御場所柄、自然ト諸作之実取も相減、如何様助情仕候而茂、終ニ家業相統仕兼候者茂出来、御用御問欠等ニ相成候儀茂難計、甚々恐入、心配仕罷在候。

尤、御承知茂被為在候通、農業之外別ニ働方ト申茂無御座候得者、年々諸上納御金錢ハ猶更、塩魚物農具、都而一切之雜用もの、重々市中商人共ト得縁合を、出秋ニ至リ上納物相除、飯料種物之外多少之余分相払、右売代を以て返済、節々御郡役等勤上、是迄家内扶助仕居候仕合ニ御座候。然ル所近年ニ至リ、諸色高直之上、金錢不融通ニ相成、商人共ト右様之縁合を得候儀茂埒明不申、弥増御百姓共迷惑至極ニ奉存候。依之重疊恐多願上様ニ奉存候得共、何卒極窮之御百姓共御救と思召、已来、御定例之外別段御買上大豆ハ御免被成下度奉願上候。前書為寸志奉申上候外、昨年分ノ御大豆代御駄賃錢ハ此節御下渡被成下度奉願上候。当年分ハ御定例御大豆御駄賃錢并御銅繩菰御駄賃錢共ニ、節々頂戴被仰付被下置度奉願上候。御慈悲之御憐愍を以、願之通被仰付被下置候ハ、此上銘々家業相続相励、御郡役等無滞勤上申度、冥加至極、難在仕合ニ奉存候。此旨御序之節宜敷被仰上被下度奉願上候。以上。

弘化五年三月

七戸通

御百姓 共

御銅門屋

三本木通肝入喜 平 衛

孫 四 郎 ○

法量通同長 九 郎 ○

深持通同善 太 郎 ○

洞内通同権 之 亟 ○

天間館通同作 兵 衛 ○

北山通同安 兵 衛 ○

北川目通同安 太 郎 ○

上川目通同源 左 衛 門 ○

御町通検断盛 田 安右衛門 ○

南川目通肝入米内山 元右衛門 ○

豊 間 根 定 八 様

小 泉 万 喜 八 様

第三例 弘化五年別段御買大豆御用留（『大塚屋文書』 || 『盛喜家文書』）

第二例で、「別段御買上大豆」の買上中止願を示したが、その願いがききいれられなかったことは、この第三例の資料でわかる。この御用留は、係り役人山下篤三郎から、御用達である盛田喜平治ならびに船木屋儀兵衛（山松）にあてた書状の写しの綴りである。

これにより、弘化四年末、第一例に示したと同じ、四通に対し、「別段御買上大豆」合計一万石を下命したと、七戸の御用達は当時、盛喜と山松の二家であったことがわかるが、各通ごとの買上割当数量はわからない。左に、それらの書状のうちの一通を掲げる。

春暖の節ニ御座候処、先以名々様、弥御壯剛可被成御座、奉寿候。誠ニ此中ハ不計義、盛田様方ニ罷出候処、色々と御多含之預御地走、御懇志辱次第ニ奉存候。

其砌も御頼申上候通、明日ハ駄下御早々可被成下、申上候通船々も多分入津着日ハ催促ニ而、大井おおいニ当惑罷有候。

尤御案内之通、舟手も此節乗後れ申候而ハ、一上下相後可申事ニ付、更ニ無理成義ニ而も無之、尤之次第ニ而猶々心痛而已仕居申候間、繰返し此段宜奉願候。五戸駅ニも委細申遣置候。

何分御賢察、萬々奉願候。

一、御買入之儀も、頓はかどりと早俄取不申趣、苦々敷事にハ御座候得共、当年買入老万石分相調候迄ととのいハ郷止御嚴重ニ被仰渡被下候様ニ尚又願置候間、此段御安慮可被下候。

津出し処ハ、湊川御役所、銘々両家ニ被仰付候ニ付、少も無手披、昼夜之番人嚴重ニ附置可申事ニ付、老粒も相洩不申事ニ付、万一心得違ニ而、救數百人之内ニハ、他売抔心掛、手違之義出来候而ハ、後日其者之迷惑ニも至可申候間、何分手違出来不申様ニ、程能御賢慮を以、人氣宜しき様ニ御諭シ、多分ニ御買上被下候様かえすがえす歸々奉願候。

当年老万石の買方ニ付、少も無理成直段ニも無之事ニ付、無上之御丹精、萬々ニ奉願候。

前文中上候通、津出し、郷止之義ハ老万石相揃候迄ハ嚴敷御止ニ付、相洩候事ハ全有之間敷と奉存候。何分不案内之拙家ニ候得バ、宜敷萬事御配意可被下候。態々此段御頼迄、如此御座候。恐々謹言。



弘化五年申三月十六日

山下 篤三郎

盛田 喜平治様

船木屋 儀兵衛様

大豆の買い入れがはかどらず、係り役人が気をもんでいる模様がよくわかるし、また、この買上が完了しない  
うちは、郷止め、すなわち村外への売却を禁じていたことがわかる。

なお、この度の船積みは、八戸湊からであったらしいことが、湊川御役所云々の文言でわかる。

第四例 安政三年（一八五六）覚（『船木屋文書』）

船木屋の文書中に、左のような資料がある。別記した点と重複するが原文通り掲げよう。

覚

一、大豆四千八百石

右ハ、安政三年辰十一月、御内買入被仰付

内 一 千五百石 福岡

註 御内買入の意は不明であるが、正規買入以外の内々買

一 千 石 三戸

の意かと思われる。

一 千五百石 五戸

一 八百石 七戸

七戸分割り当て

一八百石 七戸

内 一 百貳拾八石 喜平治 一 貳拾四石 与吉

一 三百廿石 儀兵衛 一 貳拾四石 喜弥太

一 百貳拾石 幾治郎 一 拾六石 甚兵衛

一 四拾八石 作兵衛 一 拾六石 嘉助

一 貳拾四石 佐兵衛 一 八石 文□

一 六拾四石 与助 一 八石 五郎左衛門

第五例 元治元年（一八六四）御国益所、御買上大豆要用留（『大塚屋文書』 || 『盛喜家文書』）

元治元年、南部藩は、「御定例御買上大豆」の外に、「別段御買上大豆」一万五〇〇〇石の買上を、従来の四通すなわち福岡通、三戸通、五戸通、七戸通に野辺地通を加えた五通に命じた。その割当は

福岡通 四四五〇石

三戸通 三一五〇石

五戸通 三六五〇石

七戸通 一七五〇石

野辺地通 二〇〇〇石

計 一五〇〇〇石

であった。そして、七戸通では、御国益所御用達として、船木屋儀兵衛、盛田喜平治、浜中幾治郎の三人が任せられた。

買入代金は、元治元年中に四分の一、野辺地湊へ駄送済の上、次年の正月、二月中に残り四分の三を御用達に支払う約束であった。

しかし、御用達を命ぜられた各通の商人達は、この御用達を命ぜられることを非常な迷惑と感じていた。

この要用留には、各通の御用達が、互いに連絡をとりあった文書が沢山載っているが、その中に「此度御国益御用所別段御買上被仰付候而ハ誠ニ当惑罷有候……」とか、買上促進のため「在町<sup>ニ</sup>大豆他郷留……」とか、

「在々<sup>ニ</sup>同心衆相廻し、村々肝入共<sup>ニ</sup>御沙汰向き被仰出候……」とか、「大豆所持の者、家別ニ吟味いたし、味噌造豆の外、持合分、別段御用達共之内手寄方<sup>ニ</sup>持参可申段御達……」とか、「町方は検断御呼上、同様御沙汰……」とかの文言が見える。

御用達商人達は、それぞれ各村に手寄の者（集荷世話人）を定め、買上に当たらせしたが、その買上代金の支払いはどうしたものか、第三例によれば、何年間も支払われることがなかったというから、御用達が、藩からの支払いを得たのちに農民に支払ったものであろうか。

江戸時代後期には、八戸藩も御用大豆の買い上げを行っているが、これは即金で農民に支払い、しかも南部藩領の五戸通にまで入りこんで買い上げたりしている。

南部藩が、他郷への売却を禁じているのは、こういうことのないようにするためであったが、南部藩の代金支

払が遅滞するのが常とあつては、郷留令は守られる筈はなかった。

南部藩領の農民が御用大豆の買上に、時には一揆に訴えてまで反対した陰には、八戸藩が即金払いをしているのに、南部藩が後金払い、しかも数年も滞る、といったルーズなやり方をしていゝことに対する不満の累積もあつたといえよう。

なお、七戸通の、御国益所御用達は、慶応三年（一八六七）には、勇吉（山本氏—船木屋儀兵衛の分家）、与助（米沢氏）、幾治郎（浜中氏）、喜平治（盛田氏）、儀兵衛（山本氏）の五家であつた。

## 第七章 検 地

### 第一節 太 閤 検 地

検地とは藩が耕地（津軽藩の場合は屋敷地をも含む）を測量し、その面積を明らかにするとともに、地味その他を考へて石盛（こくもり）（一反歩当たりの基準生産量。南部藩ではこれを斗代とだいといつた。）を定め、それに面積を掛けて農民一人一人の高（持高ともいふ。）を決め、貢租負担者を確認し、その合計である村高を決定し、さらには藩領高を明らかにし、貢租賦課の基礎を確立することである。

検地は、中世末期に戦国大名らがそれぞれ一円知行を確立し、領内の土地人民を直接掌握するようになるにつれ、自領の財政的基礎を明らかにするために次第に行うようになっていたが、その頃の本県の検地の状況は全然説明されていない。

ところで、一般的に近世的税法の始まりは、太閤検地とされている。

秀吉は、北条氏を亡ぼしたのち、天正一八年（一五九〇）奥羽平定に着手し、検地奉行の浅野長政に対し、強硬な態度で検地を実施するように命じている。

この太閤検地は、津軽に於いては同一八年、津軽家の申告を承認する形で実施されたようである。南部地方では、直接太閤検地に関する資料は無いけれども、天正一九年（一五九一）、文禄四年（一五九五）頃には全国の検地が終了しているから、南部でも恐らく太閤検地が実施されたであろうと推定される。

この太閤検地の本県に及ぼした影響は

- (1) 近世大名としての南部氏および津軽氏の地位が確立されたこと。
  - (2) 中世の南部地方特有の地方行政構造が、全国なみに単純化され、郡・村に統一されたこと。
  - (3) 中世の南部地方には、名子・在家・武士・地頭・土豪等がいて、兵農未分離の形で、それぞれ耕作を営んでいたが、このような複雑な耕作関係、所有関係が改められ、小農民自立政策すなわち自作農（本百姓）中心主義がとられたと思われること。
- の三つである。

秀吉はこのほかに、地積測量のため、全国一率に六尺三寸の竿を用い、六尺三寸四方を一步、三〇歩を一畝、一〇畝を一反、一〇反を一町とした。

この制度は、慶安二年（一六四九）江戸幕府が六尺一分四方を一步とするまで変わらなかった。

## 第二節 南部藩独自の地積計算法

本県の場合、南部藩も津軽藩もこの秀吉の定めた竿の寸法には従わず、従来通り六尺五寸の竿を用いた。のちに誕生した八戸藩も同様であった。

その後津軽藩は貞享の検地以後、江戸幕府の改正にならって六尺一分竿を用いたが、南部藩・八戸藩・黒石藩等は依然として六尺五寸の竿を用いた。

地積の計算方法も、津軽藩・黒石藩は、水田・畑とも三〇〇坪を一反としたが、南部藩および八戸藩では、水田は三〇〇坪一反、畑は九百坪を一反とした。

南部藩がこのように畑九〇〇坪で一反としたのは、田畑の生産力に大差があるため、畑三〇〇坪一反では税法上の取り扱いに不便をきたしたからである。

このようにして、近世的税法確立のいとぐちは太閤検地によって開かれたが、それが藩の実情に即したものであるためには、なおかなりの年数を要した。

『郷村古実見聞記』、『封内貢賦記』その他によれば、南部では近世初期、左のようにたびたび検地を実施している。

天正一九年（一五九一）、文禄四年（一五九五）、慶長三年（一五九八）、慶長一九年（一六一四）、元和四年（一六一八）、寛永九年（一六三二）、寛永二〇年（一六四三）、正保三年（一六四六）、慶安三年（一六四九）～万治元年（一六五〇）～一六五八）、寛文二年（一六六二）、寛文四年（一六六四）、寛文六年（一六六六）～寛文一一年（一六六六）～一六七一）、延宝元年～延宝八年（一六七三）～一六八〇）、天和元年～天和三年（一六八一）～一六八三）。

このように、たびたび検地が実施された結果、南部藩の検地制度は、寛文六年から始まり、延宝八年に終わりたいわゆる「寛文の検地」によって確立されたといわれるが、不思議なことに、七戸通については、正保年中の検地以降検地が行われることなく、いわゆる「寛文の検地」も行われなかった。

七戸通に検地の行われることが少なかったのは、七戸通の諸村の貧しさの故に帰されるようである。

さて、七戸通は別として、このようにたびたび検地が行われたにもかかわらず、江戸時代初期の検地帳で残っているものは、寛文検地以後の天和二年（一六八二）のもの僅かに三冊に過ぎず、この期の南部地方の農村の実態を知ることが困難にしているが、僅かに前述『奥州之内南部領高郷村帳』により江戸時代初期の村高を知ることがができる。

一体、検地というものは、藩の財政収入確保のためにも、民生保護のためからも大切な仕事であり、公正妥当に行われるべきものであった。

もちろん藩当局はそのようなことは心得ており、検地のつど役人に対しては検地心得を発しているが、常に必ずしも公正に行われたものでなかったことは周知の通りである。

田畑は、時に川欠によって亡失したり、飢饉のため亡所となったり、また不当な売買により、その土地に付けられるべき正当な高よりも高い高が付けられることもあった。(後述第三節参照)

それらのことが続けば、先に実施した検地は実情に沿わないものとなるから、当然修正のための総検地を実施すべきは当然のものである。

ところが、『青森県租税読前篇』巻拾三に

盛岡も亦寛文、延宝、天和を歴て大検を施行す。

正徳、享保に至り、廢田多きの故を以て漸々修正に従事せしに、半途にして廢せり。

寛保年間再び修正の挙あらんとせしに、鬼柳村の障害件に係り又止ぬ。

爾后幾回の挙あるも、或は其人亡じて上み、或は凶歉に会して止み、天保に至り再び総検地の命あるも、袴田、兎田両三村にして止み、明治に至るまで為す無うして止む。

とあるように、個々の小検地を除けば、実情に即した修正のための総検地は、いわゆる「寛文の検地」以後一度も行われなかった。

検地は、たびたびの「検地心得」に

御竿先にて御百姓隠田仕候得ば、重き無調法仰付られ候。御法場所廻り候時、森の中、山の陰、谷合等のき



わ、隠田これあるものに候。

能々吟味申すべく候。

とあるように、隠田畑の摘発にも注意が向けられていたから、百姓にとっては、この上もなく有難くないことであつた。

### 第三節 農民側からの検地の要求

検地は農民にとって有難くないものであるはずなのに、延享四年（一七四七）野辺地通の百姓達が、「持高の目高下御座候て、地役勤方迷惑仕り候間、惣高御改、本高相据候様成し下され候……」と、自ら検地を願いでているのは、野辺地地方の百姓が不当な売買のため、生産力を超えた過重な高の負担にあえいでいたからであつた。

すなわちこのような、生産力を超えた過重な高、従つて年貢を百姓が負担しなければならぬという現象は、田畑の売主である百姓の弱みにつけこんだ不正な売買に起因することが多かつた。

と云うのは、高請地（租税を負担すべき高の付いている土地、すなわち開発早々の新田およびその他の免租地以外のほとんどすべての土地）の売買に際しては、その土地に付着している高は、そっくりそのまま買主に移転し、買主はその高に応じた年貢を負担すべきものであることはいうまでもないのに、時として経済的強者である

買主が弱者である売主の弱みにつけこみ、土地は買っておりながら、年貢を負担すべき高は、実際よりも少ししか負担しないか、もしくは全く負担しないために、土地を手離した百姓が、手離した土地の分の高までも、残地の上に背負わされるために、弱い百姓が過重な高を負担するようになることが多かった。

このような事実の存在を示す土地売渡手形を私は野辺地町と五戸町とで発見している。

七戸通や天間館通に、このような事実があったという資料は今のところ見当たらないが、皆無であった、とはいえない。

## 第八章 新田開発

### 第一節 江戸時代初期の新田開発

南部領内における新田開発については、御給人制度の章でも述べているので、ここでは、そこで触れなかった点について述べる。

菊地利夫はその著『新田開発』のなかで、南部藩の新田開発も相当著しかったと述べているが。新田開発日本一といわれる津軽藩に比すれば問題にならなかった。

津軽藩の倍以上の面積を有し、公認石高は津軽の倍でありながら、南部藩はその内高においては、藩政初期の優位を除けば、はるかに津軽藩より低位にあったのである。

新田開発の面における津軽と南部の間には、横綱と平幕以上の差があったといってもよいだろう。それではなぜ南部の新田開発は津軽に及ばなかったのであろうか。

この問題に入る前に、一言断っておかなければならないことがある。

それは、太閤検地以後の開発にかかわるものを新田というならば、確かに南部の新田開発は津軽に遠く及ばなかったといえるが、太閤検地以前の南部の開発は、比較的進んでいたという事実である。

このことは、南部地方は、鎌倉時代以来、多少の領地の増減や勢力の消長はあるにせよ、ずっと南部氏一門によって統治されて来たという歴史的理由に基づくものである。

だが、それにしても、太閤検地以前に比較的よく開拓されていた南部地方が、「三日月の円くなるまで南部領」といわれ、沖弥市右衛門をして、「凡公国の地は……国君に應じては大上々国也。其如何となれば……国の高に應ぜずして国広く、用余るを以て大上々国と云。……」といわしめたほど広大な面積を有していたにしては江戸時代初期の内高二〇数万石程度ではやや少なすぎるといふ感をいだかざるを得ない。初期におけるその後の顕著な発展もみられない。

この、江戸時代初期における南部藩の新田開発の遅れは、初期における南部藩の財政力の豊かさに基因している。

後世南部藩の困窮を象徴する辞に「南部の殿様粟飯稗飯ひえ、のどにからまる干菜汁」というのがあるが、実は江戸時代初期における南部藩は「その富三百諸侯に甲たり」といわれるほど財政力豊かであったのである。

その豊かな財政力の源は、豊富な鹿角地方の産金にあった。「金の牛ウシっ子」や「からめ節」もそのようなところから生まれたものであった。

このすばらしい経済力を、新田開発に向けたならば、南部藩のそれも津軽藩におとらぬほどになったはずであるが、この金は専ら非生産的方面につかわれた。

偏東風や霖雨りんうその他の災害を受けることが多く、稔り多きを期待できない新田開発に力を注ぐ必要は、当時としては全くなかったのかもしれない。

## 第二節 寛文期における新田開発

だが、豊富を誇った南部藩の産金力も無限ではなかった。慶長期から六〇数年後の寛文五年（一六六五）頃には鹿角の産金力は零に等しくなっていた。

おまけに南部藩一〇万石は二八世重直の失政により寛文四年に断絶し、翌五年に、新南部藩八万石と八戸藩二万石とが誕生した。

南部藩が続いているものと見れば二万石の減俸である。

泰平に慣れ、家格の昇進競争にうつつをぬかしている大名にとって二万石の減俸は大変なことである。

しかし、幸せなことに七戸城主から迎えられて南部藩二九世となった新藩主重信は明君であった。彼は鋭意藩政改革を進めるとともに新田開発を積極的に奨励した。

すなわち寛文九年（一六六九）新田開発令を出し、奥筋は一〇〇石、国郡は五〇石まで、礼銭なしに自由開墾をすることを許可する一方、大規模な藩営開墾をも実施した。

その具体的成果については、『新田開発御給人』の項で述べた通りであり、天和四年（一六八四）には七戸地方四九人の給人が新田開発の許可を受けている。

このように、七戸地方の新田開発は、いわゆる御給人によるものが多く、町人または百姓によるものは極めて少ない。

南部藩でも、町人は寛文・元禄の頃から勢力を保持し始めているが、その町人による新田開発の少ないのは、同じく地主になるならば新田開発というわずらわしい、そして金のかかる方法をとるよりは、土地兼併による方を有利としたためであろう。

百姓による新田開発、あるいは村請による新田開発も、もつとあってもよいと思うのであるが、それが少ないのは、やはり新田開発には多くの資金を必要とし、それを調達するだけの力が彼等に無かったことに基因するであろう。

一体、新田開発には、どのくらいの金がかかったであろうか。

天保一四年（一八四三）新田三五石の開發を志した立崎村居住の御給人立崎堅之助が、弘化二年（一八四五）開發期限を指定した「知行新田野竿高証文」を受けるまで、即ち、開發許可を受けるまでの間に費やした、七戸代官所役人に対する謝礼が一〇兩三步二朱であり、この外に事あるごとに酒・肴のつけとどけを行っている。そして開發が成功して、弘化四年精檢地を受けた時は丁度二〇兩の謝礼を差し上げている。（『新田願上候ニ付萬控帳』）

役人に対する私的謝礼だけで三〇兩を越え、その外に開墾費用がかかるとあつては。たとえそれ以下の開發でも貧しい百姓や、村では到底開發など出来るものではなかつた。

これに対し、南部藩では、諸士ならびに御給人の開發した新田はその全部を知行地として認めるか、あるいはその幾分かしか知行地として認めない場合には残りの部分を他人名儀で持地とすることを認めたので、戦功によって加増にありつく道がなくなつていた諸士や御給人たちは、いつということなしに、常に新田開發の機をうかがつていた。

このようにして二九世重信の在世中は新田開發が盛行し、その実績により南部藩は天和三年（一六八三）には再び旧公認高の一〇万石に復することが出来たのであつた。

三〇世行信の治世に入って間もなく発生した元禄年間の大凶作は、藩財政に大悪影響を及ぼし、藩営新田開發の道を閉ざすとともに農民の農地改良意欲をも奪うに至つた。

元禄以降南部藩における新田開發の勢は衰えたが、一件ごとの開發高は、少ないにもせよ、地方武士や村々居住じかた

の御給人たちによって不断に行われており、やがて幕末期における新渡戸氏による三本木原開発へとつながる。文久三年（一八六三）の『在々御給人帳』によれば、南部領の御給人数は一二〇〇人を越え、その知行高は、土地だけで二万石余に達する。もちろんこの石高の全部が新田では無かるうが、新田開発において御給人が果たした役割は、その辺境防備の任とともに南部藩にとってはきわめて大きいものがあると思うので、次に給人による新田開発の具体例に触れてみたい。

### 第三節 新田開発の具体的手続

御給人による新田開発はおおむね次のような順序でなされた。

- ① 開発適地をみつけて開発願いを代官所に提出する。
- ② 開発願いを受けとった代官所では、開発によって既存の権利の侵害せられることがないかどうか、開発申請地の所属している村の農民の意見を聞く。
- ③ 開発申請地の所属している村では、右に対する答申書を代官所に提出する。
- ④ 村民の答申書が開発に賛成である場合には、代官所は、開発願書と、村民の答申書とに副申をつけたものを藩の重役ならびに勘定所に提出する。
- ⑤ 藩では右の書類および現地を審査の上、開発見込高を確認し、開発期限を指定した知行新田野竿高証文を願人

に交付する。

⑥ 願人は、開発作業に従事する農民を募り、開発を行う。

⑦ 開発に成功すれば藩から検地役人が出張して検地を行う。

⑧ その結果計画通りに、あるいはそれ以上に、開発が実施されていることが確認されると、藩は右開発地を願人たる給人の知行新田として認め、願人に、知行新田百姓小高帳を交付する。

それによって、願人のもとで開発に従事した農民は、その願人たる給人の知行百姓となり、それぞれの高を与えられる。

一方願人たる給人は、開発高相当分だけ知行高が増え、それに相応する年貢徴収権が与えられる。

右のように、開発すれば、しただけの高が増俸或いは持地の形式で認められたので、給人たちは競って開発に従事したらしく、たいていの給人の家には今なおいくらかの新田開発関係資料が残されているのが通例である。

以下、今示した手続を、弘化二年盛田喜右衛門が志した開発に関する資料によって見てみよう。（註 頭書の番号は前文①～⑧の番号と一致する。）

① 新田開発願

乍恐奉願上事

私儀新田開発之儀兼而心願罷有候処、先達而銘々以自力、手寄之場所新田開発致度者ハ願上可申、尤是迄御定目御礼銭差上来候得共、以来御礼銭御取上不被成候間、場所見立有之者ハ願上開発可致旨被仰出候。



依之恐多申上様奉存候得共、七戸通御代官所大浦村之内、南平と申所ニ而畑形拾石、三本木村之内まどう地と申所ニ而田形四石、法量村之内あらだと申所ニ而同四石五斗、川口谷地と申処ニ而同壱石五斗、都合貳拾石程別紙絵図面之通、野竿高披立仕度奉存候間、御吟味之上被下置度奉願上候。

尤披立之儀ハ当巳年ヨリ未年迄三ヶ年中披立可申、披揃候ハ、御届可申上候間御改之上、本身帯<sup>五</sup>御加被成下度奉願上候。過高茂有之候ハ、是又頂戴仕度奉願上候。御憐愍を以願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候。

此旨御序之節、宜被仰上被下度奉願上候。以上

弘化二年六月

盛田 喜右衛門 印

米内 勝左衛門 殿

江刈内 寛爾 殿

②右のような新田開発願が提出されると、これを受け取った代官は、下役に命じて、開発予定地のある村にこれに対する意見を求める。

次に掲げる史料は、この代官所の尋問に対する答申書である。

③ 答申書

乍恐御尋ニ付御答申上始末之事

御当所御給人盛田喜右衛門様大浦村之内南平と申所ニ而畑形拾石程、此度新田御願被成候ニ付、御村方差支之儀有之間敷哉と御尋ニ御座候。

右之所御本田並御給所等之紛敷御場所ニ無之、都而秣等之差支ニ相成候儀一円無御座候。

此段奉申上候。以上

弘化二年

大浦村 御 百 姓

同村 老 名 半 兵 衛 ⑩

同村 同 彦 右 衛 門 ⑩

同村 同 勘 右 衛 門 ⑩

同村 同 助 次 郎 ⑩

同村 同 源 右 衛 門 ⑩

大肝入

米内山 元右衛門 ⑩

盛 田 弓 太 様

沢 田 繁 蔵 様

三 上 円 平 様

これと全く同様な答申書が三本本村、法量村からも出されている。

④このように、開発に支障のない旨の答申書が村方から提出されれば、代官所は、開発願書と答申書とに、

前書之通願出候ニ付、遂吟味候所、相違無御座候間、願之通被仰付候様仕度奉存候。

前書之通遂吟味候処、相違無座候。

といった副申書を添えて、藩当局に申達する。

すると藩は、書類審査ならびに現地審査の上、許可書として知行新田野竿高証文を交付する。

⑤ 許可書

被遣知行新田野竿高証文

一、高式拾壹石三斗六升四合

其方儀七戸通御代官所大浦村之内、南平と申処並三本木村之内まどう地、法量村之内、あらだ川口谷地と申  
処ニ而新田野竿高式拾石被下置度旨申上、願之通被仰付置候処、当秋為御検地、高杉新助、福田金八被遣、  
改高右通有之、被下置候、披立之儀ハ当巳年ヨリ末年迄三カ年中披立可申候。

追而披揃ハ、御竿可願出候御検地被遣御改之上、小高帳可被下也。

弘化二年九月

在江戸 大和 讚岐 印

七戸御給人

盛 田 喜右衛門 殿

⑥さて次に予定通りに開拓が成功すれば、願人からその旨届出が出され、⑦藩役人が出張して検地の段取りとなる。

この例の場合、検地は弘化四年の三月に行われ、その結果最初の予定を若干上回る貳拾五石三斗五升四合の開発高と認定され（検地帳の紹介は省略する）、同年九月、次のように、同高に対する知行百姓名を明らかにした小高帳が交付され、新たに同高が知行高のなかに付け加えられたことが確認される。  
少し長いが、参考までに紹介しよう。

⑧ 知行新田百姓小高

表紙

弘化四年

典	伊	帶	駿	兵
膳	豆	刀	河	庫
印	印	印	印	印

第八章 新田開発

被遣知行新田百姓小高

六月

本文

被遣知行新田百姓小高

北郡大浦村

一、八斗三升三合

与左衛門

一、式石式斗九升

佐藤次郎

一、式石六斗五升三合

弥右衛門

一、壹石五斗五升六合

彦八

一、七斗九升

助十郎

一、五斗四升三合

助右衛門

八石六斗六升五合

同郡三本木村

一、壹石四斗式升

孫四郎

一、壹石式合

三四郎

一、壹石六升

弥五郎

一、式石式斗四升

三六

五石七斗式升式合

同郡	同郡	北郡
法量村	三本木村	大浦村

同郡法量村

一、七斗八升式合	仁左衛門	一、式石式斗五升式合	助 八
一、五斗八升三合	喜 助	一、七斗式升三合	兵十郎
一、七斗九升三合	長九郎	一、三斗三升九合	作 助
一、六斗四升式合	四郎右衛門	一、五斗	助 八
一、六斗八合	助 六	一、八斗三升九合	弥右衛門
一、老石四斗	与右衛門	一、四斗式升	長十郎
一、七斗式升四合	三四郎	一、三斗六升式合	左兵衛
メ拾石九斗六升七合			
高合式拾五石三斗五升四合			

右者、其方儀弘化二年、依願七戸通村々ニ而、新田野竿高式拾老石三斗六升四合被下置候所披揃候付、御改被成下、過高茂有之候ハ、被下度旨、先達而申上、願之通被仰付、当春為御檢地、上野軍助、松岡武兵衛被遣改、過高共右之通被下置、被下来候地形式拾四石五斗四合、金方老兩、砂老匆、高ニメ六石、合三拾石五斗四合江御加、都合五拾五石八斗五升八合被成下候。

全令知行、御軍役可被相勤者也。

弘化四丁未歳六月

七戸御給人

盛田 喜右衛門 殿

このような御給人もしくは諸士による小規模新田開発は不断に行われた。

御給人の中には、実質的には商人であるものもいたので、その種の商人による開発の場合にはこれを商人による開発と考えることもできる。

この外、少ないけれども純商人による開発もあった。

その一例として、幕末、五戸の藤田氏によるものがあるが、紹介は省く。

在江戸

栃内 讚岐 ①

向井 大和

横沢 兵庫 ①

戸沢 駿河 ①

榎山 帯刀 ①

花輪 伊豆 ①

毛馬内 典膳 ①

## 第四節 南部領における幕末の相次ぐ開発

幕末から明治にかけての南部地方には新田開発が続出した。おもな開発者は前にも述べたように御給人と呼ばれる郷士たちであった。

御給人たちが新田開発に志したのは、知行高や持高をふやし、生活を向上させるためであったが、安政元年（一八五四）藩財政窮乏打開の一策として採用された寛政以後取り立ての新参武士、給人等に対する三分の二の減俸措置がこれに拍車を加えた。

これら給人たちによる新田開発は、数石から数十石という小規模のものが多かったが、なかには数百石、数千石に及ぶものもあった。

別に、御給人制度の章で例示したものを除き、そのおもなものをあげれば、八戸の藤田一族による五戸・浅水・市川・十和田・六戸・下田・百石地方の開拓、新渡戸一族によるいわゆる三本木平の開拓、八戸の蛇口伴蔵による八戸平原の開拓等である。

この三者による開拓はいずれも期を同じくして安政期前後に行われているが、少し下ると斗南藩士広沢安任による谷地頭の牧場開設がこれに続き、さらに下って明治に入ると七戸の工藤轍郎てつろうによる七戸荒屋平の開拓となる。

この藤田・新渡戸・蛇口・広沢・工藤氏の五家による開拓が幕末から明治にかけての南部地方の新田開発を代



表するものであるが、おもしろいことに、どの家も強弱の差こそあれ、新渡戸家となんらかのつながりを持っている。

これらの五家が開拓を志すに至った動機は必ずしも同一ではないが、もちろん一般的にいわれるような知行高の増額や自家の生活の向上だけをねらったものではなかった。

そこに大きく働いていたものは、国益という観念であった。

七戸地方における新田開発の大規模なものは、明治期に入ってから工藤轍郎によるもの以外に見当たらないが、一時に沢山の人が開発を志したという点では、先にみた天和四年（一六八四）の四九人の御給人による開発が注目に値するものである。

また、作田川から上水され今も七戸城址の下を導いて策田に導かれている“大堰”は江戸時代中期に画かれた『七戸代官所管内絵図』には、はっきりと「大堰なり」という名称付きで画かれているが、いつ、誰の手によって作られたものか明瞭でない。

七戸御給人による新田開発は明治維新によって無禄士族となった者に対する授産策として、明治二年から一〇年代にかけて盛行し、それが刺戟となって、同二〇年代から三〇年代にかけての農民による新田開発へとつながっていく。

## 第九章 南部藩の税制

### 第一節 南部藩の斗代・歩付

一般的にいつて、江戸時代田畑に対する課税方法には、反取法と厘取法とがあった。

反取法は主に関東方面で用いられ、田畑の位ごとに一反歩あたりの税額をいくらくらと定め、反別に応じて年貢を徴収する方法である。

一方、厘取法は主に関西諸藩で採用された方法で、斗代（高）に厘（免と同じ。南部藩では歩付という。税率のことである。）を乗じて税額を決定、徴収する方法である。

南部藩も津輕藩も、この厘取法を税法として採用していた。南部藩では、既に述べたように六尺五寸平方を以て一坪とし、水田は三〇〇坪一反、畑は九〇〇坪一反とし、斗代（石盛、一反歩あたりの標準生産量）に村中の斗代ごとの総面積をかけて、地租を負担すべき村高を割り出し、これにそれぞれの田畑の位に応ずる歩付（税率）をかけ、村全体の税額を決定した。

村全体の税額が決定されると、村の長である肝入は、持高に応じてこれを個々の農家に割り付けた。

第九章 南部藩の税制

七戸通の諸村の斗代および歩付は、すでに第八表に掲げた通りであるが、他との比較の便宜上、次に南部領全  
 体の斗代、歩付を『御領分中斗代歩付御定目』によって掲げよう。

第一一表 南部藩水田斗代歩付表

等級	斗代		歩付		田位
	斗	代	歩	付	
1	石斗升 一三〇	七四%	斗 九〇	斗升 二五%	上田
2	一〇五	四七	八五	六五	中田
3	一〇〇	四五	八〇	六〇	下田
4	一二〇	六八	七〇	五〇	下々田
5	一一〇	六三	七〇	五〇	苗代
					備考

- ①苗代には歩付が記入されていない。
- ②第3等級の苗代の斗代は、七斗の処と六斗の処がある。
- ③七戸通は第七等級である。

第二二表 同稗田斗代歩付表

3	2	1	等級	
			斗代	田位
歩付	歩付	歩付	斗代	田位
三三 七〇	二五 八〇	二八% 九〇斗升	上	田
	一七 七〇	一九% 八〇斗升	中	田
	一〇 六〇	一〇% 七〇斗升	下	田
	五 五〇	五% 六〇斗升	下々	田
備考				
<p>①第五等級から第一等級までは繁雑なので省略する。</p> <p>②稗田の第一等・第二等級は、二戸郡の諸村である。</p> <p>③第三等級の和賀郡の稗田には、上・中・下・下々の区別がない。</p> <p>④七戸通は第一二等級である。</p>				

7	6
歩付	歩付
斗代	斗代
五一 九〇	一〇〇 五七
三四 七〇	三八 八〇
一七 六〇	一九 七〇
九 五〇	一〇 六〇
五〇	

第九章 南部藩の税制

2		1		等級
歩付	斗代	歩付	斗代	歩斗代 付代 烟位
三六	八〇	四一%	九〇斗升	上烟
二四	六〇	二七%	七〇斗升	中烟
一二	四〇	一四%	五〇斗升	下烟
六	二〇	七%	三〇斗升	下々烟
①烟の一反歩は九〇〇坪である。 ②斗代が同じでも歩付が異なる場合、等級を別にした。 ③七戸通は第六等級である。				備考

第二三表 同烟斗代歩付表

12		中略	4	
歩付	斗代		歩付	斗代
一六	六〇		二二	七〇
一一	五〇		一六	六〇
六	四〇		八	五〇
三	三〇		五	四〇

6		5		4		3	
歩 付	斗 代	歩 付	斗 代	歩 付	斗 代	歩 付	斗 代
二 三	五 〇	二 三	六 〇	二 七	六 〇	二 七	六 〇
一 五	四 〇	一 八	五 〇	一 四	五 〇	一 八	五 〇
八	三 〇	九	四 〇	七	四 〇	九	四 〇
四	二 〇	五	三 〇	四	三 〇	五	三 〇

これらの諸表によって分かるように、南部藩では上田・上稗田・上畑と、それ以下の田・稗田・畑との間の歩付(税率)の間には相当の開きがあり、いわゆる累進課税法を採用しており、下等の田畑を耕している百姓にも、ある程度の百姓作徳(百姓の取り分)が残るように配慮していたことがわかる。

ところで、これらの表を見る場合注意しなければならないことがある。

それは、たとえば第一一表の水田第一等級の上田の場合を例にとって見ると、これは南部藩で一番良い田であるにもかかわらず、その斗代が一石三斗に過ぎないのに、それに対する歩付が七四パーセントと高いのはどうい

わけか、これでは百姓が生活出来ないのではないか、という疑問をどう解いたらよいか、ということである。

この七四パーセントというのは、本税だけの率である。本税だけでも七四パーセントも取ったとすると、雑税や地方税をいれたらどうということになるのか、という疑問も従って当然に生じてくる。

以下、これらの疑問に答えよう。

元来、藩におさめる年貢と百姓のふとこに残る作徳との比率は、普通四公六民とか、五公五民とかいわれているが、南部藩の場合、『南部家租税論』や『御国法斗代歩付起源書』によれば、四公六民すなわち、四割が年貢（本税）で六割が百姓の作徳であった。（『青森県租税誌』前編）

四公といいながら、斗代一石三斗の水田の歩付が七四パーセントというのは一体どういうことか、ということに対し、『彦坪の刈立籾式升は七ツ四分（七四パーセント）の積起源略書』は、大略次のように説明している。

- (1) 南部藩の最上田の反当実収は粃で六石である。
- (2) しかし、藩では、これから二割を引いて、反当実収を粃で四石八斗と査定する。
- (3) これを米に換算すると二石四斗となる。
- (4) この二石四斗を四公六民の割合で分けると、租税額は九斗六升となる。
- (5) この斗代を一石三斗と定める。そうすると九斗六升という税額は、一石三斗という斗代に対し、七四パーセントの税率に相当することとなる。

これによれば、南部藩の本税の税率は、最上田の場合、実収高の四〇パーセントを目途として定めており、こ

れを称して四公六民といっていたことが分かる。

換言すれば、四公六民といういい方は、最上田の実収高に対してのいい方であり、斗代・歩付表の税率は、斗代（課税標準反収）に対する歩付（税率）であったのである。

しかも、四公というのには最上田に対する最高税率のほずであるから、それ以下の位の田畑に対する税率は、当然それより低い、ということとは、斗代・歩付表が累進税を採用していることから明瞭であるが、残念ながら、最上田以下の田畑の実収とそれに対する税率は、前記資料も明記していない。

そこで、資料としては少し古いが、それらの関係についても触れている『御国法斗代歩付起源書』によって、文禄・慶長頃の、水田の反当実収、斗代、税額、実収に対する税率、高に対する歩付（税率）、百姓の作徳（百姓のふとこに残る分）、実収に対する百姓作徳の比率等を見てみよう。

第一四表 実収高・斗代・税率等関係表（上田斗代一石三斗の場合）

反 当 実 収 高	上 田	中 田	下 田	下 々 田
斗 代	石斗升 二〇〇	石斗升 一三三	石斗升 六六	石斗升 三三
税 額	一三〇	一一〇	九〇	七〇
実 収 対 する 税 率	七八	四四	一八	七
斗 代 対 する 税 率	(三九%)	(三三%)	(二七%)	(二二%)
斗 代 対 する 税 率	(六〇%)	(四〇%)	(二〇%)	(一〇%)



百 姓 作 徳	一二三	八八	四八	二六
実収に対する作徳比率	(六一%)	(六七%)	(七三%)	(七九%)

この表によれば、上田の実収は斗代の一・五三倍、中田の実収は一・二一倍であるのに、下田は〇・七五倍、下々田は〇・四七倍と低くなっており、下田・下々田の斗代は実収高より高く定められていたことが分かる。

また上田から下々田までを平均すれば実収高は斗代の〇・九九倍ということになるから、斗代と実収高とはほぼ等しいということになる。

しかし、それは、最上田斗代一石三斗の水田の場合の平均のことであるから、それ以下の水田の多い地方（大部分がそうであるが……）では、実収高は斗代をさらに下まわり、しかも、上田・中田においては実収に対する税率が斗代に対する税率を下まわっているのに、下田・下々田においては逆に上まわっているから、下田・下々田を耕している百姓の生活は苦しかったことになる。

なお慶長の頃、南部藩では京枧といって一升二合入る枧を一升枧として用いていたが、寛文一二年（一六七二）より新枧に改め、一升入る枧を用いるようになった。

それに伴い、歩付が改訂され、上田に対する歩付六〇パーセントは七四パーセントに、中田四〇パーセントは四九パーセントに、下田二〇パーセントは二五パーセントに、下々田一〇パーセントは一三パーセントに高められたのを初め、村位ごとに歩付の改訂が行われ、第一一表に示したような歩付となったのである。

さらにこの第一一表を見るととき注意しなければならない点がある。

たとえば、水田の斗代九斗というところは、第一等級の下田、第四等級の中田、第五等級の中田、第七等級の上田にある。

次にこれらに対する歩付をみると、斗代は同じく九斗でありながら、歩付は、第一等級の下田の場合二五パーセントであるのに対し、第四等級中田の場合は四八パーセント、第五等級中田の場合四二パーセントと高くなり、第七等級の上田の場合は五一パーセントと急増している。

同様のことは、他の同じ斗代の場合にもあてはまる。

これによって、われわれは、同じ斗代の場合、村位の下るほど、すなわち村の等級の低いほど、歩付（税率）が高くなっていたことを知ることができる。

このことは、たとえば村の等級は低くても、その中での上・中・下田に対して、等級の上の村の同じ斗代の歩付よりも高い歩付を課することによって租税収入を確保する必要があったためと思われる。

このように見てくると、先に、下田・下々田を耕している百姓の生活は苦しかった、と述べたが、さらに、それにつけ加えて、等級の低い村の百姓は、等級の高い村の百姓よりも税負担が重く、その生活はさらに苦しかった、ということができよう。

## 第二節 実際の徴税法

本税の徴収法については既に述べたが、これはあくまでも原則であった。

年には、豊凶の差があるのに、どんな場合でも原則通りというわけにはいかなかった。

そこで、年貢徴収にあたって、色々な方法が考案された。

その第一が検見制度である。

検見とは、作況を調査し、歩付を加減することであるが、これによって藩で定めた斗代歩付表の歩付を下廻ることはあっても上廻ることはなかった。

実際に藩が各村に対し税を賦課する場合には、八月中に検見役人を派遣し、その見るところによって村毎に、等級毎の歩付を定めたものであるが、天和三年（一六八三）には、盛岡城下、上田通等八代官所管内（三戸郡、北郡等が入っていない）の蔵入地に対しては、検見制度を廃止し、「概」の制度を採用した。

この「概」の制度施行の前提として、藩は延宝三年（一六七五）〜天和元年（一六八一）、通毎、村毎の「ならしの歩付」の調査を行った。（『盛岡藩々法集』）

『邦内貢賦記』によれば、延宝三年〜天和元年の南部藩全領の「ならしの歩付」すなわち平均の税率は三四パーセント前後であるが、五戸通についていえば、平均二六・二パーセントであった。

ところが、かんじんの七戸通について、同書は、村名と七戸通の高をあげるのみで、税率については一言も触れていない。

そこで、きわめて機械的ではあるが、先に掲げた斗代歩付表によってこれを計算してみよう。

まず、第一一表により、水田の上・中・下・下々田が等面積あったものとして計算してみると、水田の本税率は二七・七五パーセントとなる。

次に畑の本税率を、これと同様の状況にあるものとして計算すれば一二・五パーセントとなる。

そこで、田と畑とが仮りに、上・中・下・下々田畑とも等量にあるとすれば、田畑あわせての平均本税率は二〇・一二パーセントとなる。

この計算はあくまでも仮定に基づいた計算であり、水田と畑の面積の比および、田、畑の上・中・下・下々面積の比がどうであったかによつて、この田畑あわせての本税率には大きな変化が生ずるので、七戸通の本税率がいくらであったか明言は出来ないが、平年作の場合、少なくとも二〇パーセント以上、多くても五戸通の二六・二パーセントよりは下であったといつて大過はないであろう。

これらの年貢は米で上納されるのが一般であったが、畑作地帯では大豆で上納することが許され、また特に凶作の時などは、その他の雑穀で上納することも認められていた。

その場合、米との換算比率は、次のように、年により異なっていた。

第一五表 米と雑穀との換算比率表（米一駄につき）

品目	年次			備考
	天和三年	宝曆五年	天保七年	
かっさ粟			二駄	①『邦内貢賦記』、『飢饉考』により作る。

第九章 南部藩の税制

「ならしの歩付」の調査が七戸通に行われなかったのか、行われても報告書が提出されなかったのか不明であるが、後に示す「概歩表」にも七戸通だけがでてこないところを見ると、藩で行ういろいろな調査は、七戸通では行われなかったと見た方がよさそうである。

このように、一般的には本税の徴収方法は、斗代・歩付表による課税から、「ならしの歩付」すなわち平均税率制度へうつり、やがては後述「概歩」制に移ったようであるが、検見制度は全く廃止されたわけではなかった。例えば、元禄六年（一六九三）には、殿様入部初めての事として領内総検見をしているし、同一三年には、作

精粟	二駄	三駄	一駄																	
大豆	二駄																			
黒大豆																				
青大豆																				
白大豆																				
小豆	一駄																			
大豆																				
大麦																				
小麦																				
蕎麦																				
雑穀																				

② 一駄とは二俵のこと、片馬とは一俵のこと。  
 ③ 凶作・飢饉の深刻化につれ、雑穀の地位が上昇しているのがわかる。

況は良好であったが、検見を行えば百姓が迷惑するであろうというので、検見役人を派遣しなかったと『篤焉家訓』にあるから、この頃でも、少なくとも作況不良、その他の場合に検見を行っていたようである。

実地検見が行われない場合、どのようにして歩付が定められたかという点、二つの方法があった。

その一つは「自分検見」の制度であり、他は「白検見<sup>しろ</sup>」の制度であった。

「自分検見」は「自検見」ともいい、代官立ち合いの下に、村の自主的判断に基づいて歩付を定めるいわば自主申告制度であり、百姓にとっては一つの恩典であった。

『盛岡藩法集』には、元禄一三年（一七〇〇）、同一四年、宝永七年（一七一〇）等にこれを行った記録が見えるが、その後見えなくなっている。

しかし、『七戸藩支配地之次第』には、七戸地方の租税制度について「事柄諸事寛宥取計ニ流弊致、租税ハ年々下ヨリ何石何斗上納仕度申出、任其意、検地毛見無之、寛文七八年改高之儘有来候……」とあるから、七戸地方などでは、この「自分検見」制度すなわち、租税の自主申告制が長く存続した可能性がある。

今一つの「白検見」は、「座敷検見」とも呼ばれ、藩の役人と村役人とが、座敷で白米を食いながら、今年は何歩を何歩にしよう、というふうに話し合いで定める制度である、これを「概歩」ともいった。

この「概歩」制は、平年作並びにそれ以上の作況の時行われ、豊作もしくは凶作の時は検見を行い、出来るだけ実情に即した税率を適用するようにつとめた。

「概歩」制度が定着したのは、江戸時代後期に入ってからのもので、『税毛歴代鑑』には、寛政二年～天保一

〇年（一七九〇～一八三九）の「概歩」の変遷が明記されている。

しかし、七戸通および野辺地通にはこの「概歩」制が適用されなかったのか、全く記入が無いので、概歩制についてはこれ以上言及しない。

以上見てきたところによると結局南部藩の租税額は、通毎、村毎に設けられた斗代付表によって税率を定めることを原則としながら、実情に応じ、時には「実地検見」、時には「白検見」|| 「概歩」により、あるいはまた「自分検見」により歩付を調節し、それを村高にかけ本税額を定め、それに本税以外の諸役（後述）を加えて決定されたものであった。

### 第三節 諸 役

以上の本税のほかに、なお百姓の負担しなければならないものに郷役（地方税）および雑税があり、これらを総称して諸役といった。

『邦内貢賦記』には、本税同様延宝三年～天和元年の五戸通の諸役について明記しているが、七戸通については、これまた一行の記載もない。

しかし、さいわい筆者の所蔵にかかわる『旧斗南、七戸、八戸県管下税則書』に、七戸通の諸役についての記載があるので、時代は新しい（明治四年）ものであるが、内容的にみて、江戸時代の税制を踏襲しているので参

考までに左に掲げよう。

第一六表 七戸通諸役一覽表

種 類	高 百 石 に つ き
万 所 金	砂五匁、但し一匁に付金貳拾錢
荏 油	砂壹匁二分五厘
麻 糸 代	砂五匁、用捨
小 者 金	砂二匁五分、用捨
詰 夫 金	砂二匁五分、用捨
材 木 柁 代	砂二匁五分、用捨
正 五 碗 飯 金	砂二匁一分二厘五毛、用捨
御 蔵 一 分 増	砂四匁八分七厘六毛
草 青 引 代	錢六貫八百三拾六文、用捨
粒 荏 代	錢三百五十文、用捨
走 夫 金	錢二貫三百文、用捨
御 蔵 莖 菰 代	錢二貫拾五文、用捨
餌 鳥 錢	錢一貫五百六十文、用捨
鷄 黒 尾 代	錢五拾文、用捨
薯 蕷 代	錢一貫百二拾五文、用捨
役 雉 子 代	錢六百二拾二文、用捨
郷 割	錢五百六文
譜 代 増 役 錢	錢四貫文
鷹 餌 鳥 錢	錢一貫三百文
古 坪 役 錢	
新 坪 役 錢	
蚕 印 紙・繭 稅 金	

備考 ①砂とは砂金のこと。江戸時代南部領では五匁で一兩に通用した。明治に入り、一兩は一円となったので、砂一匁は

二〇錢に勘定された。

②錢、は江戸時代初期で四貫文(四〇〇〇文)で一兩であったが、後期には七貫文ぐらいで一兩であった。



③金額の下に、用捨とあるのは、徴収免除したことを意味する。

④五戸通の前記江戸時代の諸役に比べると、やや増額されているようである。

⑤薯蕷とは山芋もしくは長芋の漢名である。薯蕷は北郡の特産であり、古くから諸役として徴収され幕府への献上品にもなっていた。

薯蕷代とあるのはこの頃現物でなく、金納となっていたことを示す。

以上の外に、この税則書には、諸運上も記されているが、その多くは一般農業以外の特殊な職業に従事する場合に課せられるものであるから、ここでは考慮外とする。

この諸役合計は、記入漏れもあり、また、用捨もあるので、正確に把握することは至難事であるが、用捨無しに、記入もれの分をも含めて全額徴収したとしても一〇両に達しないと思われるので、江戸時代ごく一般的にいわれているように、一両一石で計算してみると、一〇両は一〇石であり、高一〇〇石については丁度一割にあたることになる。

従って、先に七戸通、天間館通の本税率は、高(斗代)に対し二〇パーセント以上、二六・二パーセント以下と推定したから、これに諸役の一〇パーセントを加えると、これらの地方の百姓の納める税金は、本税・諸役あわせて三〇パーセントから三六・二パーセントの間であったということができよう。

この、高に対して四〇パーセントという税率は、他藩とくらべても、また南部領の他地方とくらべても決して高いものではなかった。

しかし、その持高がわずか数石にすぎなかったことを考えるとき、四割という税率は誠に苦しいものであった、

といわざるを得ない。

税金を納めるために借金をした証書が沢山残っているのは、そのよい証拠である。凶作や飢饉の時には、いくら租税を減額されても、借金をしても到底全額を上納することが出来ない者もいた。

藩はその対策として、あるいは月割上納、年延、駄替上納を認めただけ、余力のある者から他人の上納不可能分を取り立てておき、翌年その者に返すような指導をしたりもしたが、多数の餓死者を出すに至った宝暦五年（一七五五）や天明四年（一七八四）等には、上納金皆無という事態も生じたりした。

そういう農業の基盤の上に立った藩の財政も、鉱産資源の減少した江戸時代中期以降は、窮乏の一途をたどるばかりであった。

そして、その結果が新税・増税・御用金という形で領民にかぶさってきた。

それでも、藩の要人達が領民の立場を考慮しつつ、必死となってその打開につとめている間はまだよかったが、江戸時代後期以降領民不在の政治が行われるようになるに及んで、領民はもうだまっていなかった。

こうして南部藩は有難くもない、日本一の百姓一揆多発藩となったのである。

## 第一〇章 凶作と飢饉

### 第一節 地獄絵図

八戸の人上野伊右衛門（文化五年―一八〇八没）が天明三、四年（一七八三、八四）の南部地方の飢饉の状況を記した『天明卯辰築』の中で、天間林地方について次のような記録をのせている。

津軽黒石に用事これあり、左助と申者遣わし候処、天満館と申所戸七に一宿仕り候が、雪は強く降り候間、もし今晚大雪等にて、明日此の所出立相成り兼ね候て、持参候兵糧喰いしまい候ては、いかがせんと心も心ならず、気づかい居り候処、近処の者と相見え、そのさまおそろし姿の女、顔手足もはれ、足元よろめき来り、小声に相成申すよう、この方の祖父様にも御仕廻（筆者註、死亡の意）なされ候由承り候。

近頃御無心ながら、片身なりとも片股なりとも御貸し下され候へ。我等方の祖父も二三日中にこれあるべく候。其節はきつと御返済申すべしと云へば、亭主なる者、馬鹿馬鹿と申て、戸口へ押しやり、表にて何やらん暫くささやき、右の女を返し候。

まことに思いよらざるの借り貸し、前代未聞とは是ならんと、舌を巻いて語り候。

天明の飢饉の時、天間館村のある家で、死んだお祖父さんの屍体の一部の貸借が行われていたことを記したものであるが、天間館村に限らず飢饉の時には、これに類するような事例は少なくはなかったようである。

さてこのような悲惨な事例を伴うような大凶作や飢饉は一体どうして発生したのであろうか。

またその実情はどうであったであらうか。

以下順を追って見てみよう。

## 第二節 封建社会の財政的基礎

現在、津軽地方と南部地方の水稲生産力の間には、ほとんど差が認められないといってもよいが、藩政時代には大差があった。

もちろん津軽地方の生産力が大きく、南部地方の生産力が小さかったのである。

そのことは、江戸時代津軽地方の新田開発がものすごい勢いで進んだのに対し、南部地方はそれほどなかったことなどに端的にあらわれている。

その南部の中でも、七戸村の所属している北郡は、痩せた火山灰土壌、劣悪な気象条件、低い生産技術等のため、まさに水稲の限界生産地帯であった。

ところで、近世封建社会はいうまでもなく、農業を中心産業とした社会であり、幕府および藩の財政的基礎は

水稲生産におかれていた。

事情は南部藩のように水稲生産力の低いところにおいても同様であった。

凶作の時は別として、平年作以上の時は、藩にとっても、農民にとっても、水田経営の方が畑作経営よりはるかに有利であった。

したがって南部藩も当然水田経営を基盤とする農業政策を採った。

このことはしかし、南部藩における凶作や飢饉の発生率をきわめて高いものにした。

これに対する対応策として、そこに住む農民は、生活の知恵として、粟・稗・大豆等の畑作雑穀生産をとりいれ、また古来からの伝統である畜産に活路を見出していた。

これらの雑穀は、反収こそきわめて少なかったが、凶作に対する抵抗力は水稲よりはるかに強かった。

### 第三節 凶作・飢饉の発生原因

凶作・飢饉の発生原因には自然的原因と人為的原因とがあった。

自然的原因には、霖雨・冷温・大風・大雨・洪水・旱魃・霜等の悪気象条件のほかに、虫害・獣害等があったが、その最大の原因は、霖雨・冷温を伴う偏東風、いわゆるヤマセであった。

本県の凶作の特徴を最初に明らかにしたのは、盛田達三の『南部・津軽両藩における凶作とその対策』である

が、同書には左のごとく述べている。

東北の凶作、殊に青森・岩手の凶作は、その原因冷害により起こるものにして、凶作史を見るに、その氣象において、一種の凶作型氣候をなしている。

即ち、春寒く雪消え遅く、苗代遅れ、六月頃より霖雨続き、寒く、東北風（ヤマセ）吹き、夏通して綿入を着、日照少く、稲若返り、出穂遅れ、秋になり暴風雨来り、八月中旬大霜降り、稲白くなり、立枯れ、五穀稔らず……

東北の冷寒は、潮流の変化に基づくものなる事は明である。

古来大凶作においては、凶作・不作・大凶作は数年続いて襲来するものである……

ここで盛田達三が指摘しているのは、凶作の原因としての冷寒なるヤマセと、凶作の特徴としての停滞性であったが、この二点について『弘前市史』も

津軽地方の凶作の特殊な型といわれるのは「霖雨低温悪風交々至る」いわゆるやませにもとづく悪天候が続く、大きな凶作が一、二年あり、翌年豊作が来ても、また三、四年凶作が連続する停滞性である……

と述べており、両者の見解は一致している。

この点について、岩手の森嘉兵衛も『九戸地方史』の中で

最初二、三年軽く不作があり、強烈な減作を生じ、翌年は豊作型、そして三、四年強い凶作が続くという型は、宝暦・天明・天保とも同様であった。

このために凶作がたちまち飢饉化し、大きな社会・経済的変動の原因となった。と、具体例をあげて、南部の凶作の型を明確にしている。

以上のような、凶作・飢饉の自然的原因の外に、人為的原因として、農政の貧困と貢祖の過重とがあげられる。劣悪な気象条件のもとにある水稲生産地帯で、相当の生産をあげ、凶作にならないようにするためには、適性品種の普及奨励とか、水温上昇技術、施肥法等の生産技術の指導が不断に行われなければならない。

しかし、これらに関する藩の施策にあまり積極的なものは見られず、凶作や飢饉になって初めてあわてふためくのが通例であった。

南部藩が生産指導の面で行ったものは、せいぜい晩稲の植付禁止ぐらいのものであった。

凶作の到来を予測出来ず、大量の米を江戸・大阪へ送り出し、いざ凶作となっても救援米に事欠くということもしばしばあった。

こういった農政の貧困のほかに、貢祖の過重も大きな凶作や飢饉の原因になった。

凶作になっても、藩は農民から取れるだけのものは取った。

それがまた次年度の凶作につながった。こうして凶作は凶作を生んだのである。

凶作は人災でもあった、という表現はこういったことを意味している。

それでは、このような不作・凶作・飢饉は、南部地方でどのように発生していたであろうか。

凶作年表によってこれを示して見よう。

第四節 凶 作 年 表

第一七表 凶 作 年 表

〃	延宝	〃	〃	寛文	〃	万治	正保	〃	寛永	〃	〃	元和
三年	二年	一〇年	九年	元年	二年	元年	三年	一九年	一八年	五年	三年	元年
凶	凶	不	凶	凶	不	不	凶	凶	凶	凶	凶	不
作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作
宝永	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	元禄	貞享	天和
二年	一五年	一四年	一三年	一二年	九年	八年	七年	五年	三年	元年	四年	二年
凶	飢	凶	不	大	不	飢	大	凶	不	凶	不	不
作	饑	作	作	凶	作	饑	凶	作	作	作	作	作
宝曆	〃	寛延	延享	寛保	元文	〃	〃	〃	〃	〃	享保	宝永
三年	二年	元年	元年	元年	元年	一八年	一七年	一六年	一四年	一三年	九年	四年
不	凶	凶	不	不	凶	不	不	不	不	不	不	不
作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作
〃	天明	〃	〃	〃	〃	〃	安永	〃	明和	〃	〃	宝曆
二年	元年	八年	七年	六年	五年	二年	元年	四年	二年	七年	六年	五年
不	不	不	不	凶	凶	凶	凶	凶	不	不	凶	大
作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	飢



天明三年	〃四年	〃五年	〃六年	〃七年	〃八年	寛政元年
大飢饉	飢饉	飢饉	飢饉	飢饉	凶作	凶作
寛政三年	〃五年	〃七年	〃一〇年	享和元年	文化一〇年	〃一一年
凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	大凶作	凶作
文化一二年	文政八年	天保三年	〃四年	〃六年	〃七年	〃八年
凶作	大凶作	凶作	大飢饉	大飢饉	大飢饉	大飢饉
天保九年	嘉永二年	〃三年	〃六年	慶応二年		
大飢饉	不作	不作	不作	凶作		

註 ①森嘉兵衛著『盛岡市史』その他により作る。

②不作……四分の一減。

凶作……二分の一減。

大凶作……四分の三減。

飢饉……多数の餓死者を出した場合としたが、必ずしも厳密ではない。

この表で明らかのように、江戸時代初期の元和年間以降幕末までの二五〇余年間に、不作以上の年が実に七八回、すなわち、ほぼ三年に一回の割合であったのである。

このうち最も惨状の甚しかったのは、元禄・宝暦・天明・天保の飢饉であった。世にこれを南部の四大飢饉と称する。

この表によれば、南部地方の大飢饉は、江戸時代前期よりも、中、後期に集中しているが、実は前期、元禄の

飢饉以外にも、元和・寛永年代に大きな凶作があった。

ただこの時は、幸にも飢饉にまで発展しなかったのである。

以下各期の凶作・飢饉の主なるものについて略述しよう。

### 一 元和の凶作

南部地方では、元和元年（一六一五）、三年、五年と不作・凶作が続いた。しかも、大阪出陣のことなどで出費が大であったにもかかわらず、当時の南部藩の財政は、南部領である鹿角地方の産金がすこぶる好調であったため、救済よろしきを得て飢饉にまで至らなかった。

参考までに付言すれば、この時津軽は大飢饉となった。『永禄日記』、『平山日記』等には、元和元年、津軽藩主信牧が江戸から弘前へ帰国するとき、大間越街道のあたりでは餓死者を飛び越えて歩かなければならないほどであったし、翌二年には、弘前城下にさえ死骸の山が築かれるほどの惨状であった、と記されている。

### 二 寛永の凶作

寛永三年（一六二六）～四年は大旱魃のため全国的大飢饉となったが、この時は南部・津軽ともに大事には至らなかった。

ついで寛永一八年（一六四一）～一九年も全国的に凶作で飢饉となった。

特に関西地方がはなはだしく、餓死者が道にあふれ、日々その屍を川に流したほどであったといわれる。

このときは、津軽も南部も凶作となり、津軽では飢饉にまで発展し、幼少の童子を喰う者もあったといわれているが、南部藩では大惨事には至らなかった。

この時の凶作につき『食貨史』は、

十八年秋、穀不熟、飢饉、十九年春に至て穀価騰貴す。天下餓孍巷に満。

此時累世の富に依て穀倉克溢す。公大に倉粟を発して賑恤す。時に封内に飢人なし。

と述べている。

文中、飢饉という言葉を使っているが、内容をみれば、領内から飢人を出さなかったことを誇っている文章である。

南部地方の隅々まで果たして救済がゆきとどき、いわれているように一人の飢人も出さなかったかは疑問であるが、他国のような悲惨事にはならなかったようである。

以上によれば、この期の凶作・飢饉現象は、全国的現象の中に含まれるものであったこと、南部藩では、産金により藩財政が豊かであったため、その被害を最少限度にくいとめることが出来たこと、先に述べた東北の凶作の典型的な型はこの段階ではまだ現れていない等の特徴を持っていたことがわかる。

ところが、こういった状況は次の元禄の凶作からだいぶ様相を変えてくる。

## 三 元禄の凶作と飢饉

元禄期における南部藩の凶作は、典型的な凶作の型を示した最初のものであった。

すなわち、元禄の初年は一般に気候不順で不作続きであり、特に三年（一六九〇）、五年が悪く、六年は幸いに平年作となったが、七年は大凶作となった。

そのため、七年から飢饉の徴候が見えだしたが、施米によってこの年はほとんど餓死者を出さなかった。

翌八年は冷温・風雨のため約七割の減収となった。藩は幕府に秘してはいるが、相当の餓死者があった模様で、一説にはその数四万人と称された。

この年の減収率は上北・下北が最高であったから、餓死者の相当数はこれらの地方から出たものと思われる。八年の凶作に対し藩は、九月一三日、各代官所に対し次のような達しを出し、凶作対策としている。

一、九月十三日、当年不作に付て、御領内在々所々御百姓共え被仰渡書付、御代官所え被遣所々

一、（各代官所宛）

覚

一、当作毛悪敷候由相聞候付、御蔵・給所御百姓共、米ハ不及申雜穀迄、御領内之外一切出間敷事

一、御蔵・給所共雜穀払御役、地頭え之年貢、金宛にて差出候ものは、雜穀にても払、金子出申度もの可有之哉と、此度雜穀調被遣候相場直段よりハ、少々高直ニ調候筈申渡候

雜穀代替、外ニも永身命を助り申様成食物貯候様、随分心懸可申事

一、御領内にて雑穀売買候儀滞不申様、心次第近郷村々え互売買可仕事

附、不依何儀民及難儀候ハ、御代官迄可申事

一、他領より人民入込候儀可有之候、行方相知往来候儀は各別、凶年にて御当領暫も逗留可仕覚悟候歟、何之差別も無之入込候ものハ、領内も飢饉にて飯米一切不調候之間、及謁命可申候条、直々本所え相戻候様、あらきに無之とくと合点為仕相返し、御境近所ハ其所々肝煎・検断為断可申候

一兩人にて参懸、先罷通ものにて不審ニ相見得候ハ、送を付通可申事

一、酒造候儀、先達て申渡候通一切為造申間鋪候、若隠造候儀相聞候ハ、酒屋・五人組迄急度可被仰付候、民飯料も有之、酒造候て不苦時節有之候ハ、下よりも願上可申候、御詮議之上可被仰付事

(『藩法集・盛岡藩』)

すなわち、米・雑穀を他領に出すことの禁止、何でも喰べられるものを貯えること、領内各村相互間の雑穀売買の奨励、他領よりの入り込み人の禁止、酒造禁止等であったが、このような時期にもかかわらず、「生類憐みの令」が生きていたため一二月一日には「犬の儀……随分いたわり養育可仕候……」といった達しも出されている。

翌九年は気候が順当であったため、二割の減収に止まった。そのため五、六月までであった飢人・餓死者も秋の収穫期にはなくなり、落着をとりもどした。

そして、一〇年・一一年と平年作が続いたが、一二年から再び気象条件が悪化し、霖雨・冷温が続き、一二年

は大凶作となり、南部全領で飢人として救済される者が二万〇七八六人に達した。

一三年不作、一四年凶作で、一四年には二八五八人が飢人として救済されたが、一五年には追い討ちをかけるように大凶作となり、飢人として救済された者の数は五万四一一一人に達し、餓死者も二万〇五〇〇人に達した。このようにして元禄期における南部藩の凶作は前後八年にわたり、ついに飢饉現象を呈するに至ったのである。この期の凶作が飢饉にまで拡大したのは、凶作が連続し、しかも減収率が高かったこと、藩財政を豊かなものにして鹿角その他の砂金の生産が急減したこと等により、救済対策が弱体化したためであった。

なお、津軽藩では、この期の飢饉で一〇万人の餓死者を出し、八戸領では人口の三割にあたる一万六七四五人が飢人と化している。

このような飢饉現象は農業労働力の減少をきたし、農業の縮小再生産につながり、それはまた年貢収入減となり、藩財政窮乏の一因ともなった。

一方、あたかもこの期を境としてはじまる農村の貨幣経済化と商業資本の農村への侵入は商業資本による土地兼併を促すようになるのであるが、農業生産力がきわめて低く、商業資本の形成の未熟な当地方にあっては、大規模な土地兼併の発生する余地はなかった。

しかし、このことは、一面から見れば、連続的大凶作に際会した場合、農民にとっては死を待つより他の途のなかったことを意味するものであった。

四 宝曆の飢饉

南部領は宝曆三年（一七五三）は軽い不作であったが、翌四年は近年まれな大豊作となり、物価も大暴落した。しかし、五年は霖雨冷温・悪風のため二分作程度の大凶作となり、その損毛高は九万九七〇〇石余に達した。

この頃の南部藩は、鉱山資源の減少により、財政窮乏もかなり進んでいた。

ただでさえ苦しいところに、宝曆三年には、幕府から日光東照宮の修理を命ぜられ七万両の普請金を捻出しなければならなかった。

この時の南部藩主利雄としかつが東照宮の修理を命ぜられるにいたったいきさつについて、『篤焉家訓』に左のような頭主が記されている。

或人云、此比掘田相模守様日光御用懸ニ候処、御家え遺恨之筋有之、諸事壅塞、公事不通、諸雜費七万両ニ越ゆると云

天量公（筆者註 利雄の先代 利視）軍用儲貯一時ニ亡散し、凶作打続き、一年半季之無備、人相喰、無救之術、建久以来（筆者註 南部氏の糠部入部の年）廢政、以此時為尤。

この七万両の出費がどんなに南部藩の財政を窮乏に陥れたかは、この記述によってよくわかるが、その直後この大凶作である。

しかも、その前年（四年）の大豊作が、かえって災いした。すなわち、大豊作に心を許した藩は、五年五月までに一〇万石余の米を移出したのであった。

こうして、天災に人災が加わり、この年の凶作は未曾有の大飢饉にまで発展し、南部領の総人口三五万人余のうち、六万人にのぼる餓死者を出すに至った。

この年の飢饉につき、前述『篤焉家訓』の編者である市原篤焉は

亥年（宝暦五年）三月十一日より大雨、九月廿八日迄三日の晴なし。

土用中昼夜降続き、冷氣弥増にて作毛不熟、菜園の諸菓花開き兼ね、古今稀なる大飢饉なり。

後來国家当途の人は言うに及ばず、万人に至るまで諸士は猶更、在々肝入、乙名の如おとなきなる者、能く能く凶才の心懸有るべき事也。

この頃執政心を用いざるや、考え知るべき也。

と述べ、この年の飢饉が人災に基づくものであることを指摘し、為政者に注意をうながしている。

同書『宝暦五乙亥年凶作ニ付米穀不熟、翌年ニ至御領中餓死人並明家諸官所より書上写』によれば、各通ごとの餓死者ならびに空屋の数は次表のようになっている。

第一八表 宝暦五年各通毎餓死者空屋数調

通 名	餓 死 者 数	内 訳		空 屋 数
		男	女	
上 田 通	二、五〇一人	一、四二二人	一、〇八〇人	五六一戸
飯 岡 通	二、五〇五 四〇四	九五二	五五二	二八〇



第一〇章 凶作と飢饉

五戸通	三戸通	福岡通	沼宮内通	野田通	宮古通	大槌通	大迫通	日詰長岡	徳田伝法寺	向中野見前
一一、九二七	七五五	(五、四五六) 五、四六六	(四、一九九) 四、〇九九	一三二	一、八三三	(六、〇八四) 一、〇九四	一、三五三	一、二四三	一、四一四	六一四
七、三三五	五〇三	三、一九〇	二、八七五	八一	一、〇六二	六二二	八〇五	七八二	八五三	三二四
四、六二二	二五二	二、二六六	一、三三四	五一	七七二	四六二	五四八	四六一	五六一	二九〇
一、〇一八	一三六	一、一三二	六八三	四八		一一四	二四六	二一九	二五一	一三一

万 丁 目 通	寺 林 通	八 幡 通	大更新田奉行支配	沢 内 通	滴 石 通	毛 馬 内 通	花 輪 通	田 名 部 通	野 辺 地 通	七 戸 通
三八九	三八九	(四三二) 三四〇	(六七八) 四七八	八一九	六、一〇一	五五七	二、六八四	一四四	四七	(二一、六九三) 一、八八五
二三二	二四八	二〇七	四五三	四九九	三、六三二	三四五	一、六〇八	九六	二八	七、〇八一
一五七	一四一	二二五	二二五	三二〇	二、四六九	二二二	一、〇七六	四八	一九	四、六二二
三三三	七二		一七二		四三〇	一七三	七二一	四三		四三〇

鬼 柳 通	四一六	二九〇	一二六	
黒 沢 尻 通	一、〇〇八	五九二	四一六	一七
花 巻 通	(四二六) 四二〇	二四九	一七七	一五三半
計	(五九、七九八) 四九、五九四	(三六、三四五) 三〇、九九三	(二三、四五三) 一八、六〇一	(七、〇六三半) 七、〇四三半

註 ①原典は、餓死者数とその内訳が一致せず、したがってその合計も一致しないので、内訳を正しいものとして修正し、修正数字に( )を付して併記した。

②花巻通、空屋数一五三半とあるのは一五三軒半の意である。

③後書によれば、安俵・高木通には餓死者も空屋も無かったという届が代官より出されている。

④七戸通の餓死者が原典では一八八五人で内訳と大きく違っていたが、内訳を正しいものとして修正した。

なお原典の餓死者数合計も四万九千九百九十四人となっているが、これは他の資料によるこの年の餓死者数六万人とあるのと合わない。これは七戸通りの合計の間違いに基因するものと思われる。

これによって見れば、実に五戸・七戸の両通とわりで、全餓死者数の三九パーセントにあたる二万三千六百二十〇人という餓死者を出しているのであるから、この期の五戸・七戸通の惨状は言語に絶するものであったろう。

なお七戸通だけの餓死者数の全餓死者数に対するパーセントは一九・五五パーセント、すなわち約二割であっ

た。

当時の惨状を『篤焉家訓』は、

非人おびただしく、餓人道路に充滿せり……在々何れも五穀不熟、人命を助くべきの術なく、人民死して、子（宝暦六年）の春に至り、仕付くべき人無きが如し  
と述べている。

また八戸の医師富坂涼仙は『耳目凶歳録』の中で、八戸領のこの時の惨状を次のように記述しているので、参考までに掲げることとする。

古人の語り伝えにも聞かず、旧記の書き録にも載せざる程の天災にて、毛見の田畑空しく、秕糠しいなばかりぞ刈取れり。……

或は葛の根、わらびの根、亦は毛ドロ吾れ先にと山野を争い、掘運べり。

櫛とちの粥には老翁をたすけ、しだみ餅には幼稚を救う。此等を上品の食として、亦は海草、松の皮、藁香煎には糟糠を加味し、漆の実は大豆の粉に替ゆ。

当時の餓は凌ぎしかども、少兒老弱漆の毒に触れ、秘結（ベンピ）の苦痛大方ならず。

然かも死する者少なからず。故に庸医これを憐み、潤燥の薬粥を施し、命を救うこと亦多し、哀むべし、人間の飯食は牧畜の秣まぐさかと疑はれ、鶏犬牛馬日々に衰え、夜々に窮る。……

兎角今まで千苦万勞して身命を繋げる。

最早煙を立つべき便もなく、身にまとうべき求めもなければ前後皆苦しみ、進退ここに窮りぬ。ひごろ出入親類も救わず、年頃相近き縁者も顧みず、貸借相談、質物取遣、近辺一統に店を閉じ、棚をとぎせり。

偶一二の商家あれども千金の価物百錢と見下す事も時代なれ。

此の如く、しきりに飢えければ、孤村鄙邑の人馬ともに餓死して、其宅自然の墓所と成んぬ。

鴉は眼肉をがん味し、犬は手足を喰う。頭は人の履はきものに転び、屍は人の鼻をけがせり。

五歩に一人、十歩に二人、聞くに耳すさまじく、見るに目もあてられず。

伝え聞く地獄の底、極重悪人の呵責、今眼の前に来るか、身の毛もよだちあさま浅猿しけれ。……

人民ともに餓死すること此時三分一とぞ沙汰しにけり。……

このような事態に対し、藩（南部藩）はもちろん手をこまねいて傍観していたわけではなく、次々に左のような手をうった。

- 一、五年 八月一九日 米価を統制し、買い占めを禁ずる
- 一、同 八月二六日 米雑穀の他領移出を禁ずる
- 一、同 九月 九日 儉約を命ずる
- 一、同 九月一四日 米価再統制
- 一、同 九月二五日 畑作盗人防止のため作物運搬の刻限を定める

一、同 一〇月一三日 諸代官に対し、農民が百姓一揆を起こさぬよう指導すること。貯穀を奨励すること。

他領よりの入込人は他領に帰すこと。万事百姓の迷惑にならぬよう気をつけること。

他領より入込の商人の長逗留を禁ずること。領内における米雑穀の売買は自由にさせること。検見を厳重にすること。捨馬を厳禁すること。百姓救済策について意見を具申すべきこと。

等を命ずる

一、同 一二月 三日 諸士に対し、減給（三分の一ないし四分の一支給）ならびに検約を申渡す

一、同 一二月一四日 寒造酒を禁じ、酒道具に封印する

一、同 一二月一七日 糶・濁酒・甘酒の製造を禁ずる

しかし、これらの施策は、有効に作用せず、また必ずしも守られなかった。

米価統制一つをとってみても、その統制価格が低すぎたため、やみ米が横行する一方、他領米の移入の道もとざされ、飢饉に拍車をかける結果となった。

百姓の救済についての意見具申は一人の代官からも出されなかった。

たまりかねた藩は一二月二五日、代官ならびに諸役人に対し、飢人の救済方に対し下問したのに何等の答申もないのはどうしたわけか。他国ではそれ相応の手当をしていると思われるのに、南部においてそれが無いのは甚だ遺憾である。公辺（幕府）への聞こえもあるから、何人でも気がついた点があったら意見具申するように、と

再度示達している。（『藩法集・盛岡藩』）

それに対し、諸役人がどのように反応したかは定かでない。

救済策が奏功しないため発生した飢人を救済するために藩は救貧小屋を設け、粥を施したが、これも城下に限られ、しかもその実態は牢獄に等しく、收容された者の大半は餓死する有様であった。

領内の富豪や寺院なども、この惨状を見るにしのびず、救済に乗り出した。

野辺地通の餓死者が少なかったのは、野辺地には富豪が多く、これらの人々の救済が功を奏したのではないかと推定される。

しかし、一般的にいうと、富豪に対する御用金の賦課が多く、富豪も救済に十分力を発揮することは出来なかった。

南部地方においては、この飢饉の影響が宝暦七年（一七五七）まで続き、翌八年の豊作によってようやく立ち直ることが出来たのであった。

この飢饉に関する資料で残っているものはほとんど無いが、七戸周辺各村の代表が、商人として大をなしつつあった七戸の盛田喜右衛門から粟・大豆等を借用した証文が残っているので左にそれを掲げよう。

借用手形之事

一、粟 五駄 但壱表ニ付四斗入也

一、大豆 五駄 右同断





この借用証には借用理由の記載が無いが、五年以来の凶作・不作になやむ各村の農民代表が、種子用として借用したものと推定できる。

南部地方のこのような状況に対し、津軽藩では、同様の大凶作に見舞われながらも、名勘定奉行乳井貢の施策よろしきを得、ほとんど餓死者を出すに至らなかった。

この飢饉により、七戸地方の農業生産力が一段と低下したことはいうまでもない。

##### 五 天明の飢饉

天明の飢饉は、天明三年（一七八三）に始まり、同八年まで続いた、宝暦の飢饉以上の大飢饉であった。

その原因は、天明年度に先行する安永元年（一七七二）から同八年までの間に発生した六回におよぶ凶作・不作の疲弊から立ち直るいとまもなく、天明元年、同二年と不作が続ぎ、そして同三年、宝暦五年の大凶作に匹敵する一八万九二二〇石の損毛高を出し、翌四年やや持ち直したものの、同五年・六年と一七万石前後の損毛高を出し、その後も不作が続いたことを直接の自然的原因とし、これに若干の人災的要素が加味されておこったものである。

天明の飢饉は、南部地方に限られず、津軽・秋田・山形、その他東北・関東一円に及ぶ大飢饉であったが、その他の諸地方も程度の差こそあれ、飢饉の様相を呈したわが国最大の飢饉であった。

その前兆はすでに天明元年・二年の全国的不作の中に現れていたが、まだ減収率が低く、飢饉にまで至らな

つたが、翌三年は、

卯年夏中雨降り続き寒く、綿入袷着し候程にて、一円暑氣これ無く、稀に天候晴れ候得ば、袷着用、土用中共に単衣ひとえを着候ことこれ無く、八月廿日頃迄出穂相見えず、日を追うて冷氣催候に付、諸作荒凶、諸民困窮す。

と『篤焉家訓』にあるような、霖雨・低温に加うるに八月中旬の大霜等の原因により、二分作とも一分作ともいわれる大凶作となった。

このため米価をはじめ諸物価は奔騰し、一〇月には盛岡城下においてさえ餓死者を生じ、火付、強盜、追剝が横行するに至った程であるから、收穫皆無と伝えられる奥筋通（奥入瀬川付近以北の地をさす）の惨状は眼をおおうばかりであった。

『篤焉家訓』は、その模様を、

福岡より田名部迄、青田にて食物これ無く、人馬餓死莫大なり。なかんづく五戸通もつとも猫・人馬死候を食し候者多し。哀むべし。

と述べているが、さらにその頭註で、

五戸・七戸通にて馬を殺して食物とし、犬猫一疋五十文、六十文の売買、甚しきは小児の死たる肉を食い、実に鬼国の様なるべし。

盛岡より東南は五穀も登りけるが、雫石・沼宮内より北の方は、惣じて五穀不熟、なかんづく五・七戸食に

飢え、哀むべし牛馬鶏犬を食とし、家別傷寒流行、死する者数を知らず、壯年の者といえども悪食のために病を発し、翌年に至り耕すべし力なし……

と、五戸・七戸の飢饉の惨状のすさまじさを記している。

この天明の飢饉につき、七戸地方に残されているほとんど唯一の文献史料と云ってもよい貴重なものに、大塚屋利兵衛延治の記述した『天明三癸卯五穀皆無、前代聞伝ニ茂無之大凶作ニ付記置申候』がある。

七戸人の記述だけに実感がある。原文読みにくく、読み方にやや不確実の点もあるが、全文を左に掲げる。

天明三癸卯五穀皆無、前代聞伝ニ茂無之大凶作ニ付記置申候

右卯年、諸作草生相応ニ御座候付、諸人安堵、石物等も下地余処無御座候得共、直段宜御座候間、在町有合之品、有増売あらし申候。

然処、神明御祭礼も相済、七月末も諸石物出穂も有之候得共、一円実法みのり少く、何度参見候得共、穂出候計ニ而、実入無之候。

依之、八月ニ入、諸人大キニ騒ギ、石物日々ニ引上申候。

拙者方ハ大豆漸々取集、式年有之、打稗・小豆種分計取申候。ひげ稗・稲皆無、蕎麦も少く、種計取申候。

依之、石物ハ段々引上、秋田ニ御上様も被仰付、買入米ニ差遣申候得共、中々御渡方延引ニ而、翌年秋之頃迄成懸、御役人様御添心ニ而受取相済申候。

拙者共ニも右代金老兩被仰付、漸々半金通申請候。

大高値仕候ハ、米老貫文ニ付四升まで、大豆老升百文、老升ぬけ候節も有之候。粟・小豆・大麦・小麦・稗、右之通仕候。あも等百文ニ付□□□、ケ様ニ御座候得ハ、卯秋より在々ニ而牛馬を喰申候。

辰春ニ到、人死候得ハ、穴ニ致し候を茂掘おこし、給申候。

町方も、端々之者、人迄喰ひ申由ニ御座候。

依之、在町共、餓死多く御座候而、明家あきや数軒御座候。上野村等百軒も御座候場所、漸々十七八軒ニ罷成由、夫々上上明家筆紙ニ難尽、天間館も十分一ニ被成候。五・六軒之処ハ老・忒軒も漸々生延び罷有候。

近国ハ不及申上、上方共ニ大凶作之由、御当所、高御蔵三千七百石計御座候処、漸々千石計仕付ニ御座候。依之、御上様々被仰付、午ノ年々三ケ年諸役御年貢御免被遊候間、出精仕付申様被仰付候。

辰ノ年、巳ノ年迄も実取□□□可仕、巳ノ年風雨之難ニ而、是迄稻作不宜、午ノ春ニ米矢張高直、上方米積下候。

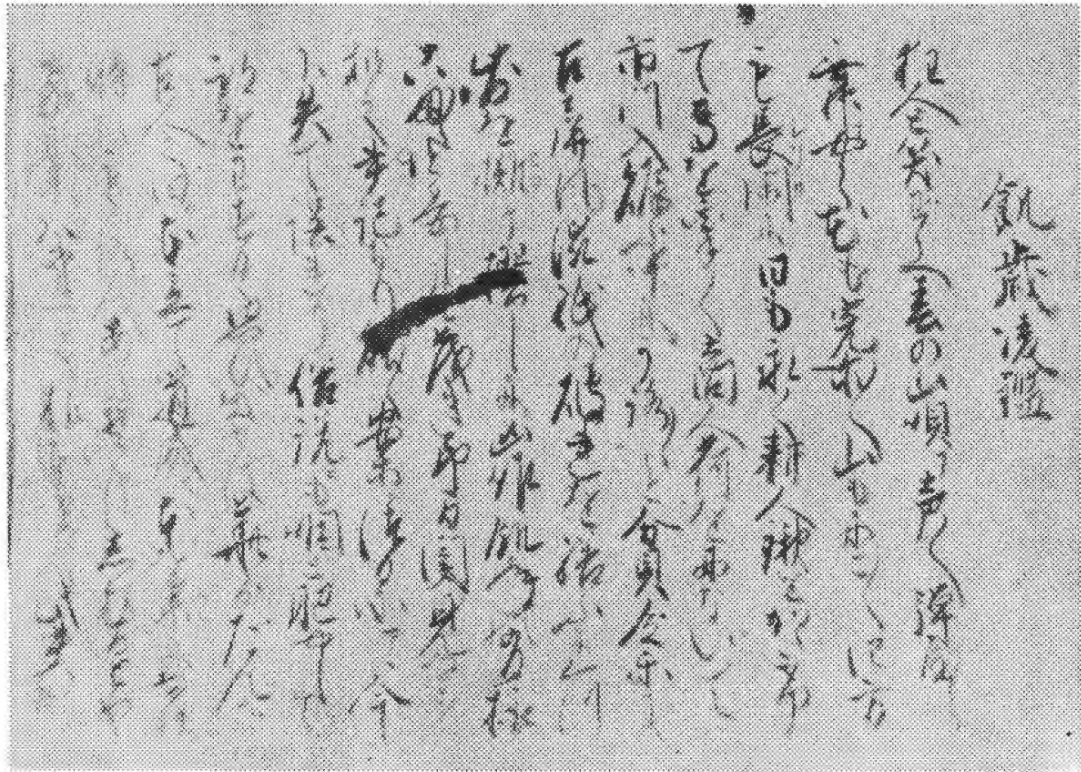
何とぞ此末節角相働、粟・稗計も少々貯置申度奉存候。

卯年々上方上計金錢ぬけ候得ハ、甚金錢詰り、両替老兩ニ付、当時七貫八・九百文、夫共売金無御座候。

大豆も実取不足ニ御座候得ハ、上方上も罷登不申、諸人大因窮、込暮申候。

拙者共儀も、本家々少々本年被下候得共、大豆出にかし付、皆々死絶ニ罷成、扱々難義千万ニ御座候。生残候者中々返済及兼候。

以来かし付等ハ少々所持有之候とも相止メ可申候。



飢 歳 凌 鑑

何とぞ飯料計茂所持仕度願居申候。以上

天明六年丙午六月十五日

書記 利兵衛延治

註 石物||穀物 直段||値段 有増||あらま

し 実法||みのり あも||わらびの根の

しぼりかす 給||たべ(る) 明家||空家

高御蔵||御蔵高

七戸通とならんで惨状の甚しかった五戸通の飢饉について記したものに、飢饉史料の白眉ともいべき『飢歳凌鑑』（『盛田家文書』）がある。

同書によれば、天明三年の五戸通の作況は、諸作少しも実らず、畑も野も青々として青一面になったので、「青平」と呼ばれたほどであったが、ところによつては大豆と蕎麦だけが少々とれたという。

それでも同書に

さて此凶作に、味噌を持し者独りも死に申さず

候。とかく飯料なくとも味噌を持つべきものなりと、年寄衆の平生の話、至極当りて感じ入申候。実に味噌は分限に随い、年々心懸専用也。

とあるように、味噌の貯えのあるものは何とか生きのびることができたが、その味噌用大豆も、それまで五戸通からの藩の買上量一五〇〇石であったものが、天明二年一挙に五五〇〇石とされたため、「此凶年に至りて味噌貯えなき故に、人馬おびただしく死す。」という状況に立ち至ったのであった。

このため翌四年二月には、

さて、二月に至りて猶々やむを得ざることをつかれ苦しむ。さるによりて、死潰れ多し。相坂百九十軒余もこれあり候場所にて、家数百六拾軒死につぶれになり申候。

残る所は三拾軒余これあり候。三月までに大小の邑里郷村七分はつぶれ、三分は残る。前代未來聞の事に候。とあるように、五戸通の七割が死絶したという。

『南部史要』は、この時の状況を

四年春に至り、米価一駄（二俵のこと）十六貫五六百文（筆者註 天明三年八月は二貫七百文）に突飛して餓死者益多く、尚悪食の結果として疫病大に流行し戸毎に患者を見る。

諸代官所の調査によれば、餓死者四万八百五十人、病死者二万三千八百四十八人、空屋一万五百四十五軒、他領に立ち去る者三千三百三十人に上れりという。

と総括している。

この度の飢饉は津軽にも八戸にも襲いかかった。

津軽藩は人口の三分の一に当たる八万一七〇二人を失い、八戸藩も半数に当たる三万五〇〇〇人を失った。

このような惨状に対し、南部藩は儉約令の施行、諸士の減俸等の消極策からはじめ、富豪からの御用金の徴収、増税、臨時税の賦課、米の他領移出禁止、米雑穀の買い占め禁止、米価統制、貯米調査と強制買い上げならびに払い下げの実施、米穀商に対する資金貸与と米移入ならびに払い下げの奨励、食料・薪炭の賑恤、救貧小屋の設置、晩稻植付禁止、麦作の奨励等徹底した対策を実施し、また、一時的財政収入の増大をはかるため、大々的な売禄をも行った。

以上の諸対策のうち、藩の行った食料の賑恤と、売禄制度についてみてみよう。（『篤焉家訓』）

天明三年一二月から同五年一月までに、七戸通に対し藩が賑恤した金銭米雑穀は

金 百七拾六兩老歩。四分七毛

銭 四千四百拾四貫八百八文

米 千貳百拾五駄二斗六升八合

大豆 三百五拾五駄三升七合

粟 千四拾九駄片馬五升五合

小豆 五駄片馬貳斗六升

稗 六百拾五駄壹斗壹升七合

に上った。

一方売禄すなわち、金をとって士族の身分を与え、または、知行高を上げる制度の基準は左の通りであった。

第一九表 売 禄 表

身分 地 方 扶 持 方 現 米 金 方	高百石についての礼金額			現米より身分替
	足高の場合	新規召抱	在町者の与力願	
地 方	三七〇 <small>兩</small>	四二〇 <small>兩</small>	六七〇 <small>兩</small>	一五〇 <small>兩</small>
扶 持 方	三三〇	三八〇	六二〇	一〇〇
現 米	二七〇	三一〇	五七〇	
金 方	二七〇	三一〇	五七〇	六〇

- 。与力より給人へ昇格 五〇兩
- 。徒士より給人へ昇格 六〇兩
- 。刀指しより与力格へ昇格 二五兩
- 。苗字帯刀職人より与力格へ昇格 五〇兩
- 。在給人より盛岡支給人へ変更 伺いの節定める
- 。一生の内苗字帯刀願 //
- 。持地永代御免地願 高一〇〇石に付 四五〇兩



。御免船願 五〇〇石船に付 六五〇兩

。永々御免造酒願 造酒高三〇〇石に付 三五〇兩

。醫師門弟より 切米四駄役医願 五〇兩

ここで、地方じかたというのは、俸禄として知行地を貰う土のことであり、扶持方とは、一人扶持、二人扶持というように、扶持米で俸禄が支給される土であり、現米とは、現物の米すなわち蔵米で俸禄が支給される土のことであり、金方きんかたとは、一〇〇石二〇兩の換算で金かねで俸禄が支給される土のことを指す。

足高とは、すでに何石かを貰っている土が、その石高を上昇させる場合のことであり、在町者の与力願とは、地方の村や、町に住んでいる町人・農民が与力（身分は土ではなく、一種の郷土であり、同じく郷土である給人の下に位する）となることを希望することである。

このように、うてる対策はすべてうったがしかし、天明期の南部藩は、宝暦期よりはるかに財政的に窮乏していた。

そこへもってきて、天明元年（一七八一）には甲州川筋の普請を幕府から命ぜられるという人災的要素が加味された。藩は諸士や分限者からの借り上げにより、ようやくその責を果たしたばかりであったので藩財政には全く余裕がなかった。

このような状況であったから飢饉対策の費用は、結局領民からしぼり取らなければならなかった。こうして救民対策の徹底を期すれば期するほど苦しむものが出るという一面も生じた。

その上、元禄期以降漸く発達してきた商業資本は、一面において飢民救済に力をつくしたが、他面この機を逃さじと、米の買い占めやら土地兼併を行った。

このような状態に対し農民達は、強盗・火つけ等の手段により人の物を奪い、食べられるあらゆる草根木皮を喰べ、犬猫・牛馬はもちろん、墓をあばいて死肉を食らい、幼少老弱の者を殺しては自らも食らい、人にも売るという畜生道におちいりながらも瘠せ衰えた体にむちうち、生きんがため、農生産の維持に全力をかたむけた。この天明期の大凶作に際し、南部藩も津軽藩も、全力を傾けて飢饉化の防止につとめた。宝暦の時には成功をおさめた津軽藩の場合も、明君の名の高い津軽信明が必死に対策を講じたが、天明期という時期は、封建体制の矛盾、とくにその封鎖制の故に、もはや明君の善政ぐらいでは飢饉の発生をくいよめることが出来ない段階に来ていたのである。

為政者がそのことに気づいていたかどうかは別として、農民自身は、封建体制や、商業資本の封建制への寄生が農村の発達を阻害していることを敏感に体で感じとっていた。

この飢饉の時犬落瀬や、青森・鱒ヶ沢等では米騒動がおこり、南部ではやがて天明に続く寛政期以降百姓一揆が激化するの、封建体制の矛盾に対する具体的対応であった。

## 六 天保の飢饉

文化・文政期は、世にいう好況期であった。南部藩でも文化一〇年（一八一三）、一一年、一二年と凶作が続

いたにもかかわらず大事に至らなかった。

しかし、文政八年（一八二五）の大凶作を契機として、米価の高騰、商人の買い占め、売り惜しみ等の現象が見られた。藩の財政も函館警備やら、天保三年（一八三二）には上野位牌堂修理費三万両の献納やらで窮乏を極めた。

そうしたところへ、天保三年から始まる七年飢饉が襲来した。

天保三年は春から霖雨・寒冷が続き、南部藩全領で一五万五〇〇〇石の減収となった。

天保四年は、春の旱魃、五月から七月中旬にかけての曇天・雨天に伴う寒冷、八月初旬以降の霖雨の連続等により、全領で二二万三一五〇石、約八割の大減収となり、各地に飢饉状態が発生した。

農民は一せいに山に入り、トコロ・葛の根・蕨の根・片栗を掘り、松皮を削って餅をつくり、辛うじて餓えをしのいだ。

火付け、掠奪・作盗人が横行し、あるいは他村・他領へ逃げ出す者も出た。

これに対し、藩は代官・諸役人宛次のような通り一ぺんの通達を出すにとどまった。

八月一四日：麦作を奨励し、藍・紅花の作付を禁じ、煙草の栽培は最小限に止めさせよ。

八月二十二日：余剰米・雑穀等の貯えのある者には、相場を以て売却させよ。

分限者には、他領米を買入れの上、一般に売却させよ。

葛・蕨の根その他食料となるものは、精を出して貯えるようにさせよ。

他領者を入村させないようにせよ。

作盗人に注意させよ。

この四年の飢饉の時、五戸通の分限者ならびに有力給人は、こぞって救民救済に当たっている。

七戸通でも、同じことが行われたと推定されるが、資料は残っていない。

さて、次の天保五年は幸いにも好天に恵まれ、一〇〇歳になる老人も経験したことがないというほどの大豊作となったため、前年発生した飢饉現象は深刻化せずすんだ。

ところが天保六年には、またまた天候不順のため、全領で二〇万一五五〇石余の大減収となったが、藩はもはやほとんど適格な施策を講ずることが出来なかった。

続く天保七年は、六年を上廻る二三万六〇〇〇石の大減収となり、米価をはじめ諸物価が大暴騰した。

藩牧である木崎野の野馬が一〇六、七頭減少したのも、食用に供されたためと噂され、百姓を野馬にさわらせるな、という示達が五戸および七戸の代官ならびに地頭に出された。

次の天保八年は、一二万四〇〇〇石の減収、九年は二三万八〇〇〇石の大減収となった。

天保九年の大減収は、天候不順もさることながら、連年の飢饉による人口の減少、疲労、食料不足等による不仕付、手入不良等に起因するところが大きかった。

この頃五戸や三戸では河原や道端に「吠かぶり」が沢山みられたという。

「吠かぶり」とは、作盗みが発覚して捕えられ、殺された上、吠に入れられ、捨てられたものであった。

こうして、あらゆる罪悪がはびこり、いつ殺されて食われるかもしれないという恐怖感が人々の頭から去らなかつた。

五戸や七戸あたりの人で、遠在に住み、人手の不足な家の人々は、身に危険を感じて、代官所近くに移り住んだと『飢饉考』は伝えている。

この七年飢饉により、藩も役人も農民も疲労困憊し、その救済対策も、八戸藩以外は不十分であり、多くは地方有志の手に委ねられる始末であった。

宝暦・天明の飢饉等に教訓を得て、平生から貯穀に心がけていたものは、天保の飢饉を免れることが出来たといわれているが、そういう人は大商人か給人もしくは大高持の農民層に限られていた。

そういう中であって、市川村向谷地某が、馬鈴薯を栽培し、見事に七年飢饉を乗り切ったことが、その人の日記『市川日記』に記されているが、この日記の中に記されている馬鈴薯の栽培方法は、それより数年前に著された高野長英の『救荒二物考』にある栽培法よりも、より正確であり、わが国における正しい馬鈴薯栽培の最初の記録としてまことに貴重なものである。

さて、この七年飢饉で一体どれくらいの死亡者が出たであろうか。不思議とそれについての記録は残っていないが、幸い、七戸地方の状況を窺うことの出来る記録が『市川日記』にのっているので左に掲げる。

七戸在にては数ヶ所の村数皆死絶え、つぶれ、又家□残りたるもあり、誠ニ能き大家の蔵迄そえ、明き屋となり、村中は皆人無き外、野山となり、草生茂り、其ありさま目も当られぬ次第なり。

また、近村である切田村の牧田領の知行百姓の戸数はこの頃八三戸であったが、そのうち約三〇パーセントに当たる二四戸がこの飢饉によって死絶している。（『十和田市史』参照）

以上二つの事例により我々は天保七年飢饉中の大凡の餓死率を推定することが出来よう。

この時の南部藩第三八世利濟は、性英敏と称されたが、そのため家臣の言を用いず、独断専行に走ることが多く、天保七年寺社町奉行大矢勇太郎の「御國中御救助是又御公務の専要と奉存候……」という上申には、「国民救助を以て公務の専要と申儀未だ承り及ばざる事に候……」と答え、「近年に相成、苛政の甚敷に至り候へば、衆人の愁氣相集り、災の生じ間敷事にも御座なく候へば……」という直言には、「苛政と申儀心得兼候……」と答える有様で、正に政治不在の時代であった。

天明の飢饉の意義は、封建制を以てしては、それがもはや飢饉の発生をくいとめる事は出来ない、ということを示したところにある、とされているが、天保の飢饉は、そのことをさらにはっきりと明示したものであった、といえよう。

このような封建制の矛盾に対する農民の対応は、百姓一揆という形をとって現れてくる。

#### 七 凶作を基因とする土地売買の実例

凶作や飢饉の時、農民も御給人も、生きんがため土地を売却し、または抵当として借金することが多かった。以下、土地を売却したことを示す手形のうち「凶作のため売却する」という言葉が記されているものを拾って

示してみよう。

事例第一 享保六年（一七二一）凶作のため、御給人が屋敷地を売却した事例

屋敷売渡申手形之事（『高田家文書』）

一、凶年ニ付、及謁命申候故、拙者屋敷永代ニ売渡、代物六百文請取申候。

於此屋敷、若、出入も御座候ハ、組合・請人急度埒明可申候。為其、如此御座候。以上。

享保六年丑ノ正月十三日

屋敷主	千葉庄兵衛	印
請人	米田 奎左衛門	印
組合	中野 宇右衛門	印
同	多右衛門	印
同	久 作	印
同	卯之助	印

高田 善兵衛 殿

享保五年の凶作のため、飢えに迫った御給人千葉庄兵衛が、同じく御給人の高田氏に屋敷地を売り渡したものの。坪数は不明であるが、代物（錢）六〇〇文とは、相当安価に売ったものと思われる。

註 享保五年の凶作は、凶作年表には出ていない。

事例第二 宝暦五年（一七五五）の凶作のため、農民が畑を売却した事例

永代売渡申手形之事 (『米田家文書』)

一、去作実取無御座候ニ付、旧冬及及謁命罷有候得共、只今迄漸々御郷役も相勤罷有候。

此末相助、御郷役相勤可申様無御座候。依之、私持高之内、家ノ上畑式手役、永代式貫文ニ相払申所、実正明白ニ御座候。於此畑形、子々孫々ニ至迄、一言之出入ケ間舖儀無御座候。仍而為後証、如件。

畑 主	和 田 村	助	八	印
親 類	同 村	仁 兵 衛		印
同	同 村	三 十 郎		印
五人組	同 村	五 郎 三 郎		印
同	同 村	与 三 郎		印
肝 煎		松 助		印

三 上 唯右衛門 様

宝曆五年の大凶作のため、飢えに迫った和田村百姓助八が、御給人三上氏に畑を売却した事例である。

事例第三 宝曆六年(一七五六) 筋金上納を熊の胆・皮で相殺してくれるよう願った事例

乍恐奉願上之事 (『高田家文書』)

去年凶作ニ付、私知行所之上納御筋金延引ニ相成候ニ付、度々御尋被下、乍恐御尤至極ニ奉存候。

其以後、去亥ノ年十一月下旬頃、私知行所百姓共、熊相留申候ニ付、前例之通、胆・皮差上候節、願上候



ニハ、凶作故御舩金延引ニ罷成候間、乍恐、右胆・皮御褒美錢被下置候ハ、御舩金ニ御引当被下置度願上候所、御承知被下置候哉、其以後御催促等も不被仰付、安心罷有候。

尤、夫々只今迄、右胆・皮御褒美之御沙汰も無御座、依而此間、御舩所々御舩金壹兩貳步拝借有之旨被仰越候ニ付、私<sup>江</sup>右之段被仰渡、驚入奉存候。依之、去亥年差上候胆・皮御褒美錢被下置度奉願上候。

当年上納之御舩金も去年之凶作故、御百姓共死明、小屋老軒々外生存不申候。

依之、当年上納御舩金上納之筋も、乍恐無心元奉存候。

此段宜被仰上被下置度奉願上候。以上。

宝曆六年閏十一月

高田 善兵衛 ④

四 戸 専左衛門 殿

寄 木 左弥太 殿

舩金というのは、参勤交代費用中諸士の旅費に当てられるもので知行百姓の負担であった。御給人高田氏の知行百姓が、宝曆五年の大凶作のため、その上納が遅延し、当局から数次の督促をうけたのに驚いた高田氏が、知行百姓が昨年当局へ差し出した熊の胆と皮の褒美金を以て、舩金に充当してくれるよう願ったものである。

事例第四 天明五年（一七八五）給人が給人に畑を売却した事例

永代売渡申畑手形之事 （城内 『盛田家文書』）

一、拙者知行処之内、家ノ下川目畑三手役、代錢三貫文、只今慥ニ受取、永代貴殿<sup>江</sup>売渡申所実正ニ御座候。

然上ハ一言之子細無御座候。

若又、以来他之妨、違乱申者有之候ハ、拙者罷出、急度申披、貴殿<sub>江</sub>御損・御苦勞相懸申間敷候。売券状依如件。

天明五年巳三月八日

中 村 弥右衛門

盛 田 奎 殿

前書之通、相違無之候。尤、右代物<sub>江</sub>壹ヶ月壹貫文ニ三拾文宛利足相加、御返済申候ハ、本紙御返し被下候定ニ御座候。以上。

御給人から御給人へ、土地を売却する事例は決して少なくない。この手形は、売却の理由を明記していないが、天明三、四年の飢饉に基因することは明瞭であるので、ここに掲げた。この手形は知行地の売買であることを示しているが、一体知行地の売買が公然と許されたものであろうか。その答えは事例第八で示そう。

代金返済後は、その土地を返してもらうことを条件とした、条件付売渡手形である。

**事例第五 わらびを掘るための道具を購入するため水田を分け作に供した事例**

成崩田形年数分作之事 (『船木屋文書』)

一、錢 壹貫六百文也

右之通、此度、蕨掘具相調候ニ付、借用申所相違無御座候。右<sub>江</sub>拙者所持之田形三人役、当秋より申年迄三ヶ年中、出稻当分ニわけ、相渡候得ハ、此手形御返し被下候定。

若亦、右田形ニ付、三ヶ年中、出入・六ヶ敷儀有之候共、決而貴殿<sup>江</sup>御損・御苦勞相懸申間敷候。

為其、親類加判之上ハ、聊異變無之、鎌入之節ハ、貴殿<sup>江</sup>得立合、刈取、分ヶ渡可申候。

為後日、借用成崩、わけ作田形証文、仍如件。

天保五年三月

借用人 新館村 与十郎 ㊦

親類 同 与八 ㊦

下町 松五郎殿

天保三年（一八三二）からはじまる七年飢饉の時、人々は争って「わらび」の根を掘って飢えをしのいだが、わらびの根を掘るには、頑丈な特殊の鍬が必要であった。それを調達するため、新館村の百姓与十郎が、所有田三人役を、三ヶ年の刈分小作地として、船木屋松五郎に提供し、銭壹貫六〇〇文を借用した、珍しい証文である。

事例第六 天保九年（一八三八）連年の凶作のため御給人から御給人に屋敷を売却した事例

近年不作・凶作打続候上、別而当年ハ格別之飢饉ニ罷成候所、甚タ不如意ニ付、手廻共養育致兼、誠ニ極窮仕候。依而、拙者所持之屋敷、代物九貫文、只今慥ニ受取、永代貴殿<sup>江</sup>売渡申候所、実正明白ニ御座候。

右屋敷ニ付、御上様ハ不及申上勿論、他之妨、違乱毛頭無御座候。

万々一、末々ニ至り、彼是申出候者、於有之ハ、本人ハ不及申ニ、親類・受人罷出、急度申披キ、貴殿<sup>江</sup>少しも御損・御苦勞相懸申間敷候。

為<sup>其</sup>興、親類・請人加印之上、手形御渡申候上ハ、子々孫々ニ至迄、一言之子細無御座候。為後証、永代始

末、依而如件。

天保九年戌十月

売人 阿部勇八 ⑩

同 仁右衛門 ⑩

親類 成田熊藏 ⑩

受人 中野久左衛門 ⑩

戸田勘助 ⑩

米田 要右衛門 殿  
同 武右衛門 殿

事例第七 天保一〇年（一八三九）御給人が畑を商人に売却した事例

永代売渡申畑手形之事（『船木屋文書』）

拙者先祖祖より作地之内、倉越畑九手役、御高四斗五升相添、此度凶作凌方難治ニ付、代銭九貫文、唯今慥ニ

請取、永代貴殿江売渡申候処実正明白ニ御座候。

畑形、御上様ハ不及申上、他之妨違乱毛頭無御座候。

尤、拙者代々御野帳表之作地故、別段手形無座候得共、萬々一、脇方御出入、六ヶ舗儀出来仕候ハ、親類

并加判之人數罷出、急度埒明、貴殿江少し茂御損・御苦勞相掛申間敷候。

為後証、当時検断藤田嘉助殿御役印申請、相渡候上ハ、子々孫々ニ至迄、一言之子細無御座候。

依而畑形永代売券状如件。

天保十年亥ノ正月

親類横町	又兵衛
五人組合本町	佐治右衛門
請合横町	八郎兵衛
	巳之松

下町 松五郎殿

表書之通、遂吟味候処、畑形永代売券状、他之妨違乱毛頭無御座候旨、承届候所、相違無之候。依而、印形如件。

天保十年亥ノ正月八日

検断 藤田嘉助 印

事例第八 御給人が知行地を商人に売却した事例

永代売渡申田地手形之事 (『大塚屋文書』)

- 一 田形三拾五人役也 但シ場所ハ源山林ノ下ト申所ニ而小境左之通
- 一 水口之方 四兵衛作境限
- 一 西ノ方 伊左衛門作 万九郎作境切
- 一 東ノ方 代官山根添限
- 一 北ノ方 川村新兵衛殿知行所限

右ハ近年相統不作ニ付勝手向相統方格別指支候間、我等知行所之内前条之通、地面一円不残、金銭百六拾貫文ニ相極、旧冬慥ニ受取、貴殿<sup>江</sup>永代売渡申所実正明白ニ御座候。

尤右田形ニ付他ノ妨違乱毛頭無御座候。若又彼是六ヶ敷義出来仕候節ハ本人ハ不申及加印之者共其筋<sup>江</sup>罷出、急度申披、貴殿<sup>江</sup>少茂御損御苦勞相懸申間敷候。

且又御了簡御廻村被成候節ハ、苦米地忠助知行所等御答可被仰上候。

我等方ニ而茂右之段御答可申上候。

為後日、親類加印相渡候上ハ、子々孫々ニ至迄、決而一言子細申間敷候。為後日永代売券状依而如件。

天保七年申三月

本人 苦米地 忠 助 ①

親類 佐々木 其 馬 ①

請合 中 野 宇右衛門 ①

大塚屋 喜平治 殿

御給人（五戸通？）苦米地氏が知行田の一部を七戸大塚屋に売却した手形である。

文中に、役人が廻村してきたときは、「苦米地忠助知行所」と答えてくれるように、と明記していることから分かるように、知行地の売買は違法であったはずである。

処がすでに見たように、知行地の売買は公然と行われていた。知行地の検地など、めったに行われるものではないとの考えから、背に腹はかえられず、売買したものであろうか。

しかし、この苦米地氏は、いつかはこの知行地を買い戻したいという希望を表明したのか、買主の大塚屋喜平治より、次のように、買い戻したい時はいつでも譲り返す旨の「返り証文」を苦米地氏に与えている。

為取替始末之事

一 此度田形三拾五人役、本紙売券状表之通、代物百六百拾貫文ニ永買請候所実正ニ御座候。但シ往々ニ至、御買戻シ被成候節ハ、何時ニ而も御譲り返シ可申上候尤其節ハ、其年限右之代金<sub>ニ</sub>老割五分之利足相加へ、御買戻シ被成候筈約定ニ御座候。

右返り始末御渡申上候上ハ、其節一言之子細申間舗候。

為後念取替始末依而如件。

天保七申三月

買主 盛田 喜平治 印

口入 松坂屋

喜兵衛 印

孫兵衛

御請合 中野 宇右衛門 様

御親類 佐々木 其馬 様

御本人 苦米地 忠助 様

## 第五節 豊凶の予知と救荒食物

農業を唯一の生活の資とする農民にとって、今年の「世の中」が良いか、悪いかということは最大の関心事であった。

だからこそ農民は、ことあるごとに豊作を神に祈り、神事や自然現象の中から、年の豊凶を予知しようとした。広く南部地方で行われている、烏に餅をやる「ろうろう」をはじめ、「初山入り」、「白伏せ」、「庭田植」、「粟穂・稲穂」、「二十三夜」、「節分」、「虫送り」、「九日餅」、「刈上げ」など、いずれも豊凶の占いや、天候予測、豊作祈願のための行事である。

この面で活躍した者に修験者（山伏）がある。修験者は、天候予知の虎の巻である『東方朔遺文』によって、農民の農耕に対する助言をしたが、たとえば、「寒中に寒九の雨降れば良し」とか「こめの木（馬酔木）の花が沢山つけば凶作」とか、各地方独自の自然現象の変化による、長年の経験に基づく予知方法があった。

たとえば上北郡六ヶ所村には、次のような『世中善悪の覚』が伝わっている。

- 一 寒中に寒九の雨ふればよし、寒どように雨ふれば大いによし。寒中に雨ふらざれば悪し。
- 一 倉内沼のシガ（氷）七五日間にて引けばよし、其余なれば悪し。
- 一 高架村の井戸へシガが張れば悪し。年内にても、猶又春なれば悪し。是は、前の卯年も春はり、巳の年



も春はり、申年も年内もはり、春もはり、是は不作の節は是迄右之通り<sup>間</sup>揃違<sup>間</sup>いなく候。

一 高架沼に春どよう過ぎても白鳥居候得ば悪し。長くおる程悪し。鶴夏まで居ても悪し。

一 棒の花も咲かざる年は悪し。

これらの中には、自然科学的にみて、うなずけるものもあるが、もちろん百発百中ではなかった。

また、自然があらかじめ、なんらかの形で凶作の危険を予報してくれていても、それと気づかず、みすみす飢饉に陥ることもあった。

飢饉となれば、人々は、およそ口に入れることの出来るものは何でも口に入れた。

次に、南部地方で、凶作の時食べられた食物を、いろいろな記録から拾ってみると、

いたどり。葉芋の葉・茎。蓮の葉・茎・根。ははこぐさ。はしばみの実。はこべ。人参の葉。干菜。ほど芋。牡丹の花。へびいちご。ところ。栃の実。ちちこぐさ。おけら。わらびの茎・根。からす瓜の葉・茎・根。かぼちゃの茎。かたくりの葉・茎・根。萱の実。かわほね(こうほね)。よもぎ。たびらこ。たにし。大豆殻。大豆葉。たらの木の芽。そば殻。つゆくさ。つつじの花。土。うるい。漆の実。うこぎの芽。うつぼ草。のびる。のにんじん。のぎく。おみなえし。大麦もみ。くずの葉・根。くるみの花。くわん草。やまごぼう。やまうつぎの葉。山吹の芽。またたびの葉・実。まゆみの葉。松皮。車前草。ふきのとう。ふきの葉・茎。ぶなの木の葉。藤の葉・花・実。ぶどうの葉。こごみ。小麦のひきかす。米のぬか・もみ。ごぼうの葉・茎。あかぎ。あさづき。小豆の葉。あざみ。あも(わらびの根から澱粉をとったかす)。あめのしほりかす。あ

けびの芽。油かす。粟ぬか。ささげの葉。さいかちの葉。さんしょうの芽・実。ささめ（くずの根から澱粉をとったかす）。きうりの葉・茎。ぎしぎし。きらず。ききょうの葉。百合。夕顔の葉・茎。茗荷の茎。めなもみ。めのこ（こんぶを切って干したもの）。みつば。しだみ。ぜんまい。すぎな。すべりひゆ等があげられる。

これらの救荒食物のなかには、用法を誤ると毒となるものもあるので、各藩ともその調理法の普及につとめている。

これらの救荒食物のなかで最も多く用いられたものは、わらびの根からとった澱粉でつくった、いわゆる「わらびの根餅」、「松皮餅」、「稲わらの根」、「とちの実」、「しだみ」、「めのこ」などであった。

今それらのなかのいくつかについて、その製法・食べ方を見てみよう。

「わらび」の澱粉の製法につき荏戸善政が上杉鷹山の意を体して著した「かてもの」は、

二月・三月・八月・九月の頃、根を掘取り、洗いきよめ、杵もてよくたたき、桶に入れ、水を入れてよくよくもみ、黒く筋立ちたるものを取去り、桶の水をかきたて、布にてこし、滓を去り、沈め置けば、粉は桶の底に溜る。

其のたまりたるを幾度も水飛し、真白になりたるを灰の上へ紙か箆をしいて上置き、水気をぬき、干揚て、米の粉か麦の粉か又こぬか等を交え食うべし、わらびの粉ばかり食うべからず。

と述べている。

南部地方では、わらびの根を掘るための特殊な鍬が生まれ、また澱粉をとるための大きな枡（舟と称す）もつくられており、今でも時たま見かけることがある。

また、わらびを掘った跡地は「わらびのほっこま」と呼ばれ、この地に生えた松の木の生長は特によいといわれている。

「めのこ」すなわち、こんぶを切って干したものは何年でも貯蔵できたので、南部地方のたいていの家では何俵もマンゲに上げて貯えていた。

最近でも、旧家を改造、新築のため取りこわした時など、カマスに入れた「めのこ」が出てくることもある。江戸時代中期の「七戸城図」の中に「おしめ蔵」が記載されているが、「おしめ」というのも干しこんぶのことであり、やはり備荒用に貯えられているものであった。

「土」について『飢饉考』は、

地土は田畑山林川沢の嫌いなく、砂石少く、土めよきを採り、右の地土一升に水四升を入れ、桶の内にてかきませ、米をとぐ如くにして上水を去ること数遍、又水四升を入れ、能々かきませ、別の桶にいれ、底に残る砂石を去り、又水四升を入れ、前の如くかきませ、水に浸し置事、三日の間一日の内に三遍ずつかきませ、すまし、上水をかえるや、葛粉、わらびの粉を水飛する法の如し。

右の製土壹升へ水二升入れ、煮熟し、薄き粥の如くして食う。又平淡無毒の菓菜草根等を入れ、同く煮て食うもよし。

食量は一日三合より五合迄食うべし。誠にこの法五穀を絶て飢えず、身体弥強く、健なれば、彼荒凶飢饉の時に当りて、不飢延年の秘法と云べし。

去れども又深く秘すべきにもあらねば記て、聊か非常の一助とはなしぬ。  
と述べている。

又同書は「松皮餅」について

松の皮は先ず松の木の上の薄皮箒の類にて能々掃取り、其後下の厚皮を削り取る。但、深くへぐ時は青みの合皮へ通り、やに涌出て制し難し、曾食われざるもの也。

右皮臼にて搗きくだき、ふるいにて通し、皮一升あれば粉式升になる也。沸湯にて煮、罫のふたをして一夜置いて翌日敷布にて通し、米或は麦、蕎麦、蕨の粉等を和し、団子にして小豆に入れ、或は豆の粉にくるみ食し甚よし。凶作の氣候に是を食えば氣候に当らず、身の養生と成。

と述べている。

また、本町史執筆に当たり、度々その恩恵に与っている『篤焉家訓』の著者市原篤焉は、自己の体験から、凶作の予知ならびに飢えを免かるの心得一〇カ条を書き残している。長文だが未発表の史料であり、また参考にすべき点が多いので、左にこれを掲げる。

一、凶作心懸け、平常困物用意の事、附、氣候の考

前に記すごとく、寛永十九年より天明三年迄百四十二年の間、上々作は二度、大不作・大水・大風は

十九度也。

凡そ百年の内に上々作一度、大不作十度も有之也。右十九度の不作・大水等の相出候年数を考ふるに、二十(年)おきに不作の出るものと見えたり。

三十年迄は作合続き申さず候。二十(年)おきに不作に相成候えば、十年は作毛引続き、あと十年は半作に成たる上に大凶作に相成候儀相違これ無し。

此末は二十年も過ぎ候はば大凶作になることと心得、穀物等の困い心懸、油断有間敷なり。

右十九度の大凶作を、其所々の鎮守社へも奉納いたし、諸人にも見せ候はば助けにも相成申すべきか。

一、例年二百十日迄に稲の穂出揃申さず候はば、油断なく凶作用意肝要たるべし。見合い居る内に用意の時節後れて悔むもの也。

一、粃・粟・稗の種は、凶作の秋より心懸けて用意いたし、連々に取りおき申すべく候。

数カ前より取申さず候<sup>(マ)</sup>えば、能き実入りを種に致し候様これ無きもの也。

中にも粃は、扱<sup>こ</sup>き候毎々に、箕にてはぎり、能く実入りたる処を貯えおき、漬候節、水はぎり、沈み候処を一人役に五升位宛置候<sup>え</sup>ば丈夫なるものなり。

一、種粃漬候様は、春彼岸より節を考え、六日、七日漬申すべく候。久敷候<sup>え</sup>ば平年より粃の勢弱き故、萌えよう宜しからず。尤も常の粃より萌えやすきものゆえ、右心得にて萌<sup>も</sup>し申べきなり。

一、種粃蒔ようは、例年の様に粃余計にこれ無き故、蒔様も不同也。

長足、小足に寄らず、一度に蒔き申すべく候。

二度・三度に蒔候ては、散々宜しからず候。

凶年の翌春、不案内にて蒔様不同故、いかかと存じ、蒔とにておろし、長足なるを一枚の苗代へ薄く蒔きおき、残りたる小足種を、また蒔候処、損じ申候。

最初に蒔き候種は薄く蒔候故、空苗代からの様になり申すべく候。

能々村の年寄共へ聞き合わせ肝要に心懸べき事也。

一、稗苗は、苗代へふせ候事甚だよろしからず、田へ植え候節育ち申さず候。

畑へ植えて拔立候を植え候えば能く、長く相成申し候。

一、萌糶貯えようは、先ず苗代へ所存の通り蒔候ても、天氣宜しからず候えば、消え候もの也。

其節用い候ように貯えおき候には、いつもの通りに俵へ入置候えば、二、三日の内にかじけ、用に立ち申さず候。

依つて、半切か又は桶なりとも見合わせ、塩氣これ無き入物へ水を沢山に入れ、右の内へ蒔糶を入置候えば、かじけ申さず候。

又、萌過もえぎも致さず、十日余も水を替え替え、貯え候に成るものよし承り申候。

常とは違い、脇より糶の才覚も成らざるものに候えば、面白き貯え方と存候故、心得のため書付け置くもの也。

一、凶作の翌春、苗不足にて田植成りがたくば、田へ蕎麦を植うべし。必ず稗を植えることなかれ。

稗は土気を吸取るもの故、四、五カ年が間は熟田に成り難し。

夏に至りて蕎麦を植え候えば、其年一カ年、米の損失になりて、翌年より元のごとく熟田に成るものなり。心ある者、是等の処、能々考うべきなり。

篤焉云。年の作合・吉凶を見る事、二百十日の出穂を待つに及ばず、春夏の間、氣候を以て考え知るべし。必ず疑うことなかれ。

栗の花は、入梅の初めに開きて、入梅の末に落ちるもの也。入梅三十日の間に栗の花落ちざる年は必ず凶と知るべし。

土用に入りても栗の花落ちずば、大凶と治定して、飢を凌ぐの心懸專要たるべし。

右の如く、栗の花、おくれて落ちる程なれば、本より末迄花白く咲き、色赤く、黒くなりたるは一本の中に間々交るもの也。年の氣候宜しからずして、作合不熟の相と知るべし。

予拾壹歳にして天明三年の飢饉に逢い、其後、熟作あり、不作あり、弱冠より故ありて、栗の花に心を付て年々考え見るに、聊相違なければ、爰に記して家孫に示すものなり。

多くはこれを考えずして、四、五月の間に倉廩を開きて米穀を売払う。益後或は八月に至て後悔して取騒ぐこと有り。実に勘弁のなきと云うべし。

是偏に、二百十日の出穂のみを目当とする故なるべし。年の豊凶を考えて飢を凌ぐの用意をなす事、全く二百十日を待つべからず。

入梅の内に吉凶を知る事疑いなし。夫より自然と心懸ける時は、秋、米穀相場貴からざる前に用意全く整うべし。

また凶年の難を免るる事常々心懸の厚薄に有るべし。

平常心に懸て価貴からざる米穀を連々に貯え置事、無用を以て有用を勉るの第一なり。

徐に心懸て貯うべき品荒増に記す。心ある者考なくんばあるべからず。

○竹の実の生る事、凶年の相也。和漢古今例多し。

○罌物第一、粃。五年目、十年目程に詰替候て新穀を用意すべき事。

○第二、干飯。白米を天気宜敷節むしてよくさまし、干し上りたる時、吠あるいは櫃等に入れ、目張をして置くべし。全く虫の付く事なし。土用干にも及ばず。三カ年に一度干すも宜し。数百年になりても損ずる事なし。米のくだけをふかし、干して貯える事同然なり。

○第三、稗。何カ年置いても損せず。土用干し一度いたし候て、元の儘に入置くべし。

○第四、葛の花・蕨の花。何カ年置いても損ずる事なし。是亦宜しき罌物也。

○第五、味噌。五、六カ年目に売払い、仕替置く時は宜し。



○第六、芋の葉……（里芋なり）……ずいき葉。共に切干しにして俵に入置くべし。何カ年置いても虫付く事なし。

○第七、漬物。何にても余計用意すべし。大根など。不作の節は其の翌年作り、宜敷節に用意すべし。

○第八、あらめ。飯に交え、又は雑炊へ入れても宜物也。だんごに入れてもよし。何カ年置いても損せず、虫も付かず、汁の実にもよし。

○第九、干葉。是は至って宜敷物なれども、入梅越しては持たれず、用意成りがたし。

○第十、食物用意の心得。凡そ十人暮す家には、一カ年米拾五石余、十八石程入る物也。是に干飯十石用意して置度き事也。

此十カ条は、不凶見当りてこれを記す。

右十カ条の外に、貯え置いて宜敷ものは大麦也。我の儘にて能く干し、櫃などに入置くべし。何年罌置いても損ぜず。土用干すれば猶佳也。又干さずとも能也。只数年貯置くときは精て後少し赤色有り、何の障りなし。我稗又同然也。是は吠・俵の類へ入置いて佳也。此兩種は罌て天保癸巳（天保四年）の凶作に大いに助とせし事有。

小麦は貯う事成がたし。惣じて罌物は、常に用いざるを心に懸ずしては叶はぬもの也。

平年心にかけて少々宛貯うべし。

○凶年飢を免るの心得は、二百十日の出穂を目当としては後れて用意すること成り難きものなり。子細は、二百十日に至り、穂の出で兼ねる程なれば、世人一統騒立て、穀価貴く、売買不自由にして、手に入る事容易ならず。

前に記することくに、入梅の気候を考えて、夫より心静かに用意する時は、米穀売買自由にして、価い貴からざる内に、心の儘に用意整うもの也。

凶歳をしのぐ事肝要なり。

家孫とくと得失を考察して勘弁せずんば有べからず。

江戸時代の、このような飢饉の惨状に対し、心を痛めた有志者の中には、あるいは餓死者の供養塔を建立し、

その霊を弔ったり、あるいはまた、救荒食の食い方を、版に付し、地方に配ったりした。

だが、もちろんこういった救荒食物だけで生命を全うすることは難しかった。

天明三年（一七八三）、津軽でのことであるが、いちいち食い物を里から山へ取りに行くよりは、いっそ山にいた方がよいというので、山野に野宿し、九月末頃までは命をつないだ者も沢山いたが、こういう人々



天明五年 餓死供養の  
ための三界萬霊塔（青岩寺）

や、八、九〇日も全然穀類をたべないで、山菜・野菜ばかり食べていた者は、雪の降る頃には疲れはてて、残らず餓死してしまった、ということもある。

終戦前後にわれわれすべてが体験した食料不足も大変なものであったが、近世の飢饉にくらべれば、まだまだよかったといわなければならない。

全然米がとれない。他領からも買えない。藩の救済も雀の涙程度である。ときたま売米があっても平時の一〇倍以上の高値である。買おうにも金がない。物々交換でいこうとすると二足三文にしか評価されない。

最後に残った家屋敷や田畑も食物に替えようとすればただみたいな値段にたたかれる。

こうなれば恥も外聞もなくなる。人情も道徳もどこかへけし飛んでしまう。

このようにして近世のいくつかの飢饉時には、人が人を食うという地獄絵巻がいたるところに展開されたのであった。

## 第一章 畜 産

## 第一節 農業以外の収入源

近世南部地方農民の零細性については既に述べた。

持高僅か数石の零細な農民が、乏しい収穫の中から年貢その他の諸役を納めて、一家五人なり六人なりの家族が一体どのような方法で年々を送ることが出来たであろうか。

農業以外の収入源として考えられる、山子仕事、にしん場への出稼ぎ、だ賃つけ、ざる・ござ・わらじその他の雑貨作り等にも地域的制約があり、すべての村、すべての農民が平均的にこういう仕事にめぐまれたわけではなかった。

ただ幸いなことに、既に述べた処からも分かるように、純農業収入以外に、南部地方農民には畜産収入があった。

既述のように『青森県歴史』は、北郡の項に「産物は牛馬を以て最とし、上等の家には十余頭を畜し、下等の者と雖も四・五頭を下らず……」と述べている。この記述は、明治初年のものであるが、それより以前の江戸時

代も同じ事情であったと考えられる。

## 第二節 南部地方馬産史概要

陸奥国が古来から有数の馬産地であったことは、前述『類聚三代格』に、延暦六年（七八七）、弘仁六年（八一五）、貞観三年（八六一）の三回にわたって、都の権貴・豪富の民が陸奥国の軍（蝦夷の馬）を争って買うことを禁止していることから知られるが、もっと範囲を狭めて、南部馬に関する記述となると、天曆五年（九五）村上天皇勅撰の『後撰和歌集』に

陸奥の をぶちの駒も 野がふには

荒れこそまさされ 懐く物かは

読人知らず

とあるのをもって最初とする。

ここに、「をぶちの駒」とあるのは、藤原清輔（一一〇四―一一七七）の『奥義抄』に、「尾駮の駒とは陸奥国おぶちと云所ありて其所より出来る馬をいうなり」とあるように、陸奥のおぶちという所から出る馬のことであつたが、その尾駮おぶちの牧とは、正徳二年（一一七二）の『和漢三才図会』が「南部領駒牧也」と云っているように、南部領のおぶちの牧つまり、今の六ヶ所村尾駮にある「尾駮の牧」のことであつたのである。

尾駮の牧のことは、平安時代すでに歌枕として、広く中央貴人に知られていたようで、白河天皇勅撰の『後拾

遺和歌集』(応徳三年—一〇八六—完成)に

逢坂の 関の杉むら ひくほどは

をぶちに見ゆる 望月の駒

良暹法師

綱たえて 離れ果てにし 陸奥の

をぶちの駒を 昨日みしかな

相 模

とあるのをはじめ、幾多の歌人によって和歌に詠ぜられている。

そして、平安時代末期から鎌倉時代にかけて、源平はなやかなりし頃の有名武将の乗馬の多くは南部産であった。

この点について『日本馬政史一』は次のように述べている。

平安朝の末期、武門武士が関東に勃興するに及んで、全国の牧地、牧馬の中心は、信濃、甲斐の山地を去つて、武蔵、上野の平野に移り、更に転じて土地広漠たる陸奥・出羽に移り、以て奥州産馬の発達を来したことは、「陸奥臨時交易御馬朝貢」の記事によって、之を知り得るのである。

されば鎌倉時代の初期に於ては、『東鑑』載する所の廿八牧を最後とし、信州の牧地は殆んど伝ふる所なく、牧場も亦、木曾義仲の信濃駒を見るのみで、生唆・磨墨の如き名馬を始として、苟も良馬といへば、直に奥州産馬たるの観を呈するに至つたのである。

その一例をあげるなら、源義経の乗った「大夫黒」は住谷野（三戸）産、宇治川の先陣争いで有名な、佐々木高綱の乗馬「生唆」は七戸産、梶原景季の「磨墨」は三戸産、熊谷直実の「権太栗毛」は一戸産、同じく「西楼」は三戸産であった。

平泉藤原氏三代の栄華を支えたのもこの馬と砂金とであった。

文治五年（一一八九）源頼朝が奥州平泉の藤原氏を討った陰には、このような奥州の資源を手に入れる目的が蔵されていたと見られる。

鎌倉幕府樹立により、陸奥も、その最北の青森県まではじめて中央政府の支配下に組み入れられることになったが、幕府から糠部地方に派遣された工藤氏や南部氏、それに津軽に入った曾我氏など、いずれも牧馬経営にすぐれた武将ばかりであった。

今も南部地方に残る一戸から九戸までの地名は、三戸に入部した南部光行がこの地に作った南部九牧の遺制であるという説が有力であったのも、このような歴史的事情に基づくものである。

しかし、鎌倉時代における糠部の牧場制に関する史料は、前述『糠部九ケの部焼印図』を除けば意外に少ない。私は、先に、文治六年（建久元年一一九〇）、「戸立」の文字が『吾妻鏡』にあることを指摘したが、その文  
言からして、戸は牧場制に深い関連を持つものであることが窺われる。

しかし、戸内に存在する牧場が初めから『糠部九ケの部焼印図』にあるような方法で運営されていたか否か、今のところ確かめる術はない。

今のところ一体、糠部に、あるいは戸に、わが国の正規の牧場が置かれたことがあったであろうか。

弘安七年（一二八四）五月二〇日の『新御教目卅八箇条』の中に

出羽・陸奥之外、東国可<sub>レ</sub>被<sub>三</sub>御牧止<sub>二</sub>事、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>止<sub>三</sub>大御厩<sub>二</sub>事、云々とある。

出羽・陸奥の外、東国の「御牧」を廃止するというのである。

元来「御牧」は、左右馬寮の直轄に属し、奈良時代・平安時代には、甲斐・信濃・武蔵・上野の四カ国において、陸奥国には置かれなかったのであるが、前述のように、平安時代末期から鎌倉時代初期にかけて、牧馬の中心が、信濃・甲斐から武蔵・上野へ移り、さらに奥羽に移るにつれ、陸奥・出羽にも「御牧」が設けられたものであろうか。

さて、古来、地方に存在する牧場は、国司の監督の下に、直接には地頭がこれを経営した。

元弘三年（一三三三）陸奥国司北畠頭家が糠部郡内九戸の、北条茂時跡地を結城親朝に与え、貢馬以下のことを懈怠なく勤めるよう指示したり、建武元年（一三三四）「七戸御牧」の馬が逸走していると聞いたが、事実ならば速やかにこれを本牧にもどすよう南部師行に指示しているのも、そのためであろう。

ここに「七戸御牧」とあるのが、いわゆる古来の「御牧」と同じものとするれば、その設置の時期がいつであったか、今後の研究課題となろう。

貢馬とは、禁裏へ献上する御馬のことである。平泉藤原氏の盛んなころ、秀衡は貢馬を直接京都へ進献してい



たが、文治二年（一一八六）以降、頼朝は、まずこれを鎌倉に送らせた上、自らの手を経由して京都へ伝達することとした。

貢馬の献上は、隨身がこれに試乗し、主上がこれを御覧になられる儀式を以て行われ、公卿、のちには將軍も参朝して宴に陪するのを常とした。

室町時代中期以降、主上の貢馬御覧のことは次第に廃れ、將軍がこれを観覧する行事となったが、戦国時代に入ると貢馬のことも廃れたようである。

前述のように、南北朝時代、根城南部氏や七戸南部氏が足利方と戦って、北海道と九州を除いた日本各地に転戦し、奥州勢の通った跡には草木が一本も生えない、と賞嘆された陰には、糠部の馬の力があつたことはいうまでもない。

下って室町時代、田名部蛸崎の領主で、康正三年（一四五七）根城南部第一三世政経に敗れて松前に渡り、松前氏の祖となった蛸崎蔵人（本来横田姓、その父横田五郎行長は、南部一三世守行の子で、天間館城主であり、天魔五郎と名乗ったという説がある。）は、蛸崎在中、ひそかに戦争準備のため蒙古馬の大量輸入を計ったとも伝えられている。

南部馬も、北海道のいわゆる“土産子”も、元来土着馬ではなく、そのはじめは大陸から渡来したものと思われるが、蛸崎蔵人の蒙古馬輸入が本当とすれば、それにより、多少の産馬の改良も行われたと見てよいだろう。

また、天正一六、七年（一五八八〜八九）南部第二六世南部信直は、豊臣秀吉の所望により、五戸・七戸立の

駿馬一〇頭を献じ、秀吉より直書を賜ったことが『奥羽永慶軍記』に左のように記されている。

殿下（秀吉）より、馬ども調進すべしと使者を下し給えば、信直欣で、五戸・七戸立の牧下し、逸足の馬すぐりて十四奉りければ、関白大に御感ありて、御直書を賜りけり。

東国まだ過半従はざる以前に南部抽でて御手に属すること神妙の至也と仰給はりけり。

さらに、天正一八年、信直は、秀吉の小田原陣所に参じ馬一〇〇頭を献じ、秀吉に謁している。そのことは『東奥馬誌―東奥軍記』・『奥羽永慶軍記等』に記されているが、ついで翌一九年、九戸政実の乱の際にも、信直は七戸馬を浅野長政に贈ったことが『東奥馬誌―東奥軍記』に左のように記されている。

天正十九年、九戸政実の乱あり。浅野弾正少弼総督として下向ありし時に、南部家の老臣東済の所持馬に上野村（七戸在）の産にて黒栗毛の名馬あり。駿疾飛鳥の如し、之を浅野侯に贈られたり。

古来からの馬産地の伝統は、脈々として続いたのである。

### 第三節 江戸時代の藩有牧

さて、近世、江戸時代に入ると南部藩は古牧の再興をはかり、藩有の九牧場を九戸・閉伊・三戸・北の諸郡に開き、八代將軍吉宗の代には住谷野にペルシャ駒を放すなどして馬質の改良につとめたので、南部馬の名声は一段と高まった。

南部馬に対する評価が、いかに高かったか、その一例を示そう。

天明八年（一七八八）、幕府巡見使に随行し、東北地方から北海道まで行った古川古松軒は、その著『東遊雜記』の中に、南部馬について左のように記述している。

すべて奥州は、民家一軒に三疋五疋ずつ馬を飼うて、駒をうませて年貢などに地頭へ差し出すことにて、南部侯の御領内は、別して駒を生ずることはかりなし。

……

南部の地、辺鄙ながら馬のよきには皆驚きしことにて、日々数百疋の馬を見ることなるに、見苦しき馬はさらになし。何れを見ても、一疋ほしきことなりとおもわぬ人もなし。

東海道・中国筋の馬とは違いて、幾疋一所に置きても、はね合い、喰い合うことなく、乗りよく、人などに喰いつくということ知らぬ体なり。

南部立ての馬を以て海内第一と称せること、もつとも道理なり。

南部藩には古来九牧があったと伝えられるが、その牧場名・所在等は次表の通りである。

第二〇表 南部藩有牧場調

南 部	藩 名	支 配 代 官 所	正保二年現在		元 禄 一 二 年 現 在	
			牧 場 名	積	牧 場 名	面 積
	九戸郡野田		三崎野		三崎野	一里×二五町



住 谷

一、往古小向村之内古牧より川守田村元木平、久慈町より下通り、東ハ馬渕川大向村月山天神嶽迄を蟻巢野申伝、元木平ニ馬頭観音有、今ニ不絶御町通鎮守茂抱り再興仕来候。右天神嶽絶頂ニ芽谷地有、此芽此水を食ハ名馬出生と申伝。仁安と嘉応之頃太夫黒之名馬相成候由。母駄ハ高山と申所ニ水無と申村有、此辺ニ而老死、埋申所<sub>江</sub>正善堂建立、今ニ有之。水無ハ当地五戸支配也。

御先代御下向以来、大野通田畑披候故、大向村之内彼台野<sub>江</sub>御移被成候。

守行公御代応永年中、大向村倉助吉郎兵衛其頃御野守相勤申候。于今御野守地ニ申伝候田畑御座候。兩人子孫茂今以相統罷有候。若古筆之影ニ而も御座候哉と相尋候得共無之由。尤兩人御野守相勤候頃より六七代宛相成候由。当御野守四代相勤候。大数三百九拾年程ニ茂可被成哉。其後利直公御代寛永七年住居御移被成候。万治二年まで留目又治郎御給人ニ御座候処、山城守様<sub>江</sub>直願仕、右兩人御野守御免、又治郎<sub>江</sub>被 仰付、又治郎天和二年政行公御代被 召出、高拾八石於大向村拝領仕候由、古筆物も紛失仕候哉所持不仕、天和二年之御取立と申伝候由。住居<sub>江</sub>御移被成候より天明三年迄百五拾四年ニ成る。

相 内

山城守様御代正保三年、遠瀬村之内鏝内野と申所、御野被仰付、三十八九年、御馬御放被成候由。其頃斗内村之内御野馬居候而相勤候由。其所別当沢と申所御村預茂遠瀬村近郷<sub>江</sub>斗<sub>ばかり</sub>今以御預被成候。貞享元年相内<sub>江</sub>御移被成候。以前御野守<sub>江</sub>も御擬等相知不申候。年経元文二年七月十日付御証文有。相内<sub>江</sub>御移被成候よ

り天明三年迄百年ニ成る。

蟻 渡

往古有戸浜通りより倉内村近辺迄、野牧ニ御座候。惣而倉内・平沼・鷹架・尾駮・出戸・泊村是を東六ヶ村と申候。并干草橋、木明、明前、蟹田、有戸、吹越、百目木、丑ノ沢、横浜、松木、大豆田、鶏沢、有畑、是を西十三ヶ村と申候、皆七戸御代官所ニ而冬飼預来候。右十三ヶ村ハ元禄四年末六月、野辺地御代官所ニ相成申候、先例を以御馬預来候。以上十九ヶ村古来より御野馬冬飼仕候。右御村之間不殘、往古ハ牧野と相見得申候。治承・養和之頃、鞍七つ掛候竜馬出生、鞍敷遣用ニ仕候哉、七鞍打初申所を鞍打と号候由。当時ハ倉内村と相認申候。右竜馬老死埋申所を七鞍平共塚長根共唱申候。今以倉内村之内手綱澤と申所之近辺ニ塚御座候。元曆年中生食（啖月）と申名馬出生、頼朝公之軍馬ニ相成候之由、鎌倉<sup>五</sup>牽上之節止宿致候処を泊村、門出いたし候所を出戸村、尾駮ニ御座候ニ付尾駮村、鷹待場之架之丈之如ク成を以鷹架村と申候。惣而東六ヶ村ハ名馬共之由来を以号中候由。牽上候頃昼飼料仕候所を以糠森と申候。木崎野之内ニ今以森御座候。堀候得ハ糠出申候。利直公御代寛永五年御野ニ被成候。其時之御証文等紛失仕候哉無之候。万治二年六月三日付御証文并寛文十二年六月廿三日付七石五斗之御証文有。右十九ヶ村貧郷故冬飼料一日老疋五合飼、大豆被下候。寛保二年五月三日付御証文有。其後申上、老升飼被下来候。寛永五年より天明三年迄百五十六年ニ成る。

木 崎

往古下田治太夫牧野之由、寛永十六年山城守様御無心、御野ニ被成、小比類巻と申所ニ其頃御村御座候由。

右村掃部助御野守被仰付、作高七石四斗萬御免地被下置、寛永十八年十月十二日付御証文有。其後三沢村<sup>五</sup>御村引移申由。小比類巻ハ御野相成、根井・新藤・山中・谷地頭皆下田領ニ御座候処、一戸五右エ門勤申上、御野守ニ御預被成下、宝曆十一年九月三日付御証文有。木ノ下タ・正善前・正善・鶉久保・古牧堰より<sup>手前下田領</sup>向ハ葛巻領駒ヶ沢、右六ヶ村御野之内御村御座候。今以下田領御座候。寛永十六年より天明三年迄百四十六年ニ成る。

又 重

山城守様御代、正保三年又重嶽之通り御野被成、四十二三年、御馬御放被成、元禄五年当御野御普請被仰付。是を千人普請と今ニ唱申候。普請中八戸湊より遊女来居候由。傾城沢と申沢御座候。近年迄家も有之由。元禄七年正月廿七日付御証文有。御野<sup>五</sup>御移被成候より天明三年迄九十二年ニ成る。

奥 戸

山城守様御代、寛永十六年初而御野被仰付候。其節之御野守御擬等之御証文無御座候。

重直公御代、寛文十二年御野守四郎左エ門<sup>五</sup>式人御扶持被下置、同年六月廿四日付御証文有。同助右エ門<sup>五</sup>享保五年正月晦日付式人御扶持方御証文有。外ニ野扶持一日老<sup>五</sup>人三合積被下置。同日付御証文有。寛永十六年より天明三年迄百四十六年ニ成る。

大 間

正保三年、奥戸御野取御人足出入ニ付、聊争論之儀有之、兎ニ角大間ニ茂御野相立候ハ、可然と申合、願

上、御野被仰付候由。御野守五郎左エ門江式人御扶持被下置、寛文十二年六月廿四日付御証文有。同長助江式人御扶持、享保五年正月晦日付御証文有。正保三年より天明三年迄百三十八年ニ成る。

## 北 野

往古久慈備前九戸繁昌之頃、自分野之由。天正十九年九戸没落之後、備前旧臣久慈因幡所々流浪、宮古通徘徊之内、野田掃部領分大屋敷より宇部村之内也  
北野迄三十里野守為見守候由。其後因幡子因幡、其子林蔵ニ至迄再久慈江立歸り、修験之身と成る。北野野田氏之野守成事を歎き山城守様江申上、慶安年中御野ニ被仰付、明曆三年手作高式拾石被下置。林蔵子三光院御野守ニ被仰付。明曆四年正月廿九日付御証文有。天明三年迄百二十七年ニ成る。

## 三 崎

往古野田掃部自分野ニ而、毎年八九月、駒式歳野取仕候由。正保三年、山城守様御出馬、右野之内立石と申所ニ而野上(坂)覽被成。野田氏江御無心、翌年より御人足を以御野取被仰付候由。御野守替ニ相勤候故、据候人元も相知不申。当時御野守茂十郎、宝曆十二年九月七日付御証文、金四郎明和五年十一月廿八日付御証文有。何れも式人御扶持御座候。正保三年より天明三年迄百三十八年ニ成る。

右北・三崎兩御野ハ寛文四年、八戸江御分地後、猶又武太夫様より添高御無心、寛文十二年虎戸・劍吉・苦米地・名久井・輕米・久慈・侍浜被進、兩御野御取戻、貞享二年九ヶ御野之内ニ被成候。右北野、海上ハ下通り被進候事故、此方様より八戸江六兩式分式厘九毛宛、年々遣候由ニ御座候。御野守名子共無行精ニ而魚類海草所務仕候。



九ヶ御野之外

田鍔野 元禄八九年之饑饉ニ御潰被成候由

三保野 八戸江被進今以御野之由

広野 右同断

立崎野 以前右馬共立崎村御百姓より差上候ニ付父御馬被遣候

其節ハ立崎給地御座候ニ付替地御蔵入ニ被成候由。享保年中より父も不被遣候故以前之通給地ニ被成候由。  
以上拾三ヶ野

第四節 官馬の飼養法

さて南部領内の馬は、所有区分によってこれを見ると、藩有馬である官馬と、民有馬である里馬とに分かれる。官馬の飼養法には、野馬飼と舎飼との二つの方法があった。

野馬飼とは藩有九牧場における放牧のことである。南部藩は九牧を管理するため三戸町に「御野馬役所」を置き、牧制の中心機関とし、所長たる御野馬別当の下に御馬責（調教師）、御馬医、野守（実際には各牧場に置かれる）、猟師、各村には（大肝煎）、馬肝煎、馬看名子、御野係百姓、木戸番をおき、それぞれの用役を命じた。

また地方代官所の中に、御野馬御用係がおかれ、御野馬別当と連絡をとって事務を掌理した。

飼養法は、放牧を主とし、まず春季消雪を待ち「焼切」を行い、新草のもえ出るとともに「野放」を行ったが、秋になれば近村の勢子を動員して壮観な「御野取」を行った。

九牧中「御野取」の最も壮観なのは木崎野（今、三沢市管内）であった。

その状況を広沢安任は、

之を捕る力を勞する最多く、その馬強悍なりしは木崎野なり。余新しく其人に聴くに、場広く草長く、灌木疎々林を為すの際、牡馬に乗て之を駆馳するものは名子にして所謂牧士なり。四百人余の要所々々に団を結び、伴を為し、之を援くる賦兵の如きものは勢子なり。之を驅るに放略を以てして聚散開合進退の間、殆ど軍陣と異ならず……

と『奥隅馬史』に述べている。

南部地方に伝わる「駒踊り」は、この「御野取」になぞらえたものである、といわれているのも、むべなるかな、である。

この「御野取」で馬を捕えるには、土塁あるいは木柵で囲まれた「牧袋」と呼ばれる一小地域の中に追いこまなければ困難であった。

野捕をした馬は、老馬、疵馬、悪馬、不孕馬等を除馬として払い下げたあと、雄・雌ともに全部翌春まで「冬飼」と称して、牧付の村々の農家に、若干の飼料を交付した上で飼養させた。これがいわゆる「舎飼」である。

翌春になると、これらの馬のうち、駒すなわち、雄馬二歳（野捕当時）のものは、御用馬となるような優駿以

外は入札払い、他郷払い等の方法で払い下げ、父馬および雌馬は再び放牧に付した。

しかし、農民にとって、舎飼は、推肥を得る利便はあるというものの無報酬とあって、わずらわしいものであったので、藩は可能な地域では冬期間も放牧を続ける方法を採用した。

北野・三崎の二牧は享保一九年（一七三四）から、奥戸・大間の二牧は元文（一七三六）頃から、木崎野は宝暦（一七五二）の頃から年中放牧を始めたという。しかし、通年放牧は、常例とはならなかったようである。

一説には下北の牧で年中放牧を始めたのは、舎飼の心労をみるにみかねた御野馬別当一戸五右衛門で、宝暦の頃のことであるともいい、また『藩治雑記』には「独り木崎野は四季共に野飼なりしといふ。」ともあり、通年放牧については諸説があるが、それは少なくともその試みが何回かなされたことによるものである。

なお、雌馬の方が雄馬よりも冬期放牧に強かったという。

次に、これら藩有九牧にどの位の馬が放牧されていたか見てみよう。

第二一表 藩有九牧総馬数表

(1755)		住谷	相内	木崎	又重	三崎	北野	蟻渡	大間	奥戸	計
母	父										
二八	一										
二六	一										
八九	一										
五八	一										
二七	一										
一〇	一										
二七	一										
八〇	一										
八五	一										
五二	一										九

明和六年(1769)						宝曆五年			
計	牡当才	牝当才	牝二才	母	父	計	牡当才	牝当才	牝二才
四二	四	三	二	三二	一	四〇	四	四	三
三五	二	一	五	二六	一	四三	一	七	八
三二五	二六	二六	三五	二三六	二	一一二	六	一〇	六
九一	六	八	九	六七	一	八六	五	一二	一〇
八六	九	九	八	五九	一	三五	〇	三	四
一五五	二一	一五	一〇	一〇八	一	一一一	三	一三	三
七七	八	九	五	五四	一	三三	一	三	一
一二九	一九	一六	一二	八一	一	一一三	一三	九	一〇
一一三	一三	一九	七	七三	一	一二八	一〇	一六	一六
一〇五三	一〇八	一〇六	九三	七三六	一〇	七一	四三	七七	六一

註 ①『南部史要』・『奥隅馬史』による。

②牡二才は、野取り後払い下げたため計算に入れていない。

この表によって分かるように、宝曆五年七一頭であった藩有九牧の馬数は、十数年後の明和六年には一〇五三頭に著増しているが、三四二頭増えたり、二二三頭が木崎野に属しており、その増加率は二・九倍、以下三崎野二・四倍、蟻渡野二・三倍の順であったが、木崎野の頭数が圧倒的に多く、九藩牧中最大の規模を誇っていたことがわかる。

第五節 里馬の飼養法

農民の所有している馬を「里馬」と云った。当時山林原野は、御給人の知行地内にあるものを除き、すべて藩有であったが、藩は畜産振興のため、これを農民が村入会地として使用することを認め、これを管理する機関として、藩庁内に「牛馬役所」、代官所ごとに「牛馬役」、村ごとに「馬肝煎」をおいて、それぞれ牛馬籍の調製、売買、出産、弊死などのことをつかさどらせた。

農家の馬は、運搬、肥料生産に利用され、これを所有するとしなすのでは農業収入の上に大きな差を生じた。従って、自力で馬を持ち得ないような貧農は、「立分制度」によって「馬小作」の小作人となった。

この制度は、馬の所有者から雌馬を借り受け、子馬が生まれた場合、その利益を馬主と馬小作人とで一定の割合で分ける制度であったが、往々耕地の小作と関連して行われた。

この制度は、軍馬の需要の多かった第二次世界大戦前まで引き続いて行われ、中には数百頭を馬小作に出す地主（馬主）もいた。

馬小作慣行は、どちらかという小作人に不利であったといわれるが、たとえ不利であっても、馬を持たないことの不利以上ではなかったため、この慣行は長く続いた。

第六節 農家一戸当たり所有馬数

南部地方の農民は、その農業生産力の低位性を畜産、特に馬産で補っていた。

漆戸茂樹の『分量勘考録』に

二戸、三戸、九戸、閉伊、鹿角、此ノ郡ノ数ハ山野多クシテ田畠少シ。故ニ田地ノ位甚下也ト云トモ金、銅、鉄、鉛義、玉麗石、薬品、材木、漆草品、菓品、絲綿、魚類、海藻殊ニハ馬飼ノ自由ヲ得ルコト山野海川ノ得也。

爰ヲ以テ百姓ノ作高ワツカニ一二段ノ田畑ヲ耕スモノモ、十人内外ノ人数ヲ以テ一戸ヲ持テリ。

是耕作ノ外土産ノ所業アルヲ以テナリ。

とあるが、「馬飼ノ自由……」は、北部ノ諸村にも当然あてはまることであつた。

そのことは、次にあげるように、里馬の出所として、『篤耨家訓』にあげられている村々が、三戸郡五戸の内と、北郡七戸の内、特に七戸の内に多かつたことでも証明される。

第二二表 里馬出所表

五 戸 内

奥瀬川目 下田 市川 又重 上百石 下百石 朝不見(浅水)

七戸内	徳万才 豊良 三崎 洞内 白石 天満館 幣懸(野左掛) 関根 中村 中野 三本木 牛村(平村) 上野 有戸 小山田 小田原(小河原) 小山 横町 大沢岡(大沢田)
-----	--

註 ①幣懸の下の( )は筆者がつけた。

②牛村以下の( )は、著者市原篤焉がつけたもの。

さて、このように、農家経営上重要な地位を占める馬は、一体一農家当たり何頭ぐらい飼養されていたであろうか。

これに関する、最も多くの村について記した資料として、寛政九年(一七<sup>九七</sup>)調の『邦内郷村志』がある。それによると、寛政九年頃の、農家一戸当たりの馬数は、南部領全領の平均で一・五頭であった。

これに対し、三戸通では、相内村が一・二頭、八幡村が〇・七頭、田子村が一・八頭、白坂村が三・〇頭、石亀村が三・一頭、道也村が二・四頭であり、その他をあわせ三二カ村平均で一・四頭であり、以外に少ない。

これに対し、五戸通では、五戸村が一・二頭、浅水村が一・六頭、伝法寺村が〇・九頭、相坂村が一・四頭、扇田村が一・九頭、上市川村が二・五頭、下市川村が三・三頭、百石村が一・二頭、犬落瀬村が一・五頭、戸来村が二・一頭、切田村が二・八頭であり、その他をあわせ三二カ村平均で二・六頭であった。

これを、七戸通についてみると、三本木村一・五頭、洞内村〇・五頭、馬洗場村〇・八頭、八斗沢村二・九頭、立崎村一・六頭、大沢田村一・五頭、新館村一・〇頭、大浦村〇・二頭、上野村一・四頭、七戸村不明、中岫村四・八頭、花松村九・五頭、野崎村一・五頭、附田村二・二頭、榎林村四・六頭、二ツ森村不明、甲地村不明、

天間館村〇・五頭、倉内村二・二頭、平沼村三・二頭、鷹架村〇・五頭、尾駮村一・八頭、出戸村一・〇頭、泊村〇・九頭であった。

中岫村・花松村・榎林村が、三戸・五戸・七戸地方では他を圧して多くの馬を飼養していたことが分かるが、飼養頭数の多さと、先にみた里馬出所とは必ずしも一致していない。(これは、或るいは両資料の作成年代の相違によるものかもしれない。)

これより先、延享三年(一七四六)巡視使の尾駮村通過にそなえて作成した『御巡見御通之節御尋之時御抄札申候覚帳』によれば、七戸中の村数一六カ村(奥瀬村、三本木村、洞内村、七戸村、新館村、鳥谷部村、大浦村、花松村、馬洗場村、松橋村、天間館村、倉内村、平沼村、鷹架村、尾駮村、泊村)の総軒数一七八一軒、総人数一万〇九八六(男六〇〇八人、女四九七八人)、総馬数八八四九疋、総牛数二八一疋であったから、この當時

七戸地方農家一戸当たりの所有馬数は四・九頭

〃 牛数は〇・五頭

であり、五〇年後の寛政九年調べの頭数より、一戸当たりの飼養頭数ははるかに多かったようである。

五〇年後の寛政九年の調査は、七戸村をはじめ、数カ村の記載が不備のため、平均頭数を算出し得なかったが、延享三年の調査が正しいものとすれば、この五〇年間に大巾に減少したものと見なければならぬ。

その減少の原因は、この五〇年間に、宝暦五年(一七五五)、天明三、四年(一七八三、四)の大飢饉があっ



たためであらう。

### 第七節 里馬の販売法

里馬の販売方法は、牡と牝とは異なっていた。

農民が驢売市場に出さずに、自分で販売出来るのは牝馬だけであった。

牝馬は通例三歳で、旧毛も一掃され、田植えも終わった頃から売られるはじめたが、売る方法としては、農家を廻って歩く馬喰に売ることとあれば、他処へひいて行って売ることとあった。

しかし、七戸は、南部領内でも第一等の駿馬の産地であり、特に母馬においてそうであった。

そのため、牝馬の販売についても、おのずから様々の制約があった。

『奥隅馬誌』は、このことについて

民間の取扱は代官下毎に……母馬の等級を定めたり。先づ七戸は第一等にて上下の二段に分ち、五戸は上中下の三段に分ち、三戸・野辺地その他は下級と見做したるなり。改役人の検査の時に髮印にて之を定置き、上等は他村へ売出すを許さず。許せしものは下等のみなり。或は一時は七戸にては他より買はず、又売らずと定め、五戸も七戸・三戸にも売らずと定めたり。その時田名部・野辺地にては一切買入ることならざりしなり。さて追々にはその通のことにのみにも非ず。その本は何故ぞといふに、各自種類を重んじて、混入する

を嫌ひ、且己を肥して他を鄙し、利収を要するための便宜もありしならん。……と述べている。

さらに同書は、馬制取扱上の組織の処に、馬の売買その他に関する禁罰事項として

- 一 牛馬を盗むものは下北郡九艘泊、軽きは各地方代官所へ追放の刑に処す
- 一 無籍の牛馬を所有するものは各地方代官所へ追放す
- 一 八戸馬を買ひ入れるゝときは各地方代官所へ追放す
- 一 七戸地方上等の産馬は地方内に限り売買を許すと雖他の地方へ売却するを禁ず
- 一 他地方の産馬は七戸地方へ一切入るゝを許さず
- 一 五戸地方の産馬は七戸を除くの外売却を許す
- 一 三戸、田名部、野辺地、三地方の産馬は上中を問はず互に売買を許すと雖之れを他国へ売却するを禁ず
- 一 下等の馬は七戸、五戸を除くの外地方の内外を問はずこれを売却するを許す

とある。

これらの制約や禁罰は、同書にも云うように「馬種混入の弊を防禦し、良馬の改良増殖を促す」ためのものであった。

これらによれば七戸馬は、南部馬の中で最上等馬であったが、その伝統を守るため、七戸の上等馬の他地方への販売はこれを許さず、下等馬のみの販売を許したという。

しかし、七戸地方の下等馬は、他地方へ行けば上等馬として十分通用したともいわれているので、農民がこれを自分で売れるということは大きな利益であった。

一方、上等馬を他に売却出来ないということは農民にとって有難くないことのようにも思われるが、上等馬の特産地たるの名称を保持するためには止むを得ないことであった。

なお、藩では産馬改良のため種牡馬の貸下を行ったが、それも七戸を第一順位とし、五戸、三戸、福岡、沼宮内、野辺地、田名部、鹿角の順でこれに続いた。

一方、江戸時代、牡馬はあまり農民から好かれなかった。

当時、馬はまだ東北地方ではほとんど農耕に使用されておらず、肥料生産と運搬用に使用されていたに止まっていた。にもかかわらず、馬は到る処で生産されたから過剰生産気味であった。加うるに、もし二歳以上の牡馬を放牧すれば、種子の混入による悪馬の出生のおそれもあり、その放牧は許されていなかった。

『奥隅馬誌』によれば、そのため農民としては「野放はならず、販路は無し」ということで、「牡馬の産出は」と方の厄介物となり、民情止を得ず、ひそかに之を溪谷に投じ又臼に覆死せしめた」ということである。

江戸時代、南部藩でしばしば捨馬禁止の高札を立てているのは、右のような事情に基づくものであった。

しかし、これでは、馬産地の名が泣く、というものである。

そこで藩は、領内の特定の地域において過剰生産気味であった米（花巻地方）、大豆（三戸・北）および牡馬の三物について“御定例”制度を設け、永年の平均相場でこれを買上げ、民政の安定を計ったという。（『奥

## 隅馬誌』)

牡馬の定例は、里馬の二歳の牡を競売場に出させ、本馬代として金一兩を馬主に与え、それ以上に売れば、その分は公納となる仕組みであった。

捨馬があとを断たない時代に、一兩の金を得ることが出来るということは非常な恩典であったが、もしその馬があまり良い馬でないため一兩以上の値のつかない時は、一兩の本馬代を貰うことが出来ず、その処分は、馬主に任されたという。

そして、時には値がつかず、処置に困った馬主は、飼料をつけて馬喰に引き取って貰うことすらあったというが、『十和田市史』によれば、江戸時代後期、切田村や沢田村の駒二歳の値段は、安い時には錢三〇〇文（一兩の二〇分の一）、六〇〇文（同一〇分の一）というものもあり、高くてもせいぜい金一分半（同八分の一）、錢一貫文（同六分の一）程度であったが、普通の時は金二分（同二分の一）から金一兩二分程度であった。

これに対し、五戸や七戸では一兩以下の賤ものはほとんどなかったというから、これらの地方では牡馬一等を市場へ出せば、少なくとも一兩の金は手に入った、ということになる。

その割で、さらに上等の馬をつくって市場に出せば、二兩・三兩という金が貰えたかというところではなかった。

仮に、五兩に売れたとすると、本馬代一兩に賞金一分（一兩の四分の一）、一〇兩に売れても、本馬代一兩に賞金二分（一兩の二分の一）に過ぎなかった。

従って、やはり牝馬の方が収入が多かったので、農民は、牝馬が生まれれば喜び、牡馬が生まれると眉をひそめ、捨馬の風習は明治維新後まで止まらなかったという。

南部領内は三三の通とせりに分かれていたが、牡馬の競売場は二六、七カ所あり、五戸・七戸の市場が最も盛んで、この二カ所は牝馬も最優秀であったが、牡馬もまた秀逸なものが多く、名声をばくした。

三本木に馬市が開かれたのは、『十和田市史』に

当市における馬市は文久三年（一八六三）新渡戸伝が新駅を開発した時、藩営の二才牡を除く一般の劣馬に対し、市場の開設を申請して三カ年の許可を得て実施したところ、好成績をおさめたため、慶応二年（一八六六）更に五カ年の許可を申請したことをもってその濫觴とする。

とあり、江戸時代末期の文久三年のこととされている。

この場合、市場に出された馬は、藩営二歳牡以外の劣馬とあるから、里馬二歳の牡・牝の劣馬を指すようであるが、『三本木開拓誌上巻』、『新渡戸伝一生記』には、「文久三年四月廿二日 駄馬市に付、牛馬役七戸福田文蔵、五戸櫛引周右衛門出役の事」、「慶応元年七月六日 稻生町駄馬市年限の処、猶五十年被仰付候：」とあり、当地方でいう駄馬ダマすなわち牝馬のように受け取れるが、駄馬ダマと読んで、牝・牡に関係なく、荷馬の意味に解すべきものであろうか。

二歳駒の競売市場の開催順序については、『奥隅馬誌』に

開市の次序は年々一定に相連り、田名部・野辺地・八戸・三戸・五戸とす。此は自ら客商の便宜に因れる

なり。五戸了て中間十五日を隔て三本木を開き、七戸に移るなり。客商の便宜に田名部始めより買取たる二歳駒を引出し、庄内・秋田・山形・仙台・福島等の各市場に売出す間の余日を欲するあるが為めなり。自然北より西に連絡し、白河に貫きて、白河を奥州第一の市場とす。往年より自然に此勢を成せり。その際に各所の馬商は、買っては売り、売っては買ふ。囊中自ら重を加へ、而る後三本木・七戸に來り、又上等馬をも扱買得るの資力を添るものあるが如し。年々此の如くにして各互に予算ありて客商の便宜をも謀り、地本の便をも考へ、多年主客相信じたるより成來りたる方便なり。故に偶客商の囊相続かざるも、地本役所は其人を信ずれば一時之を借すも敢て意とせざりしなり。

七戸市場は最後にして、之を了るの日には年々必ず雪を踏むに至りしなり。

とあり、馬市開催の順序が田名部から始まり、順次五戸に至り、中一五日を置いて三本木に至り、それが終わって最後に七戸で開いたこと。七戸を最後としたのは、各市場での売買を通じて儲を得た馬商が、その儲をもって七戸の最上等馬を買うことが出来るようにするためであったことを明記している。

文中、三本木市場のことも記されているが、三本木市場が他の市場なみに拡充整備されたのは明治二年（一八六九）のことであるから、この文は、明治二年以降のことを記したものである。但し、文中、三本木のカ所を除けば、そっくり江戸時代にもあてはまることであつた。

第八節 馬 の 身 幹

一体、昔の馬の身長はどの位あったであろうか。

先ず、源平時代の著名馬の身長を、『参考源平盛衰記』その他によって掲げてみよう。

源平時代の馬の身幹

馬の名	所有者	身長	産地
権太栗毛	熊谷直実		一戸
一部黒	(藤原信頼)	四尺八寸	木崎野
木下鹿毛	源伊豆守仲綱	四尺五寸	
烏 黒	浄妙明春坊	四尺七寸	
連銭芦毛	足利忠綱	四尺七寸	
夕 顔	佐奈田与一	四尺七寸	
大栗毛	今城寺光平	四尺八寸	
秩父鹿毛	畠山重忠	四尺七寸八分	
三ヶ月栗毛	畠山重忠	四尺七寸	

大鶴毛	畠山重忠	四尺八寸
白浪	和田義盛	四尺七寸五分
生唼	佐々木四郎高綱(初・源頼朝)	四尺八寸
月輪	頼範	四尺七寸二分
青海波	源義経	四尺七寸
大夫黒	源義経	四尺六寸
磨墨	梶原源太景季(初・源頼頼)	三戸
西楼	熊谷小次郎(直実)	三戸
白波	熊谷小次郎	姉葉

世一よいちの馬即ち当世第一の名馬と呼ばれた生唼、東国第一の名馬と称された青海波、九重ここのえにきこえたる名馬といわれた木下鹿毛等でも、その身長は四尺五寸から四尺八寸どまりであった。

これが次の鎌倉時代末から南北朝時代となると、急激にその身長が大きくなってくる。

『日本馬政史』に左のように鎌倉時代末から南北朝時代の著名馬および貢馬の身長を掲げ、「一般馬の身幹は偉大なりと思はるる……」としている。

鎌倉時代末～南北朝時代の馬の身幹

馬の名

所有者

身長



第一章 畜 産

	一部黒	長崎悪四郎左衛門尉	五尺三寸
	甲斐の大黒	萬里小路中納言藤房	五尺三寸
	水練黒毛	新田義貞	五尺三寸
	塩津黒	畑六郎左衛門時能	五尺三寸
	龍馬	塩谷高貞	五尺三寸
文中二年（一三七三）貢馬毛付			
一番鶉毛	御馬		五尺二寸
二番鶉毛	山名右衛門佐入道		五尺三寸
三番鶉毛	佐々木近江入道（跡）		五尺一寸
四番栗毛	佐々木大夫判官入道（跡）		五尺
五番鶉毛	赤松律師（跡）		五尺
六番黒毛	中条兵庫頭入道		四尺九寸
七番鶉毛	小山下野入道（跡）		五尺二寸
八番鶉毛	佐竹伊予守		四尺九寸
九番黒駁毛	上杉兵部少輔入道		四尺八寸

## 十番鶴毛 御馬

とても信じられないほどの身長が増大であるが、これが真実なりとすれば、軍馬の良否が戦勝の重要な要因であることを知った武将が、その改良を奨励したことに因るものと思われるが、多分に誇張があったのではないかとも思われる。またここに出てくる名のある馬は、いづれも全国から選りすぐったものであって、一般馬の身幹はそれほど大きなものではなかったことは、次の事例によっても明らかである。

昭和二八年（一九五三）、鎌倉材木座から多数の人馬の骨が発掘された。鑑定の結果、これらの人馬の骨は、元弘三年（一一三三）新田義貞の鎌倉攻めの時の戦死者のものであらうとされている。

この鎌倉攻めには、別記のように、その翌々建武二年（一一三五）七戸城主となる南部政長も参加していたのであるが、この戦死した軍馬の骨の計測の結果、これら軍馬の背丈は、三尺六寸から四尺六寸であったことが確認されている。

## 江戸時代官馬の馬格

宝暦五年（一七五五）南部藩牧の父母の背丈は次のようなものであった。（『奥隅馬史』による）

住吉野父馬 四尺四寸

相内野 〃 四尺四寸五分

木崎野 〃 四尺六寸

又重野 〃 四尺三寸五分

三崎野	〃	四尺四寸
北野	〃	四尺五寸
蟻渡野	〃	四尺五寸
大間野	〃	四尺六寸
奥戸野	〃	四尺三寸

これによって見れば、江戸時代の藩牧の種馬ですら、その馬格は鎌倉時代～南北朝時代はもちろん、その以前の源平時代の名馬にも及ばなかったということになる。

このことは、逆に、源平時代から南北朝にかけての名のある名馬は、いかゞに選りすぐったものであったか、ということになる。

現在、北海道に残されている、いわゆる「土産子」は四尺一寸から四尺七寸、平均四尺四寸であるから、江戸時代中期頃の南部馬の父馬は、ほぼ「土産子」なみの馬格であったといつてよいであろう。

なお、徳川八代將軍吉宗が馬格改良のため住谷野に下賜したペルシャ馬は、四尺九寸五分であった。一般の里馬の背丈は、これより遙かに低かったことはいうまでもない。

江戸時代の七戸地方の馬格について、ほとんど史料を持たないが、隣村の沢田村および切田村について知ることが出来た史料によると、両村の当歳から二歳駒の背丈は、おおむね三尺五寸から三尺九寸であり、四尺を越えるものは少なかったが、成馬に達したものは三尺九寸から四尺五寸あったようである。（『十和田市史』）

明治初年、谷地頭に洋式牧場を開設した広沢安任が西洋種馬を輸入して、南部馬の馬格の改良を計ったが、あまりにも馬格が違いすぎるので南部地方の農民は、西洋馬による種付けを歓迎しなかったという話が伝えられているが、それも無理からぬことであつたといえるであらう。

しかし、明治以降、七戸でも浜中幾治郎、工藤轍郎、盛田喜平治の諸氏は、競って私設の牧場を開設し、産牛馬の改良を計った。

その中で、浜中幾治郎が明治天皇に献上した「墨染号」は、明治一六年（一八八三）から二〇年迄、京浜両地区の大競馬会において一等賞を獲得すること三〇余度に及び、日本無比の名馬と称され、それより「七戸馬」の名声が天下にとどろいたといわれるが、その身幹は、四尺八寸五分であつたという。（『浜中家産馬事績来歴』）江戸時代の一両は、初期では米二石、後期では一石に相当した。

従つて、毎年二頭の二歳馬を売ることができれば、少なくとも二、三両の現金収入は得られたであらう。

これは、二石から六石の米に相当した。この数字は当時の農家一戸当たりの農業生産高に匹敵した。

南部地方の農家の平均持高が、僅か数石に過ぎないのに、何とかその生活を存続することができた最大の要因は実にこの馬産によるものであつたのである。

## 第九節 その他の畜産

南部地方の畜産といえ、誰しも馬を筆頭にあげる。

しかし、牛も少ないながら上北地方でも飼養されていたことは既に述べた通りであるが、牛といえ、何といつても田名部地方が南部地方最大の産地であり、寛政九年（一七九七）調べで、田名部通三七カ村の戸数二九八七戸、馬数二五四九疋に対し、牛数は三四一一疋であるから、田名部地方の農家一戸当たり飼養馬数〇・八五頭であるのに対し、飼養牛数は一・三三頭であった。

牛も肥料生産と運搬用に使われたが、一部に牛乳を飲用したおもしろい記録がある。

すなわち、南部藩の『雑書』（藩日誌）の慶安三年（一六五〇）七月二八日の項に「田名部之内牛之沢より牛乳半分、渡辺喜右衛門取上る」とあるのを初めとし、同年八月、翌四年七月、承応元年（一六五二）六月、同七月、寛文元年（一六六一）、同二年には、五戸・種市・福岡・一戸・江刈・葛巻・金田一・三戸・八戸・五戸・七戸・東浦・横浜・久慈・野田・沼宮内の各村へ派遣された牛乳採取の役人が牛乳を竹筒に入れ、盛岡あるいは江戸までも送っている。

これをもって酪農経営が行われていた、ということとはできないが、薬用に飲用する風習が一部にあったことがうかがわれる。

今一つおもしろいのに、白豚の飼養がある。

同じく『雑書』に、「正保元年（一六四四）四月二十一日、白ぶた二口、四疋之飼、明廿二より、一日に拾桶宛、町方より渡候様に可申付旨、望月長兵衛、田代治兵衛に切紙印判にて渡……」とある。

白豚が七戸地方でも飼われていたかどうかは分からないが、大畑の村林鬼工著『原始謾筆風土年表』、明和八年（一七七七）の項には、おっとせいの肉は、豚・つる・たいよりもうまいとあり、また同書享和三年（一八〇三）の項には、下北から豚を北海道に移出したことが記載されているから、各地である程度の飼育が行われていたものと思われる。

豚に関する記録は、実は先に掲げた正保元年以前にもあることが最近分かった。

すなわち寛永二〇年（一六四三）六月、南部藩の重役を勤めていた七戸城主の直時が、漆戸勘左衛門正茂（最近まで坪に住んでいた漆戸氏の祖）とともに、閉伊郡山田の浦に漂着したオランダ船「ブレスケンス号」の船長以下乗組員を捕獲した時捕えられた船長のヘンドリック・コルネリスゾーン・スハープが記した日記『南部漂着記』に、「我々一同は、日本の酒を贈られた。この後彼等と領主は立ち去った。出掛けに、さきの坊主はもう一度我々の所に来て、船長と下級事務員に、スペイン語で、鶏、豚などの肉、卵、魚などすべて自由に食べる様に、二、三日後に、私は貴下の所に来るだろうと言った。」とある。（『キリシタン文化研究会、九』永積洋子訳）

これらにより、少なくとも江戸時代初期から、南部地方の一部に豚が食用として飼養されていたことが明瞭となった。

なお、同書には、同船長以下が江戸に護送されるとき、兵士達は、粗末な宿に泊った時の食用として、籠に入れた生き鶏を、馬にしばりつけていた、とも記しており、肉食の風習がかなり一般化していたことを示している。

また、肉食のことではないが、同書には、漆戸勘左衛門が「我々（オランダ人）に非常な友情を示し、リンゴ、桃、アンズ、くるみ等その他、食物、飲物を十分に与えた。」とも記している。

ここに、リンゴとあるのは、お盆の時、今でも仏前に吊るす「和リンゴ」のことであつたらうと思われるが、りんごのことは、南部信直が娘の千代子にあてた書状にも見えている。

## 第一二章 百姓一揆

### 第一節 百姓一揆の最多発藩

「南部の名物蓆旗<sup>むしろ</sup>」という言葉が残っているが、この言葉は南部といえ、むしろ旗を想起するほど近世の南部地方に百姓一揆が多かつたことを端的に物語っている。

百姓一揆とは、いうまでもなく、百姓が集団となつて、藩支配機構に対し反抗した非合法的運動のことであるが、これには、大勢申し合わせて、比較のおだやかに嘆き訴える愁訴<sup>しゅうそ</sup>、集団を組んで非合法的に百姓の願いを強<sup>こゝろ</sup>かに訴える強訴<sup>きやうそ</sup>、正規の順序を無視して、直接上級支配機構に訴える越訴<sup>おつそ</sup>、集団で他領に逃げこみ、他藩の領主に自藩の悪政を暴露して反抗の目的を達しようとする逃散<sup>ちやうさん</sup>、騒乱をおこして目的を達しようとする擾乱等の諸形

態があった。

百姓一揆は、特に封建制度の矛盾が大きくなってきた江戸時代後期に、全国的に発生するようになったが、南部藩は近世諸藩の中でも百姓一揆の最多発藩であった。

嘉永六年（一八五三）、東北諸藩の政情視察をして歩いた薩摩の人、肝付兼武は、「南部氏」の項に

……此間に米穀を産する僅十萬石ばかり。盛岡以北層巒累峰、行路碣礪、稍不毛の形あり。

然ども馬を牧し、材木を出すを以て生業とす。

尤人家少し。三里に一駄、五里に一村のみ。甚貧なり。聚斂の臣時を得て國中を巡視し、国公の窮を申立て、民の衣食を剝奪するに至る。

可憐哉。於是国民悲歎して、行旅に対して述懐する者数多なり。

小藩か或は新藩ならば、已に内乱の勢あれども幸に旧邦にして、民徳に浴すること久しき故に、或は免るゝものならん。

然れども因循して改めざるときは、如何成行程も分らぬ也。……

と、南部藩の秕政ひせいに対し、警告を発しているが、肝付兼武の予言通り、この年、南部領には最大規模の百姓一揆が発生したのであった。

百姓一揆は、公租租公課の過重、藩支配機構の非違・横暴・綱紀弛緩、その他の失政に基づく生活難をもととして発生することが多いから、その発生件数が多いということは、その地方の政治のとり方が悪く、租税が重く、



農民が窮乏していたということ物語る以外の何ものでもなかった。

さて、南部藩は行政上の便宜のため、全領を一〇郡・三三通に分けていたが、このうち現在の三戸郡は、三戸通と五戸通とに、北郡は七戸通・野辺地通・田名部通の三通に分けられた。

これら各地における一揆の発生件数を見ると、江戸時代を通じ、五戸通三件、七戸通四件、三戸通一件、野辺地通二件、田名部通九件となっている。

これを郡別にみると、三戸郡四件に対し、北郡は一五件と多いが、岩手郡の二二件、志和郡の二一件、稗貫郡の四一件、和賀郡の三六件、閉伊郡の二一件と比べると多い方ではない。

従って、南部藩に百姓一揆が多かったといっても、その発生件数には地域的に大差があったこと、青森県の場合、むしろその発生件数が少なかったことが分かる。

### 第二節 七戸通の百姓一揆

次に、江戸時代七戸通に発生した百姓一揆を表示して見よう。

第二三表 七戸通百姓一揆発生表

発生年	一揆の原因	参加者数	方法	成否
延享二	地頭排斥(知行所一揆)	四八人	強訴	失敗

寛政八 嘉永六	馬売買税の増税反対 夫伝馬役の公平賦課要求 別段御買上大豆反対	惣百姓 六〇〇人 惣百姓	愁訴 強訴	成功 成功 成功
------------	---------------------------------------	--------------------	----------	----------------

この四件の百姓一揆については、森嘉兵衛の『旧南部藩に於ける百姓一揆の研究』および菊池悟郎の『南部史要』ならびに、『十和田市史』に記されている外、資料的には『内史略』、十和田市の山端ルイ家に伝わる『山端ルイ家文書』（『十和田市史』資料篇に収録）に若干の記録があるに過ぎない。

七戸地方に発生した百姓一揆には、これらの外に、明治三年（一八七〇）のそれがある。

これについては項をあらためて記述することとし、ここには、江戸時代の四件の百姓一揆についてのみ概説することとする。

一 延享二年（一七四五）七戸通地頭排斥一揆

延享二年夏、七戸通大沢田村の知行地百姓四八人が連判の上、徒党を組み、地頭である御給人二人を排斥し、代官の指図もきかず、年貢をも納めず、御蔵百姓となることを願って、盛岡に強訴しようと、小繫番所を押し通り、沼宮内まで達したところを、七戸代官によって連れもどされた事件である。

これにより、主謀者が打首獄門に処せられた外、参加した百姓もそれぞれ処分され、代官も閉門処分につせられたが、排斥をうけた御給人二人には何のとがめもなく、一揆はその目的を達しなかった。

二 寛政八年（一七九六）七戸通馬売買税増税反対一揆

七戸通の馬の売買税は、元来一疋につき一〇〇文の上納であったが、明和七年（一七七〇）来、百姓救済のためこれを五〇文に減じてきた。

ところが、寛政元年（一七八九）、藩は再びこれを一〇〇文に増額するに至った。

これに対し、七戸通の百姓は、連年の凶作と金銭の不通用とを理由に、寛政八年六月、惣百姓を以て五〇文への減額を愁訴した。

寛政元年増額してから七年後の願出であることからみて、この願出は明らかに、寛政七年から同八年五月にかけて南部領各地に発生し、成功をおさめた百姓一揆に触発されたものといえよう。

藩もそれらの事情を察知はしたが、要求をいれなければ強訴に発展することを恐れ、百姓の願いをききいれたのでことなきを得たのであった。

ここに馬売買税とあるのは、百姓が市場に出さないで自由に売買できる牝馬の売買に対して課せられるものである。

三 嘉永六年（一八五三）五月、七戸通夫伝馬税の公平賦課要求一揆

嘉永六年はまさに南部藩にとっては、一揆のあたり年であった。

六年三月には野田通で、五月には野田通・宮古通・大槌通・七戸通・花輪通・沼宮内通で、七月には雫石通・

五戸通・七戸通・野田通で、八月には福岡通・田名部通・万丁目通・厨川通で、十一月には安俵通・高木通で百姓一揆がおきている。

これら一揆の導火線となったのは、野田通、宮古通、大槌通の重税反対と藩政改革をめざした二万五〇六〇〇人におよぶ大百姓一揆であった。

今の岩手県のこの三地方でおこった大百姓一揆の指導者達は、野辺地の立五一りゅうごいちまでやってきて、三〇〇〇両の資金供与方を申し入れたところ、立五一（野村家）は、一万両も用立てましようか、といって、一揆の指導者の度肝をぬいた、という話が伝えられているほどであるから、七戸通の村々にも当然この大一揆の風聞は伝わっていた。

夫伝馬税というのは、公用で往還を通行する役人のために、乗馬・荷駄・人夫等を提供する賦役のことであった。

百姓には、藩に租税を納める御蔵百姓と、自分の知行主である給人に租税を納める知行百姓とがあったが、この賦役は、当時御蔵百姓にだけ課せられていた。

ところがその頃北方警備が重要課題となったため、諸役人の往来が、とみに頻繁になっていた。

そのため夫伝馬役（税）の負担は激増していた。これを御蔵百姓だけで負担しておれば、農業経営の維持が困難となることは目に見えている。

そこで、七戸通の御蔵百姓達は、同じ百姓同志なのだから公平に知行百姓にも割り当て、負担の公平をはかっ

てもらいたいという願書を七戸代官所に出した。(願書を出した日時は不明)。

ところが、代官所からの返事は、いつまで待っても来ない。

しびれをきらした七戸通南川目の村々の百姓およそ六〇〇人が、五月、七戸と洞内の間の池の平に集合の上、七戸代官所におしよせ、今もって藩からの許可がこないのは、七戸代官がこれを盛岡の藩当局に申達していないためだと思われるから、先に代官所に提出した願書を貰い受け、盛岡へ直訴すると強訴した。

七戸代官所は、先の願書は藩当局に提出済みであるが返事が遅延しているので、しばらく待つよう説得したが一揆側はこれに納得せず、代官所から盛岡への使者の派遣を要求し、一揆の指導者が五戸まで役人と同道し、使者の出立を見届けて村へ帰った。

これが奏功してか、その後願いに対する許可がおりたので、夫伝馬税の公平賦課要求の一揆は一応鎮静した。この一揆に参加したのは、七戸通の南川目通の村々とある。南川目通の村々といえば、立崎・八斗沢・馬洗場・大沢田・新館・大浦・上野村の諸村であった。

ところが、この成功に触発されたか、すぐ続いて七月七戸通御蔵惣百姓の一揆がおこった。

#### 四 嘉永六年(一八五三)七月、別段御買上大豆反対一揆

五月の南川目通の百姓一揆は、夫伝馬税の公平化を要求したものであったが、続いておこったこの一揆は、その範囲が必ずしも明瞭ではないが、七戸通御蔵惣百姓の一揆であったこと、その要求が八カ条の多岐にわたるこ

と、八カ条のうち四カ条が大豆買上げに関するものであること等の特徴を有している。

まず、一揆の要求の全文を掲げよう。（『山端ルイ家文書』による）

乍恐ケ条書を以奉願上候 嘉永六年七月

乍恐ケ条書を以奉願上候

一、御定例御買上大豆之儀は 先年之通被仰付被成下度奉願上候

一、別段御買上大豆 奥御国産御買入大豆 不残御免被成下度願上候 実ニ右大豆御買上被仰付候而は 御

百姓共潰ニ相及申候間 御免被成下度願上候

一、御操合金 御才覚金 御貸上金之儀 一切御免被成下度奉願上候

一、近年御蔵御役高之内 御免地并御給地ニ被下置候分 御蔵高擔ニ相成不申様 被成下度奉願上候

一、御振御用ニ而御出役御役人様 以前之通被成下度奉願上候

一、一昨年御買上大豆代御下銭 被成下度奉願上候

御銅山行御用物并御附上塩共 先年之御振合ニ被成下度奉願上候

一、御定例大豆上納相済候ハ、穀留御免被成下度奉願上候

一、御城下馬町 日市御座候ため 馬直段下置ニ相成申候間 日市御免被成下度奉願上候

前<sub>五</sub>出候

右ケ条書 恐多願上様ニ奉存候得共 当節極困窮之御百姓共御救と被為思召成下候而 御慈悲之御憐愍を以

願之通御免被仰付被成下度奉願上候

嘉永六年丑ノ七月 七戸通御蔵惣百姓共

上

表書之通盛岡迄罷出申旨 七月十八日境松平迄出立仕候処 御役人様追懸 御取次被仰立候  
次に、この要求を分かりやすく書き直してみよう。

- 一、御定例御買上大豆は、先年通りにしてほしい
  - 一、別段御買上大豆と奥御国産御買入大豆の買い上げは全部止めてほしい。これまで買い上げられると百姓はつぶれてしまうので買い上げは中止してほしい
  - 一、御操合金等各種名称での正規外の徴税はやめてほしい
  - 一、近年御蔵地のうちで免税地になったり、給人の知行地に編入されたりする土地があるが、その減少高の分が御蔵百姓の負担増にならないようにしてほしい
  - 一、御振御用<sup>せり</sup>で出張してくる役人（人数・接待等）は、従前通りにしてほしい
  - 一、一昨年の大豆代を支払ってほしい
- 鹿角の銅山行きの御用の品ならびに塩等は先年同様の振合にしてほしい
- 一、御定例大豆の上納（買上）がすんだら、穀留（穀物の移動の禁止）は解除してほしい
  - 一、御城下盛岡の馬町に、日をきめて開く馬の定期市場があるため、馬の値段が下がって困るので、定期市

はやめてほしい

右のケ条を願ひ上げるのは恐れ多いが、当節百姓は困窮の極にあるので、百姓救済のためと思つて御慈悲を以て願ひをかなえてほしい

このような願ひをしたため、盛岡へ直訴するつもりで出立したところ、境松平のあたりで、役人が追いつき、取り次いでくれることになつたといふのである。

この一揆の顛末に関する詳細な『七戸通押願有増』という資料が最近山端家から発見された。

判読困難かつ冗長の感もあるが、貴重な資料なので左に全文を掲げる。境松平で役人が追いついたあと、二二日、御免地一件を除いて、要求の殆どが叶えられ、暴動等の大事には至らなかつたが、江戸時代七戸通百姓一揆中最大の規模のものであつた。

#### 七戸通押願有増

乍恐、御上様ニも御勝手向御差支故ニも可有御座、天保年中之頃々都而諸御役立強く、御買上大豆も御定例之外ニ、別段御買大豆、或ハ奥御買上、又ハ御産物御買上、奥御国産御買上、大坂御仕向御買上扱と、色々穀名号ス御買上、土地々出穀不残御買上、余ハ在々家別屋さがし、有穀御改メ、見当り候得ハ、大豆之分ハ一粒も不残御買上、御代金後ニ半金位、果ハ一切御下渡不被下、前文大穀、殊御当処ハ中奥通御附下溜之場所ニも有之、日々附下取懸候而も不及余ハ、往来馬相雇駄送仕候而も、御駄賃錢も末々ハ一切御下渡不被下、其上、御銅山御附上御塩、御用銅も、已前之五増倍も駄送、右ニ付御廻米も格別御駄数御附下ニ候得共、



是皆御駄賃錢ハ一切御下渡不被下置ニ付、老万何千貫駄ニ相成候処ニ而、御百姓共ハ為御忠志寸志ニ奉差上候旨、願書ヲ以申上候得共、其後共、又々御下金不被下、御下金之願書并様々色々難波之願、年毎、月毎之様ニ願上候得共、是一度も有無御沙汰無御座、且御借上ハ身分相応と、年ニ三四度、年ニ寄五六度も被仰付候得共、御下金と申儀一切無御座、下々困窮□□□無之、前文之通、中奥通ハ是迄附溜り、殊ニ近年ハ沼宮内通御大豆迄御駄送ニ相成候処、既ニ駄数三万駄余も駄送相成、其上御当処上納大豆も有之、彼是駄送夥敷、且御役高之内ハ近年ハ御用達上候者共<sup>ニ</sup>夫々現ニ百石余も御役高之内ハ御免地ニ被下置候得ハ、不少御役高も相減、殊ニ天保凶年中不仕付高も不少有之、旁々御役高弐千石も相足り不申程減高ニ相成、高老石ニ付現ニ弐三拾駄程も相当り、御百姓共、日々駄送ニ取懸、中途ニ夜泊り、内々<sup>ニ</sup>不帰、泊り附仕、甚々迷惑、右故ニ農業ニも手後れ、不得止、兎も角、附下斗も可奉願上と、当丑ノ三月ハ大肝入処<sup>ニ</sup>打寄、左之通奉願上、附たり、往来夫伝馬ハ右准甚々御通行、往来□□□、高老石ニ付三貫四百文、但し大伝馬公用共相除一、御定例大豆ハ御藏高御百姓共<sup>ニ</sup>近年被下置候御免地之方ハ兎角是迄御役高之事故ニ相加里、附下仕外、別段之分、已前弘化年中之御振合ヲ以、相对駄賃払ヲ以、駄送被仰付下置度旨、一通奉申上候処、御官処ニ而御用物相对坏と申儀、甚々恐入ものニ候、依而、御所惣馬割可然旨御内意被下候ニ付、惣馬割被仰付被下置候ハ、駄送方御用弁ニも相至可申旨、願書を以奉願上候処、丑ノ五月八日、肝入処ハ廻紙之趣

兼而願上候願書、御模様宜敷旨御城下表ハ御下役一条半藏様御達候間、一統安心致居可申、近日中ニ御沙汰ニ相成候由、廻紙ニ付、一統安心、太慶仕居候処、其後五月十二日肝入処ハ猶亦廻紙候間、定而願筋相叶

へ可申と相心得、相話候処、惣肝入ヲ以御沙汰左之通。

給処・寺社・東六ヶ処相除外、惣馬割之事、但シ極老馬・御免馬相除候事

右之通ニ而宜ク候ハ、願書相認メ差出し可申旨御沙汰書ニ而惣肝入中申達。……但シ東六ヶ処ハ元来岡

通ニ加リ無之御場所故、当テニハ不仕：

左候得ハ、却而迷惑ニ付、百姓共願方ニ心ヲ苦、日々願ニ取懸居候得共、彼是と願筋も相叶へ候様子ニも相見得不申、迎も願筋差障り出来可申、此上ハ如何様仕候而も、相叶へ申間敷、兎も角も願書願下ゲ可仕と惣肝入を以、願書願下ゲ申上候処、願書未タ御城下表ヲ不参趣、依而百姓共存入ハ、願筋相叶へ不申願書ハ、全御上様ニ而御取押へハ有間敷筈と相心得、左候ハ、願書之迎ニ、私共罷越度趣、恐ヲも不願、申上候処、御官処ニ而、尤可然、併、大勢ニ而相成不申、其方共不案内ニも可有之、御添状并御同心も御借遣被成候間、尅兩人ニ而可参名面可申出と御達候処、右ニ当惑仕候処、数十人之内、尅兩人大肝入宅迄相下り、相談可申出旨□、其内御官処ニ押置候旨惣郷御百姓共数十人取押へ置候得共、百姓共心ハ、願書ハ御官処ニ被差押候事ト相心得、此上ハ御城下ニ直願之心中ニ相見得候処、心中ニ大ニ相違、御答ニ当惑仕候由之処、御官処ヲ誤り証文可差出、左候得ハ、早速返し遣し可申旨ニ而、左之通、此度私共、前後不勘弁之儀申上、重疊恐入奉存候。依而、以来私共ハ不及申上ルニ、小間居之者共迄、得と申論し、決而大勢相催し罷出申間敷候間、此度之無調法之儀御免被成下度旨一札差上、御免相下り候由。

外御達向、以来ハ五人迄寄合申間敷、殊ニ他川目と決而談合仕間敷と敵敷被仰渡候得ハ、甚タ迷惑ニ相心

得、左候而ハ、以来ハ御上下共ニ何角ニ付而、惣郷寄合無之候而ハ、全相済申間敷□□有之候共、御用之妨出来、一方ならず迷惑、依而子々孫々共一方ならず迷惑を相残し、子孫<sub>ニ</sub>意識なき次第、如何可仕と相□居候処、此年ハ大日照ニ而田畑共ニ甚遅候処、幸イニ広沼大明神<sub>ニ</sub>雨乞として惣郷老名共参詣、御神酒相備、段々次第相歎き、兎も角も了簡可仕と申内、五戸通御百姓共、右同様之願ニ而、五戸通白山ト申処ニ、惣郷御藏給所不残相集候趣、随而ハ、当御支配<sub>ニ</sub>も処々<sub>ニ</sub>通達有之様子ニ候得共、大事之儀ニ候得ハ、承引難相成、如何心配仕居候内、難だいか敷挨拶斗り相聞得候得共、中々進<sub>ミ</sub>候儀、恐入、去迎五戸郷<sub>ニ</sub>言訳も無之様、不得止事、押願之願書相認メ、差出可然と七月十八日、惣百姓市中迄相詰、願書ハ是迄之駄送ニハ無構、数ヶ条之願書ニ而相認メ居候由之処、数多事故、是迄ハ幾度差上候而も、是一度相叶ヘ不申中、何ニ願書迄不及、銘々自身と御城下表迄罷越、直願仕とて、ロ々□り、願書認メ、老名共打捨、十八日七ツ時出立、境松と申平迄引取集居申候。

然処、残居候老名共、其通ニモ不相□、大肝入処<sub>ニ</sub>罷出、右之有増申上、何れニも願書差上申度と申出候処、願書清書之間も無之、下書儘直ニ御官処<sub>ニ</sub>指出し候処、早速御下役下田源藏様御処御給人盛田勇治様、中原平左衛門様外御同心三人召連、願書ニ附添、残居候老名共も御召連、惣肝入詰処<sub>ニ</sub>御出被成候由。

御百姓共間近く御据被成、扱御百姓共、何れも太儀、其方共此度願書差出、然ニ、何れ之ヶ条至極尤之次第ニ候。此上ハ早速ニ取次呉□□候間、鎮り控居可申ト被御意候処、如何相心得候哉、俄ニぐるぐると御役人衆中押取卷、真中ニなし、貝を吹立、時之声ヲ揚ゲ、是迄幾度願出候而も、御取次相見得不申段、声々ニ

騒動し、老名共も此騒動ニ肝を消し、如何成大変出来も難斗、心中消失斗りニ而、甚々恐入、色々相なため候得共、中々聞入無之、漸々少鎮り候而、前文条書之趣御□□□□老名共御呼出ニ付、夫々御膝元迄御進メ被成候ニ付罷出候処、ケ条しかじか事共、悉く御誉有て、御取扱被成下候得ハ、大勢之御百姓共、老名共御役人衆<sup>ニ</sup>差上候事無益事ト相心得候様子ニ而、是非ニ御城下迄打立たと相見得候而、はるか向ふ<sup>ニ</sup>□□出御下役様、肝入、老名共呼帰し可申旨□□□□。

老名共追懸、色々申論候得共、中々聞入無之、却而老名共ヲ悪口罵り、漸々之躰ニ而差留置、然処、御下役様早速此場ニ而御用状御認メ可被成と火ヲ燈し候得共、最早暮ニ及、中々野原ニ而ハ御用状認メ方如何、殊更硯墨等も無之、不得止、惣肝入中小川町肝入安太郎宅<sup>ニ</sup>御戻り、此御場処御名前ヲ以御認メ如何可有御座と窺上候処、成程尤、可然と□小川町安太郎宅迄御戻り、且御代官浦田善兵衛様并御詰合御役衆不残同処御詰被成、御用状御認メ、御百姓共頓而列座ニ而願書清書仕□□□遠使ヲ以、御立被遣。

則肝入、老名共々詰処<sup>ニ</sup>罷越、何分御百姓共差留置可申、焚出し等も被下置候旨御沙汰ニ御座候得共、老名共答上候ニハ、百姓共も夫々心得仕可申、余り恐入奉存候間、焚出し之儀御控被下置度旨奉願上、直々肝入、老名共夜中馳向候処、益無御願書認メ候之段、老名共仕方、甚不得其意と、明朝迄悪口罵り、言語申斗無之、夜明候処ニ而少鎮り。但シ出立ハ丑七月十八日七ツ時なり。

一、同夜酒屋三軒<sup>ニ</sup>式駄宛飲水伝馬ニ而附送る

同三軒<sup>ニ</sup>酒夫々式駄宛焚出し送る。焚出し手前人足、外ニ身欠式箇

一、十九日 御町も高□迄不残相詰ル。都合人数式千人程

一、十八日夜、郷村老名共頼合□□山松、川作、浜幾、宿老中詰処罷越、向江行事差留候所不相用、却而騒立事

一、日除ニ為用候繩蕙、ほげ持賦り、左記す。

但し十九日晚

一、蕙百五拾枚、ほげ三十本、繩三十たが 盛喜

一、同式百枚、ほげ式拾本、繩廿たが 山松

一、同百八十枚、ほげ式拾本、繩廿たが 岩清

一、香水、昼伝馬ニ而拾足、夜四疋程

但し、御町通、無高之方も出し

一、同夜数百人御百姓共、北川目通老名共之内病気取繕、名を差出候由ニ付、同人江押込、家踏潰さんと、

日除相用い候之□□火ヲ懸、騒音有之由、然ニ右之段聞違ニ而、御町物屋共江押寄、家潰さんと聞入、

市中江注進有之、騒動一方ならじ由、御代官御両処、御下役御両処、御処御給人様方共ニ大勢、小川町安

太郎宅ニ而御固メ之事。

一、三本木御境御固メ御役人様詰、然ニ同処江相詰候御役人□百姓共詰処如何思免ん、本道御除、川去も藪

道御通行之由。附たり 非番御代官野辺地縫人様昼夜御通し御参着、然ニ詰処御通之節百姓共騒立之事。

一、御大豆、南通方格別ニ附溜候ニ付御役人衆、在々御廻被成候得共、百姓共日々願企居候故に至而附下ニ相成不申候処、御定目百卅五文之御駄賃錢之外ニ百文宛足し錢被下候ニ付誰となく不残附下ニ相成ル

一、丑ノ六月初、御改正為御用、米内孫之丞様、鴨沢金兵衛様御出被成、郷村御百姓共御呼出被仰渡候次第

一、老ケ年積□ヲ以テ御沙汰ニ相成候ハ、高老石ニ付貳貫百文

三郷割、諸普請有増繫上納

右ハ御蔵百姓共一通御請申上候

一、同老石ニ付三貫五百文、往来夫伝馬、御大豆、御銅□□都而往来不残、御上ニ而御立払

右ハ御請不申上

一、東通<sub>江</sub>ハ□□□□仰付

一、給所同 老石ニ付 六百元 但し五十石已上

一、同 老石ニ付 五百文 五十石已下

一、同 老石ニ付 四百五十文 寺社

右給処、後ニ半限ニ申上ル

右之通被仰渡、御城方町宿迄御引取被成候処、翌朝御百姓共、一昨年之御大豆代此節御下渡被下度旨、御

宿元迄直願仕候之処、御迷惑そうニ而御用も□□之様ニ而、御急御出立、然処、追懸候様ニも相見得、御中

心安右衛門、安兵衛表<sub>江</sub>相詰ル

七月十八日願書ケ条ニ曰

乍恐ケ條書ヲ以奉願上候事

一、御定例御大豆、先年之通上納被仰付被成下度奉願上候事

右ハ近年市中御買上共、御定例旨御直し被成置候ニ付

一、御定例大豆上納相濟候ハ、穀留御免被成下度奉願上候事

一、奥御国産御大豆并別段御買上大豆、一切ニ御免被成下度奉願上候事

右ハ御免不被成下候而ハ、御百姓潰れニ及候間、御免被成下度奉願上候

一、御借上金、御繰金、御才覚金不殘御免被成下度奉願上候事

一、御撥駒御出役、已前之通ニ被仰付被成下度奉願上候事

一、盛岡之町日市御座候義御免、馬下直仕候間御免被成下度奉願上候事

一、近年御役高之内ハ御町方之者共ニ被下置候御免高、御藏高所持之百姓共担<sup>かつぎ</sup>ニ相成不申様被成下度奉願上

候事

一、御銅山行御用物并御塩、先年御振合ニ被成下度奉願上候事

一、一昨年御大豆代御下渡被成下度奉願上候事

右之通、早速御取次被下、則御用状ニ曰

一筆致啓上候、然ハ御支配所御百姓共、境松ト申処<sup>ニ</sup>大勢集り居候間、罷越、相尋候処、則ケ条書を以

願出候間、早速取次、指出申候。

何分其筋宜ク御取斗へ被成候様致度候。尤、願筋相叶へ不申候得ハ、御城下表迄罷越候旨申居候間、何分其段宜御取斗へ被成候様致度候。已上。

嘉永六年丑七月十八日 夜五ツ時

右之通相認、遠使を以、夜通し御立被遣、則肝入、老名共ニ詰処<sup>ニ</sup>御百姓共ヲ何分指留、なだめ置候様、御代官様御直々被仰付、直々罷越候処、前書之通、爰ニ而願書認候段不得其意、若願筋相叶へ不申時ハ、只徒ら之詰方ニ相成候と、兎角御城下迄打立参らんと逸々進ミ出、就是、老名共心々消失之様次<sup>ニ</sup>罷有候処、天なる哉、七月十九日夜御城下<sup>ニ</sup>御徒目付上下九人、洞内茶屋迄御参着、御処御給人浦々御通行、三本木村迄相詰。附たり 三戸御給人川守田勝弥様ト申御方、其筋<sup>ハ</sup>御内意を蒙り候由ニ而、頓而洞内茶屋迄御参着、是<sup>ハ</sup>七戸御宿元迄先キ仕候様被仰付。洞内通老名共兩人ニ而御向キ仕候処、道々被仰下候ハ、我れハ三戸御給人川守田勝弥と申す。此度一件ニ付、其筋<sup>ハ</sup>御内意ヲ蒙り、罷越候条。然ニ当処ニ而、思立老名共名<sup>おもだち</sup>面御聞入無之候而ハ論方如何也。依而、川目川目限、思立ト申者共名面可申出ト御意被下候由候処、同人共御答ニ当惑仕居候処、其方共心配も可仕哉、此度一件ニ付而ハ悉く、難有御趣意を以、御城下<sup>ニ</sup>其筋御役人様、明日御参着ニ而御百姓共願筋、不残為叶被下候筈、付而ハ御百姓共極<sup>□□□□</sup>、決而咎人等御取不被成御趣意ヲ以御出被成候事ニ候間、其内、我等御百姓共ヲ鎮メ置不申候而ハ、全相濟不申、依而思立者共名面承り、右之者共ニ得と申論シ、取鎮メ御用立申度と様々御丁寧御取扱ニ付、川目川目之思立ト相見得候者共夫



々申上候由、然ハ其方共ハ其者共ニも右之趣、得ト申聞セ、何分取鎮リ候様可働、付而ハ申文之通決而咎人等ハ老入たり共御捕リ不被成御趣意ニ而御出被成候間、少も無心配、世話致、何分御役人様御參着迄取鎮メ可置様ニと御意被下候内、御宿元<sup>江</sup>御入被成候由。

其後御宿元<sup>江</sup>思立老名共逸々御呼出之上、段々難有御内意之趣御意被下、扱今度ハ其方共願筋ハ不殘、為叶候御取究メ之御沙汰ヲ以、其筋御役人様御出被成候間、小間居之者共ニ得ト申論シ、不殘宿元<sup>江</sup>返し置候様、格別之難有御趣意ニ而御出被成候ニ、大勢集居候而ハ不宜候間、何分論シ、為引取候様、若其方共、如何ニ相心得候ハ、我等其筋御役人様御着迄、其方ニ人質ニ相成居候間、其節ニ至、相違等も有之候ハ、我等ヲ如何様ニも取斗□為致と迄御論被下候ニ付、老名共詰処<sup>江</sup>罷越、段々御趣意通相論候処、何れも夫々落着心ニ相成、夫々過半其場引取候処<sup>江</sup>、御徒目付上下九人、御代官、御下役御立合ニ而洞内茶屋々翌廿日五ツ時御出被成、被仰付候ハ、此暑中ニ□々願書御返事參迄相控居候而ハ、甚々迷惑之事ニ候。其方共願筋、急度為叶候御沙汰ニ而、其筋御役人様直々御出被成候之間、小間居之者、皆々宿元<sup>江</sup>引取候様、老名分之者共斗残り、御沙汰蒙リ候様、具ニ川守田様御内意之通極御請合、御論シ被成下候処、小間居不殘内々御引取申候。

然処、何方ニて申合候哉、七ヶ年已前々野辺地御駄賃錢兩替違、浜下賃等彼是老ヶ年分メ八九百貫文も有之向ニ而、其場々直々野辺地<sup>江</sup>受取ニ向參候由。

是も御上様ニ而御聞入、清水目御境目迄御下役、御給人衆御支ニ相詰。附たり

詰処ニ控居候老名共、御官処江急御用之旨、早速ニ御官処江相詰候処、御沙汰ニ曰、其方共呼出候儀別儀も無之、承候処、只今迄詰居候御百姓共、上ミ下も兩道相廻、野辺地江向参候由相聞得候間、実か不実か実否可申出旨、相詰候老名共答上候ハ、其儀一切存入無御座趣申上候処、其方共之村方ハ参不申哉。御答、私共村方ハ一切参候儀覺無御座旨申上候処、御官処ニ而何れニもせよ其方共馳向、返し参候様被仰付候得共、御答、乍恐只今迄詰処ニ□ハ、私共之働方、不得其意と、危き浮目ニ逢申候間、此上馳向候ハ、実ニ打碎れ候ハ外無御座候間、乍恐其段御免、別之者共ニ被仰付被下置度旨申上候処、何れニもせよ其方共了簡ヲ以、誰成共為向候様被仰付候ニ付、有馬候者共ニ申付、而三人御下役様御同道ニ而清水目通辺迄罷越候得共、百姓共も如何相心得候哉、銘々散れ散れニ戻り候由。

一、翌廿一日、御勘定奉行江繫喜左衛門様、中村治助様御兩人御参着、於御官処、郷村之老名共御呼上、御沙汰左の通。

今度我々罷越候ハ、七戸通御百姓、格別御迷惑之趣、御手元江相聞得有、被遣候。全躰五戸通ニも御用有之、罷越候処、御当所御百姓共も願筋有之、集居趣ニ付、五戸通御用差置、此元江罷越候旨。

扱此度被仰出候御改正之儀、何れの御官処も未夕睨と相分兼候者共多分有之由、右ニ付猶申達ながら罷越候旨、段々御改正之趣御達被成候而、其後御沙汰被成候ハ、御当処江罷越候処、御百姓共此度ケ条書を以願出候趣、随而ケ条書ハ遠使を以御城下江立遣候趣。

依而右写之由ニ而御覽之上、被仰候ハ、何れケ条も願之通ニ被仰付事ニ候、左様相心得候様、乍併、御免

之儀ハ御役高之内ヲ被下置候得ハ、全願之通ニ被仰付ケ条ニハ候得共、是ハ我々兩人限ニ而沙汰致儀難相成、罷歸候得ハ、其筋<sup>江</sup>申上、御沙汰ニ相成候様致遣可申、左様ニ相心得居候様被仰付、其後九月、願之通被仰付候旨御沙汰ニ相成、何れ之ケ条相叶ヘ申候。已上。

嘉永六年丑ノ七月十八日

一、御改正ハ直々御戻しニ相成ル

附たり

野田通御百姓共、同年春々仙台迄罷越候由、然処、仙台ニ而御支配御預リニ而御取次候趣。

御国元々八戸弥六郎様、榎山五左衛門様御兩人様、仙台<sup>江</sup>御出、弥六郎様仙台様々御預リニ而御貫<sup>口</sup>御百姓共御召連御歸被遊候趣。

一、野辺地ニ而此由相聞得、中ニも立五一ニ而、騒動参候ハ、何分馳走可致、大勢なれハ、取賄も不届、先町近く参候ハ、川原ニて馳走可致、焚出し、入物等も粗末ニ而ハ成間敷、夫れ新規詰物拵ヘ、酒廻シハ誰、肴<sup>口</sup>廻シハ誰々と、其用意甚し、七戸百姓共来るを、今やおそしと待居り候よし。

然れ共中途々引戻り候得ハ、先是ハ風便騒之而已ニ而相済申候。

御代官 野辺地 縫 人様

同 役 浦 田 善兵衛様

下 役 下 田 源 蔵 様

福 田 末 治 様

御所限加へ 盛 田 准 助 様

御所限加へ 盛 田 弓 太 様

この一揆の願条の中心をなすものは、大豆の買い上げに関するものである。

御定例御買上大豆というのは、元来商品作物のあまり多くない南部地方では有数の商品作物である大豆を藩で百姓のために有利に買い上げてやろう、という制度であったが、それが大阪市場等で高く評価されるにつれ、百姓のため、というよりは、藩の有力財源として買い上げる方向に変わってき、またそのため御定例御買上以外に、ここにあるような、別段御買上大豆とか奥国産御買上大豆の名で百姓から半強制的に買い上げるようになってきていた。

大豆は当時、味噌の原料として、百姓にとって無くてはならないものであった。

飢饉の時「米は無くても、味噌さえあれば生きられる」というのが百姓の常識であった。

その大豆を、根こそぎ藩で買い集め、しかも一昨年の買上代も払ってもらえないでいる、ということとは耐えられないことであった。八カ条の願条中大豆に関するものが四カ条もあるのはこのためである。

また南部地方、とりわけ七戸地方のような零細百姓にとっては、農作とならんで大事なものに畜産とくに馬産

があったことは、別記したが、その馬の値段が盛岡の定期市のために下がることはやはりこの地方の百姓にとっては大変なことであった。それが第八条の願条となってあらわれたのである。

また、藩は、財政窮乏打開策の一つとして御用金の献上を奨励し、献上した者に対しては、その金額に応じて所有地を免税地にしたり、その者を給人に登用して、その所有地を知行地としたりしたが、それらのことは、一時的には藩の財政収入の増となっても、次年度からは減収になったわけで、藩としては益々苦しくなるのは目に見えている。

そのことを肌で感じた百姓が、先手を打って、そのための財政の収入減を、御蔵百姓に転嫁しないように、と釘をさしたのが第四条である。

この一揆の要求の結末は前にも述べたように一揆側の成功に終わった。

この頃以後の南部領内における百姓一揆の大半は成功をおさめている。

このことは、この頃すでに一揆をおこしさえすれば大半は成功するほど、藩権力が弱体化してきていたことと弥縫的な藩政改革などでは、もはや崩壊寸前の幕藩体制を支える力とはなり得なかったことを示したものである。

尤もこの一揆は一揆側の成功に終わったが、別段御買上大豆の制度はその後再び復活しているから、百姓が決定的勝利を収めたとはいえない（六一七ページ参照）。

## 第一三章 物産の流通

### 第一節 七戸地方における商品生産

#### 一 『御国産細見』

江戸時代は「米遣いの経済」の時代と称され、大名の所領、武士の俸禄、租税の収納など、多くの場合米であらわされ、財政経済の基礎は米におかれていた。

このような実物経済的、従って自給自足的色調は辺境地帯ほど濃厚であった。

しかし、一方江戸時代の幕藩体制そのものは、すでにその成立の当初から、あるていどの商業の発達、貨幣経済の発展を前提としていた。

萩生徂徠は、その著『政談』の中で

昔は、在々殊の外銭払底にて、一切の物を銭にて不買、皆米麦にて買たること、某田舎にて覚たる事なり。

近来の様子を聞合するに、元禄の頃より田舎へも銭行渡りて、銭にて物を買ふことになりたり。

と、元禄（一六八八）頃の状況を述べているが、このように、田舎に貨幣経済が入りこんでくるためには、何

よりもまず、其処で、貨幣と交換されるべき何か商品として生産されていなければならないはずである。

それでは一体、七戸地方ではどのような商品生産が行われていたであろうか。

安政六年（一八五九）調の『御国産細見』中の七戸県物産によってこれを見てみよう。

一見わかるように、その多くは薬草類である。これらの薬草が庶民の医薬として盛んに利用されたことはいうまでもないが、これらが商品として、どの程度村民の生活をうるおしたかは疑問である。

御国産細見 安政六年調（一八五九）七戸県物産

鰯 白頭翁 独活 舛麻 龍胆 香附子 鴨跖草 敗醬 石竹 酸漿 篇蓄 茵陳蒿 木賊 夏枯草 繁婁  
ねなしかつら ちよま くさいちこ はますげ おみなえし ほうづき とくま はこべ  
 菟絲子 貳葉 苧麻 覆盆子 菝葜 茜草 蛇莓 白菝 ところ 萍蓬草 附子 地骨皮 薄荷 白木  
あさがお こうほね かたばみ いたどり根 やまこんにやく よもぎ  
 白芷 旋花 天麻 虎骨 酢醬 虎杖 天南星 黄蘗 苦参 荊介 山椒 細辛 半夏 艾葉 葛根  
あさがお こうほね かたばみ いたどり根 やまこんにやく よもぎ  
 括婁根 車前子 木通 沢瀉 桔梗 黄連 牛膝 蒼朮 防風 竹節  
おけら

所々村々

- 一、石膏 作田村北ノ又
- 一、ザリ蟹 銀南木村、倉岡村
- 一、紫根 所々御村 右ハ御請負被仰付
- 一、蕨粉 奥瀬村
- 一、葛粉 右ハ御側江御献上ニ相成分上納売買ニハ無之

- 一、薯蕷 山野
- 一、推茸 泊村
- 一、舞草 上川目村、奥瀬村
- 一、蓴菜 大林ノ沢堤
- 一、鰯 泊村、尾駁村、倉内村  
右ハ廿分一役錢上納
- 一、鱒・唐貝・カゼ・海苔 泊村
- 一、鯛 倉内村
- 一、鱸 平沼村
- 一、鯨 尾駁村、鷹架村
- 一、鮭・鱒 平沼、倉内、天間館、御町前御村
- 一、鰻・大貝 倉内村  
右七品御役錢上納
- 一、昆布・鮑・布海苔 泊村  
右三品ハ以前ヨリ田名部通<sub>江</sub>御金被仰付
- 一、菅笠 長者久保、夫雜原、塔ノ沢



一、蒲呉座 右ハ御百姓共作合縫出売買

一、マンヂウ石 淋代マンヂウ長根、長久保、赤坂

一、シヤウ石 泊村 右ハ貴宝山辰ノ岩辺ヨリ出

一、御牧場 有戸野

註 『邦内郷村誌』中の「七戸県産物」もほぼこれと同じ品目をあげている。

以下、ここに掲げられている鮭・鱒をふくめ、その他七戸地方には、どのような産物があり、どのように流通していたかについて、まず、農業および畜産から見てみよう。

## 二 大豆 と 馬

七戸地方の百姓にとって、大豆と馬とは売ることのできる最大の商品であったが、別項に詳記しているので、ここでは簡単に述べることにする。大豆は、南部藩における農業産物のうちでは、大きな商品作物であり、藩によって「御用大豆」その他の名称で買い上げられ、大阪や江戸に送られ、「南部大豆」の名をほしそのままにしていた。

水稻生産力が低く、畑面積が比較的多かった七戸地方では大豆が最大の商品作物であった。

それらの大豆は、買上量を指定され、七戸地方の雑穀商の手で買い上げられ、馬で野辺地港まで運ばれ、海上大阪や江戸に送られた。

一方、百姓にとっても大豆は重要な食糧であったので、藩の買上量が過大であったり、その代金の支払が円滑でないときには生活にひびいた。

明治三年（一八七〇）の百姓一揆の時もそうであったが、七戸通でおこった百姓一揆の願条の中に、御用大豆のことが必ずずといってもよいほど書かれているのは、そのためであった。

馬も「南部馬」の名で呼ばれ、その声価は全国的に高かった。

とくに七戸地方は、北郡のうちでも、有数の馬産地であった。

なお、最近みた、十和田市牛鍵の山端ルイ家の『万日記』によれば、明治二年、食肉用としての馬が、七戸方面から五戸方面に沢山売られているが、肉用馬一頭の値段は三両以上であったという。

また、大坪・小坪の桧山（盛岡藩有）の桧材や春木材は、七戸もしくは野辺地の商人がこれを払い下げ、利潤を得ているが、これについては別記する。

『八戸市』史料編をみると、七戸の桧材がしばしば八戸へ売られていることが出ているが、この桧（ひば）は勿論大坪・小坪の山から伐り出されたものであった。

以上の外、その他の農産物、米・粟・稗・そば・小豆・麻・野菜等も、出来る限り七戸の市場へ出されたほか、自然の幸である山菜類、鳥獣の肉や皮、川魚類もまた商品となった。

南部藩は、江戸時代初期から漆の栽培を、また中期からは養蚕を奨励しているが、これが当地方でどの程度行われたかは不明である。

しかし南部藩は、寛保三年（一七四三）以降特に養蚕に力をいれている。（『藩治雜記』）この年四月、藩はお手許金を以て福島から蚕種を買い入れ、藩でこれを飼育、その成績が良かったので、翌四年からこれを大々的に奨励した。

このとき、家中并在々、町中の者へ諭達するよう指示した内容は

養蚕は専ら婦女の成業にて、成収の上は衣服を初め、全必要の品に相成候。銘々為筋に可相成候条、追年大に養蚕被行候様致度、蚕種不都合の者へは、他領を買入候ても給与可遣候間、手元へ聊無遠慮、可願出候。

右趣意柄何も家内へ申諭し、等閑の義無之、養蚕可為致候。尤、養蚕の主要は、桑に付、桑植立の義、無洩國中へ可申触候

ということであった。

これより追々養蚕は盛んとなったが、文政四、五年（一八二一―二二）の頃、すでに一步先に国産つまり藩の特産となっている紬同様、絹をも国産としたいということで大々的に養蚕の奨励をはかった。

この時の達しは左の通りである。（『盛岡藩藩法集 下巻』）

文政五年九月廿三日

蚕飼立候様、去年四月在々え御沙汰被成置候、右養蚕之儀は、強て在々ニ不限、以来諸士分共ニ養立候心懸

可申、近年ニ至、紬之儀は相応ニ出来候事故、他産不相用、地紬相用、他国えも売出候之様ニて、御国産ニも相成候、

絹之儀は、織出方不足之所より、他産相用候様相聞得候間、是又紬同様多織出候ハ、銘々着用は勿論、家産ニも相成候得ハ、御奉公之多足ニも相成、且御国産ニも相成可申、此旨致勘弁、貧福ニ不拘、銘々心掛、養蚕可致候、

兼て鍛冶丁兵右衛門え被仰付、蚕種伊達郡より為御取寄置、裏判相据為相払候、

代料之儀は、来夏繭出来候迄貸附置候間、明年飼立候心懸之者は、今明月中、右兵右衛門え申遣、請取養蚕可致候、

伊達郡より、桑苗毎年右兵右衛門并紺屋丁茂右衛門方え為取寄置候間、居屋鋪所持之者入用程、右兩人之内より請取、植立置、連年養蚕之助ニも相成候様可致候、

此旨最寄相達可申候

右之通諸士町え申渡候様、御町奉行・御目付え申渡え、尤在々えは御勘定所おゐて、御代官え申渡之。

十和田市相坂の苫米地武男家には、天保（一八三〇）、嘉永（一八四八）、安政（一八五四）、文久（一八六一）の年紀のある養蚕用具が残されているのは、藩の一連の養蚕奨励策に対応したことの現れであろう。

このことから類推すれば、七戸地方でも、ある程度の養蚕は行われていたものと思われるが、次に掲げる、明

治三年一〇月の『七戸藩日誌』中「養蚕の次第」によれば、文久元年（一八六一）頃までは、養蚕を営むものが殆んどなく、ようやくこの年、藩が気仙郡から養蚕の指導者を連れてきて、実施指導をしてから養蚕に志す者が出るようになったという。

この資料には明治二年に出来た七戸藩が、南部藩の養蚕奨励の方針をひきつぎ、その指導奨励に努力したが、一朝一夕にはうまくいかなかった様子がよくあらわれている。

養蚕之次第

七戸藩支配所、自生の桑、山間、谷川筋、川々兩岸等に繁茂これ有り、三、四尺廻りの大下より以下、一、二年の若木迄、夥敷くこれある風土に御座候得ば、別段桑畑植立迄にも及び申さざる次第に御座候。

然るに養蚕執行候の者一円これなく、歎かわ敷く、色々教諭仕り候得共、頑愚の土民、不馴の業、為さざるの風にて残念罷有候故、文久元年、陸中国気仙郡の男女数一〇人相雇い、本郡五〇枚の種紙養蚕所業、近村の男女雇入れ、日々教諭仕り候所、相応の利潤これ有る所見分仕り候より、追々少々宛相養い候様に相成り去る辰年（慶応四年）初めて肥州長崎の者越前屋慶之助蚕卵種紙仕立て、八〇〇枚程生糸共持参申し候。

巳年（明治二年）は武州横浜の者兼次郎蚕卵種紙仕立て、一〇〇〇枚余持参申し候。

当年（明治三年）に至り、養蚕の者相増し候間、支配処三本木稻生町藤次郎、東京に於て通商司御鑑札頂戴仕り、罷下り候得共、入費不行届にも候哉、横浜商人鈴木屋安兵衛代道次郎、同所高嶋屋嘉右衛門代源十、東京人大美津惣助、右等藤次郎合併の儀申出候。

其外、岩代国伊達郡茂右衛門杯入込み、種紙仕立持参の事に候。

支配処の者、蚕卵種紙仕立候者は、両三人、右種多分自用の品にて、他出は聊々の事ニ御座候。

一、繭の品善悪も弁え難く候生糸取立候得ば、蛹一升より一一、二匁より七、八匁の程出来に御座候由。蝶の出生極く宜事と申され候。

当年諸国蝶出分方、三分、四分にこれ有る処、七戸産は九分、十分の由に申され、此段愚考仕候に、四、五月頃大霜降り、桑萌出を枯し、再生の桑にて相養い候事にもこれ有るべく候哉。

当支配所桑は前頭申上候通り、谷水川々の辺相育候故、川霧にて霜除け候故、枯るる事これ無く、最前萌出にて相育ち候故にもこれ有るべき哉に存じ奉り候。

右様之次第に御座候故、是迄は、只管物産相益し候様教諭罷り有り、税金も一切取建て候事御座無く候。

養蚕種紙仕立の者も、未だ試み同様の所置にて、熟練申す者これ無く、毎年初養蚕の者相増し、見聞書本の外、自得の業にて執行う事にて、自得を相伝え候共、不行届にも至り、銘々自得の様申出候。

世話方相立候共、御規則の次第論達仕るべく候。熟練の事至り申さず候。

積年仕馴れ候場所とは相違ひ、事柄不行届の処、御聞置き成されたく願ひ奉り候。

一、種紙漉方職人の儀、御布告御座候。御支配処に紙漉の者□共これ無く候。

毎年、岩代国福島県支配所より買入れ相用い申し候事。

一、当年の出産の品、横浜に於て鑑定評論に、七戸産の事は未だ養蚕未熟、養方不案、殊に桑生も、第木葉

を相用い候故、下品の事に申され候由。

前頭申上げ候通り、試み同様の事にて、不馴の業、不行届、よんどころなき事に御座候。

七戸藩の役人は、このように歎いているが、しかし、このような七戸藩の努力が稔り、その翌年、明治四年には、七戸村の盛田喜平治と、三本木村の藤次郎とが、蚕紙一〇〇〇枚を外国に輸出したいという願書を提出することが出来る迄に七戸の養蚕は成長するに至ったのであった。

#### 四 漁 業

七戸村は海に面していないので、漁業といえ、内水面漁業に限られていた。

古老の言によれば、七戸川や上北鉾山が開鉾する以前の坪川には、鮭・鱒がよく上り、時にはそれらの川に流れこむ小流にまでその姿がみられたという。

江戸時代には、それらの魚群の上る数は相当数にのぼったと思われるが、それらの魚類は、誰でも自由にとれるものではなく、一カ年いくらという札銭を南部藩に納入し、年限を定め、許可を得た上で、はじめて独占的にこれをとることができた。

出願者が二人以上あれば、入札で、札銭の高方が権利者となった。

また一旦許可になっても、それ以上の札銭を納めることを申し立てて出願する者があれば、その者に権利が移ることもあった。

江戸時代の漁事についての資料は乏しいが、幸い明治二〇年代、新漁業法をつくるための参考資料として、県がまとめた『青森県勸業要報』に、弘化二年（一八四五）および文久元年（一八六一）の漁事関係資料が掲載されているので引用する。

第①のものは七戸村、新町の助十郎より出された七戸川漁事に関する願書であり、助十郎以前には本町の平助が免許を得ていたことがわかる。

漁事の内容は記されていないが、鮭・鱒魚が中心であることは勿論である。

① 乍恐奉願上事

御当所御町通前川漁事ノ儀、上ハ八幡嶽下木境ヨリ下小川原沼柴館ト申迄、一ヶ所年御礼銭六貫文宛奉上納、去ル天保八年酉ノ年ヨリ午年迄十ヶ年中、本町平助御証文頂戴仕り是迄漁事罷有候。然ル所、同人近年病氣ニ罷成、漁事仕兼候ニ付、未タ年数ニ御座候得共、右御証文此度奉御返上度旨、願書ヲ以テ申上候趣粗承知仕り候。依之恐多願上様ト奉存候得共、私儀来午ノ年（弘化三年）ヨリ向卯年迄、十ヶ年中漁事仕度奉存候間、築留御運上被仰付被下置度願上候。尤モ御礼銭ノ儀、是迄ノ御礼銭へ五百文宛相増、一ヶ年六貫五百文宛、年々十月中ニ可奉上納候。御憐愍ヲ以テ願ノ通り被仰付被下置候ハハ難有仕合奉存候。此旨御序ノ節宜被仰上被下度奉願上候。以上。

弘化二年九月

願人 新町助十郎 印



請人 新川原町長 助 印  
取次検断 嘉助 印

御代官

下役 某様

この種の願書は、下役から代官に取りつがれ、代官から正規の許可がおりるのが普通であった。

② 坪川遣継証文

七戸通御代官所天間館川坪渡ヨリ柴館迄、漁事一年間、御礼銭六貫文ツツニテ去ル卯年（筆者註 安政二年…一八五五）ヨリ、当酉年（文久元年…一八六一）迄、七ヶ年中申付置候処、年限ニ付、猶又是迄ノ御礼銭高ヲ以テ、来ル戌年ヨリ向辰年（筆者註 明治元年に当たる）迄七ヶ年中被仰付被下置度旨願出、望ノ通申付候条

右御礼銭年々十一月中、無相違上納可申候、漁中、田畑川除等へ相障不申様可仕候、不依何儀、差支ノ筋於有之ハ、年数ノ内成共、証文、可取上候也

文久元年酉十一月

舎人 印  
在江戸 佐渡 印  
将曹 印

この証文は、前述したような、特定の人に漁業権が認められる通例の方法と全く違い、天間館通そのものに対して漁業権を認めたと思われる、きわめて珍しいものである。

七戸の場合の一カ年錢六貫五〇〇文といい、天間館の一カ年錢六貫文といい、この頃の両替相場では金一両にも満たない金額であるから、その礼金額は低廉なものであったといえよう。

このようにして与えられた権利を、天間館通は、どのように行使したかは、明らかでないが、少なくとも肝入の統轄、管理のもと漁獲が行われ、漁獲物は、公平に村民が入取できるよう、適当な方法で売却されたものと考えられる。

七戸川および坪川には、今幻の魚といわれている同じ鮭科の「イトウ」も上ったようで、「イトウ」を取る人

老 岐 ⑩

吉兵衛 ⑩

天間館通肝入 作兵衛

天間館老名 六 助

長 蔵

中野村同 助四郎

向中野村同 鴨 助

天間館通 惣百姓共

は「イドウ取り」と呼ばれている。

なお、前掲書には、明治四年、民事局より出された七戸川築漁の許可書の写しも掲載されているので左に掲げる。

③ 一、七戸川御町前築留漁運上左之通り

一、前川上ハ和田川作田川落合ヨリ下ハ柴立迄、御礼金三両二步二朱

一、和田川上ハ八幡嶽下ヨリ下ハ前川落合迄、御礼金三朱

一、作田川上ハ八幡嶽下ヨリ下ハ前川落合迄、御礼金貳朱

一、大林川上ハ八幡嶽下ヨリ前川落合迄、御礼金壹朱

右之通、当未年ヨリ酉年迄三ヶ年中願出、望ノ通申付候条、御礼金合四両、年々五月十月両度ニ急度上納可申候。漁中田畑川除等へ相章不申様可仕候。

不依何儀、差支筋於有之者、年数ノ内成共証文可取立候也。

明治四壬未月正月

何 某 殿

民 事 局 印

鉱業生産についても、この地方のことは、ほとんど記録に出てこない。

南部藩は、元来我が国有数の鉱業藩であった。中でも最も有名なものは、砂金・銅・鉄等であった。

『藩治雜記』によれば、南部領内に、金山一二一、銀山二二、銅山五三、鉛山四一、鉄山二三山があったという。

南部といえば、「南部の殿様、粟飯稗飯、のどにからまる干菜汁」という俚謡に表徴されるような貧乏藩であったと思われがちであるが、少なくとも江戸時代初期は、『食貨志』に、「その富諸侯に甲たり」といわれるほど財政裕な藩であったのは、豊富な鉱産資源、特に産金のためであった。

慶長年間に発見された、白根、朴の、日本の五指に入る大金山もしかし、六〇年ぐらいで掘りつくされ、それからのち、南部藩は次第に貧乏藩になっていった。

鉄についていえば、天間林の小又地方からは古代の鉄斧が、そして上北町の十三杜と天間林村の中岫からは、古代の、蕨手の刀が、また野崎からは明らかに砂鉄で鑄造された如来像が出土しているが、まだ当時の製鉄址は発見されていない。

しかし、製鉄に使われたフイゴの羽口は砂子田百穴からも出ているから、古代この地方で製鉄が行われたことは確実である。

七戸地方や天間林地方の山野を歩くと、砂鉄から鉄をとった時に出る精錬滓を今でも見ることが出来るが、これは江戸時代の製鉄場が、その辺にあったことを物語るものである。

「七戸鉄山」という名称の鉄山があったことは、南部藩の史料にでてくるが、これが七戸の何処にあったのかは明らかでない。

江戸時代の南部の砂鉄せいれんは、松炭を用いてなされたとされているから、山砂鉄と、松山のある処を移動しながら行われたものであろう。

鉄銭の密鑄は、江戸時代後期、八戸・福岡・三戸・五戸等で行われたことが、南部藩の『雑書』に散見され、七戸の寺下でも行われたことがあるとの風説もある。

鉄のせいれんは、専門家ならではなし得ぬことであつたから、これが直接当地方の百姓の所得の向上にどの程度プラスになったかははっきりしないが、せいれん用の木炭の製造、砂鉄の採掘、せいれんされた鉄の運搬その他の労働に従事し、賃金を得たことであらう。

また、このことは、当地方の木炭生産の発達を促したことも察せられる。

工業については、醸造業以外に見るべきものはなかった。酒造業については別記しているので、ここでは味噌・醤油の醸造について簡単に述べる。

家庭においては、味噌はほとんど自家製造であり、醤油は、味噌のすましで代用した。

従つて、味噌・醤油の製造が業として行われたのは、幕末、北海道の箱館・エトモ等の警備兵達の需要に基づくものであつた。

これに関する資料も多くはないが、幸い江州屋七郎兵衛が安政四年（一八五七）に出した味噌・醤油の製造許

可願の控書が残っているので左に掲げよう。

この願いが許可されたかどうかを知る資料は今見当たらない。

乍恐口上書を以奉願上候事

私儀今度酒屋職再興、渡世相統仕度、随而箱館エトモ砂原御陳屋御詰合様方御用をも勤上申度、別紙を以奉願上置候。

御憐愍を以、本紙願之通被仰付被下置候御儀ニも御座候ハ、御味噌・御醤油共ニ被仰付被下置度奉願上候。御味噌之儀者、箱館御用達共<sup>五</sup>同所直段ニ而大豆御下ケ渡、味噌上納之儀者、壹貫文ニ付五貫目積ニ而試造被仰付置候様、粗奉承知候。

御風味之程如何様出来候哉。不苦御儀ニも御座候ハ、私儀も右御用勤上申度、奉存候。

随而、初年は雜費も相懸り候間、箱館御用達共<sup>六</sup>上納直段ニ而奉差上度、二ケ年目、三ケ年目<sup>七</sup>大豆時々相場ニ寄候儀ニ者御座候得共、追々貫高相増奉<sup>八</sup>上納候様仕度、依之来春、手前物入を以、聊試造仕候而奉差上候間、御風味宜出来候ハ、御用達迷惑ニ相成不申程、何程成共年々御用被仰付被下置度奉願上候。

醤油御直段之儀者、何分相場、箱館相場<sup>九</sup>下直ニ仕候而売上候様可仕、尤御味噌・御醤油共、海失候而も御上様之御迷惑ニ掛上申間敷候間、以御憐愍、願之通被仰付被下置度奉願上候。

右之段、御序之節、宜被仰上被下置度奉願上候。

以上。

安政四年十二月

七戸町 七郎兵衛 ⑩

取次検断 安右衛門 ⑩

守田 金左衛門 様

上斗米 定 蔵 様

これに対し、次に掲げる資料は、文久元年（一八六一）大塚屋喜平治が七戸代官所下役に提出した味噌製造業の廃業願である。

これによって、少なくともこの年以前何年間かは、大塚屋が味噌製造を行って、箱館陣屋等へ移出していたことは明らかである。

先に掲げた、江州屋は大塚屋の出店であるから、あるいは、江州屋に代わって大塚屋が許可を得て製造を始めたものであったかもしれない。

乍恐奉願上候事

私儀、箱館并エトモ御陳屋御用、御仕送味噌被仰付、冥加至極、難有仕合奉存候。

然ル処、当春、親喜平治病死候之処、私幼年ニ付、伯父第蔵得宥、抱罷在候上、無人ニ而、逆も取続御仕込方手配行届兼候ニ付、何卒、右味噌御仕込方御免被成下置候様奉願上候。

御憐愍を以、願之通被仰付被下置候ハ、重畳難有仕合奉存候。

此旨御序之節、宜被仰上被下度奉願上候。以上。

文久元年十二月

七戸町 喜平治

検断 安右衛門

下役 兩人宛

その他、衣料の材料である布は、農家の場合、すべて自家生産であったが、これを藍もしくは萌黄色に染めるには紺屋の手を必要とした。

七戸町で、“こんやど”即ち紺屋殿と呼ばれている川向太田氏は、天保九年（一八三八）に亡くなった六代目太田平蔵の開業したものであり、明治四二年（一九〇九）に廃業している。

七戸地方における生産は大凡このようなものであったが、自給自足的生活をたてまえとしたとはいえ、貨幣経済に対処していくためには、これらの生産物を販売し、また生産や生活に必要な物資を調達する必要があった。それらの物資の流通はどのようになされたであろうか。

## 第二節 物資の流通組織

一般に、江戸時代物資の流通は、市と行商と坐商とによって行われた。坐商とは行商に対する言葉であり、一カ所に店舗を構え、定住して行商商業、つまり店売りのことである。



一定期市

市は、村々の百姓が余剰農産物や、山菜、鳥獣、魚介類、藁工品、布、その他若干の雑貨等売りに出し、換金し、その場で必要な物資を調達したり、あるいは物々交換したりする場であったが、ここで得られた金はまた坐商からの呉服、酒、農具、雑貨その他の購入にも充てられた。

市は百姓だけのものではなく、給人の徴収する年貢米販売市場でもあった。

七戸の大安家の記録によると、同家では、明和年間（一七六四〜）七戸の市日で購入した米で酒を造っているが、市の制度が設けられたのは、もっともっと早い時期であったと思われる。

七戸の市日は、今と同じく、八の日であり、月三回であったが、市の開かれる場所は、八日が横町、一八日が下町、二八日が本町であった。

七戸は小さな町ではあるが、それぞれの町内には、それぞれ坐商がいたので、市の恩恵をそれらの坐商に、なるべく均霑させたいという配慮から、このように、日によって市建の場所を変えていたものであった。

処が、この市建の場所が江戸時代の末期のいつ頃からか自然と小川町に移ってしまった。

これは、小川町の商人の商才の勝利であった。

はじめのうち、市に集まる商品は地方の産物だけであったが、江戸時代末期には、近郷からだけでなく、かなり遠くの村や、他領からも商品が持ち込まれるようになった。

それらの人々は、市の当日やって来て、その日のうちに帰るといわわけにはいかない。当然に宿が必要である。

市日のための宿は市小宿いちこやどと呼ばれたが、小川町にはこの市小宿が立ち並んでいた。

米・大豆その他雑穀の売買は、この市小宿で、宿の主人の枅どりで行われた。

市小宿の主人は巧みに枅を使い、売人・買人の双方から歩合を取ったという。●『雑日下恵』✧、および故盛

### 田貞三談

明治二年（一八六九）八月、たまりかねた横町・下町・本町の商人連中は、「此度御改革に付、何の儀によらず、御益増に相成候儀、申上べき様」藩から示達されたのを機に、「以来、御礼錢壹ヶ年中四拾八貫文宛、上納奉る可く候間、三市共に私共へ仰付けられ候」様にと、検断忠右衛門を介して、民政役所に願書を提出した（『雑日下恵』）その結果は不明である。

なお、七戸の市日は近年まで南町で開かれていたが、いつからここで開かれるようになったかもわからない。

七戸近村の百姓も、七戸の市を利用したことはない。

ここに集められた米・大豆その他の雑穀は、地元七戸の酒造米や一部地元の人々の消費にあてられたほかは、七戸や野辺地の商人に買い占められ、野辺地に運ばれることが多かった。

野辺地からは海路、大坂・江戸等に運ばれたことはない。

いつの時代でも、利にさといのは商人の常、江戸時代中期頃になると、村々から市に出荷する商品を、途中で待ち構えていて、有利に買い占めた上、市場で高利を得て販売する「迎え買い」が行われるようになってきた。

南部藩は市場の機能維持と、消費者保護の立場から、寛保四年（一七四四）厳しくこれを取り締まったが、一

向にやむ気配がなかったようで、明和七年（一七七〇）、同八年と取締令が出されている。（『盛岡藩藩法集』・『篤焉家訓』）

二馬 市

これについては、畜産の項を参照のこと。

三行 商

わが国における行商の歴史は極めて古いが、これをおこなった人々は大別すると、近在の商人と遠国の商人とに分かれる。

近在の人々による行商で、七戸地方に入り込んできたものは、五戸方面から来る、農具や鍋釜の修理人、野辺地・泊方面からの魚売り等であり、その行動範囲も限られていた。

一方、交通の不便をもともせず、行商をなし、その足跡天下に到らざるなし、といわれたものに近江商人と富山の売薬商人とがある。

近江商人は、「近江の千両天秤」という諺があるほど、行商に徹していた。

彼等が一〇〇〇里の道を遠しとせず、運んできたものに、木綿・太物・細物・カルタ・雪駄・茶・綿・線香・紙・油・すずり・傘・ろうそく・蚊帳その他種々のものがあつた。

江戸時代中期には、店舗による坐商もかなり発達してきていたが、中小規模の坐商の中には、凶作などの影響でつぶれる者も多かった。

そうした折、行商人に入ってこられることは、一般人にとっては有難くもあったが、他面においては錢をこっそり持ち出されることにもなるから、痛し痒しであった。

寛政二年（一七九〇）に、藩が

近江木綿・古手・小間物類他領より入込致、振売等候之由相聞得候。凶作以来、其処右類之商売店も相減候事故之事ニハ可有之候得共、町之飾も宜からず候。

第一其所衰微相成候もとひニ候間、駄売は格別、振売之儀ハ堅停止被仰付候間、以来は可成丈出店を取繕、可致商売候。（『盛岡藩藩法集』）

という達しを出し、駄売りを認めながら、声を出して売り歩く他領人の行商を禁じたのは、このためであった。この達しの中で、特に注目しなければならないのは、以来はなるべく「出店」を取り繕って商売するよう、とっているくだりである。

出店とは支店のことである。支店のていさいをよくととのえて、其処で商売するように、とっていることは、他領商人が、支店を盛岡などの城下や、七戸のような在郷町に支店を設けていても、それらの中には坐商に徹せず、行商に主力をおいていたものもあったことをうかがわせる。

しかし、近江商人は、いつまでも行商だけに止まっていたわけではなかった。

近江には、「三里四方鍋飯を食う所に店を出せ」という諺があるが、その通り、購買力の盛んな地方をみつけると必ず其処に支店を設けた。

八戸三店の一つである大塚屋は、そのようにして設けられた近江国高島郡大溝（現高島町）の大塚屋の出店であり、七戸の大塚屋（現盛喜）は、その別家格であり、七戸で検断（町長兼警察署長に当たる）を勤めた大塚屋忠右衛門（大安）も近江出身で、七戸大塚屋の別家であった。

こうして近江商人は、天下にその足跡を印し、各地に支店を作った。

一方、富山の薬売りは、後々まで行商一筋であった。

その商法は、「置き売り」と呼ばれ、各村に薬袋を置いて歩き、来年来たとき使用量に応じて清算する方法であった。

天間林村の中島家に残されている資料によると、次に示すように、この「置き売り」は、今のうちに、各戸に薬を置いて歩くのではなく、肝入もしくは村の重立ちの家に相当量をまとめておき、病人が出たとき、其処から持ってきて服用させたようであるが、何処の村も同じであったかどうかはわからない。

覚

一、解毒円 貳千丸預置申候

但売粒八錢之積り 来年夏中 下々々請取 渡シ可申候

為念 如此ニ御座候 以上

宝永六年丑十一月廿五日

中 嶋 弥五左衛門 印

岡野喜内て代

東 善 吉 殿

しかし、一方当地方は豊富な薬草の産地でもあり、一時その他領移出を禁じたりしたこともあったが、大体において自由採取と販売を認めていた。

従って大量の薬品が他領から入ってくることは、地方の薬種商にとっては迷惑なことであり、また地方民があまり他領民と接触することは、封建時代としては面白くないことでもあったので、藩は薬売りその他の他国人の領内宿泊について、しばしば厳しい取締令を発しているが、明和四年（一七六七）には、他国よりの薬の置き売りがあまりにも増加したため、地元薬屋より、これが禁止方を願い出るしまつであった。（『盛岡藩藩法集』）

#### 四 坐 商

江戸時代商業の中心はいうまでもなく坐商であった。

江戸時代、日本を代表する二大商人は、近江商人と伊勢商人とであったが、そのあまりの商法の上手さが妬まれ、「近江泥坊に伊勢乞食」という諺さえ生じたほどであった。

七戸村の商人を、出身地別にみると、近江商人、岩城商人、美濃商人、在地商人等あったが、最も大をなした

のは近江商人、特に「湖西商人」と呼ばれる琵琶湖の西側出身の商人であった。

彼等は、他領よりの移入品、領内からの買い集め品、自家醸造の酒等を販売しただけでなく、大豆その他の雑穀、ノ粕等の領内物産を集荷しては他領へ移出した。

彼等はまた多くの場合、金融業をも営み、低当流れ、質流れ、あるいは購入した土地を集積して、いわゆる「新地主」となり、南部藩に献金することにより、名字帯刀を許され、自己の所有地の全部又は一部知行地として認められ、年貢上納の義務を免除されたが、その中には御給人に上昇する者もあった。

封建制度は、このようにして崩れていった。

当時の藩の租税収入のほとんどは百姓の納める年貢であり、商人に対する税金は、その利潤から考えると必ずしも重いとはいえなかったが、不時に課せられる御用金は痛かった。

いつ、何程の御用金が課せられるかも知れなかったし、それを納入できないと、とりつぶされることもあった。

従って商人には栄枯盛衰がはげしく、生きのびるためには、余程上手に世渡りしなければならなかった。七戸地方の商人の経営状況については、項を改めて別記する。

## 第一四章 商 工 業

### 第一節 近世七戸商工業の概観

江戸時代は「米遣いの経済」の時代、すなわち「自然経済」の時代であったといわれているように、大名の所領の大きさ、武士・給人の俸禄・村高・百姓の持高・年貢高等すべて米穀の石高で表示され、財政経済の基礎は米穀に置かれていた。

ところが、寛永より寛文、元禄期にかけて幕藩体制が確立し、各藩庁所在地に城下町が発達し、地方にもまた代官所所在地に在郷町が発達するにつれ、貨幣経済や商業が飛躍的に発展するに至った。

すなわち、元禄年代（一六八八〜）以降は、荻生徂来が『政談』において「昔は在々に殊の外銭払底にて、一切の物を銭にて買はず、皆米にて買ひたること、某田舎にて覚えたること也。近来の様子を聞合するに、元禄の頃より田舎へは銭行渡りて、銭にて物を買ふこと」になったと述べているように貨幣経済が田舎にまで進行した。

こうなると幕府にせよ、藩にせよ、産業経済の基盤を農業に置くという原則は一応守りながら商業の発展をも助長する政策をとらざるを得なかった。



このようにして、商工人は、最大の消費者階級である武士の住む城下町、地方では代官所の所在地である在郷町に集まり、それらの町はそれぞれ商業の中心地となった。

以上は一般論であるが、さて七戸地方の商工業は、いつ頃から、どのように発展してきたであろうか。

中世における七戸南部氏の活躍、七戸城の築城等を考えるとき、七戸の町づくりの骨格が中世において形成されたことは疑う余地がない。

しかし、近世の世明けとともに、南部領内における七戸の地位は著しく低下し、正式に云えば天正二〇年（一五九二）には七戸城も破却されるに至った。

それにもかかわらず江戸時代初期、七戸には、七戸直勝、七戸隼人正直時が城主という名目でおかれたが、それも僅々二〇〇〇石（後には二三〇〇石）の知行主に過ぎず、しかも直時は三戸城ないし盛岡城出仕が多かったし、正保四年（一六四七）七戸直時の葬式が瑞竜寺で行われたとき、その参列者は「百姓ばかりなり」という記録が残っていることから察せられるように、江戸時代初期の七戸には城下町的雰囲気は全くなかった。

従って江戸時代初期における七戸の商業は、店舗を構え、常時営業を行う坐商は少なく、その多くを行商と物々交換的市にたよっていたと思われる。

直時の次に、二代目七戸隼人正となった七戸重信は、寛文四年（一六六四）末、南部藩第二九世に抜擢されるわけであるが、この重信の在世中に、先代直時の家臣団に加えて新たな家臣団の編成もあり、その数は八八家となり、ようやく、七戸城の体裁も整ったが、この家臣にしても完全な兵農分離が行われたわけではなかった。

兵農分離という観点からいえば、七戸の御給人達は、最後まで兵農未分離であった。

しかし、七戸を去って南部藩第二九世となった重信が南部藩の藩政を確立し、地方行政組織を整えるに及んでようやく社会は安定し、近世南部藩の基礎はかたまつた。

七戸もまた、重信が去り、代官所が置かれるようになった頃から、徐々に都市化も進み、商工業も発展するようになった。

都市化につれ、最初に産業化したのは酒造業であった。

『南部藩雑書』によれば、当時、七戸周辺の酒造業者数は左の通りであった。

	三戸	五戸	野辺地	七戸	横浜	平沼	泊	田名部	佐井	川内	奥戸	八戸
萬治四(二六)	二	一	一	一	一			二				二
寛文六(二六)	二	一	一	一	一			二				
天和元(二六)	七	七	五	三	二	一	一	三	二	二	一	

この時期において、三戸・五戸・野辺地等の酒造等の酒造業者数が七戸を上廻っているのは、それらの地域の経済的発展が七戸を上廻っていたことを示すものであろう。

尤も、平沼・泊村の二カ村は七戸代官所管内であるから、それらを加えると、七戸は野辺地と同数であった。残念ながら、この頃の酒造業者の氏名は不詳である。

これより少し時代が下るが、正徳年間（一七一―）以前、おそらくは元禄年間（一六八―）前後の頃、七戸の美濃屋喜太郎の先祖孫右衛門が泊り村の万右衛門から一〇〇石の酒箒（酒造権）を譲り受け、七戸で酒造業を営んでいる。

この美濃屋は当時、質屋・雑穀集荷業をも営んでおり、大塚屋（盛喜）が台頭する以前七戸最大の商人であったようである。

こうして七戸も元禄の頃には、全国的貨幣経済化と歩調をあわせ、貨幣経済化の道をたどり、一方、代官所所在地として地方政治の中心ともなっていたので、商業活動を志す者も出てきた。

それらの中で、抜きん出て頭格を現してきたのが大塚屋（盛喜）である。

大塚屋は、当時八戸に進出し、八戸三店の一に数えられていた近江商人大塚屋（村井氏）の絶大な庇護を受け、その別家格になるに及んで急速にその勢力を伸ばし、五代目喜右衛門広治は、宝暦六年（一七五六）盛田の名字と帯刀を許され、安永五年（一七七六）には御給人に登用され、大塚屋の外に松坂屋、江州屋を経営し、さらにこれより先明和二年（一七六五）には大塚屋忠右衛門（大安家）を、また安永九年（一七八〇）には大塚屋五郎左衛門（大塚理兵衛家）を別家させ、江戸時代末期近くまで、七戸地方の呉服・雑貨・金融業ならびに酒造業の主導権を握るに至った。

大塚屋（盛喜）の絶頂期はこの安永期であり、その頃の大塚屋の有物調では、その在庫品の価格は一万両を超えている。

この安永期（一七七二～一七八〇）は、宝暦五年（一七五五）の大飢饉の影響がようやく収まった明和期（一七六四～一七七二）のあとを受けた時代であり、七戸の商工業について見れば、その発展期とも云える時代であった。

安永二年（一七七三）南部藩が、野辺地・七戸・三戸・五戸・盛岡住人に御用金を命じたとき、七戸では左の四商人が御用金を負担している。

- 一 錢四百五十貫文 盛田 喜右衛門
- 一 錢百五十貫文 江州屋 太郎兵衛
- 一 錢百貫文 亀屋 第 吉
- 一 錢五十貫文 美濃屋 喜太郎

大塚屋三店（大塚屋・松坂屋・江州屋）の内、大塚屋（盛田喜右衛門）と江州屋が上位を占め、美濃屋の地位が下がっているが、一方亀屋が台頭しているのが注目される。亀屋については、これ以上何の資料も見出せない。川作家（川村）の歴史も古い、と云われているが、同家に関する古い資料は皆無に近く残存資料の多くは江戸時代後期のものである。同家所伝では祖先は俵藤太秀郷の後胤であり、相模国に住したが後、岩手数郡を領し、寛永年間（一六二四～）七戸へ移住し、以来商業渡世をしたというのが詳細はわからない。

『大安家文書』中に、安永二年（一七七三）に下町作兵衛なる者が下町久兵衛から家屋敷を一五〇貫文で購入した手形が見え、その後も、借金の保証人としてその名を連ねているのが見えるが、この作兵衛が川作の祖先で

はないかと思われる。

この作兵衛は、美原屋作兵衛と名乗っていたことが安政二年（一八五五）の大塚家文書に見える。

また、安永九年（一七八〇）大塚屋五郎左衛門が、大塚屋から別家した時、祝儀を寄せた者の中に、盛田忠右衛門、盛田与左衛門、酒司孫助、松坂屋庄兵衛、奥山左次兵衛、江州屋七郎兵衛、角屋尤右衛門等の名が見える。

盛田忠右衛門は大安家であり、盛田与左衛門は、石田三成の子孫と称する三家の中の本家格と目される現石田昭光家の祖先であり、七戸の宿老もした家であり、奥山左次兵衛は、大塚屋四代目喜平治の父方に当たると思われる旧家であるがこれまた資料皆無のため、どういう人であったかわからない。

ここに問題なのは、松坂屋庄兵衛という名である。松坂屋のこの頃の支配人は、別に詳記する『萬覚帳』によれば庄兵衛である。

この庄兵衛、庄兵衛から当然相像されるのは現角屋庄兵衛のことである。

さて面白いことに『萬覚帳』の中で、松坂屋支配人として年々決算報告を行っている庄兵衛の使用している印鑑は、文化元年（一八〇四）頃下町庄兵衛すなわち角屋庄兵衛の使用している印鑑と同一物である。

これらのことによって、松坂屋庄兵衛は松坂屋庄兵衛であり、また角屋庄兵衛でもあることが確実となる。

ところが、前記、祝儀を贈った者の中に、別に、角屋尤右衛門が出てくる。

これによって、角屋は、自ら角屋の名で営業を営むとともに、松坂屋の支配人をも勤めていたことがわかる。角屋については、私が先代庄兵衛から聞いたところでは、初代は平次兵衛といい、呉服業を営んだらしいが宝



曆一三年（一七六三）に没したということである。平次兵衛は庄兵衛（莊兵衛）の幼名でもあろうか。なお後考に委ねたい。

さて、当時の景気の変動に最も強く影響を与えたのは、凶作と大火であるが、この繁栄期に向かいつつあった安永三年（一七七四）一月一五日夕刻、高田権四郎方から出火した火災は、下町・横町・小川町・袋町等七戸の目抜通一六〇軒、二〇〇世帯を焼く大火となり、七戸の商工業に甚大な損害を与えた。

これによって最も大きな痛手を蒙ったのは美濃屋喜太郎であり、その所有する酒造権と質屋の権利を大塚屋忠右衛門（大安家）に譲り渡している。

しかし、長年築いた美濃屋に対する住民の信頼は厚く、その後天明元年（一七八一）頃、美濃屋喜太郎は七戸の検断職を勤めている。

安永期に続く天明期には、三年・四年が古今未曾有の大飢饉となった。

この時は、五戸・七戸地方の被害が最も大きく、多数の餓死者を出すに至り、農業生産力は激減し、購買力も減退したので、商工業も不況のどん底に陥った。

この飢饉による農業生産力の減退も天明七年頃から徐々に回復し、寛政（一七八九）頃からやや好況に向かい、やがて文化・文政の好況期に突入することになる。

ところが、この好況期に向かう筈の時代、大塚屋の経営は、五代目盛田喜右衛門の嫡子、李広富の放漫経営のために、ほとんど破産の危機に見舞われる。

五代目喜右衛門が安永七年（一七七八）没した時、城内居住の嫡子である御給人の杢は一七歳であったので叔父の喜平治が大塚屋の経営に当たった。杢が生長するにつれ、その経営権を主張したまでは良かったが、その放漫経営の結果寛政七年（一七九五）ついに大塚屋を八戸大塚屋に抵当に入れるまでに至った。

その後、ようやく借金を返しはしたが、これでは将来のめどもつかないというので、文化三年（一八〇六）、「商家の義は、諸士の方にて、已来何も構い申さず候」という約束がまとまった。その後も、城内居住の御給人盛田杢は、色々な名目で大塚屋の支援を受けているが、天保年間（一八三〇）生活資金の援助を受けたのを最後に大塚屋と御給人盛田家とは二家に分かれるに至った。

大塚屋がこのようにもたついている間に、江戸時代末期に大をなすに至る商人が、その発展の芽をのびはじめていた。

寛政六年（一七九四）に没した初代浜中幾治郎は、元来七戸石田氏であり、はじめ野辺地常光寺の長老として勤めていたが、同町浜中源六の姉と婚姻、還俗して七戸へ帰り、浜中屋と名乗り商業経営に乗り出していたし、寛政九年（一七九七）には、小川町の弥兵衛（福弥の祖）が新規に五〇石の酒造権を申請して許可を得、酒造業を開始した。

幕末、主として廻船問屋として、七戸最大の豪商にのし上った船木屋の祖松五郎（山松家）が、近江国高島郡南船木村から来七し、商業渡世に乗り出したのは、享和年中（一八〇一）のことであるとされている。ついで文化初年頃（一八〇四）からは岩城屋清左衛門（新谷氏）が呉服屋を始めたようである。

岩城屋はその後文政一〇年（一八二七）四月には、小川町弥兵衛から酒造権を譲りうけ、さらに木綿・古手業をも営んだが、土地の集積にも力を入れ、新地主となったもののようで、沢山の土地売買証文を蔵している。

大塚屋一族の中では大塚屋忠右衛門（大安家）は、近江商人の血を受け継いでいるだけあって、酒造業・呉服業・質屋業等を営み、最も堅実な経営を営み、営業成績をあげているが、寛政十一年（一七九九）には、津軽黒石米三〇〇〇石の江戸迄の輸送契約を大畑の菊地重左衛門との間に締結するなど、幅広い活躍をしている。

文化（一八〇四）・文政期（一八一八）の七戸の商工業に関する資料は極めて乏しく、その概要すら把握することは難かしいが、天保九年（一八三八）六〇歳で没した太田屋平蔵は同家六代目であり紺屋開業の祖であるというから、恐らく文化・文政頃の開業であろうと思われる。

そうこうしているうちに世は、天保の時代（一八三〇）に入る。

この間、一旦衰運のどん底にあった大塚屋は、新しい経営を続けながらも七戸商家筆頭の地位を保ち続け、天保五年（一八三四）二月二七日には、浜中屋幾治郎、四郎とともに、寸志金上納もしくは困窮者救済に対する恩賞として名字帯刀を許される。

困窮者救済とは、天保三年から九年まで続いた七年飢饉の窮民へ済をいうのであるが、この時の三家の献金額と名字ならびにその他の恩典は次の通りであった。



名前	前名	名字	献金額	恩典
大塚屋 喜平治	盛田	三四〇両	御免地三五石	
喜四郎	浜谷	九五両	金方一両二歩	
浜中屋 幾治郎	浜中	七〇両	金方三歩と砂七分五厘	

ここに金方というのは、金銭にて俸禄を受けることをいい、砂とは砂金のことである。

大塚屋喜平治は、天保年中盛田家二分後は、名字を失っていたわけであるが、改めてこの年盛田姓に復したわけである。

なお岩城屋佐吉も同じく天保年間、御勝手別段御用、出精相勤めたる功により、持地の内一五石三斗六升九合を御免地とされ、新谷の名字と帯刀を許されている。

このことがあった翌六年七月、南部藩御国中分限番附が発表されているが、そのうち、七戸・野辺地の分を示せば、左の通りであり、七戸でいえば、前年の献金の順序通りとなっている。

関	脇	野辺地	野	村治三郎
前頭筆頭	〃	〃	西	堀善兵衛
前頭八枚目	七戸	盛田	喜平治	
〃	〃	野辺地	西	屋金兵衛

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五二	五一	五〇	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四〇	三九	二四	二三	一三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	野 辺 地	〃	〃	〃	七 戸 (平沼)	〃
仙 台 屋 彦 兵 衛	野 村 兵 右 衛 門	野 坂 屋 与 治 兵 衛	木 保 善 太 郎	仙 台 屋 伊 兵 衛	長 屋 長 之 助	飯 田 屋 太 治 郎	西 村 金 之 丞	浜 中 源 七	浜 中 幾 治 郎	浜 屋 喜 四 郎	種 市 忠 四 郎	橋 本 久 助	美 濃 屋 吉 兵 衛

天保期、七年飢饉で景気が沈滞しているのに加えて、天保九年（一八三八）三月一六日夜、七戸町南町から出火した火災は、川原町・川向・城内のみを残して市街地の全部を焼く大火となり、青岩寺も炎上したため、七戸

はまたまた不況のどん底に沈んだ。

その痛手も天保一二、三年（一八四一、四二）頃にはようやく癒えかかったと見え、同一三年、船木屋二代松五郎（義兵衛）は新規酒造を願出、二〇石の仮証文を受けたが、その免許石数は逐年増大し、文久元年には遂に一〇〇石に上っている。

この頃、商業のことに関し、ちょっとした事件がおきた。すなわち弘化元年（一八四四）野辺地の五十集商人（魚屋）共が七戸へ出張し、小売をはじめ、七戸の魚屋との間に紛争をおこしたが、元来野辺地・七戸・五戸間は、各地の商人が入り交じって商売することが認められているということで、野辺地の魚屋を排除することは出来なかった。

この頃の七戸の商人達のほとんどは、野辺地の豪商野村治三郎（立五一）の物心両面の援助を受けたようである。大塚屋然り、浜中屋然り、船木屋然りであった。

さきに、安永期は七戸商工業の発展期であるといったが、嘉永年間（一八四八）から安政（一八五四）、万延（一八六〇）、文久（一八六一）にかけては、七戸商工業の第二の発展期であった。天保年間以降、大きな凶作もなく、土地生産力が上昇したことが、その主たる原因であった。蝦夷地警備の兵士の食糧としての味噌・醤油の醸造もこの頃から始まった。

江戸時代、士・農・工・商の身分制度がしかれ、商人は最下位におかれたが、貨幣経済の進展につれ、大阪の商人が一度怒れば天下の諸侯も縮みあがったといわれるほど、その潜在的地位は上り、商人は、軽侮されながら

も羨望され、幕藩体制の維持には、その富力に頼らざるを得なくなってきた。

一方商人としても、幕藩体制にとりいり、時にはその権力の一端につながるものが、より大をなす近道であり、また名字帯刀は権威の象徴として欲しいものであった。これらの計算が相互に働いて、商人は御用商人となり名字帯刀を得るために藩の御用に精を出し、また御用金の献上にも応じた。勿論すべてが欲得ずくであるというわけではなく、純粹に貧民救済に努め、社会奉仕に徹することもあった。

それらの結果、嘉永元年（一八四八）以降、御免地・名字帯刀等を許され、あるいは御給人格の待遇を受ける商人が相ついだ。

それらを列举すると次のようになる。

①嘉永元年（一八四八）七月二九日 浜中幾治郎、奥向別段御用、出精相勤めたる功により、持高の内一〇石御免地成し下さる。

②嘉永元年（一八四八）九月二〇日 小川町安太郎、同様の理由により御免地二石成し下され、田中の名字と帯刀を許される。

③嘉永元年（一八四八）一〇月 船木屋二代目儀兵衛、同様の理由により持高の内一二石御免地成し下され、山本の名字帯刀を許される。

④嘉永四年（一八五一）四月 山本儀兵衛、西丸御用達並仰付けられ、勤中御城下支配御給人格に成し下され、三人扶持を賜る。

奉納年月日	西曆	奉納者名	世話人名	運送船・船頭名	奉納物	奉納場所	備考
明和九・三・吉	一七七二	盛田喜右衛門広治			御神燈	七戸神明宮	
嘉永八・七・一六	一八五五	浜中幾治郎 浜中善右衛門	野村治三郎	神通丸 莊兵衛	狛犬	七戸神明宮	嘉永八年は 安政二年な り
安政三・八・一五	一八五六	浜中幾治郎 浜中善右衛門 浜中友吉		福吉丸 与八	狛犬	新館八幡宮	浜中友吉は 向町浜末家 の祖

⑤ 嘉永六年（一八五三）七月一六日 新谷清左衛門（岩城屋）、両御丸御用達並仰付けられ、勤中御城下支配御給人格に成し下され、三人扶持を賜る。

これによって、嘉永年間から安政年間にかけて、勢力を伸長してきた商人が誰であったかわかるが、最も急生長したのは浜中幾治郎と山本儀兵衛とであった。

浜中家については、その営業状態を知るべき資料を見ることは出来なかったが、その繁栄の一端は、七戸周辺の神社仏閣に寄進された狛犬に記されている処によって知ることが出来るので左にこれを示そう。（この調査は福田正一郎がこれを担当した。）

安政七・正吉	安政六・正吉	安政五・四・一九	安政三・九・三	安政三・八・一五
一八六〇	一八五九	一八五六	一八五六	一八五六
浜中友吉 浜中善右衛門 浜中幾次郎	浜中友吉 浜中善右衛門 浜中幾次郎	浜中友右 浜中善右衛門 浜中幾次郎	浜中友吉 浜中善右衛門 浜中幾次郎	船木屋仁太郎 船木屋勇吉 船木屋松五郎
五十嵐与兵衛				大坂丸屋伝右衛門 京都戎屋喜兵衛 大坂河内屋□兵衛
宝永丸与八	福吉丸与八	福吉丸与八郎		松尾丸勘七
狛犬	狛犬	狛犬	狛犬	御神燈
見町観音堂	天王神社	花松神社	小田子不動堂	新館八幡宮

この金石文によって浜中幾治郎は廻船問屋を営んだものと推定することが出来るが、世話人を野辺地の豪商野村治三郎と五十嵐与兵衛が勤めているところから見てもそれらの人々の強力な支援があつての急生長であつたとみる事が出来よう。

なお、右の金石文により、嘉永六年（一八五三）船木屋から別家していた勇吉も、安政年間本家とともに廻船業に従事していることが知られる。

船木屋山本儀兵衛の最盛期は、これより少し後の万延（一八六〇）・文久（一八六一）から慶応末年（一八六八）にかけてであり、呉服・酒造業の外に営んだ廻船業の成功によって一航海三〇〇〇両以上の純益を得たこともあつた。

江戸時代、南部地方は大豆の特産地として江戸・大阪で名声を得ているが、これらの集荷もまた七戸地方の商

萬延二・四・八	一八六一	同 同 同 山本儀兵衛	同 同 同 同	同 同 同 同	同 同 同 同	同 同 同 同	同 同 同 同	同 同 同 同	同 同 同 同

人達の大きな仕事であった。

幸い船木屋文書の中に、これら大豆の集荷業を営んだ商人名が出てくるものがあるので、これを掲げよう。

すなわち、安政三年（一八五六）南部藩が福岡、五戸、七戸で大豆四八〇〇石の購入方を指示したとき、その割り当ては福岡一五〇〇石、三戸一〇〇〇石、五戸一五〇〇石、七戸八〇〇〇石であったが、そのうち七戸八〇〇石分は次のように割り当てられた。

- 一、一三二石 喜平治（盛田）
- 一、三二〇石 儀兵衛（山本）
- 一、一二〇石 幾治郎（浜中）
- 一、四八石 作兵衛（川村）
- 一、二四石 佐兵衛（川村）
- 一、六四石 与助（米沢）
- 一、二四石 与吉（山田）
- 一、二四石 喜弥太（平尾）
- 一、一六石 甚兵衛（小原）
- 一、一六石 嘉助（藤田）
- 一、八石 文 □



一、 八石 五郎左衛門（津田）

ここでも山本儀兵衛が最高割り当てをうけているのは、当時における船木屋の地位を物語っている。

ここに初めて登場してくるのが与助（米沢）すなわちヤマシチであり、与吉（山田）すなわち、明治一二年府県会規則により第一回県会議員に公選されて引き続き四期在任した山田改一の養父で酒造業を営んだ人であり、甚兵衛（小原）であり、嘉助（藤田）である。

さら下って慶応四年一二月（明治元年一八六八）の『金銭御借上帳』には、五〇名の商工人名が登場する。同帳には七戸代官所が何の目的で借上げしたのか、その理由を記入していないが同年九月の野辺地戦争等の後始末等に係わる経費捻出のためのものであったろうと思われる。

ここに登場する人名は、商工人達だけで、御給人は一人も登場しない。

幕末・明治の七戸商工業を担った人達の顔ぶれを知ることができる貴重な史料として左に掲げる。

慶応四年（明治元年）

金銭御借上帳（『大塚屋文書』）

覚

一 銭百貫文

内

拾七貫文 喜平治（盛田）

三拾貫文

儀兵衛（山本）

廿三貫文

幾次郎（浜中）

拾五貫文

与助（米沢）

一 拾五貫文 勇 吉(山本)  
百貫文之内  
同五拾貫文

八貫五百文 喜平治(盛田)

拾五貫文 儀兵衛(山本)

拾老貫五百文 幾次郎(浜中)

七貫五百文 与 助(米沢)

七貫五百文 勇 吉(山本)

一 同五拾貫文

内

六貫五百文 甚兵衛(小原)

六貫五百文 惣 太(戸館・千葉?)

六貫五百文 庄兵衛(盛田)

二貫五百文 与左衛門(米内山・盛田・底田?)

六貫五百文 作兵衛(川村)

二貫五百文 五郎兵衛(川村)

三貫文 与 吉(山田)

二貫五百文 善兵衛(石田)

二貫五百文 五郎左衛門(津田)

二貫五百文 幾 治(?)

二貫五百文 弥惣兵衛(福田)

三貫文 治 助(山本)

三貫文 平右衛門(小原)

外に  
二貫五百文 喜弥太(平尾)

一 同八拾三貫文

内

一貫五百文 才二郎(才次郎?小原)

三貫文 左兵衛(川村)

貳貫五百文 吉 松(石田)

貳貫五百文 太 七(多七?盛田)

貳貫五百文 重左衛門(?)

貳貫五百文 徳太郎(平野)

貳貫五百文 儀兵衛(田中)

一 盛田家の由緒

第二節 大塚屋 (盛田家)

三貫文	左 助 (佐助?高坂)	三貫文	友 吉 (浜中)
貳貫五百文	惣 八 (見林)	貳貫五百文	吉兵衛 (田中)
三貫文	貞 助 (盛田・中村?)	三貫文	平 藏 (太田)
三貫文	甚 太 (奥山・中村・附田?)	三貫文	徳右衛門 (和田)
二貫五百文	甚 <sup>銀南木</sup> 太 (?)	三貫文	幾之丈 (?)
貳貫文	宇 八 (盛田・佐々木?)	三貫文	佐次兵衛 (奥山)
貳貫五百文	長 三郎 (?)	三貫文	伊 八 (新谷)
貳貫五百文	久 蔵 (中島)	三貫文	万十郎 (?)
三貫文	嘉 助 (藤田)	貳貫五百文	左 野 (佐野?坂本)
貳貫五百文	徳 四郎 (中津)	三貫文	重兵衛 (盛田)
三貫文	徳 蔵 (中津)	貳貫五百文	三太郎 (米田)
二貫五百文	太右衛門 (山崎)	貳貫五百文	伝兵衛 (橋本)

江戸時代の一般庶民には名字がなかった。功によって藩主から名字を名乗ることを許された者だけが名字を用いることが出来た。

盛田家の先祖が盛田氏を名乗ることを許されたのは、宝暦六年（一七五六）のことである。それ以前は勿論、公然と名字を名乗るわけにいなかったが、神社仏閣に奉納された小絵馬を見ると石田氏を私称していたことがわかる。

石田氏を称していたのは同家が関ヶ原の敗将、石田三成の縁につながっているからといわれる。

七戸町に石田氏または盛田氏を名乗る家は少なくないがそのうち石田三成につながるといわれている家は石田昭光家、石田恒平家、盛田家の三家である。

世間に、石田三成の子孫と称する者は、あまり多くはないようだが、それでも、滋賀県、愛知県、大阪附などに、その後裔と称する人がいるし、青森県でも、津軽為信の庇護を受けた杉山隼人正源吾は、石田三成の二男であるといわれ、また三成の三女、辰子は津軽二代藩主、信牧の側室となったといわれるから三成と津軽家との縁は極めて深かったようである。

さて、七戸町で三成の縁につながるといわれる前記三家のうち本家格に当たるのは石田昭光家らしく思われるが、同家系図によれば同家初代の政三は三成の遺子民部政治が関ヶ原の敗戦後七戸に下り商人三原屋久右衛門のムコ養子となり生んだ子であるという。

もちろん、同家には、他に三成の子孫であることを証明するものは何一つない。従ってこれだけのことで石田



に付、家屋鋪相調（え）家を起す。

法名、遍照院雲譽乘紫居士是なり。当家の開基（なり）。

実子有り。俗名、喜右衛門、法名、西往院明譽普山浄光居士と号す。

女子有り、男これ無し。

江州高嶋郡野田村、村井治助弟（を）養子家婚す。

俗名、喜平治、法名、壽光院靈譽儀立居士と云う。

右養子の由来は、元祖并二代目共に江州大溝村、村井伊兵衛殿出店八戸大塚屋より商売物請売致し、自然と相親しみ、右大塚屋の旦那、法名、釈了有居士より家名迄申請候程の挨拶により、右野田村治助、御一門に付、養子相続す。

且、二代目喜右衛門妹有り。横町奥山佐治兵衛方より養子して嫁す。俗名喜兵衛則ち下町へ別家す。法名、祥雲院歛譽演暢喜伯居士と云う。四代目喜右衛（の）実父なり。

四代目喜右衛門は、三代目喜平治（の）養子なり。

是迄盛衰度々有り。

子々孫々萬々歳。（『大安家文書』中『本家由緒書』）

この『本家由緒書』は、『大安家文書』中、明和三年（一七六六）の年紀のある『勘定帳』の冒頭に掲げられているものである。

同家には全く同じ年紀の『勘定帳』が二冊あり、そのどちらにも『由緒書』が載っている。この二つの『由緒書』は、内容的には全く同じであるが、その文章には若干の相違がある。ここには、この二冊のうち、先に書かれたと推察される方の『由緒書』を引用した。

文章が複雑で、助詞が省かれたりしており、誤読するおそれがあるので、最少限度に、( )を付して助詞を補い、句読点をつけた。それでも複雑なので、これを整理すると次のようになる。

本家由緒

遠祖	石田 長右衛門	法名	徳誉道本信士
初代	石田 喜平治	〃	遍照院雲誉乗紫居士。
			石田長右衛門の実子。
二代	石田 喜右衛門	〃	西往院明誉普山浄光居士。
三代	石田 喜平治	〃	壽光院靈誉儀立居士。
			江州野田村、村井治助弟。
四代	盛田 喜右衛門	〃	松林院正誉一法東顔居士。

奥山喜兵衛（法名祥雲院欽誉演暢喜伯居士）の実子。

註 盛田家の位牌は祥雲院を四代とし、松林院を五代としている。……後述参照

盛田家の初代喜平治は、はじめ叔父総蔵の処へ養子に入ったが不縁となり、七戸の横町惣五郎の家屋敷を購入

し、商業を営んだ。

初代喜平治が、独立し、商売を始めた正確な年代は分からないがその没年が享保八年（一七二三）であるところから推定して元禄の末頃と思われる。

当時、八戸藩の城下町である八戸町の商業はようやくそれまでの未熟期を脱し、元禄末期頃から興隆期に入ろうとしており三日町、十三日町、廿三日町、六日町、八日町、十八日町、廿八日町には、各地から入りこんだ商人により町人街が形成されつつあった。これにくらべると七戸の商業の発展はかなり遅れていた。

当時の七戸は南部藩の直轄地であり、城下町ではなく代官政治が行われていたので純粹の士族は必要でなく七戸地方の護りはすべて御給人と呼ばれる半農半士、または半商半士の身分の者に委ねられていた。従って、都市としての形成も進まず商業の発展も遅々たるものがあつた。

それでも元禄頃ともなると全国的貨幣経済の浸透と、小なりとはいえ地方政治の中心地であつた関係から、ぼつぼつと商業に志す者も出始めていた。

盛田家初代喜平治が商人として独立したのは、丁度この頃であつた。初代喜平治がどのような商売を営んだかについては前述『本家由緒書』の中に「元祖並に二代目共に江州大構村井伊兵衛出店、八戸大塚屋より商売物請売いたし……」とあるのが唯一の資料である。

大溝というのは琵琶湖の西にある商業都市で現在は滋賀県高島町と呼ばれているが、此処の村井組は明治草創期にあたり、東京為替会社、大阪為替会社、第一銀行等の創立に当たった同町の小野組と共に、古くから日本の





近江商人出身地の図

長者番付に乗るような豪商であり大塚屋を屋号としていた。

普通、近江商人といえ、五箇荘・日野・八幡等、琵琶湖の東（湖東）の出身者のようにいわれているが、西側（湖西）からも、この小野組・村井組のような豪商が輩出している。

近江商人といえ、湖東の出身者のように思われがちなのは、湖東商人の活躍が古く湖西出身の商人の活躍が遅れたためである。ところで、わが南部地方には近江商人が多数入りこんでいるが不思議なことに、その主流をなすものは村井組・小野組を中心とする湖西商人である。

湖西商人が湖東商人の活躍に刺戟され、自らも発展の地を何処かに求めようとしたとき、日本全国で残されている処女地は、もう南部地方しかなかったことが、南部地方に湖西商人の多い原因でもあろうか。

盛田家初代と二代とが世話になった八戸の大塚屋というのは、この湖西大溝の村井家即ち大塚屋の出店（支店）である。

村井組の一族の中では、村井新七という者がすでに慶長年間に盛岡に下っ

てきているが大溝大塚屋が南部地方に下ってきたのは、それから八〇年も遅い天和二年（一六八二）のことであり、同家が八戸三日町（後十三日町に移転）に出店を開いたのは更にその一〇数年後の元禄十一年（一六九八）大溝大塚屋六代目、伊兵衛（法名釈了有）の時である。

## 二 近江商人の血の導入

「近江の千両天秤」という諺がある。これは、近江商人は、天秤一つで一〇〇〇両の富を築いたこと、さらには、近江商人は一〇〇〇両の分限者となっても、なお一本の天秤を肩に全国を行商した精神を忘れずに努力したことを示す諺であろうが、盛田家の場合も初代、二代の頃は八戸の大塚屋から品物を仕入れては七戸周辺の村々に行商していたものようである。このようにして、盛田家は行商によって次第に商人としての地位を固めていったが、二代目の喜右衛門には女の子ばかりで男の子がなかった。

ここで一寸、近江商人の商業経営方針の一端に触れなければならない。

近江商人は、本店を近江において全国各地に支店を出すわけであるが少なくとも一年に一回は本店の主人が支店をまわって經理の監査をし経営の指導をするしきたりであった。

大溝大塚屋の主人村井伊兵衛も毎年指導のために八戸に来ていた。しょっちゅう八戸へ来ていた盛田家の初代、二代は実直な働き者として伊兵衛の目にうつたらしく、二代喜右衛門に男の子がないという話をきくと早速自分の血縁にあたる近江の野田村の村井治助の弟を喜右衛門の養子に世話してくれた。

この養子が三代目喜平治である。

ここで問題になるのは、七戸大塚屋誕生の時期である。

これを推察するために必要な事項を左に述べてみよう。

①江州大溝大塚屋総本店の六代目、村井伊兵衛は、元禄十一年（一六九八）に八戸に出店を開いた。

②その村井伊兵衛は、享保一〇年（一七二五）に没している。

③この伊兵衛から、大塚屋の家名を貰うけたというから、貰うけた年代は少なくとも、享保一〇年以前でなければならぬ。

④盛田家の初代石田喜平治、二代石田喜右衛門ともに、村井伊兵衛の世話になっている。

⑤この由緒書に記載はないが、初代喜平治は享保八年（一七二二）に没している。

従って、初代喜平治が家名を貰ったとすれば、それは享保八年以前ということになる。

⑥二代目喜右衛門は、享保八年に家督、同一三年（一七二八）に没している。

従って、二代目が家名を貰う可能性もある。

もし、二代目が家名を貰ったとすると、それは享保八年から同一〇年までの間ということになる。

⑦養子をよこしてくれてから、大塚屋の家名を与えたのではないかとも考えられるが、由緒書では、家名を与えているほどの家柄なので養子を世話したとある。

以上を総合してみると、結局、大塚屋の家名を貰ったのは享保一〇年以前であるということしかわからず、そ

れが初代喜平治の代であったか、二代喜右衛門の時であったか不明である。

大溝大塚屋の別家格となつてからの七戸大塚屋は有力な後立てを得て、着々と商業経営の基礎をかため、行商中心から立派な店舗を構えた坐商形態に移り商圈を拡張していった。

大塚屋喜平治が後世盛喜と称される県南地方に君臨する豪商となる基盤は、この近江人の血の導入によつて築かれたといつてよいがそれが名実ともに結実するのは、五代目喜右衛門の時である。ここで五代目喜右衛門の活躍について述べる前に近江商人というものに対するイメージを一言述べておきたい。

古くから言われている言葉に、「近江泥坊に伊勢乞食」というのがある。

近江人の中には、これは「近江道楽に伊勢子正直」の間違いであるとか或いは、泥坊は放蕩のことで盗賊のことではないという人もいる。

しかし、これは勿論、近江や伊勢の商人が商機を察することが早く、盛んに他国に活躍し、他に先んじて巨利を博する有様をうらやみ、憎悪しての悪罵であると解釈すべきものである。

近江商人が蚊帳を売りに来た。安いと思つて買って、さて夜になつて、つつてみたところ天井がなかったなどという伝説的笑話などもある。このような欺瞞行為も勿論ふだんに行われたものではなく、これまた羨望が生んだ笑話と解すべきものと思われる。

又江戸時代、誰いともなく言い出された「主人は大阪、女房は京都、番頭は江州（近江）、蔵番には長崎、小僧としては江戸」ということばは近世における理想的商業経営組織をえがいたものとして面白い。

ここに、「番頭には江州」ということばは、近江商人の経営方法は、本店は近江におきながら、その支店を全国各地におき、支配人にそれ等の支店の経営をまかせる方法であったが、これら支配人は何れも本店以上の優秀な成績をあげることが多かった事実によ来するものであることはいうまでもない。

以上みた近江商人について古くから述べられている言葉は何れも近江商人の経済的才能が非凡であり到底、他国商人がこれに追随し得なかったことを物語るものである。

それでは、近江商人は、何故そんなに優秀であったのか、このような近江商人は一体どのようにして出現したのであるか。

この点については色々な研究がなされており必ずしも帰一しておらないが出色なのは菅野和太郎の帰化人説である。

中華民国や朝鮮からの帰化人が古代から中世にかけて日本の政治、経済、文化の上で果たした功績は枚挙にいとまがないほどであるが近江商人も、また帰化人であるというのである。いま私にはこの説の真否を吟味する余裕をもたないので、簡単に紹介するに止めておきたいが面白い説だと思う。

以上みてきたところからも近江商人といえ、何か投機性に富んでいたようなイメージを受けそうであるが、私が盛田家に伝わる『家定』（家憲）をみた限りでは投機は嚴重に戒められており、誠に堅実な経営方針をとっている。

機を見るに敏ではあるが、よいと、きまるまでには石橋をたたいて渡るような方式をとっている。

确实、機敏、誠実がモットウであったと言えそうであるが、詳しい商業経営方法などについては次に譲る。

### 三 五代目喜右衛門の活躍

盛田家の位牌では大安家の『本家由緒書』と異なり祥雲院歎普演暢喜伯居士の俗名を石田喜平治広和とし、これを四代とし、盛田喜右衛門を五代目としている。この点についての筆者の思考の発展を順を追って述べよう。

盛田家で、祥雲院を四代目としているのは、恐らく次の理由に基づくものであろう。すなわち、三代目喜平治には実子がなかった。そこで、二代目喜右衛門の妹と結婚して、別家していた奥山喜兵衛の実子喜右衛門を養子とした（ここまでは由緒書にある）。しかし喜右衛門は当時一六歳で、独力で家業を営むことは難しかったので、奥山喜兵衛が入って後見役をつとめた。

それによって大塚屋は繁栄の基礎が築かれ、喜兵衛の死んだ翌々宝暦六年、大塚屋、石田喜右衛門は、名字帯刀を許され、盛田喜右衛門広治と名乗った。

盛田家では喜兵衛の功績に報いるため、これを四代目に算入し、喜兵衛は石田喜兵治広和と改名した。

今ここに掲げた、理由を書き記したものは勿論存在しない。これは、あくまでも私の推論であるが、この推論を出すに至った理由は、左の二つである。

一、大安家由緒書を書いた大安家の初代、盛田忠右衛門は、享保一九年（一七三四）、大塚屋二代目石田喜右衛門の代から大塚屋に奉公し、大塚屋のことはすみずみまで熟知していた。

しかも、後述するその家定（家憲）でわかるように、本家を何にも増して尊敬し、大事にしていた。その忠右衛門が間違った記述をするとは考えられないこと。

二、大塚屋は、その初代の名が喜平治、二代目が喜右衛門、三代目が喜平治であるから四代目は当然喜右衛門という名でなければならぬ。

大安家の由緒書は、その原則通りになっている。

それに対し、盛田家の位牌では、初代喜平治、二代目喜右衛門、三代目喜平治、四代目も喜平治、五代目を喜右衛門としているが、これは原則に合わないこと。

なお、大塚屋が、代々喜平治を名乗るようになったのは商家と御給人家（城内盛田家）と二家に分かれてから後のことである。

これが、私が長年考えていた結論であった。

ところが、本項を執筆中、今何代目とするのが妥当であるか問題になっている喜右衛門広治が、明和九年（一七七二）青岩寺に寄進した大梵鐘が、第二次大戦中応召する直前に、筆者家でその拓本をとっておいたことを思い出し、調べてみたところ、盛田家の家系の丁度四代目に当たるところに、祥雲院歎音演暢喜伯居士の戒名が、宝暦四甲戌年七月四日の死亡月日をそえて刻まれていた。

これは、この梵鐘を寄進した喜右衛門広治が、奥山家から入って、自分を指導してくれた実父の喜兵衛を四代目として認めていたことを意味する。

私は、先程、後世、喜兵衛に石田喜平治と贈名を与えたであろう、と推論したが、その後世の年代も、これによって、遅くとも明和九年以前であった、ということになる。

ここまで考究してきたところで、あるいは祥雲院が生前すでに奥山喜兵衛を改めて石田喜平治と名乗っていたかもしれないという疑念が湧いてきた。

そこで、改めて資料を徹底的に洗い直したところ、後述するように、五代目喜右衛門が宝暦六年、盛田の名字を拝領したときの免許状に、「其方祖父喜平治節より……」とあるのに気づいた。五代目喜右衛門の祖父が喜平治であるためには、盛田家の位牌通り、初代喜平治、二代喜右衛門、三代喜平治、四代喜平治、五代喜右衛門でなければならぬ。

即ち、奥山喜兵衛は石田喜兵治として生前四代目をついでいたことになるのである。

このことは、盛田家のことをよく知っていたはずの大塚屋忠右衛門が書いた大安家の『本家由緒書』と異なることは前述の通りであるが、商家の家名相続は、特に近江商人の場合、必ずしも血統主義にこだわっていないから、五代目喜右衛門の後見役として入れた喜右衛門の実父奥山喜兵衛を石田喜平治と改名させ四代目としたしか考えようがない。大安家としては、それを認めることに多少の抵抗を感じていたことが『本家由緒書』のような記載となったものであろう。

当の盛田家がすでに当時から、祥雲院を四代目としている以上、『本家由緒書』の存在はあるにせよこれを四代目とし、喜右衛門広治は五代目とすべきであらう。



従って、喜右衛門広治は五代目ということになる。

近江商人の血は三代目喜平治一人でとだえたわけであるが、一たん結ばれた近江商人とのつながりは、きれるどころか益々強いもの<sup>の</sup>な<sup>り</sup>な<sup>っ</sup>ていった。

八戸の大塚屋はもとより、大溝の総本店も手を取り、足を取り指導してくれた。

前日も引用し『本家由緒書』の中に、「是迄に盛衰度々有。」と三代目までの間に度々盛衰のあった旨を記しているが、五代目喜右衛門の時は、営業成績が向上の一途をたどった。

五代目喜右衛門は享保九年（一七二四）生まれであるが、養父である三代目喜平治が死んだ元文四年（一七三九）には一六歳であった。

一六歳の子供が直接商家の経営に当たるのは無理である。そこで実父に当たる奥山左治兵衛の息子、即ち五代目喜右衛門の実父が後見役として入り、やがて石田喜平治と名乗って四代目を継いだことは前述の通りである。

さて、盛田家は、この四代目、五代目の頃飛躍的な発展を遂げ、五代目までの間に、大塚屋の外に、松坂屋、江州屋をも経営している。

現在この松坂屋・江州屋に関する初期の資料はほとんど残っていないが「松坂屋喜兵衛」と記した大福帳が一冊残っているとところからみると、四代目は、旧名喜兵衛のまま松坂屋の支配人としての役割をも果たしていたようである。

五代目喜右衛門は、盛田家の繁栄の基礎を確立した中興の祖であるが、その事績は

(一) 七戸地方最初にして最後の商人出身の御給人になったこと

(二) 江州大溝大塚屋の『家定』(家憲)を導入したこと

(三) 大塚屋・松坂屋・江州屋の三店を經營し七戸地方の中心的商人となったことの三つにしぼることが出来る。この三点につき以下順を追って述べることにする。

(一) 御給人盛田喜右衛門

大塚屋・松坂屋・江州屋の三店を經營し、七戸地方の酒・呉服・太物・細物・薬種等の商売を独占した喜右衛門は、次第にその富を蓄積していった。

時は徳川時代の中期、七戸地方の農民は、頻発する凶作のためその生活は苦しかった。

貨幣經濟の農村への浸潤は、農民の困窮をいよいよ強めていった。

貨幣經濟の担い手は商人である。そうしてみると、農民の困窮の重大な一因が商業の發達、商人勢力の台頭にあるということになる。

こう見てくると、商人は農民の犠牲においてその富を増大していったことになるが、だからといって商人を非難するのは当たらない。しかも大塚屋は、儲けるだけでなく、よく散じもした。

大塚屋の歴代は、生活困窮者の救済によく力をつくし、特に宝曆五年(一七五五)、南部藩の人口の三分の一が餓死した大飢饉の時には、困粟を放出して飢民救済に当たった。

その功により、喜右衛門広治は、宝曆六年十一月、所有地のうち一五石余を免税地とされる恩典に浴し、つい

で同一二月、盛岡藩の盛の字をとって、石田の田とあわせ盛田の名字を拝領、刀を帯びることを許された。参考までにその資料を示そう。

其方祖父喜平治節より御用向累年無滞弁上、殊更御所之為に茂相成候趣、達御聴、御免地并帯刀御免被成下候ニ付、名字左之通相用可然候

盛田

千秋万亀

宝曆六年

十二月朔日

寄木 左弥太 花押

四戸 専左衛門 花押

喜右衛門殿へ

名字帯刀御免となつてからの喜右衛門は益々商売にはげむと共に、貧民救済、藩への御用金献上をも怠らなかつた。

また厚く神仏を敬い、宝曆六年（一七五六）南町に社地を寄進し、神明宮を奉遷し、明和九年（一七七二）には青岩寺に大梵鐘を寄進している。

この間、明和二年（一七六五）には大塚屋忠右衛門を別家させている。そして遂に安永四年（一七七五）六月、南部藩に対する御用金一〇五両献納の功により、知行高一五石にて与

力に任ぜられ、次いで翌五年八月、知行高五〇石で給人に任ぜられた。

ここで、与力・給人の性格について一言説明しておかなければならない。

与力・給人とは他藩という郷土にほかならない。即ち、半農半士、或いは半商半士の立場にある人で、ふだんはそれぞれ本来の正業に従事することを許される一方、代官所にも勤務し、ことある時は国防の任にあたる人であった。

与力と給人との違いは、身分の高下だけの相違で、給人の方が上であり、広義に解すると、与力も給人の範疇に入れることが出来た。一口にいうと、給人は純藩士ではなく準藩士であった。

士・農・工・商という封建的身分制度上からいうと、給人は士と農との中間に位するものであったから地方農村では最高の身分の人であった。

ここで又給人知行地についても説明しておく必要がある。

知行地とは、普通には、藩主より恩給される土地であり、知行主たる藩士は、そこからあがる年貢で体面を保ち、生活の資としたものであるが、南部藩の給人知行地は、元來給人自身の所有地である。自分の所有地が知行地として認められたに過ぎないのである。

それでは、自分の所有地であるに止まっていた時と、それが知行地に認定された時とではその間に一体どのような相違があるであろうか。

第一に、自分の所有地（自作地）である時には、当然その土地には年貢が課せられたが、それが知行地となれ

ば、自らが領主権の行使者となるので、年貢を納める必要はなくなる。

第二に、自分の所有地を小作人に貸与していたとすれば、その小作人から今迄は小作料しか徴収することが出来なかったが、今度は地主としての小作料と知行主として年貢のうち重い方を徴収することが出来るようになるのである。

要約すれば給人は、知行地のうち、自作地は免税、貸付地からは小作料と年貢のうち重い方を徴収することができた。

このことは、年貢徴収権だけしか認められていなかった純藩士より遙かに有利であった。給人は、藩士より身分は下だが、同じ知行高であれば、経済的には藩士の上位に位したことになる。

なお、五代目喜右衛門が、最初持高一五石を免税地とされてのち、五〇石の知行地を認められるに至ったのは、新田開拓のおかげである。南部藩では新田開拓奨励策として、開拓した新田の一部又は全部を知行地として認定したので、藩士・給人による新田開拓が多かったが、五代目喜右衛門も、上野・蛇坂・大林・狄花・新館方面に積極的に新田を開いている。

この意味では、間接的ではあるが七戸地方の農業の発展に尽くした功もあることになる。

## (二) 大塚屋の家定（家憲）

七戸大塚屋には、その経営方針を記した『家定』が残されている。

以下、それによってその経営組織並びに商業経営方針を見てみよう。

近江商人の性格をあらわしたものに、色々の諺がある。

その一、二は既に紹介したが、今一つ大事なのに、「三里四方鍋飯を食う所へ店を出せ」というのがある。行商しながら方々を歩いて、購買力の大きいところを見つけたら、そこに必ず出店（支店）を設けよ、というのである。

七戸の大塚屋が近江の大塚屋の別家格（純然たる別家ではない）になるに至ったのは、近江の大塚家本店の一族の者が七戸へ養子にきたからであったが、これからもわかるように近江商人は多くの場合、養子別家制度を採っていた。

養子となるものは、本店の一族のものであれば一番よいが、一族に適当な資格者がないうときには他に人材を求めることが、しばしば行われた。

即ち別家および出店の設立は、必ずしも血統主義によらず、人材主義で行うという最も堅実な方法が採られた。別家や出店が大きくなると更に自分でも出店を出すことが出来た。

こうして網の目式に出店が増え、その勢力範囲が拡大していったのである。

店の運営は、支配人が全責任を負い、店員を指揮監督した。支配人の下には、年寄・手代・手代並等がいた。支配人が店運営の全責任を負うといっても重要事項については、支配人独裁ではなく、必ず加判連中と協議の上実行することを要求されていた。

加判連中には年寄、前年寄等がなったものと思われる。

本店と出店との資金関係、経理関係は判然とはしていないが、少なくとも出店設立資金は本店から出ており、利潤の幾分かは、本店へ送る仕組みであったようである。

従って、出店の経営の良否は直ちに本店の経理にも影響を与えるので、本店は常に出店の経営指導に意を用い、どこかの出店に経営上の失敗があれば、全出店にそのことを知らせ、これが改善方法を周知徹底させた。

出店に対する本店の指導監督は、年末において決算報告（勘定目録）を提出せしめるのは勿論、時には本店の主人が出店を巡検し、直接指導にあたった。

盛田家に大溝大塚屋総本家一族の者が養子にくるようになった契機も、盛田家の初代、二代が、たまたま八戸大塚屋へ巡検にきていた近江の大塚屋総本家の主人の目にとまったからであったことは既にのべた通りである。

商人の家定書は、家族並に店員の守るべき準則を示したものである。

その内容は、店により精粗様々であるが、共通な内容としては、おおむね、公儀第一、家業出精、家内和合、遊芸勝負事の禁、質素儉約、分限相応、正直勤勉等を旨とすべきこと等が盛られている。

これだけでは、商人の家定としては何となく物足りないが、さすがに近江商人の家定書は、このような消極的な原則を示すに止まらず、積極的に営業方針を明らかにしていることが多い。

即ち近江商人の家定書には、大観すれば、商業経営方針と修身処世の道との二つが盛られていることが多いが、これから紹介する大塚屋の家定はそれらの中でも極めて積極的、具体的にこれらの方針を示した家定の代表例であるといえよう。

現在筆者所持の大塚屋の家定は、明和二年（一七六五）、明和五年および安永二年（一七七三）制定の三種である。

この家定は、当主盛田喜右衛門自ら制定したのではなく、大溝の大塚屋総本家の制定に係わるものである。七戸の大塚屋は、大溝大塚屋の出店（支店）でも別家でもなく、待遇上は「別家格」であった。

従って、当然大塚屋総本家の家定がそのまま当然七戸大塚屋をも拘束するというものではないが、喜右衛門は積極的にこれを取り入れ、自らの経営上の指針としたのである。

ところでこの大塚屋の家定は明和二年制定のものが必ずしも最初のものでなく、それ以前すでに制定されたものがあったことは、近江の大塚屋総本家五代目の順了公法名軸の裏書等によってうかがわれるが内容はわからない。

現存する三つの家定の内容をみるに、第二・第三の家定は独立したのではなく、第一の家定の増補とをみるべきものようである。

まず第一の家定から紹介しよう。

#### 定

- 1、御公儀御法度きつと相守り申すべきこと。
- 2、火の用心朝夕油断なく、家内の者気をつけ申すべきこと。
- 3、ばくち並に一銭の儀にても諸勝負事堅く無用のこと。



4、米穀粗末に相成申さざるように気をつけ、下働きの者共へも兼ねて申付くべきこと。

5、用事これあり罷出候とも、行先相断り罷出申すべきこと。

物見参詣に罷出候とも、夜ふけ申さざる内に帰宿申すべきこと。

6、店中和合第一の儀と存候。不和合にては家内治まらず、これ不相続の基に御座候。御存知の通り、店取立の儀、殊更時節も悪しく、世上困窮不商の上、近年不時損失等これあり、かたがた以て相続の程至極安心これなく候。各々順和一昧、出精働を頼み申すより外これなく候。

これによって、家内一和致さず候ては、何事も成就相成申さず候。

別して支配人は、家内手本に相成申すべきこと第一、身持心得専要に候。

衣類等、たとえ身半たりとも絹氣無用、世間の勤折見廻、つきあい等に至るまで、人目に立ち申さざるよ  
うに御心がけこれあるべく候。

且又、近所へ出候とも、断わり出申すべく候。行先相断れ申さず、たずね歩き申すようにては人柄悪しく、家内にも見さげ申すものに御座候。

諸事、みだりがましましきことこれなく、身だしなみきつと致し候には、自然に家内しまり、相続の基に存じ候。

此儀肝要に候間、店中不心得の者出来申さざるように万端御勘弁、相つつしみ申さるべきこと。

7、年々諸仕入れ注文、時々買置物、世上取組、登ぼせ穀其外何儀に寄らず、先輩へ相談の上御取計らい第

一の儀と存じ候。一人了簡にて取計らい、たとえ利潤これあり候とも、不本意に存じ候。まして、損失等これあり候はば、きつと落度たるべきこと。

先輩の者共へも、吟味相続申すよう、かねて申付候間、支配人中、先輩、いずれもよくよく内談の上、諸事取計らい専一に候こと。

8、時節も悪しく、別して近年海上荒れ候間、上り下り船積等の儀安心これなく候。

しかしながら相止め申すも相成申さざる儀に候間、万端御勘弁これあるべき儀と存じ候。これ又先輩へ内談の上、取計らい申さるべきこと。

9、近年海上宜しからず候間、この節諸仕入れ随分減少し、店売りばかり御心当これあるべく候。

少分の渡し売りも堅く御無用と存じ候。

兎角、掛に相成申すべくと存じ候。

かねて渡し売りは無用に申置候。

大切のみぎり、万端内端々と諸事御考給うべく専一に存じ候。別して勘定の節はよくよく吟味致し、あとあと差支え、弱みに相成申さざるように致さるべく候。

此の儀肝要に存じ候。一時の不心得、万世の難儀に及び候。随分勘定表よわみこれなく、過不足によらず丈夫に仕立申さるべきこと。

10、諸商い等手広く、売高よけいと心がけ申し候えば、渡売多相成候。左候えば、取引も過分に相成り、自

然と差引残り、貸し損に相成候。

先方も初取組申し候節、毛頭じよさいこれなき心底ながら、これまた不時損等の儀は申すに及ばず、売かけ集まらず、不廻りに相成候えば、是非なく不らちに相成候。

手廻りの者共、初懇意なる方、よんどころなく取組むもの、これまで末永く、損なく取組み来り候は一人もこれなく候。かような儀御勘弁大切の時節に候得ば、万事内端御考え、たしかなる御取引専一に存じ候こと。

11、しなれ申さざる商売筋、人すすめ候とも内談なく取組み申され候こと、堅く無用に存じ候。もつともにも存ぜられる筋にも候はば、様子つぶさに聞きとどけ候上にて、先輩の者共へ申し談じ、万事とくと勘弁の上、いよいよ宜しき筋にも候はば各々<sup>教</sup>談、得心の上取組申さるべきこと。

12、店々支配人は申すに及ばず、手廻り並に店中の者まで別心なく、万事よろしからざる品(有様のこと)も見聞き及び候はば、相互に遠慮なく意見等申し談じ、諸事心おきなく、双方より気をつけ、出精申候よろに銘々御心掛け頼入り候こと。

13、支配人は、身上打ちまかせ、名代のわけ、別して大切の身分に御座候。其の故、家内は申すに及ばず、世間よりも用い上げ御公辺よりも御頼遊ばせられ候えば、かたがた以て御ていねいに御取扱ひ故、自然と身分心に奢相出申す故、衣類並に其の外、万事人の目に相立候ように相成候。よくよく心に得心これなき者はこの病出で来り申すものに御座候。日に三度我が身をかえりみると申す古語も候えば、よくよく心を

責め、得心の上、過分の訳これなきよう第一の訳に存じ候事。

14、支配人は右に申候名代のこと、主人同じ事に候えば、店中の者共、万事申つけに相背き申さず、我一と出精相働き申すべきこと。

傍輩と存じ候えば、得心これなきうちは不心得もこれあり候。この処、和合不和合の基に候。相互に義理も考え、相勤申すべきこと。

15、手廻りの者共、店より諸代物等取り売り、諸差引も時々算用、相違これなきように致さるべきこと。随分御働らき、協方より取り組商売申さるべく候。

これまで皆々店へ損失相かけ候上、不相続に及び候者共、御存知の通りに候えば又々取立つかわし申すべきようこれなく、相互に難儀に及び候。協方より取り組み、万一不相続に及び候上は、品により又々取立つかわし申すべき訳も御座候。

右の趣銘々存じ候事に候えども、当分の間渡申すをよくよく行末勘弁致し、これ無き故と存じ候。このところ支配人も兼ねてこの段相心得、渡世申さるべきこと。

右の条々申遣わし候にも及び申さず候えども、御存知の通り、相統筋も致って難儀、安心これなく、朝夕心苦しみに付、よきが上にもよくと各々心得に及び申入候。別してこの節の支配格別の心労、残らず存じ候。何分、いずれも忠勤相頼み申すより外これなく候間、店中和合御申し合わせ、御出精くれぐれ頼入

候。

右の趣、いずれも立合い、店中皆々へもよくよく御申し渡しこれあるべく候。以上

明和二乙酉四月吉日

村井伊兵衛

平昌 花押

店々支配人中

年 寄中

手 代中へ

右のように、大塚屋の第一の家定は、全一五条より成っているが、第一条より第五条までは、修身処世の道を、第七条より第一二条までと第一五条とは、商業経営上の指針を、第六条、第一三条、第一四条は店員の心得、特に支配人の心得をそれぞれ示している。

すなわち第一条は公儀尊重主義、第二条は火の用心、第三条は、ばくち・勝負事の禁であり、これらは多くの家定の常用文句に過ぎないが第四条では米穀尊重主義、第五条では行き先明示主義を奨励している。以上はいずれも修身処世の道を示したものである。

第六条では、店繁栄の根本を店中の和合に求め、支配人は店中の手本となるよう身持ちをよくすることが肝要であると教え、さらに第一三条では、支配人の責務とその心得、第一四条では支配人に対する店員の心得をさと

しているが、いずれも店員の和を根本としていることは注目に値する。

第七条以下は商業経営上の指針を相当具体的に示している。すなわち、第七条、第八条において、支配人が利に走り、独断専行することを戒め、先輩との合議制を採用しているのが特徴的である。

第九条では渡し売りを禁じ、勘案表のつけ方について指示を与え、第一〇条では利潤追求に急なる余り、手を広げすぎることのないよう忠告し、さらに義理と商売とは厳密に区別すべきであるとの機微に触れた指示を与え、第一条では投機性を廃し、しなれぬ商売には簡単に手を出さぬよう示している。

一口にいつて、商業経営上の方針として、堅実第一主義をモットーとし、投機を厳重に戒めているのは注目すべき点であろう。

また第一二条において、店中お互いの間違ひは互いに注意しあい、切磋琢磨し、店の発展を図るようになさとしているなど、他にあまり見られない珍しい条項もある。

この家定の出された明和の初年頃の全大塚屋の経営状況は、この家定の文言から察するとあまり好況であるとは云えなかつたようであるが、大塚屋の家名を許され、意気盛んな七戸大塚屋五代喜右衛門広治にとっては誠に働きがいのある時代であつたようである。

この家定は大塚屋としては最初のもではなかつたが、まだ完全なものでなかつたので時代が進むにつれ、第二、第三の家定が追加されている。

次にそれを示そう。

第二の家定

第二の家定においては、別家したものも多くが体面を汚すような身苦しい渡世をしていることに鑑み、別家の心得、特に女房役の選定に注意すべきことを述べている。

即ち左の通りである。

定

1、先々別宅致し候者数人これ有り候処、見苦しからざる渡世相応躰に相続候者これ無く候。万事奢気分相止ミ申さず、諸事掛りまけに相成り、店に限らず、世間へも損失相懸け申様に相成り申し候。

別して時節も悪しく候間、内々物入りこれなき様に勘弁致し、商事小躰に致し、出精候はば、地形堅く相成り、自然と大躰にも相成り、宜しき道理に存せられ候。

先第一、留主居（妻のこと）取迎え申候にても、とくと吟味これ有る事に候。

身に成る頼みに致し候儀に候えば、遊女又は筋悪しき者は申すに及ばず、身分相応の取組これ有るべく候。

是を以て、本店始め手廻中へ、とくと相談致し、店始め並に手廻中差支えこれ無く、然るべく得心に候はば相調い申さるべく候。本店へ相談致され候はば、拙者相談も同様に候。

遊女等取迎え候儀、外聞宜しからず、跡々店の為に相成り申さず、手廻り中も不得心に候。

相談等これ無く、不得心にて、一分我儘了簡にて右躰の儀これ有り候はば、此方へ相尋申すに及ばず、其時の支配より家名取り上げ、店は申すに及ばず、手廻中へも出入り堅く無用に申し渡さるべく候。

後々申し伝え、右の趣支配人より兼而相心得え、其の時々宜しき様に取計らい申さるべく候。以上。

明和五年九月吉日

村井伊兵衛

平 昌 花押

別家相続、一族繁栄のために、配偶者選択の自由を制限したものであり、体面意識の尊重の現れでもあるが、このようなところにも近江商人の商売第一主義が察知される。

第二の家定はこの一カ条に止まっているのに対し、第三の家定は、次に示すように、商業経営に関する指針九カ条よりなっている。

### 第三の家定

#### 定

1、手廻りの者共並に手代共別宅、家名の事

先親より家名つけ来り候者は其の通りの訳、これいご別宅致し候者、万端首尾能く別宅申しつけ候者は家名相免し申すべく候。

左様これ無き者は家名遠慮これあるべきと存じ候。

将又手代並にもこれ無く、末々相勤め申候者、又は其の筋これ無き者共迄、猥りに家名相つけ申す儀、宜しからず候。

其の者勤中善悪、又は其の道筋、とくと勘弁の上相免し申すべく候。



家名相譲り候事大切の儀に存じ候。

2、船造立分加入事。

御先代より堅く法度の家法に御座候。已来、舟主並に懇意の方、よんどころ無く相い頼み申され候共、右の所申立て、堅く加入無用の事。

尤も、商売筋、工面宜しき品又は徳用筋等これ有り候共、家法大切に相守り、此の儀堅く無用の事。

3、漁物仕入れ無用の事。

但し、漁物商いの儀は格別、仕入れ致し候儀、堅く無用に存じ候。たとひ運よく立身致し候者も、終に難儀に及候者、世上見聞少なからず候。

生類を殺し、行末宜しからざる道理、目前明白に御座候間、決して仕入等無用の事。

4、頼母子・無尽並に講事等無用の事。

手廻りの者共始め、懇意方、よんどころ無き方より相い頼み申され候共、家法禁制の趣申達し、堅く相い加わり申問じき事。よんどころなき方、断り相立置かず候えば、脇方へ申立に相成り申さず候。別して其の心得これ有るべき事。

5、金銭借し堅く無用の事。

近年時節柄宜しからず、人氣不直に候間、世上見聞申処、かし捨り多く、難儀に及び候者多く御座候。尤も、商売人の儀、取引等も致さず候ては相済み申さざる儀に候得共、支配人耆人の了簡にてたとひ少分

の儀にても我儘に致し候儀、別して無用に存じ候。

尤も、先輩の者共、年寄中へも内談の上、万端取計い申すべき事。

6、家蔵普請の儀、相談無く取りつき申間敷事。

諸普請の儀、随分勘忍相成るべき儀、相控え申すべく候。

土蔵は大切の儀に候間、火の用心第一に心懸け、其の外の儀は有合次第、格別念入れ申すまじき事。

家住居の儀、勝手能き様にと存じ候得ば、年中大工止め申事これ無きもの、其上色々物好き出来、用に立ち申さざる儀に過分売等もこれあり候。

支配人は替りもの、人気違ひ申すものに候間、此の処、能々勘弁、普請無用に存じ候。打捨て難き所これあり候はば、是又年寄中、先輩の者共へ能々内談の上、宜しく取計い申さるべく候。

吾人了簡にて取計い申され候儀、堅く無用と存じ候。

7、諸法度並に停止物船積み・置買等堅く無用の事。

御公儀諸法度並に其の所々禁制・停止物船積み、或は買置等の儀無用に存じ候。

右に相背き、隠密商売致し、過分の利潤を得、分限に相成り申す人も世上にこれ有り候事に候えども、此事、決してうらやましく存じ申すまじく候。

終には難儀に及び候物に御座候。運不運は是非なき事、万端正直を以て、広く商売致し申すべく候。

8、金銀銅鉄並に材木山等、其の外、仕馴れ申さざる商売筋、堅く無用の事。

9、店々加判申付け候者共、勘定披見の節、帳面表、呑みこまざるの品は、支配人へ様子相尋ね申すべく候。

印形致すばかりにて、勘定表、様子不案内にては、語無き義に存じ候。

加判の者共、相互吟味申候て、間違等これ無き様に、兼て相心得申すべき事。

尤も、支配人よりも、様子呑みこみ申候様に教え置き申すべく候。

右の条々堅く相守り申さるべく候。店中和合第一、傍輩中、身持・行跡宜しからざる品候はば、遠慮無く、相互に意見申し合い、以来相慎み申す様に兼ねて御心懸專一に存じ候。

拙者も段々年寄り、忤も幼少の儀、御存知の通り、此方外内談、頼置き申す様なる人もこれ無く候。

人間不定の生涯、何時も相知れ申さず候。家店相続の儀は、各々へ打任せ、頼みおき申すより外、これ無く候。此の儀、別して大切の儀に存じ候。

永く繁昌、相続申し候様に、兼ねて御勘定御慎み給ふべく候。

尤も、支配人中、年寄中、並に手廻りの者共打寄り、惣手代中、子供に至る迄、右家法の趣読み聞かせ、平生是を失念申さざる様に御心懸給ふべく候。

別して支配人身持大功の儀に御座候。

一人の行跡又は氣持にて、店中不和合に相成申すものに候間、手代中手本に相成候儀、常に万端別して肝要と存じ候。

猶又先輩年寄中へも相談の上、諸事取計い申さるべく候。  
依つて家定件の如し。

安永二年二月吉日

村井伊兵衛

平 昌 花押

すなわち、第一条においては、別家設立、家名相続に関する規定を定め、第二条より第八条にかけて、船造立分方加入の禁、頼母子無尽等加入の禁、金銭貸与の禁、諸普請の禁、技荷売買の禁、不熟練商売の禁などについて懇切なる指示を与えている。

これらの家定を通じて感じられることは、彼らは商売第一主義を採用していたにもかかわらず、不義の富貴を排し、正直、誠実をモットーとし、堅実に商売渡世いたすべきことを信条としており、その結果、たとえ失敗しようとも、運不運は天にありとの諦観<sup>ていかん</sup>に徹していたようである、ということである。

ところで、このような家定は全面的に守られたであろうか。逆説的にいえばたびたびの忠告にもかかわらず禁を犯すものがあつたればこそ、このような家定が相次いで設けられるに至ったのではないかと思われる。

かかる事実の存在を裏書きするものとして、安永五年（一七七六）大溝大塚屋より八戸、福岡両支店に出した詰問状<sup>きつもんじょう</sup>がある。これによれば、両店共、家定に反し、金銭貸しなどを行っていた事実は歴然である。

このような違反に対する詰問状は、全支店に対する戒めとして、当該店のみではなく、全支店に通達したもの

らしい。その中の一節を紹介しておこう。

1、金銭貸付は御先代より法度の儀、然る折、不心得にて相用い申さざる趣に相聞え候間、別して家定に相改め申付け置き候処、相い背き、過分の損失相出し、店相続不安に及び候儀、重畳不届千万、誠に以て言語に絶し候。以来家定堅く相守り申さるべき事。

2、店々支配人、加判中、双方いかが心得申され候哉。不心得に相聞え候。一存に取計い申す儀は間違ひこれ有るもの故、軽き事にも相談の上、取計い申すため、加判申付候。

支配人一分了簡にて相済み申す事に候へば、加判は申し付けず候。加判の者へ勘定様子等相い尋ね候えば一切呑みこまず、加判と申す名ばかり、店々同じ事に相聞え申し候。

肝心内証工面は支配人老人の了簡に存じられ候。以っての外の不心得、支配人も、加判は何の爲め、又加判の者は、自分は何役と、双方、一向夢中に相聞え候。

各々頼に身帯残らず預け申す儀、日手間取りの様に、其の日勤め去りに相心得捨て候ては、扱々たのものからず、痛み入り候。

勘定は申すに及ず、諸仕入物の多少、買置物の見立、年中金銭差配り一切の事、支配人、加判中、年寄中、其の時々打寄り、とくと相談、其の宜しきに従い申さるべく候。

人々思ひ入りこれ有るものに候へば、一分了簡にて取計い申され候儀、甚だ以って不本意、我儘の至に御座候。

此末、万事相談の上、取計い申さるべき事。

その言うところ、きわめてきびしい反面、またきわめて懇切で、特に全家定を通じ、支配人の独断を戒め、年寄・加判連中と合議の上、店を運営していくべきことを定めている点が注目される。

以上、大塚屋村井家の家定の内容をみてきた。

村井家の家定は前述のように、数次にわたり増補され、時代の流れに応じ、また出店の状況に応じ、必要の都度出されたものであるらしい。

本家定は、当時の封建的身分社会に制約された商人意識から出たものであり、保守と堅実を旨としているなど消極的面がかなり存し、近世諸国にその足跡を印し、天下の経済の実権を握った近江商人の家定としてはいささか物足りぬ感が無いわけではないが、同時に本家定は商業経営の面における積極的指針をも与えている点、他の多くの近江商人の家定よりはやや進歩的な面をもっているようである。

以上みてきたところより、近江商人成功の原因を主としてその経営方針に求め、一〇カ条に要約してみよう。今日においても一概に捨ててきることのできない妥当性をもっていることに気づくのも筆者ばかりではないと思う。

- 一、新規需要の創造に勉める。
- 一、体面を重んじ、不義の富貴を排し、正直・誠実をモットーとする。
- 一、公儀・祖先を尊び、分を重んじ、奢侈を戒む。

一、投機を避け、掛け売りを排し、現金・正価主義による。

一、支配人の責任体制を確立、かつ合議制を併用す。

一、店員の和を計り、信賞必罰主義を採用す。

一、店員相互の切磋琢磨を計る。

一、相続・別家設立は血統にたよらず能力主義による。

一、各種商売の兼営により合理的経営を営む。

一、強固なる商業団を組織し、独占形態を確立、利潤の増大を計る。

註 本項は主として、大塚屋一三代の当主青森市在住村井洋一郎所蔵の『大塚屋総本家文書』、八戸市大岡広治蔵『たしなみ草』、筆者蔵『盛田家文書』などによつた。

五代目喜右衛門の事績のうち、第三の三店経営については項を改めて述べる。

#### 四 大塚屋三店について

##### (一) 大塚屋の富力について

七戸大塚屋（盛喜）は三店さんたなを経営したといわれる。

三店とは、大塚屋（盛喜）、松坂屋、江州屋のことである。

大塚屋は、盛田喜平治の二字をとつて「盛喜」と通称し、また一族の間では単に、「店みせ」とも呼び、「見せ」、

“見世”とも書いた。

盛喜は、自らも営業を営むと同時に他の二店の経営をも、大きな立場から指導した。

松坂屋および江州屋は、大塚屋の出店すなわち支店であり、それぞれ支配人が置かれ、支配人が店の経営の全責任を負った。

松坂屋は、初代支配人喜兵衛の名をとって“松喜”と呼ばれ、江州屋は、支配人七郎兵衛の名をとって“江七”と呼ばれた。

この外に大安家（初代大塚屋忠右衛門）があつたが、これは、出店ではなく独立した別家であつたので、会計上は別の取り扱いをしていた。

大安家初代大塚屋忠右衛門は優れた人物であつたので、大塚屋三店の会計決算には必ず立ち会っている。いわば監査役であつたといえよう。

その大塚屋の富力は一体どの程度であつたろうか。次にこれを見ることとしよう。

当時一般には、「貴穀賤金」思想があつたが、この時代に産を為した商人は何れも金銭を大切にし、節約を旨とし、堅実な経営方針を採用して資本を蓄積していった。このような商人の資本は具体的に、どの程度のものであつたろうか。

井原西鶴は、長者は一〇〇〇貫目（金一万七〇〇〇両弱）以上の者、分限者は銀五〇〇貫目（金八五〇〇両弱）以上のものとしているが、南部地方の大商人は、どの程度の富力を有していたであろうか。



江戸時代後期、八戸第一の豪商で「八戸の七崎屋か、七崎屋の八戸か」といわれた七崎屋半兵衛が、八戸藩の藩政改革の犠牲となり文政三年（一八二〇）家財を没収されたとき競売に付せられた家財は、金五八六匁一步と錢一万二四九貫余であり、その直前に納めた六〇〇〇両の御用金を含めると八〇〇〇両余の資産額であった。又有名な天保年度（一八三〇）における南部の七年飢饉の際、五戸の三浦屋伝兵衛は一万五〇〇〇両の御用金を賦課されている。

実際はそのうち二〇〇〇両だけを上納して、他は免除されているが、その程度の負担能力があると見られていたものである。

又嘉永六年（一八五三）、岩手県の野田通りの大百姓一揆の際、野辺地の豪商立五一（野村家）は、一揆側が三〇〇〇両の拝借を申し出たのに対し、そればかりでは不足だろうから一万両も応援しようかと言って一揆側の度肝をぬいたといひ伝えられているなど、当時の大商人の資産の程度を窺う一資料ではあるが、はっきりと、つかみえないうらみがある。

ところが、八戸藩創立の頃から終始その御用達を勤めた八戸西町屋と、七戸大塚屋とは、当時の資産額を、はっきりと記した貴重な資料が残っているので、両家を比較しながら、八戸西町屋については、同家所蔵の『秘蔵永伝記』、七戸大塚屋については、寛保四年（一七四四）の年紀のある『勘定帳』によりその富力を計ってみよう。



第一四章 商工業

〃	〃	〃	安永	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明和	〃	〃	〃	〃	宝曆
四	三	二	元	八	七	六	五	四	三	二	元	一三	一二	一一	一〇	九
七三〇四	八二七四	七三八五	七〇〇六	六二八七	六一八八	五九三四	六三一〇	七四五六	六四六一	六三二七	六一〇九	五七九八	六〇六五	六二九一	六二三二	六一四一
六三九二九	六四〇九八	六一七五六	五二二三〇	四三三七六	三八四八八	三四五一七	三〇二三八	二六五八四	二三四五五	二一〇二八	二〇五八〇	一九〇一八	一六五五八	一四二五一	一一七二〇	一〇八〇五
〃	〃	〃	寛政	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	天明	〃	〃	〃	〃	安永
四	三	二	元	八	七	六	五	四	三	二	元	九	八	七	六	五
				三一四九	三九〇一	四一九〇	六三九七	六七七五	七二五六	八九二四	八三一九	八五八七	八三〇〇	七一三二	七七二〇	七七三六
二五六七九	二七二一八	二九七〇六	三四六四四	三六八二〇	三八六四八	三八四六〇	三九一三四	五一七一八	五〇九四一	四九一八七	五〇九一〇	五〇三八九	五一三三五	五〇二六七	四七四九六	五一六一四

〃	〃	〃	〃	〃	寛政 五
一〇	九	八	七	六	
					二二七二七
					一八三二三
					一五六六三
					一四八一〇
					一四六五二
					一五二三一
					寛政 一一
			享和 元	〃 一二	
			〃 二	〃 三	
					一五三六七
					一五六五〇
					一五六三五
					一五九七六
					一六二〇六

この表の理解に資するため、当時の南部地方の社会経済状態を概観してみよう。

。 享保年代は、前代の元禄時代の飢饉の傷あともようやく癒え、土地生産力も次第に恢復し、一部を除いて平年作近い作柄が続き、農民生活も比較的安定し、農民にとっても、商人にとっても好況期であったと言える。

。 寛保、延享、寛延年代も大した凶作も無かったので、比較的好況が持続された。

。 従って、西町屋も、享保年代には錢二〇〇〇貫(四〇〇〇兩弱)から四〇〇〇貫の身代にすぎなかったものが、延享年代には錢一万貫を突破するようになってくる。七戸大塚屋の記録は丁度この延享元年に始まる。

。 この頃の大塚屋の有物高は、僅かに錢五九七貫に過ぎず、八戸西町屋の一〇分の一にも達していないが、この頃は四代目喜平治と後に大塚屋の最盛期を築きあげた五代目喜右衛門広治の青年時代に当たっていた。

。 宝暦五年には南部領一帯が未曾有の大凶作に見舞われ、何万人という餓死者を出した。

。 このことが商業の上に大きな影響を与えない筈はない。

事実、八戸西町屋の身代は、この時を最高とし、爾後衰運をたどることになる。

西町屋が衰運をたどるのは、この頃八戸地方は貨幣経済、商業経済が繁栄期に達し、他に有力な競争手が現れたことにもよる。尠が、七戸大塚屋の場合は、他に、これぞという競争相手が無かった。

宝暦の飢饉による不況も、これに続く安永年代の不況も、商売繁じょうの上昇気運を押しとどめることは出来なかった。

有物高調で見ると限りでは、大塚屋の身代は上昇の一途をたどっている。そして、広治の晩年近くの安永三年には、その身代、実に錢六万四〇〇〇貫余（一万一二四五兩）に達し、西鶴が設けた分限者の資格を遥かに凌駕するに至るが、長者の域には達することが出来なかった。しかし、家屋敷、田畑、山林を合算すれば、おそらく長者の資格を十分に充たしていたものと思われる。

。天明年代も、三年、四年、五年、六年と大凶作が続き、南部領内では九万人もの人が死ぬという大飢饉となった。従って農村は不況となり、購買力も減退した。大塚屋の有物高も、錢五万貫台から三万貫台に減少した。

寛政年代には、土地生産力も次第に恢復しやがて世は文化・文政の好況期に突入していったが、大塚屋の身代は減退の一途をたどるようになった。

徳川時代を代表する文化・文政の好況期を迎えようとする時、なぜ今迄、七戸地方に君臨して来た大塚屋の身代が減退の一途をたどるようになったのか。

答えは後にゆずりたい。

次に、この有物高調の理解の便のために、当時の両替相場表を掲げよう。

両替相場表（一両につき銭いくら）

寛保	三年正月	四ノ五〇〇文	安永	二年	五ノ七〇〇文
宝曆	三年正月	四ノ四〇〇文	〃	〃	〃
〃	四年正月	〃	〃	七年	〃
〃	〃	〃	〃	八年	六ノ七〇〇文
〃	〃	〃	〃	九年	六ノ七五〇文
〃	一二年正月	四ノ五〇〇文	天明	三年	六ノ二〇〇文
〃	一三年正月	四ノ三〇〇文	〃	四年	六ノ二〇〇文
〃	一四年正月	四ノ一〇〇文	〃	五年	六ノ二〇〇文
明和	三年正月	三ノ七〇〇文	〃	六年	六ノ六〇〇文
〃	四年正月	三ノ七〇〇文	〃	八年	六ノ六〇〇文
〃	五年正月	三ノ八五〇文	〃	九年	六ノ七五〇文
〃	六年正月	四ノ二〇〇文	寛政	二年	六ノ四〇〇文
〃	七年正月	四ノ五〇〇文	〃	〃	〃
〃	八年正月	四ノ七〇〇文	〃	三年	六ノ四〇〇文
〃	九年正月	五ノ四〇〇文			

寛政 五年 六メ二〇〇文  
 “ 六年 六メ〇〇〇文

註 ①主として、この有物高調の記載してある寛保四年『勘定帳』に記載するところによったが、同年代の帳簿でも、換算率に、二ノ三〇〇文ぐらいの違ひのあることがある。

②錢一メ文は錢一〇〇〇文のことである。

③錢の計算には、錢一〇〇文といえは一文錢一〇〇枚であるのが普通であるが、九六錢といって、九六文で一〇〇文に通用することもあった。

さて一体、ここにいう有物調の、有物とはどういふものを指しているのであろうか。

次に大塚屋（盛喜）の有物が最大量に達した安永三年の状況を、寛保四年『勘定帳』によって窺ってみよう。

勘定は、正月五日付で行われるのが通例であるから、その年代の所に出てくる両替相場は、正確にいえば前年の両替相場である。

安永三年（一七七四）甲午正月五日 勘定之覚

価 格	有 物 名	価 格	有 物 名
万千百十メ百十文	質物残物	四二五〇〇	残餅米九石六斗五升
二〇四九六〇〇	前年暮諸物仕入れ元手	二九五七〇〇〇	木綿四五七六反
二二六四三〇〇	残米八三石五斗	八九七一〇〇	京・大坂・江戸細物、荒物
二五五四〇〇		四八三三〇〇	尾道古手類

六九四〇〇	針・紙・水入れ
三八二〇〇	流質品
三九三九〇〇	茶三三本分
六五二〇〇	大人参
九六〇〇	直根人参
一三二〇〇	□人参
三八三五〇〇	竹原塩五斗入、八三〇俵
五三九〇〇	熊胃九つ
八八八六一〇〇	大豆三七三六石五斗、冬買
一六九五〇〇	粟一三一石八斗、冬買
九七七八〇〇	古粟八〇八石五斗
三六〇五〇〇	古粳四七三俵
三八一〇〇	古稗七四石
三四六〇〇	小豆一五石八斗
四八一九〇〇	春木一一九二間
二四三四〇〇	暮、山子仕入方
一〇六四〇〇	家来へ貸し
六九六〇〇	縄煙草
一四二〇〇〇〇	みのや喜太郎へ貸し
四五〇〇〇〇	御上様へ貸し
一〇四〇〇〇〇	福岡・金田市両店へ貸し
二四八三〇〇	同所へ古手類貸し
五〇〇〇〇〇	五戸、中村源右衛門へ貸し
二四九一〇〇	同所へ古手類貸し
三三九五〇〇	同所へ年中差引残貸し
三〇〇〇〇〇	五戸、中村十郎兵衛へ貸し
二一七〇〇〇	同所へ古手類貸し
八〇三七〇〇	三浦某へ古手木綿代貸し
一五〇〇〇〇	八戸本店へ貸し
六〇〇〇〇〇	永田屋七右衛門へ貸し
四一九三〇〇	仙台屋へ惣差引残
一七一六〇〇	京、松屋清右衛門へ貸し
一八二〇七〇〇	大坂□□へ惣差引残
二〇二四〇〇	大坂、近江屋某へ惣差引残



第一四章 商工業

一二五三三〇〇	同所へ大豆三三七石貸し	八二一六六〇〇	在町所々へ貸し
九〇四七〇〇	大坂、某へ大豆二二五石貸し	七一一九三〇〇	出店へ、元手金として
四二三三〇〇	大坂、灰吹屋へ大豆一五二石五斗貸し	五〇四五〇〇〇	上光錢
二六六三〇〇	尾道、灰吹屋へ大豆貸し	五九二五〇〇〇	通用錢
一七一〇〇〇	同所：以下不鮮明	九八〇四〇〇	金一七二兩、兩替五メ七〇〇文
一〇九七〇〇	：不鮮明	六三八八〇〇	有錢
三七二〇〇	酒屋御礼錢先納分		
一一五六四〇〇	大塚屋忠右衛門元手金未返済分		
六二一四〇〇	同所、残引残預け置く		
		計	
		六五四〇六七〇〇	

右から、大塚屋預り分

一三〇八貫三〇〇文を差引いて

安永三年正月五日勘定 正味

六万四〇九八貫五〇〇文有り

この表によって、我々は次のような色々なことを知ることができる。

①大塚屋は、呉服屋・酒屋・雑穀商・薬屋等を営み、お茶・煙草・塩・紙・針等も商っていた。

②木綿の有物が四五七六反と多いこと、これによっても、江戸時代の庶民は、木綿を着ることを許されなかったというのは全くの誤りであることがわかる。

③大坂へ大豆を送っている量もかなり多い。これは貸しになっている分だけであるから、実際の移出量はもっと多いことが推察される。

④出店（松坂屋・江州屋）や別家（大塚屋忠右衛門家すなわち大安家）へ、年々元手金を出していることがわかる。

⑤酒屋御礼銭などの先納があったことがわかる。

⑥現金量が一万二五八九貫文余で、両に換算すると、二二〇八両余に上ること。

有物中において占める現金の比率が約二割に達することがわかる。

この勘定覚を詳細に読む人は、瑣末なものまでも有物の中に入れて、資産額を過大に見積っている、と思われるかもしれない。この点については、当時、当事者間にも自己批判が生まれ、安永八年（一七七九）正月吉日の勘定からこれを改めていることが、同じ資料の、安永八年勘定覚の末尾に、特に記載されている次の文言によって窺われる。

なお、同年の有物高は、五万一千三五貫三〇〇文で七六六一両余であった。

右之通、当勘定、忠右衛門立合、相認申候。

当勘定之儀、我等難渋之節を引請、諸遣、諸方取引、前々より格別高く有之、殊に無益之有物等有之を、此度安、或は損料等に相立、末々難事無之様に勘定仕立置申候ニ付、当勘定喰込にも相成可申之所、店々神明之働を以て相補い、一入大慶不過之と存候。

以来万事心を用い、家業相続大切に相勤め、末々之者へ相譲り可申候者也。

安永八年正月吉日

盛田 喜平治

文中、「我等難渋の節を引請」とあるのは、安永七年七月、五代目喜右衛門広治が死亡したことを意味する。

(二) 店

店（大塚屋自身）の経営状況を示す『勘定帳』は現在二冊残されている。

第一冊目は宝暦三年（一七五三）正月勘定覚から天明六年（一七八六）正月勘定覚迄であり、第二冊目は、天明七年（一七八七）正月勘定覚から天保七年（一八三六）迄のものであるが、寛政八年（一七九六）から文化四年（一八〇七）迄一二年分の記録が欠除しており、且つ文化六年分の記帳からは符牒を用いている。

大塚屋は、「喜平治」の名儀で、本高七五石の酒造株を有し、酒造業をも営んでいたが、この二冊には酒造業に関する記述は全くない。

ここに記述されている店では、木綿・小間物・古手・真綿・茶等の小売もしたが、出店および大安家への卸売が主たる業務であった。

以下、その経営状況を、総売上高、売上高の中に含まれている木綿の反数および純利潤の三点について示してみよう。

なお、大塚屋三店の総合勘定帳である天明二年の年紀の『勘定帳』には、寛政二年、松坂屋の経営が不振とな

った時点から、店が松坂屋に代わって酒造業、質屋業を営んだことを示す『酒勘定』と『質方覚』が計上されているが、これについては別記する。

店 勘 定 (宝暦三年『勘定帳』・天明二年『勘定帳』による)

年 代	総 売 上 高	内、木綿 売上反数	純 利 潤	備 考
宝暦三	万一千四百十九百十文 一一八九九〇〇	八〇六	千一百十七百十文 六一七〇〇	
〃 四	一九八一九〇〇		二〇〇〇〇	
〃 五	二二三四二〇〇	二三八九	二四八〇〇	
〃 六	一四七七九五〇	一〇九七	一八四一〇〇	宝暦五年の飢饉の影響
〃 七	八八三七五〇	九五一	九四六五〇	右に同じ
〃 八	三四三四七五〇		二二四九五〇	売上高中、木綿類は一四二〇〇文、古手・質流物二〇一 四〇五五〇文
〃 九	三〇一二二〇〇	二七三〇	(-) 三五〇〇〇	
〃 一〇	二八五六三〇〇	二七四七	一四四八〇〇	
〃 一	二八一二八〇〇	二六五七	三八一八〇〇	
〃 二	二一四〇五〇〇	二四六九	(-) 二〇〇五〇〇	海上輸送途中、海難のため木綿一八一貫文代すたる
〃 三	二四五八二〇〇	三一五五	一一五六〇〇	
〃 四	二四三一九〇〇	一八四五	一八四四〇〇	
明和二	三二七〇七〇〇	二五六三	二六九二〇〇	

第一四章 商工業

天明	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	安永	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明和
二〇	九	八	七	六	五	四	三	二	九	八	七	六	五	四	三	
一〇三三五二〇〇	六三一五〇〇〇	一三四〇四二〇〇	一二三四六三〇〇	一〇八二七〇〇〇	一一三二三三〇〇	一二七九二九〇〇	一三一二二六〇〇	一四七九四二〇〇	一五二四九九〇〇	一七七一九五〇〇	一五七〇五五〇〇	一三一〇九七〇〇	九〇九七七〇〇	七五五六四〇〇	五〇二一三〇〇	四四三六六〇〇
七八五八	三六七七	一〇一一七	一〇一三一	一〇六一三	八九一一	一〇三二七	一〇一七六	九六五七	一〇九三〇	一五八六四	一五七二六	一二六〇四	九五一二	八二三四	五六一二	四一四五
六五七〇〇〇	五八五〇〇〇	一三〇八五〇〇	一一九九二〇〇	四八七七〇〇	六七三五〇〇	四五九七〇〇	七六六三〇〇	一五七五三〇〇	九九四八〇〇	一四〇五四〇〇	一〇七九九〇〇	一二五一二〇〇	七〇一七〇〇	四六九七〇〇	三四七〇〇〇	二三九八〇〇
<p>総売上高中、木綿・古手・質流品等の市日での売上四〇四貫に上る</p> <p>総売上中、出店渡し五八%、大安家渡し三三・七%</p> <p>総売上中、出店渡し五六%、大安家渡し三一%</p> <p>総売上中、出店渡し五三%、大安家渡し三七・四%</p> <p>安永七年七月二七日盛田喜右衛門死去</p>																

天明三	一二四二二〇〇	九二八五	六二八六〇〇	
〃 四	三九八一〇〇〇	二五六〇	(-) 一二三〇〇	天明三年の飢饉の影響が大きい。出店渡し四六%、大安家渡し五一%
〃 五	三一〇四九〇〇	四七五	一二九九〇〇	天明三、四年の飢饉の影響大きい
〃 六	四九一二四〇〇	二九七九	五九二七〇〇	
〃 七	六八八三九〇〇	二二二三	五六一八〇〇	
〃 八	一二六六二四〇〇	七〇四九	六八五九〇〇	総売上高中、江七店渡し五二%、大安家渡し四一・六%、店直売五%
〃 九	一〇一八六八〇〇	四二四三	(-) 六三三九〇〇	海上輸送途中、海難のため木綿・かせ糸、二二七貫文代すたる
寛政二	五四一四六〇〇	二三五五	一五九六〇〇	
〃 三	三七九〇八〇〇	一一二七	五六六〇〇	放漫経営による経営不振
〃 四	五〇四二八〇〇	二三六六	(-) 二九八〇〇	
〃 五	五二二四一〇〇	一六四〇	五二〇〇〇	
〃 六	三七八九四〇〇	一〇一一	(-) 一七三六〇〇	
〃 七	一三三〇三五〇	五八一	九二八〇〇	

註 (-)は赤字のしるしである。

この勘定帳のはじまる宝暦三年(一七五三)という年は、元文四年(一七三九)三代喜平治の死去後、当時一六歳であった喜右衛門の後見のため、大塚屋入りをした奥山喜兵衛、のちの四代石田喜平治の晩年に当たりその経営努力により、大塚屋発展の基礎がかたまり、その指導を受けた喜右衛門も三〇歳となり、十分に経営能力を

身につけた頃である。

喜平治は、その翌宝暦四年七月四日に死去したが、喜右衛門は、喜平治の死にめげず、着々とその業績をあげ、宝暦五年（一七五五）の大飢饉をも乗り越え、安永三年（一七七四）には遂に一万一二四五兩の身帯に達したことは前述した通りであるが、この店勘定を見ても、この年の純益が一番多く、一五七五貫文余（二七六兩余）に達している。

店の売上中、最大の売渡先は出店であり、別家の大安家（大塚屋忠右衛門家）がこれに次ぎ、店売りはあまり多くはなかったが、店の売上げは、月三回開かれる市日になるとぐんと上った。

大塚屋中興の祖ともいべき喜右衛門は、その経営方針としての『家定』を定めて、安永七年（一七七八）七月二十七日その生涯を閉じた。

喜右衛門の死後、天明三、四年（一七八三〜八四）の古今未曾有の大飢饉もあったが、大塚屋の経営は急速に悪化し、特に寛政年間に入るとその業績低下は顕著となる。

この点については項を改めて述べる。

### （三）松坂屋

松坂屋は「松喜」と呼ばれたことは前述した。

現在、松坂屋に関する文献資料は、安永四年（一七七五）の年紀のある『萬覚帳』一冊が残っているに過ぎないが、この裏表紙に「松坂屋喜兵衛」と大書しており、喜兵衛即喜平治が松坂屋の支配人を兼ねたことを物語っ

ている。

この『萬覚帳』の中で、松坂屋代々の支配人が、別家大塚屋忠右衛門（大安家）の立ち会いのもと、毎年決算報告をしているが、喜兵衛こと、石田喜兵治は、すでに宝暦四年（一七五四）七月四日に死去しているので、その名はこの覚帳には出てこない。

松坂屋の開業の年代は、喜兵衛が、石田喜右衛門を後見するため大塚屋に入った元文四年（一七三九）から宝暦四年死去するまでの間なのか、あるいは、それ以前だったのかはつきりしない。

それはさておき、安永八年（このような帳簿は前年分の決算を翌年の正月吉日づけにするから、正しくは安永七年といふべきであるが……）以降の松坂屋の営業種目は、酒造業と質屋業とであった。

松坂屋の酒造りは『酒方控之帳』によれば、安永六年、本高一〇〇石の“三太郎”名儀の酒造株を購入して行われたとされているが、その通りだとすると、少なくとも酒造業は、喜兵衛の没後に開始されたことになる。

しかし、松坂屋の酒造りは、以来後々まで、喜兵衛名儀で行われている。

その後、松坂屋支配人としての喜兵衛の名は、天明五年（一七八五）の餓死供養の三界萬霊塔の寄進者として在兵衛とともに出てくる。これらのことからすれば、初代喜兵衛の没後に出てくる喜兵衛は単なる酒箒上の名儀に止まらず実在の人物であったことは明らかであるが、その詳細は分からない。

以下それらの営業状態を一覧表にして示そう。



松坂屋勘定(安永七年年紀『萬覺帳』による)

年代	酒		質方利	その他の利	利合計	諸経費	純利潤	合計利潤
	醸造高	酒方利						
安永八	三九	九三	五八	一〇	一四一	六八	七九	三九
天明一〇	二五	五三	一九	二〇	一六三	五〇	一一三	一一三
天明二	三九	六四	九	八	一六七	五四	一一二	一一二
天明三	三九	六〇	〇	三	一〇〇	四〇	一〇〇	一〇〇
天明四	四〇	一〇三	二四	一七	一四三	七三	二五	二五
天明五	〇	〇〇	四	六	九〇	六四	二〇	二〇
天明六	一四	四七	三	二	七〇	三三	三五	三五
天明七	二〇	六三	五	七	一四七	七〇	七〇	七〇
天明八	二五	六〇	七	二	一三九	九〇	四九	四九
天明九	三六	一五	三	一	一三九	七三	六六	六六
寛政二	三〇	二七	二	一	一三六	九三	四三	四三
寛政三	二九	一八	二	一	一三〇	八八	四二	四二
寛政四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
寛政五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

千百十ノ百十文  
 千百十ノ百十文  
 百十ノ百十文  
 千百十ノ百十文  
 千百十ノ百十文  
 千百十ノ百十文  
 千百十ノ百十文

営業中止。二四〇八貫七〇〇文預り。諸経費九三貫二〇〇文。次年度繰越二三一五貫五〇〇文。  
 (註)は赤字であることを示す

寛政	六	營業中止
〃	七	〃
〃	八	〃
〃	九	〃
〃	一〇	〃
〃	一一	〃
〃	一二	〃
〃	一三	〃
享和	二	〃

二三一五貫五〇〇文預り。寛政五・六年本家へ渡し金五〇八貫七〇〇文。次年度繰越一八一五貫八〇〇文。  
 一八一五貫八〇〇文預り。外に一貫五〇〇文受取り。本家へ渡し金一一貫七〇〇文。次年度繰越一八〇五貫六〇〇文。  
 一八〇五貫六〇〇文預り。本家へ渡し金五二貫文。次年度繰越一七五三貫六〇〇文。  
 一七五三貫六〇〇文預り。本家へ渡し金四〇貫七〇〇文。次年度へ繰越一七一二貫九〇〇文。  
 一七一二貫九〇〇文預り。本家へ渡し金五八貫九〇〇文。次年度へ繰越金一六五四貫文。  
 一六五四貫文預り。本家へ渡し金二八貫七〇〇文。次年度へ繰越一六二五貫三〇〇文。  
 一六二五貫三〇〇文預り。本家へ渡し金三八貫八五〇文。次年度へ繰越一五八六貫一〇〇文。  
 一五八六貫一〇〇文預り。本家へ渡し金三〇貫文。次年度へ繰越一五五六貫一〇〇文。

松坂屋の経営も、安永末年から天明初年にかけては、まずまずの成績であったが、天明五年以降は、店勘定同様な不振に陥っていったことがこれでわかるであろう。特に寛政七年以降の決算報告は、決算報告とは呼べないような、なげやりのものになっている。

(四) 江 州 屋

江州屋は、支配人七郎兵衛の名を取って“江七”と呼ばれた。

江州屋は、大塚屋の outlet として、木綿呉服・古手業の外に、酒造業を営み、“七郎兵衛”名儀で本高一〇〇石の酒造株を有していた。

第一四章 商工業

しかし、江州屋に関する勘定帳や、萬覚帳は一冊も現存しておらず、その経営状態を具体的に知ることは困難である。

ただ、幸いなことに、天明二年（一七八二）の年紀の、いわば大塚屋三店の総合勘定帳ともいうべき『勘定帳』が現存し、その中には、出店の決算も結論のみ記入されているので、その概要を知ることが出来る。しかし、出店の名前が、必ずしも江州屋と明示されていないこともあり、その分析は今後にまたなければならぬが、一応左に掲げよう。（註（+）は黒字、（-）は赤字であることを示す）

天明	八年決算額	江州屋	(+) 一八四貫六〇〇文
〃	九年〃	〃	(+) 四九六貫
寛政	二年〃	〃	(-) 四六貫一〇〇文
〃	七年〃	〃	(-) 四〇三貫八〇〇文
〃	八年〃	出店	(+) 二二七貫四〇〇文
〃	九年〃	〃	(+) 五七二貫九〇〇文
〃	一二年〃	〃	(-) 四七貫一〇〇文
〃	一三年〃	〃	(+) 四九三貫五〇〇文
享和	二年〃	〃	(+) 七五八貫五〇〇文
〃	三年〃	〃	(+) 三〇〇貫六〇〇文

文化	四年〃	出店	(一)	二七四貫三〇〇文
〃	五年〃	〃	(十)	一一七貫二〇〇文
〃	六年〃	〃	(十)	一九七貫六〇〇文
〃	九年〃	〃	(一)	二八二貫
〃	一〇年〃	符牒に変わる		

これによれば、寛政八年以降の分は、単に“出店”とあるだけで、その店名を明示していない。

しかし、別記するように、出店の松坂屋は、寛政四年から営業を停止し、同七年（一七九五）には八戸大塚屋本店へ売券状が渡されている。

この売券状は、文化三年（一八〇六）に取り戻しているので、少なくとも、この間十数年間の出店勘定には松坂屋の分は入っていないはずであるので、この間ここにある出店とは、主として江州屋を指すものと考えてよいだろう。

“主として”という表現をしたのは、寛政四年（一七九二）頃から“角屋”または“庄兵衛屋敷”、“角屋あね”という名が散見されるが、その経営形態が必ずしも判然としないからである。

(五) 三店の総合決算

大塚屋三店の、それぞれについての経営状態の概要をみてきたわけであるが、以下、それらの総合決算書ともいふべき、天明二年の年紀の『勘定帳』によって、その総合決算額を示し、その全体の姿を捕らえてみたい。

第一四章 商工業

〃	享和	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	寛政	〃	天明	
三年	二年	一三年	一二年	一一年	一〇年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	九年	八年
(+)	(+)	(-)	(+)	(-)		(-)	(+)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
二三貫二〇〇文	三四〇貫九〇〇文	一四貫九〇〇文	二八二貫二〇〇文	二五貫八〇〇文		一五八貫二〇〇文	四四貫二〇〇文	三五四六貫六〇〇文	三四一四貫九〇〇文	三九五二貫八〇〇文	一五三九貫五〇〇文	二四八七貫六〇〇文	四九三八貫一〇〇文	二一七五貫五〇〇文	一六八〇貫八〇〇文

文化	四年	(-)	二七四貫三〇〇文
〃	五年	(+)	一一七貫二〇〇文
〃	六年	(+)	一九七貫六〇〇文
〃	七年		
〃	八年		
〃	九年	(-)	二八二貫
〃	一〇年		この年より符牒に変わる

註 (H)は黒字、(-)は赤字であることを示す

出店の経営が天明三、四年の大飢饉以後、急速に悪化していったことは既に述べたが、同じ傾向は、この三店の総合決算にもはっきりとあらわれている。すなわち天明の末年近くから、ほとんど毎年莫大の赤字を抱え、大塚屋が衰退期に入ったことを如実に物語っている。

尤も、先にも述べたように、これらの決算上差し引かれている諸経費には、関係者の生活費・小遣錢まで含まれているので、それらを経費から除外すれば、赤字は大分減ることになるが、それにしても前述有物高からは考えられないほど苦しい経営であった。

五 衰退期の大塚屋について

(一) 両盛田家の関係について

大塚屋の経営は、五代目盛田喜右衛門広治の死後に襲った、日本最大の天明三、四年の大飢饉以後急速に衰運に向かった。

その理由は三つ考えられる。第一は、飢饉の後遺症による購買力の減退であり、第二は商売上の競争相手の出現であり、第三は放漫経営である。

まず第一について述べよう。

寛政二年（一七九〇）北方視察の途次、七戸にも立寄った高山彦九郎は『北行日記』を残しているが、その中に、七戸近辺の村々の戸数が、天明の飢饉の結果、激減したことを左のように記している。

長者久保村	飢饉前	一〇戸	現在	二戸
夫雑原村	〃	六戸	〃	二戸
壺村	〃	三〇戸余	〃	一四〇一五戸
七戸町	〃	町屋 三〇〇戸余	〃	二〇〇戸余
天間館村	〃	一一八戸	〃	一八戸
大坂村	〃	一二〇〇一三〇戸	〃	五〇〇〇六〇戸
五戸町	〃	町屋一〇〇〇戸	〃	七〇〇戸計

このような人口の激減による購買力の激減は必至であった。

第二の商売上の競争相手の出現であるが、安永三年（一七七四）大安家へ酒造権を貸与していた美濃屋が寛政二年（一七九〇）から酒造業をはじめた形跡があるとともに、寛政九年（一七九七）には、小川町の弥兵衛（田中屋）が新規に造酒高五〇石の証文を頂戴し、酒造業を始めている。（『岩清文書』）  
 ついで、少し遅れ、享和年中（一八〇一）に船木屋（山松）が近江の高島郡南船木村より来七し、急激に成長している。

また、岩城屋（通称岩清、新谷清左衛門）も、文化初年頃（一八〇四）から台頭し、はじめ木綿・古着の商売から始めたらしいが、文化一二年（一八一五）、江州屋との間に交渉が成立し、その酒造権を一時行使したようである。さらに時代が下り、文政年間から天保年間になると、岩城屋が正規に酒造業を開始する一方、浜中屋（浜幾家）、浜谷家（浜谷喜四郎）も急激に業績を伸ばしている。

もはや、大塚屋の木綿・呉服・古手・酒造業、質屋業、雑穀集荷、薬種業の独占的営業は望み得ない時機にさしかかっていたのである。

最後は、放漫経営である。

第五代目、盛田喜右衛門広治は、大塚屋を再高度まで発展させて、安永七年（一七七八）七月二七日五五歳で死去した。

喜右衛門広治なきあとの大塚屋の経営が、いかになされたか。これが大塚屋の衰退と大きな関係がある。

何度も引用する安永七年の年紀の松坂屋の『萬覚帳』は、いわば、松坂屋の決算簿であり、代々の支配人から



第一四章 商工業

年 代	西 曆	宛 名	支 配 人 名	立 合 人 名
安永 八 ~ 天明 四	一七七九  一七八四	盛 田 喜平治殿	莊兵衛	安永一〇年 与八郎 天明三年 忠右衛門
天明 五 ~ 寛政 三	一七八五  一七九一	盛 田 喜平治殿 左様	彦兵衛 惣兵衛	忠右衛門
寛政 五 ~ 享和 二	一七九三  一八〇一	盛 田 喜右衛門殿 左様	惣兵衛 長七 半兵衛	忠右衛門
		盛 田 喜右衛門殿 左様		

大塚屋の主人宛に決算報告をしている。  
その年代別、支配人名・立会人名および報告の宛名は左の通りになっている。



決算報告書に見られる大塚屋主人名と松坂屋支配人名

ここに出てくる宛名の人、当然大塚屋の主人でなければならぬが、この中の盛田喜平治はいうまでもなく盛喜の先祖であるのに対し、盛田杳および盛田喜右衛門は、城内盛田の先祖である。はじめは、盛田喜平治殿と、盛喜の主人一人に殿をつけて報告しておりながら、次には城内盛田杳と盛田喜平治と二

人宛の報告とし、しかも柰には様をつけ、喜平治には殿をつけている。

そして次には、盛田柰様、同喜右衛門殿として盛田喜兵治の名は消えているが、この喜右衛門は、柰の子供であるから、全く城内盛田宛に報告していることになる。

一体どうしてこのようになったのであろうか。それを知るためには両盛田家の関係を明らかにしなければならぬ。

両家ともに、古くからの系図は所有していないが、位牌では次の様になっている。

盛田喜平治家

城内盛田家

初代	石田喜平治	初代	石田喜平治
二代	石田喜右衛門	二代	石田喜右衛門
三代	石田喜平治	三代	石田喜平治
四代	石田喜平治	四代	石田喜平治
五代	盛田喜右衛門	五代	盛田喜右衛門
六代	盛田喜平治	六代	盛田柰
七代	盛田喜平治	七代	盛田喜右衛門

つまり、七戸御給人となった五代目盛田喜右衛門までは全く同一であるが、六代目からが違った人になっている。

すでに見たように、四代目までは純然たる商人であったが、五代目の石田喜右衛門広治は、宝暦六年（一七五六）名字帯刀御免となり、盛田の名字を賜り、さらに安永四年（一七七五）与力となり、翌五年には七戸御給人に登用され、城内に御給人屋敷を賜り、横町の店から城内に移った。

城内に居を移してからの喜右衛門は、七戸代官所に出仕する時以外は城内から店に通い、依然として大塚屋の経営指導に当たった。

五代目喜右衛門は、このようにして大塚屋の最隆盛期を築いて、安永七年（一七七八）七月二七日五五歳で死去した。

喜右衛門の跡式は、一子喜平太のちの柩が嗣いだ。

その跡式許可書（相続許可書）が現存しているので左に掲げよう。

覚

一 高 五拾石

老斗九升八合

七戸御給人

盛 田 喜平太

右者、親喜右衛門儀、傷寒相煩、存命不定之躰ニ罷成候ニ付、万一儀茂御座候ハ、悴喜平太跡式被仰付被下置度旨、存生之内申上、願之通、被仰付候条、可被申渡候。

八月

木 村市郎右衛門 殿

野辺地 縫右衛門 殿

盛田の名字を貰い、御給人になってからの盛田家は、御給人の身分と、商人の身分と二つの身分を持つに至ったわけであるが、御給人としての相続は、当然に藩の許可を必要としたのである。

だが、喜平太（奎）は、この時一七歳に過ぎなかった。一七歳の少年に店の経営を任せることは困難である。

そこで、盛田家の由緒の処で記したような先例にならって、店の経営は喜右衛門の弟の喜平治に任せた。

四代目、石田喜平治も、元来は五代目喜右衛門の後見役であったのが、正式に四代目として承認されているのと、全く同じに、店の立場からいえば、喜平太（奎）少年ではなく、実権を握っている喜平治を主人と仰いだものと思われる。その結果が、盛田喜平治宛の決算報告となったものであろう。

だが、盛田喜平太（奎）が六代目を継いだ段階では、盛田家は二つの家に分かれていたわけではない。

儀 俄	藤左衛門
沼宮内	武左衛門
奥 瀬	伊右衛門
松 岡	藤右衛門
漆 戸	舎 人
東 中	務

六代目を継いだ頃一七歳であった喜平太も、天明四年（一七八四）には二三歳にも達したので、正規に盛田杢広富と御給人を名乗り、世の中のことがわかってきたような気持になっていたことであろう。

その翌五年からの決算報告が、盛田杢様、同喜平治殿の二人宛となり、しかも杢様と、様をつけさせたのは、自分が主人であることを殊更強調したものであろう。

それだけでなく、寛政五年（一七九三）からの決算報告は、自分と、当時まだ一四歳に過ぎない一子喜右衛門（広豊）の二人宛に提出させ、喜平治名を排除している。

この間の事情を暗示しているものに筆者家の分家お城盛田家（蒼前盛田家）に伝わる大塚屋系譜がある。

同資料には

五代 盛 田 喜右衛門

六代 盛 田 喜平治……幼名喜祖八

七代 盛 田 杢……六代喜祖八の男

とある。この系譜は盛喜家でも城内盛田家でも採用していないが、こういう見方も成り立ちうるのであろう。杢のやり方は、喜平治はもちろん、支配人や立合人である大塚屋忠右衛門達から非常な反撥を買う一因となつたらしい。

前記松坂屋勘定の決算報告が寛政年間以降、全くなげやりになっていることからそのことは察せられる。

盛田杢が盛田一族から反撥を買った理由は、杢に遊蕩癖があり、商家の経営に力をつくさず、店の売上げを湯

水のように費消しながら決算報告の宛名にみられるような主人顔をしたためであるようである。

先に示した『家定』で戒めているような「家内の不和合」が強くあらわれるようになってきた。

これでは商業の経営が順調に行われるはずはない。

先に、松坂屋の項で示したように、松坂屋の営業は寛政四年（一七九二）完全に停止され、その後享和二年（一八〇二）までの経理は、その年度の預り金と、本家つまり盛田全（城内盛田家）への渡し金と、次年度への繰越金額を示すに止まり、僅か数行で終わっている。

しかも、寛政三年からは、立合人の捺印が見られず、同八年からは、支配人の捺印もなくなり、遂に享和二年には、支配人・立合人の氏名すら見えず、代って「松喜店」と記されているのみである。

私は、先祖である盛田全の遊蕩振りは、耳にタコが出るほど聞かされていたが、この松坂屋の勘定帳である『萬覚帳』を見るに及んで、全に関する伝承の裏づけをいやというほど見せられた思いがした。

全のこのような放漫経営は三店の総合決算の項で示したような連年の大幅赤字を招き、大塚屋衰退の三つの原因のうち、最大の原因となったといっても過言ではないだろう。

この頃は、南部藩の財政も極度の窮乏期に入っていたので、藩は商人をはじめとする有力者に対し、御用金献上の要求を頻繁に出した。

全は、もちろんこれに応じ、その結果、天明八年（一七八八）春には、度々の加増により、知行高一〇〇石となっている。

本自身の榮達とはうらはらに、大塚屋の経営は益々悪化していった。

## (二) 大塚屋破産の危機と盛田家の分立

大塚屋は、店にあっては喜平治が渾身の努力を傾けてその経営の立直しを計ったが、一方における本のおけるわがままのため、その後も衰退の一途をたどり、遂に寛政八年（一七九六）には、三店の売券状と引替えに八戸の大塚屋本店から、月一割五分の利息で一〇〇両を借り、急場をしのぎ、ようやく文化三年（一八〇六）に借金を返して店の売券状を取り戻す等のこともあった。

これが契機となり、以来、商家のことについては御給人方で一切口出しをしないとの約束がかわされた。

その後、江州屋の経営が悪化したので文化七年（一八一〇）これを大塚屋の直営としたが恢復が遅く、別記のように文化一二年には岩城屋に一時その酒造権を譲る等のこともあった。

大塚屋の経営が苦しくなるにつれ、盛田本の生活も苦しくなった。

周田からの風当たりの強いのに抗しきれなくなった本（本左衛門）は、文化七年四月、老年、耳遠、病氣勝ちを理由とし、隠居願を藩に提出、許されて家督を一子喜右衛門広豊に譲った。

老齡といっても本はこの時まだ四九歳に過ぎず、喜右衛門は三一歳であった。

城内盛田七代目喜右衛門広豊には、親本について伝えられているような艶聞は聞かない。

この喜右衛門には、店を經營してみようという意志が少しはあったらしく、商家のことには口出ししないという一札があるにもかかわらず文政四年（一八二一）江州屋を自らの直営としたが僅か二年で失敗、江州屋の一切



の権利を、またまた八戸大塚屋本店へ三七〇両で売却する羽目となった。

江州屋を失い、生活が益々苦しくなった奎は、自分の生きている間、一カ年につき錢一〇〇貫文を大塚屋から援助してもらおうこととし、その援助を受けながら、天保三年（一八三二）その生涯を閉じた。

城内盛田七代目喜右衛門も大塚屋から、新田開発の費用その他様々の援助を受けたが、どうしても生活が苦しいので、折柄、経営指導のために来八中の、江州大溝の、大塚屋の総本店主村井伊兵衛の斡旋で、新田二〇石分の開拓費用と、天保三年（一八三二）から九カ年間、一カ年に付錢五〇貫文宛の援助を受けることとし、以後、大塚屋は代々喜平治家の子孫で相続するとの約束が成立した。

こうして天保三年、大塚屋（盛喜家）と御給人盛田家とは、実質的にも、形式的にも分かれ、二つの家となった。この天保三年取りきめの、金銭面のこと片づいたのは天保一五年（一八四四）のことであった。

以下、この時取り交わされた両家の契約書を示そう。

大塚屋（盛喜）の系図が六代目を喜平治とし、城内盛田家の系図が六代目を奎としているのは以上のような理由に基づくものである。

#### 取為替証文之事

一 盛喜・松喜・江七之儀、寛政七年卯九月盛喜逼塞八年辰八月八戸本店へ借家ニ仕候。年数之内金百両借用いたし、老ケ月老割五分利足定ニ而家やしき証文入、外ニ不少借金別紙在。松喜店之義、金百両老半利足

ニ而家やしき売券状相渡し置候。外ニ質物金錢共不少御無心在之候事。

江七店之義文政四巳年、自身立入相統仕候所、巳午兩年ニ而不少損分出来、上納金錢并外借金払方工面無之、八戸本店へ罷越御頼申上、金三百七拾兩ニ相払申候。

一文化三年寅正月、盛喜之方八戸本店へ被戻、我々了簡ニ及兼、商家之義ハ、諸士之方ニ而、已来何も構不申候と申始末、貴殿御親類中へ一札相出置候処相違無御座候。依之、商家之義ハ商家御親類中と御相談、御相統被成候事。

一其後、江七店取仕舞候ニ付、隠居（空）相統方難渋ニ付、存生中、老ケ年百貫文宛雜用申請候所相違無御座候。又拙者義も難渋ニ付、さまざま得合力、以来諸無心等申懸間敷候と申始末相出置候。然共、先年新田十二石奉願上被仰付候諸入方、不殘貴殿方ニ而御出被下、御取被下候処、相違無御座候。

一前文之次第御座候得者、此上彼是御頼申候茂無之候得共、拙者茂難渋之事故、又々御頼申、後々相統相成候様御頼申候処、幸大襟本家村井伊兵衛殿下り合ニ而、段々相談之上、新田式拾石場所見立願上被 仰付候ハ、右入方貴殿方ニ而御出し被下候定、右披立之間相統難渋ニ御座候ニ付、当辰ノ年（天保三年）ノ子ノ年（天保十一年）迄五（九）ケ年之間一ケ年五拾貫文ツ、申請候定、依之、後々ハ、商家ハ貴殿子孫ニ而御相統被成、拙者子孫之者双方共ニ及難渋ニ候共、決而無心等申懸間敷候。為念双方親類立合之上、証文為取替処相違無之候。為後証証文仍如件。

年号月

本人

盛田 喜右衛門

倅 勇 司

親類

盛田 益 助

同

盛田 周左エ門

盛田 喜平治 殿

倅 春 松 殿

同親類 衆中

申合始末之事

先年貴殿親喜平治殿存生中、新田貳拾石願上候節者、右入料相出呉候約定之所、御難渋ニ而右之儀者御成兼候ニ付、金貳拾八兩右を丑寅卯辰四ヶ年中ニ請取呉候様御頼合ニ而、右ニ相究メ候之処、相違無之候、尤右金子請取濟相成候得者、貴殿親存生中約定之分、不殘相濟申候。右金請取濟候処ニ而ハ、先年貴殿方ハ相出置候始末<sub>ニ</sub>裏印いたし相返可申候。為念之申合始末如件

天保十四年正月

本人

盛 田 喜右衛門

親類

盛 田 准 助

同

盛 田 弓 太

盛 田 喜平治 殿

引替始末之事

先年御約定申一条、此度皆済ニ付、入置候始末請取申候所相違無御座候。然ル上者、已後双方違乱故障等一切無御座候。為後日济切始末相渡し上申候。以上。

天保十五年辰正月

盛 田 喜平治

安兵衛

盛 田 喜右衛門 様

勇 司 様

(三) 大塚屋、名字帯刀御免

この取りきめのなされた天保三年頃、さきに八戸大塚屋へ売却していた江州屋はすでに取り戻していた。(取り戻しの年代不詳)

盛田喜平治は、両家の分立により、当然に盛田氏の名字を失い、盛田喜平治ではなく大塚屋喜兵治となった。しかし、商人にとって、名字帯刀を許されるということは最大の名誉であるだけでなく、経営上必要な武器でもあったから、大塚屋喜平治にとって名字は是非とも必要であった。

この願いは直ちにききいれられた。

天保五年(一八三四)二月二十七日、二四〇兩献金の功により盛田氏の名字と帯刀を許され、三五石の御免地を賜った。

外に同日付で名字帯刀を許された者に、浜中幾治郎、浜谷喜四郎の二家があった。

その時の証文を左に掲げよう。

天保五年二月廿七日

七戸通七戸町

一高 三拾五石

盛田 喜兵治

右ハ御勝手向御差支之趣、粗奉承知、為寸志御側江金子貳百四拾兩差上候ニ付、苗字・刀御免被成下候上、左之通、御免地御証文、北郡上野村、大浦村ニ而被下置候。

御免地証文

北郡上野村

(中略)

ノ拾八石三斗八升八合

同郡大浦村

(中略)

ノ拾六石六斗壹升貳合

高合三拾五石

右者、近年御物入打続、其ノ上去巳年、作合不熟ニ付、御勝手向差支之趣、粗奉承知為寸志、御側江金子貳百四拾兩差上、奇特之事ニ候。依之、右之通、御鷹餌鳥錢并惣高割物上納之外、御年貢米御役金錢諸郷役、御免被成下候也

天保五甲午歲二月廿七日

栄 御判

在江戸 内 蔵

在江戸 中 務

大 隅 御判

典膳御判  
上総御判  
七戸通横町

盛田喜平治

このことにつき、度々引用した天明二年の年紀の店『勘店帳』に次のように記されている。

喜平治祐寿代、御上様より、御国産大豆メヒ石御買上に相成、右代金半通御下ゲ被下置候処、右代金<sub>五</sub>足加へ、都合金モヒ両差上、外ニ御町手当ニ、米五合之相場之所、ヒ印ニ九合宛相払、別ニ御上様<sub>五</sub>雜穀差上候様被仰付、差上候処、御賞美として、苗字帯刀、御免地三拾五石被下置候。

然共、右差上候金、昨年迄見せ(店)ニ而、<sub>〃</sub>有<sub>〃</sub>ニ出し置候得共、当年元方持ニ相成。  
依而、右預りより引おとし、為後見、記録仕候。

以上。

(註 ヒ石・モヒ両は符牒)

これに力を得て、大塚屋は心機一転して商業経営に取り組み、天保六年(一八三五)の、『盛岡藩御国中分限番附』では、左のように前頭八枚目にランクされ、七戸商人中では最大の商人の面目を保った。

しかし、累積した負債額は大きく、天保四年段階で、野辺地の立五一(野村治三郎)からの負債だけでも一〇〇両を越えていた。

その返済をめぐる、いざこざは安政末年迄、ほぼ三〇年近くも続いている。





を保持し、格式においては常に七戸商人中筆頭の地位を堅持した。

### 第三節 大 安 家

#### 一 大安家の由緒と家定

大安家の初代は大塚屋忠右衛門と称した。

忠右衛門は、近江の国、高島町（当時大溝と称す）在の黒谷村の産であるが、七戸の大塚屋に奉公中、明和二年（一七六五）、同家五代目喜右衛門広治の妹おたつと結婚、主家の近くに別家し、大塚屋を名乗り主家の庇護のもとに、呉服屋・酒造業・質屋・雑穀集出荷業等を営んだ。

その経営的センスは抜群であつたらしく、その残している勘定帳は、複式簿記的手法に抛つたものであつた。代々世人の信望が厚く、今の町長兼警察署長に相当する「検断」職をつとめたりした。

盛田の名字を許された正確な年代はわからないが、二冊残っている明和三年（一七六六）『勘定帳』中、本家由緒書の末尾に、大塚屋忠右衛門、もしくは盛田忠右衛門と出てくるのが初見である。

通称「大安」は、初代忠右衛門のあと、安之助、安右衛門、安兵衛と、安の字のつく人が続いたため、大塚屋の大と、くっつけ呼んだものである。

以下、明和三年の『勘定帳』に記載している『本家由緒書』によって、大安家の由緒を見てみよう。

この由緒書は、その名によって窺われるように、大安家の本家である大塚屋すなわち、"盛喜"・盛田家の由緒をも知りうる最高の史料である。

この『本家由緒書』が二冊あることは、盛喜家についての項で述べた通りであるが、ここには先に引用しなかつたもう一冊の方を引用しよう。

本家由緒書

本家の由緒は、元祖喜平治。本来、石田長右衛門祖、法名徳誉道本信士(の)実子なり。

(喜平治は)右徳誉弟総蔵方へ養子家督す。然る処、不縁にて家を出、本家へ戻らず、横町惣五郎(の)家借して、かすか(幽か)の商売渡世相続し、右惣五郎(の)家屋舗(を)相調(え)、家を起(す)。則ち、法名遍照院雲誉乗紫居士と号す。是当家開基なり。

実子有り。俗名喜右衛門家督す。法名西往院明誉普山浄光居士と号す。女子有り、男子これ無し。

江州野田、村井治助弟養子家督す。俗名喜平治、法名は寿光院霊誉儀立居士と号す。

右養子の由来は、元祖并二代目共に江州大溝、村井伊兵衛殿出店八戸大塚屋より商売物請売いたし、自然と相したし、右大塚屋旦那だんな、法名は釈了有居士、此の仁より家名まで申し請け、挨拶により、右野田村(治助は)御一門に付、養子家督す。

扱又二代目喜右衛門(に)妹有り、横町奥山左治兵衛殿より養子して嫁す。俗名喜兵衛、則ち下町へ別家す。法名祥雲院歡誉演暢喜伯居士と号す。四代目喜右衛門(の)実父なり。実子有り、三代目喜平治(の)



然れば、高きも賤しきも同事成べし。

先祖をわすれず、能く勤めるときは、商運長久、子孫繁昌成る由伝え聞く。

一、己れ百萬の福者に相成候とも、本家大切にいたし、子孫々忘るる勿れ。千万一本家を取はづしたらんに於ては、目前にて象神明仏陀の罰当り、又子孫相立申さざる事顔前にこれ有る也。

一、本家并当家惣じて心を合せ、水魚和合たるべし。

万一、本家、当家に限らず、悪仁出生いたし、家をほろぼさんとせば速かに相談いたし、家とは替えぬ様にいたすべし。工伝。

一、御上の義大切に相守り、無調法無き様仕るべく候。

一、商売躰の義、運上請負事堅く無用。附かし売り仕るまじく候。尚又何事にても人に請合事堅く仕るまじき事。

一、子々孫々まで奢り申さざる様、堅く申し伝うべし。検約第一にいたすべし。

一、何義にても一己の了簡にて相済まし申さざる様、本家へ相断、相片付申すべき事。

一、神仏の拝礼、朝暮に能く勤め申すべき事。

一、勘定目録は言うに及ばず、身帯の儀、妻子たり共、女人に堅く語り申すまじく、嫡子、二男其外番頭等に語候事、これ有り難し。其の儀は筆紙に懸されぬ間、其の時に応ずべきもの也。

右の外、書記したき事海山これ有り候へとも、あらまし書置候。以上。

明和三年丙戌正月吉日

大塚屋忠右衛門 ⑩

富祝

本家のことについては既に述べたので大安家のことだけを整理すると、その由緒は左のようになる。

大安家由緒

初代 忠右衛門（幼名長六）、江州高島郡黒谷村、山口与作の実子。

享保十九年、七戸大塚屋へ奉公。

四代目喜右衛門妹おたつと結婚。（大塚屋および城内盛田家では喜右衛門を五代目としている）

明和二年、別家して、大塚屋忠右衛門と名乗る。

さて、大安家の家定（家憲）は、由緒書と一体となっており、それを貫く根本精神は、自分を独立させてくれた本家をあくまでも尊重すべし、という本家第一主義とでもいうべきものであり、これに附随して、商業経営上の基本方針を述べたものである。

そこに説かれているものは、和を大切にすること、家業相続を第一に考え、相続不適人は排除すること、奢侈禁止、本家との合議制の採用、自己の経営方針には妻子の口をはさませないこと、連上請負、貸売りの禁止等であり、まことに堅実そのもの、といった感が深い。

## 二 大安家の酒造経営

## (一) はじめに

江戸時代の地酒は、主として小作米によって造られたというのが通説のようである。

すなわち江戸時代の在郷商人の中には、金貸し、寄生地主、酒屋、呉服屋を兼ねる者が多いが、彼等の多くは、まず土地を抵当に取って金を貸し、返済出来ない者の土地を兼併し、そこから上る小作米を以って酒造業を営み、また呉服業等をも兼営していた、というのである。

これも確かに一つの型ではあったろうが、すべての酒造業がこのような型にはまるものでなかったことも事実である。

七戸村の酒造業者大塚屋忠右衛門家の例は、この型にはまらない酒造業の一例である。

忠右衛門の行った酒造業は、自家はもちろん、主家の徴収する小作米にも依存したのではなく、全く購入米に依存したものであった点において大きく異なる形態のものであったといわなければならない。

同家には、当時の営業状態をうかがわせる若干の資料が残されており、中には、今学界の話題となっている江戸時代の複式簿記類似の記帳方式の簿冊類も含まれているが、以下主として、『自安永三年至天明二年米雜穀買帳』、『自安永三年至寛政十年酒覚帳』並に『自明和三年至寛政十一年萬覚帳』によって、大安家の酒造経営の姿を描いてみよう。

## (二) 幕藩体制下における酒造統制

江戸時代の経済は、“米遣いの経済”といわれるように、米を中心として動いており、米の生産及び流通事情

は幕藩財政に大きな影響を及ぼした。

従って、その米を原料とする酒造業の経営を自由に放任することは、幕藩体制維持の立場から採用できないことであった。

酒造株や酒造石数の制限、酒価の統制は、この意味において、幕府ならびに諸藩の重要な施策の一つであった。

酒造株の制度が設定されたのは、『灘酒沿革誌』によると、明暦三年（一六五七）のことであるといわれるが、文献的に確認出来るのは万治三年（一六六〇）のことである。（『日本財政経済史料』第二卷一三六三ページ）

ところで、江戸時代、南部領で酒造業が営業として成立したのは、岩手放送の近著『岩手百科事典』によれば、寛文年間（一六六一～一六七二）紫波郡志和村の近江商人村井権兵衛によってであるが、同書はまた、清酒の醸造法はこれより先、寛永一三年（一六三六）から万治元年（一六五八）まで盛岡に流されていた宗対馬守の重臣方長老によって伝えられていたことも記している。

一方、『盛岡市史』第三分冊一近世期上は、『盛岡藩雑書』により、万治四年（一六六一）南部領には、盛岡一、郡山二、花巻二、八戸二、三戸三、福岡一、沼宮内一、渋民一、雫石一、田名部二、横浜一、五戸一、久慈一、大迫一、大槌一、山田一、宮古一、遠野一、七戸一、野辺地一、花輪一、毛馬内一、一戸一、計三三軒の酒屋があったことを明らかにしているから清酒を醸造した酒屋の発生は当然寛文期以前に求められるべきであろう。

清酒の醸造法が普及してのちの酒屋数の増加は、全国的にみても、南部地方においても、まことに著しいもの

があつた。

これを放置すべきでないと思つた幕府は、寛文六年（一六六六）最初の株改めを実施すべく、左の如き法令を諸藩に通達した。

一、今年耕作損毛之地有之間、猥に米を費すべからず、酒造之儀、江戸・京都・大坂・堺之津、并名酒之所々、其外於諸国在々所々、累年造来候員数、其所之給人御代官より改之、其半分作らせ申べし、勿論新規之酒屋一切可令停止之

（『日本財政経済史料』第二卷一三六四ページ）

この法令中、「累年造来候員数」の、員数を、『盛岡市史』は、酒屋の戸数と解釈したのに対し、柚木学は酒造米高と解し、この法令は、「累年の醸造米高の二分の一造り」令であつたとしている。（同氏著『日本酒の歴史』六一ページ）

それはともかく、万治四年三三軒であつた南部領の酒屋は、五年後の寛文六年一二月には七二軒に達してゐたが、この幕令の実施により、三九軒に減少した。（『盛岡市史』）

この法令を含め、江戸時代、徳川幕府によつて出された酒造統制令は六七回を数える。（柚木重三著『灘酒経済史研究』一六九ページ）

この法令のすべてが南部藩においても遵守されたかどうか、今のところすべてを明らかにすることはできないが、時には、南部藩独自の事情により、幕令とは反対の立場をとり、あるいはこれを遵守するかに見せて、その実これを守らないこともあつた。



まず、前者の一例を掲げよう。

幕府の酒造統制の狙いの一つは、米価の高騰抑制にあったので、享保年代米価下落の傾向が始まるや、幕府は一転して酒造奨励に乗り出し、宝曆四年（一七五四）には、元禄調高までの「勝手造り」令を出した。

この「勝手造り」令は、次の天明七年（一七八七）の減醸令まで有効であったのであるが、宝曆五年（一七五五）つまり「勝手造り」令の出された翌年、大飢饉にみまわれた南部藩では、次のような酒造停止令を出している。

酒不残御止被成旨被仰出候付、酒道具御封印被仰付候間、御勘定方御徒目付例之通申付差遣候様ニ、御目付、御勘定頭え申渡之

一、十二月十七日、米不足ニ付、糶仕込候儀御停止被仰付候、万一隠密ニ糶仕込候者有之候ハ、急度可被仰付事

一、濁酒并甘酒造り致商売候儀、是又稠敷御停止被仰付、右之通相触候様、御町奉行え申渡之

（『藩法集9盛岡藩上』）

何万人もの餓死者を出した大飢饉の際であるから、このような措置は当然の措置といふべきであらう。

後者の事例の一例は、寛政元年（一七八九）の幕府の「造酒三分壺造令」に対する対応である。

この三分壺造令に対する南部藩の対応には、微妙なるものがあつた。

結論をいえば、この三分壺造令は、南部藩では形式的には守られたが、実質的には守られなかったのである

が、この点については後述することとする。

酒は、江戸時代すでに生活必需品の域に達していた。従って、酒に対する統制は、酒造高に対する統制だけに止らず、酒価統制にまで及び、ほとんど公定価格制がとられた。

酒価は、南部藩では全領一律に同一価格であったが、城下町と在々、また在々でも米の生産地帯と畑作地帯等との間には、米価において相当の開きがあったので、安い米を用いて造った酒も、高い米で造った酒も同一価格であることに對しては、多少の抵抗もあったようである。

次に示す資料は、天明の飢饉以来百姓不足となり、不仕付地が増加したため、米価の高騰になやんだ七戸村の酒屋が連名で七戸代官所に、酒価の値上げを願ひ出したものである。

乍恐奉願上事

御当所酒屋直段之儀、以前より御城下並合被仰付、商売渡世仕罷有候処、乍恐兼而御存知被成下置候通、已然ハ御城下米直段茂御当所相場も、別而相替儀無御座候故、御憐愍を以、渡世ニも罷成候処、御存知被遊候通、凶作已来御百姓不足ニ罷成、田形不仕付、多年之不作故出来不足ニ付、近年御城下米相場とハ違、格別年々高直ニ御座候得共、兎角前々より被仰付有来候事故願上候も恐入、是迄相控罷在候へ共、唯今迄之通被仰付被下置候而ハ、所詮酒屋共渡世相続ニ茂及兼候躰、甚迷惑ニ奉存候、依之、恐多願上様奉存候へ共、何卒当所年々米相馬振合を以、酒直段被仰付被下置度奉願上候、御慈悲之御了簡を以、願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、

乍恐御序之節、宜被仰上被下度奉願上候 已上

寛政元年酉十一月

酒屋 弥兵衛

米田 勇助殿

孫右衛門

西野 八十八殿

喜兵衛

七郎兵衛

喜平治

取次検断 宇右衛門

この七戸村酒屋共の願いは聴許され、一升到付三文増で売ることを許されている。(七戸大塚屋文書『酒方控え帳』)

(三) 酒造米の購入と造酒ならびに販売

七戸村の造り酒屋大塚屋忠右衛門の酒造用米の殆んどは、七戸村で、月三度、八の日に開かれる定期市と、市日と市日との間に購入されたものであり、小作米を酒造用米に充てることは皆無であった。

購入される酒造米は、七戸村の枝村および近村で生産されたものであることはいうまでもないが、時には二〇キロメートルも離れた五戸米を購入することもあった。

米の購入は、早ければ八月二八日の市日から、遅い年では一〇月二八日の市日から始まって、遅くとも一二月二八日の市日で終わっている。

酒造用米が購入されると、次々に仕込作業に入った。

仕込工程は、精米、洗米、蒸米、麴仕込、酛仕込、もろみ仕込、圧搾、貯蔵および火入れの工程に分けられ、造出しから造仕廻までの期間は、寛政九年頃（一七九七）までは、九月一五日から翌年二月一五日までの一五〇何日間であったが、寛政一〇年には九月一五日から一月晦までの一三五日間となり、さらに翌寛政一一年には九月二七日から正月一日迄の一〇五日間となり、その後も、年により、あるいは一三五日間となり、あるいは一〇五日間となっている。

仕込期間一〇〇日というのがこの頃灘をはじめとする主要酒造業者の標準であったから、それに近づいていたということが出来よう。

売出しは、早い年で一〇月朔日から、遅い年で一〇月一三日頃からであったが、稀には一〇月から造り出して一一月から売りはじめることもあった。

仕込んでから売りだすまでの日数は、きわめて早く、一五日間から一七日間であった。

七戸のような田舎で、夏まで酒を保存する技術があったかどうか、疑問視されていたが、この頃では、火入れの技術もすすみ、多くの場合一〇月迄、まれには一一月までも売っているから酒屋に清酒のない月はなかったといえる。

次に大安家の、酒造用米の購入状況ならびに造酒、販売の状況を、安永三年（一七七四）に例をとり、前記資料によって、具体的に示してみよう。

第一四章 商工業

次に、『酒覚帳』によって、同年の酒販売高およびその代価を示そう。

月日	米購入石数	同上代価	月日	米購入石数	同上代価	備考
一〇・二八	百十石斗升合 三二二四五	千百十メ百十文 九六四八三	小計	百十石斗升合 四二八七一〇	千百十メ百十文 一二五九九六八	①七戸村の市日は八の日、月三回である ②市合とは市日と市日の間のこと ③本家とは大塚屋本店のこと ④代金の計算に少し合わない処もあるが大きい数字でないので、原本通りそのまま記帳した ⑤安永三年暮の新造酒桶数は、三八本三分七厘五毛、一本につき一四石八斗六升である ⑥『米雑穀買帳』による ⑦月日のらんには、市日・市合購入以外の購入先をも示した
市合	一三八〇	四一七八	市合	二二一〇	六五二二	
一一・八	五七一八〇	一六三五二〇	市戸	七六三九〇	二二二一〇一	
市合	二五二〇	七〇七〇	一一・八	三一五六〇	九四三〇〇	
一一・一八	八八〇二五	二五四四二三	一一・一八	一七九五	五六〇八	
市合	二八六三〇	七九七四二	市合	二二九〇	七二七〇	
一一・二八	五七九五〇	一六七一〇六	五戸買	二九二〇〇	八八五七〇	
市合	三〇九二〇	八九〇八七	一一・二八	一五三〇	四七二八	
本家より	一二〇〇	三五〇〇	本家より	二四〇〇	七九二四	
〃	五〇四〇〇	一五二五七八	小計	一四七四七五	四四五九七三	
〃	二二七八〇	六四〇七九	合計	五七六一八五	一七一〇七六九	
〃	一八五八〇	五二三五三	酒造用米	五七〇二〇〇	一六九七一七〇	
喜太郎より	三六九〇〇	一二五八二五				

月	酒販売高	同上代価	粕販売代	おり酒代	その他	備考
一一	百十石斗升合千百十文 二五八〇〇	二二三三〇〇	百十石斗升合千百十文 二五二〇〇	百十石斗升合千百十文	百十石斗升合千百十文	①その他の中には、代官所御用で別扱いの分のほか、酒代と粕代が混記されていて、分離できないものをいれた ②合計の酒代価の中には、おり酒代、その他の中の酒代も入っている ③この年の新酒売出しは、一月八日の市日であった ④『酒覚帳』による
一二	一九〇〇〇	一六八三〇〇	三一九〇〇			
一	一七二五〇	一四八七〇〇	二六一〇〇			
二	三〇七五〇	二三七〇〇〇	三四二〇〇			
三	三五三〇〇	二七四一〇〇	三六三〇〇			
四	四九五〇〇	三七一六〇〇	一五八〇〇			
五	四〇三五〇	三〇九〇〇〇	一一一〇〇			
六	三九三〇〇	二九二五〇〇		四一〇〇		
七	三六五〇〇	二九〇三〇〇	三八〇〇	一〇五〇〇		
八	三六一〇	二七六七〇〇		三三二〇〇	三五〇〇〇	
合計	三三八五五〇	二六四九九〇〇	一八九〇〇〇			

次に、今示したのと同じ手法によって、安永三年（一七七四）から天明元年（一七八一）までの米購入石数、酒造用石数、酒造用米代価、酒販売高、その代価等を一覧表によって示そう。

年次	購入石数	酒造用の石数	酒造用米代価	酒販売高	同上代価	その他の代価
安永三(一七七四)	五七六 <sub>石</sub>	五七〇 <sub>石</sub>	一六九七 <sub>メ</sub>	三三八 <sub>石</sub>	二六四九 <sub>メ</sub>	一八九 <sub>メ</sub>
〳 四(一七七五)	八〇〇	七五九	一七三一	三八八	二五八五	一九四
〳 五(一七七六)	五〇二	四六五	二一二五	二九六	三一二三	二二〇
〳 六(一七七七)	七九五	七二〇	二四〇〇	四五一	四〇一七	二〇二
〳 七(一七七八)	五六七	四九六	二三四八	二九〇	二六六六	二一六
〳 八(一七七九)	四九二	四五〇	一四六五	二七一	一七〇六	一八一
〳 九(一七八〇)	七一二	七〇五	一八七五	四二六	二三八五	七七三
天明元(一七八一)	七八七	七二五	一八一八	四四四	二二五五	七七七
〳 二(一七八二)	六〇八	五八七	二二三二			

註

- ① 単位はそれぞれ石、貫でとどめた。
- ② 年度はもちろん酒造年度によった。従って、たとえば安永三年であれば、同年の一〇月から十二月迄購入した米でつくられた酒が、同年の十一月から、翌四年の八月まで売られているが、それらの合計を記した。
- ③ その他の代価は、粕代、おり酒代等である。
- ④ 安永九、天明元年のその他の代価の多いのは、店売り等が入っているためである。
- ⑤ 天明二年分は、脱落があるため記入できなかった。
- ⑥ 年度によっては若干の売れ残りがあるが、それは次年度初めに売られた。その分は、元来の酒造年度に売られたものとして計算してある。

⑦ 販売された以外の、自家用酒その他はこの計算に入っていない。従って清酒出来高は、これよりは若干増えるであろう。

(四) 酒造用白米に対する清酒出来高の割合

前表に掲げた酒造用石数は玄米の石数である。清酒をつくるには、これを白米としなければならないので、これを白米に換算し、これに対する清酒の出来高の割合を示すと左表のようになる。

年次	酒造用玄米	同上白米換算	清酒出来高	清酒出来高割合	備考
安永三	五七〇 <sup>石</sup>	五〇七 <sup>石</sup>	三三八 <sup>石</sup>	六六%	前表中の酒販売高をそのまま清酒出来高としてここに掲げたが、実際はこれより若干多 いはずである。
〃四	七五九	六七五	三八八	五七	
〃五	四六五	四一三	二九六	七一	
〃六	七二〇	六四〇	四五一	七〇	
〃七	四九六	四四一	二九〇	六五	
〃八	四五〇	四〇五	二七一	六六	
〃九	七〇五	六二七	四二六	六七	
天明元	七二五	六四五	四四四	七〇	

これによってみれば、江戸時代中期、七戸大塚屋の、酒造用白米に対する清酒の出来高割合は、年によってかなりの差があり、酒造技術は未だ十分に固定していたとはいいきれぬようである。



これを、こころみに、寛政七年（一七九五）の灘の酒造家白嘉納家のそれと比較してみると、白嘉納家では、一九八〇石の酒造用白米を以って一七八二石の清酒を醸造しているから、その清酒出来高割合は九〇パーセントであり、大安家よりは、はるかに高度の技術を有していた。

しかも同家では、天保十一年（一八四〇）、米一石に対する吸水率を五斗から一石一斗に上昇せしめることにより、一九八〇石の白米から実に二九六九石の清酒を造ることに成功しているから、その清酒出来高割合は一五〇パーセントにも達したのであった。（柚木学著『日本酒の歴史』）

（五）酒造株と酒造石数との関連

九一一ページの表で見たように大安家は、安永三年（一七七四）から天明二年（一七八二）の間、二七一石から四五一石の清酒を販売しているが、一体大安家は何石の酒造株を所有してこれだけの清酒を醸造していたのであろうか。酒造株すなわち酒造権の付与権者は藩領にあっては、各藩主である。

南部藩においては、酒造株は、酒箒と呼ばれたが、その売買、貸借等は割合自由であり、藩の許可のもとかなり頻繁に移動している。

大塚屋忠右衛門が、明和三年（一七六六）に別家し、数年後の安永三年（一七七四）に酒造業を開始出来たのも、本家の資金的援助のもとに、酒造株を購入することが出来たからであった。

大塚屋忠右衛門の、株取得に関する資料は現在数点残されている。

それらによると、安永三年の時点における同家の酒造株高は、あるいは五〇石とも、あるいは一〇〇石ともう

けとれ、判然としない。

次に大塚屋の酒造株高が、一〇〇石であったと思われる資料を掲げよう。

添目錄之事

一、酒箒御証文老本

右ハ拙者先祖孫右衛門、泊村万右衛門相調、御当所ニ而造酒仕罷有候所、其後正徳四年、又泊村<sup>江</sup>罷越造酒仕度旨願出候所、右御証文被下置、於泊村造酒仕罷有候。

其後休箒ニ而罷有候所、寛延三年午ノ正月、願人孫作、御上様<sup>江</sup>願上、御当所<sup>江</sup>引越、造酒仕罷有候間、右御証文ハ万右衛門、相求候本御証文之代リ御証文ニ相違無御座候間、此度貴殿<sup>江</sup>相渡申候。

一、右酒箒泊村<sup>ハ</sup>御当所<sup>江</sup>引越造酒仕度段、寛延三年午ノ正月願上候下書老本

一、右願ニ付盛岡御側<sup>ハ</sup>其頃御当所御代官山本藤兵衛様、矢羽々小助様<sup>江</sup>御吟味方被仰付候御側<sup>ハ</sup>御用状写老本、

一、寛延三年三月十八日、願之通御当所ニ而三上唯右衛門様、中島弥五右衛門様<sup>ハ</sup>被仰付候所相違無御座候  
 一、願之通被仰付、午ノ暮<sup>ハ</sup>造酒仕候ニ付、午ノ暮式文増御礼錢並未ノ暮四文増御礼錢、同御請石高百石御礼錢上納仕候ニ付、御請取三枚御印物相渡申候

一、寛延四年未ノ年御請石高百石御免桶御改帳老通、但申ノ年<sup>ハ</sup>休箒願上罷有候、右御請石御免桶之義数年ニ相成、古道具計故朽損用立申品無御座候ニ付、此度相渡不申候。

一、拙者不勝手ニ付、為相統、右孫作酒箒相払、家業相統仕度段、御当所御下役浦田甚左衛門様、中野宇右衛門様江七月廿二日ニ罷上り、御内々御伺申上、貴殿江永代売渡申候上ハ相違無御座候。

右之通御座候、本紙売券並右始末相添、永代貴殿江売渡候上ハ、本紙手形之通、御上様ハ不及申上、他之妨、違乱無御座候、万一子々孫々ニ至迄、如何様之出入、六ヶ敷義出来仕候共、印形者罷出、急度申披、貴殿江少モ御損、御苦勞相懸申間敷候、為後日之別紙目錄、仍而如件。

安永三年午ノ七月廿三日

酒箒老人	横町	喜太郎	印
同		孫作	印
親類五人組	横町	忠四郎	印
同	下町	六右衛門	印
五人組	横町	伝次郎	印
親類五人組	下町	治郎八	印
同	同	善助	印
同	横町	平十郎	印
親類請人	下町	織右衛門	印

下町 忠右衛門 殿

## 同 与八郎 殿

また、『萬覚帳』にも「喜太郎方所持 孫作箒 御請石高百石、右箒、喜太郎不相統ニ付、文金百兩ニ仕、永々手前<sup>江</sup>相調、代金百兩本家<sup>ト</sup>借受、相渡ス。御証文并喜太郎<sup>ト</sup>之売券状、本家へ相渡し差置申候。委細手形ニ有。安永三年午ノ七月廿三日」とあり、忠右衛門の購入した孫作名儀の酒造株高は一〇〇石であったとしている。大安家文書の中に、前掲『添目錄』だけがあつて、大事な本手形が見当たらない理由は、右『萬覚帳』の記載によつて明らかとなる。

尠が、この喜太郎の所持している『孫作箒』の所有権の移転はすんなりとはいかなかつた。

というのは、同年の一〇月一五日喜太郎は家屋敷、土蔵酒箒のすべてを野辺地の仙台屋彦兵衛に売却しているのである。

左にその証文を示そう。この証文の原本は当然、仙台屋にあるべきものである。従つて大安家にあるこの証文は控書であり、認印がおされていない。偶然か、故意か、不思議なことにこの酒箒は誰の名儀になっているのか、またその石数は何石なのか記されていない。

## 永代売渡申家屋鋪土蔵並酒箒質箒之事

一私居宅、七戸横町東側表間口六尺三寸間拾貳間四尺、裏<sup>江</sup>押通不残、建家表口八間裏ニ拾八間、戸障子有之儘、右屋鋪之裏ニ五間ニ五間、四間ニ七間之酒蔵式ヶ所、酒道具別紙帳面之通相添、外ニ五間ニ八間之雜穀蔵壺ヶ所、私居宅之裏ニ有之候ヲ、此度代金通用文金三百五拾貳兩慥ニ請取、永代貴殿<sup>江</sup>売渡申所実

正ニ御座候、然上ハ、御公儀様不及申上、脇方懸合違乱妨之儀一切無御座候。  
万一右之家屋鋪・酒箒・質箒・土蔵ニ付、脇方如何様之六ヶ敷違乱仕候共、加判之者罷出、急度埒明、  
少茂貴殿<sup>江</sup>御難相懸不申、前書之通急度相渡可申候。為其檢断武左衛門殿御裏書印形申請、相渡、組合・  
親類・請人加判、為後日之、家屋鋪酒箒質箒土蔵壳券状如件

家屋鋪酒座質座蔵

売人七戸横町

喜太郎

親類五人組横町

忠四郎

同

平十郎

同 下町組合

治郎八

同

善助

請人下町

安永三年甲午十月十五日

野辺地買人

仙台屋 彦 兵 衛 殿

金主美濃笹洞

長 尾 四郎右衛門 殿

ところが、この同じと思われる酒箒・酒蔵・酒道具等の一切が全く同じ日付の一〇月一五日付で一カ年の借用料五〇両、一三カ年の約束で、同じ喜太郎から大塚屋忠右衛門へ貸し出され、相互に証文をとりかわしている。この相互にとりかわした証文の内容は、当然同じ内容のものであるのでここには、喜太郎から大安家へ差し出したものだけを掲げよう。

貸屋貸箒書替手形之事

一、拙者居宅并酒箒・質荷負・酒道具不残、酒蔵式ヶ所、雜蔵壱ヶ所、但シ雜蔵二階不用、下通造酒米置所計、当分相用定、右貸屋・貸箒質、壱ヶ年通用文金五拾兩ニ定、当午ノ年造より午ノ年造迄中年拾三年、

織右衛門

五人組横町

伝治郎

同 下町

六右衛門

貴殿<sup>江</sup>貸屋貸箒仕候処実正ニ御座候。

右年数相济候ハ、午ノ年造酒仕廻、未ノ八月中御明渡し被成御定ニ御座候。

一、此度別紙帳面ニ而貴殿<sup>江</sup>預ケ置候品々、年数相济候ハ、無相違御渡し被成候定ニ御座候。

一、右年数中、内外普請并作事等、貴殿御勝手次第被成候定ニ御座候。尤拙者方<sup>江</sup>御取合不被成相济不申候儀ハ、御取合被成候定ニ御座候。

一、屋根葺替并諸色手入・拵立等之儀、貴殿御勝手次第ニ被成候定ニ御座候。

一、右宿賃五拾兩之内、来未ノ年<sup>ハ</sup>巳ノ年迄十<sup>ハ</sup>卷ケ年間、金三拾兩宛、年々十一月中、美濃長尾四郎右衛門殿御支配人并野辺地仙台屋彦兵衛殿<sup>江</sup>御渡し被下候定、尤午ノ年分ハ式拾式兩御渡し被下候定、同金拾五兩ト錢壹貫八拾三文、貴殿御本家喜右衛門殿<sup>江</sup>、来未ノ年より午ノ年迄十二ケ年間、年々十一月中御渡し被下候定、同四兩三步三百拾三文、貴殿見せより当年中買物代拾七兩式歩と百七拾五文、拙者借用之内<sup>江</sup>、来未ノ年より右買物代相济不申候内相渡し申候定御座候。

一、右年数之内、酒質・荷負ニ連束<sup>(總)</sup>仕、御役儀貴殿方ニ而御勤被成候定御座候。

一、右質酒・荷負ニ付、御上様ハ不及申上、他之妨無御座候。若年数中如何様之六ケ敷出入等出来申候共、貴殿<sup>江</sup>御苦勞相懸不申候。

本人并印形之者引取、急度埒明可申候。

為後日之書替手形如件。

安永三年午ノ十月十五日

大塚屋

忠右衛門 殿

与 八 殿

本人横町

喜太郎 印

孫太郎 印

親類同町

忠四郎 印

同 同

平十郎 印

同 下町

次郎八 印

同 同

善 助 印

同請人同

織右衛門 印



この文面中に、借用料の一部、年三〇兩を、向こう一カ年間野辺地の仙台屋へ払うように、とあるから、この酒箒・酒蔵等はやはり、仙台屋へ売られ、それを忠右衛門が借用した、ということになるようである。(但し、契約の相手は、仙台屋ではなく依然として喜太郎になっている)

大安家(大塚屋忠右エ門)が喜太郎から、借箒したことは、右の手形の外に、喜太郎が大安家の本家大塚屋(当時盛田喜右衛門広治)から借金をした手形の中にも明示されている。

借用申年賦手形之事

一金子百八拾貳兩壹分ト錢四百文。但通用文金上小判也。

右ハ本錢千貳拾壹貫文代也。兩替五拾六貫買。

右之金子儘請取、預置申処実正御座候。然所、拙者儀、近年打続不勝手ニ被成候上、去巳ノ四月、御町出火之節類焼ニ逢、相続可仕様無御座、拙者先祖ト所持五拾石孫右衛門名前、当時造酒被有候酒箒、下町忠右衛門方<sup>江</sup>、当午ノ年ト来午ノ年迄中年拾三ヶ年之間壹ヶ年ニ金五拾兩宛ニ相定、美濃長尾四郎右衛門殿并野辺地仙台屋彦兵衛殿<sup>江</sup>及相談、拙者居宅并酒箒酒道具不残、貸屋貸箒に仕、右宿賃を以年々壹ヶ年ニ金拾五兩ト錢壹ノ八拾三文宛、相渡申度、来ル未ノ年ト午ノ年迄拾貳ヶ年賦被成、御請取被下度段、願申候所、拙者并子孫共為相続、願之通被成下候定ニ御座候。然上ハ、年々十一月中ニ、忠右衛門立合之上、前書之通、金拾五兩ト錢壹貫八拾三文宛、無相違急度相渡可申候。万一不事間違等有之相滞候共、段々御慈愛を以、右之通御了簡被下候上ハ、親類請人方<sup>江</sup>引取、相弁、定月無相違、急度相渡可申候。為其、親

類請人加判仕上六、少も相違仕間敷候。為後日之仍而如件。

安永三年甲午十月十六日

借用人美濃屋

喜太郎

親類横町

忠四郎

同 同

平十郎

同 下町

治郎八

同 同

善 助

同請人下町

織右衛門

盛 田 喜右衛門 殿

同 喜祖八 殿

これによると喜太郎は、当時経済的に困窮の極にあらたらしい。

この文中、善太郎は、去る巳年に火災にあったと述べている。巳年とはこの手形を作成している安永三年の前年の安永二年のことをいっているのか、あるいはその一二年前のことなのか、資料不足でわからないが、実は、この酒造株の取引が行われた当日、安永三年一〇月一五日夜刻、七戸は一六〇軒を焼く大火災に見舞われ、下町・小川町・横町・袋町はほとんど全滅している。

『萬覚帳』によれば、この時、大塚屋忠右衛門家は全焼したが、横町にありながら喜太郎は類焼を免れたので忠右衛門は二四日左の領収証が示すように早速第一回目の借籌代五〇両を支払い、喜太郎方へ引越し、すでに酒造りの時期に突入していたので、前述したように一〇月二八日から酒造米の購入を行っている。

覚

一金 五拾両也

右ハ貸建申宿賃当年分懃請取申候已上

安永三年

午ノ十月廿四日

大塚屋忠右衛門 殿

与 八 殿

みのや

喜太郎 印

覚

一金 五拾兩ハ 通用文金也

右ハ午ノ年分貸簀貨屋賃

懃請取申候 已上

安永三年午十月廿四日

横町

喜 太 郎

忠右衛門

与 八

以上の資料からみてここに疑問に思うのは、一五日付の喜太郎から仙台屋への売渡状、同じく同日付の喜太郎から忠右衛門への貸簀書替手形の二枚には、簀名も、酒造株高の記載もなかったのに、一六日付の、喜太郎から大塚屋本店に差し出した手形の中には、「孫右衛門」名儀で、酒造株高五〇石とある点である。

一番はじめにあげた七月二三日の『添目録』によれば、孫右衛門の子孫が孫作であり、「孫右衛門簀」というも「孫作簀」というのも同じものはずである。

然るに、喜太郎は、七月二三日には、「御請石高一〇〇石」といっておりながら、一〇月一六日の手形では、孫右衛門名前で五〇石とっている。

一体、孫作簀と孫右衛門簀は、同一のものなのか、違うものなのか。

違うものとするれば、二つの簀を一人の酒造業者が所持することが一体可能であったのか。

大塚屋忠右衛門は、安永三年の七月に、孫右衛門か孫作かの簿一〇〇石を買った上、さらに同年の一〇月一日に、孫右衛門簿五〇石を借用したのか。

今の段階では、結論を下すことは困難である。

ただ一つ、ここで、一つの疑問解明の鍵となるのは、一〇月一五日付の貸簿手形が『貸簿書替手形』となっている点である。この手形には、何をどう書替えたのか記していないが、七月に行われた売買を取り消し、貸借に代えた、ととれば少し事情が分かってくる。

大安家が、これにより、酒造権を得て、早速この年から酒造りを始めたことは既に述べた。

しかし、その借用期限は、天明六年までのはずであるのに、大安家の記録では、天明二年までの記録しかなく、その後一〇年をへた寛政五年から同一〇年まで酒造業を営んでいる。

この間の酒簿の取り扱いがどうなっているかわからない。

七戸の酒造りに関する史料には、この外に、大塚屋本店の旧蔵に係わる、寛政元年以降のことを記した『酒方控之帳』と、弘化四年（一八四七）『酒方要留』があるが、大安家（大塚屋忠右衛門）の名の出てくるのは寛政六年だけであり、孫作と孫右衛門の名はしばしば出てくる。いずれにせよ、七戸の酒造業の歴史の解明には、今後なお、多くの年月を要するだろう。

さて大塚屋忠右衛門は、安永三年直ちに醸造をはじめ、その年に三三八石以上の酒を醸造したことになる。

五〇石または一〇〇石の酒造株で三三八石の酒を醸造する。このようなことが果たして可能であったのか。疑

問は依然として残るがこの疑問は、次の資料によって一部解決される。

その資料とは、先に触れた寛政元年（一七八九）の、幕府の「造酒三分老造令」に対応して、南部藩が領内の酒屋に対し下した左の如きものである。（大塚屋文書、『酒方控之帳』）

酒屋年行司ニ御用之由ニ付被仰付左之通

先達、従公儀、諸国一統酒造高三ヶ一仕込被仰出候ニ付、御領分中三ヶ一造酒申付候、仍而酒屋株高、酒造米高別紙之通被仰上候間、若株高、酒造高之訳御尋も有之候得ハ、御答可被成御控書別紙之通御被成候間、右之趣意熟と相心得居可申候。

一、休酒屋之分ハ当時造酒罷有候躰ニ被仰上候間、尋之者も在之候ハ、不操合ニ而去冬ハ当年計休罷有候、当年ハ造酒仕候と相答可申候。

一、減石之義ハ願出候而も不被仰付候得共、□としハ無滞筋合御吟味之上、年数を以近年減石被仰付酒や共も有之候節ハ本石を以相答可申候。

以来減石之者年延等之事願上候而も御取上不被成候之間、兼而相心得可申。

右之趣家内之者共江も熟と申含置、他所之者ハ不及申、御領分のものニ而も、株高、酒造高等相尋候者有之候節、銘々株高、造酒米高別紙御書之通、行違不申様相心得可申候。

五月

別紙

一、本酒造株高百石

酒造株高三十三石三斗三升三合

北郡七戸村 三太郎

此米百四拾貳石三斗八合

本酒造米四百貳拾六石九斗貳升四合

一、右同断 同所 七兵衛

一、本酒造株高五十石

酒造株高拾六石六升七合

同所 喜 八

此米七拾壹石壹斗五升四合

本酒造米貳百拾三石四斗六升貳合

一、本酒造株高百石

酒造株三拾三石三斗三升三合

同所 孫 作

此米百四拾貳石三斗八合

本酒造米四百式拾六石九斗式升四合

五月

従公儀被仰出、此度御書上被成候株高、酒造米高等之訳御尋も有之候節、御答可被成控書に候間、酒や共銘々御趣意相心得居可申候。

ここまでの資料を一応整理すると次のようになる。

①公儀より「造酒三分壹造令」が出されたので、南部領でも三分の一造りを命ずる。

その場合の酒造株高と、そのための酒造用米高は別に控書（別紙）で示す。

②休業中の者も、就業しているものとしておくから、もし尋ねられた時は、去冬から一年間だけ休業したが、今冬から又始めると答えること。

③減石中のものも、減石前の本石高を答えること。

減石の延長は認めぬ。

④もし、誰かに尋ねられた時、家内中の者が、控書（別紙）通りに答えられるようにしておくこと。

⑤控書（別紙）の内容は左の通りである。

本酒造株高一〇〇石の者の酒造株高は、三分の一造りによって、三三石三斗三升三合となる。

この三三石三斗三升三合を造るための酒造用米高は、一四二石三斗八升とする。



この一四二石三斗八升という数字は、本酒造高一〇〇石の場合の本酒造用米高は四二六石九斗二升四合であるからその三分の一を計上したものである。

ここで問題なのは⑤の控書（別紙）の内容である。

本酒造株一〇〇石の場合、その酒造株高を、三分の一造りにより、三三石三斗三升三合としたのは、正しく幕令を守ったものである。

ところが、その三三石余の酒を造る酒造用米高を一四二石三斗八升としたのはどういふわけであろうか。

前述したところで明らかのように、大塚屋忠右衛門家の場合、酒造用白米高に対する清酒出来高の割合は、年によって若干の差はあっても、おおむね六五パーセントから七〇パーセントの間であった。

そうしてみると、三三石余の酒を造るには、五〇石程度の酒造用米があれば十分であるのに、藩では、その三倍近くの一四二石三斗八升を必要量としている。

これだけの米があれば、一〇〇石の酒が出来るのであるから、これでは幕令を守ったことにならない。

酒屋が、酒屋の意志で守らないのではなく、南部藩が、藩令をもって守らないように命令していることになる。

藩が、このようなきめ方をしたのは、元来、一〇〇石の本酒造高に対する酒造用米を四二六石九斗二升四合と定めているところからきているのであるが、それでは南部藩は一体何故このような定め方をしていただであらうか。

これに対する解答も、幸いなことに『酒方控之帳』に明確にされているので、左にこれを掲げよう。

## 覺

一、城下酒造高定石三百石之株ハ正酒九百石迄造出候積往古之定ニ御座候、当年三ヶ一造被仰付候、百石之株ニ而正酒三百石貯、商売為仕候。

在々村々本石式百五十石以下三十石迄有之、右何も三ヶ一申付、右之割合ニ而造酒為仕候。

当地ハ冬々仲春之頃迄ハ他国と違、格別之嚴寒ニ而六七月之頃俄ニ暑氣強罷成、且米性も不宜故か年々夏ニ至、酒損候而新酒出来之内商売相止候事間々有之候ニ付、古来々右之通申付来候

一、冬中々春へ懸候而下々働方酒力ニ無之候得は相成不申、別而百姓共春秋田畑之働ニハ專酒を用候事故、前々濁酒隠し造商売有之、却而米穀之費多く御座候間、濁酒禁止嚴申付、清酒囲売統候事重々申付候。

仍而夏酒損之補として右之通、往古より定置候事ニ御座候。

一、銘々定石之諸道具前々持来候処、宝曆亥年凶作已来自然と売方衰微いたし、随而諸道具も相減申候。然所去ル卯年領内凶作ニ而城下在々村々迄、造酒不残相止申候。

其節粉しき義有之、領内中造酒や嚴相改、大道具之類取上、打潰申候、其後追々酒造相許候得共、卯ノとし以後ハ、別而夫食之助重仕候故所ニ酒や軒数相減置申候。

御触以後、分而諸道具之改嚴申付候処、三ヶ一造夏酒之余分貯候外、不用之桶類一切無御座候。別書之通ニ而定石入用之道具さへ仕繼不仕躰故、近来ハ売方手ニ合候程之用意ニ而自然と相減、当時三ヶ一造相当之道具計ニ御座候。

依而封印可仕品無之候。

一、他国と違、当領ハ道具数入増候事ニ申伝候。嚴寒之地ニ而元酒沸立兼、蔵之内ニ而炭薪を焚沸シ申候。右故桶数ニ仕込不申候ヘハ、不同有之、損候而他国々八日数もかゝり、大小之桶数も多ク入候事古来々申伝候。

右之通ニ而唯今相用候道具ハ、三ヶ老造酒、夏貯之分計御座候。

尤小桶之類、当時不用之品ハ取上、不残打潰申候。

享保元冬之頃三百三軒有之候処、追々休酒や相成、尚又卯とし以後、所ニ々軒数相減させ申候故、只今之造酒屋軒数、已前ニ引くらへ候得ハ三ヶ一程ニ相成申候。

一、以前手広ニ商売仕候節ハ、蔵々構茂格別広建統、其上差懸小屋等有之事ニ御座候。

宝曆亥年已来連年衰微ニ随ひ、手狭ニ仕、小屋懸等ハ潰シ、建蔵も狭め候而、只今空地ニ相成候場所以前ノ蔵跡ニ、御座候、或ハ別用ニ相成、貸や、ながや等にいたし、已前之ことく商売仕候ニハ只今之躰ニ而ハ手廻居兼候事ニ御座候。

五月

右の通被仰付候間相心得可申、仍而写取置

右を要約すると次のようになる。

①南部では古来、三〇〇石の本酒造株で、清酒九〇〇石を造る定めとなっている。

よって、三分の一造り令の出た今、三〇〇石の株を有する酒屋は一〇〇石株に減らし、三〇〇石の酒を造るよう命じ、以下これに準ずることとする。

三〇〇石の株で九〇〇石の酒造を認めていたのは、南部地方は厳寒のあと夏期に至り急激な暑気に見舞われ、酒が損ずることが多いため、その朽損分を見込んだものである。

②百姓を働かせるには、酒がぜひとも必要である。

もしそれが不足すると濁酒の密造売がふえる。これを防止するためには、年中酒がきれないようにする必要がある。

以上述べた処によつて、南部藩における酒造株と酒造石数との関係を見るに、りくつはともあれ、明らかに幕令に違反し、酒造株として認められた石数の三倍の石数の酒をつくることを公然と許可していたことがわかる。しかも、これを個々の酒屋の実体にまでおろしてみた場合、藩の寛典に便乗して藩が認めた三倍の範囲を越えて醸造していたのである。この点については九四一ページでも述べる。

#### (六) 経 営 利 潤

さて、このような酒造経営における経営利潤はどの程度であったであろうか。

大塚屋には、すでに用いた以上の資料は残っていないので、正確にこれを知ることが困難である。

そこで、前掲『日本酒の歴史』を参考とし、酒造仕込における生産費中、酒造用米代の占める割合をおおむね

六五パーセント、その他諸経費を三五パーセントとし、これを大塚屋の場合にあてはめてみると、次表のようになる。(同書二一七ページ) (註 △は赤字を示す)

第二四表 酒造経費・利潤表

年次	酒等販売代	酒造用米代	その他の経費	諸経費計	利潤	利率
安永三	二八三八	一六九七	八一〇	二五〇七	三三一	一一%
〃四	二七七九	一七三一	八一〇	二五四一	三三八	一二
〃五	三三四三	二二二五	一一二〇	三三四五	九八	三
〃六	四二一九	二四〇〇	一二九五	三六九五	五二四	一二
〃七	二八八二	二三四八	一二六〇	三六〇八	七二六	二一
〃八	一八八七	一四六五	七七〇	二二三五	三四八	一八
〃九	三一五八	一八七五	九八〇	二八五五	三〇三	九
天明元	三〇三二	一八一八	九四五	二七六三	二六九	八

一見、その利潤の少ないのに驚かされる。しかも赤字のままであるから、この時代の酒造業は、必ずしも安定していなかったことがわかる。

次に、利潤と米価ならびに清酒出来高割合との関係を示せば次表のようになる。

第二五表 清酒出来高割合・利率表

年次	一石当米価	清酒出来高割合	利率	備考
安永三	二・九	六六%	一一%	
〃四	二・二	五七	一二	
〃五	四・五	七一	三	
〃六	三・三	七〇	一二	
〃七	四・七	六五	△ 二一	
〃八	三・二	六六	△ 一八	
〃九	二・六	六七	九	
天明元	二・五	七〇	八	

この表により、米価の高い年は利潤が少ないこと。米価が高くても、清酒出来高割合の高い時は利潤が多いこと。清酒出来高割合が低くても米価が安いときは利潤が多いこと。米価が高く、清酒出来高割合も低いときは赤字になっている等々の因果関係を知ることが出来る。

この(六)経営利潤の項は、酒造仕込における生産費中、酒造用米の占める割合を『日本酒の歴史』を参考とし、おおむね六五パーセント、その他の諸経費を三五パーセントとして、大塚屋にあてはめて計表したものであった。その後、大安家文書『萬覚帳』中に、寛政五年(一七九三)から寛政一〇年(一七九八)までの酒造の原価計算がなされているのを発見した。次にこれを示そう。

第二六表 酒勘定一覽表 (大安家文書 明和三年『萬覚帳』による)

年 号		年	五	政	寛	
収 支		出 支				
費 目	同 上	代 金				
米 五六四石九斗九升三合	二二四六〇五〇〇文					
御定例御役銭	三四〇二〇〇文					
十七文増御役銭	四二〇五〇〇文					
三百石酒屋十五文増	二〇〇〇〇〇文					
二文増御役銭	八〇〇〇〇〇文					
三文 増	四〇一〇〇〇文					
春木二三七軒代	一四二〇二〇〇文					
こもの入方	一七〇三〇〇〇文					
樽 代	二四〇四〇〇〇文					
留袋 代	一七〇五〇〇〇文					
マダ布袋代	四六〇四〇〇〇文					
提子盃代	一七〇五〇〇〇文					
桶仕立、糝板・輪竹代	一一八〇五〇〇〇文					
酒司・蔵廻・米所給銭	七七〇〇〇〇〇文					
備 考	造酒三五本三分三厘、一本に付一六石、年中飯料を含む。 経費割合 六九% 但し、寒造酒より取付候故半銭上納					

寛 政 六 年				寛 政 五 年			
差引	収入	支 出		差引	収入	支 出	
	たり二三八石二斗五升〇合	計	御定例御役銭その他諸経費 米 四三八石八斗〇升〇合		たり三一七石六斗七升〇合	支 出 計	諸色入用 普請方、柁月役代 店へ 米以外の支出小計
一三一メ六〇〇文の損	三〇八七メ三〇〇文	三二二八メ九〇〇文	二四一四メ八〇〇文	三三三メ〇〇〇文の利	三四三二メ六〇〇文	三〇九九メ六〇〇文	五〇メ二〇〇文 五〇メ〇〇〇文 三〇一メ四〇〇文
	但、一本につき八石六斗たり 清酒出来高割合 五四・二% (白米換算五九%)	経 費 割 合 二五%	造酒二七本六分六厘、一本に付一五石九斗六升 年中飯料を含む。 経 費 割 合 七五%		但、一本につき八石九斗九升たり 清酒出来高割合 五六・二% (白米換算六三%)	経 費 割 合 三一%	



第一四章 商工業

年	寛政八年				寛政七年						
	出	差引	収入	支出	差引	収入	支出	出			
	米 三七七石一斗〇升〇合		たり二一石七斗四升〇合	計	御定例御役銭その他諸経費	米 三七二石一斗〇升一合		たり二五二石三斗六升〇合	計	御定例御役銭その他諸経費	米 四六二石二斗〇升〇合
	一六二五メ三〇〇文	九六メ五〇〇文の損	二三一〇メ四〇〇文	二四〇六メ九〇〇文	七一五メ九〇〇文	一六九一メ〇〇〇文	八七メ五〇〇文の利	二三三八メ四〇〇文	二二五〇メ九〇〇文	七四〇メ五〇〇文	一五一〇メ四〇〇文
	造酒二四本三分三厘、一本に付一五石二斗 経費割合 六五%	但し、同帳によると、引酒屋としての利益と別 口の利益とが、二六四メ四〇〇文あった。	清酒出来高割合 五六・九% (白米換算六三%)		経費割合 三〇%	造酒二四本四分四厘、一本一五石二斗五升 経費割合 七〇%	同帳によると、上記の外、別口の利益が二口で 六七メ五〇〇文あり、総計一五五メ〇〇〇文の 利益があった。	清酒出来高割合 五四・三% (白米換算六一%)		経費割合 三三%	造酒三〇本、一本に付一五石四斗 経費割合 六七%

寛 政 一 〇 年				寛 政 九		
差引	収入	支 出		差引	収入	支
	たり二六九石三斗一升〇合	計	御定例御役銭その他諸経費 米 四七九石九斗〇升〇合		たり一九一石五斗九升〇合	御定例御役銭その他諸経費
一七四メ二〇〇文の損	二九一五メ六〇〇文	三〇八九メ八〇〇文	九〇九メ八〇〇文	六六三メ七〇〇文の損	一八四一メ二〇〇文	八七九メ六〇〇文
〇但し、同帳によると、別口利益が三六一メ九〇文あった。	一本につき八石六斗七升 清酒出来高割合 五六・一% (白米換算六二%)		経 費 割 合 二九・四%	但し、同帳によると、別口の利益、二口で五三九メ二〇〇文あり、結局一二四メ五〇〇文の損となっている。 造酒三一本、一本につき、飯料入て一五石四斗八升 経 費 割 合 七〇・六%	一本につき七石八斗七升 清酒出来高割合 五〇・八% (白米換算五七%)	経 費 割 合 三五%

寛政年間の清酒出来高割合は、左表上らんに示すように、安永年間の割合により低くなっている。これは、寛政年間の酒造用米の石数が白米換算していかない、玄米石数のためではないかと思われる。さらに、この石数の中には、「年中飯料」という名目の米が、その数量はわからないが含まれていることも、清酒出来高

割合の低い一つの原因になつていよう。この「年中飯料」とは、誰の飯料なのかもはっきりしない。そこで、せめて、これを白米換算にして、清酒出来高割合を出してみたのが、第二六表（）内及び次表下らの数字である。

それでも、まだ少し、安永年間の清酒出来高割合（第二五表）より低いが、「年中飯料」分を引けば、おそらく安永年間のそれに近似することになるう。

第二七表 安永・寛政年間 清酒出来高割合比較表

年号	白米からの清酒出来高割合	年号	玄米からの清酒出来高割合	白米からの清酒出来高割合
安永三	六	寛政五	五六・二%	六
〃四	五	〃六	五四・二	五
〃五	七	〃七	五四・三	六
〃六	七	〃八	五六・九	六
〃七	六	〃九	五〇・八	五
〃八	六	〃〇	五六・一	六
〃九	七			二
天明元	七			七

次に、安永年間の場合、生産費中、酒造用米代の占める割合（経費割合）を、実態不明のまま、一応六五パーセントとして計算してみたが、寛政年間の場合の原価計算によれば、左表のように、六五パーセントから七〇・六パーセントと幅があり、平均六九・四パーセントであることがわかった。

これは、七戸地方の米の生産力が低く、従って他に比し、米価がやや高日になっていることによるものであろう。  
 第二八表 経費割合表

年 代	全支出中における米代の割合	御定例役銭その他の割合
寛 政 五	六九 %	三一 %
〃 六	七五	二五
〃 七	六七	三三
〃 八	七〇	三〇
〃 九	六五	三五
〃 一〇	七〇・六	二九・四
平 均	六九・四	三〇・五

この表によって、仮りに安永年間の、酒造用米の示める経費割合を、六五パーセントから六九パーセントに引き上げて計算すれば、その他の経費が少し少なくなるから、経営利潤はやや増大することになる。

私は先に(六)で、酒造業の利潤の低いのに驚いたと記述したが、ここでも同じことが云える。

寛政三年から同一〇年までの六年間のうち、黒字であったのは二カ年に過ぎず、他の四カ年は、赤字である。

赤字年のうち、三カ年は、引酒収入もしくは別口収入で赤字を補填しているが、それにしても一般の予期に反し、酒造業経営は順風満帆とはいかなかったようである。

寛政年間のうち、最も経営状態の悪かったのは寛政九年で、実に六六三貫の欠損を出している。その原因は、この年の造酒量が僅かに一九一石に止ったのに対し、生産費の減少が見られなかったことによるものである。

最後に一言する必要のあるのは、大安家が本来許されていた本酒造高（免許高）は一〇〇石であったのに、寛政年間大安家は、経営不振を理由として減石方を願い出、四〇石高の承認を得ていたということである。（大塚屋文書『酒方控之帳』）

すなわち、四〇石高で最低二一石から最高三四三石の酒を造っていたのである。

そうしてみると、藩で承認していた、許可された石高の三倍作ってよろしい、という基準を遙かに越え、五、六倍から八、九倍も作っていたことになる。しかも、代官所による「造酒請石高桶改め」と、桶の封印とは嚴重に行われていたことになっているから不思議である。

### 三 大安家の質屋経営

大安家がいつから質屋業を営んだかは、明瞭でない。同家の資料中、質屋に関係あるものとしては、次のものが残されている。

一、安永三年一二月、七戸横町、質屋長右衛門から七戸代官所宛に差し出した休質願『乍恐奉願上候事』

二、明和三年『萬覚帳』……各種営業の総勘定帳であるが、その中に、寛政七年、同八年、同九年、同一〇年の質勘定が記されている。

三、寛政八年『質控帳』……寛政七年、同八年、同九年、同一〇年の質勘定が記されている。  
第一の『乍恐奉願上候事』は、安永四年『御用帳』に、左のように記されている。

乍恐奉願上候事 (安永四年『御用帳』)

私儀先年々質屋御証文頂戴、相統罷有、難有奉存候。然所、近年相統不仕合相重り候上、去年四月、御町出火の節類焼仕、到而内外不勝手ニ相成、如何様共相統可仕様無御座候間、先祖共々相統仕候商売筋御座候間、何とそ相働、金主相談、相統仕度、所々承合候得共、近年打続不景氣ニ付、相談出来仕兼、甚難儀仕候。

依之、千万恐多願上様奉存候得共、来末年々亥年迄五ヶ年、質や休奉願上候。  
御慈悲之御了簡を以、願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候。

何卒末々相働、金主相談渡世仕度奉存候間、右之趣御序之節宜く仰上被下置度奉願上候。已上。

安永三年午ノ十二月

願 人 七戸町横町

長右衛門

取次検断 武左衛門

浦田甚左衛門 様

中野宇右衛門 様

この願は認められた。

しかし、五年後の安永八年に至っても長右衛門は質屋を再開することが出来ず、安永八年亥十一月、再び、翌子の年より辰年迄、五カ年の休業願を出している。

どうして、大塚屋忠右衛門（大安）が、これを書き止めておいたのかはわからない。あるいは、この頃から質屋営業に関心をもっていたのかもしれない。

大安家の総勘定帳ともいうべき『萬覚帳』をみれば、その販売品物の中に、例えば明和三年（一七六六）には二七五メ九〇〇文分の流質品がある。

しかし、これは、同家が質屋を行っていて、そこから出た流質品ではないようである。というのは、この流質品は、呉服等の部に記され、本家から廻されているから、本家の大塚屋本店が上方から購入した質流れの呉服（古手）類と思われるからである。

結局大安家で、質屋を開業したのは、第二・第三の資料によって察せられるように、寛政七年（一七九五）以降であったようである。

そこで独立した帳簿である寛政八年『質控帳』によって、その経営状況をみてみよう。

この帳簿には、毎日の取質高が記載されているが、紙数の関係上、寛永七年分についてのみ、月別に集計したものを掲げ、八、九、一〇年については、年決算の数字のみを掲げよう。

第二九表 質勘定一覧表（大安家文書 寛政八年『質控帳』による）





ここに示した資料には、取質高、請質高、利潤が記されているが、必要経費の記入がない。従って、ここに記した利潤が、純利なのかどうか、これだけでは判断がつかない。

これに対し、明和三年（一七六六）から書き始めている、総勘定帳である『萬覚帳』の質勘定には、必要経費が記載されており、『質控帳』の利潤は、純利ではないことを示している。

左に、これを示そう。

第三〇表 質勘定一覽表 (大安家文書 明和三年『萬覚帳』による)

年 代	取 質 高	請 質 高	利 潤	諸 経 費			純 利	
				店 へ	諸 経 費	札 金 其 他		
寛政 七	千四百十ノ百十文 三三四五〇〇	千四百十ノ百十文 二二七九三〇〇	百十ノ百十文 二八五五〇〇	百十ノ百十文 一〇〇〇	十ノ百十文 二五〇〇〇	十ノ百十文 二二〇〇〇	百十ノ百十文 一四七〇〇〇	百十ノ百十文 一三八〇〇〇
〃 八	三三七二五七〇〇		五九六三〇〇		五〇〇〇〇	八四〇〇〇	五〇〇〇〇	五四六三〇〇
〃 九	二一八四一〇〇		五二五六〇〇		四二六〇〇	八四〇〇〇	五〇〇〇〇	四七五六〇〇
〃 一〇	一一二〇〇二五〇		三二九八〇〇		四二〇〇〇	八四〇〇〇	五〇四〇〇	二七九四〇〇
計								

註 ① 寛政九年分の諸経費の計は五一貫文になるはず。従って純利も四七四貫六〇〇文となるのが正しい。

② 礼金は、九年、一〇年のらんにあるように八貫四〇〇文であった。

この二表の利潤の力所を比べてみると、寛政八年と九年分は完全に一致し、七年と一〇年分は少し違いますが、七年が一貫八八五文、一〇年分が四五文の差に過ぎないので、問題にするほどのことはない。

これを同家の酒造業の経営と比較した場合、質屋の利益が比較にならないほど大きかったことがわかる。ただ、大安家の質屋の経営は、この寛政の数カ年で終わったのかどうか、資料の空白で明確にすることが出来ないのは残念である。

もし、この数カ年で終わったものとすれば、質屋株は、誰かからの借用株であったものであろう。

なお、江戸時代の大商人の中には、質屋とは別に金貸業をも営む者も多かった。

金を貸す場合には通例、土地を低当に取った。金を借りた人が金を返せないときは、低当物件である土地は金を貸した人のものになった。

こういう方法で土地を兼併し、寄生地主となり、元の借主を小作人とし、小作料を徴収する大商人も多かった。大安家も勿論、金貸しを行っているが、意識的に土地兼併を行った風は見られず、その残存する借用手形もそれほど多くはない。

#### 四 大安家の記帳法……複式簿記的記帳法

大安家の初代、大塚屋忠右衛門は、明和二年（一七六五）別家して、呉服業を営み、安永三年（一七七四）からは酒造業、寛政七年（一七九五）からは質屋業を営み、その他に雑穀の集荷業、江戸時代後期には山林の払い下げ業を営み、時には廻米業にも手を出している。

大塚屋本店の別家であるため、その経営は大きく本店に依存しているが、忠右衛門は、自身近江商人の流れを

汲んでおり、しかも本店でたたきあげただけあって、経営手腕には優れたものを持っていたらしい。

忠右衛門は、自己の経営状態を、明和三年『萬覚帳』および明和三年『勘定帳』に几帳面に記している。

簿記を知らない私は、この二つの帳簿に心惹かれながらも、同じ結論を出すのに何故異種の二つの帳簿が必要なのかわからなかった。

わからないまま、私なりに帳簿をこしらえ、これを簿記学の権威三橋竹次郎に見てもらったところ、これは複式簿記のようであるが、いつ頃のものでしょうか、ということであったので、今から二〇〇年以上も前のものであることを話したところ、同氏は、はじめ信じられない、といった風であった。

複式簿記は、明治六年、福沢諭吉によって、はじめて我が国に紹介されたものであったからである。

私は、『七戸町史』のために、この帳簿の記帳法に対する解説をお願いし、その論文を得たので、後にこれを掲げる。

明和年間、大安家の本業は呉服業であったが、次に明和二年の呉服業の収支の状況をみてみよう。  
現在のよ様な記帳方式による記載は、困難なので、たて書きにする。

第三一表 明和三年収支勘定（『萬覚帳』）

代	価	商	品	備	考
千 百 十 文	九 二 五 三 〇 〇	木	綿 九 六 六 反 本 家 よ り 受 取	木	綿 一 反 平 均 価 格  二 貫 一 五 文

残 品	差引残	売上	仕 入	
<p>二一六七〇〇 八一七〇〇 八八〇〇〇 一九〇〇〇 三〇〇〇</p>	二五八一〇〇	<p>一<sup>c</sup> 一六八八三〇〇</p>	<p>一<sup>b</sup> 一九四六四〇〇</p>	<p>六四二〇〇 一八九五〇〇 五六三〇〇 一四三二〇〇 一四五九〇〇 二七五九〇〇 一四六一〇〇</p>
<p>木綿 四三七反 京大坂細物 地細物・荒物 流物類 茶 四貫匁目</p>				<p>地木綿 一三反 右に同じ 京大坂細物 右に同じ 大坂綿貫手類 右に同じ 茶 一四本 右に同じ 地細物類 右に同じ 流物類 右に同じ 手前調達品</p>
<p>残り木綿一反平均価格四九六文に、安く査定している 木綿・地木綿計六四二反売れたことになる 京・大坂細物は一〇七貫八〇〇文売れたことになる 地細物等は五七貫九〇〇文売れたことになる 茶は一四一貫二〇〇文売れたことになる</p>		四五六兩三朱にあたる		<p>地木綿 一反平均価格 五六八文 この年兩替 一兩につき 錢三貫七〇〇文</p>

第一四章 商工業

引 勘 定		純利	諸 経 費		差引 利潤			
渡した分	本家より受取分							
一四七一三〇〇	一九三三六〇〇	一八〇〇三〇〇	j 二五七八〇〇	g 六一八〇〇	六二〇〇	l 三一九六〇〇	k 五七七七〇〇	一六九三〇〇
一二六〇〇		一一三三〇〇			五五六〇〇			
本家へ渡した金銭高 本家へ品物で渡した品の代価	計	別家の節の受取り分 本家より金銭にて受取り分 本家より受取り諸品の代価、手前調達品代価一四六貫一〇〇文を除く		計	諸 経 費 店・内諸小遣		残 品 計	店・在町へ貸し
			八六兩三分に当たる			売上代金+残品代金の合計二二六六貫文から仕入値段を引いた分		流物類は二五六貫文売れたことになる 大坂綿貫手類は全部売れたことになる

これに対し、『勘定帳』の記載は、次のようになっている。

第三二表 勘 定 覚

総 差		本家へ
明和3年 正月有	引残高	
四四九七〇〇	二五七八〇〇	一四八三九〇〇 <sup>h</sup>
四四九七〇〇	四四九七〇〇	計
純利……一応本家へ渡し。直ちに、そのまま次年度資金として受取る 本家より受取り分と本家へ返した分の差額……残品……次年度の商品が主		

代 価	備 考
a 九七四〇〇 d 九二〇〇 f 五四〇〇 e 一七八〇〇 k 五七七七〇〇 <small>千百十ノ百十文</small>	木綿・小間物・荒物・茶・流もの等、戊の正月（明和三年）店卸しノ高 米 八石一斗分 春木 一一間分 内・在町貸し方 現 金
七〇七五〇〇	合計 正味有高

以上、二つの帳簿を整理し、三橋氏は『盛田忠右衛門氏の諸帳簿について』（簿記学的分析）という次の論文を寄せられた。同氏の厚意に謝したい。



本論 A 総勘定元帖(General Ledger)(註4)略式、日附省略 金額単位 文

現 金		営 業 費	
a	<u>97,400</u>	残 高	<u>97,400</u>
商 品		資 本 金	
b	<u>1,946,400</u>	c	<u>1,688,300</u>
損 益 l	<u>319,600</u>	残 高 k	<u>577,700</u>
	<u>2,266,000</u>		<u>2,266,000</u>
売 掛 金		本 家 勘 定	
d	<u>9,200</u>	残 高	<u>9,200</u>
貯 蔵 品		損 益	
e	<u>17,800</u>	残 高	<u>17,800</u>
そ の 他 資 産		営 業 費	
f	<u>5,400</u>	残 高	<u>5,400</u>
		資本金 j	<u>257,800</u>
			<u>319,600</u>
		現 金	97,400
		商 品	577,700
		売 掛 金	9,200
		貯 蔵 品	17,800
		そ の 他 資 産	5,400
			<u>707,500</u>
		本家勘定	449,700
		資 本 金	257,800
			<u>707,500</u>

盛田忠左衛門氏の諸帳簿について  
 (簿記学的分析)  
 青森短期大学教授  
 三橋竹次郎

序論 本研究論文の対象である「盛田忠右衛門氏の諸帳簿」とは同家秘蔵の『萬覚帳』及び『勘定帳』(明和三年丙戌正月吉日)を総称する。同家は青森県七戸町の旧家で青森大学々長盛田稔先生



第一四章 商工業

B 精算表 (Work Sheet)

金額単位 文

勘定科目	残高試算表		修正記入		損益計算書		貸借対照表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
現金	97,400						97,400	
商品	258,100		319,600				577,700	
売掛金	9,200						9,200	
貯蔵品	17,800						17,800	
その他資産	5,400						5,400	
営業費	61,800				61,800			
本家勘定		449,700						449,700
	449,700	449,700						
商品販売益				319,600		319,600		
			319,600	319,600				
当期純利益	----->				257,800			257,800
					319,600	319,600	707,500	707,500

の一族である。前記帳簿は複式簿記原理を利用して記帳している点に注目すべきである。簿記論通説によると我が国に於ける複式簿記の最初の文献は明治六年六月出版『帳合之法』福沢諭吉訳(註1)である。帳簿に財政上及び営業上両方から計算した純利益(又は純損失)が金額的に一致する方法と云う意味で帳合の

法と名づけた。財政上の計算は決算に際し貸借対照表によって財政状態を表示し、営業上の計算は損益計算書によって営業成績を表示する、このように優秀な記帳法（註2）を明治六年以前に帳簿に利用した例は殆んど皆無であらうと推察して居った。明治六年六月を溯ること実に百有余年明和の時代に複式簿記の原理を利用した諸帳簿が実在して居ることは複式簿記発展史論上記録的な存在である。次に両帳簿の Digest（学長作成）を総勘定元帳に、その後精算表で示すと次の通りとなる。（註3）

（ここに、本論 A 総勘定元帳・B 精算表が入る）

江戸時代の大商人の間に、複式簿記的記帳方式が行われていたらしい、という考え方は少し以前からようやく気づかれはじめ、この二、三年簿記学会の重要関心事となつていて聞いている。そのような先駆者の商人が京・大坂・江戸等の先進地ならともかく、七戸の商人の中にもいたということは特筆に値するといえよう。

註1 Bryant & Stratton 共著“Common School Bookkeeping”の直訳。

註2 シ簿記は人類の創造せる最高のものである。デーテ著 ウェルヘルムマイスターの修養時代より、ここで簿記とは複式簿記の原理を指す。

註3 複式簿記以外の記帳法（単式簿記等）による。資料からは総勘定元帳、精算表の作成は不可能である。

註4 総勘定元帳の締切は大陸式決算締切手続による。尚、ローマ字を付した金額は Digest のローマ字を付した金額を転記したものである。

## 五 多角経営と経営利潤



までの三四年間の決算が記されている。

②酒造業は、安永三年（一七七四）から開始し少なくとも天明二年（一七八二）まで営業を続けていたのに、安永一〇年一カ年を除きこの『萬覚帳』には記載がなく、この間の決算は、『酒覚帳』で済まされている。

なお、安永二年からは、雑穀類の決算も記されている。

③第二期目、寛政五年（一七九三）から同一〇年（一七九八）までの酒造業の決算と寛政七年から同一〇年迄の質屋の決算が記されている。

④総体的にみて純利潤が意外に少なく感じられる。

⑤この三四年間に、赤字決算の年が一〇回もある。その理由は次の通りである。

1 安永三年 二四七〇貫余の赤字：同年一〇月一五日、下町・小川町・横町・袋町等の一六〇軒を焼く大火のため罹災し、三〇二七貫九〇〇文の損失を出したためである。

2 安永六年 一〇貫文余の赤字：安永六年に焼失した土蔵・家屋敷の新築又は購入費として、臨時に六〇二貫文が支出されたためである。

3 安永八年 三七貫文余の赤字

4 天明四年 八四貫文余の赤字：前年からの凶作による売行不振による

5 天明五年 七〇貫文余の赤字：前に同じ

6 天明九年 三一〇貫文余の赤字：上方との商取引上の行き違いによる

7 寛政二年 四一九貫文余の赤字…大豆相場違いによる  
 8 寛政六年 二二九貫文余の赤字…酒造業の赤字がひびいている。  
 9 寛政九年 三一七貫文余の赤字…酒造業の赤字六六三貫余が大きくひびいている。  
 10 寛政一〇年 二一一貫文余の赤字…酒造業の赤字一七四貫余がひびいている。  
 ここで参考までに、両替相場について記そう。  
 ここに示してきた数字は、銭勘定である。  
 一貫文とは銭一〇〇〇文のことである。  
 銭と両との両替は、『萬覚帳』によると左の通りである。これによって、以上、銭で表示した金額を両に換算することが出来る。

第三四表 両替相場

年 代	一 両 に つ き 銭 の 割 合
明 和 三	三 貫 七 〇 〇 文
〃 四	三 貫 八 五 〇 文
〃 七	四 貫 四 〇 〇 文
〃 八	五 貫 一 〇 〇 文
〃 九	五 貫 一 〇 〇 文
	〃 五 貫 七 〇 〇 文



⑥先に④の処に、純利潤が意外に少なく感じられると書いたが、少ない理由は、当時の会計のやり方と現在のそれとの相違に基づくものようである。

すなわち、この帳簿では、呉服業・酒造業・質屋業、それぞれの決算をした上、損金を除いた利益の合計を出し、その利益の中から、損金・給金等の外に、家計費までを差し引き、残ったものを純利としている。

この家計費的なものが馬鹿にならない金額に上っている。

これら家計費的なものを、経費の中に算入することをやめれば、純利は大幅に増大することになる。

一言にしていえば、まだこの当時の会計では、経費と家計費との区別がなされていなかった。

従って、この帳簿で云っている純利とは、家計費をも含めて、すべての経費を支出したあとに残った利潤の意味であったのである。

今述べたことを、最終的に二二九貫七〇〇文の赤字決算を出した寛政六年（一七九四）について数字によって略記してみよう。

呉服業	四六三貫七〇〇文	の利
大豆	一四七貫一〇〇文	の利
粟	七八貫二〇〇文	の利
別口	二六八貫四〇〇文	の利
計	九五七貫四〇〇文	の利

これから差引く支出

四三貫一〇〇文	年中飯料精米一六石分
三三貫三〇〇文	味噌仕込分
八貫〇〇〇文	小豆四斗分
四一六貫〇〇〇文	店通帳で使用分
四貫〇〇〇文	餅米代
一五二貫二〇〇文	年中小遣銭
四五貫〇〇〇文	酒代
四貫八〇〇文	□□屋払
一四貫〇〇〇文	北行小遣銭
二九貫五〇〇文	薬札
三六貫〇〇〇文	春木七二間代
二九貫一〇〇文	魚油一石四升代
三六貫七〇〇文	普請代
四貫九〇〇文	日雇賃
四貫三〇〇文	炭代



四貫二〇〇文 数の子代  
一一貫七〇〇文 治郎兵衛へ払  
八貫四〇〇文 縄その他代  
一八貫六〇〇文 多兵衛給金  
一七貫四〇〇文 家来三人給金  
一二貫四〇〇文 在所へ金二両  
九九貫二〇〇文 御用金一六両献上  
一三一貫六〇〇文 酒方損料  
二四貫五〇〇文 本家へ諸色払  
計一一八七貫一〇〇文

差引二二九貫七〇〇文の欠損

これを現代風の会計方法に改めたならば、酒造業の赤字一三一貫があっても、黒字となったことは確かである。なお大安家では別記のように、江戸時代後期藩有林の払下げにも従事し、また旅宿業をも営む等その活躍は多方面に及んだ。

## 第四節 船 木 屋

## 一 船木屋（山松家）の由緒

幕末の頃、七戸最大の豪商の名をほしいままにした船木屋の初代松五郎は、今の滋賀県高島郡安曇川町南船木の出身である。

南船木は、江戸時代南船木村と呼ばれ、琵琶湖の西岸、ほぼ中央部、安曇川の河口に位置する村であったが、古くから朽木谷から運漕する木材の集散地として知られている。

松五郎は、その南船木村の材木座山本儀兵衛の家に生まれた。

和田藤太郎編『山松家先祖の事』には「船木屋松五郎、滋賀県高島郡本庄南船木、山本清兵衛七男に生る。享和年中七戸へ来り商売渡世、天保九戊戌年六月二日没す。行年四拾四歳。」とあるが、同じく『山松家先祖の事』中に収められている、弘化二年（一八四五）の『奥州森岡七戸船木屋、山本松五郎出生処』によれば、「山本松五郎出生家、材木座山本儀兵衛」とあり、一致しない。

弘化二年の資料は、山本松五郎の二男山本勇吉がはじめて七戸から南船木の先祖を尋ねて登ったとき、南船木の山本家（清兵衛か儀兵衛か不詳）が書き与えたものである。

一方筆者が今から二十数年前、南船木に山本一族を訪ねたとき見せられた山本清兵衛家過去帳には、「山本儀

兵衛より出る人」として、奥州七戸船木屋松五郎、同人妻、二代船木屋松五郎の三人の名が記されており、その末尾には、「右三名の霊名、明治十八年九月廿七日、山本吉五郎、山本松三郎兩名来地につき、尋ねきいて記すもの也」と書かれてあった。

この二つの資料と、二代目松五郎のちに儀兵衛の名を併用していることからみて、初代船木屋松五郎は、南船木の山本儀兵衛家の出身と見るべきであろう。

なお南船木村における両山本家の関係は、山本清兵衛が本家で、材木屋の総取締の職にあり、山本儀兵衛（材木屋を営む）と今一軒の山本吉右衛門（卯兵衛とも云う。旅宿業）はその分家である。

さて、七戸船木屋の初代松五郎は、先に引用し処によれば、享和年中（一八〇一〜一八〇三）に七戸へ来て、天保九年（一八三八）四四歳で没したという。

そうしてみると、松五郎が七戸へ来た当時の年齢は七歳から九歳の間ということになる。七歳や九歳では一人で来ることは到底考えられないので、間違いではないかと思っていたが、この点について、八戸の大岡長兵衛著『多志南美草』中、明治三年閏一〇月の七戸通百姓一揆を記述した文中に、「舟木屋松五郎（二代目儀兵衛のこと…筆者註）潰されたる趣。…元来此親たるもの（初代松五郎のこと…筆者註）、江州北舟木の産にて（南舟木の間違…筆者註）幼少の時本店（八戸大塚屋のこと…筆者註）へ罷り下り、成長して木綿見世を相勤罷在候処…」と、松五郎が幼少の時八戸大塚屋へ来たことを明記しているから、享和年中に来たというのは間違いでないことが確認された。

但し、『多志南美草』には、七戸へ直接来たのではなく、まず八戸大塚屋へ来り奉公し、成長して木綿店へ勤め……とあり、七戸へ来たのはもっと後のことであることを示している。

## 二 初代船木屋松五郎

初代船木屋松五郎は、前述の如く、幼少の時琵琶湖西岸の南船木村を出て、八戸の大塚屋に仕えた。

七歳〜九歳の頃のことであるから、もちろん誰かに連れられて来たものであろうが、誰と一緒に来たものかは分からない。

もっとも、八戸の大塚屋は、南船木村と同じ高島郡内の大溝村にある大塚屋の支店であったから、大塚屋本店の誰かが八戸へ下る時か、あるいは八戸の支店の者が大溝の本店に所用で上った帰りに同行したものであるかも知れない。

いずれにせよ、幼少で八戸大塚屋に奉公した松五郎は成長するに及んで八戸大塚屋の木綿店で働くようになったが、八戸大塚屋が同木綿店を一時休業したのに伴い、薬店の方で働いていたが、やがて八戸大塚屋出入りの宇之助の娘と結婚した。

処が、これが八戸大塚屋の怒りに触れたため松五郎夫婦は八戸を出、流浪の上七戸へ来り、当時七戸大塚屋（盛喜）に世話になっていた大岡長兵衛を頼った。

大岡長兵衛は八戸大塚屋の別家であり三日町に店をかまえていたが、二代目長兵衛は家督時弱年でしかも病弱

であったため、八戸大塚屋の別家格でありながら、全別家中総上座の地位を与えられ、八戸大塚屋の年々の正月の店卸にも立ち合い、経営その他の指導をする等、絶大な力を持っていた七戸大塚屋を頼って、その世話を受けていたものである。

松五郎が、その長兵衛を頼ったのは、長兵衛とは、八戸大塚屋に奉公時代からの顔見知りであり、しかも長兵衛は、松五郎の出身地、近江の南船木村の隣村、北船木村の出身であるという因縁もあったからである。

長兵衛も現在置かれている境遇と、八戸大塚屋に対する顧慮から松五郎の申出には困却したが、捨ててもおけず、八戸大塚屋に願出の上松五郎を自らの別家分とし、八戸本覚寺の檀徒とし、これを庇護した。

以上は、主として『多志南美草』に依ったものであるが、七戸における松五郎の事績を示す資料中最も古いものは文化一〇年（一八一三）閏六月、松五郎がある百姓に金を貸したことを示す借用証文である。

文化一〇年は、松五郎二〇歳の時であるから、その七戸来住は、遅くとも文化一〇年、二〇歳の頃、早くともその数年前のことであったと思われる。

さて、七戸に到着した松五郎がどのような渡世をしたであろうか。

前記和田藤太郎の記述も「七戸へ来り、商売渡世」とだけしか書いていないが、『多志南美草』には「然るに野辺地衆の御虫貞を得て、元手なしに商売仮成の処迄に相成候」とある。

松五郎が、当時南部藩最大の港である野辺地の有力商人の恩顧に与った、ということは、松五郎がすでに早くから野辺地に着目していたことを示すものであり、二代目松五郎（儀兵衛）が廻船業者として活躍する萌芽がす

でに初代松五郎の時から芽生えていたといつてよいであろう。

そうは云つても、松五郎の苦勞は一方ならぬものがあつた。来七当時は勿論借宅であり、商売も、八戸に頼れぬとあれば、野辺地に頼つたのも当然であつたらう。

松五郎が、表通りに借地、進出した証文が残っているので左にこれを掲げる。

年数地形借用始末之事（『船木屋文書』）

一、此度御町並貴殿唯今御所持被成候地形、表口四間余、裏行空地共ニ、去丙ノ年より戊ノ年迄二ケ年中借用仕候通、尚亦及御相談候処、御承知被下候ニ付、右場所<sub>江</sub>拙者家造仕、当亥ノ年<sub>ハ</sub>午之年迄八ケ年中地形借用仕候定。

右地形料一ケ年二拾三貫文宛、年々無間違御渡可申候。

右年数相終候而拙者引取候節ハ立家之分不残取仕舞、相片付、本地形ニ而御渡申候定ニ御座候。為念之貴殿<sub>ハ</sub>一札申請候上ハ、年数中御互イ違乱仕間舗候。

依而諸人連判始末如斯御座候。以上。

文政十年 亥正月

借用主 松五郎 印

請人小川町 長兵衛 印

下町 与治兵衛 殿

〃 七郎兵衛 殿

ここに七郎兵衛というのは、七戸大塚屋三店の一つである江州屋七郎兵衛のことであるから、七戸大塚屋も間接的に松五郎を援けていたことが知られる。この借地の場所が船木屋（山松）の現在地かとも思われるがはっきりしない。

この借地証文の書かれた文政一一年前後に、松五郎からかなりの金を借りたことを示す借用証文が数枚残されており、また天保元年（一八三〇）以降、七戸・大沢田村等の百姓から田畑を購入したことを示す土地売渡手形も十数枚残されているから、松五郎の商売も文政末年から天保年代にかけての頃は、ようやく軌道に乗ったものと思われる。

『多志南美草』に、松五郎を「我等が親（長兵衛）の子供分にして世帯を持せ有けるに、追々立身して有けるが、先年（天保九年）死去」とあるのや、天保四年（一八三三）二月、松五郎が、天保の飢饉に際会した飢民の救済用に、粟二駄、稗三駄を上納していることなどがそのことを証明している。

このようにして、松五郎は、幼にして故郷の船木村を捨て、はじめに奉公した八戸を逃れ、七戸へ来住、粒々辛苦を重ね、裸一貫から船木屋繁栄の基礎を築き、天保九年（一八三八）六月二日、四四歳の波乱に満ちた生涯を閉じた。

三 二代船木屋松五郎（儀兵衛）

(一) 二代船木屋松五郎（儀兵衛）の人間像

二代目船木屋松五郎（儀兵衛）につき、前掲和田藤<sup>太</sup>郎の記述は、左の如く、簡にして要を得た名文を綴っている。

中興の祖 儀兵衛

当家中興の祖山本儀兵衛氏ハ、世ノ所謂近江商人ノ天稟ヲ備ヘ、其商智ニ丈ケ英断ニシテ万般ニ通曉セル人物ナリ。

其ノ一端ヲ述ベンカ、当時大阪港、野辺地港間、八百石積乃至千石積三艘、外三ノ船舶ヲ履用シテ交通運輸ヲナシ、海上船内ニハ觀世音菩薩ヲ奉置シ、尊敬信仰礼拝、無難ヲ祈念シ奉リシヲ以テ、其ノ守護利益ヲ蒙リ、数十年間海上安全、未ダ曾テ一回ノ危難ニモ遇ハザリシト云フ。

誠ニ靈驗仰グベキナリ。

当時大阪木綿ト世評高キモノ、其ノ仕入タル呉服・反物ハ、北ハ弘前方面、南ハ盛岡・鹿角方面マデモ販路広大ナリシト云フ。故ニ事業繁栄ヲ極メ、其ノ富巨万ヲ致シ、倉庫十ヲ以テ数フルニ至ル。

氏ハ生来慈悲心ニ富ミアルノ人、神社・寺院ヘノ寄進、公課金ハ勿論、一朝凶歉ニ際シテハ廩倉ヲ開キ、数百人ノ人ニ米錢ヲ救恤セシ美挙、官庁ヘノ上申ニ依リ明カナル処。

今ヤ同族繁茂、分家各家商業ヲ営ミ、繁栄シテ家運益々隆盛ナリ。

豈祖先ノ余光ナリト謂ハザルベケンヤ。（六十九才ニテ死去）



さて、度々引用した『多志南美草』には、二代目松五郎に関する記述が数カ所に出てくるが、その記述の仕方には、時を追って微妙な変化が見られる。

すなわち、万延元年（一八六〇）二～三月頃の記述では

一、舟木屋松五郎（筆者註、二代松五郎のこと）より書状、披見致けるに、愚妻義御本山参りに上京の由を承知の趣にて、金百疋銭別として送呉、毎度厚情かんじ入。中略

是、情は人の為ならずと、此の松五郎（筆者註、初代松五郎のこと）浪人して七戸表へ参りし砌、親分に成て世帯を持たせたるに、立身して今は七戸一番の分限と成、三都まで名を発しける。

乍併、其元を忘れず、折々は進物等を送呉、此度も如此也。

是人たるものの心掛くべき第一也。此の心あればかゝる出精もしたるものなり。

誰々も是を見聞のもの、其厚意を味ひて、其身くにも勤むべき事専用なり。

と、松五郎の人物、人柄を絶賛している。

ところが、同年、四～五月頃、松五郎が八戸大塚屋に、大塚屋の家名を名乗ることと、紋所の使用許可を願出たあたりから、『多志南美草』の著者長兵衛の松五郎に対する評価は批判的となってくる。

大塚屋周辺の空気を察した松五郎は、家名を譲り受ける件は辞退している。

そして、文久二年（一八六二）一〇月六日の所では

一、前略

(松五郎を)我等が親の子供分にして世帯を持たせ有けるに、追々立身してありけるが、先年死去、当松五郎義猶又儲け足して、七戸一番の株式に相成、此の節帯刀の身分なり。

人の行衛と、水の流は、難計ものとは此の事にもや。

と、何かしら微妙な記述に変わり、やがて明治三年閏一〇月の七戸通り百姓一揆の際、船木屋が打ちこわしにあったことを記述している項では、二代目松五郎が、長兵衛と対立していた中村仁兵衛(これも八戸大塚屋の別家)と接近したこと、長兵衛が松五郎の商法にいささか疑問をいだくに至ったこと等を述べている。

当時、八戸大塚屋の経営をめぐり、大塚屋の総本家である大溝大塚屋と八戸大塚屋の家で大きな内紛があったが、松五郎もそれにまきこまれたことがこの記述から察せられる。

## (二) 二代船木屋松五郎(儀兵衛)の事績

船木屋の営んだ業種は、木綿・呉服業、酒造業、廻船業、雑穀業等に大別される。

松五郎は、嘉永元年(一八四八)六月、奥向別段御用を精勤した功により、持高のうち一二石の租税を免除され、山本の姓(近江の本家の姓)を名乗り、帯刀することを許され、ついで同四年には、兩御丸の御用達並を命ぜられ、勤中、御城下(盛岡)支配御給人格の待遇で三人扶持を受けているから、南部藩の信任も厚かったものようである。

以下、残されている資料により、カ条書的に松五郎(儀兵衛)の事績を述べてみよう。

第一四章 商工業

年	代	西	曆	事	續
天保	九	一八三八	〃	八月、本町長四郎より稗田、高六升の処を錢二貫五〇〇文で買う	
〃	〃	〃	〃	十一月、横町忠四郎より畑二手役、高一斗五升の処を錢五貫文で買う	
〃	一〇	一八三九	〃	正月、本町又兵衛より畑九手役、高四斗五升の処を錢九貫文で買う	
〃	〃	〃	〃	正月、川向勘吾より畑二手役、高二斗二升二合の処を錢一三貫六三〇文で買う	
〃	一三	一八四二	〃	十一月、新規造酒願を出す。当暮造酒より向う三カ年中の造酒を認められ、造酒高二〇石の仮証文を賜る	
嘉永	元	一八四八	〃	六月、奥向別段御用を出精相勤めた功により、持高の内一二石を御免地に認められ、山本の苗字を許され、帯刀御免となる	
〃	〃	〃	〃	八月、御給人中野太郎右衛門より、水田一〇人役を二兩一分二朱で買う	
〃	三	一八五〇	〃	五月七日、上納金二五兩	
〃	〃	〃	〃	七月九日、南部藩營の無尽惣益講に加入す	
〃	〃	〃	〃	大坂おのぼせ用大豆二〇〇石の集荷を命ぜられる。七月、大豆一〇〇石代金三〇兩を寸志金として上納す	
〃	四	一八五一	〃	四月二六日、両御丸御用達並を命ぜられ、勤中、御城下支配御給人格の待遇を受け、三人扶持を賜る	
				右御礼として、御加金五〇兩宛三カ年の上納を仰付けられる	



第一四章 商工業

安政	四	一八五七	一、 二四石 与 吉	一、 二四石 喜 □ □
〃	五	一八五八	一、 一六石 甚兵衛	一、 一六石 嘉 助
〃	六	一八五九	一、 八石 文 □	一、 八石 五郎左衛門
万延	元	一八六〇	五月二日、為替にて金三三〇兩を上方に送る	
〃	〃	〃	一〇月、造酒高五〇石の証文を受ける	
〃	〃	〃	三月、沢田村和泉屋奥治へ金一一〇兩を貸す	
〃	〃	〃	一月、加州大野丸屋伝左衛門と共有している松盛丸二六反船一艘を一二三五兩と永一八文四分九厘で買入れ、個人有とする	
文久	元	一八六一	九月、造酒高一〇〇石の証文を受ける	
〃	二	一八六二	正月、伊勢屋仁右衛門へ、三五兩を貸し、返済は粕ですることに定める	
〃	〃	〃	一月、越後三井屋九藤治より八〇〇石積廻船神徳丸を代金六一七兩と錢一一貫文を以て乗出のまき買入れる	
〃	三	一八六三	一月、鯛粕九九九貫匁を購入、野辺地五十嵐屋与兵衛の蔵に預ける	
慶応	二	一八六六	二月、新渡戸伝の三本木原新田開拓成就、御取分新田開発に加入中の処、三本木村の内にて一二石一斗二升を御免地として認められる	
〃	〃	〃	一〇月、嘉永六年別家の勇吉へ新規に建家、土蔵、元手金五〇〇兩その他を贈与する	
〃	三	一八六七	二月、市中小間居難渋の者二九四人へ錢三九八貫文と稗四七駄片馬を施す	

慶応	三	一八六七	一二月、大家屋又吉より、廻船二三反帆福神丸を乗出のまま二一九〇両と錢一貫一一一文で買受ける
〃	四	一八六八	閏四月、別家の船木屋治助(山一)に川向東側の屋敷地を与える
〃	〃	〃	九月、戊辰戦争の際、軍用手伝を出精勤めた賞として持地のうち二四石を御免地として認められる
明治	二	一八六九	是迄の通り造酒高一〇〇石の証文を受ける
〃	〃	〃	一二月、三五四人へ玄米一二石余、錢三二一貫文を施す
〃	〃	〃	大浦村の内二六石八斗の新田開拓願を出す
〃	〃	〃	閏一〇月二五日、七戸通百姓一揆に襲われ、民事役所に訴書を提出する
〃	五	一八七二	四月造酒高二七〇石
〃	〃	〃	一〇月、安田屋嶺作より二〇〇〇両を借用する

(三) 二代船木屋松五郎(儀兵衛)の栄誉

二代船木屋松五郎(儀兵衛)の事績についてはすでに簡単に記述したが、ここでは、それらの事績に対し、藩から与えられた栄誉について、資料を掲げ、述べることにする。

資料1・2は、儀兵衛(松五郎)が「奥向別段御用」を精を出して勤めた功績に対し、同人の所有地の内一二石分を免租地とし、苗字帯刀を永く許可することとしたから、その旨を同人に伝えるよう、代官に指示した文書

である。

資料1

一筆申遣候。其元七戸町儀兵衛儀、奥向別段御用出精相勤候ニ付、持地之内拾弍石、御免地被成下候間、可被申渡候。以上。

嘉永元年六月二日

駿河

帶刀印

典膳

新田目左 仲殿

北村市右衛門 殿

資料2

一筆申遣候。其元七戸町儀兵衛儀、奥向別段御用出精相勤候ニ付、永く苗字刀相免候間、可被申渡候。以上。

六月十二日

駿河

帶刀印

典膳

新田目左 仲殿

## 北村市右衛門 殿

資料3は、儀兵衛より、出身地である近江の南船木村の祖先の姓、山本を名乗りたい旨願出た処、許可になつたので、その旨を書き記しておいた控書であるが、表題に「嘉永元年申十月十四日……」とあるのは、記憶違いによる間違いで、これは一〇月ではなく、六月でなければならぬことは、次の資料4によっても明瞭である。すなわち、資料4ではすでに同年六月一二日には山本儀兵衛と名乗っていたことがはっきりと示されている。但し、日付は一二日でも、その書類が一四日に手渡されたものであるから、ここには一四日……と書いたものであるらう。

なお、儀兵衛という名は、自分の父、初代松五郎の出生家、山本儀兵衛の名を、そのまま名乗ったものである。また、儀兵衛は、同時に松五郎という名も後々までも併用している。

## 資料3

嘉永元年申十月十四日御沙汰ニ相成候控

一、御免地高拾弍石

山本儀兵衛  
申ノ三十四才

右ハ奥向別段御用出精相勤候ニ付、持高之内拾弍石御免地被成下、并同御用出精相勤候ニ付、永く苗字刀御免之旨、嘉永元年六月御奉書を以申来候ニ付、苗字之儀ハ山本と名乗申度旨願上候処、願之通相名乗可申旨御沙汰ニ付、勤番御代官北村市右衛門、下御役を以申渡也

子市五郎

申ノ十六才



資料4・5は、いわゆる御免地証文である。

同一年度のうちに御免地高が一石から二〇石に増加しているのは、破格の待遇である。

なお、御免地といっても、すべての租税を免除されたのではなく、御鷹餌鳥錢と惣高割だけは上納しなければならなかったことがこの資料によって分かる。

資料4

嘉永元年六月十二日

(大塚屋文書『要用留』)

一、高拾貳石 山本儀兵衛

右ハ奥向別段御用出精相勤候ニ付、永ク苗字刀御免被成下候上、御免地御証文、北郡七戸村、新館村ニ而被下置候。

御免地証文

北郡 七戸村

一、高六石貳斗九升九合 孫右衛門

一、同壹斗四升三合 市九郎

一、同八斗三升四合 甚次郎

一、同三斗三升三合 与治右衛門

一、同六斗六升七合 又兵衛

一、同五斗五升六合 忠兵衛

一、同老斗三合 藤 七

一、同五斗三升三合 平十郎

一、同老石六斗六升七合 喜左衛門

ノ拾老石老斗三升五合

同郡 新館村

一、高老斗四升三合 徳兵衛

一、同三斗八升九合 久 蔵

一、同老斗六升七合 久五郎

一、同老斗六升六合 長 助

ノ八斗六升五合

高合 拾式石

右ハ奥向別段御用出精相勤候ニ付、永久苗字刀御免被成候旨被仰出候。依之被下来候御免地高右之通、御鷹餌鳥錢并惣高割物上納之外、御年貢米、御役金錢、諸郷役御免被成候也。

嘉永元戊申歳

六月十二日

資料5

嘉永元年十月九日

一、高式拾石

山本儀兵衛

右ハ奥向別段御用出精相勤候ニ付、御免地御証文、北郡七戸村、大浦村ニ而被下置候。

御免地証文

北郡 七戸村

一、高六斗六升六合

平十郎

一、同四斗三升八合

理右衛門

一、同六斗貳升五合

善治郎

在江戸 讚岐

駿河判

帶刀判

在江戸 伊豆

典膳判

七戸通苗字御免

山本儀兵衛

(大塚屋文書 『要用留』)

ノ老石七斗式升九合

同郡 大浦村

一、高八斗式升三合

喜 藤

一、同老石八斗

三右衛門

一、同三斗六升五合

才治郎

一、同式石七斗六升七合

小四郎

一、同老石六斗六升六合

勘三郎

一、同老石三斗四升九合

孫三郎

一、同六斗老升老合

惣左衛門

一、同三斗三升三合

藤十郎

一、同式石三斗三升老合

助治郎

一、同式斗式升式合

助四郎

一、同五斗八升七合

兵太郎

一、同四斗

久治郎

一、同六斗

助十郎

一、同式斗式升式合

兵次郎

- 一、同九斗五升三合 喜平治
- 一、同貳石八合 助太郎
- 一、同三斗三升三合 孫助
- 一、同七升貳合 与作
- 一、同貳斗貳升三合 四郎兵衛
- 一、同三斗三升三合 久兵衛
- 一、同八斗三升三合 三九郎
- 一、同六斗六升七合 勘三郎
- 一、同五斗 重三郎

ノ貳拾石

高合貳拾老石七斗貳升九合

右ハ奥向別段御用出精相勤候ニ付、持地之内、右之通御鷹餌鳥錢并惣高割物上納之外、御年貢米、御役金錢、諸郷役御免被成下候也。

嘉永元戊申歲十月九日

讚岐判  
駿河判

帶 刀 判

在江戸 伊 豆

典 膳 判

七戸通七戸町苗字刀御免

山本儀兵衛

資料6は、儀兵衛に、盛岡城の両御丸出入の「御用達並」商人の地位を与え、その在任中三人扶持を支給し、御城下支配の御給人格の身分として待遇するという内容の知行状である。

一人扶持とは、米を一日、一人分五合の割合で支給することを云うが、これを高に換算すると、南部藩では六石に相当したから、三人扶持とは、高にして一八石に相当した。

御給人には、御城下支配の御給人と在々御給人とがあった。普通七戸御給人とよばれる御給人は、すべて在々御給人である。

この二種の御給人のうちでは、勿論御城下支配御給人の地位が上であった。

御給人格というのは、御給人の下であり、さらにその下に御給人並があったことは前に述べた。

### 資料6

三人扶持 其方儀

両御丸御用達並被仰付、勤中右之通被下置、御城下支配御給人格就被成下候、証文遣候也

嘉永四辛亥歳

四月廿六日

山本 儀兵衛 殿

資料7も御免地証文であるが、明治維新史研究上、誠に面白い資料である。

周知のように、慶応四年（一八六八）五月、白石で奥羽二七藩が同盟、いわゆる「奥羽越列藩同盟」を結んだ。（越後の長岡等六藩は後に加盟）

それ以前の南部藩は、官軍として、奥羽鎮撫総督から錦旗を授与されて、会津征討軍を編成している。それに対し、儀兵衛は軍用御手伝いをし、その賞として二四石を御免地とされたのである。

桜庭陽之輔 印

在江戸 下田 舎

栃内 讚岐 印

向井 大和 印

榎山 帯刀 印

花輪 伊豆 印

在江戸 南部吉兵衛

毛内 典膳 印

面白いのは、この証文が出された日付の九月二〇日である。同盟締結後の南部藩は、官軍ではなく賊軍である。しかも、この日付の二日後は、有名な「野辺地戦争」（馬門戦争）が戦われている。そういう、賊軍として討伐されるというあわただしい中に、官軍時代の儀兵衛の功績に対し賞を与えているのであるから、南部藩も律義だったものである。

資料 7

御免地証文

一、高式拾四石

右ハ七戸通七戸町儀兵衛、会津御征伐為応援御出兵之節、御軍用御手伝御用出精相勤候ニ付、為御賞、持地之内右之通御免地被成下候也

慶応四戊辰歳九月廿日

蔵	人	印
主	水	印
九左衛門	印	
式	部	印
監	物	印



池田衛士殿

(四) 酒造家としての船木屋

船木屋が酒造業の免許を得たのは、天保一三年（一八四二）十一月、二代目船木屋松五郎（儀兵衛）の時である。

当時七戸には、大塚屋喜平治をはじめ数軒の酒屋があった。

松五郎は、なお酒造業に開拓の余地あるものとみたか、この時新規に二〇石の酒造免許願を提出した。

酒造家になるには、誰かの酒造株を譲り受けるか、新規に願い出るかしなければならなかったが、松五郎は後者の途を選んだ。

これに対し、藩は三カ年間免許の仮証文を交付した上、なお三カ年の期限が過ぎたならば、改めて増石願を出せば本証文を交付することを約した。

この時の証文を次に掲げよう。

酒屋仮証文

一、造酒高 貳拾石

右之通、新規造酒高願出、当寅暮造酒ノ辰暮造迄、三ケ年中被仰付候条、御役金、御礼銭、御定目割合之通、無滞上納可仕候。

造方定法之外、酒薄、非道之商売仕間敷候。

年数相济候ハ、増石可願候。其節本証文可被下置候。仍仮証文如件。

天保十三年十一月

和井内作右衛門 印

在江戸 小枝指 権 六

在大阪 工 藤 源兵衛

相 内 源 吾

田 鎖 安之助 印

浦 上 彼 面

内 藤和左衛門 印

在江戸 竹 鼻 藤 吾

下斗米 善 治 印

山 口権左衛門

在江戸 亦 門 惇之助

在江戸 設 楽 藤 蔵

橋 本 雄之進 印

七戸町七戸通

松五郎

この証文に従って松五郎は酒造業を営んだが、経営は必ずしも順調ではなく、三カ年経過後も増石願は出すことが出来ず、三カ年を限り、二〇石の仮証文を書き換えるという状況がしばらく続き、安政二年（一八五五）に至ってようやく三〇石の免許を得たが、これもやはり仮証文によるものであった。

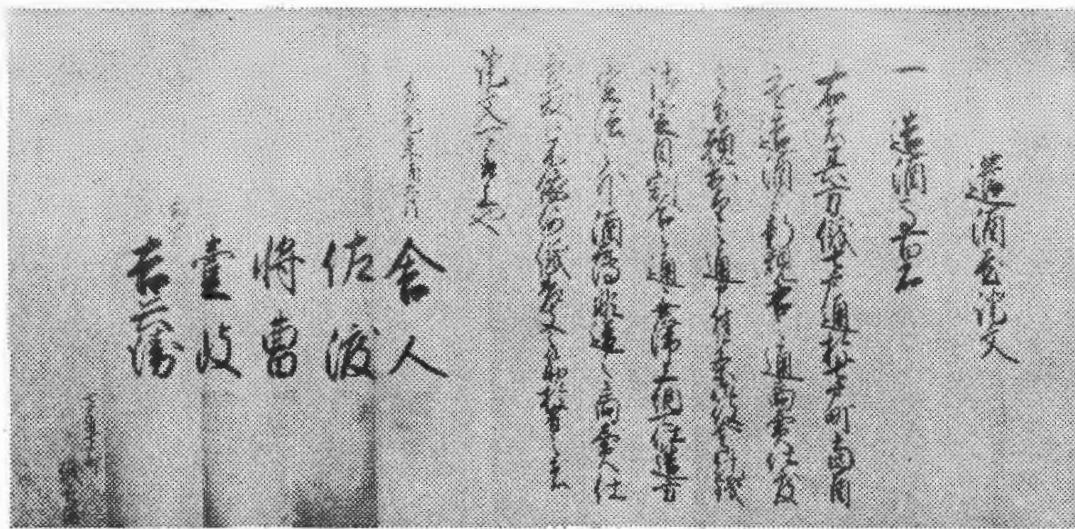
しかし、松五郎は、この間嘉永元年（一八四八）には苗字帯刀を許され、同四年（一八五一）には、両御丸の御用達並、三人扶持、御城下支配御給人格という栄誉に輝くなどのこともあり、世間の信用も高まり、呉服業、雑穀の集出荷業も順調に伸びてきていたので、三〇石の免許で三カ年営業し、次の免許を得る安政五年（一八五八）には、五〇石の本証文を得ることが出来、さらに次の書き換え時の文久元年（一八六一）には一〇〇石の証文を得ることが出来た。

文久元年の前年、万延元年（一八六〇）には、一〇〇〇石船松盛丸、文久二年（一八六二）には八〇〇石船神徳丸を松五郎が購入している等の事実を照しあわせてみると、この頃から幕末、明治初めにかけてが、船木屋の全盛期であったようである。

なお、松五郎は、明治二年（一八六九）に従前通りの一〇〇〇石の免許、同五年（一八七二）には二七〇石の免許を得、酒造業を営んでいたことがはっきりしている。

左に、文久元年一〇〇〇石の免許を得た時の証文を掲げる。

遣酒屋証文



酒屋証文

一、造酒高 百石

右ハ其方儀、七戸通於七戸町、当酉寒造酒ノ新規右之通商売仕度之旨願出、望之通申付候条、御役金、御礼錢、御定目割合之通、無滯上納可仕候。

造方定法之外、酒薄、非道之商売仕間敷候。  
不依何儀、差支之筋於有之ハ証文可取上也。

文久元年酉九月

舍人 印

佐渡 印

将曹 印

壹岐 印

吉兵衛

七戸通七戸町

儀兵衛

(五) 廻船業者としての船木屋

二代目船木屋松五郎（儀兵衛）が廻船業者として大成功を収めたこ

とについては、すでに、和田藤太郎の記す処を紹介した。

また、文化一〇年（一八一三）、流浪して七戸へ来た初代船木屋松五郎を直接援けたのは、当時七戸大塚屋喜平治の世話に与っていた大岡長兵衛であったこと、やがて松五郎は、野辺地衆の鼻肩により、ほとんど無資本から繁栄の基礎を築いたことも『多志南美草』に拠って、すでに述べた。

野辺地衆とは、特定の個人を指すのか、複数の人を指すのか明確でないが、それらの人との交際を通じて、初代松五郎の時からすでに、単なる木綿・呉服・小間物等の小売商よりは、廻船業の方が遙かに有利であることを痛感し、いつの日か廻船業者になりたいとの望みを抱いていたに違いない。

その望みは、二代目松五郎によって見事に達成された。

はじめ二代目松五郎は、加賀大野の丸屋伝右衛門と共有で「松盛丸」二六反帆の廻船を持った。

二六反帆は、いわゆる一〇〇〇石船にあたる。その持分は、船五郎四分、丸屋六分であった。この仲間船を所有するに至った年代は安政五年（一八五八）のことであったが、その翌年（一八六〇）には、この船を丸屋から、乗尻のままで一三五四兩余で購入、一人前の独立した廻船業者となった。

二代目松五郎が廻船を購入した資料は、この外に、文久二年（一八六二）十一月付のものと、慶応三年（一八六七）九月付のものと、計三点が残っているので、左にこれを掲げる。

#### 万延元年松盛丸売渡証文

#### 仲間船売券状之事



仲間船売券状

一、松盛丸 帆形式拾六反船 老艘

但し、步方貴殿四步持、拙方六步持ニ而、去ル午年より拙方船名  
前を以乘廻り居候処、此度乗尻之儘、諸道具不残相添、拙方步持  
之分貴殿へ売渡申候

残六步方

代金 千貳百三拾五兩ト

永拾八匁四分九厘也

右之通、仲間船、此度、代金前書之通り、樋ニ請取、貴殿へ売渡  
申候処、実正明白ニ御座候。

然ル上ハ、右船ニ付、一切懸合無御座候。万一脇方々違乱ケ間敷  
義申出候共、我等何方成共罷出、急度埒明、貴殿へ聊も御迷惑相  
懸ケ申間敷候。

後日為念之、仲間船売券状依而如件。

万延元年十一月

加州 大野

丸屋 伝右衛門

森岡七戸

船木屋 松五郎

文久二年神徳丸売渡証文

廻船売渡し証文事

一、八百石積廻船 壹艘

但し乗出し之儘

別紙道具附之通り

代金 六百拾七兩也

又 錢百拾壹貫文

右之廻船売渡し、代金不残受取候処実正也。

然ル上ハ右廻船ニ付、一切懸り合無御座候。

万一脇方ハ違乱妨ケ申者有之候ハ、我等何方迄も罷出、急度埒明、其許殿江少しも御難義相懸申間敷候。  
為後日之廻船売渡し一札依而如件

代 伝左衛門 印

森岡 野辺地宿

島屋 清四郎 印

文久二戊午十一月五日

越後榻屋敷

三ツ井屋

九藤治 印

右船宿

船 屋 弥兵衛 印

神徳丸 源兵衛 殿

阿波屋 弥兵衛 殿

これは「神徳丸」の売渡証文である。売主は三ツ井屋九藤治で、買主は神徳丸源兵衛と阿波屋弥兵衛となっている。

源兵衛は神徳丸の船頭である。廻船の船頭は、航海中の最高責任者であるだけでなく、船積みした商品の販売に関する責任者でもあり、いわば船主の一番頭あるいは支配人とも云うべき存在の人である。

阿波屋については未詳であるが、この売渡証文にある通り、この「神徳丸」は船頭つきのまま阿波屋に売られたものである。

その証文が船木屋にあるということと源兵衛が、次の慶応三年の証文その他でも分かるように、船木屋源兵衛もしくは神徳丸源兵衛と名乗り、船木屋の船頭となっている処からして、この神徳丸は、一度阿波屋の手を経て船木屋に譲渡されたものであると見る事ができる。



慶応三年廻船売渡証文

売渡一札之事

一、廿三反帆 廻船 壹艘

但し乗出之儘

此代金 貳千百九十両也

錢壹貫百十壹文

右ハ我等所持之廻船、此度其元殿<sup>江</sup>売渡し、則代金不残儘ニ受取申候処実正也。

然ル上ハ、此廻船ニ付、脇外<sup>ハ</sup>違乱妨ケ申者一切無御座候。万一彼是申者有之候得ハ、我等何方迄も罷出、急度埒明、其元殿<sup>江</sup>少しも御難義相懸申間敷、為後日、売渡し証文仍而如件

慶応三卯十二月

売主

大家屋 又 吉 印

船宿

播州屋 清吉郎 印

船木屋 源兵衛 殿

残念ながら、この慶応三年購入の廻船の船名は分からない。

しかし、明治六年（一八七三）の神徳丸船頭源兵衛の書状その他により、明治初年頃船木屋の所有していた廻

船と船頭名は左の通りであったことが分かる。

神徳丸 源兵衛

福神丸 七五郎

神益丸 利兵衛

これによれば、今ここに掲げた三枚の廻船売渡証文と一致しているのは、神徳丸・源兵衛だけである。

先に購入した松盛丸の名称は見当たらない。あるいは、福神丸、神益丸のいずれかに改称し、残りの一つがこの慶応三年購入の廻船の名称だったのではなからうか。

いずれにせよ、幕末から明治初年にかけて船木屋松五郎は三艘の廻船を所有し、これを野辺地港につなぎ、野辺地港と大坂との間を往復し、往路には、南部地方特産の南部大豆やメ粕、昆布等を運び、帰路には木綿・呉服・茶・雑貨等を運び、小売商では得られない利益を得ていたのである。

前記和田藤太郎記す処によれば、二代目松五郎は、三艘の持船の外に、傭船三艘を運用していたとある。

傭船に係わる資料は残っていないが、筆者が亡父達三から聞いた処によっても、そのことは事実であったようである。

さて、この廻船業によって船木屋ほどの程度の利益をあげていたであろうか。これに関する資料はきわめて乏しいが、幸いにも、船木屋の廻船業の中心人物であったと思われる神徳丸船頭源兵衛が、主人船木屋松五郎にあらたした書状が残っており、これによって我々は、一〇〇〇石船の船頭の役割および一航海の利益をはっきりと知る

ことが出来る。

まず、その原文を掲げよう。

郵便にて

一筆啓上仕候、時分柄極暑之砌リニ御座候得共、先以其御表御旦那様・御店中様益御機嫌能被遊御座候。

目出度、大悦至極ニ奉存候。随而下拙船中無異儀、兵庫表ニ滞船仕候。乍憚御安意思召可被下候。

然者、中荷物売払之儀ハ、大豆四兩ニ三百五十俵、四兩壹分五百俵、四兩壹分貳朱千九拾俵、ノ売払、鱒粕之儀、兩ニ付六貫八百目、別粕百三十本斗リ、兩ニ付八貫九百目売払仕候。

尤、上方表日照烈ケ數、雨一切降り不申、旁以粕類ハ不人氣、当節上品粕ニ而九貫目位見当ニ御座候。

大豆四兩内外、米引立四兩二分より上物三分迄、小豆四兩内外ニ御座候。此段御考可被下候。

昆布花打九百五十兩内外、三ツ石昆布五百兩より六百兩迄、烏渡御案内奉申上候。一下リ物篠卷印四兩壹分、一切品物無御座候。外印三十本、買入直段三百九十五匁、玉砂□□□永六匁貳分、切糸貳拾五兩貳分、

岩国半紙十三兩壹分三朱、木綿高直ニ御座候。綿織高直致、右連引立仕候。此段御推察可被下候。

大坂振込金左ニ

河与殿七百五十兩ト利足五十兩ニ相渡し、小橋四郎殿へ六百五十兩渡、西京松清殿へ七月晦付ニ而五百兩渡、扇与殿へ千百兩渡、神益丸中荷金向き五百兩渡、北伊殿五百兩渡、ノ四千五十兩相渡し可仕候。

残金之儀ハ下リ物買入金ニ致し、着岸之節ニハ逸々御物語申上候。

扱又此度神益丸囲船ニ付、夏中見苦數儀ニ付、船々多少徳用在之候ニ付同船津輕三馬や昆布ニ而取組仕度望ニ而差下し、右荷不足ならば箱館表三ツ石昆布両品之内為積入度心懸ケニ而同船千五百両斗リニ而駄□出来仕候間御安心可被下候。

何連青森表迄乗込仕候ニ付、其内漁事沢山在之候得バ可然御取計可被下候。

我等下着之上ニ而ハ御示談可仕候。不惡御承引可被下候。

右同船七月廿五日夕方ニ兵庫出帆ニ相成、我等儀ハ同月卅日ニ出帆仕候福神丸兩三日後ニ相成申候間御案内可申上候。

扱又爰元瀬戸内、九州辺大日焼ニ而大豆迎も出来兼模様ニ御座候。

何分当秋ハ大豆ニ而一ト盃在之候哉と愚安考居申候。肥物類ハ松前不漁ならば格別、無左而ハ秋ニ到リ、少々ハ引下模様ニ相考居申候。

何分兩用共御推察被下候て可然荷当可被下候。左候得バ神徳丸中荷物徳用仕切尻合せて千六百兩余在之、神益丸千二百兩余在之、福神丸千兩余有之候哉と察入申候。左候得バ此度ハ三千兩斗リ且那樣へ入金ニ相成、以誠且那樣御繁榮ニ相成不申候てハ船頭共徳用ニ相成不申、此度以御蔭船頭船中共、多少徳用ニ相成、祝仕候。

此後ハ不相替御氣張、目出度乘廻利奉祈念候。

何連目出度下着之節ハ御尊顔奉拝候。

余ハ其外相替義無御座候。先ハ出帆御案内旁、御見舞迄如斯御座候。恐々謹言。

明治六 七月三十日認メ

神徳丸 源兵衛

御旦那様

治助様

御店中様

一読して分かるように、この書状は一種の營業報告である。

これにより、我々は、この年船木屋は、三艘の廻船一航海で三〇〇〇数百両の純益をあげたことを知ることができる。

俗に、一〇〇〇石船一艘一航海一〇〇〇両、といわれているが、順調にいけば、その程度の利益のあったことがこの書状によって証明される。

また、この書状により、我々は船頭の職責がいかに重大なものであったかを知ることができる。

すなわち、航海中の任務の重大なことは勿論であるが、それだけでなく、船頭には、常に業界の動向、特に市場の動きに着目し、商機を察し、あるいは主人の指示を仰ぎ、あるいは独断で、機を失せず有利に売り買いし、利潤をあげる責務が課せられていたのである。

船頭は、単なる航海の責任者であるのではなく、商店の大番頭あるいは支配人的性格を持っていた、と先に述べたのはこの意味である。

廻船業で成功するか否か、この責任の大半は船頭の肩にかかっていたといっても過言ではない。

この意味で、船木屋は、源兵衛という、願ってもない良い船頭に恵まれたといつてよいだろう。船木屋は、幕末から明治初年にかけて、七戸第一の富を有する商人の地位に上ったことは、『多志南美草』にも述べられている通りであるが、船木屋が大をなした原因の最大のもはこの廻船業の成功であったのである。

## 第一五章 林 業

### 第一節 南部藩の林政概観

最近、森林の荒廃が進み、緑の回復が全世界的課題となっているが、森林の人類に与えている公益的機能は、江戸時代すでに官民すべての人に十分に認識されていた。

そのため南部藩では、御留山・水の目山の制を設け、桧（ひば）・杉・松・栗・檜を五木と称し、その自由伐採を禁ずる等の制を設ける一方、見守山・取分林の制を設け、植林を奨励する等のことを行った。

江戸時代、林業で有名な藩として、名古屋藩・秋田藩・津軽藩・南部藩・高知藩・熊本藩・人吉藩・飢肥藩・膳所藩・白河藩・米沢藩・会津藩等の諸藩が知られている。

これらの中に、東北の諸藩が五藩も入っているから、東北の諸藩の林政は概して良かった、ということになる

が、さらに、森林面積が広く、良材を産した藩といえば、名古屋藩（木曾の桧山）・和歌山藩（熊野の山林）・津軽藩（ひばの良材）・南部藩（ひばの広大な良原生林）・高知藩（森林の育成佳良）の五藩があげられる。

このように、南部藩の森林資源は、古くは極めて豊富であったので、藩といわず民といわず、自由にこれを利用する関係にあった。

しかも、江戸時代初期、南部藩は、その莫大な産金のため、「その富三百諸侯に甲たり」と羨望されるほどの富裕藩であったので、森林資源の経済的重要性が認識されるようになってからも急速に従来の森林の利用関係を改める必要はなかった。

従って、領民は従来通り、自由に森林資源を利用出来た。

そのため知行地を拝領する地方武士の知行地の中には、山林・原野も含まれるのが通例とされたが、寛永七年（一六三〇）以降はその慣例を停止し、また農民に対しても、山林・原野はすべて蔵方分と心得るよう示達、全山藩有化の方針を示した。

そして正保四年（一六四七）には、水の目山の制度を設け、寛文中（一六六一～七二）には、御留山制を設け、一三カ山を御留山とし、桧（ひば）・杉・松・栗・榎の“五木”を法度木として自由伐採を禁じた。

この御留山は、次第にその数を増し、一〇〇年後の宝暦一〇年（一七六〇）には全桧山が藩有の御留山とされた。

森林資源の保護育成という観点と、藩民共利という二つの立場をうまく融和させる方策として、津軽藩は、四

代津輕信政の藩政確立期に一応全山を藩有にした上で、抱山（民有）制度、見継山制度、組合見継制度等を相次いで設け、山下村民の福祉の増進を計ったのに対し、南部藩では、長い民有制度の後に藩有化が計られた形となつたので、再び民有化を計るといふ形式はとれず、用材や春木を必要とする場合には、運上山制度や願出制度、植林奨励のためには取分林制度等を採用した。

取分林制度は、正徳二年（一七一二）五官五民であつたが、享保四年（一七一九）には二官八民とし、じらいこの比率が多く採用されたが、時には、比率が違うこともあつた。

この取分林制度は、明和八年（一七七七）には、諸士にまでおし及ぼされた。

この取分林制度は、東北諸藩の中では、南部藩において最も多く利用された制度であり、藩有制度のもとで考え得る最良の制度であつた。

時代は下るが、左に植林奨励、とくに取分林を奨励した“達”を示そう。（『藩法集・盛岡藩』）

慶応元年十一月十五日 曇

- 一、非番御代官より廻状之別紙左ニ
- 一、諸木植立、以来御国益御用取扱被仰出
- 一、諸木植立吟味方、以来御国益御用所<sup>江</sup>出仕可致事

十二月十一日 雪



諸木植立致度者ハ、古荒不仕付地ハ勿論、新開ニ可相成地処ハ相除き、都而差支無之見込の場所<sup>五</sup>、以来勝手次第試植いたし候而不苦候。

尤、植立場所、処持無之もの、見込みの地所有之候ハ、村方地主共<sup>五</sup>熟談之上、取計可申、若御取分植立願上度者ハ、試植之分、全く根付、安心之上ニ而御証文可被下置事。

但御証文頂戴不仕罷在候向ハ、成木之上剪取候節、得御改、式分通上納可致事。

右之通被仰出

取分林を希望する者は、場所を見立、植立願を提出し、許可を得た上で植付が完了したのち、改めて、御取分御証文の交付を願ひ出た。

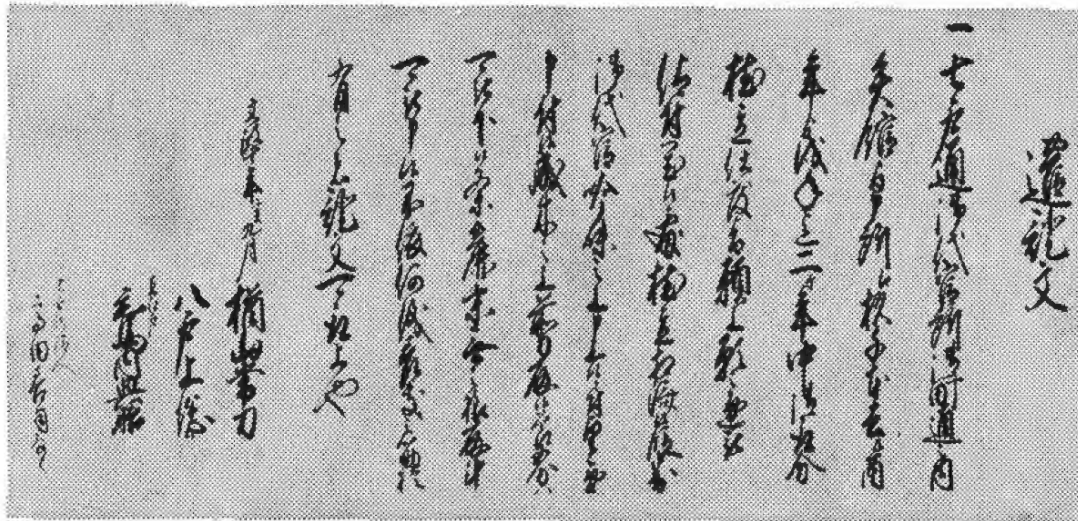
この願書が出れば、代官がこれを検分した上で上司へこれを上申、家老から「遺証文」という形で取分証文が交付された。

左に、御給人高田善司が杉一〇〇〇本を矢館に、五分御取分で植林した事例を示そう。（『高田家文書』）

乍恐奉願上候事

七戸御代官所御町通之内、矢館と申所、西ハ作場通道坂限、東ハ平より涌水堰限、南北ハ畑添限、右御場所<sup>五</sup>松木少々御座候外、笹藪立ニ御座候間、杉植立試み候所、土地相応ニ而根附宜しく、成木可仕模様ニ相見得申候。

右御場所之儀ハ御田地等之御差支無之御場所ニ御座候ニ付、去ル酉年（文政八年）より去ル戌ノ年（文政九



杉植立許可証文

年)迄式ケ年中、杉千本植立仕度旨奉願上候処、願之通被仰付、  
 去年七月迄植立相濟候。

依之、恐多願上様ニ奉存候得共、五分御取分御証文頂戴被仰付被  
 下置度奉願上候。

願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候。

此旨御序之節、宜しく被仰上被下度、奉願上候。

以上。

文政十年六月

高田善司 印

千種 茂右衛門 殿

下斗米 平四郎 殿

遺証文

一、七戸通御代官所御町通之内、矢館と申所ニ杉千本、去ル酉年  
 より戌年迄二ケ年中、御取分植立仕度旨願上、願之通被仰付  
 置候処、植立相濟候段申出、御代官吟味之上申上候ニ付、望  
 之通申付候。成木之上剪取候節、五分可被下候条、匱末無之

様取計可被申候。不依何儀、差支之筋於有之ハ、証文可取上也。

文政十年亥九日

榎山 帶刀 ⑩

八戸 上 総 ⑩

在江戸 毛馬内 典膳

七戸御給人

高田 善 司 殿へ

第二節 林野の種類

南部領内の山林を、その性格によって分類することは極めて難しく、種々の分類法があるが、以下林野庁編『徳川時代における林野制度の大要』が、林野を、管理収益の主体が誰であるかによって区別しているのに拠つて分類する。

第三五表 管理収益の主体による林野の区別

区	分	性	格
御留山			藩有。御用材の外伐採しないのを原則とする。制札を立てることがある。この場合、札山とも称する。

同に ある 個人 の も の	く あ の も の 同 村 に あ る	管理収益の主体が藩にあ					
		御	山 (御林)				
社 寺 林	高 野 目 林	居 久 根 林	山 野 (野 山)	御 野	水 の 目 山	明 御 山	御 田 山
社寺有であるが、伐採には許可を必要とする。			宅地に接続した山林で、民有である。 田畑が荒廃して山林となったもの。民有で、高に編入されている。		藩有であるが、村民が稜・肥草・薪・茅等を採取する場所として地元村の村中入会方で利用させたものである。		
社寺有であるが、伐採には許可を必要とする。			藩有。原野・野馬養成の牧場等に使用するものである。		藩有。水源涵養のための禁伐林である。		
社寺有であるが、伐採には許可を必要とする。			藩有。御留山・御田山以外の山で、御用材の外民間の需要に応じ立木の伐採を許すものである。		藩有。優良なひば材を出す見込ある山を、平時伐採せず、不時の用に備えて囲いおくものである。		

右の外、南部領内の山林には種々の名称があった。その主なるものを掲げると次のようなものがある。

御手山……藩が直接に伐木・造材事業すなわち官行斫伐事業を行う山林を言う。

御運上山……民間の者から御礼金を徴して、藩有林からの伐出しを許した場所を言う。

見守山……山守りが見守りをしている御山から家屋用材、日用薪材を下付され、且御用木伐採の際、その十分の一を下付されるものである。この見守山の株（権利）の売買、質入れ、書入れ等も許されている。

取分林……領民が藩有地に自費植栽し、伐採時に一定の比率で、藩と民とで取り分けするものである。この取分林株の売買等も許されている。

御忠信植立山……領民が藩有山へ自費植栽し、藩に献納するものである。これに対しては相当の褒賞が与えられる。

この五種の山は、藩が直接官行斫伐を行う御手山以外は管理収益の主体が本来藩にある御山の一部を、特別に民間に利用させる場合の名称であるから、本来「管理収益の主体による林野の区別」によって分類された山林の種類の中に含まれているものであり、別種の山林の種類とするべきものではないが、一般によく聞きなれた名称なので掲げた。

### 第三節 林野の利用

江戸時代の農民にとって林野は次のような機能を持っていた。

- ①衣類の供給源……藤・葛・からむし等は衣類となり、まだの木の皮は、あつし・けらの材料となった。
- ②食料の供給源……山菜・きのこ類・栗・くるみ・とち・ぶどう・さるなし等の樹の実・鳥獣肉は日常の食料となり、わらびの根・葛の根等は救荒食物となった。
- ③建築用材・薪炭材の供給源

④ 農業生産力維持・増強のための保安林……水源涵養林・砂防林・防風林・防潮林等農業生産力の維持増強に役立った。

⑤ 非常用林……平時は伐採を禁じている御留山も、非常の際は、いわゆる御救山として、一部農民の利用に供された。

⑥ 生活向上のため……取分林制度は、農民の生活向上に役立った。

⑦ 畜産用地として……山野（野山）は、入会地として秩場・放牧地に利用され、南部地方の畜産振興に貢献した。

⑧ 養蚕用桑の供給源……林野にある天然の桑樹は、養蚕振興に役立った。

⑨ 工業用材料の供給源……橋梁用材・造船用材・漆（ろうそく・漆器）・製紙原料等の供給源。

また製塩用燃料・醸造用樽材・染料・家具材等の供給源ともなった。

⑩ 鉱業用材料の供給源……砂鉄精練用材・木炭用材の供給源となった。

⑪ 杣夫として賃金収入を得ることの出来る機会を与えた。

以下、領民の、林野の利用の実際を、資料によって示そう。

#### 第一例 運上山払下げの事例（『大安家文書』）

この事例は、七戸町（正式には村であるが、七戸村の中心である市街地は行政上、町と呼ばれた）の山師盛田安右衛門（大安）が泊村の御山（藩有山）のうち一一〇〇石を他に売却する目的で払い下げた時のものである。

払い下げに到るまでの順序は左の通りである。

(一) 藩が藩有御山の払い下げを行いたい時は、御運上山となすべき御山について、御山奉行が目論見書を作製する。

(二) 御勘定所においてこの目論見書を調査したのち、御用部屋（家老の執務室）の閲覧をへる。

(三) 右閲覧をへた後、山師共へ入札の御触（公告）を出す。

(四) 入札が揃えば御勝手係御用人が元締めとなり、御勘定奉行立ち合いの下に、御勝手方役人並に山林方役人が出席し、開札をなし、一番札の者を落札人と定める。

(五) 落札者に「奉差上証文之事」と題する証文を提出させる。

この証文は、願人・請人・検断もしくは肝入連署で御山奉行へ差出す。

この証文には、杣取及び御山取り締りは御定法通り守ること、桧の小木は勿論、桧葉等も無用に伐り取らないこと等々を記載する。

(六) 藩では、右証文が出れば、家老名の「遺証文」という本証文と御勘定所名の「遺副証文」という副証文を出す。

以下に示すものは、この本証文と副証文とである。

遺証文

一七戸通御代官所泊村御山之内、馬門御山、北川御山、弐ヶ山ニ而叁ヶ山積、此度御仕法立を以運上山相出

候処、其方見込積入札を以申出候石数之内、角物七分五厘、八百貳拾五石目、此御礼金千石目ニ付拾兩貳步積ニ而八兩貳步、砂八分壹厘三毛、寸甫貳分五厘、貳百七拾五石目、此御礼金千石目ニ付右同断ニ而貳兩三步、砂六分八厘七毛、右石数合千百石目、御礼金合拾壹兩貳步、砂貳分五厘、内五ヶ一分貳兩壹步、砂三分、当申十一月上納、残九兩、砂壹匁貳分、内壹兩壹步、来酉四月中、壹兩三步五月中、貳兩壹步六月中、壹兩三步七月中、貳兩砂壹匁貳分八月中上納、定之通申付候事。

一出材木見込石数、千石目ニ付貳百石目迄之増石者致用捨、減石者右前金之分差引、相加不申、致取納限出石数を以御礼金不残取納候之事。

但

右取材材林、寸甫共土場着揃立得改候儀共杣取限月中相仕廻可申事。

一杣取限月之儀者、当申五月々来酉四月迄、十二ヶ月限相仕廻可致返上山事。

但

鑄留仕候ハハ<sup>キリドム</sup>早速剪跡得見分、御山渡之節、相渡置候御山名極印差上可申事。

一中土場得改候節、出材木川端<sup>江</sup>揃置、改後極印、出精川下ヶ可申事。

一取材材木之儀者、長壹丈角、末口ニ而角々角迄五寸貳分、貳間者角々角迄四寸八分杣取可申事。

一寸甫者、高三寸横六寸杣取可申事。

一石目積之儀者、貳間六寸角、百石目ニ付貳百本立、寸甫者、百石目ニ付三百貳拾挺立相定候事。



一御山境之儀者、先年々番附之通申付候事。

但

御山渡之節、御山入口<sub>江</sub>前々之通御札為相建、杣入被仰付鑄留仕、剪跡見分、中土場改之節、札打替可致返上山事。

一杣小屋場之儀者、小桧等無之場所、御山奉行得見分、相建、右入用材木者、雜木ニ限相用可申事。

但

小桧等随分相勞立置可申、尤<sub>ソリ</sub>鱒道等者、小桧<sub>江</sub>相障不申、可相成程場所広無之様可仕事。

一不依何儀、被仰付置候御定法相守可申事。

但

差支之筋申立、年延月延等申出候而茂不被御取上候事。

右之通申付候条、山中猥無之様、諸事御定法堅相守可申候。火元用心別而申付、山火事等不相出様可仕候。自然御定法以下之木品取出候歟。非道私曲之儀有之段相聞得候ハハ、詮議之上越度可申付候。不依何儀、差支之節於有之者、限月之内成共証文可取上也。

弘化五年二月

在江戸 讚岐

大和 ④

勘解由 印

在江戸 駿河

帶刀 印

在江戸 伊豆

典膳 印

七戸檢断

盛田 安右衛門

願人同町

安兵衛

請人同町

庄兵衛

遣 副 証 文

一於七戸通御代官所、本紙御証文表卷ヶ山、此度運上山被成御出候処、其方落札に付被仰付候。依之、兼而被御据置候御定法左ノ通杣取可申事。

一取材木之儀者、兼而御法立被成御沙汰候通、寸甫式分五厘、角七分五厘相限取出可申事。

一諸材木并寸甫土場着候ハハ、御定法之通揃立置、得御改、尤惣木数、類分、元帳相認、船手<sup>江</sup>積出候ハハ御代官弘判取置、一ヶ年限右帳面差上可申事。

但

取材木并寸甫共、御法立之通杣取、限月中土場着、揃立共不殘相濟、得御改候上、早速木数類分、元帳差上可申事。

一竈棚一棚之内、寸外并無極印之木品幾本有之共、惣棚<sup>江</sup>概木数御定法之通被成御取上候之事。

一於山中惣木数星帳<sup>江</sup>相印置候而、土場御改之節、右<sup>江</sup>引合、過木有之候ハハ被成御取上候事。

一山中剪跡之儀者、方角附を以御吟味被仰付置候之間、御定法之通相違仕間敷事。

一御山奉行御山相渡候ハハ、御定目之通、山師并杣頭惣山之もの共誓詞可仕事。

一取材木寸甫<sup>江</sup>御定法之通杣取銘々小印相記置、末口<sup>江</sup>茂右同様相記置可申事。

一悪木之檢、種木ニ茂可相成候ニ付、仮令寸甫老式本取候ニ相成候共、堅剪取申間鋪事。

一右御山出材木土場改、山中御山渡御山差上候節、山中剪跡、御吟味都而願上候御山ニ拘候御用向、御山奉行其外御用掛之者勤中山師<sup>ハ</sup>賄可仕事。

一諸材木土場着改相濟、船手<sup>江</sup>相弘候節、曲角、痛角等有之候共、於土場削直之義可為停止事。

右之条之外、段々被仰付置候御定法之趣急度相守、不依何儀、本紙御証文表之通、相違之儀仕間敷候。仍

而副証文如件。

弘化五年二月

御勘定所 印

七戸検断

盛田 安右衛門

願人同町

安兵衛

請人同町

庄兵衛

文章が複雑であるが、この二つの証文は、おおむね左のような内容を示している。

本証文

①入札石数……一一〇〇石

②その種類別伐採割合……角材は総材石の七五パーセントとする。

寸甫は総材石の二五パーセントとする。

(寸甫とは、丸太を半分割りにし、直徑六寸、高さ三寸、長さ四尺のものを云う)

③礼金の額

④礼金の分割支配い方法……礼金は、本証文のように

五分の一……初年の一月中旬  
残額の一分五厘……翌年四月  
同 二分 ……〃 五月  
同 二分五厘……〃 六月  
同 二分 ……〃 七月  
同 二分 ……〃 八月  
に分割して支払うのが常例であった。

- ⑤ 杣取年限……五月から翌年四月迄
- ⑥ 中土場改め後川下げすべきこと
- ⑦ 角材ならびに寸甫の規格
- ⑧ 材石の計算方法
- ⑨ 御山境のこと
- ⑩ 杣小屋建築の心得
- ⑪ その他の心得……定法を守らない時は越度とすること

副 証 文

① 種類別伐採割合（本証文と重複）

② 土場着の節検査を受くべきこと……三カ条

③ 御山奉行から山渡しを受けたら誓詞を差し出すべきこと

④ 取材木へ刻印をすること

⑤ 伐採跡の検査方法のこと

⑥ 悪桧は種樹として残すべきこと

⑦ 御山奉行その他掛り役人の賄は山師の負担とすべきこと

⑧ 土場改め後、船積までの間に材木の削直し等行わないこと

なおここに、払い下げをうけた泊村御山……という御山は藩有、桧山のことである。

七戸代官所管内には、江戸時代左の九御山があった。

清水目御山 七戸村

大坪御山 ”

小坪御山 ”

尾駮御山 尾駮村

棚沢御山 出戸村

馬門御山 泊村

川原御山 //

北川御山 //

明神沢御山 //

第二例 春木山払下の事例 (『大安家文書』)

『七棚仕様委細書』に「在々炊料並自他払真木、切願相出候得者、御山元並御礼錢共吟味仕、伺之通被仰付候上、御証文取調差出申候……」とあり、薪(春木)類は、自村の領民が使用する場合でも、これを営業として他町村あるいは他領へ売却する場合でも、御山元(伐出し場所)および御礼錢の額が適当であれば、御勘定所より許可の証文を出した。

次に示す証文は、山師盛岡紺屋町の長右衛門が、七戸御代官所管内津軽大境の雑木山を春木用に伐採し、これを津軽で売却するために願ひ出たのに対し、藩から支給した許可証であり、本証文の形式をとっている。

このように払い下げを申請しうる人は、七戸代官所管内の人でなくてもよかつたのである。

遺 証 文

一七戸御代官所津軽大境通、南ハ奥瀬領山境、西ハ津軽御境、東ハ大工町宗兵衛剪跡御山境限、外七戸御百姓共鑄相届候分ハ相除、都而御境目通百間相除、桧類ハ不及申、御停止之木品之外、雑木春木ニ剪出、来成年々寅年迄、中年五ケ年中、津軽領<sup>ニ</sup>引越、商売仕度、御礼金貳百五拾兩、外冥加金五拾兩、都合三百兩差上、商売被仰付被下置度旨、其方共願上、御吟味之上、御山境目ハ右之通相除、望之通申付候事。

但

右御礼金之外ニ御所御百姓共為手当、百五拾貫文差出候事。

一右御礼金三百兩之内、六拾兩証文遣候日<sup>ハ</sup>廿日延上納、同五拾兩来戌ノ十一月、同五拾兩亥ノ十一月、同五拾兩子ノ十一月、同五拾兩丑ノ十一月、右五ケ年中、七戸御代官所<sup>江</sup>上納可申事。

一御山之内通路之儀者、式ヶ所ニ限可申事。尤右式ヶ所<sup>江</sup>杣之者通路躰道付可申候。道筋余計無之様可致候。尤、牛馬之通<sup>ハ</sup>可為無用候。都而御山筋之儀者、重御場所之事故、杣之者、惣而山内諸事働之者、猥之儀無之様、人別敵鋪申付被下置候。雜木之外御停止之諸木<sup>江</sup>堅相障不申様可申付事。

但

番所之儀ハ通路之所式ヶ所<sup>江</sup>相建、下番人<sup>江</sup>宛差置可申事。

一御山相渡候節、御山奉行并山役之者立合之上、御山境建置、頼上候御山之外<sup>江</sup>堅入込申間鋪事。

一剪取候春木、他領<sup>江</sup>引越候儀者、右年数中年々四千間ニ相限、山中ニ剪揃、古人共<sup>江</sup>申出、場所得差図可申候。道筋猥ニ剪開候儀仕間鋪候。都合能場所見立、古人共得差図、其所<sup>ハ</sup>引越可申、尤引越方相濟候而茂、雪有之節者、格別、雪無之節者、御山安小木ニ而茂立統候様、心を用ひ取<sup>□</sup>置可申候。剪跡、用木外小木ニ至迄、猥剪取申間鋪事。

附登山并働方相止候節共ニ其度々掛役<sup>江</sup>訴出可申事。

一山小屋場之儀者、古人共得差図可申打替之節共可為同然事。



一剪出候春木改之儀者、剪揃置、訴出可申候。御山奉行并山役之者古人共立合之上、極印入可相渡候。尤、御山渡之節、御吟味之者并惣而願上候御山ニ拘候御山奉行、山役之者、古人勤中夫伝馬、諸賄共ニ請負之者、可致候。御用ニ付入用之節者、筆墨紙共ニ差出可申事。

但往来御賄代者被下相候事。

一右剪出候春木出方之儀者、谷合計鱚ニ而賦、津輕川式ケ所<sub>江</sub>相下可申候。尤川之向ニ寄、式ケ所ニ限不申候ハハ猶亦古人共得差凶、相働可申事。

右之通申付候条、非道私曲之儀、御所之者迷惑ニ不相成様可致候。惣而口論出入ケ間鋪儀、自他共ニ相愼、御境筋之事故別而心を用ひ、御山元猥無之、山火事等相出不申様可仕候。不依何儀、差支之筋於有之者、年数之内成共証文可取上也。

享和元年酉ノ十一月

奥 瀬 内 蔵

願人紺屋町

長右衛門

請合油町

清兵衛

紺屋町検断

宗 八

油町検断

助右衛門

紺屋町宇右衛門は、せっかく右のような証文をいただき春木の伐採にかかったが、この頃降雪量が少なかつたため山出しに困難をきわめたので、宇右衛門は、春木の伐出しを中止した。

これに代わって七戸町の山師宇右衛門が、同山の春木伐出しを願出、許可され、交付されたのが、次の副証文である。

遣 副 証 文

一七戸御代官所津輕御境通、雜木御山春木剪出、津輕領江引越、商売仕度、御礼金弐百五拾兩、冥加金五拾兩、都合三百兩差上、去戌年乙当寅年迄五ヶ年中、巻ヶ年四千間宛、都合弐万間剪出、商売仕度旨、享和元年、酉十一月盛岡紺屋町長右衛門名目を以願上、望之通申付候所、近年薄雪ニ而、剪出方及兼、是迄五千六百四拾間剪出、残り木巻万四千三百六拾間之分、当寅年乙巳ノ年迄、四ヶ年中剪出申度之旨、猶亦此度願之通申付候事。

一御礼金之儀者、三百兩内先達証文引替六拾兩、戌年五拾兩、亥ノ年五拾兩、都合百六拾兩上納、残百四拾兩年割左之通上納可申事。

一金貳拾三兩貳步	当寅ノ	七月
一金貳拾三兩貳步	同	十一月
一金貳拾三兩壹步	卯	七月
一金貳拾三兩壹步	同	十一月
一金貳拾三兩壹步	辰ノ	七月
一金貳拾三兩壹步	同	十一月
ノ 百四拾兩		

右之通申付候条、山事猥無之様諸事御定法堅相守可申候。御境筋之事故別而心を用ひ、山火事等不相出様可仕候。若非道、私曲之儀有之段相聞得候ハハ、詮議之上越度可申付候。不依何儀、差支之筋於有之者、年数之内成共証文可取上也。

文化三年六月

八戸美濃  
東勘解由

願人七戸町

宇右衛門

請合七戸

理 作

検断七戸

久右衛門

第三例 御救山として百姓へ払下の事例

連年の凶作のため農民の疲弊がその極に達したときは、藩有の御山をも明山とし、年限を限って炊料薪の採取を認めたまは、用材を払い下げ、その売却利潤を以て生計費その他の補いにさせることもあった。

次に掲げる資料は、天保の七年飢饉の後、窮民となった七戸通の中の北山通の百姓達が、二度にわたって清水目御山、大坪御山の桧材を払い下げたときの証文である。

遺 証 文 (『立崎家文書』)

一七戸通御代官所清水目桧御山、大坪桧御山之内、二渡ノ瀬頭と申所、北山通御百姓共、天保十一年、為御救、被下置度旨願上、願之通被仰付、猶、右剪跡ニ而、来ル巳(弘化二年)ノ正月より午(弘化三年)迄、長杓丈より式間迄五寸角七百石目、寸甫高三寸横六寸三百石目、都合千石目、為御救頂戴、売木仕度旨、支配所北山通御百姓共申上、願之通被仰付、尤冥加御礼金拾兩之内、三兩御証文引替上納、残四兩来ル巳ノ五月、三兩ハ来午ノ七月、出材木土場着之処ニ而取立上納可申事。

一御山境之儀ハ先年被立置候通申付候事。

一杣小屋場之儀ハ、小桧等無之場所、御山奉行得見分、相立、右入用材木ハ雜木ニ限り相用可申事。

但、小檢随分相勞、立置可申候。尤鱒道等ハ小檢<sup>江</sup>相障不申、可相成程ハ場広ニ無之様、可仕事。

一不依何儀、被仰付置候吟味之筋、御定法相守可申事。

一為御救、七戸出入役、願之通御免被成候事。

右之通、被仰付候条、山中猥ニ無之、諸事御定法堅相守可申候。火ノ用心別而申付、山火事等不相出様可仕候。

自然御定法以下之木品相出ル歟、非道私曲之儀、相聞得候ハ、詮議之上越度可申付候。

不仍何義、指支之筋於有之ハ、証文可取上候。

右之趣、御百姓共<sup>江</sup>得と可被申渡也。

天保十五年十二月

柴	帶	駿	兵	瀬	土
	刀	河	庫	藏	佐
御判	御判		御判	御判	御判

米 内 勝右衛門 殿

七戸通御代官 江刈内 寛 尔 殿

北山通の百姓による御救山の払い下げ願いは度々出されたりしく、嘉永六年にも次のような願いが提出されている。

しかし、山林の払い下げを受けるには、相当の資金を要した。その資金を窮民達だけで調達できないときは、適当な銀主を捜さなければならなかった。

次に示す事例は、北山通の百姓が銀主を捜した上で松山の払い下げを願った事例で、願書が残っているのみであるが、これもおそらく許可されたものと思われる。

乍恐奉願上事 (『大安家文書』)

私共御村方之儀者、御存知被下置候通、至而龜地ニ而、田形者無御座、畑高計仕付仕、外産業と申茂無御座候ニ付、昨年九月御触山被仰出候砌、清水目御山入札を以御運上山ニ奉願上度、色々銀主ニ可相成人分、諸方頼合仕候得共、時節柄金子才覚出来兼候旨、得断候故、無抛、願上兼罷有候。然る所此節、銀主ニ茂相成吳候者御座候間、誠ニ以時節相後願上様ニ而、恐多儀ニ奉存候得共、前文奉申上候北山通清水目松御山ニ而、角七分五厘、寸甫式分五厘之御定目御割合を以、取材木千式百五拾石目、御運上山ニ被仰付被下置度、奉願上候、右御礼金之儀者、千石目ニ付拾壱兩式歩積を以、当丑五月々来寅四月迄十二ヶ月ニ被仰付被成下

度、尤、御礼金者、御前金上納之外、御定目之通、月割を以可奉上納候間、貧郷之御百姓共御教と被思召、願之通被仰付被下置候ハハ、土場御改頂戴仕候而、剪出候材木并寸甫共ニ地他払仕、右壳代を以家業相続仕、御郷役等無滞勤上可申、難有仕合奉存候。此旨御序之節、宜被仰上被下度奉頼上候。以上。

北山通

添野沢村

清水目村

板橋村

惣御百姓

添野沢村老名

作右衛門 ⑩

清水目村同

孫作 ⑩

板橋村同

宗十郎 ⑩

請人七戸町

太吉 ⑩

盛	浦	円	内	一	鈴
田	田	子	田	条	木
勇	寬	市	十	半	喜
司	平	之	兵	蔵	八
様	様	進	蔵	様	様
		様	様		

右之通願出候ニ付遂吟味候処相違無御座候間願之通被仰付候様仕度取次差上申候 以上

四月

一	内	円	浦	盛
条	田	子	田	田
半	十	市	寬	勇
蔵	兵	之	平	司
印	衛	進	印	印

肝入

安兵衛 印



前書之通遂吟味候処相違無御座候間願之通被仰付候様致度候 以上

四月

野	太	土	作	久	猿	新	杉	小	太	野
口	田	川	山	慈	橋	渡	村	田	田	辺
銀	長	忠	專	和	良	辺	収	代	小	地
蔵	助	次	蔵	市	左	西	蔵	定	十	縫
殿	殿	郎	殿	殿	衛	市	殿	蔵	郎	人
		殿			門	殿		殿	殿	殿
					殿					

鈴木喜八 ⑩

野口銀蔵 ⑩

御 勘 定 所

**第四例** 寺社用材・住宅用材・堤・用水堰・橋梁等払下の事例（宝暦九年『御山御用日記』）

一般領民・御給人等が住宅を新・増・改築する場合、寺社が新・改築等を行う場合、用水堰・堤等の普通の場合、橋梁立替等の場合、払い下げを願ひ出る者は、材種、本数、規格、用途、伐出先を記して、代官所に願書を提出した。

代官所では、所定の調査を終え、これを上司に具申しその許可を得てこれを許可した。

野辺地	太田	小田代	杉村	新渡辺	猿橋良左衛門	久慈和	作山専	古川忠	太田長
縫人	小十郎	定蔵	収蔵	西市	左衛門	市	蔵	次郎	助
④	④	④	④	④	④	④	④	④	④

第一五章 林 業

材種	本数	規 格	用	途	伐 出 先	申 請 者
松	二 三 <sub>本</sub>	長さ一丈二尺の六寸角	松 柱			
〃	五	長さ三間の五寸角	は り 柱		北川目通御山	瑞 龍 寺
〃	一〇	長さ二間の五寸角	貫 木	榎林村長昌寺改築な らびに橋柱用		
〃	一 一 <sub>枚</sub>	長さ二間の六寸角	桁 木			
〃	七		鹿 料			
檜	四		来 光 柱		作 田 御 山	
栗	二		玄 関 柱		八 幡 御 山	
松	一 八	長さ二間の五寸角	太 根 太 台	金剛寺改築用	牛 鍵 御 山	金 剛 寺
〃	一 二 七		の ほ け		新 山	
〃	一 〇 〇	長さ三間の五寸角	は り 柱			

第三六表 宝曆九年御山御用日記による住宅用材等払下一覧表

宝曆九年（一七五九）『御山御用日記』には、同九年、一〇年払い下げを受けた七戸通の件数を書き上げているので左にこれを示そう。

松	柴 松 雑木	松	松 松 松 松 松	松	松 松 松
二 三	七〇〇 二八〇 <small>駄</small>	三 四	一六 五 六 六 六 四	八 八	二 八 八
長さ四間の末口二尺廻 長さ三間の末口二尺五寸廻	長さ三間の末口三間丸太 長さ六尺	長さ六間の末口二尺廻り 長さ五間の末口二尺五寸廻り	長さ一丈二尺の五寸角 長さ三間丸太 長さ二間の末口指渡四寸丸太 長さ三間、内二本ハ二間半丸太	長さ二間丸太、末口一尺廻 長さ二間の四寸角 長さ二間。大面七寸・小面五寸	
種 木 ひやうろう	粒 ひやうろう	種 木 ひやうろう	柱 は さ す り け た す り ほ け た す り の す き	さ す 物	差 物
大沢田村用水堰普請用	ざる田用水堰普請用	洞内村長田堤等用水用	住宅新築用	住宅改築	
	作田新山林 有ノ部御山	中村御山 樋口御山	上野御山 鷹山立意	牛鍵御山	福田 惣左衛門
大沢田村惣御百姓	ざる田通田持惣御百姓	洞内通御百姓			

第一五章 林 業

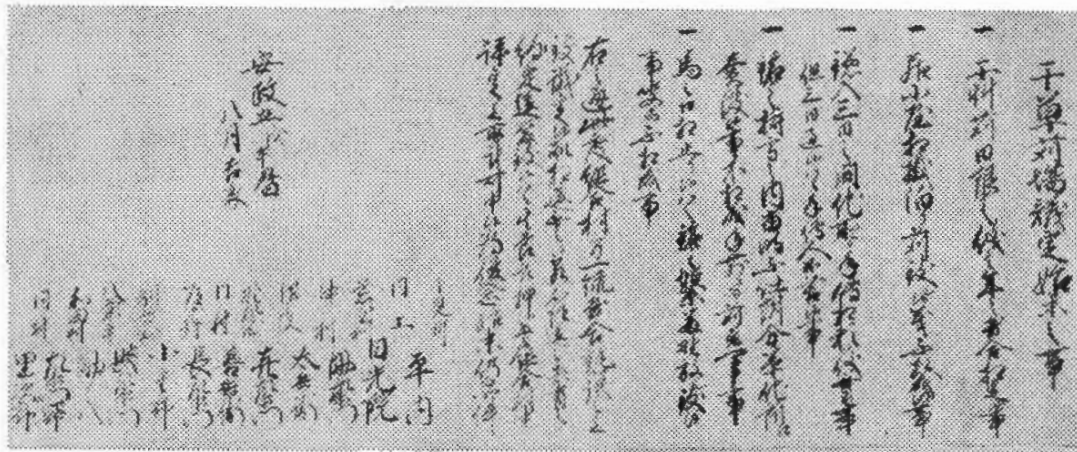
雑木	〃 〃 〃 松	雑木	〃 〃 〃 〃 松	〃 〃 〃 松
七	二 八 八 六	三〇〇	二 <sub>丁</sub> 六 六 五 一六	七 六 二 <sub>丁</sub> 五
長さ一丈の四寸角	長さ三間の末口四寸丸太 長さ二間の末口五寸丸太 長さ二間。大七寸・小六寸		長さ一丈二尺の五寸角 長さ三間の末口四寸丸太 長さ二間の末口三寸丸太 長さ三間。内二本ハ二間半丸太 長さ二間。大面七寸・小面五寸	長さ三間の末口四寸丸太 長さ二間。大面七寸・小面四寸 長さ二間の末口三寸丸太 長さ二間の六寸角
立柱・桁・棟木	指 物 さ 桁 は すり	お さ こ	平 け さ は 物 た す り 柱	さ 平 は 桁 物 り
八幡社仮殿入用材		七戸川大橋修繕用	住宅普請用	住宅新築足材用
	牛 鍵 御 山		〃 〃 〃 〃	上 野 御 山 新 山 村 御 山
	沢 田 次 郎 助		中 野 七 郎 右 衛 門	町 屋 勝 右 衛 門

松	松	松	松	松	松	松	栗	栗	栗	栗	栗
三二 五四					一四 六	九 六					二 三 二
長さ三間の丸太	長さ一丈四尺の丸太	大面一尺の小面見合	長さ一丈三尺の丸太	長さ二間の丸太	長さ一丈三尺の丸太	長さ二間の五寸角	長さ一丈三尺の丸太	長さ二間の六寸角	長さ二間の六寸角	長さ二間の六寸角	長さ二間の四寸角
立柱	鹿	小根太	大根太	貫	立柱	鹿柱	鹿	きの木・棟木	塚木・貫木	土台	貫木
			御霊屋御建立用材			来光柱・玄関				本社	
芦沢御山	洞内通野口御山				野左懸御山	高屋敷村熊野堂御		拝殿	廊下	本	
								入用	入用	入用	
			瑞龍寺			青岩寺				新館村八幡社	

第五例 干草刈場利用の場合（『見町観音堂文書』）

山野（野山）の薪・干草等を採取する場合には、古来の仕来りで村方一同が規程を定め、それに従うのが常例であった。

松	栗	
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
七二	九	三八
一	一〇	九八二
九	五	一六一
六		一九八
一〇		五二
長さ二丈八尺。末口一尺三寸廻り	長さ一丈五尺丸太	長さ二間半の丸太
長さ三丈の末口一尺三寸廻り	長さ一丈四尺丸太	
長さ三丈の末口一尺廻り	長さ二間の五寸角	長さ二間の四寸角
長さ二丈五尺二寸の末口二尺七寸廻り		
長さ二間半の元口一丈廻り		
立柱	立柱	さす
貫	桁	貫
さす・桁等	〃	屋
住宅新築用	米貯蔵せいろ	住宅新築用
新山御山	見林御林	樽石御山
〃	野左懸御山	〃
牛鍵村山添	御内々	宝曆二年七月二五日 小川町火災類焼者一同
町屋 倉右衛門		



干草刈場議定始末

左にその事例として、上川目通の諸村の「干草刈場議定始末」を掲げよう。

干草刈場議定始末之事

- 一千草刈日限の儀は年々寄合ひ、相定め候事。
- 一居小屋相掛け、泊り刈り致し候義、相成らず候事。
- 一鎌入れ三日間、他所より手伝い相頼み候儀無用の事。
- 但し三日過候は、手伝人苦しからず候事。
- 一銘々持高の内、当時不仕附分草他所へ売渡し候事相成らず、手前にて刈取り申すべき事。
- 一馬の口相止り候は、銘々つなぎ留め、野放し致し候事決して相成らざる事。

右之通り、此の度組合・村方一統寄合ひ、熟談の上、議定致し候処、相違これ無く候。

若し心得違の者これ有り、約定違変致し候は、其の節取押え候。追而組合村中評定の上取計い申すべく候。後念の為め始末、仍って件の如し。



安政五戊午曆八月吉辰

同	和	八	別	道	同	野	沼	中	荒	同	下
村	田	栗	曾	地	村	左	ノ	村	屋	上	見
里	村	平	村	村	長	掛	沢	太	村	日	町
次	左	助	与	小	左	喜	喜	兵	助	光	平
郎	衛	八	左	重	衛	兵	左	衛	左	院	内
	門		衛	郎	門	衛	衛	衛	衛		
	四		門				門		門		
	郎										

## 第一六章 交通・運輸

### 第一節 交通の発達

ここに交通というのは人の往来を中心とし、運輸とは商品や貨物を輸送することをいうが、両者互に相伴うことが多いので、便宜上、特に両者を区別しないで記述することとする。

江戸時代は、多少の騒乱があったにしても、二百数十年の長きにわたって平和な状態が続いた世界歴史上でも珍らしい時代であった。

江戸幕府は、大名の力を弱めるため、参勤交代の制度を設ける一方、不生産的な軍事費を、平和的・生産的方面に向けさせたので、江戸・京都・大坂の三都を中心とする商工業が活発となった。

主として、この二つの原因により、人馬の往来・貨物の運輸が盛んとなり、陸上ならびに海上の交通は飛躍的に発達した。

地方では、藩の中心地である城下町、代官所があり、地方政治・経済の中心地である在郷町、港町等の発達等により、在々からそれらの町に到る道路が発達した。

それらの結果、種々の物資が交換されるだけでなく、上方文化や江戸文化が地方にももたらされるようになった。野辺地町の祇園囃子や朝茶粥の風習は、海路京都からもたらされたものであることは人の知る処であるがその他、伊勢参りの途中、稲や雑穀の良品種をさがし求めてくるとか等々は、交通路即文化路でもあった一証左である。

江戸時代の交通路には、左の五街道（五海道）があった。

東海道 品川より守口迄

中山道 板橋より守山迄

日光街道 千住より鉢石迄

甲州街道 内藤新宿より下諏訪迄

奥州街道 白沢より白川迄（『駅肝録』）

われわれに関係の深い「奥州街道」は、日本橋を起点とした青森宿迄と私達は考えているが、それは一説で、次のような諸説がある。

①千住・草加・越ヶ谷・粕壁・杉戸・幸手・栗橋・中田・古河・野木・間々田・小山・新田・小金井・石橋・雀宮・宇都宮・白沢・（阿久津）・氏家・喜連川・佐久山・大田原・鍋掛・越堀・芦野・白坂・白川迄  
二七宿。

②第一説の千住から宇都宮までは、「日光街道」の一部なので、厳密には、白沢から白川迄の一〇宿である。

③ 千住から青森まで

④ 千住から宮館（函館）まで

註 ① 大島延次郎著『日本交通史概論』、岸井良衛編『五街道細見』による。

② 宿駅の数も時代によって、又説によって異なり、千住から青森迄を、六九宿とする説もあり、一一〇宿とする説もある。

五街道に付属して、佐屋路・美濃路・例幣使壬生通・御成道・水戸佐倉道・本坂通の諸街道があったが、さらに、これら五街道や諸街道には、脇街道・脇往還・脇道等と呼ばれる数々の支線があった。

## 第二節 奥州街道宿駅名

奥州街道にはどのような宿駅があったか、宿駅間の里程や駄賃はどの程度であったかを知るため、次に江戸時代末期の奥州街道宿駅名を掲げてみよう。

### 奥州街道宿駅名

日本橋―蔵前―浅草御門―千住小塚原町―千住―林田―嵩根―六月―竹のつか―保木間―水神―瀬さき―古笹原

草加―九右衛門新田―金右衛門新田―蒲生―瓦曾根―越ヶ谷―大沢町―大ふさ―大林―大里―下間久里―上間久

里―大枝―大島―びん後―市ノ割―新宿―粕壁―小湊―本郷―堤根―くら久―三本木―清地―杉戸―ばら島―上

高野―幸手―内どうま―高次賀―外どうま―小右衛門―新田―栗橋―中田―茶や新田―古河―野木―松原―友沼

―乙女―間々田―せんたん塚―栗の宮―二日市―神鳥谷―小山―稲葉江―き沢―新田―小金井―笹原―石のはし

―下石はし―石橋―下古山―さや堂―北原―茂原新田―雀の宮―だい新田―江曾島―宇津宮―竹林―海道新田―

―白沢―阿久津―氏家―桜の―松山―羽黒―荒町―喜連川―そね田―若村―高はし―前坂―佐久山―たき沢―吉

沢―八木沢―太田原―川原町―明宿―上のだい―上ふかた―市の沢―ねりぬき―久保―野間―ひざわ―鍋掛―越

堀―杉渡戸―寺小―石田坂―へび沢―黒門―芦野―峯きし―板や―かに沢―たか瀬―わき沢―寄居―大久保―山

中―さかる―白坂―川ごもり―白川―根田―泉田―小田川―太田川―四つ家―三つ家―踏瀬―大和久―中畑新田

矢吹―久来石―笠石―かがみ沼―たか久田―須賀川―中宿―下宿―名女川―十貫内―笹川―日出山―小原田―郡

山―大十―久保田―福原―八ツ山田―日和田―あさか―高倉―仁井田―本宮―馬足―杉田―高こし―二本松―福

岡―油井町―二本柳―吉倉―八丁の目―浅川新田―清水町―伏拝―大平寺―伯老―とやの―江の目―福島―五郎

内―荒谷―一り塚―いらかべ―本内―かまた―瀬の上―川原町―長倉・おか―桑折―八はた―国しげ―一本木―

藤田―原田―貝田―越河―齋川―五賀―白石―刈田宮―金ヶ瀬―大河原―舟泊―槻木―岩沼―本郷―植松―飯野

坂―増田―中田―大の田―長町―仙台―七北田―大沢―大曲―とみせ―新町―志和田―吉岡―大ひら―こまば―

伊加―三本木―古河―あらや―高清水―筑館―下宮の―城生野―沢辺―金成―有かべ―鬼しがい―一ノ関―かじ

町―山の日―樋口―平泉―たかたて―瀬原―前沢―せき―中畑―折居―中の―堤尻―須江―水沢―岩谷堂―八は

た―金沢―三日尻―相吉―鬼柳―黒沢尻―二子―成田―十二条―向町―花巻―宮の目―かりや原―黒沼―八まん

―石鳥谷―猪ぶち―新沼―南日詰―北日詰―郡山宿―十日市―高田―見ル前―上野―津志田―盛岡―上田―黒石

野―川又―柳平―笹平―大飛弾―柏木平―門前―波民―水穂―分藤―芋田―新塚―小跡戸―馬場―卷堀―寺林―

⑩ たち花や賊兵エ  
沼宮内へ三里二六丁

⑪ 本 一五二文

⑫ 軽 一〇三文

江戸より一三九里

⑩ 久松屋庄兵エ

波民へ四里二〇丁四六間

⑪ 本 一八二文

⑫ 軽 一二三文



二ツ葉―草木―長井―房杉―境田―川口―朝田内―曾浦―丹藤―足田―犬袋―野口―沼宮内―河原木―府金―水

① 本 七二文  
② 輕 四八文

③ 宿 広田屋奉助  
小繋へ四里三四丁

堀―帶刀―御堂―楷糖―水道―馬不食―中山―飛行―小繋―高山―小烏谷―川俣―姉帯―朴館―道地―中村―稻

④ 宿 泊り家なし  
一戸へ三里一〇丁

⑤ 宿 泊り家なし  
福岡へ二里三〇丁

⑥ 宿 古原治兵エ  
金田一へ一里

荷―仁正寺―中屋敷―野里―穴窪―野中―尻引―胡四王堂―女鹿口―筑方野―一の戸―村松―福岡―堀野―

⑦ 本 七二文  
⑧ 輕 四八文

⑨ 本 定めなし  
⑩ 輕 定めなし

⑪ 宿 泊り家なし  
三戸へ三里五丁九間

⑫ 宿 藤村屋茂兵エ  
浅水へ三里一五丁四間

⑬ 宿 定宿なし  
五戸へ一里七丁

⑭ 宿 伊勢屋勘兵エ  
伝法寺へ一里二七丁五七間

⑮ 宿 定宿なし  
藤島へ三丁五五間

金田―一の戸―小の―川口―椀沢―三の戸―馬場―古町―向町―松寿寺―浅水―五の戸―一本松―伝法寺―

⑯ 本 二八文  
⑰ 輕 八二文

⑱ 本 二七文  
⑲ 輕 八二文

⑳ 本 五四文  
㉑ 輕 三六文

㉒ 本 六一文  
㉓ 輕 四一文

㉔ 本 定めなし  
㉕ 輕 定めなし

⑳ 宿 定宿なし

㉖ 宿 盛田屋与左エ門  
野辺地へ五里二九丁

㉗ 宿 野坂与次兵エ  
小湊へ四里

藤島―青坂―三本木―七の戸―てんまだて―長者久保―野辺地―馬門―狩場沢―口広―鈴川―沼内―

㉘ 本 一八二文  
㉙ 輕 一二二文

㉚ 本 二二八文  
㉛ 輕 一四四文

㉜ 本 一六六文  
㉝ 輕 一一二文

①宿 寺崎六郎兵衛  
野内へ四里一二丁

①宿 只森五左エ門  
青森へ二里一七丁

①宿 小川屋權八  
油川へ一里一三丁  
松前へ海上二五里

①宿 淺田へ三里一九丁

①本 小湊—藤沢—山口—中野—古屋—浅虫—久栗坂—野内—原別—つくり道—青森湊—万町—仲館—新田—油川—十  
①本 一六九文  
①輕 一一二文

①本 三三九文  
①輕 二六文

①本 一五一文  
①輕 九六文

三森—田沢村—飯田—飛鳥—瀬戸子—奥内—前田—清水—馬部—浜松—左関—小ばし—六枚ばし—後方—回戸ば

①宿 蟹田へ二里三丁

①宿 平館へ三里一六丁

し—中沢—長しな—あみだ川—蓬田—江沢—瀬辺地—広瀬—蟹田—中沢—石ばし—源泊り—三つ家—杉村—今津  
①本 五一文  
①輕 四三文  
①本 一五一文  
①輕 九六文

①宿 今別へ五里二〇丁

①宿 三厩へ二里八丁三九間

—のだ村—根岸—平館—石ざき—うた—奥平部—砂がもり—母衣川—大泊り—山さき—一つ木—今別—はま  
①本 四一三文  
①輕 二七二文  
①本 四八文  
①輕 三三二文

①宿 松前へ海上七里  
①宿 江戸より二九〇里余

な—増川—松ヶ崎—三厩—松前—マカト—泊川—ヲヨヘ—日神崎—レヒケ—フクシマ—かめた—筥館—江刺  
以下船表地

註 ①岸井良衛編『五街道細見』その他を参照して作成した。

②奥州街道は、厳密な意味では、白沢～白川間の一〇宿とする説、千住から白川までとする説、千住から青森まで一一〇宿とする説、千住から笹館まで一一八宿とする説等諸説がある。

③<sup>本</sup>は本馬の略、宿場でやとう荷駄で、三六貫日迄の荷をつむことができた。

④<sup>軽</sup>は軽尻の略、宿場でやとう馬のことで、人間一人を乗せた場合には、外に五貫目までの荷物をのせることができた。

また人間を乗せないときは、本馬の半量の一八貫目をつむことが出来た。

⑤<sup>東</sup>は、東講に加入している宿屋名である。

⑥時代は、江戸時代末期頃である。

⑦本馬代、軽尻代ともに時々変更があり、また、このほかに、酒手(代)を要求されることもあった。

⑧太字が宿駅名、その他は、その間にある村名である。

### 第三節 道路の整備

徳川幕府は、交通網の整備をはかるため、慶長九年(一六〇四) 全国主要街道に一里塚を築かせた。

今その一里塚の全国に残るものは極めて数少なくなっているが、青森県内の奥州街道には、九カ所も残っており、貴重な交通資料として、天間林村の蒼前平および森ノ下の一里塚をはじめ、青森県の重要文化財(史跡)に指定されているものもある。

## 一 一 里 塚

一里塚の起源は通例、中国に求められる。『蒼梧隨筆』によれば、韋孝寛が雍州の刺史のとき、路の側一里ごとに土塚どこうを築いて、槐えんじゆを植え、旅人の休息の便を計ったといわれるが、また魏の文帝（在位、今から二一六〇～二一四〇年前）も、一里ごとに五尺の銅表をおき、里数を記したといわれるが、わが国の一里塚の制度は此等の模倣であると思われる。

わが国における里程標の最古のものは、大治元年（一一二六）平泉の藤原清衡が白河より外ヶ浜（青森市・東津軽郡）までの間、一里ごとに仏像を金箔でえがいた卒都婆を立てたことに求められるが、その後、織田信長も道路の整備に意を用い、天正三年（一五七五）、官営工事として道路改修を実施した。

これにより道路は改善されたが、工事その他による農民の負担も大きかったことは、「世は地獄、道は極楽、人は鬼、身は濁り酒、しぼりとらるる」という落首の出現によっても明らかである。

信長はその後天正一四年（一五八六）、諸国に命じ、六町一里の制を改め、三六町一里の制をしき、その分国内に一里塚を築き、その上に松・榎等を植えさせた。

その後、豊臣秀吉により、天下が統一されると、その交通政策も全国的規模でたてられ、関所の設置や道路の整備等が行われた。

豊臣氏に代わった徳川家康は、中央集権の手段として交通政策に意を用い、五街道の指定、宿駅の設置、一里塚の築造、並木の整備等をおこない、旅宿の便を計った。

現在街道に残存する一里塚のほとんどは、江戸時代に築かれたものである。

一里塚が全国にあまねく築かれるに至ったのは、『慶長見聞集』に、「江城日本橋を一里塚のもとと定め、三十六町を道一里につもり、是より東のはて、西のはて、五畿九道残る所なく一里塚をつかせ給ふ」とあるのや、『塩尻』に「慶長九年二月四日、台徳大相国（家康）、東海道・越後道・奥州路等に命じて、各一里毎に両塚を築かしめ、樹を植しめ給ふ。同年五月下旬にことごとく成就せし、今に残て行人里程に便す。皆公の賜也」とあることよって、慶長九年（一六〇四）二月から五月のことであるとされている。

しかし、これら一里塚築造の管理者であった江戸町年寄の樽屋、奈良屋等が東海・東山両道の一里塚完成を機に、銀若干を賜ったのは慶長一七年の事であるから、脇街道や、奥州の一里塚の築造は、あるいは少し後年に属したかもしれない。

一里塚上には榎が植えられ、所によっては松・槻も植えられた。

榎が植えられた由来については、わが国では、古くは檮おろちを植えていたが、秀吉は里氏に、檮は佳木でないから「余の木」を植えよといったところ、里氏が榎とききちがえて榎を植えるようになったとも、また、土井利勝が一里塚に植えるべき樹種を將軍徳川家光に尋ねた処、家光が、並木には松を植えさせたから、塚には「余の木」を植えよといったのを、利勝が耳が遠かったので榎ときき違えたから、ともいわれている。（『雨窓閑話』）

また、『蒼梧隨筆』は、中国では槐を植えているが、「榎と槐と其木相似て、槐は少にして、榎木は多きものゆへ、得て安く、尤も松杉と異にしてひかげをなして、大木となるを以て、槐に代えて塚の木となせしなるべし」

と述べている。

前二説は、話としては面白いが、第三説のように、中国に範をとり、槐に似て、しかも得安い榎を植えたと思われるのが至当かもしれない。

本県では、天間館字森ノ下の一里塚の樹が槐の木であるように、これも得安い槐を植えたものであろう。

一里塚の大きさについては『当代記』に、「一里塚五間四方也、関東奥羽迄右之通也、木曾路同如此……」とある。

一里塚は、このように、日本橋を起点とし、一里毎に、街道の両側に、時としては片側に、五間四方の大きさに造られ、その上に榎その他を植え、里程標としたものであり、遠望できるよう、かなりの大きさのものであった。

一方、南部藩領内における一里塚の築造年月は必ずしも明瞭ではない。

前述の如く、『塩尻』は、奥州路にも慶長九年に一里塚が築かれたとしているが、その場合の「奥州路」とは何処までをさすのか。

奥州街道については、何処までをさすのか諸説があるから、この年果たして青森まで一里塚が築かれたか多少の疑問が残る。

しかし、南部藩の『藩治雜記』は、左のように、慶長九年説をとっている。

## 道路

慶長九年諸国一里塚新築之節、一応塚建築、南鬼柳通旧仙台、北野辺地通旧津輕、馬門村迄、并同通田名部佐井村旧来松前へ渡迄、西ハ雫石通橋場村旧秋田山上盛岡ニ係ケ、東宮古通海岸迄開鑿而、明曆三年（一六五七）再ビ曲路ヲ正シ、左右ニ並木松ヲ植立積雪ノ折或ハ炎天ノ節旅人安キニ因リ、同年ヨリ追々国内弁利之新道ヲ開造ス。享保九年（一七二四）街道掃除之持場持場村方江割附。

尤、並木一本枯倒之節ハ小松三本植継ノ仕法ニ定メ、同年並木下タ式間半ツ、除石、木雫等ニ而植物不出来故、作民迷惑ヲ省キ、如斯仕来。

また、津軽でも、『津軽記』に「慶長九年為台命、山本新五左衛門、榎林清右衛門下向して奥州の通路並駅々へ一里塚を築く」とあるが、根本資料は見当たらないようである。

小井川潤次郎によれば、県南地方の一里塚は、慶安二年（一六四九）頃の築造という。

また、上北郡下における一里塚築造に関する唯一の史料である七戸町工藤正六家文書中に、「承応元年（一六五二）七月二十六日より八月十日、七戸川去・豊間内間一里塚築造、奉行工藤重助祐通」とある。

小井川説の年代や工藤家文書の年代は、前記「藩治雑記」中の道路改修年代と極めて近いから、この頃、新築か、あるいは改築がなされたことは確かであろうが、そのどちらであったかは即断することができない。

なお、信長の定めた三六町一里の制を踏襲した徳川幕府の三六町一里の制も、地方によっては必ずしも守られず、道中奉行の支配の外にある白河宿の先は、六町一里の旧制であったともいわれ、他にも五〇町一里、あるいは三〇町一里等々あり、道幅も五間とは限らず、処により、あるいは四間、あるいは三間であったという。

古川古松軒の『東遊雜記抄』中、尾駮村附近を記した個所に「行程も何里と称せるのみにして、何れも埒もなき事にて、馬士杯杯のいふにも、我々は七十里外より出役せるの、百里の外より来りしといふ事故、皆々不審に思い、能く聞き糺せば、一里と称せる所、やうやう三丁、五丁の事也。先達て聞しは、奥州は所に寄ては六町を一里とせる事と聞しに、中々六町と計りきまりし事にはあらず……」とあり、南部領も、一里塚築造等、公的には三六町一里を採用しているものの、一般には必ずしも三六町一里ではなく、旧六町一里を貫用している処もあったようである。

本県の一里塚の残存しているものは、その築造個数からいえば必ずしも多いとはいえぬが、全国的にその残存個数が極めて少ないことを思えば、それが旧南部領、とくに、三八・上北郡地方(含十和田市)に集中的に残っていることは特記に価する。

しかし、これらも、開拓事業の進展と無関心のため、あるいは取毀され、あるいは損壊される危険に類している。

筆者が、今から約二〇年前に一里塚の調査を行ったとき、上北郡下には、左の九カ所に一里塚が残っていた。

第三七表 上北郡下残存一里塚一覽表

所 在 地	直 径	高 さ	備 考
十和田市・伝法寺・平窪クゴヤジ	一一 二二 米米	二・二 九米	伝法寺——藤島間旧道雜木林中にあり、南側一里塚は完全・北側一里塚はやや損壊。



十和田市・洞内・後野	一四米	三・三米	東側一里塚のみ残存・完全
十和田市・大沢田・通称池ノ平	一三米	三・〇米	東西両側共完全に残る。国道より見通し可能。両一里塚の間隔八米
七戸町・天王九六	一四米	四・〇米	西側一里塚のみ残存・保存良好
天間林村・天間館・柳平	一一・六米	二・〇米	東側一里塚は全壊に近し。西側一里塚は半壊。間隔一米
天間林村・天間館・卒古沢	九・三米	二・〇米	東西両側共完全に残る。間隔一〇米
天間林村・天間館・森ノ下	一二米	二・三米	東西両側共残存。塚上に、直径夫々七・七米、八米の槻木大木あり。間隔一〇米
甲地村・夫雑原	一一米	二・二米	西側一里塚のみ残存。半壊
野辺地町・坊ノ塚	九・〇米	二・二米	東側一里塚完全。西側半壊、間隔八・五米杉林中にあり

これらの一里塚のうち、十和田市伝法寺・十和田市大沢田・天間館卒古沢・天間館森ノ下および野辺地町の、道路あるいは旧道の両側に、各二基宛残っている一里塚は、三八地方の四カ所と共に昭和三七年六月二九日青森県史跡として指定された。

このうち、森ノ下の一里塚は、その上に槻の古木のある堂々たるものであったが、うち一本が危険木として伐採された。

一方、卒古沢の一里塚は、当時の古木とて無いが、二基ともに完全な形で残り、しかも周囲が芝生でおゝわれ、旧道跡も、車のわだちらしく窪んだ形を残し、其処に立つ者をして江戸時代の昔にあるが如き感をいだかせる美しい一里塚である。



最近まで七戸天王字にあった一里塚

恐らくは、現今わが国に残る一里塚中、最も美しい一里塚であると思われる。

今この一里塚のある敷地は東北電力株式会社の所有となったが、会社では、その価値をよく認識し、適切なる保存の措置を講じている。

他方、筆者の調査したあと、一基だけのため未指定ではあったが立派な一里塚であった七戸町天王字の一里塚が滅失したのは惜しまれる。

江戸時代に設けられたこれらの一里塚が、当時の陸路を旅する人々に、いかに便益を与えたか、またこれらの街道なり一里塚なりの整備が、混沌としていた里程を整備し、江戸を中心とする交通路の整備、国内産業、一般文化の向上発展に、いかに役立ったかを考えるとき、われわれは、これら生きた交通史料である一里塚が、これ以上破壊されることのないよう、保護管理の手をさしのべなければなるまい。

二 並木

五街道を始め、主要な街道の両側には並木が植えられ、街道に風情を添えると同時に、夏は木蔭をつくり、冬は積雪を防ぐのに役立てられた。

並木はこのように、旅人に便益を与えたので、各藩ともその維持管理には絶えず意を用いた。

並木は多くの場合松であった。

南部藩が、並木の保護につとめた最初は、資料的には前述したように明暦三年（一六五七）（『藩治雜記』）である。

この明暦三年の松並木の植立について『内史略』に次のような記録がある。

此節、御領内街道曲まがり悪きの間、新道を付、真直に致、両脇へ並木を植、日光街道の様仕候へと被仰付、花

巻筋は御城代に被仰付、盛岡より郡山・雫石方は赤前治右衛門、日野左兵衛、盛岡より奥筋は工藤右馬助、

町野弥市右衛門奉行被仰付造立、並木植立候也

七戸・天間林地方は、ここにいう奥筋に当たるから、工藤・町野両士が植立奉行となって植立てたものである。

もちろん、並木の植立はこの年だけではなく、何回も行われたことと思われるが、せっかく植えた並木にいたずらをする不心得者もあったとみえ、寛保四年（一七四四）二月一六日、藩は次のようなきびしい達しを代官宛に出している。（『藩法集・盛岡藩』）

往還街道之並木松等、古来より心を尽し植立候<sup>いたす</sup>、徒もの有之、ようた打或は根を堀切候之故、風折等数多有之候。

右等之儀、遠方之者は、致間敷事ニ候。

尤、近年植継之小松は、枝を剪或ハ引倒候類相見得候、以之外不宜候条、右往還ニ相懸候支配ハ、其村肝煎并街道地付は不及申、最寄之者度々懸廻り、並木え障らせ不申様可仕候。

尤、いたつら者見当り候ハ、搦押、急度可及披露、左候ハ、褒美可申付候。

若見遁候歟、並木え障候義、詮議之上不存候之由申出候ハ、肝煎并其最寄之者え科代可申候。

此旨急度可中渡候。

右之趣宜相心得、急度可申渡者也。

また、藤やつたの類が並木にからまると、その生長を防げるので、各藩ともその除去に意を用いた。

『五駅便覧』にもそれに関する記事が載っているが、南部藩でも、左のように延享四年（一七四七年）、並木にからまる藤、つた類の除去を命じている。

海道並木或一里塚之木、其外居屋敷・くね等ニ有之諸木え、からまり申候藤・蔦之類有之候得は、成木之妨ニも相成可申様ニ思召候間、為剪取候様被仰出候。

尤、山林・立林等預居候ものハ、用木ニも相成可申様、成諸木えからまり候藤・蔦之類は、連々心を用い、木え障不申様剪取可申旨被仰出。

南部藩は、街道を整備するため、その掃除を、その街道添いの村々の任務としたことは、先に引用した『藩治雑記』の中に出ているが、同書は続いて、並木添いの農地は、木の零等のため植物が出来なくなり、百姓の迷惑になるから、という理由で、享保九年（一七二四）以降、二間半の幅でこれを免税地としたことを記している。

これは、農民保護の上からも、並木保全の上からも、きわめて適切な措置であった。

江戸時代に植えられた街道並木で、その面影を今にとどめているのは、日光街道の杉並木の大木が名高いが、青森県では、八戸市の、通称上り街道の一部にそれが見られるほか見ることはできない。

#### 第四節 境目番所

##### 一 男女・物資の流出入の取締

江戸時代は封建制の時代であり、諸事封鎖的なことが多かった。

そのため、隣藩との境には、境目番所（口留番所ともいう）が設けられた。

この番所は、藩境警備のための旅人の取締りと、物資の流出入を監視することを主たる任務とした。

南部藩の境目番所は、和賀郡に七つ、岩手郡に一つ、鹿角郡に四つ、閉伊郡に五つ、北郡に一つ置かれた。

北郡のそれは、津軽藩（黒石領）との出入口である馬門村におかれた。

南部藩の領域は、「三ヶ月の円くなるまで南部領」といわれるほど広大であったので、物資の流通を取締るに

は、境目番所だけでは不足であった。

このため、主要な物資の交通路には、物留番所、中番所と呼ばれる番所も設けられた。

この二つの番所は北郡にはおかれなかったが、近くでは、三戸郡三戸通の夏坂と、二戸郡福岡通の小繫に中番所がおかれていた。

番所には、高札が立てられ、無許可の男女、諸物資が他領へ出ることを禁じていたが、その趣旨を徹底させるため、折りに触れ、禁令が示達された。

その幾つかを、まず自領民が他領へ出ることを禁じた示達から示してみよう。

元禄三年（一六九〇）覚

御当領より男女共、他領へ堅出申間敷旨、兼て被仰渡候得共、近年男女共他領へ参、依之先々ニて六ヶ敷事仕出、江戸御屋敷え届有之候間、弥向後一切他領へ出申間敷由、御城下町中え可被申渡事（後略）

元禄三年十月十九日 覚

所々在々町并村々御藏・御給所共、男女他領<sub>正</sub>出候事兼て堅御停止被仰付候得共、近年男女共他領へ参、依之先々ニて六ヶ敷事共仕出、江戸御屋敷え届在之候儀、所々御代官并肝煎・五人組無念之至被思召候、向後他領へ一切出申間敷事（後略）

この達しには、領民が他領へ出ていく理由を特に明示していないが、次に掲げる達しには、いわゆる御宮参り

の「抜参り」で他領に出、しかも江戸屋敷へ罷出、迷惑をかける者が多くなったために、これを禁止する旨が示されている。

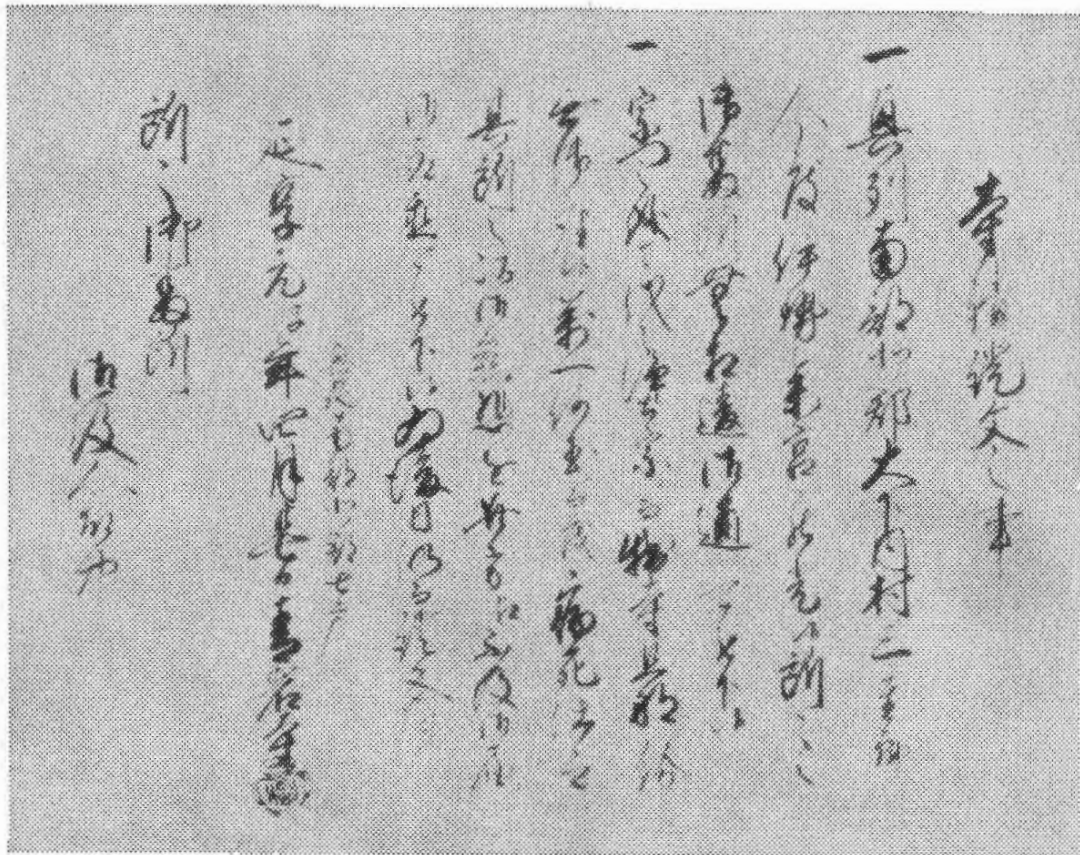
明和四年（一七六七）三月十八日

御領内の女、他領へ罷出候儀古来より御停止之処、近年ニ至、伊勢参宮、或善光寺参之類、抜参多有之由相聞得、其上ニ江戸屋敷えも立寄候類有之、甚心得違之至ニ付、此度尚又被仰出候間、弥以無怠時々申付候様仰付候。自然右御沙汰之上心得違、江戸表なとえ罷出、御屋敷え参候者有之候ハ、御詮議之上、右女は不及申、検断・肝煎・人元之者迄急度可被仰付旨被仰出。

但、法躰之女たり共、右同様可相心得候、若此末抜参之女江戸屋敷え罷出候ハ、此度被仰出候以前御領分罷出候義も可有之候間、日積を以御吟味可被仰付事

この明和四年の達しは、特に女性の「抜参り」を禁じたものであるが、これより先、宝暦二年（一七五二）正月には、女に限定せず、在々百姓、諸士の召使その他領内下々の者で、許可を得て伊勢参宮に参る者に対しては、従来江戸屋敷に一泊することを許し、また「抜参り」の者に対しても、特別の御慈悲を以て、食事を与えてきたが、今後は、許可の焼印を所持していない者に対しては、江戸屋敷の門前から追い返し、なお、検断・肝煎・人元ノの者まで、本人同様越度とする旨の達しが出されている。

このような藩の方針にもかかわらず、前述、明和四年のような達しの出ていることは、一生のうち一度はお伊勢参りをしなければならぬという風習が南部地方でも広く浸透してきたことを物語るものである。



青岩寺発行の寺請証文

ただここで疑問に思うのは、関所や境目番所を通るには、往来手形（通行手形）を所持していなければならぬ筈であるのに、どのような手段で出国したのか、という点であるが、この点については後考にゆだねたい。

なお往来手形は、旅に出る者の所属する旦那寺が発行する習わしであり、これを寺請証文といつた。

左に大下内村の三重郎が伊勢参宮に上る時、青岩寺が発行した寺請証文を示そう。

寺請証文之事

- 一 奥州南部北郡大下内村三重郎今度伊勢参宮ニ罷登候。所々之御番所無相違御通セ可被下候
- 一 宗門之儀者、代々浄土宗ニ而拙寺旦那ニ紛無御座候。万一何国ニ而茂、病死仕候ハ、



其所之以御慈悲を、此方<sup>江</sup>不及御届ニ御取置可被下候。為後日仍而証文如件

延享元子年四月廿七日

奥州南部北郡七戸

青 岩 寺 印

所々御番所

御 役 人 衆 中

このように、自領民が他領に出るのを取締るのは、当時どの藩でも行われたことであるが、津軽藩との間では両藩の特殊な事情もあって、文通さえも禁じられたこともあった。その資料を次に示そう。

文化十四年（一八一七）二月十七日（『藩法集・盛岡藩下』）

津軽領之者え、諸取組事并文通等致候者も有之様、粗相聞得、以之外之事故。

已来商向は勿論、文通決して致申間敷候。

万一心得違之者有之おゐてハ、御吟味之上、急度可被及御沙汰候旨被仰出、其向々御代官処之御沙汰有之、

委細之儀は御目付留書ニ有之

ここに禁じられているような商取組みが南部と津軽との間に存在したことを示す資料は未見であるが、この禁令によって、商取引は別として果たして文通までも、とめられたかは明らかでない。

自領民の他領への出国と同様、他領民の南部領への入国も当然取締の対象となったが、正規の往来切手を所持しておれば、入国を認めないわけにはいかなかった。

従って他領民の取締は、飢饉時の流入等特殊な場合を除いては、領内に宿泊する場合が主たる対象となった。

他領民の南部領への入国、逗留については、享保八年（一七二三）、同一三年（一七二八）、明和九年（一七七一）、天保四年（一八三三）、同七年（一八三六）に、その取締規則が出されている。（『藩法集・盛岡藩』）取締の対象となった他領人は、浄瑠璃語・薬売・六十六部・出家・こも僧・願人・坊主・座頭・狂言役者・種々のみせ物・浪人・各種商人等であった。

取締は、年により強弱があったが、通過する旅人はしかたがないが、無用な者・有害な者の入国は認めない、やむを得ない者の入国は認めるが、逗留期間はなるべく短くする、というのが原則であった。

次に、明和九年二月一三日に出された達しをみてみよう。

二月十三日、他領者逗留之日数此度左之通被仰付

一 他領薬売

右は只今迄逗留日数不相定趣相聞得候、此末逗留日数三日ニ限可申事、

但、年々罷越候薬売等は、代銭取組用事も可有之候間、右類之者は逗留日数三日にて差支之筋も有之候ハ、

吟味の上、逗留居直し判紙相出可申候、尤、与風罷越候者は、逗留可為無用事

一 薬種商売人

右は和薬等取組ニ数年罷越候ものは、逗留日数相定候ては、薬種屋差支ニも相成可申候間、其時々吟味之上逗留可為仕事、

但、右用事ニて此末与風罷越候もの有之候ても、逗留為仕間敷候、乍然慥成商人ニて薬店之ためにも相成候儀も有之候は、吟味之上逗留可為仕事

一 熊胆商売人

右は逗留為仕間敷事、

一 医師

右は三日逗留可為仕候、療治方ニ寄、其筋より願出候ハ、七日逗留可為仕事、

一 上方店元商人

用事ニて其筋々え罷越、逗留罷有候者、用事済兼候得は、一兩年も逗留罷有候趣相聞得候、右類は人元慥ニて、商人用事ニ相違無之候ハ、吟味之上、是迄之通逗留可為致事、

一 瀬戸物商人・絹布類商売人

右は年々罷越、人元慥成ものニ候ハ、其節遂吟味、逗留可為仕候、与風参候ものハ逗留可為無用事、

一 古鉄商売・鉛売

右は二日・三日逗留可為仕事、

一 小商人・小間物商・櫛笄細工人

右類、茶・たばこ様之物持参申候者ハ、逗留日数七日ニ限可申事、

但、染藍・紺屋形持参之者、御当地之者え取組之筋も有之様相聞得候間、年々罷越、人元慥成者ハ、売買筋相濟候迄、吟味之上逗留可為仕事、

一 小荷駄調人・塗物調人

右は吟味之上、調方相濟候ハ、逗留可為無用事、

一 他領角力 芝居役者 操役者あやつり 竹田からくり 軽業師 七人芸者 浄瑠璃語 講釈師

右之類、所祭礼等有之節参懸候ハ、四五日ニ限逗留可為仕事、平日は決して逗留可為無用事

一 諸芸指南之者

右は武芸・算筆指南之者は、吟味之上逗留可中付事、

一 絵師 楽書 鋏細工

右之類之者ハ、逗留可為無用事

一 神社・仏閣参詣之男女、他領より罷越候もの

其節々吟味之上逗留可為仕事

右は他領より罷越、逗留者之内、無用之ものも有之様相聞得候付、此度前条之通被仰付候、在町共可申含置候、

向後遂吟味、逗留切手差出可申旨被仰出

逗留を禁じられている者が逗留しているうわさが聞こえると、肝煎がその有無を調査し、これをみつけ出した時は、「村送り」といって、村から次の村へと順次に送り、境番所の外へ送り返さなければならず、これを怠ると、代官も、肝煎も処罰された。

さらに、天保四年（一八三三）八月二二日の御沙汰書によれば、無用の者が入ってきたときは、必ずこれを境番所外に送り返さなければならなかったし、また諸勧進（神社仏閣の建立、修理を名として寄付をもらう者）は、境番所を通すことさえ禁じられていた。

境番所は、このように、旅行で通過する者以外の無用の者は、いれないように見張るのが一つの任務であったが、その網の目をくぐって領内に入っても、みつかる前と前述のように、境番外に送り出された。

## 二 移出入税の徴収

境番所の今一つの重要な任務は、領内の無許可の物資が藩外に流出すること、すなわち密移出の取締であった。このため、藩は、領外への移出禁止の品目を定め、番所には次のような高札を建て、これを取締った。

馬門御番所御高札写（野坂彦治氏旧記）

覚

- 一 武器類、くろかね類
- 一 紅花、紫根、黄蓮
- 一 蠟、漆、油
- 一 綿、麻、からむし、

布 一 箔椀、同木地 一 銅、鉛、硫黄、塩硝、皮類 一 男女并牛馬  
 右之通無手形他領へ出候事堅可停止事、若シ協道通者於有之者可捕上、為御褒美其持料可被下者也

宝曆六年三月

御国産之内領内出御制禁之品々（『篤焉家訓』）

- |         |               |        |            |
|---------|---------------|--------|------------|
| 一 武器之類  | 一 金、銀、銅、鉄、銭、鉛 | 一 米并雜穀 | 一 諸材木、枳    |
| 一 硫黄、塩硝 | 一 真綿          | 一 紫根   | 一 麻糸、蠟     |
| 一 漆     | 一 塗物、箔椀、同木地   | 一 荏油   | 一 魚、鳥、海草、塩 |
| 一 春木、明松 | 一 紅花并藥種之類     | 一 たばこ  | 一 くんろくこう   |
| 一 布     | 一 藍           | 一 級    | 一 起炭       |
| 一 黄精    | 一 かたくり、薯蕷     | 一 皮の類  | 一 男女       |
| 一 牛馬    | 一 魚油          |        |            |

右の品々他領出其筋差図於無之者堅通し申問敷事

明和六年丑四月

北 東 桂 織笠 彈正  
 民部 中務 和泉

右之通御領分口々御番所<sup>五</sup>御書出御渡被成  
 しかし、これらのすべてが全面的に禁輸であったわけではなく、許可を得たものであれば、一定の税金を収めた上でこれを輸出することができた。

元禄一五年(一七〇二)付の野辺地仙台屋彦兵衛家の『永記録』によると、それらの移出税は左の通りであった。

一 大豆	老 石	百六拾文	一 麻糸	老貫目	八 文
一 小麦	〃	貳百文	一 切煙草	老 駄	百 文
一 精粟・小豆	〃	貳百文	一 慰斗煙草	拾貫入 老箱	百貳拾四文
一 大麦	〃	八拾文	一 折敷	老 駄	五拾文
一 かつちゃ粟	〃	三拾六文	一 浄法寺五器	老 駄	三百文
一 そば	〃	三拾六文	一 縄たばこ	老 縄	三 文
一 紺屋灰	〃	百 文	一 酒貳斗入	老 樽	貳拾文
一 荒物類	老 駄	百 文	一 塩	老 駄	貳拾四文
一 へりなし	拾 枚	拾六文	一 蠟三十貳貫目	老 駄	五貫文
一 染 藍	老 駄	百六拾文	一 呉服・木綿・古手帷子・細物・薬種の類		
一 布	老 反	六 文	金老歩ニ付銭拾貳文積、問屋仕切表を以て取		
一 真綿	老貫目	百五拾文	立可申事		

一 鉄の類	三十五貫	壺 駄	貳百八十文
一 紙類	壺 箱	百三拾文	
一 五十集物	壺 駄	百六拾文	
一 魚油	壺 駄	百六拾文	
一 海藻類	壺 駄	貳百四十文	
一 煎海鼠	拾六貫入	壺 本	貳貫文

右之通り、出役相改め取立可申候。此外にも出荷物有之候ハゞ、右役立に準じ、取立可申事。他領へ移出される商品だけではなく、他領から移入される商品も同様、移入税を課せられた。前掲、『永記録』によれば、そのは、次の通りであった。

一 米	壺 俵	八拾六文 五分八厘	
但四斗入、五斗入まで舁目不同は右を以て可			
取立候、粟・大豆は米壺俵□□□□			
稗は粟より五割増、小豆は米同前			
一 酒	壺 斗	六拾四文	
入目不同は□を以可取立候			
一 茶	壺 本	三百三拾	

---

一 雉子	壺 懸	六文	
一 鮭塩引	壺 本	五文	
一 菜種油草	壺 駄	百六拾文	
一 鮭・鱒・鯛・鱸	壺 本	六文	
一 水主面役	壺 人	三百文	
一 木綿	百貳拾反入	壺 箱	六百五拾文
一 古手新物	三拾入	壺 箱	四百三拾文
一 夜着布団	拾五入	壺 箱	三百七拾文
一 綿	拾六貫目入	壺 箱	貳百五拾文
一 貫手綿	百貳拾入	壺 箱	三百六拾文
一 蠟燭	三貫目入	壺 箱	百七拾文
一 紙	壺 万貳千枚	壺 箱	百三拾文



一 呉服櫃	壹箱	五百文	一 鰈・油目	十ヲ	貳文五分
一 細物櫃	壹箱	三百五拾文	一 数の子	四斗入	壹俵 貳拾文
一 棧留又布物	壹反	拾五文	一 生海鼠	拾ヲ	八分三三
一 晒蠟布類	壹反	拾貳文	一 一切込かぜ	壹盃	八分三三
一 鱈・鮫・干鮭	壹本	八分三三	一 鱧	壹本	貳文五分
一 青鰯・塩引鮭	壹本	貳文五分	一 ほや	十ヲ	壹文七分
一 粒鮓・串貝・小肴	十個	貳文五分	一 生貝	十ヲ	壹文七分
一 身欠鮓	三千入	壹俵 六拾貳文五分	一 生鱈	片間	八文三三
一 筒鮓	六丸入	壹俵 貳拾文	一 白魚	壹盃	八分三三
一 鯨・臘臍	壹貫目	貳拾五文			

右之通、入役相改め取立可申候。此外にも相洩れ候品は、右役立に順、取立可申候。万事御定目通相慎、下々差支無之様に取立可申候。

このように、移出入ともに、境番所において、一定の税金が課せられたが、元文六年（一七四一）寛保元年（一七四九）七月七日、移出税の徴収について、古来よりの移出入税以外のものは一切これを免除するという大英断的措施がとられた。

これは、左に示す達書でわかるように、商業というものの有用性を認めた。画期的な政策であった。

御領分中出入役御免ニ付被仰渡 (『篤焉家訓』卷十八その他)

今度、御領分中一切之出入役取立之儀、御領分中、他領共ニ有之事ニ候得共、古来より取立候役ハ格別之儀  
其外出入役、此度御免被成候。

畢竟纒之商売仕候者迄も、御領分中之御救ニ相成候事故、御免被成候間、在町御百姓共、末々之者迄、早々  
相触候様被仰出。

この達しは、代官を通し、領民まで示達された。

しかし、馬、米その他の穀物、錢等の移出はもちろん許されたわけではなく、度々嚴重な取締令を出している。

先に示した、宝曆六年の高札末尾に、脇街道などを通る者を捕えた者には、その者の所持品をほうびとして与える、とあったが、さらに明和九年(一七七二)七月二十九日には、移出禁止制品である米・錢・雜穀の密移出者や、移入禁制品である粗悪な鉏錢の移入者を捕えた者には、それらの品をほうびとして与える旨の左の様な達しが、鹿角・野辺地の御境奉行、各代官、各番所に対して示達され、その趣旨が徹底された。

鹿角・野辺地御境奉行え

近年他領より鉏錢過分入来候付、御吟味被仰付、御領分之者相对取組、入来候錢捕押訴出候ハ、御吟味之上、其者え可被下置事、

他領出御制禁之錢并米・雜穀抜出候之趣相聞候付、問道吟味被仰付、御境古人并山見・山守等、其筋之もの

心を用、相廻、捕押候様可申付候、

尤、捕違有之候とも不苦候、米・錢・雜穀捕押候ハ、是又其者え可被下置事

(『藩法集・盛岡藩上』)

(代官所、番所宛のものも、ほぼ同趣旨に付省略)

密移出入は、このように嚴重に取締られたが、それでも、普通荷物をよそおって、駄賃帳で番所を通りぬけるものもあった。(前掲『藩法集・盛岡藩下』、天保八年三月二九日の項)

## 第五節 交通・運輸施設

### 一 駅伝の制

関所や番所は交通の発達を阻む一面を有したのに対し、駅伝・助郷・飛脚・旅宿の制度は交通の発達に役立つた。

駅伝とは、各宿駅に人馬(伝馬と称する)を常備させ、人や荷物の運搬にあてさせた制度であり、すでに秀吉の時代から実施されていたものを徳川家康がうけ継いで整備したものである、といわれている。

南部藩の駅伝の制の開始年月は不明であるが、『藩治雜記』に次のように記されている。

宿駅人馬継立

国内宿駅人馬繼立之起本年月不詳、元文三年（一七三八）以来、旧幕府より触達之賃銀を以、公用国用を弁じ、他藩士及家中之用向ニ而繼立も右制限に随。

然共変換あり、今一々難調。

商者は駅役之者と相對を以適宜之賃銀払渡。

尤、公用国用に向け、駅々日々伝馬七疋飛脚等の急用に供す、繼夫拾人急用ニ向ケ、一昼夜定目に詰番とす。

但小駅は近郷隣郡助合せしむ。右に而も繼立難及は、年々駅所へ助情金下ケ与。

近年蝦夷地御警衛に付、人馬繼立繁々に付、慶応元年駅馬買入代金村々江年賦納ニ定め貸渡、追々人馬繼立、弥迅速に運方申達候。

尤、常道之通行は人馬之数を不限、右仕方にメ、駅々より毎月人馬遣払為書上、駅所駅所取締致来り。

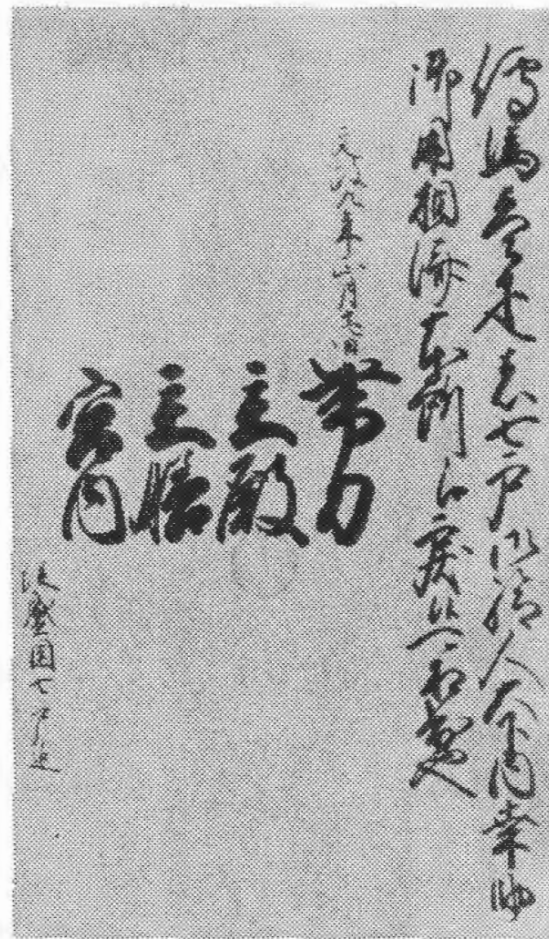
簡にして要を得た説明であるので蛇足を加えないが、この駅伝のための人夫および伝馬は、村々に一種の租税（賦役）として賦課された。

その負担に耐えきれずに、七戸通りの百姓が嘉永六年（一八五三）五月、百姓一揆をおこしたことは既に述べた。

伝馬や人夫（夫伝馬という）を利用するのは、七戸地方にあっては、藩の公用で旅をする御給人や一般旅客であった。

御給人が、夫伝馬を利用するときは、藩の発行した“伝馬証文”を宿駅で呈示すればよかった。

伝馬は、公用の時は無料で乗れたが、私用の時や一般旅人が利用するときには有料であった。その目方は、本馬（荷駄）は三六貫迄、軽尻は一八貫目までの荷物を乗せることができた。人が乗る場合には、一人の外に五貫目までの荷物をつむことができた。江戸時代末期の駄賃は『奥州街道宿駅名』中に付記した通りで、公定されていたが、時に応じて改訂されたものである。また、別に酒代をチップとしてくれたり、あるいは要求されたりすることもあった。



伝馬証文

たいがいの御給人の家には、この種の伝馬証文が何枚か残されているので一例を掲げよう。（『大下内家文書』）

伝馬老疋者七戸御給人大下内幸助御用相  
 濟本所<sup>ニ</sup>戻候 可相出也

文政九年正月十四日 帶刀

主殿 ⑨

主膳

宮内

從盛岡七戸迄

## 二 助郷の制

各宿駅に常備の人馬は、全部これを公用に充てることは禁ぜられていたので、多数の公用者が全員同時に夫伝馬を利用することは出来なかった。

その不足を補うために設けられたのが助郷の制である。

助郷とは元来、宿駅における夫伝馬の不足を補うために、指定された郷村の意味であったが、そのために助夫・伝馬を負担する課役をも助郷というようになった。

南部藩の松前警備や維新の際、公用で出張する者が急激にふえてから、助郷のための農村の負担は過重となり、それが農村の疲弊につながるが多かったが、これに関する資料はあまり見えない。

## 三 飛脚の制

駅伝の制によって交通・運輸は大きく発達したが、さらに飛脚の制がおこると、金銭も書状も荷物も送送されたので、人々は非常な便益を得た。

飛脚は、古く平安時代に「脚力」の名で登場するが、鎌倉時代には騎馬でなされたという。

江戸時代には徒歩で走るのが通例であった。

飛脚の制は、江戸時代空前の発達をとげ、家康が天正一八年（一五九〇）にはじめた継飛脚をはじめ、各大名が江戸と領国との間を結ぶために設けた大名飛脚の外に民間には飛脚業者による町飛脚がおこった。

とは云っても、飛脚問屋などは七戸でいどの町には無かったから、たとえば七戸の船木屋松五郎が大坂に多額の金子を送る時など、仙台の飛脚問屋を利用していった。

そのことを考えると、便利になったとはいっても、庶民にとって本当に便利になるのは、明治に入り、郵便事業が発達してからのことであった。

#### 四 橋 梁

七戸川は古くは徒渉であったが、『御山御用日記』中に、宝暦一〇年（一七六〇）四月、七戸川大橋改修普請のあったことが見えているから、それ以前から橋梁があったことがわかる。しかし、どのような規模のものであったかはわからない。

これに対し、弘化二年（一八四五年）には錢九七四貫四〇文の予算を計上して小川町橋の新規建替をはかり

大工作料 一六五貫文

木挽作料 一貫七一六文

諸品買上代 二貫九三二文

釘・鉄具・鍛冶渡分 三一三貫七〇〇文

人足雇代 六五貫一〇〇文

ノ 五四八貫四四八文

で以て建造しているから、相当立派な木橋であったと思われる。

(『小川町橋新規建替御入方銭指引帳』)